山田孝雄著

神皇正統記述義

東京
民友社
發行

池田氏　青蓮院本巻下　本文首

池田氏　青蓮院本巻下　奥書

村岡氏清家本　本文首

神皇正統記一　甲帖
大日本者神国也天祖始テ基ヲ開キ日神長ク統ヲ伝
我国ノミ此事有リ異朝ニハ其類无シ故神国ト云也神代ニハ豊
葦原ノ千五百ノ瑞穂ノ国ト云フ天地開闢ノ初ヨリ此名有リ
天祖国常立尊陽神陰神ニ授ケ給シ勅ニ見ヘタリ天照太
神天孫ノ尊ニ譲リマシヽニモ此名有レハ根本ノ号ナリトハ知ヌヘシ
又ハ大八洲国ト云フ是ハ陽神陰神此国ヲ生ミ給シカハ八ノ洲ナリ
又ハ耶麻土ト云フ是ハ大八洲ノ中国ノ名也
第八ニ當ルタ天津御虚空豊秋津根別ト云神ヲ生給フ是ヲ大
日本豊秋津洲ト名ク今ハ四十八箇国ニ分テリ中洲タリ
シ上ニ神武天皇東征ヨリ代々ノ皇都也依テ其名ヲ取テ
餘ノ七洲ヲモ耶麻土ト云ナルヘシ周ノ国ヨリ出タリシ

村岡氏清家本　奥書

自序

神皇正統記はわが國家必須の至寶にして、上下一般の必讀の經典たることは余輩の贅言を要せざる所なり。余この書につきて衍義の出でむことを冀ふ事多年、或は自ら共の事に從ふことをせむかとも考ふること屢にして多少の準備を施したることもあれど、その事の重くして責の大なるを知るが故に、これを果すこと能はざりき。昭和四年秋蘇峰先生その秘庫に存する古寫の神皇正統記を示して、これが衍義をものせよと勸めらる。余上述の素志を述べ、しかも、輕々しく實行すべき事にあらず、又容易に成就すべき事にもあらざるによりて固辭す。蘇峰先生聽されずして勸めらるること益切なり。ここに於いて意を決してその勸めに應ずるに至れり。かくて著手せむとするにあたり、その本文の上に於いて、從來流布の板本はすべて杜撰にしてとるべからず。玆に古寫本についていづれを基底とすべきかに惑ふこと數ヶ月、研究の結果、本書の如きものを作成せり。かくてその述義の著作に筆を執りはじめしは昭和五年夏の頃なり。爾來公務の餘暇を偸みて筆をとり、辛うじて昭和六年一月に至りて略稿を了し、三月に至りて一旦脫稿とした

り。かくてこれを蘇峰先生に呈し、印刷に附し、本年二月に至りて本文の印刷を了へたり。然るにその成れるものを見るに、不備の點頗る多く、心に慊らずとすること深し。一旦はこれを抛ちて更に稿を起さむかとも思ひしかど、恣にさるわざをも爲し得ぬ事なれば、意を決して、ここに世に公にすることとしぬ。然れども、かくの如き不完全のものは蘇峰先生の期待に背くことの多大なるはいふをまたず、一は著者の英靈に對して冐瀆の譏を免れず、一は讀者各位に罪を蒙らむ。これらは菲才自ら顧みず、しかも短時日の間に之を了せむとしたるが爲にして、明かに余の不敏の致す所、責實に余が一身に在り。余は將に憤勵一番、更に努力を加へ、この重大なる責任を果さむことを期す。ここに謹んで罪を上下に請ふ。

昭和七年四月十二日

山田孝雄

例言

一、本書の本文は德富氏應永本を基礎とし、次に梅小路本を以て、これが誤脫を訂し、これに參するに、靑蓮院本、淸家本を以てし、更に白山本、北畠本、群書類從本等を以てしたり。而してその訂せるところは頭注に於いてこれを說けり。但し、その送り假名に至りては便宜加へたる所少からず。

一、この書の卷の分ち方は、正しからず。應永本によりて、上下二本とし、そのうちを四冊本の如く分ちたればなり。四冊に分たむには、應永本の卷首に示す如く、淸家本の分ち方の如くにすべかりしものなり。これ明かに著者の迂濶と疎漏とによる。次に各節目の分ち方は、記事の脈絡によりて便宜分ちたるものなるが、今に至りて見れば、なほ改むべき點少からざるを見る。これらはすべて述者の責任にして、深く罪を謝する所なり。

一、目次は述者の試みに加へたるもの、これにもなほ、改修すべき點少からざるを見る。これ亦、世の敎を俟つ所なり。

一、本書のよみ方は古寫本に存するものは努めてこれによれり。このよみ方は通途のものと異なる點少からざるを見る。その他のよみ方は成るべく、この時代若くは以前の古典に證を求めたり。されどもなほ不備少からざるを見る。將來一層の淸撰を施さむことを期す。

一、本書の述義は釋と說とより成立す。

一、釋は語句の意義と事實の說明とより成るものなるが、その節全體を一括して釋する時には釋といふ標目をかかげて、その下に釋を施し、然らざるものは釋すべき語句をかかげて、その下に釋を施す。

一、語句の意義は普通の辭書に載するものは敢へてのせず。それらの辭書の解のみにて說かれぬ部分、又普通の辭書に見えぬ語はこれを說き、或は又從來の說に於いての說明の當らずと思はるるものはこれを特に說き、その他著者の意を解明するに必要なりと思はるる點はつとめてこれを明かにせり。

一、事實の說明は中小學校の敎科書に說く如きことは一々說明せず、又その事實を本書が正しく傳へたるものはその出典を明かに示すに止めて、委しき說明を加へず、蛇足に似たればなり。ただ世に傳ふる所の誤、又世に傳ふる所の說明の誤並に不備は、なるべ

く明かに示さむとつとめたり。又本書にも往々誤謬、若くは誤解存するが故に、それらは典據を示してその誤を正しうせり。

一、說と標する部分は述者の意見を以て述べたる部分なるが、これには著者の意を忖度して、その說明の脈絡、又著者の思索上の理路を示し、更に著者の微意の存する所と信ぜらるる所を闡明し、或は著者論旨の要を摘出して讀者の心眼に訴へむとし、更に亦著者の意見について贊同しかぬるものは私見を加へて批評せる所あり。要するに、この說と標する部分は明白に述者の責任に屬する所にして、讀者は自由の境地よりして述者の言を取舍せられむことを冀ふ。

一、述義の方法は大體釋を先にして說を後にせるが、時として、釋の間に說を加ふることあり。次の節目を導く所の說を前の節目の末に加ふることあり。これらは便宜によれり。

一、附錄として、親房卿の系譜と年譜との略なるもの、及本書を草するに際して披閱したる諸本の說明と、余が正統記論とを加ふ。これ本書の讀者に多少の便あらむと思ふによる。

一、ここに本書を草するにあたりて秘藉を自由に披閱することを許されし各位に謹み

て深き感謝を捧ぐ。

昭和七年四月十二日

山田孝雄

神皇正統記述義　目次

神皇正統記述義　附錄　目次

「此」底本ナシ　梅、白、群、北ニヨル

神皇正統記述義

山田孝雄述

巻一

大日本者神國也。天祖始て基を開き、日神長く統を傳へ給ふ。我國のみ此事有り。異朝には其類无し。。此故に神國と云ふ也。

（說）これは本書の提綱にして同時にわが國體の本源を喝破したものである。而して本書一篇の精神この一節に約せらる所である。本篇を讀み了へた後に、顧みれば、述者がいふ所の浮言にあらぬをさとると共に、本書著作の本旨をさとるであらう。

（神國）意味は著者の說明で明かである。わが國を神國といふ事はこの時に始まつたものではない。日本紀卷九に「新羅王曰ク吾聞ク東ニ有ニ神國一、謂ニ日本一、亦有ニ聖王一、謂ニ天皇一」と見えたのが最も古く、又三代實錄に載せてある貞觀十一年十二月伊勢大神宮及び石淸水神社に奉られた告文にはいづれも「我日本朝波所謂神明之國奈利、神明之護賜波何乃兵寇加可ニ近來一岐」とあり、それから後には屢見ゆる語である。

（天祖）次の文にある通り、國常立尊をさす。この說は日本紀の傳に基づくもので、同時に當時の神道說によつたもので

ある。天照大御神は本書には皇祖と書いてある。

（日神長く統を傳へ給ふ） いふまでもなく。日神は天照大御神である。三善清行の意見十二箇條の序説に「臣伏案二舊記一我朝家神明傳レ統云々」とある。

（異朝） 外國の朝廷をいふ。

（説） 我國にのみ此事が有つて異朝にはその類の無いといふことは、これから下數節をへだてて後（三五頁以下）に説いてあるから、そこを讀んだら、著者のかやうに言つてゐる意味が明かにわかるであらう。

神代には豐葦原の千五百秋の瑞穗の國と云ふ。天地開闢の始より此名有り。天祖國常立尊陽神陰神に授け給ひし勅に聞こえたり。天照太神天孫の尊に讓りまし〳〵しにも此名有れば根本の號也とは知ぬべし。

（説） これから神國たる事實を説き進めようとする所であるが、最初にこの國の神代から既に在つたといふことを示したのである。何故といふに凡そ名といふものは實が在つて後につくものである。神代に上のやうな國名がある以上その名を以てさされた國の在つたことはいふまでも無いといふことは明かであるからである。

（豐葦原の千五百秋の瑞穗の國） これがわが國の古い名であることは誰も知つてゐる。これは下にある神勅を見てもわかることである。（七八頁） この語の意味は「豐葦原」といふは、釋日本紀に「凡肥美之地葦原多生故取レ喩之」と云つてあるのでわかる。千五百秋の千五百は數の多いことの一例として云つたもので千五百に限るといふ事ではない。秋は一年に一回づゝ來るから、秋で年の意味にもなるが、農業では秋が收穫時で最も大事な季節である。これを以て年をかぞふる語としてゐるのは日本が神代から農業を重大視したことの證據である。瑞穗はうるはしい見事な稻穗のことである。卽ち豐かな肥沃な土地でうるはしい稻がよく熟し、しかも、いつまでも、豐年の續くよい國であるといふ

意味の名である。

（天地開闢の始より此名有り） 開闢といふことは漢語で天地のはじめをいふのを借りたまでのこと、天地のはじめからこの名があるといふのである。

（天祖國常立尊） 天祖卽ち國常立尊といふことである。國常立尊の事は下の文に見えてゐる

（陽神陰神に授け給ひし勅） 陽神は伊弉諾尊を、陰神は伊弉冉尊をさす。この事も下の文に見ゆる。この時の勅は日本紀一書にも見えて居るが、ここは恐らくは舊事本紀に據つたものであらう。その文は「天祖詔二伊弉諾、伊弉冉尊一曰有二豐葦原千五百秋瑞穗之地一宜二汝往修一レ之、賜二天瓊矛一詔寄賜也」とある。日本紀一書にも略同じ文があるが、それには「天神」とあつて「天祖」とは書いてない。

（天照大神） 申すまでもなく、人皆知つてゐることで、この神の事も下の文に見ゆる。

（天孫の尊に讓りましくしにも云々） 天孫の尊とは天照大神の御孫瓊々杵尊を申す。この時の神勅は日本紀一書に「因勅二皇孫一曰葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可レ王之地也、宜爾皇孫就而治矣云々」とある。

（說） ここにわが國の極めての古代から在つたことを云はうとして國名の古いといふことを證據としたのであるが、國名をあげたものであるから、その序に、わが國の名稱の説明をせうといふ事に方面を少しくかへたのが次の文章である。

又は大八洲國と云ふ。是は陽神陰神此國を生み給ひしが、八の嶋なりしに依りて、名けられにけり。

（說） 前文に國名の神代より有つた事を云つたによつて、序にわが國に種々の名がある。その名の事を說くのである。これは近頃の學者が、何かの説明をするのに、最初に名義を說くといふ方法にも一致するものであるが、當時でも佛敎の學問上の説明の仕方はかやうな方法を取つた。これも著者の學識のすぐれてゐた事を考ふる一端になるであらう。

（大八洲國） これも日本の古名である。名義は八の大なる島から成立つてゐる國といふ事である。その事は下の文に説明してゐるからここではいはぬ。陽神陰神のこの國を生みなされた事は日本紀にも古事記にも見えてゐて、誰でも知つてゐるのみならず、下の文にも見ゆるから、こゝにはその文をあげぬ。

又は耶麻土と云ふ。是は大八洲の中國の名也。第八に當るたび天御虚空豐秋津根別と云ふ神を生み給ひし是を大日本豐秋津洲と名く。今は四十八箇國に分てり。中洲たりし上に神武天皇東征より代々の皇都也。仍て其名を取りて餘の七洲をも惣べて耶麻土と云ふなるべし。唐にも周の國より出でたりしかば天下を周と云ひ、漢の地より起りたれば海内を漢と名けしが如し。

（説） この段は「ヤマト」といふ國號を説明した條である。

（耶麻土） これはヤマトといふ音を萬葉假名で書きあらはしただけのものである。「土」の字は釋日本紀には「止」と書いてある。萬葉假名としては「止」の方が正しい。恐らくは寫し傳へた人の誤つたのであらう。

（大八洲の中國） かくいふは今の奈良縣の大和國をいふのである。

（中國） といふのは地勢上からは中央に位する國といふ意で、統治上では政治の中心地である國といふ事である。

（第八に當るたび） 陽神陰神の大八洲を次々に生み給ひし時、その最後の國産の時の事である。この國産の順序は日本紀と

古事記と一致せぬ。こゝに云つてゐるのは、古事記にある順序によつたものと考へらるゝ。舊事紀も順序は古事記に似てゐるけれど、下の國の名が違ふから、やはり古事記が本であらう。

（天御虚空豐秋津根別云々）これは上にいつたやうに古事記に國産の最後の條に「次生ニ大倭豐秋津嶋一亦名謂ニ天御虚空豐秋津根別一故因ニ此八嶋先所レ生謂ニ大八嶋國一」と見えてゐる文でよくわかるであらう。ここに「神を生み給ひし」とあるのは古は國を即ち神と考へたのであつたからである。三輪山が、官幣大社大神（オホミワ）神社の神體であつた事を考へてもわかるであらう。さてこの島は筆者等の今住んでゐる、所謂本州のことである。これらの名義の事は下の文に再びこの名が出るからそこに讓る。

（今は四十八箇國に分てり）この本州を當時は四十八箇國に分けてゐるといふのであるが、この時は本州は五十國に分れてゐた。親房公の誤算であることは大町桂月のいつたやうに、六十六國二嶋といふことを忘れて六十六より、佐渡、隱岐、淡路、四國、九州、壹岐、對島の十八を引きたる數をあてられたのであらう。

（神武天皇征より云々）神武天皇の橿原の宮より奈良朝の末まで、千三百年以上の間皇居の在つた地だからその名をとつて、全國の總名としたといふのである。

（唐にも云々）唐は「もろこし」とよんで古支那をさした語である。唐（タウ）といふ一の時代をさすのではない。

（周の國より云々）周の土地は今の陝（セン）西省鳳翔府の地である。周は文王の時代まではその土地の諸侯であつたが、武王の時に天下を一統し、周の名を支那の國號にした。この説明は釋日本紀にも出てゐる。

（漢の地より云々）漢といふ地は陝西省漢中府である。漢高祖はこの地の住人であつたが、天下を統一して國號を漢といつた。日本全國を「ヤマト」といふのも、一部の名を以て全體の名とした事は同じであるといふ意。ここに「海内」といひ、前に「天下」といふのは同じ意味であるのを文章のあやの爲にことばをかへただけの事である。

耶麻土（ヤマト）と云（イ）へる詞（コトバ）は山迹（ヤマアト）と云（イ）ふ也（ナリ）。昔天地分（ムカシアメツチワカ）れて泥（デイ）の濕（ウルホ）ひ未（イマ）だ乾（カワ）かず、山（ヤマ）をのみ往來（ユキ）して其跡多（ソノアトオホ）かりければ、山迹（ヤマアト）と云（イ）ふ。或（アルイ）は古語（コゴ）に居住（キヨヂウ）を止（ト）

「名」梅、白、群北による。底本「名字」とす。

「孁」梅、白による。他本は「靈」とす。

底本「孝元」の下に「開化」あり、誤なり、他本になし。省く。

と云ふ。山に居住せしによりて山止なりとも云へり。

（説）これは「ヤマト」といふ語の意義の説明で、上の文に附屬した部分であるが、述者が説明の便利の爲に、こゝにわけたのである。

（山迹）この説は釋日本紀に引いた弘仁私記序に見ゆる説である。その文は「弘仁私記序曰天地剖判泥濕未乾、是以栖山往來、因多蹤跡、故曰耶麻止、又古語謂居住爲止、言止住於山也」といふのである。しかし、この説は確かとはいはれない。本居宣長はヤマトはヤマツホの約つたもので四方に山があつて中が含まつてゐるからいふのであらうといつてゐるが、これも確かであるとは考へられぬ。

大日本とも大倭とも書く事は此國に漢字傳りて後國の名を書くに、字をば大日本と定めて、然も耶麻土と讀せたる也。大日孁の御す國なれば、其義をも取れるか、將日の出る處に近ければ然云へるか。義はかゝれども字のまゝに日の本とは讀まず、耶麻土と訓ぜり。我國の漢字を訓ずる事多くかくの如し。自ら日本など云へるは文字に依れる也。國の名とせるに非ず。又古へより大日本とも若は大の字を加へず、日本とも書けり。洲の名を大日本豐秋津と云ふ。懿德、孝靈、孝元等の御諱皆大日本の字有り。

底本「天ノ神」とあり他本によりて「ノ」を省く

「も」梅、白による

「孁」上に同じ

垂仁天皇の御女大日本姫と云ふ。これみな大の字あり。天神饒速日尊天の磐船に乘り大虛を翱りて虛空見日本の國と給ふ。神武の御名神日本磐余彦と號し奉る。孝安を日本足。開化を稚日本とも號し、景行天皇の御子小碓皇子を日本武尊と名け奉る。是は大字を加へざる也。彼此を同じくやまとゝ讀ませたれど、大日孁の義を取らば、おほやまとゝ讀ても叶ふべきか。其後漢土より字書を傳へける時倭と書て此國の名に用ひたるを即領納して又此字を耶麻土と訓じて、日本の如くに大を加へても、又除きても同訓に通用しけり。

（說）ここは、上に國名を云つた序を以て國號を書くのに用ゐる大日本とか大倭とか云ふ文字についての說明に移つたのである。が、先づ大日本の文字の說明をして次に大倭の說明に移つてゐる。

（大日本とも云々）これはかやうな字を書くのはその音を以てしたのでなくて、字だけかやうに定めたので、よみ方はやはり「ヤマト」であるといふのである。

（大日孁）これは天照大神の御名である。大日孁の神の治めたまふ國であるから日の神の本國といふ意義を以て日本といふ文字を用ゐることにしたのであるか、或は又わが國は東方に在つて日の出る所に近いといふ意味でかやうにしたのか、どちらかであらうといふ意。

（義はかゝれども云々） 日本といふ文字の意義は上にいつたやうであるけれど、よむ時には文字の通に直譯して「ヒノモト」とはよまずして、古からの通り「ヤマト」とよんでゐるが、我が國で漢字をよむことはからいふ風な事が多い。

（自ら日本など云へるは云々） どうかすると、「ヒノモト」などといふこともあるが、それは、文字によつて直譯的によむのであつてわが國の名としたわけではない。

（洲の名を大日本豐秋津といふ） これは前に「是を大日本豐秋津洲と名付く」とあるのをさす。

（懿德） この天皇の御諱は「大日本彥耜友尊」といふ。

（孝靈） この天皇の御諱は「大日本根子彥太瓊尊」といふ。

（孝元） この天皇の御諱は「大日本根子彥國牽尊」といふ。

（御諱） 「諱」は「イミナ」とよませてある。「諱」の意義で用ゐたもので「オクリナ」の意で用ゐたのではないやうである。懿德、孝靈、孝元三天皇の御名に「大日本」の號があることは上にあげた通りである。

（垂仁天皇の御女云々） この方は伊勢の齋王の第二代として名高い方である。この方の事は下に見ゆる。この方の御名は日本紀には倭姬命とあり、古事記には倭比賣命とあつて大日本姬とは書いてない。この說は何によられたものかわからぬ。

（天神饒速日尊天の磐船に乘り云々） これは日本紀に「及至饒速日命乘天磐船而翔行太虛也、睨是鄕而降之、故因目之曰虛空見日本國矣」とあるのによつたことは明かである。饒速日尊の事も下に出てゐる。

（神武の御名云々） 神武天皇の御名は申すまでもない。

（孝安を云々） 孝安天皇の御名は「日本足彥國押人天皇」と申し奉る。古事記も文字は違ふが、同じ名に傳へてゐる。

（開化を云々） 開化天皇の御名は「稚日本根子彥大日日天皇」と申し奉る。古事記も文字は違ふが、同じ詞である。

（景行天皇の御子云々） これは世人の熟知する日本武尊の事であるが、その御本名は小碓尊と申し上げたのである。この尊の事も下に見ゆる。

（是等は云々） 上の「虛空見日本の國」から後の方々の御名にある日本といふ語には大の字を加へないといふのである。

「吾國は」梅、白、群による。底本「吾國ヤマト」と誤れり。

（彼是を云々） 大日本と書いたのも、ただ日本と書いたのも、一様に「やまと」と讀ませてゐるが、大日孁の御國であるといふ意味にとるならば「おほやまと」とよんでも、その本義に叶ふであらうかと思はるると著者はいふ。

（其後漢土より云々） さて「やまと」といふ語は上に云つた通りに國名として久しく用ゐ來たのであるが、後世になつて支那から漢字の書物（字書といふ語は今もいふ字書の意でもあらうか、正確にはわからぬ）を傳へた時に、その支那の書物にわが國の名を「倭」といふ文字で書きあらはしてゐるのをば、わが國でもそれをそのまま受け入れて、又この「倭」といふ字を「ヤマト」とよんで、「日本」といふ文字の場合と同じ樣に「大倭」と書いたり、又ただ「倭」と書いたりして、しかも同じよみ方をして通用してきた。

（說） 以上は國號を云つた序に國號に用ゐる文字について說いたのであるが、これから一轉してその「倭」と名づけた事情に入り、それから再轉して、本邦と支那との交通のはじめを考へて見る事となるのである。

漢土より倭と名けたる事は昔此國の人始めて彼の土に至りしに汝が國の名をばいかゞ云ふぞと問ひけるに、吾國はと云ふを聞きて即倭と名けたりと見ゆ。

（說） これは上よりうけて、「倭」といふ文字がどうして本邦の名に用ゐらるるやうになつたかといふ事についての考を述べたのである。

（釋） この說は釋日本紀によると、弘仁私記の序に出てゐる說である。その文に曰く「日本國自大唐東去萬餘里。日出東方昇于扶桑故云日本。古者謂之倭國。但倭義未詳或云取稱我之音漢人所名之字也」とある。「倭」の字には「順」といふ意があると字書にはあるけれど、これは意味には無關係で、「倭」の音は「烏和反」と字書にあるから「ワ」である。その「ワ」といふ音を「我」の「ワ」にあてたものであるが、ある國の名をば外國人が呼ぶのにはこれに似た例があるからこの說は大方當つてゐるかと思はるる。

（說）これから、支那と本邦との交通のはじめを考ふることになる。上に「倭」といふ名が支那人の本邦人に逢つて「わ」といふ語をきいて國名としたといふ說が出たから、それではいつごろから本邦人が支那に接觸したかといふ事が問題となるのは自然の勢である。

漢書に樂浪の（彼土の東北に樂浪郡有り。）海中に倭人有り、百餘國を分てりと云へり。若前漢の時已に通じけるか。（一書には秦の代より已に通ずとも見ゆ。下に記せり。）後漢書に大倭王は耶麻堆に居すと見えたり（耶麻堆ハ山と也。）是は若已に此國の使人本國の例により大倭と稱するに依りて、かく記せるか。（神功皇后の新羅百濟高麗を順へ給ひしは後漢の末ざまに當れり。卽ち漢地には通ぜられたりと見えたれば、文字も定めて傳はれるか。一說には秦の時より書籍を傳ふとも云ふ。）大倭と云ふ事は異朝にも領納して、書傳に載せたれば、此國にのみ讃めて稱するに非ず。（異朝に大漢大唐など云ふは大きなりと稱する心なり。）唐書に高宗咸亨年中に倭國の使始めて改めて日本と號す。其國東に有り、日出處近きを云ふと載せたり。此事我國の古記には慥ならず。推古天皇の御時もろこしの隋朝より使有りて書を送れりしに倭皇と書く。聖德太子自筆を執りて返牒を書き給ひしに、東天皇敬白二西皇帝一と有りき。彼國よりは倭と書きたれど、返牒

「樂浪郡」「ラクラウキン」と訓せり。

「神功皇后以下」底本本文の如くす。他諸本によりて改む。

「末」底本、本とせり誤なれば、他諸本によりて改む。「も」底本なし他諸本によりて加ふ。

「古記」底本「古說」とす、群北等によりて改む。

「もろこし」底本「モ唐」とす他諸本によりて改む。

には日本(ニホン)とも倭(ワ)とも載(ノ)せられず。是(コレ)より上代(カミツヨ)には牒(テフ)有(ア)りとも見(ミ)えざる也(ナリ)。唐(タウ)の咸亨(カンカウ)の比(コロ)は天智(テンヂ)の御代(ミヨ)に當(アタ)りたれば、誠(マコト)に件(クダン)の比(コロ)より日本(ニホン)と書(カキ)て送(オク)られけるにや。

「送れり」底本「送ラレ」とせり他諸本によりて改む。

(説) わが國の事の支那の史籍に見えたのは漢書が一番に古い。それであるから漢書から説きはじめたのである。

(漢書に云々) 漢書は支那の前漢の歴史で後漢の班固が撰したもので、帝紀、表、志、列傳から成り立ち百二十卷ある。そのうち、ここの文は地理志下にあるのである。その文は「樂浪海中有倭人、分爲百餘國」といふのである。樂浪は漢の武帝の時朝鮮を討ち平げて置いた四郡の一であつて今の平壤の邊にその政廳を置いてあつた。(この時の朝鮮といふのは今の遼東半島から朝鮮の北部にかけての地で、今の朝鮮南部は三韓であつて、當時の朝鮮ではないのである)漢書にかやうに書いてあるから、若しかすると、前漢の代から既に支那に交つてゐたのであるかといふのである。これは或はさういふ事實が在つたかも知れないが、朝廷から公に交られたことは無いのである。

(一書には秦の代より云々) 秦は前漢より一代前の朝である。この事は「下に記せり」とあるが、それは孝靈天皇の段に在る。

(後漢書に大倭王は云々) 後漢書は後漢の歴史で六朝の宋の范曄の撰であつて、本紀と列傳と合せて九十卷ある。ここに引いてゐるのは東夷列傳の文で、その文は次の通りである。「倭在韓東南大海中、依山島爲居、凡百餘國云々。其大倭王居邪馬臺國」とある。これには「耶麻堆」とはないが、上の文の注に「按今名耶摩堆音之訛也」とあるので、暗記の上で、二者を一にして、本文のやうに書かれたものと思ふ。耶麻堆が「ヤマト」の宛字であることはいふまでもない。

(是は若已に此國の使人云々) 支那の正史にこのやうに、大倭王といふ字を用ゐてゐるのを見ると、日本國の使者が本國に用ゐてゐる例によつて記したものだらうといふのである。

（神功皇后の云々） 神功皇后の三韓征伐の時は後漢の最後の皇帝献帝の建安五六年であつて、あと二十年程で後漢が亡びるのである。

（即ち漢地には通ぜられたりと云々） この三韓征伐の後に支那に通ぜられたといふ説は日本紀の神功皇后三十九年、四十年、四十三年の條に魏志を引いて三十九年には倭女王がその大夫を魏に遣した事、又四十年には魏の使が倭國に詣つた事、又四十三年には倭王が、使を魏に遣した事を載せてゐるによつたものであらう。これは近頃の學者は多く反對してゐる。而してそれは九州の土豪をさすのであらうといふ。いづれにしてもわが國から誰かが、使者を遣つた事は事實であらう。さてさういふ風に使者をやらるる以上、文書の交通もあるべきであるから「文字も定めて傳はれるか」といはれた譯である。

（一説には云々） これも孝靈天皇の條に見えてゐる。

（大倭と云ふ事は云々） 大倭王といふ事が後漢書にあるから、大倭といふ事をば、支那でも尤と認めてその正史に載せたのであるから、日本だけで自ら讃めて稱へる譯ではないとの事である。そこで、注に支那で、大漢大唐などいふのは大なりとほめていふ意味であるといふことを示した。

（唐書に高宗咸亨年中に云々） 唐書には新舊の二書がある。ここに引いてゐるのは新唐書である。これは宋の時詔あつて舊唐書を改修したもので、本紀、志、表、列傳の部類を立て二百二十五卷あつて本紀、志、表、七十五卷は歐陽修が撰し、列傳は宋祁の撰したものである。今の文はその東夷列傳の文である。その文は「咸亨元年遣レ使賀レ平ニ高麗一。復稍習ニ夏音一惡ニ倭名一更號ニ日本一。使者自言國近ニ日所レ出以爲レ名。」とあるのである。

（此事云々） さて咸亨元年といへば、唐では高宗の世で、日本では天智天皇の即位三年である。しかし、この時に遣唐使の在つた事は史に見えないのみならず、この時に日本と改めたといふ事も慥かな證據を見ない。それで著者がかやうにいつた譯と考ふる。

（推古天皇の御時もろこしの隋朝より云々） これは推古天皇の十五年に小野妹子を隋に遣はされた其の報答に隋の裴世淸が來朝した時の事である。その時の隋の國書には「皇帝問倭皇云々」といふ文句があつたと日本紀にある。この國書の文句について當時本朝に議論のあつた事が、本書推古天皇の段に出てゐる。それはここにはいはないから、その段

「天皇」底本「天王」とす、他諸本によりて改む。

を見ていただきたい。

（聖德太子自筆を執りて云々） この事は日本紀には聖德太子筆を執りたまうたとは書いてない。しかしわが國より出した國書の文句は「東天皇敬白西皇帝云々」とあつて堂々たるものであつた。返牒とは返事の爲の牒（公文書）である。

（彼國よりは云々） 即ち支那からの國書には「倭」と書いたが、日本からの返牒には上の通り、日本ともかかず、倭とも書き載せられないといふのである。

（是より上代には牒有りとも云々） 牒といふものはここでは公式の官文書をさしたものである。上の返牒といふもその意味である。即ちこの推古天皇より上の代にはわが國よりの公文書を支那に送つたといふ事は見えないといふのである。

（唐の咸亨の比は天智の御代云々） 唐の咸亨年中が天智の御代に當る事はいかにもその通りである事は既にいつた。この時に日本といふ文字に改めたといふ唐書の傳は實際であるかも知れぬといふ著者の考へである。注者も恐らくはそんな事かと思ふ。大寶令の公式令には「明神御宇日本天皇詔旨」といふのは大事を以て蕃國の使に宣ぶる辭也と規定せられ、朝廷の大事に用ゐらるる詔書には「明神御宇大八洲天皇詔旨」といふ事に規定せられてゐる。これによつても「日本」といふ文字は對外的の文字であるといふ事がわかるが、この大寶令の制は大體天智天皇の近江朝時代の制度を整頓完成したのであるから、天智の頃に日本と改めたといふのは畢竟對外の官文書の上に日本と改めたといふ事であるから、それは事實として認めらるるものと考ふる。

（說） 以上は「ヤマト」といふ名目から、それを大日本とも大倭とかき、いづれも「ヤマト」とよむといふ事から轉じて倭といふ文字日本といふ文字を用ゐる事情と時代とを推定したのであるが、これから又もとにもどりて、前にいつた秋津洲の名義にうつり、又他の名目にも及ばうとするのである。

又此國を秋津洲と云ふは神武天皇國の形を回らし望み給ひて、蜻蛉の臀呫の如く有る哉との給ひしより此名有りとぞ。然れど、神代に豐秋津根

「神武」底本「神代」とす、他諸本によりて改む。

「始めざる」底本「始めたる」とす、白、群、北、宮によりて改む。

「秀」底本「委」とす、他諸本によりて改む

と云ふ名有れば、神武に始めざるにや。此外も數の名有り。細戈千足國とも磯輪上秀眞國とも玉垣內國とも云へり。又扶桑國とも云ふ名も有るか。東海の中に扶桑の木有り日の出づる處也と見えたり。日本も東に有ればよそへて云へるか。此國に彼木有りと云ふ事聞こえねば慥なる名には非るべし。

（又此國を秋津洲と云ふは云々） わが國をアキツシマといふのは神武天皇の國見し給うた故事から起つたと云ふ說をあげたのである。而してこれは日本紀の神武卷に「皇輿巡幸。因登腋上嗛間丘廻望國狀曰妍哉乎國之獲矣雖內木綿之眞迮國猶如蜻蛉之臀呫焉。由是有秋津洲之號也」とあるによつていはれた事は疑がない。蜻蛉の臀呫といふのは蜻蛉のみづから臀をなめて丸き環の形をしてゐる形を以て大和の國の青山が四周にあつて圓く境を爲してゐる狀にたとへられたのである。

（然れど神代に云々） 秋津洲の名の起りは神武天皇の、上の話に基づくといふ事は一般に唱ふることだが、しかし、上に云つてゐるやうに神代に、天御虛空豐秋津別といふ神名があるのを見ると、神武天皇の事に始つたのではないやうだといふのであるが、如何にも尤もの事である。

（此の外も數の名有り。云々） 以上の外にも多くの名があるといふのであるが。その名は、日本紀神武卷に「昔伊弉諾尊目此國曰日本者浦安國、細戈千足國、磯輪上秀眞國。後大己貴大神目之曰玉牆內國」とあるによられた事が明かである。細戈といふのはすぐれた戈の義であるが、「ホコ」には乳があるから、細戈を以て「千足」の「チ」の枕詞にしたものである。千足といふのは何事も足りととのうてゐるといふ意義である。「磯輪上」は枕詞と思はるるが、その意は分らな

「ことば」梅本による。底本「書ハ」に誤る。

いと先哲も云つてゐるが、今もやはりわからぬ。「秀眞」といふ詞の義は「ホ」は「上」「ツ」は「ノ」さいふに同じい古語で「マ」は「眞」の義で、すぐれてまことの國といふ意味であらう。玉垣内國といふは玉垣は今は神社の垣の一種にいふが、古は神宮も皇宮も一であつて同樣であつた。それで、皇宮の御垣の內の國といふ意味であらう。即ち支那で帝畿の內といふのに似た意味であらう。

（又扶桑國と云ふ名も有るか）　又日本を扶桑國とも云ふ名も有るといふやうだといふのであるが、それは支那からいつたのが始めのやうである。たとへば王維が朝衡即ち安倍仲麿を送る詩にも文苑英華にある方干が「送㆓僧歸㆒日本㆒詩」徐凝が「送㆓日本使還㆒詩」などにも既に見ゆるが、日本でも、平安朝の初頃には扶桑集といふ詩集が出來、又名高い兼明親王の文にも日本を扶桑といふ事が出てゐる。然らば扶桑といふのは何であるか。そこで扶桑といふ事の說明が次に來る。

（東海の中に扶桑の木有り云々）　扶桑といふのは元來木の名で、淮南子に「立㆓登保之山㆒搏桑在㆓東方㆒」とある搏桑も、又同書に「扶木在㆓陽州㆒日之所㆑曊」とある扶木も扶桑である。陽州は東方の事である。又東方朔の十州三島記に「扶桑在㆓碧海之中㆒地多㆓林木㆒葉皆如㆑桑、又有㆓椹子㆒樹長者數千丈、經三千圍、樹兩々同㆑根偶生、更相依倚、是名㆓扶桑㆒」とある。大體これらによつて扶桑の事は世に喧しく傳へらるるので、ここの文も同樣の譯である。

（日本も東に有れば、よそへて云へるか。云々）　これは日本を扶桑といふに至つた事情を考へて云つた說であるが、如何にも尤もな事で、確かに日本にその扶桑の木が在つたともいへないが、それが東方の國にあるといふ點から日本をなぞらへていつたと見るのが穩である。

（說）　以上段々說が進んで、支那の說で、日本國の地をどういふ風に說くかといふことになつて來た關係から、次には印度の古傳說に及ぶのである。

凡內典の說に須彌と云ふ山有り、此山を周りて七の金山有り。其中間は皆香水海也。金山の外に四大海有り。此海中に四大洲有り。洲ごとに又二の中洲有り。南洲をば贍部と云ふ。又閻浮提と云ふ。同じことばの轉也。○○○是は樹の名也。南洲の

「熱」他諸本による。底本「熱」に誤る。

「三百歩」諸他本「三百六十歩」とす

「里」他諸本による。底本「量」に作れり

底本「瞻部」の下に「洲」字あり、他諸本になきにより省く。

中心に阿耨達と云ふ山有り。山の頂に池有り。（阿耨達此には無熱と云ふ。外書に崑崙と云へるは即此の山なり。）池の傍に此樹有り。周七由旬高さ一百由旬也。（一由旬とは四十里也、六尺を一歩とす。三百歩を一里とす。此里を以て一由旬を量るべし。）此樹洲の中心に有りて最高し。仍りて洲の名とす。阿耨達の南は大雪山、北は葱嶺也。葱嶺の北は胡國、雪山の南は五天竺、東北に依りては震旦國、西北に當ては波斯國也。此瞻部洲は縱横七千由旬、里を以て算ふれば二十八万里、東界より西海に至るまで九万里、南海より北海に至るまで又九万里。天竺は正中によれり、仍て瞻部の中國とす。地の周又九万里、震旦廣しと云へども、五天竺に雙ぶれば、一邊の小國也。

（內典） 佛教の經論のことをいふのである。この語は元來佛教家の側で外典に對していふ事であるが、それが世間通用の語になつたのである。

（須彌といふ山あり） 須彌といふのは梵語（Sumeru）の音譯であつて新譯で蘇迷盧といふ。須彌といふのは舊譯である。この梵語は支那で意譯して妙高と云つてゐる。印度の古傳說ではこの山が宇宙の中央となつてゐて、その周圍に次にいふやうな七金山八海等を有し、日月諸天も亦これを中心として回轉するものであるとするのである。

（此山を周りて七の金山あり云々） 以上の世界構造の說は大體倶舍論を見ればわかるが、著者は直接何によられたか分らぬ。七の金山といふのは須彌山を中心としてその外圍を取りまいてゐる七の外輪山であつて、その名は須彌山のすぐ

近くを取りまいてゐるのが持雙山、その外が持軸山、それから次第に擔木山、善見山、馬耳山、障礙山となつて、その外が持地山である。高さはいづれも外に行くに從つて前の山の半減になる。さうしてこれらはいづれも金色で光明がある所から七金山といはるるのである。この事は佛祖統記に出てゐる四州九山八海圖を見ればわかる。

(其中間は皆香水海) これは、その須彌山と七金山との間に各一づつの海が取りまいてゐるが、その海の水には清い香があるといふ所から香水海と名づくる。これも佛祖統記の九山八海圖を見るとわかる。

(金山の外に四大海あり) 七金山の最後の持地山の外に今一の外輪山たる鐵圍山といふのがあつて、それと持地山との間が大鹹水海であるといふ。その中に東南西北の四洲があるによつて、四洲を界として四の大海に分るるのである。これも佛祖統記の圖を見れば一目してわかる。

(此海中に四大洲有り云々) 上の大鹹水海中に四の大洲があるといふのであるが、それの名は東勝神州、南贍部州、西牛貨洲、北倶盧洲といふ。その大洲に附屬して、左右各一づつ都合二づつの中洲がある。それも、佛祖統記の圖を見ればわかる。

(說) ここまでは大宇宙の構造を說いたが、目的は元來日本にあるから、一轉して日本が屬するといはれてゐる南洲のこまかな說明にうつる。

(南洲をば云々) 上に云つた四大洲の中の南方の洲をば、贍部洲といふ。又閻浮提ともいふが、これは元來梵語 (Jamb-dvipa) の音譯の新 (贍部洲) 舊 (閻浮提) の差だけの事で別の語ではないのである。

(是は樹の名也) 南洲の名の贍部とか、閻浮とかいふのは元來樹の名であるといふのである。玄應の一切經音義に「贍部洲從レ樹爲レ名。舊言二剡浮一或云二閻浮一皆一也」とある。

(說) これからはこの樹の所在と有樣と、それが洲の名になつた次第とを述べようとする。

(南洲の中心に云々池有り云々) 阿耨達池といふのは西域記に「贍部洲之中池者阿那婆答多池、唐言二無熱惱一舊曰二阿耨達一訛也」とある。これも梵語 (Anavadapta) の音譯で、清涼で熱惱のないといふ義だといふ事である。

(外書に崑崙云々) 外書といふのは內典に對して支那の儒道等の書をいふので、これももとは佛家の言である。崑崙山といふ實際の山はパミールの高原にあるけれども、ここにいふのは、それではなく、支那の古傳說に世界の中心だと考へた山である。その山は史記の大宛傳賛に「禹本紀言、河出二崑崙一崑崙其高二千五百餘里、日月所二相避隱一爲二光明一也。其

上有二醴泉瑤池一」とあるが、この阿耨達の說に似てゐる所からかやうな說も生じたのであらう。

（池の傍に樹あり、云々） この事は慧苑の音義に「閻浮提正云二贍部提一贍部樹名也、提此云レ洲。謂香山上、阿耨池南有二一大樹一、名二贍部一其葉上闊下狹。此南洲似レ彼故爲レ名」とある。この樹の大さの事は起世經にもあるが、佛祖統記に長阿含經を引いて「有二大樹一名二閻浮一圍七由旬、高百由旬、枝葉四布五十由旬」とあるによつていはれたのであらう。由旬といふのは梵語で、大な長さの單位をいふ語であつて、その實數については說々あるが、ここには四十里說をとつてある。その一里といふのは支那の一里で、三百六十步卽ち日本の六町である。

（此樹洲の中心にあり云々） これはこの樹の名をとつて南洲の名とした事を說いたのだが、これには上にあげたやうにその樹の葉の形に似てゐるから名づけたといふ說もあるが、普通にはこの說の通りにいはれてゐる。

（阿耨達の南は大雪山北は葱嶺也） 大雪山は今のヒマラヤ山脈で常に雪あるにより名づくる。葱嶺は大雪山より北に在り亞細亞洲の中央に東西に亙る大山脈であつて、その東部の支脈が天山とも崑崙山ともなる。山上到る所葱を自生するによりてこの名をつくる。以上の二大山は實有の山であるが、その中間に在るといふ阿耨達池といふのは事實として存在しないものである。

（胡國） 支那で北狄の通稱で、匈奴を主としたが、今の蒙古、通古斯なども胡の種類であらう。

（五天竺） 天竺は印度で、東、南、西、北、中央の五部に分れてゐるから五天竺といふ。

（震旦國） 支那の事、梵語雜名に「漢國梵名支那泥舍」とある。卽ち梵語で支那をさした語である。

（波斯國） 今のペルシア國である。

（此贍部洲は云々） これは南贍部洲の廣袤をいつたものだが、これも佛祖統記に「長阿含云須彌山南有二天下一名二閻浮提一其土南狹北廣縱橫七千由旬」とある。その七千由旬をば里を以て換算すると、二十八萬里になるといふのであるが、それの東西九萬里南北九萬里といふのは何によつたかわからない。

（天竺は正中によれり云々） これは、印度は夏至の日に日正中時に晷（日時計）を立つるに影無し。所謂天の中なればなりといふ事（梁高僧傳に出づ）よりいつたもので、赤道直下の國である事から來てゐる。それで贍部洲の中國とするといふのである。しかし、元來この贍部洲といふのははじめは印度だけの事であつたやうである。

（地の周り九万里） これは西域記に「五印度之境周九萬餘里」とあるのから出てゐる。

「中洲」梅、群北による。底本「中國」とせり。

（震旦廣しと云へども云々） これは支那は大國であると誇れども、五天竺はそれよりも廣大であるといふのである。

（說） 以上は印度の古傳説による世界を述べて、その説によりての大宇宙より南贍部洲に及び、更にそのうちの印度幷に支那に論及し、さて日本に及ぼさうとするのである。

日本は彼土を離れて海中に有り。南都の護命僧正、北嶺の傳教大師は中洲也と記されたり。然らば、南洲と東洲との中なる遮摩羅と云ふ洲なるべきにや。華嚴經に「東北の海中に山有り。金剛山と云ふ」と有るは今の大倭の金剛山の事也とぞ。されば此國は天竺よりも震旦よりも東北の大海の中に有り、別洲にして、神明の皇統を傳へ給へる國也。

（南都の護命僧正） 南都は奈良である。護命は奈良の元興寺の僧で、淳和天皇の天長四年に僧正になつた人である。

（北嶺の傳教大師） 北嶺は比叡山延曆寺のことで、傳教大師は、延曆寺の開基最澄の謚である。

（中洲也と記されたり） 護命や傳教がかやうに云つたといふのであるが、護命が勅を奉じて撰進した大乘法相研神章の中に「南洲之中有二二中洲一。二中洲中遮末羅洲者當三於日本之國一也」といつてゐる。傳教大師の說は、天台法華宗學生問答に「問式曰　今我東州但有二小像一未レ闕二大類一者　其東州者何處云々」とあるその答に「答曰其東州者南贍部州海、東海之東、勝身州、西海之西遮末羅州　大唐國語稱二猫牛州一　日本方言大八島國」とある。これをさしたのであらう。

（南洲と東洲との中なる遮摩羅と云ふ洲） これは佛祖統記南洲の次に「順正理論有二二中洲一遮末羅、二筏羅遮羅皆有レ人住」とあるその東方にある中洲をさしたものであるが、その位置も佛祖統記の圖を見ればわかる。

「かはる」梅、群、北による。底本「換」とし白「替」とす。

（華嚴經に云々）　これは花嚴經四十五菩薩住處品に「東北方有レ處名二清涼山一（中略）海中有レ處名二金剛山一現菩薩名曰二法起一」とある文をさしたのであるが、その金剛山といふのはわが國の大和河内の界にわたる金剛山の事であるといふ說があるといふのである。さうしてその山にある金剛山寺は寶山とも云つて法起菩薩の住する所と云ひ傳へて古來名高かつたのである。さてこの說はいつ頃から起つたものか、よくはわからぬが、行基菩薩撰と傳ふる大和葛城寶山記などいふものは專らこの思想で書かれたものであつて、それが汎く信ぜられてゐたやうに思はるる。元々集などにもこの寶山記が引用せられてゐる。

（されば此國は云々）　以上の說によると、日本は印度とも支那とも關係のない別洲であつて、それらの國と成立を異にした神國であるといふのである。

（說）　ここに「神明の皇統を傳給へる國也」といつてゐるのは本書の最初に「大日本は神國也」又「異朝には其類无し。此故に神國と云ふ也」といつたのと首尾相應じて「神國」の神國たる所以を外國の成立と對照して述べたのである。然るに、著者のこの文の精神を察せずして、或は「少しも我國に關係のなき事なれば、准后の原文にはあらで、佛者などの加筆せしなるべし」といひ「或は卓識の准后にしてなほ此の如き邪說を佝べり」といふ人の如きは撰者の眞意をも文章をも解しないものといふべきであらう。ただ今泉定介氏の講義に「實にこの說の如し、もし前段より述べられし說のみなる時は我が國は天竺などに附屬したらん如くにも見ゆれば、更にかく斷わられたるなるべし。又儒者のともすれば我が國を支那の支配下にある如くいふと同じく、佛家も我が國の天竺に屬せらんやうにいふをみてかく書かれたるものなるべし」といはれたのが、親房公の精神を知つてゐる人の言だといふべきである。これだけの文章でも今泉氏の時まで誰も心づかずして撰者の本意と反對の事を考へて來たといふ事は頗る粗漏な事で、批難はかへつて論者が受けなければならぬ事で、誠に畏れ愼まねばならぬ事である。自分が、本書の本旨を闡明しようと企てたのも、このやうな誤解が隨分世に廣がつてゐるやうであるから、それを正したいと思ふからの事である。

同（オナ）じ世界（セカイ）の中（ウチ）なれば、天地開闢（アメツチカイビヤク）の始（ハジメ）は何（イツ）くもかはるべきならねど、三國（サンゴク）

「至れり」他諸本による。底本「至り」とのみかけり

「大梵天の」の「の」他諸本によりて加ふ。

「諸」の下底本「天」あり他諸本に隨ひて削る。

の說各異也。天竺の說には世の初りを劫初と云ふ。劫に成住壞空の四有り。各二十の增減有り。一增一減を一小劫と云ふ。二十增減を一中劫と云ふ。四中劫を合せて一大劫とす。光音ご云ふ天衆空中に金色の雲を起し、梵天に遍布す。即大雨をふらす。風輪の上に積りて水輪と成る。增長して天上に至れり。又大風有りて沫を吹き立てゝ空中に擲げ置く。即大梵天の宮殿ご成る。其水次第に退下して欲界の諸宮殿、乃至須彌山、四大洲、鐵圍山を成す。かくて万億の世界同時に成る。是を成劫ご云ふ。此万億の世界を三千大千世界と云ふ也。

（說）前段には空間的に日本が、支那印度と違つた事を述べたから、これからは更に、國の成立から見ても日本は、他國と違ふといふ事を論證しようとするのである。

（世界）これは元佛書の語である。楞嚴經四に「世爲遷流、界爲方位、汝今當知、東西南北東南西南上下爲界、過去未來現在爲世」とある。卽ち世は時の遷り流れ行くを云ひ、界は空間の意であるが、世界はこれを一にした語で漢語の國土と云ふに同じ意をあらはす。

（三國）日本、支那、印度をいふ。當時の智識での世界中の國名を盡したのである。

（天竺の說には）これから印度の開闢說を述べようとする。

（劫初）これは劫の初といふだけの事である。劫といふのは梵語（Kalpa）の音譯で、正しくは劫波とかく。長時とも大時とも分別時節とも譯するのである。その時間といふものの最初を劫初といつたのである。劫の事は俱舍論の說により注にのべてある。

（劫に成住壞空の四有り、云々）これはもとより俱舍の說であるが、佛祖統記に要をあげてある。曰はく「過去莊嚴劫此劫有成、住、壞、空、各二十小劫」と。この成劫、住劫、壞劫、空劫の說明は下にあるから、ここには述べない。この四劫に各二十の小劫のあるのをば「各二十の增減有り」といつたのである。その事は次に說く。

(**一增一減を一小劫と云ふ。**) これは佛祖統記に「以人壽八萬四千歲百年命減一年減至十歲。百年增一年、後增至八萬四千歲。如是一減一增爲一小劫。」といふ說明がある。この說明がなくては分らぬ筈である。著者は自身に分つてゐたから、この計算の基本を示されなかつたのかも知れぬが、これが無ければ、何の增減か分らぬ事である。

(**二十增減を云々**) これは上の增減の二十回に達すること即ち二十小劫を一中劫といひ、その中劫が、成劫、住劫等の劫になるといふのである。佛祖統記に「二十增減爲一中劫、總成、住、壞、空四中劫爲一大劫。今論過去、見在、未來三世各一大劫」とある。

(**說**) 以上で、劫即ち時間上の過去現在未來を通說したのであるが、これから、各論に入つてその成劫、住劫、壞劫、空劫の仔細を說からとするのであるが、次には先づ成劫から說を起してゐる。

(**光音といふ天衆云々**) 古印度の說で光音天といふのは色界第二禪天の最上にある天であるが、そこにある天衆は音聲を絕ち、語らうとする時には口から光を放つて言語の用をするといふのである。ここの文は佛祖統記によられたものと思はるる。次にその文をあぐる。「光音天空中布金色雲遍覆梵天(梵天とは色界初禪天なれば、第二禪天の下にある)注大洪雨猶如車軸。積風輪上結爲水輪(上に云つた須彌山の外の七金山の外を圍む小鐵圍山の外に又大鹹水海ありて、その外を圍むを金輪とし、その外輪が、水輪、そのまた外が、風輪で、その外が空輪で空輪を最後の外圍であるとする。その關係は佛祖統記の三千大千世界圖を見ればわかる。それでこれは光音天で起した雲が、その下の梵天を覆うて、それが大洪雨となつて、下界に降り注いで、大千世界の風輪の上に積つて、その水が集つて所謂水輪となるといふのである。)增長至天住界(これはその水が、水輪で止まらず增して高まり、七金山をこえて、諸天の住む邊までを浸したといふのである。)雨斷水退有大風起吹水生沫擲置空中作梵天宮殿七寶間成。水復退下如前風吹、吹擲水沫成魔波旬宮殿、次造他化自在天展轉至夜摩天宮殿。水復退下大風吹沫造須彌山、四寶所成。復吹水沫造三十三天七寶宮殿。復於山腹造四天王宮及日月星天七寶宮殿、及造空居夜叉頗梨宮殿。又於須彌四面作脩羅城七寶莊嚴。又吹水沫作七金山、四大洲、八萬小洲周匝安置小輪圍山金剛所成。如是大風吹掘大地漸漸深入置大水聚成七香水海及大鹹水海。又於地下造閻摩羅宮殿、地獄住處。如是三千世界一時同成。此外更造大輪圍山包裹此大千界。其中六欲、須彌、日月、四洲乃至小鐵圍山各有萬億此約經歷二十增減次第而成。」とある。即ちこれは世界が水を基とし、風の作用をうけて成立つとする說である。

「蜜」底本「密」に作れる誤著しければ改む。

（是を成劫と云ふ） 上のやうにして空劫から世界が成り上るといふので成劫といふ名をつけたのである。

（此万億の世界を云々） 上のやうにして成つた世界を三千大千世界といふ。（万億は一千の三乘でこれを三千大千といふ。） 須彌山を中軸として、日月、四大洲、六欲天乃至梵天を附屬したのを一世界とし、それの千個集合したの小千世界とし、小千世界の千個集合したのを中千世界とし、中千世界の千個集合したのを大千世界といふのである。 これが大宇宙の意味である。

（說） これから成劫に次いで起る住劫の說明になる。

光音天衆下生して次第に住す。此を住劫と云ふ。此の住劫の間に二十の増減有るべしとぞ。其始には人の身光明遠く照して、飛行自在也。歡喜を以て食とす。男女の相なし。後に地より甘泉涌出す。味酥蜜の如し。（或は地味とも云ふ。）是を嘗めて、味著を生ず。仍て神通を失ひ、光明も消えて世界大に暗く成りぬ。衆生報然らしめければ、黑風海を吹て日月二輪を漂出す。須彌の半腹に置きて四天下を照さしむ。是より始めて晝夜晦朔春秋有り。地味に耽りしより顏色憔悴て衰へき。地味又失せて林藤と云ふ物有り。（或は地皮とも云ふ。）衆生又食とす。林藤又失せて自然の秔稻有り。諸の美味を

「穢」字底本「朩偏とせり。他諸本によりて正す。

「さへ」他諸本による。底本「押へ」に作る。

「爭ふ」他諸本による。底本「爭イ」に作る。

底本「衆」の下に「ト」あり、他諸本によつて刪る。

備へたり。朝に刈れば夕に熟す。此稲米を食せしにより身に殘穢出來ぬ。故に始めて二道有り。男女の相各別にして、竟に婬慾の態を成す。夫婦と名づけ、舍宅を構へて共に住みき。光音の諸天後に下生する者女人の胎中に入りて胎生の衆生と成る。其後秔稲生ぜず。衆生愁へ嘆きて、各境を分ちて地田に種を施し植ゑて、食とす。他人の田種をさへ奪ひ偸む者の出來て、遞に打爭ふ。是を決する人無りしかば、衆共に計ひて一人の平等王を立つ。名けて刹帝利と云ふ。田主と云ふ心也。其初の王を民主王と號しき。十善の正法を行ひて、國を治めしかば、人民是を敬愛す。閻浮提の天下豐樂安穩にして病患及び大寒熱有る事無し。壽命も極めて久しく無量歳なりき。

（**光音天衆云々**）成劫が二十小劫で終ると住劫になるのであるが、それは最初に光音天に住む天衆が、この世界に下りて人と生るるといふことからはじまるのである。この人が世界に住んでゐる間を住劫といふのである。それ故に、この傳説に從へば、今も住劫であるといふ事になる。この住劫の間も二十小劫があるのである。

（說）「其始には」云々から住劫に於ける人の生活を說くことになる。

（**其始には云々男女の相なし**）これも佛祖統記によられたものらしい。「時光音諸天福盡來下化生爲レ人、或樂レ觀ニ新池一、光明遠照、飛行自在、無レ有ニ男女之相一、衆共生故名ニ衆生一」男女の相といふのは男女の區別を示す外形をいふのである。

（**後に地より甘泉を出す。云々**）これも佛祖統記にある。「地涌ニ甘泉一、味如ニ酥蜜一。」酥といふのは牛羊の乳の精をいふ。「或は地味とも云ふ。」は、この事は佛祖統記の下の文にも見ゆるが大和葛城寶山記にこの事を記して「賢劫初地建立以降地肥地味。」とある。

（**是を嘗めて味著を生ず**）味著とは美味に執着する心をいふ。佛祖統記に「以レ指試嘗遂生ニ味著一」

（**仍て神通を失ひ云々暗くなりぬ**）神通とは通即ち無礙自在なる神變不可思議の力をいふ。これも佛祖統記上文のつづきに「失ニ其神足及身光一世間大闇」とある。

（**衆生の報云々晝夜晦朔春秋有り**）（衆生といふことは上の佛祖統記に見えて人間をいふ）上の如くなるのも衆生の果報の然らしむる所であるが、その結果黑風吹き荒れたといふ。黑風といふは天地も闇黑になるまで荒れて吹く風。かやうな風が吹いた爲に、日と月とを空中に漂はし出すといふ結果になり、それが須彌山の半腹に漂ひて四大洲即四天下を照し、同時に、運行を初めたので（即ち漂うてゐるのである。）一日中の晝夜、一月中の晦朔、一年の春夏秋冬といふ變化が生ずる事になつたといふのである。これも佛祖統記の上文のつづきにある。「黑風吹レ海漂ニ出日月一置ニ須彌山半腹一照ニ四天下一。時諸人輩見レ出則喜見レ入則懼。自レ玆之後乃有ニ晝夜晦朔春秋歲數一終而復始。」

（**地味に耽りしより云々**）これも佛祖統記に「由レ耽ニ地味一顏色憔悴」とある。「かじけ」とは衰ふること。

（**地味又失せて云々**）これも佛祖統記に「地味既隱乃生ニ林藤一」その注に「樓炭經云雨枝蒲萄」とある。これで見ると林藤といふものは葡萄の樣なものをいふと見ゆる。

（**衆生又食とす云々自然の秔稻有り**）其の林藤を衆生が食してゐたが、それが盡きて自然の秔稻即うるちいねが生じた。これも佛祖統記に「復共耽ニ食林藤一復隱、便生ニ自然秔稻一」

（**諸の美味を備へたり。云々**）そのうるちは諸の美味を備へてゐて、自然に生じたが、しかしこれは多少の不純物を含むによつてこれを食した爲に、身體の內部に不要の排泄物（殘りの穢いもの）が出來た。これも佛祖統記に「無レ有ニ穅檜一、備ニ衆美味一。此食稍粗　殘穢在レ身」とある。

（故に始めて二道あり） その殘穢物を排泄する爲に、身體内に大小二便を通ずる道が生じた。佛祖統記に「爲欲蠲除便有二道成男女根」とある。

（男女の相各別にして云々共に住みき） さて大小二便の道が通ずると同時に男女の外形が區別を生じ、ついで男女の交りをすることが起り、ここに夫婦共に棲むといふことも起つたといふのである。佛祖統記に「成男女根情慾多者便爲女人。宿習力故便生婬欲夫妻共住」とある。

（光音の諸天云々胎生の衆生と成る） このやうに夫婦といふ事が起ると、その後は光音天の天衆が、この世界に來り生るるものも從來のやうに自由でなく、いづれもその母となるべき人の胎内にやどり、ここに胎生の衆生となつた。佛祖統記に「光音諸天後來生者、入母胎中遂有胎生」とある。

（其後秔稻生せず） これは佛祖統記に委しく書いてある。「自然秔稻朝刈暮熟刈後隨生。米長四寸、時、衆生並取二日糧乃至取五日糧、漸生穅稽刈已不生」とある。即ち衆生が慾心を逞しくした爲に生ぜぬやうになつたといふのである。

（衆生愁嘆きて云々食とす） そこで人々が愁へ嘆いて各その受持の田地を定めて、種を蒔き苗を植ゑて稻を作つて食とすることに成つた。佛祖統記に「衆懷憂惱各封田宅造作田種」とある。

（他人の田種をさへ云々遞に打爭ふ） 上の樣に初は受持を定めて居たが、後には他人の稻をぬすむものが出來て爭が生じた。佛祖統記に「其後多有盜他田稻便相拳鬪」とある。

（是を決する人無かりしかは云々平等王を立つ） この爭を止める爲に衆議の結果一人の平等王を立てた。平等王といふのは、公平無私に田を分つ王といふ意味である。佛祖統記に「便相拳鬪無能決者、議立一平等王」（卷三十一）とも「於是議立一人有威德者賞善罰惡號平等王衆共供給遂有民主之名」（卷一）ともある。

（名けて刹帝利と云ふ） 刹帝利といふのは梵語（Kṣatriya）の音譯で、略して刹利ともいひ、意譯して土田主といふ。注維摩に「刹利王種也。秦言田主。劫初人食地味轉食自然粳米。後人情漸僞各有封殖、遂立有德者處平分田、此王者之始也。故相承爲名焉」とある。田主といふ意も上の說明でわかる。佛祖統記には「賞善罰惡、便有刀杖殺戮衆共供給。號刹帝利此云田主　自後諸王以此爲首」とある。

（其初の王を民主王と號しき） この句の出典は佛祖統記の卷一であることは上の平等王の條に見ゆる。

（說）　ここは印度の王といふものはわが國の天皇とは根本的に違つてゐることを一言で明かに示したので、この一節の眼目

「久しく」梅、群北による。底本「久キ」に作る。白本この字なし、「君たり」他諸本による。底本「君ナリ」とす。

「銀銅鐵の」の「の」底本なし他諸本によりて加ふ。

「小」字宮本白本によりて加ふ他本なし。

である。

（十善の正法を行ひて云々）「十善」とは十戒を完全に保つことをいふ。佛祖統記に「時閻浮提、天下富樂安隱八萬郡國、人民聚落、雞鳴相聞無有病患大寒大熱王行十善正法治國、人民愛敬、壽極大久」とある。これはその壽が無量であつて、未だ増減をはじめぬ時を云つたのであらう。

（說）これから、住劫の二十増減の說明に入らうとする。

民主の子孫相續して久しく君たりしが、漸く正法も衰へしより壽命も減して八万四千歳にいたる。身の長八丈なり。其間に王有りて、轉輪の果報を具足せり。先づ天より金輪寶飛び降て王の前に現在す。王出で給ふ事有れば、此輪轉じ行く。諸の小王皆迎へて拜す。敢へて違ふ者無し、即ち四大洲に主たり。又象馬珠玉女居士主兵等の寶有り。此七寶成就するを金輪王と名づく。次々に銀銅鐵の轉輪王有り。福力の不同によりて、果報も次第に劣れる也。壽命も一百年に一年を減じ、身の長も同く一尺を減じけり。百二十歳に當れりし時釋迦佛出で給ふ。或は百歳の時とも云ふ。是より先に三佛出給ひき。十歳に至らん比ひに小三災と云ふ事有るべし。人種殆ど盡きて唯一万人を

餘す。其人善を行ひて又壽命も增し、果報も進みて二万歳に至らん時、鐵輪王出でて南一洲を領すべし。四万歳の時、銅輪王出でて東南二洲を領す。六万歳の時銀輪王出でて東西南三洲を領し、八万四千歳の時金輪王出でて四天下を統領す。其報上に云へる如し。彼時又減に向ひて彌勒佛出で給ふべし。（八万歳の時とも云ふ。）此後十八ケの減增有るべし。

（民王の子孫云々壽命も減じて八万四千歳に至る云々） 上に述べた所では人の壽命が未だ限られなかつたが、ここに正法の衰ふるにつれて減じて八萬四千歳に限らるることになつた。これから減じまた增すといふ劫がはじまる。佛祖統記に「後王不レ行ニ正法一、其壽漸減シテ至ニ八萬四千歳一、時ノ身長八丈」とある。

（其間に王有りて轉輪の果報を具足せり） これ即ち轉輪王といふものである。果報とは、業因によりて報いらるる結果をいふ。轉輪王とは須彌の天下を統領する王で、王位に即くとき輪寶を感得し、その輪寶を轉じて一切を威服する故に轉輪王といひ、略して輪王ともいふ。その感得する輪寶の種類によつて金輪王、銀輪王、銅輪王、鐵輪王の四の別がある。この事は下の文に見ゆる。

（先づ天より金輪寶飛び降て云々金輪王と名づく） 輪寶といふのは輪王の感得する寶器で、下に見ゆるやうに王の遊行する時は必ず前に進んで、大地の凹凸を平坦にし、一切の障碍を破碎するといふ。それに四種あるうち最もすぐれたのが、金輪寶であつてこれを得た王を、金輪王といひ須彌の四大洲を統領するといふ。この金輪王はその人壽の增減の際、增して八萬四千歳に至る時にあらはるるといふのである。佛祖統記に「增至ニ八萬四千歳一名爲ニ增劫之極一ト一減一增終而復始。增至ニ八萬四千歳一時有ニ金輪王出一ルノ七寶千子アリ治ニ四天下一國土豐樂ナリ女年五百歳ニシテ方嫁　此後凡過劫之初皆有ニ金輪

王出世」とある。こゝに七寶といふのは何かといふに、佛祖統記に「至八萬四千歳時、金輪王出治四天下。輪王成就七寶、一金輪寶者、若聖王出、天金輪寶忽現在前。輪有千輻、天匠所造。輪徑丈四、聖王見之、手摩輪曰、可向東方如法而轉。輪即東轉、王將四兵隨其後行。東方諸小王來詣拜云、善哉大王、願於此治。時聖王言、汝等當以正法治化勿使偏枉。諸王聞之。即從聖王巡行諸國、至東海表。南西北方隨輪所至、亦復如是。二白象寶者王坐殿上、忽現在前。即試習乘其上、淸旦出城周行四海、食時已還。三紺馬寶者忽然現前。淸旦乘行食時即返。四神珠寶者忽現在前。置高幢上、光照一由旬、城中人民皆起作務。謂是晝日。五玉女寶者、忽然出現。顏色端正、冬溫夏凉。六居士寶者忽然出現。地中寶藏皆悉知見。七主兵寶者忽然出現、智謀勇猛專任討伐。是爲輪王七寶成就」とある。

（次々に銀銅鐵の轉輪王有り云々）　佛祖統記に「增至二萬歳時鐵輪王出、獨治南洲。增至四萬歳時銅輪王出、治東南二洲。增至六萬歳時銀輪王出、治東西南三洲」とある。即ちこのやうに差違の生ずるのは福力（即ち善業の功力）の同じからぬによつて果報も次第に劣るのである。

（壽命も云々一尺を減じけり）　この文は稍誤つてゐる。佛祖統記に曰はく「其壽漸減至八萬四千歳時身長八丈。百年命減一年身減一寸。如是減至十歳身長一尺。名爲減劫之極」とあるから、「一尺に減じけり」と原文にあつたのを寫傳の際に「に」を「を」に訛つたものに相違ない。それで、この增減は壽命は八萬四千歳から十歳まで、身長は八丈から一尺までの兩極の間を消長してゐるといふ傳説である。

（百二十歳に當れりし時釋迦佛出で給ふ）　これは何の説に基づくか不明である。佛祖統記には「減至一百歳時第四釋迦牟尼佛出世」と見ゆる。ここに第四とあるのはその前に三佛があつたといふのである。その三佛は佛祖統記によると、第一、拘留孫佛、第二、倶那含牟尼佛、第三、迦葉佛である。釋迦牟尼佛はいふまでもなく、佛教の開祖である。

（十歳に至らん比ひに小三災と云ふ事有べし云々）　壽減じて十歳に至れば、減劫の極であるが、その頃には小三災といふ恐るべき事が行はるる。それは大三災に對して小と云つたものだが、甚だ恐るべき事であるには相違ない。その三の第一は人壽三十歳に減じた時に起る飢饉である。佛祖統記に「減至三十歳、入末法三千一百年。人長三尺。時饑饉災起。由人民皆行十惡、草菜米穀、五種上味悉皆隱沒。唯煎朽骨共爲燕會。若過一粒粟稗、藏護如寶。六七年來天不降雨、尙不得水。何況飮食。人多餓死。郡邑空荒。七年七月七日其災方息。時有一人、合集男女有福德者、

「穴」極、群、北「雲」とせり「をへて」底本「經テ」に作る誤れること著し白本「ヲ經テ」とし他諸本「をへて」とす

凡得ニ萬人一留爲ニ人種一云々。」その第二は人壽が減じて二十歲になつた時に疫病の起ることである。これも佛祖統記に「減至ニ二十歲一入ニ末法一四千一百年。人長二尺。時疾疫災起。由ニ人行レ惡復盛倶遇ニ病死一。無ニ人送埋一郡邑空荒唯少家在。經ニ七月七日一、其災方息。唯留ニ萬人一爲レ種云々」その第三は人壽が減じて十歲になつた時に起る爭鬪の災である。これも佛祖統記に見ゆる。「減至ニ十歲一入ニ末法一五千一百年、人長一尺、女人五月便嫁、時刀兵災起。由ニ人行レ惡轉盛一各起ニ殺害心一、能行レ惡者爲レ人所レ敬。隨執ニ草木瓦石一皆成ニ刀劍一更相殘害、橫死無數。亦有ニ厭レ惡入レ山隱藏一、七日七夜其災方息。唯留ニ萬人一爲レ種。人從ニ隱處一而出、更互相見起ニ慈愍心一共行ニ善法一衣食所レ須天卽雨下。由ニ能行善一壽能增長。復從百年。命增ニ一年一（已上謂之小三災但壞ニ正報一若值ニ大三災一則依正倶壞也）」とある。

（其人善を行ひて云々其報上に云へる如し） これは鐵輪王、銅輪王、銀輪王、金輪王出現の事を云つたのであるが、その事は上に云つた。

（彼時又滅に向ひて云々） さて金輪王出現の人壽八萬四千歲の時より減に向つて彌勒佛が出るであらうといふ。彌勒は釋迦滅後五十六億七千萬年の後此土に下生して衆生を濟度するといはれてゐるのであるが、その出現の時が、この時に當るといふのである。佛祖統記に「減至ニ八萬歲一時第五彌勒出世。云々」とある。

（此後十八ケの減增有るべし） 此前にいつた二の增減と後の十八ケの增減とで二十小劫が滿ちて、所謂住劫が完結する。

（說） これから壞劫を說からとするのである。

かくて大火災と云ふ事起りて色界の初禪梵天まで燒きぬ。三千大千世界同時に滅盡する、是を壞劫と云ふ。かくて世界虛空黑穴の如くなる。是を空劫と云ふ。かくの如くする事七ケの大劫をへて大水災あり。此度は

「此」底本「是」とす。他諸本により改む。

「火災」の「災」底本、梅本、宮本、清本、脱す。群北により補ふ。

「をへて」上に同じ。

第二禪まで壞す。七七の火災七七の水災をへて大風災有りて、第三禪まで壞す。是を大の三災と云ふ也。

（大火災と云ふ事） この事は下に引く佛祖統記の文に見ゆる。

（色界の初禪梵天） 色界は三界（欲界、色界、無色界）の一、欲界の上にある天界で、欲界の穢惡を離れてはゐるが、まだ、五蘊の色心を有する境界である。大別して四層とするが、すべて禪定の地である故に禪天と名づけ、下よりかぞへて初禪天、二禪天、三禪天、四禪天とし、なほ十八天に細別する。その第一層、初禪天には大梵天、梵輔天、梵衆天の三天がある。この三天を總稱して梵天といふのである。

（壞劫） この事は本文の通りであるが、佛祖統記に「火災壞至㆓初禪㆒、始從㆓地獄㆒終至㆓梵天㆒。有情世間經㆓十九增減㆒次第壞盡。唯器世間（有情を受け容るゝ山河大地等の世界即ち依報）空曠而住。乃至三千世界一切有情都盡最後一增減劫方壞㆓器世間㆒。有㆓七日㆒從㆓海底㆒出、大海盡竭須彌崩壞。風吹㆓猛燄㆒燒㆓上梵天㆒悉成㆓灰燼㆒。乃至三千世界、一時燒盡。此爲㆓依正俱壞㆒名爲㆓壞劫㆒」とある。

（空劫） 壞劫の後は空劫である。その意は本文でわかる。佛祖統記に「自㆓初禪梵世㆒已下世界空虛猶如㆓黑穴㆒、無㆓晝夜日月㆒。唯有㆓大冥㆒。如㆑是二十增減之久名爲㆓空劫㆒」とある。

（七ケの大劫） 成住壞空の四中劫を以て一大劫とするが、それが七回くりかへさるるをいふ。その七大劫の間に七の火災があつて、七回初禪天を壞つて、また一大劫を經て一の大火災が起つて、第二禪天に及ぶのである。

（二禪） 色界の第二層、初禪天の上に位する天で光音天、無量淨天、少光天の三天に分れてゐる。上に云つた大水災はこの二禪天までを壞すといふのである。

（大風災） さて二禪天を壞したあと、又一大劫を經て、今度は大風災が起つて、第三禪天までを壞すといふのである。この事も佛祖統記に見ゆる。

（三禪） 色界の第三層、二禪天の上に位する天で、遍淨天、無量光天、少淨天の三天に分れてゐる。

「天」底本「大」とす。他諸本によりて正す

「して」底本なし、他諸本によりて補ふ。

「小災大災」—他諸本は「小大ノ災」とせり。

（是を大の三災と云ふ也）　以上の大火災、大水災、大風災によつて初禪、二禪、三禪の天までが壞さるる。この三の災を前の小の三災に對して大の三災といふのである。佛祖統記に「大三災者、一大劫終必一火災起。如是經七大劫七火災。凡七壞初禪復經一大劫有一水災起、壞至二禪。如是七七火災相間七水災、復經七火災凡五十六番火壞初禪、七番水壞二禪復經一大劫有一風災起。總之爲六十四大劫。爲大三災始終之相」とある。

（說）　以上で、三禪天以下の相を云つたから、これからは常住不壞の四禪天以上の事を說く點にうつる。

第四禪以上には内外の過患有る事無し。此四禪の中に五天あり。四は凡夫の住處、一は淨居天とて證果の聖者の住處也。此淨居を過ぎて摩醯首羅天王の宮殿有り。（大自在天とも云ふ。）色界の最頂に居して大千世界を統領す。其天の廣さ彼の世界に亘れり。（下天も廣狹に不同有り。初禪梵の宮は一四天下の廣さ也。）此上に無色界の天有り。又四地を分てりと云へり。此等の天は小災大災に逢はずと云へども、業力に際限有りて、報盡きなば退沒すべしと見えたり。

（第四禪以上には云々）　第四禪は色界の最上層で、ここには、色究竟天、善現天、善見天、無熱天、無煩天、無想天、廣果天、福生天、無雲天の九天の區別をする。これらは佛祖統記の圖による。さてこの事は佛祖統記に「四禪内外過患一切皆無」とある。過患はとがあやまちやうれふべき事であるが、四禪天にはそれらが一切無いといふのであるから

その上の諸天にはもとよりない事は明かである。

（此四禪の中に五天あり）　四禪天の中に九の天があるといふ事は上に云つたが、ここに五天といふのは、淨居天と他の四天とに分けたからである。淨居天といふのは無煩天、無熱天、善現天、善見天、色究竟天の五天の總稱で、三果の聖人の居處であるから名づけたのである。他の四天は外道又は凡夫の居住する處であるといふ。これも佛祖統記に見ゆる。「證果」といふ語は煩惱を斷破して、眞理の果を證得するをいふ。

（摩醯首羅天王の宮殿云々）　摩醯首羅は梵語で支那に譯して大自在天といふ。印度の諸神中首位を占むるものとせられ、これは說々區々たるが、ここには大千世界の統領であるとする。佛祖統記に「華嚴經云大千世界主摩醯首羅。」又「涅槃疏云摩醯首羅居二色界頂一主二大千世一」とある。

（此上に無色界の天有り。云々）　色界の頂上に摩醯首羅の住處があつて、その上が無色界の天である。無色界とは色身を離れ、心識のみありて住する故に名づく、三界中の第一なるが故に有頂天ともいふ。これにも空無邊處、識無邊處、無所有處、非想非非想處の四地を分くる。

（此等の天は小災大災に逢はずと云へども云々退沒すべしと見えたり）　これらの第四禪天以上の諸天は上に云つた小の三災、大の三災といふ如きものに逢はないが、しかし業力（果報を惹き起す業因の力）に限りがあり、又壽命に限りがあるから、その果報が盡きてしまへばやはりそこを退いて下界に沒するであらうと經論に見えてゐるといふのである。

（說）　以上で、印度の創世說から世界變轉の理論を說いて、それらにはなほ一定不變の姿といふものがないといふ事を明かにして、下のわが國體と對照させるやうの精神で書かれたのである。然るにこの精神をさとらずに、印度の思想に迷つてゐるといふ事で、著者を批難する人が往々あるが、これも上に述べたのと同じく當らない事である。

大町桂月曰はく「以上印度の世界創造說を擧ぐ。親房は皇祖皇宗以前に遡りて世界の創造を窮む。漫に佛敎の知識を振り舞はすものと誤解すること勿れ。親房をして今日にあらしめば、和漢のみならず、歐米の學問實地を研究して世界的なるべし。當時に在りても世界的なりき。親房の所謂三國とは日本、支那、印度也。卽ち當時の世界也」といつてゐる。信にこの言の如くである。

さてここで印度の事は打ち切りにして、次には支那の創世說にうつるのである。

「契」底本「恝」に作る。他諸本により正す
「ど」底本「ば」に作る。他諸本によりて正す
「は」梅、群、北によりて補ふ

震旦は殊に書契を事とする國なれど、世界建立を云へる事慥ならず。儒書には伏犧氏と云ふ王より以前をば云はず。但、異書の說には渾沌未分の形、天地人の始を云へるは神代の起に相似たり。或は又盤古と云ふ王有りて、目は日月と成り、毛髮は草木と成れりと云へる事も有り。其より下つかた天皇地皇人皇五龍等の諸の氏打連きて多くの王有り。其間數万歲を經たりと云ふ。

（震旦は云々）「書契」は文字のこと。支那は文字を以て事を記し傳ふる國であるが、世界の創造を云ふ事はたしかでない。

（儒書には云々） 儒書は儒教即ち周公孔子の道を修むる者の書をいふ。儒教で最初の正史とする史記には所謂五帝から初めて、ここの伏犧氏をも載せない。これは怪力亂神を語らずといふ孔子の語に則つたものかも知れぬ。

（伏犧氏） この王の事は正史には載せなかつたが、唐に至つて、司馬貞が三皇本紀を作つてその爲に補つた。これには伏犧氏を包犧氏と書いてある。これは三皇のはじめて、蛇の身人の首があつて、八卦を畫し、書契を造り、嫁娶の禮を制し、佃漁を敎へたといふ。

（但、異書の說には云々） 異書といふのは異端の書のことであらう。異端とは聖人の道に非ずして別に一端をなすものといふ意で儒教以外のものをいふ。

（渾沌未分の形云々） 渾沌は混沌とも書く。世界の未だ開けぬ以前の象をいふ。鶡冠子に「兩儀（陰陽）未レ分其氣混沌」とあり、易乾鑿度に「太陽者未見氣也、太初者氣之始也、太始者形之似也、太素者質之始也、氣似質具而未二相離一謂二之

混沌二」とある。渾と混とは通用する字であり、未分はその渾沌と意は同じい。さて異書には天地未分の前、天地人の始を說くことが、わが國の神代の起りを說く說に似たものがあるといふのであるが、如何なる書をさしたのであるか、分明でない。しかし淮南子などに云つてゐる語が日本紀の開闢說に似てゐるもの往々見ゆる。たとへば「天地未剖、陰陽未判、四時未分、萬物未生云々」（俶眞訓）といひ、「宇宙生氣、氣有涯垠、淸陽者薄靡而爲天、重濁者凝滯而爲地。淸妙之合專易、重濁之凝竭難。故天先成而地後定」（天文訓）といひ、「有二神混生、經天營地」（精神訓）といひ或は三五曆記に「天地混沌如鷄子、盤古生其中、萬八千歲、天地開闢陽精爲天、陰濁爲地盤古在其中、一日九變神於天、聖於地」などあるのが、日本紀の開闢說と似通うた點があるのをさしたのであらう。

（盤古と云ふ王云々） 盤古といふ王の事は上に引いた三五曆記にも見ゆるが、述異記には「昔盤古氏之死也、頭爲四岳、目爲日月、脂膏爲江海、毛髮爲草木」とある。

（其より下つかた云々） 盤古が人類の始祖で、それより以後天皇氏地皇氏人皇氏五龍氏等の多くの王があると異書の傳をあげたのである。今史記の司馬貞の三皇本紀を見るに、「一說三皇謂天皇、地皇、人皇爲三皇。既是開闢之初闇緯之所載不可全弃」と云つてゐるし、又「自人皇已後有五龍氏」とあるが、その注に「按五龍氏兄弟五人並乘龍上下故曰五龍氏」とある。なほその外に燧人氏以下無懷氏まで十六氏の名をあげ「蓋三皇已來有天下之號」とある。

（其間數万歲を經たりと云ふ。） 天皇氏は兄弟十二人立つて各一萬八千歲、地皇氏は十一人で各一萬八千歲、人皇氏は九人凡べて百五十世合せて四萬五千六百年と史記の三皇本紀にある。

（說） 以上は支那の開闢說をあげたのであるが、それからの世代を述べて、わが國との國體の異同を示すべきであるが、文章が平板になるのを嫌つた爲でもあらう。一先づこれで打切つて、次にわが國體を論じ初めて、印度支那の國のすがたをあげつつ比較論斷しようとしてゐるのである。

我朝の始は天神の種を受けて、世界を建立する姿は天竺の說に似たる方

「ただ」梅北による。底本「但」とし、白、群二本「唯」とす

「選」白本による。他本は「撰」に作る

「選」上に同じ

「なるまゝに」底本「成テマヽ」とす、他諸本によりて正す。

「しのぎ」底本「忍キ」とあり、「忍」字不當なれば他諸本の假名書なるに從ふ。

「かへ」底本「換」字とし、群北二本「替」字とす。今梅白二本の假名なるに從ふ。

「甚」底本「其」に誤る白本「甚」に作り、他本假名にてかけり。

も有るにや。されども是は天祖より以來繼體違はずして、ただ一種まします事天竺にも其類无し。彼國の始の民主王も衆の爲に選び立てられしより相續せり。又世下りては其種姓も多く滅されて勢力有れば、下劣の種も國主と成り、剩へ五天竺を統領する族も有りき。震旦又殊更叨しき國也。昔世淳に道正しかりし時も賢を選びて授くる事有りしにより一種を定むる事无し。亂世になるまゝに、力を以て國を爭ふ。彼等は民間より出でて位に居たるも有り。戎狄より起りて國を奪へるも有り。或は累世の臣として其君をしのぎ、竟に讓を得たるも有り。伏犧氏の後天子の氏姓をかへたる事已に三十六。亂の甚しさ、云ふに足らざる者をや。

（說）　これからわが國體の特色を說かうとして、先づ印度との比較からはじむる。

（我朝の始は云々）　わが皇朝のはじめ天神の血統にして、しかうして世界を建てられた樣子は天竺の說に多少似た點があるけれども、君主が萬世一系でいらせられるといふことは印度にも類がないといふのである。

（繼體違はずして云々）　「繼體」は支那では天子の位を繼ぐことである。漢書外戚傳に「自古受命帝王及繼體守文之君非獨內德茂也、蓋亦有外戚之助焉」又同書師丹傳に「陛下既繼體先帝持重大宗承宗廟天地社稷之祀」とあるが、

その用例である。しかし、わが國では正しい血統を以て天皇の位を繼承することをいふのである。

（ただ一種ましますこと云々） 皇統一系で、萬世にわたつてかはらぬ事をいふ。これは天竺にかぎらず世界中に類の无いことは古も今も同じである。

（民主王云々） 上にいつた印度最初の民主王もそのはじめは民衆の選擧によつたが、その後は子孫が相續したのである。佛祖統記に、「初民主王號二大人一。第二王號二珍寶一（中略）乃至三十三王名二善思一」とあつて、その後に「此ノ三十三王皆子孫相承」とある。

（又世下（クダ）りては云々） 然るに後世になると、その種姓（スシヤウ）（その血統をうけた種族）も多くは他のものに滅されて、勢力があれば、下等なる種姓のものも國の主權者となり、甚しいのは五天竺を統べ領するものも起つた。

（説） 以上印度の國體をあげたから、これから支那の國體を稍くはしく云つて本邦の國體と比較する。

（震旦又殊更叨しき國也） この一句にて支那國體の要は盡きてゐる。

（昔世淳に道正しかりし時云々） これは儒教で、理想とする堯舜の時代をさしたものである。賢者を擇んで、王位を授けると云つて、堯が、その子をすてて舜に讓り、舜もその子をさしおいて禹に讓つた事があつて、必ずしも帝王の一系を定むるといふ事がなく、これを賢い事とした。

（亂世になるままに力を以て國を爭ふ。） 夏殷周から後は支那の歷史はただ力を以て國を爭ふことの歷史といつてよい。その事は次に

（彼等は云々） と云つてある如く、民間より出で、戎狄から來り、累世の臣が君に迫り又は殺しなどして王位に上るといふ有樣である。

（伏犧氏の後、天子の氏姓をかへたる事已に三十六） これは、支那の略史に十八史略といふ名の書があるやうに、支那の主權者のかはつた事は親房卿の時の元まで三十六王朝である。それは支那の歷史を見れば直に分る事であるから證をあげぬ。

（亂の甚しさ、いふに足らざる者をや） この一句にて支那の國體の言語道斷なものであることを喝破し去つた。

（説） 以上印度支那の國體の言ふに足らぬ事を明かにして、これからいよいよわが國體に論及しようといふのである。

「誓」の上に底本「本」字あり他諸本になし「オホン」とよましむる爲に加へしなり。而底本「誓」の下にヒと注す「異」白本による底本「殊」とせり。「顯」白、群、北による。底本「彰」とせり。「弊」底本「費」とす今白本による。他二本は假名とせり「述」梅本による。底本は「仲」とし他本は「宣」とせり「事をば」梅本による。底本「嗣ノ葉ヲ」とするは誤なり白群北は「事ハ」に作る。

只我國のみ天地開けし始めより今の世の今日に至るまで日嗣を受け給ふ事邪ならず、一種姓の中に於ても自傍より傳へ給ひしすら猶正に歸る道有りてぞ持ちまし〳〵ける。是併ら神明の御誓新にして、餘國に異なるべき謂れ也。抑神道の事は容易く顯さずと云ふ事有れども、根元を知らざれば、叨しき端とも成りぬべし。其の弊を濟はん爲に聊か勒し侍り。神代より正理にて受傳へつる謂を述べん事を志して常に聞ゆる事をば載せず。然れば神皇の正統記とや名け侍るべき。

（只我國のみ天地開けし始めより云々） 只我國だけは印度支那などのみだりがはしい國々とは違つて、天地開闢の始めから今の世の今日の日に至るまで、天皇の御位が正しく一系の皇統によりて傳へられて、同じ皇統の中に於いても時としては何かの事情で傍より傳へ給うたものも、いつしか正しい方に歸るといふ道が不知不識の間に行はれてわが皇位が正しく今日まで維持せられて來てゐるといふのである。これが、神皇正統といふ思想で、この書全體を貫いてゐる根本原理である。

（併） 「しかしながら」といふは今日の俗語の意味ではなく、「一切」「悉皆」の意味である。

（神明の御誓） 誓は約束のこと、これは天照太神の天壤無窮の神勅をさす。

（新にして） その效驗の常に明かで年月を經てもかはることの無いのをいふ。

「主」底本「立」とす。他諸本によりて正す

（餘國）　他の國々

（神道の事は云々）　神道の事は畏多く且つ神秘なもので叨りに述べてはならぬといふ事ではあるが、わが國家の源は神道に存するのであるから、これを知らねば國家の根元を知らず、それが爲にみだりがはしい事の起る基となるといふ虞がある。それでさやうな間違をたゞし濟はうと思ふから、神道の重大事をも聊かしるすのである。しかしこれはただ神道を傳ふるのが目的ではなく、神代から皇位が正しい皇統に、正しい道理によつて受け傳へられた謂を述ぶることを主眼としてゐるから、世間に誰でも知つてゐる樣な事で、この神皇の正統に深い關係の無い事は載せないといふのである。それであるから、この書をば**神皇の正統記**　と名づくるのが適當かも知れぬといふのである。

（說）　ここで、本書著述の本旨を明かにした。ここまでが、本書全體の冒頭といふべき部分である。最初よりここまでの間がおのづから二大部に分れて最初の一大部は「大日本者神國也」といふことの說明で、次の一大部はわが國體の總論で、同時に本書を貫いて居る根本原理を示した。

夫天地未だ分れざりし時渾沌として圓かれる事雞子の如し。溟涬りて萠を含めりき。是陰陽の元初未分の一氣也。其氣始めて分れて淸く明かなるはたなびきて天と成り、重く濁れるはつづきて、地と成る。其中に一物成り出でたり。形葦牙の如し。卽化して神と成りぬ。國常立尊と申す、又は天御中主神とも號し奉る。此神に木火土金水の五行の德まします。先、水德の神に彰れ給ふを國狹槌尊と云ふ。次に火德の神を豊斟渟尊と

二の「煮」字梅本「瓊」とせり

云ふ。天の道獨り成す。故に純男にてます。（純男と云へども其相有りとも定めがたし。）次、木德の神を埿煮尊、沙土煮尊と云ふ。次、金德の神を大戶之道尊、大苫邊尊と云ふ。次、土德の神を面足尊、惶根尊と云ふ。天地の道相交りて各陰陽の形有り。然れども其振舞无しと云へり。此諸神實には國常立の一神にてますなるべし。五行の德各神と彰れ給ふ。是を六代とも算ふる也。二三世の次第を立つべきには非ざるにや。

（說）　これから本書の主とする所即ちわが國家の事を專ら說く事となるが、こゝにはその最初として、天地未剖の時から諸神の出現の事を說いたのである。

（天地未だ分れざりし時云々卽化して神と成りぬ國常立尊と申す。）「渾沌」の義は前にある。「鷄子」は鷄卵である。この一文は日本紀の文を主として、著者の信ずる神祇說を交へて說いてある。日本紀の文は次の如くである。

「古天地未割、陰陽不分、渾沌如鷄子、溟涬而含牙、及其清陽者薄靡而爲天、重濁者淹滯而爲地……于時天地之中生一物、狀如葦牙、便化爲神、號國常立尊」これに對してそのくゝもりて崩しを含めるをさして「陰陽の元初未分の一氣也」といふ文は日本紀の文ではなく、親房の神祇說より出た說明であるが、これは恐らくは、易の繫辭の「有太極、是生兩儀」の說明として孔穎達が疏に「太極謂天地未分之前、元氣混而爲一。一氣既分之後陽氣居上爲天、陰氣居下爲地。居上者輕清、居下者重濁、如止水、於是天地位焉、乃謂兩儀」といふに基いたものであらう。（これは度會家行の類聚神祇本源に出で、又元々集にも引いてある）

（又は天御中主神とも號し奉る） この説は正しい古傳に見えぬ。恐らくは當時の神祇説によられたのであらう。この説をなすものは、神皇實錄であるが、これは種々の説があつてその著者もとより明かでないが、類聚神祇本源に引用してゐるから、相當に古いものである。しかしこれは純神道では認むることの出來ぬ説である。

（此神に木火土金水の五行の德まします） これも支那の五行説をわが神道に習合した説で正しい古傳ではない。この説も當時の神道説に基づいたものであるが、この説は類聚神祇本源に、「然則國狹槌尊以下五代水、火、木、金、土者國常立尊之具德」といひ、又元々集にも見ゆる。

（先水德の神に彰れ給ふを云々次に火德云々） この水德、火德等の語は當時の神道説によつたものだが、その他は日本紀によつたのである。日本紀に上に引いた「號國常立尊」の文の次に「次國狹槌尊、次豐斟渟尊。凡三神矣。」とある。

こゝの水火の德の事は下に一括していふ。

（天の道獨り成す。故に純男にてます） これは日本紀に上の文に引つゞいて、「乾道獨化以成$_{二}$此純男$_{一}$」とある文によつた事は明である。易でいへば、乾は天であるから乾道を天の道とわかり易くしたものである。この文は日本紀にあるが、それは日本紀の原本にはなかつたものであるといふ説がある。その説の第一の證據とするのは、長寛勘文に引いてある日本紀にはこの文が無いといふ點である。然るに、これは根據のない事で、長寛勘文の日本紀の文には明かにこの十字がある。やはり、これは日本紀の原文である。さて乾は易では男にあつたから、純男といつたのである。

（純男と云へども云々） これは本文に純男といつたのを説明する爲の注である。純男といふからこれらの神が男の形をあらはしてゐらるるかといふに、必ずしも男の形をあらはしてゐらるると決定的にはいひがたいといふのである。

（次木德の神を云々、次金德の神云々、次土德の神を云々） これも日本紀の上の文のつゞきに「次有$_{レ}$神、埿土煮尊、沙土煮尊。次有$_{レ}$神大戸之道尊、大苫邊尊。次有$_{レ}$神、面足尊、惶根尊」とあるによつた。その德の事は次にいふ。

（天地の道相交て各陰陽の形有り） それは日本紀上文の次に「次有$_{レ}$神、伊弉諾尊、伊弉冉尊。凡八神矣。」とあつて、その次に「乾坤之道相參而化。所以成$_{二}$此男女$_{一}$」とある文によられたものであることは著しい。而して易では乾は天、坤は地であるから天地の道といひ、男は陽、女は陰であるから陰陽の形ありといひかへたものである。しかし、これは日本紀の文の説明に止まらないで、やはり一種の哲學説となつてゐる。日本紀の乾坤は、抽象的の乾坤であるが、ここでは天地といつてゐるのは、たゞいひかへただけではなく、多少思想がかはつてゐると思はるる。しかし、委しいこと

「伊弉諾尊」の「尊」字底本な

はこゝにいはぬ。

（然れども云々） 男女の形はあらはれたれど、夫婦の關係を以ての御振舞はないといふ傳説があるといつたのである。これは夫婦の交りは次の伊弉諾、伊弉冉二神から初まつたといふ古傳説に基づくのである。

（此諸神云々） これは。古神典には見えぬ事であつて、中古の神道説から生じた説である。この説は、上に引いた類聚神祇本源に見えてゐる。

（五行の德云々） これも當時行はれた神道説に見ゆる説である。それは類聚神祇本源、元々集等を見ればわかる。さてこれらの神々を水、火、木、金、土の順序にした事は、支那の五行説の影響であらう。五行大義に「經云天生㆑一始㆓於北方水㆒、地生㆑二始㆓於南方火㆒、人生㆑三始㆓於東方木㆒、時生㆑四始㆓於西方金㆒、五行生㆑五始㆓於中央土㆒」と見え、神風和記に「謂國狹槌尊ハ水德ノ始、豐斟渟尊ハ火德ノ始、泥土瓊尊ハ沙土瓊尊ト同ク木德ノ始、大戸之道尊、大苫邊尊ハ金德ノ始、面足尊、惶根尊ハ土德ノ始、仍此五行ヲ堅樣ニ開イテ、中ノ五柱ノ神代トハ申也ト次第スレドモ横ニソナフレバスベテ前後ノナキ故ニ或次第モ不㆑問或ハ五ニ異名トモ成レリ」といつてゐるので、その思想が略わかる。

（是を六代とも算ふる也） このかぞへ方は、日本紀に「是謂㆓神世七代者㆒矣」といふのとは趣がちがふ。これは伊弉諾尊、伊弉冉尊を次の一代としてこゝに加へないからである。而してこのかぞへ方も亦、當時の神道説に基づくのである。類聚神祇本源卷一は天地開闢篇であつて、卷二は本朝造化篇である。元々集も同じく、最初は天地開闢篇で、次は本朝造化篇である。さうして、二書とも、本朝造化篇の最初に伊弉諾伊弉冉二尊を叙し奉るのである。それ故に、その前六代を以て天地開闢篇に説くのである。本書も亦この法式に據つたことは明かである。

（二三世の次第を云々） これは世代の次第があるのではないといふのであるが、上の五行の德云々の下に引いた神風和記の説明をこゝにも注として考ふれば、明かにわかるであらう。

（説） 以上で、わが國に傳はつた天地開闢説を述べたものであるが、この次にいよ〳〵本朝の元始を説かうといふのである。大綱を提げて後次第に細目に入らうとする。順序正しい論法である。

次(ツギ)に化生(ケシヤウ)し給(タマ)へる神(カミ)を伊弉諾尊(イザナギノミコト)伊弉冉尊(イザナミノミコト)と申(マヲ)す。是(コレ)は正(マサ)しく陰陽(インヤウ)の二(フタツ)に

し、他諸本によりて補ふ。

「秋」の下底本「津」とせり、他諸本によりて「の」と改む。

「しらす」底本「然ス」に作る、他本によりて改む。

「矛」底本「戈」とせり、上の

分れて造化の元と成り給ふ。上の五行は猶一つづつの徳也。此五徳を合せて万物を生ずる始とす。

（説）前の天地開闢の説明をうけて、その天神七代の最後の神であつて人類の祖となり賜ふ伊弉諾伊弉冉二尊の事に入る。

（**次に化生し給へる神云々**）この事については日本紀の文を上に引いておいた。

（**是は正しく陰陽の二に分れて造化の元となり給ふ**）伊弉諾、伊弉冉の二神が、國土萬物を生み給うた事は、日本紀にも古事記にも傳へてゐる所で、この二神が男女の外形を明かに具へ、夫婦の道を行はれた事は古傳説の傳ふる所である。

（**上の五行云々**）これは上述の五行の神はいはば、各一づゝの徳で、それ〴〵の力を具備せられてあるが、未だその徳の實行までは進まぬ姿であるといふのである。元々集の本朝造化篇のはじめに「國常立尊以還天神六代之間形器未レ明、非レ有、非レ无、或存否」といつてあるのをこゝの説明に供する。

（**此五徳を合せて云々**）これは伊弉諾、伊弉冉の二神に五行の徳が、合せ備りて生々の妙用を生ずることを説いた。

（説）以上は、伊弉諾、伊弉冉二神の徳用を説明したものであるが、これからわが古傳説によつて、わが國のはじめを實地に説明する段となる。

此に天祖國常立尊、伊弉諾伊弉冉の二神に勅しての給はく、「豐葦原の千五百秋の瑞穂の地有り。汝往てしらすべし。」とて即天瓊矛を授け給ふ。

此矛又は天の逆戈とも天の魔返の戈とも云へり。

二神此矛を授りて天の浮橋の上に竚みて矛を指し下してかきさぐり給ひしかば、滄海のみ有りき。其矛のさきよりしたたり落つ

る潮凝りて一の嶋と成る。是を磤馭盧嶋と云ふ。此名に就て秘說有り。神代梵語に通へる歟。其所も明かに知る人无し。大日本の國寶山也と云ふ。口傳有り。二神此嶋に降居て即國の中の柱を立て八尋の殿を化作して共に棲み給ふ。さて陰陽和合して夫婦の道あり。

文字によって「矛」とすべきなり、白、群、北三本かくの如し。「さき」底本「崎」の字とす今他諸本によりて假名とす「したたり」底本「瀝」とし群北二本「滴」とす。今梅白二本によって假名とす。

（此に天祖國常立尊云々）　これは日本紀古事記の傳に違ふ。舊事紀によつたものと思はるる。その陰陽本紀に曰はく「天祖詔ニ伊弉諾伊弉冉二尊ニ曰、有ニ豐葦原千五百秋瑞穗之地ニ宜ニ汝往修ヲ之、則賜ニ天瓊戈ニ而詔寄賜也。伊弉諾、伊弉冉二尊奉レ詔立ニ於天浮橋之上ニ共計謂有レ物、若ニ浮膏ニ其中蓋有レ國乎。廼以ニ天瓊矛ニ而探之、獲ニ滄海ニ則指ニ下其矛ニ而晝ニ滄海ニ而引レ上之時自ニ矛末ニ落垂滴瀝之潮凝結而爲レ島、名曰ニ磤馭盧島ニ」とあるのによつたのであらう。この條の事は日本紀には二神の單なる發意としてあり、古事記には天神の命によりて二神がこの漂へる國を修理固成せよと仰せられたとあつて、豐葦原云々はいづれも天孫降臨の時の神勅の語になつてゐる。しかし、これは必ずしも舊事紀のつくり事ではないので、日本紀の一書にもある。たゞその文「天神謂」といひ「二神」の二の字がなく、「則」が「廼」になつてゐる だけの違ひがあるだけである それ故これも一の古傳であることは疑がない。國常立尊を天祖といふ事は上にも例があつた。

（天瓊矛）　瓊は「ニ」といふ。赤玉の事であるが、古、矛に瓊で飾つたものがあつたのであらう。これが「ヌホコ」となるのは熟語となつた爲に音の變じたものであらう。

（此矛又は云々）　この矛の別名は古傳には見えぬ。中古からの唱であらう。大和葛城寶山記には見ゆる。逆矛は恐らくは宛字で、榮戈の義であらうし、魔返とは惡魔を追ひかへす靈妙な功力があるといふ意味であらう。

（二神此矛を授りて云々）　これは舊事紀によつたものであるが、しかし、日本紀にも、斷章的には出典はある。即ち「伊弉諾、伊弉冉尊立ニ於天浮橋之上ニ」とあると「廼以ニ天瓊矛ニ指下而探之、是獲ニ滄溟ニ其矛滴瀝之潮凝成ニ一島ニ名之曰ニ

磤馭盧島一とあるとがそれである、天の浮橋といふものは如何なる物か明かにはわからぬ。天に昇る橋だといふ説があるけれど、浮橋といふ名には相應しない。平田篤胤の説には神の天より降り給ふ時に大空に浮べて乗り給ふものであるといふ。先づは空中に浮ぶ船のやうなものと見るべきであらう。青海原は青々と見ゆる大洋をいふのである。その大洋中をかきさぐり給うた天瓊矛のさきより落ちたる潮水の凝り固まつてなつた島であるが、自凝島(オノコロ)と名づけたといふのである。

(此名に就て云々)　この祕説といふのは何であるか。祕密の傳であるらしいから、今からは分らないが、類聚神祇本源に「或云磤馭盧島　唵呼嚧呼嚧、神明召請之國也」とあり、元々集にも同じ趣に見ゆる。これがその祕説であるかも知れぬ。梵語云々と云ふのは「オンコロコロ」といふ梵語が即ち「オノコロ」と同じ語だらうといふ事であらう。しかしこれはもとより附會の説で、信ずべき限りではない。

(其所も明かに知る人无し)　磤馭盧島の所在の明かでないことを云つたものであるが、或は淡路の西南の隅にあるとか、又淡路の東方の海中にある沼島であるとか、淡路の西北隅にあるとか云ふ説々あるが、果して信ずべきか、疑はしいものである。

(大日本の國寶山也と云ふ)　大日本は今の奈良縣の大和國をさすのである。その寶山といふのは葛城山のことである。神皇系圖にこの磤馭盧島の下に注して「社記曰、大日本日高見國神祇寶山今此處也」とある。その社記とは如何なるものかわからないが、行基菩薩撰と傳ふる大和葛城寶山記といふものがあつて、この説を述べてゐる。類聚神祇本源卷三に引いて釋家の説としてゐる。しかしこれも亦僧侶の附會説である。

(二神此島に降居て云々)　これも恐らくは日本紀の一書によつたものであらう。その文は「二神降二居彼嶋一化二作八尋之殿一又化二作天柱一」とある。八尋殿と云ふのは廣大なる宮殿といふ程の意である。

(さて陰陽和合して云々)　これは二神が夫婦の交をなしたまふことを云つたのである。

(説)　これから所謂大八洲を生み給ふ事に説明を進むるべきであるが、その前に、上述の天瓊矛について種々の説があることを述べて、神道について正しい見解を立つべき心得に論及したのが次の節である。

底本「敎」の上に「御本ン」とかけ「オホン」とよまする爲なり。

「神」の下、底本「三」あり、衍なること著し。他本になし。「五十金鈴天宮の圖形」底本「鈴」及「天」の下に各「ノ」ありて「宮」の下に「の」なし。他諸本によつて改む。

此矛は傳へて天孫の順へて天降り給へりとも云ふ。又垂仁天皇の御宇に大倭姫の皇女、天照太神の御敎へのまゝに國々を巡り伊勢の國に宮所を求め給ひし時、大田命と云ふ神參り逢ひて五十鈴の河上に靈物を守り置ける處を示し申しゝに、彼天の逆矛、五十金鈴、天宮の圖形ありき。大倭姫の命悅びて、其處を定めて、神宮を立てらる。靈物は五十鈴の宮の酒殿に納められきと云ふ。又瀧祭の神と申すは龍神也。其の神預りて地中に納めたりとも云ふ。一は大倭の龍田の神は此の瀧祭と同體にます。此神の預りとも云ふ。仍て天柱國柱と云ふ御名ありとも云ふ。

（此矛は云々） 伊弉諾尊の滄溟をさぐりたまひし時の天瓊矛は瓊々杵尊の降臨の時、この國に持ち降り給へりといふ傳說があると云ふのであるが、これは古語拾遺に天孫降臨の事を記して、天祖より八咫鏡及草薙劍二種の神寳を授け賜ひて天璽としたまふ事を記し「矛玉自ら從ふ」といつてゐる。これは一種の異傳であるが、三種の神器が二種になつてゐる。しかし、他の一種の八尺瓊曲玉はその自ら從ふといつてある玉に相違ない。その玉と共に傳はつた矛が、こゝにいふ天瓊矛であらう。さうであるとすれば、この說は後世の附會說ではなく、古から在つた一種の異傳である。

（又垂仁天皇の御宇に云々） 大倭姫の事は後に委しく出てゐる。（一二八頁）太田命といふは猿田彦神の子孫で、こゝに土著した人である。さてこの傳說は倭姫命世記に見えてゐる。しかし。そこには「從₌天上₋志天投降坐比志天之逆太刀逆

枠金鈴等也」とあつて、天の宮の圖形といふものは見えない。類聚神祇本源には神記といふものゝ說を引いてある。それには「神記曰天之逆太刀、天逆鉾、大小之鈴五十口、天宮之圖形等是也」とある。これらの說が、こゝに記されたものであらう。逆太刀といふものは何をさすか分らない。逆鉾は前に出た天瓊矛で、五十口の鈴は五十鈴川の名に因んで生じた傳說であらうし、天宮の圖形とは天照大御神の宮殿の繪圖であらう。さりながら、上にあげた所の諸の書は中古附會の說によりて生じたもので、著者も云つてゐる通り信ずべき限りではない。

（**大倭姬の命云々**）　これは伊勢神宮（内宮）をこゝに齋ひ鎭め奉られた事を云つたので、この事には異說はない。

（**靈物は云々**）　靈物といふのは、上述の逆矛、金鈴、圖形等をさす。それを内宮の酒殿に納められたといふのである。酒殿は神域内に在つて、供進の神酒を醸造する所であるが、これに屬する倉が二字ある。古、神の貢進物はこの倉に納められたものである。そこからこの傳說が生じたものであらう。

（**瀧祭の神と申すは龍神也**）　瀧祭神といふのは、内宮の神域内に祭らるゝ神であるが、古來神殿がなくて、石疊だけが築かれてある。今は五十鈴川の東岸に祭られてあるが、古代は西岸にあつたといふ。倭姬命世記に瀧祭宮に注して「無寶殿、在下津底、水神也。一名澤女神亦名美都波神」とあるのは虛構ではないと思はるる。かく水神であるから印度の龍神に附會したものであらう。

（**其神預りて云々**）　これもその石疊の下にその靈物を納めてあるといふ傳說が在つた事を記したものである。この說は例の寶山記に見ゆるが、信ずべき限ではあるまい。

（**一は大倭の龍田の神は云々**）　大和生駒郡龍田神社の祭神は風神である事が、延喜式の祝詞で見ても疑はない。それと瀧祭と同體であるといふ事は疑はしいが、中古にこの說が在つたのであらう。これは類聚神祇本源に引く二所太神宮麗氣といふものに載せてある。

（**天ノ柱國ノ柱云々**）　この號は龍田風神の名であるが、その名稱を以て、伊勢神宮でいふ所の心の御柱に附會したものである。これも二所太神宮麗氣に見ゆる。

（**說**）　以上中古からの附會說をあげたが、これより親房卿のそれについての見解を述べようとするのである。

昔、磤馭盧島に持下り給ひし事は明かなり。世に傳ふと云ふ事はおぼつかなし。天孫の順へ給ふならば、神代より三種の神器の如く傳へ給ふべし。指し離れて五十鈴河上に有りけむもおぼつかなし。但天孫も矛玉は自順へ給ふと云ふ事見えたり。（古語拾遺の説なり。）然れど、矛も大汝の神の奉る國平げし戈もあれば、何れと云ふ事を知り難し。寶山に留りて不動のしるしと成りけん事や正說なるべからん。龍田も寶山近き處なれば龍神を天柱國柱と云へるも深秘の心有るべきにや。凡神書にさま〲の異說有り。日本紀、舊事本紀、古語拾遺等に載せざらん事は末學の輩偏に信用し難かるべし。彼書の中に猶一決せざる事多し。況や異書に於きては正とすべからざる歟。

（説）上の天瓊矛をば、伊弉諾尊伊弉冉尊が磤馭盧島に持ち下り給ひし事は疑ひないが、それが、この世に傳はるといふことは信じ難いといふのであるが、これは如何にもさうである。而して天孫の順へ給ふならば神代から三種の神器の如く傳へ給ふべきであるに、その事のなくて、それらの靈物が天孫の御身と別になつて五十鈴河の上に在つたといふ

ことも疑はしいといふのであるが、これはわが國體から云つてもさうあるべきで、おぼつかなく疑ふべく從ひ難い異說である。

（但し天孫も矛玉は云々） これは古語拾遺の說で、上にも述べておいた通りである。

（然れど矛も云々） さて古語拾遺に云つた矛が、或は天瓊矛であるかも知れないが、大汝の神が、自己が國平げに用ゐた矛を天孫に奉つたといふことが、日本紀に見えてゐる。その矛の事もあるから、一概にかの矛玉といつた矛を天瓊矛ときむる事も出來まいといふので、これも穩當な見解である。

（寶山に留りて不動のしるしと成りけん事や云々） この事は例の寶山記の說であるが、これも附會であらう。親房卿がこれを正說なるべきといはれたのは首肯すべからぬ事である。

（龍田も云々） 龍田と葛城山とはさほど隔つては居ない。しかし、これらの間に神祕の心在りといふ事はもとより信じ難い。それ故に、これらの說々は今日に於いて信じ難いことはいふまでもない。親房卿がさばかりの人でやはりこの樣な事に多少なりと信をおかれた事は時世の然らしむる所であらう。しかしこれから下の意見は立破なものである。

（凡神書にさま〲の異說あり） 當時、旣に神道五部書はじめ多くの神書があつて、さま〲の異說があつた事である。

それらに對しての著者の意見をこゝに述べようといふのである。

（日本紀、舊事紀、古語拾遺等に云々） わが國の正しい古傳說はこれら三書について見るべきで、それらに載せぬものは信用すべからずといふのである。（日本紀は三十卷で、元正天皇の時代、舍人親王等が勅を奉じて撰したもの、古語拾遺は一卷で平城天皇の御世に齋部廣成が古道の衰へを歎いて上奏したものである。舊事紀は十卷で聖德太子の撰であるといふが、これは後世の僞撰である。） しかもこれらの三書の中でも、なほその說區々で、一定しかねたものも見ゆるといふのである。されば、それら三書以外の異說は正しとすべきであるまいといふのであつて、これは正々堂々の意見である。（但し、舊事紀の僞撰を知らずしてこれを信用した事と古事記といふものに重きを置かなかつたといふ事は當時の學問として止むを得なかつた事と思はるるが、しかし、それは大なる缺點で惜むべきことである。さりとてこれが爲に、その本旨を否定することはもとより出來ぬ） 久米幹文この段の說を評して曰はく「此一段はまことに正しくいはれたり。我古の學は中古いたくおとろへてえせ學者ども愚なる說をつくり出で、却て神典を汚す樣なる說は幾ばく出たるか知るべからず。こゝに正しといへる舊事紀すら、實は僞り作れるものたり。されば、こゝは古

事記を以て舊事紀にかへたき處なり」と誠にこの言の通りである。

（說）以上天逆矛についての種々の異說をあげ、最後に多くの神書に異說の少くないことを論じて、正しい古傳說はそれらの神書にあるものでなくて、日本紀、舊事紀、古語拾遺等にあるといふことを示した。それは一見すると傍系に入り込んで、神皇正統記としては多少脫線した氣味があるやうに見ゆるが、よく考ふれば決してさやうな事ではない。これは多くの神書に異說紛々であるが、それらに拘泥しては神皇正統の正しい說を述ぶるに甚だ妨になり何事も迷宮に入つた樣になる。それ故に、正しい說を述ぶるにはそれらの附會說を一切排除しておかねばならぬ。そこで、天逆矛に事よせて、先づこれを論じ、これから後の神代の事柄は主として上述の三書に傳へたものに據るのであつて、紛々たる雜多の神書の說は一切顧みないのであるといふことをこゝに明かにしたのである。それ故にこゝをば著者が中古附會の神道說に迷はされてかやうな說を述べたのだと見るやうな人は、本書の精神を正反對にとつてゐる近視眼者であるといふべきである。かやうに考ふると、本書の一言一句も漫然と讀んではならぬといふ事になるであらう。

かくて此二神相計ひて八の嶋を生み給ふ。先淡路の洲を生みます。淡道穗之狹別と云ふ。次に伊與の二名洲を生みます。一身に四面有り。一を愛上比賣と云ふ。是は伊與也。二を飯依比賣と云ふ。是は讚岐也。三を大宜都比賣と云ふ。是は阿波也。四を速依別と云ふ。是は土佐也。次に筑紫の洲を生みます。又一身に四面有り。一を白日別と云ふ。是は筑紫也。後に筑前、筑後と云ふ。二を豐日別と云ふ。是は豐國也。後に豐前豐

「愛」の下に諸本「止」字あり、群本のみ「上」字として小くかけり。これは群本編者の案なるべきが、古事記にかくかけるまゝを收めしならむ。「上」

は上欄の符號たるに止まる「に」白群北三本によりて補ふ。

「晝」底本「書」に作る。梅、白、北三本による。

「速」とせるは編者の正せるならむされど說のまゝなるが本來の姿ならむ。

「津」底本脱す。他諸本によつて補ふ。

「悉」底本「書」に作る。他諸本による。

後と云ふ。三を晝日別と云ふ。是は肥の國也。後に肥前、肥後と云ふ。四を豐久士比泥別と云ふ。是は日向也。後に日向、大隅、薩摩と云ふ。筑紫豐國 肥國日向など云へるも二神の御代の始の名には有らざるか。次壹岐の洲を生みます。天比登都柱と云ふ。次對馬の洲を生みます。天之狹手依比賣と云ふ。次に隱岐の洲を生みます。天之忍許呂別と云ふ。次に佐渡の洲を生みます。建日別と云ふ。次大日本豐秋津洲を生みます。天御虛空豐秋津根別と云ふ。惣べて是を大八洲と云ふ也。此外も數の嶋を生み給ふ。後に海山の神、木の父、草の父まで悉く生みましてけり。何れも神にませば、生み給へる神の洲をも山をも作り給へるか。はた洲山を生み給ふに神の彰れましくける歟。神世の態なれば、眞に計り難し。

（說）これから大八洲國生の說話に入るのであるが、これからの說は專ら、日本紀、舊事紀、古語拾遺等に據つて、他の神書の異說には觸れないのである。

（かくて云々惣べて是を大八洲と云ふ也） この文は何に據つたかと考ふるに、大體舊事紀に據つたものと考へらるる。もとより舊事紀とは多少の出入があるけれど、日本紀ではこの樣な說はない。さて舊事紀はこの國生の傳は二樣あつ

て、はじめのはその順序だけを示して、島の神名はあげない。次のは一々神名をあげてあるが、その順序ははじめの分と一致しない。この書の記事は順序ははじめの分により、次の分によつて神名を加へたものである。この神名の記事も舊事紀の文そのまゝでなくて異同がある。しかし、やはり舊事紀から出たものであると考ふる。即ち「讃岐國謂二飯依比古一」とあるに、こゝには飯依比賣とある。これは古事記にもない事で、全く撰者の記憶違ひに相違ない。土佐國を速依別といふのは、舊事紀以外には無い事である。又「愛上比賣」の上字を加へてあるのは古事記にこの神の名の發音を示したのに據つたのであるが、舊事紀にもそのまゝとつてある。しかし、こゝのは古事記から出たのでなくてやはり舊事紀から來たものであらう。筑紫島の記事も大體舊事紀に一致する。そのうち肥國を晝日別といふ事は如何なる古典にもない。舊事紀に「肥國謂二速日別一」とあるのゝ誤記であらう。但し、舊事紀には別に「次熊襲國謂二建日別一」といふのを採らない。これはこの一項を加ふると、筑紫が五國になつて、面四ありといふのにあはない。これは舊事紀の矛盾であるから採らぬ方がよい譯である。又佐渡島の神名は舊事紀の本文にはなくて、「熊襲國謂二建日別一」の下に「一云佐渡島」と注した說を採用したものと考へらるる。

（後に海山の神木の父、草の父まで云々）　これは日本紀に八州國産の次に「次生レ海、次生レ川、次生レ山、次生二木祖(オヤ)句句廼馳一、次生ニ草祖草(カヤ)野姫一亦名野槌一」とあるのに大體據つたものであらう。海の神は大綿津見神であり、山の神は大山津見神である。

（何れも神にませば云々）　この見解について久米幹文が曰はく「この國土の事に付いてはさまざまの異說あれども、准后のかくの給へるは實に卓見なり。天地を鎔造し、萬物を生成する天神の御わざを我々凡下の輩が百分の一もはかり知るべきにあらず。然るに凡慮を以て今の世中に神代をくらべて論ふは愚なりといふべし。矛鋒より滴る潮の沫の凝て島となりし例をも思ふべし。國と成べき元質を生み給はんに何の難き事かある。其元質に種々の物の寄付て數十萬年ふる間に大なる島と成り、國となるは理の當然なり。然るに國魂の神在りて、其國をまもり助け給へれば神異なる國とはなれるなり。其他も皆この例なり。さて此八嶋まづ成たる故、我國の古名を大八洲國といふなり。其後海山草木の神を生給へるが、其萬の神たちもみな祖神を助け奉て、島をも山をもつくれるなるべし。または洲山をつくり給へる時に神たちあらはれたるか、神世の事なれば、今の凡慮を以ては計りがたしとなり」と云つてゐるが、こゝの撰者の心をよくいひあらはしてゐると思ふ。

「如何して」梅本「イカテカ」白本「イカソ」群本「如何て」北本「何ソ」に作る。

「御子」底本「尊」とし、梅本、白本「ミコ」とし、北本「王」とす、今群本による。「の」「は」他本によりて加ふ。

「ましませ」底本「在」字をかけり。

「戔」底本「箋」に作る誤なること著し、他諸本によりて正す。下皆同じ。

二神又計ひての給はく、「我已に大八洲國及び山川草木を生めり。如何して天下の君たる者を生まざらんや。」とて先づ日神を生みます。此御子光り麗しくして、國の中に光り透る。二神悦びて天に送り上げて天上の事を授け給ふ。此時天地相去る事遠からず。天の御柱を以て上げ給ふ。是を大日孁尊と申す。（孁の字は靈と通ずべき也、陰氣を靈と云ふとも云へり。女神にてましませば自相叶ふにや。）又は天照太神とも申す。女神にてまします也。次に月神を生みます。其光日に次げり。天に上せて夜の政を授け給ふ。次に蛭子を生みます。三年に成るまで脚立たず。天磐樟船に乘せて風のまに〱放ち捨つ。次に素戔烏尊を生みます。勇み猛く不忍にして父母の御心に叶はず。根國にいねごの給ふ。此の三柱は男神にまします。仍りて一女三男と申す也。惣べて有ゆる神皆二神の所生にましませど、國の主たるべしとて生み給ひしかば、殊更此の四神を申し傳へけるにこそ。其の後火神軻遇突智を生みましし時陰神燒かれ

「したゝり」底本「溜ハ」とせり。他本によれる。
「そゝいて」底本「洒テ」に作る。他本による。
「まで」底本「ニテ」に作る。他本による。
「の」底本「人」の上になくして「國」の上にあり。他本によれる。
「檍」の上底本梅本「河」字あり、白本「阿檍」に作りて「アハキ」と訓す。群本北本は「橘檍」に作る。今これによる。
「けり」梅本によりて加ふ。

て、神退給ひにき。陽神恨み怒りて火神を三段に切る。其の三段各神と成る。血のしたたりそゝいで神と成れり。經津主神（齋主の神とも申す。今の檝取の神也。）健甕槌神（武雷神とも申す。今の鹿島の神也。）の祖也。陽神猶慕ひて黃泉までおはしまして、さま〲の誓有りき。陰神恨みて此國の人を一日に千頭殺すべしとの給ひければ、陽神は千五百頭を生ずべしとの給ひけり。仍りて百姓をば天の益人とも云ふ。死する者よりも生ずる者は多き也。陽神返り給ひて日向の小戸の橘檍が原と云ふ處にてみそぎし給ふ。此時又數の神化生し給へり。（日神月神も此にて生れ給ふと云ふ說もあり。）伊弉諾尊神功已に終りにければ、天上に上り、天祖に報命申して即天に留まり給ひけりとぞ。或說に伊弉諾、伊弉冉は梵語也、伊舍那天、伊舍那后也とも云ふ。

（二神又計ひて云々） この段の事は日本紀によられたものと思はるる。曰はく「既而伊弉諾尊伊弉冉尊共議曰、吾已生二大八洲國及山川草木一。何不レ生二天下之主者一歟。於レ是共生二日神大日孁貴一。此子光華明彩照二徹於六合之內一。故二神喜曰吾息雖レ多未レ有二若此靈異之兒一。不レ宜三久留二此國一。自當下早送二于天一而授以中天上之事上。是時天地相去未レ遠故以二天柱一擧二

於天上一也」とある。「天の御柱」といふのは何であるか、中古の說ではその柱を登橋とするのであると云ふので、その柱は上にある國中の柱であるとするのであるが、又一說には天の御柱は風神の名であるから、風氣に乘じて天に昇るのであるといふ。いづれにしても今日では確定した事はいひえない。

（大日孁尊） 天照大御神の御名であることは申すまでもない。日本紀の本文では大日孁貴となつてゐるが、その注に「一書云天照大日孁尊」とある。

（孁の字は云々） この注は孁の字は普通に見なれぬ字であるから特に說明する爲に加へられたものであらう。この字は說文に「女ノ字（アザナ）」とあれば、元來深い意味は無いのであらう。しかし靈字と通用するといふ證據を知らない。恐らくは靈字に似て「女の字」とあるから神名の「メ」といふ語にあてたのであらう。陰氣を靈といふ事は大戴禮に「陰之精氣曰ㇾ靈」とある。されば、女神に靈といふ字を用ゐたのも自ら適ふといふのである。

（次に月神を生みます云々） これも日本紀によつたものである。その文に「次生二月神一其光彩亞ㇾ日。可三以配ㇾ日而治一。故亦送二之于天一」とある「夜の政を授く」とは夜を司り賜へと仰せられたのをいふ。

（次に蛭子を生みます云々） これも、日本紀によられたものである。天磐櫲樟船といふのは樟で造つた船である。磐は堅固な事をほめた稱である。

（次に素戔烏尊を生ます云々） これも日本紀であるが、文意の要をとつてある。「不忍」を「イフリ」とよませてあるが、日本紀には「安忍」とある。「安忍」は左傳にある字面で「不仁に安んず」といふ意で、その「忍」は廣韻は「安二不仁一、曰ㇾ忍」とあつて、「殘忍」といふ熟語をなす字である。それ故に「不忍」ではその反對になる。恐らくは著者が誤つたか、寫傳の際に誤つたもので、やはり「安忍」の意であらうが、しかもそれは「安忍」といふ文字の示す意よりも「イフリ」といふ語をあらはす爲に用ゐたものであらう。「イフリ」といふ語の意は明かに分らないので、從來種々の說がある。神代口訣には「安忍憤也」とあり、類聚名義抄に「逸」字に「イフリ」の訓をつけてゐる。これらによると、心のはやりかで憤り易いのをいふ語ではなからうか。若しさうだとすると、「常以二哭泣一爲ㇾ行」とあることがその說明として役立つことになる。さうすれば、「不忍」の字も忍耐力なく怒り易い意として通用せぬでもない。

（根國にいね云々） 根國は私記に「根國謂二黃泉一」とある。黃泉とは地中の事であるから結局地底をさすことであらう。

（一女三男云々） 一女は天照大御神、三男は月神、蛭子、素戔嗚尊をさすのであるが、かく並べて唱ふるのは古傳說には

ない。これも中古からの事であらう。

（**惣べてあらゆる神云々**）神といふ神皆伊弉諾伊弉冉二神の生みました神であるが、そのうちにも國の主とせうとて生みましたが故に、上の四神をとりわけて別に申すのである。この事は日本紀の書きぶりを見てもいひうることである。

（**其の後火神軻偶突智を生みましし時云々**）これは日本紀の一書によられたものであらう。陰神は伊弉冉尊である。神退とは崩御せられたこと。

（**陽神恨み怒りて云々**）この事は日本紀にも舊事紀にも見ゆるが、日本紀によつたものであらう。

（**其の三段各神となる云々**）日本紀の一書に「遂抜所帶十握劍斬軻遇突智爲三段。此各化成神也。」とある。しかし、その三段の成つた神の名は傳へてゐない。舊事記には「三段各化爲神一段爲雷神一段是爲大山祇一段是爲高龗」とある。

（**血のしたゝりそゝいて神と成れり云々**）これも日本紀一書上文のつゞきに「復劍刃垂血是爲天安河邊所在五百箇磐石也。即此經津主神之祖也。復劍鐔垂血激越爲神號曰甕速日神、次熯速日神。其甕速日神是武甕槌神之祖也」とあるによつたものであらう。

（**經津主神云々**）これは今下總國香取に鎭座す官幣大社香取神宮の祭神である。この神の事は下に見ゆる。

（**健甕槌神云々**）これは今常陸國鹿島に鎭座す官幣大社鹿島神宮の祭神である。この神の事も下に見ゆる。

（**說**）この軻遇突智神を斬り給ひし際に化り給うた神は、上の文のつゞきにまだ澤山あるが、香取鹿島の祖神だけをあげて他を略したのは、この二神が、後に活躍せらるるから、豫め、その下地としてこの二神の出自を示しておいたのである。これを以てもこの記の文字にむだの無い事を考ふべきである。

（**陽神猶慕ひて云々**）この事は日本紀の一書でも舊事紀でも古事記でも委しく出てゐるが、それは略していはれぬのであるが、今もそれを委しくいふのは撰者の本旨であるまいから、必要の人はそれらの書を見られよといふ事に止めておかう。

（**陰神恨みて云々仍りて百姓をば天の益人とも云ふ。云々**）この事は日本紀の一書に「時伊弉冉尊曰愛也吾夫君、言如此者、吾當縊殺汝所治國民日將千頭。伊弉諾尊乃報之曰愛也吾妹、言如此者、吾則當產日將千五百頭」とあるのによられたのであらう。

（百姓をば天の益人とも云々） 百姓とは支那で庶民即ち人民をいふ語であるが、こゝでは汎く人類といふ程の意に用ゐてある。「天の益人」といふ語は延喜式祝詞の大祓詞に見ゆる語であるが、死する者よりも生るゝ者が多いから益人といつたのである。即ち生々發展の本義がこゝにあらはれてゐるので、尊い詞である。

（陽神返り給ひて云々） 伊弉諾尊が黄泉から歸り給うて、その穢をすゝがうとてみそぎし給うた事を記したのである。「日向の小戸の橘檍が原」これも日本紀によられたものである。古事記には「竺紫日向之橘小門之阿波岐原」とあり、舊事紀には「日向橘之小門檍原」とある。この地は今の宮崎市附近にあるといふ説があり、又今の筑前國那珂郡住吉社の邊にあるといふ説など種々あるが、日向とある以上、筑前説はうけられぬものであらう。但し、正しくここであると今日では斷言できない。「みそぎ」は「身滌（ミソソキ）」で、海川の邊に出で、水を以て身を清むるわざをいふ。

（此時又數の神化生し給へり云々） これは古傳説いづれにもある事であるが、日本紀の一書によつて、その化生し給うた神の名をあぐれば、八十枉津日神、神直日神、大直日神、底津少童（ワタツミ）命、底筒男命、中津少童命、中筒男命、表津少童命、表筒男命の九神である。

（日神月神も云々） この注は上の日神、月神等の出現と異なる傳のあることを示したものであるが、これらの神がこのみそぎの際に現れ給うたといふ事は日本紀の一書にある。それは「然後洗二左眼一因以生神號曰二天照太神一、復洗二右眼一因以生神號曰二月讀尊一、復洗レ鼻因以生神曰二素戔嗚尊一凡三神矣云々」とある。これは古事記の傳と同じである。

（伊弉諾尊神功已に終りにければ云々） 伊弉諾尊が天祖の勅をうけて行はれた事業が、既に完成して復命せられた事をいふのであるが、これは日本紀に「是後伊弉諾尊神功既畢、靈運當レ遷。是以構二幽宮於淡路之洲一、寂然長隱者矣。亦曰伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣。於レ是登レ天報命。仍留二宅於日之少宮一矣」とあるによつて約め書かれたものであらう。

（或説に伊弉諾尊云々） この説は神皇系圖といふものに「伊弉諾尊則東方善持藏愛護善通由賀（ユカ）神焚所レ名之 伊邪那 天也伊弉冉尊則南方妙法藏愛憂行識亦名二之伊舍那后一也」とあるのをさしたのであらう。これは類聚神祇本源にも、元々集にも引いてある。しかしもとより附會の説である。

（説） 以上で伊弉諾伊弉冉二神の御事は終つた。説明はこれから所謂地神の御事に遷つて行く。

「の」「を」群本北本によりて補ふ。

「には」の「に」他諸本によりて補ふ。

地神第一代大日孁尊是を天照太神と申す。又日神とも皇祖とも申す也。此の神の生れ給ふこと三說あり。一には伊弉諾、伊弉冉の尊相計ひて天下の主を生まざらんやとて先づ日神を生み、次に月神、次に蛭子、次に素戔烏尊を生み給ふと云へり。又は伊弉諾尊左の御手に白銅の鏡を取りて大日孁尊を化生し、右の御手に取りて月弓尊を生じ、御首を回して顧み給ひし間に素戔烏尊を生むとも云へり。又は伊弉諾尊日向の小戸の河にてみそぎし給ひし時左の御眼を洗ひて天照太神を化生し、右の御眼を洗ひて月讀尊を生じ、御鼻を洗ひて素戔烏尊を生み給ふとも云ふ。日月神の御名も三有り、化生し給ふ處も三有れば凡慮計り難し。又御在す處も一には高天原と云ふ。二には日小宮と云ふ。三には我日本國是也。八咫の御鏡を執らせましまして、我れを見るが如くせよと勅し給ひける事和光の御誓も彰れて殊更に深き道有るべければ三所に勝劣の義をは存すべ

からざる者也。

（說）これより天照太神の御代の事を申すのであるが、こゝには先づ、この神の出現について說く。

（地神第一代）これは、俗に所謂天神七代地神五代といふ說に依られたものであるが、この說は何時から有るか。古典には全く見えないことである。中古の神道說でいひ出した事であるらしいが、神皇系圖には明かにこの區別を立てゝゐる。これは類聚神祇本源にも元々集にも引いてゐるから、親房卿以前の書である。久米幹文曰はく「この地神といふ事下にも說あれど心得ず。神代卷にも天祖とはあれど、地神としたる處はなし、作者の意にはこの御國にて生れ給へれば地神なりといふ說ならめど天上に上せて天ッ國の事を掌らしむとあるからは既に天神になり給へるなり」といふ。最もの說である。但しこれを作者の發意のやうにとつたのは正しいとはいはれぬ。

（此の神の生れ給ふこと三說あり。云々）この三說の第一は日本紀の本文で、上にあげてゐる。第二は日本紀の一書の說である。第三の說も日本紀の一書の說で、古事記もそれであることは既にいうた通りである。

（日月神の御名も三有り云々）御名も三あるといふのは、日本紀本文に日神の御名に大日孁貴一書云天照大神、一書云大日孁尊とあり、月神の御名に月弓尊、月夜見尊、月讀尊とあり、素戔嗚尊に又神素戔嗚尊、速素戔嗚尊といふ名を注してあるのを云つたのである。化生し給ふ處も三あるといふのは、上述の三の傳をいつたのである。凡慮とは凡人の思慮といふ事で、凡人の考へでは推測が出來ぬといふのである。久米幹文曰はく「かくさま〴〵に傳へたるはあやしき樣なれど、古人はみだりに我意を以て決斷せず、ありのまゝに傳へたるは却て古へを重く尊びたる故なり。今人のかけても及ぶべき事にあらざるなり」と。誠にこの說の通りである。

（又御在す處も云々）天照太神の御し座す所も、本文にいふ如く說々あつて三處となるのである。高天原は汎く天をさしたもの、日小宮は太陽中の宮殿といふ事である。かやうに御名も三、化生の傳も三、御在處も三說あれば、これらすべて凡慮の計り難い事といふのである。

（八咫の御鏡を云々和光の御誓も彰れて云々）この神勅の事悉くは下に出てゐるが、かやうに勅せられたのは所謂御光を和げて、世を助け給はうといふのは深い道理のある事であらうといふのである。和光といふのは老子に「和₂光同₂其塵₁」

「性」底本「姓」とす。他諸本による

といふ語から出た語で、いつもその意を以て用ゐられてゐる。即ちその神威を和げて、假に種々のさまに現れたまふのであるから、そのあらはれ給ふ所に三所の異傳があつてもそれに勝り劣りの差別を立つべきでないといふのである。

（說）この說は實に最もの事であつて、神の妙用から見れば機に應じて然るべく現れたまふのであらうから、凡人の淺い慮ではその本旨はわからう筈がない。久米幹文はこれについて「實に此說の如し。神は御魂を分ちて、いづくにもおはしますべければ、千里の外も眼前も同樣なれば、處異なりとて異志を抱くべからずといへるなり」と云つてゐる。誠にその通りである。

此に素戔烏尊父母二神にやらはれて根の國に下り給ふべかりしが。天上に詣でて姉の尊に見え奉りてひたぶるにいなんと申し給ひければ許しつとの給ふ。仍りて天上にのぼります。大海轟き山岳鳴り吠えき。此神の性猛きが然らしむるになん。

（說）こゝに端を改めて素戔嗚尊の事を述べてあるのは或は傍系的の說話に紛れてゐるやうに見ゆるかも知れないが、この素戔嗚尊の天上に於いての振舞が皇統のはじめなり、神道の種々の行事の起源なりを說明する爲に重要な關係を有するのであるから、これは決して傍系に入つてゐるではない。

（此に素戔烏尊父母二神にやらはれて云々）これは日本紀に「故其父母二神勅素戔嗚尊、汝甚無道、不可以君臨宇宙固當遠適之於根國矣。遂逐之」とあるのによられたらしい。

（天上に詣で姉の尊に見え奉りて云々）これも日本紀に「於是素戔嗚尊請曰、吾今奉教將就根國。故欲暫向高天原與姉相見而後永退矣。勅許之。乃昇詣之於天也」とあるのによられたのである。この永字をば「ヒタブルニ」とよま

せてゐるが、この意は御會して後永久に根國に退からうといふことであらう。

（**大海轟き山岳鳴り吠えき云々**）これも日本紀に「始素戔嗚尊昇天之時溟渤以之鼓盪、山岳爲之鳴呴。此則神性雄健使之然也」とあるによつたのである。

「ける」底本「けれ」に誤る。他諸本によりて正す。

「に」底本なし他諸本によりて加ふ。

「頸」底本「項」に作る。梅本「クビ」とす。今、白、群、北三本による。

「神」の下底本「ヲ」あり、他本によりて削る。

「生れ給ふ」の下底本更に「生れ給ふ」とあり、他諸本

天照太神驚きまし〳〵て兵の備をして待ち給ふ。彼尊黑き心无き由をおこたり給ふ。さらば誓約を爲して、淸きか黑きかを知るべし。誓約の中に女を生せば黑き心なるべし。男を生せば淸き心ならんとて素戔烏尊の奉られける八坂瓊の玉を執り給へりしかば、其玉に感じて男神化生し給ふ。素戔烏尊悅で正哉吾勝との給ひけるによりて御名を正哉吾勝々速日天忍穗耳尊と申す。（此は古語拾遺の說。）又の說には素戔烏尊天照太神の御頸に懸け給へる御統の瓊を乞ひ取りて天の眞名井に振り濯ぎ是を嚙み給ひしかば、先吾勝尊生れます。其後猶四柱の男神生れ給ふ。物の核我物なれば、我子なりとて天照太神の御子に爲し給ふと云へり。（是は日本紀之一說也。）此の吾勝尊をば太神めぐしとおぼして常に御腋もとに座給ひしかば腋子と云ふ。今の世

になし、衍なること明なり

に幼き子をわか子と云ふは僻事也。

（天照太神驚きまし〳〵云々）　この事日本紀の本文に委しく記してある。即ち女神にましませど丈夫の裝をなし、弓矢を携へ劒の柄をかたく握りて、責め問ひ賜うたとある。

（彼尊黒き心无き由を云々）　これも日本紀の本文に委しく記してある。

（さらば誓約を爲して云々）　これは日本紀には委しい事を記してあるのを單に要を摘んで書いたのである。「ウケヒ」といふのはその禱る所の神に誓ひて其のしるしを得む事を乞禱り申して、そのしるしによりて吉凶、是非、眞僞、成否、當否等を徵する神事である。さてこの條の說話は大體日本紀によつてあるが、その眼目たる男神化生の件は日本紀の傳とは異なるものである。これは下に注した通り古語拾遺の說である。古語拾遺には「於是素戔嗚神欲奉辭日神昇天之時、櫛明玉命奉迎以瑞八坂瓊之曲玉。素戔嗚神受之轉奉日神。仍共約誓即感其玉生天祖吾勝尊。」とある。

（素戔烏尊悦て云々）　この「正哉吾勝」といふ語は日本紀の一書にあるもので古語拾遺にはない。その文は「則稱之曰正哉吾勝。故因名之曰勝速日天忍穗耳尊。」とある。

（正哉吾勝々速日天忍穗耳尊）　この御名は日本紀の本文の傳である。御名の正哉吾勝々速日の意義は素戔嗚神が正哉吾勝ちぬと勝速び給うたより加へられた稱號で、天忍穗耳尊が根本の御名であらう。

（又の說には云々）　これは日本紀本文の說である。下の注に日本記之一說とあるのは日本紀に傳へた說で、他書の說に對して一說と云つたのと考へらるる。日本紀の內の一說といふ事ではあるまい。その要を略取して云つてみると、素戔嗚尊に對して天照太神がどうして汝の心を證明する事が出來るかと問ひ給うた時に、素戔嗚尊が姉尊と共に誓約をしませう。誓約の中に必ず子を生むべし。もしわが生む子が女ならば濁つた心の有るのだと思召せ、又その子が男ならば清い心の有るのだと思召せ、といはれた。そこで天照太神が素戔嗚尊の十握劍をとりて三段に折つて咀嚼して吹き棄てたまうた氣息に後に宗像神社に祭らるる三女神があらはれた。又素戔嗚尊が天照太神の八坂瓊の玉を乞ひ取つて咀嚼して吹き棄てられたその氣息に男神五柱あらはれたまうたといふのである。

（物の核我物なれば云々）　これも日本紀本文のまゝである。

（此の吾勝尊をば云々） これは古語拾遺の說である。「是以太神育吾勝尊特甚鍾愛常懷腋下稱腋子今俗號稚子謂和可古是其轉語也」とある。しかし「ワキコ」と「ワカコ」とは語の成立が違ふから古語拾遺の說は誤である。なほ又准后が「幼き子をわか子と云ふは僻事也」といはれたのは一層の「僻事也」（間違つた事）である。しかし、これらは枝葉の問題で、本文には何等關係のない事である。

（說） この天忍穗耳尊は皇室の御祖にましますが故に、特にこれを委しく記し奉つたのであつて、たゞ素戔嗚尊の事を記しただけの事ではない。この短篇の中に、わが國體の本旨を洩さず說からとする撰者の苦心を察すべきである。

かくて、素戔烏尊猶天上にましけるが、さま／＼の過ををかし給ひき。天照太神怒りて天石窟に籠り給ふ。國中長暗に成りて晝夜の辨へ无かりき。諸神たち、愁へ嘆き給ふ。其時諸神の上首にて高皇產靈尊と云ふ神まし／＼き。昔天御中主尊の三柱の御子おはします。長を高皇產靈と云ふ。次をば神皇產靈、次を津速產靈と云ふと見えたり。陰陽二神こそ始めて、諸神を生じ給ひしに、直に天御中主の御子と云ふ事おぼつかなし。

此の三柱を天御中主の御子と云ふ事は日本紀には見えず、古語拾遺の說なり。

此神天の安河の邊にして、八百万神をつどへて相議し給ふ。其御子思兼と云ふ神のたばかりに依りて石凝姥と云ふ神を

「をかし」底本「侵」とす。今梅白二本によりて假名とす。

「神皇產靈次を」底本脫す。他諸本によりて補ふ。

「議」底本儀とす。他本によりて正す。

「鑄せしむ」底本「鑄させしむ」とす。他諸本によつて「さ」を削る。「材」底本「財」とす。他諸本によりて正す。「しむ」底本「シメ」とす。他諸本によりて改む。「山の」の「の」他諸本によりて加ふ。「懸け」底本三所とも「懸テ」に作る。他本によつて改む。「白幣帛」底本脱せり。他諸本によつて補ふ。「天太玉命」底本「命」を「尊」に作る。他諸本によりて改む。「天兒屋根命」の「根」字梅、群北三本なし。「の」白他四群本によりて補ふ。

して日神の御形の鏡を鑄せしむ。其の初成りたりし鏡は諸神の心に合はず。（是は紀伊國日前の神にます。）次に鑄給へる鏡麗うましくければ諸神悅び崇め給ふ。（始は皇居にましましき。今は伊勢の五十鈴の宮にいつかれ給ふ、是也。）又天明玉の神をして八坂瓊玉を作らしめ、天日鷲の神をして青幣白幣を作らしめ、手置帆負、彦狹知の二神をして大峽小峽の材を切りて瑞殿を作らしむ。（此外くさぐさ有れど記さず。）其物己に備りにしかば、天香山の五百箇の眞賢木を根こじにして、上枝には八坂瓊の玉を取り懸け、中枝には八咫の鏡を取り懸け、下枝には青和幣白和幣を取り懸け、天太玉命（高皇產靈神の子なり。）をして捧げ持たしむ。天兒屋根命（津速產靈の子或は孫とも云ふ。興台產靈の神の子也と云ふ。）をして、祈禱せしむ。天鈿目命眞辟葛をかつらにし、蘿葛を手繦にし、竹葉飫憇木の葉を手草にし著鐸の矛を以て石窟の前にして俳優をして、相共に歌ひ舞ふ。又庭燎を明かにし常世の長鳴鳥をつどへて、遞に長鳴せしむ。（此は皆神樂の起也。）天照太神きこしめして我れ此の比石窟に隱れ居り。葦原の中國は長

「明かに」の「に」本なし。他諸本によって補ふ。

「に」底本なし、他本によって補ふ。

「と」他諸本によりて加ふ。

「に」「面」底本脱す。他諸本によりて補ふ。

暗ならん。如何ぞ天鈿目命かくえらぐやごおぼして御手を以てほそめにあけて見給ふ。此時に、天手力雄命と云ふ神。（思兼の神子なり。）磐戸の腋に立ち給ひしが、其戸を引開けて新殿に移し奉る。中臣神（天兒屋根命なり。）忌部神（天太玉命なり。）尻くべ索を（日本紀には端出之縄とかけり。註には左縄の端出也と云ふ。古語拾遺には日御縄とかく。是は日影の像也と云ふ。）引き周して、な歸りましそと申す。上天始めて晴れて諸共に相見る。面皆明かに白し。手を伸べて歌ひ舞て、あはれ（天の明かなるなり。）あな面白、（古語に甚切なるを皆あなと云ふ。面白とは諸の面明かに白きなり。）あな樂し、あなさやけ、（竹の葉の音也。）をけ。（木の名也。其の葉を振る音也。天の鈿目の持ち給へる手草なり。）

（かくて素戔嗚尊云々）　この時にをかし給うた過は古典のいづれにもあるが、古語拾遺によってあぐると、毀畔（田の畔を毀すこと）埋溝（田の溝を埋むること）放樋（灌漑用の水を通す樋を毀すこと）重播（種子を彌が上に重ね播くこと）刺串（田に串をさしおいて農業の妨をすること）生剝逆剝（生き馬の皮を剝ぎて機殿に投げ入れたこと）屎戸（清淨を貴ぶ新嘗の屋に屎を塗ること）等である。

（天照太神怒りて云々）　この事も古典いづれにも傳ふる所だが、こゝは古語拾遺によつたと考へらるる。その文は「于レ時天照大神赫怒入二于天石窟一閉二窟戸一而幽居焉。爾乃六合常闇晝夜不レ分。群神愁迷手足罔レ措」

（其時諸神の上首にて高皇産靈尊と云ふ神まし〱き）　これは高皇産靈神がこの時に議長の職務をとられたによつて、先づその神の由來をこゝに說いたのである。

（昔天中主尊の三柱の御子おはします、云々）　この說は古事記にも日本紀にも見えない。下にこれは古語拾遺の說である

と注してあるけれど、古語拾遺には「又天地剖判之初、天中所生之神名曰天御中主神、次高皇產靈神、次神皇產靈神」とあるだけで、父子の關係を示すこともないし、津速產靈の御名も見えない。たゞこゝにいはれたやうな事は神皇系圖に出でゐる。即ち、この書の系圖に高皇產靈神、神皇產靈神、津速產靈神をあげた次に「件三柱靈神者天御中主神所化神、名爲子、父子道今時露現矣」とある。さうして見れば、これは神皇系圖の說であつたのを撰者が、古語拾遺だつたと思違ひせられたのであらう。

（陰陽二神こそ云々）これはその神皇系圖の父子說を信ずべからずといはれたので妥當な見解と評して可なりである。これを見ても、撰者の見識が高かつた事を知るべしである。

（此神天の安河の邊にして云々）この事は、古語拾遺の傳である。その文に曰く「高皇產靈神會八十萬神於天八湍河原、議奉謝之方」とある。他の古典には高皇產靈神が會議の長たることが見えない。

（其子思兼神と云ふ神のたばかりに依りて云々）思兼神が高皇產靈神の子であるといふ事は、古語拾遺には見えないが、古事記にある。「たばかり」は思ひはかること、「た」は接頭辭で深い意味はない。この段も古語拾遺によつてしかも要を採られたものと思ふ。その文をあぐると、「爰思兼神深思遠慮議曰、宜令太玉神率諸部神造和幣。仍令石凝姥神取天香山銅以鑄日像之鏡、令長羽神種麻以爲青和幣、令天日鷲神津咋見神穀木種殖之以作白和幣、令天羽槌雄神織文布、令天棚機姬神織神衣所謂和衣、令櫛明玉神作八坂瓊五百箇御統玉、令手置帆負、彥狭知二神以天御量伐大峽小峽之材而造瑞殿、兼作御笠及矛盾、令天目一箇神作雜刀斧及鐵鐸」とある。この記事の中、御鏡の事と曲玉の事とが、後の三種の神器となるものであるから、重要なのである。その他を多く省かれたのも、その本意がうかゞはるる。

（其の初成りし鏡は云々）これは神鏡の由來について委しく述べたのであるが、これも古語拾遺に次のやうに云つてゐる。「初度所鑄少不合意是紀伊國日前神也、次度所鑄其狀美麗是伊勢大神也」とある。かくてその鏡についてこゝに說明を注してあるのは、これが、三種神器の一であることを明かにしたのである。この神鏡ははじめ崇神天皇の御代までは宮中に祭られたが、その御代から別の宮に祭られ、後に伊勢の神宮にまつられてましますといふのである。

（其物已に備りにしかば云々相共に歌ひ舞ふ）神祭の設備が出來上つたから、これから祭祀を行ふ事になつた、ここにその次第を記した段となつた。これも亦古語拾遺によつたものである。その文に曰く「其物既備掘天香山之五百箇

(掘はサネコジノネコジニシテとよむ。)而上枝懸玉、中枝懸鏡、下枝懸青和幣、令太玉命捧持稱讃、亦令天兒屋命相副祈禱、又令天鈿女命以眞辟葛爲鬘以蘿葛爲手襁以竹葉、飫憩木葉爲手草手持著鐸之矛而於石窟戶前覆誓槽擧庭燎巧作俳優相與歌舞」とこれを以てその由來する所を知るべしである。五百箇の眞賢木とは枝の多く繁つた榊をたゝへた語、根こじとは根附のまゝに掘りとること。

(天太玉命) は齋部氏の祖であるが、高皇產靈神の子であることは古語拾遺の說である。

(天兒屋根命) は中臣氏の祖であるが津速產靈神の子であるといふことは舊事紀の說であり、興台產靈(コゴトムスヒ)神の子であるといふことは日本紀一書の說である。

(天細目命) は猿女君の祖であるが、この神態は後世の神樂の起源である。眞辟葛は常綠木質の蔓草に今も「つるまさき」といふものがあるが、それであらう。蘿葛は今もこの名で通つてゐる石松科の蔓性植物である。飫憩木は何か、詳かでない。著鐸の矛とは鐸(ヌリテ)（鈴の一種）を飾につけた矛で突く度每に音響を立つるものであるらしい。

(石窟の前にして俳優をして云々) 俳優は滑稽のわざをして人を笑はしむるをいふ。

(又庭燎を明かにして) これも石窟の前の神態であるが、神樂に庭燎の曲のあるのもこれに基づくのである。

(常世の長鳴鳥をつどへて云々) これは古語拾遺には見えぬ。日本紀の本文に「故思兼神深謀遠慮遂聚常世之長鳴鳥使互長鳴」とあるのが、その據である。この鳥は鷄の事である。

(天照太神きこしめして云々) 天照太神が、その石窟戶の前に天鈿女命が俳優をなし、八十萬神の集ひて各が面白さらに笑ひさゞめき、又鷄が多く集つて互に長鳴するのを聞き給ひて不審に思しめすといふのである。

(我れ此の比云々) これは天照太神の思召す御心の内を押しはかり申したのである。この所は日本紀の本文によられたものである。それは「是時天照太神聞之曰、吾比(コノゴロ)閉居石窟、謂當豐葦原中國必爲長夜。云何天鈿女命噱樂如此者乎。乃以御手細開磐戶窺之」とある。

(此時に天手力雄神と云ふ神な歸りましそと申す云々) これも日本紀の本文によつたものである。「時手力雄神則奉承天照太神之手引而奉出。於是中臣神、忌部神則界(ヒキワタシ)以端出之繩。乃請曰勿復還幸」とある。天手力雄命が思兼神の子であるといふことは正しい古典には見えないで神皇實錄に見ゆる。尻くべ索といふのは後世いふしめ索である。その注に書いてある事は、いづれも原本に一致する。

「おほする」底本「仰スル」とかけり、當らざれば他諸本によりて假名にす。
「首の」の「の」他諸本によりて加ふ。
「はらひ」底本北本「掃ヒ」とす、他三本によりて假名とす

上天始めて晴れて云々） これは古語拾遺によつたものである。その文に曰はく「上天初晴、衆倶相見、面皆明白。伸手歌舞。相與稱曰阿波禮言天晴也阿那於茂志呂古語事之甚切皆稱阿那 言衆面明白也 阿那多能志言伸手而舞 今指樂事謂之多能志此意也阿那佐夜憩竹葉之聲也飫憩木名也振其葉之調也」とある。これは一々解せずとも明白であらう。而してこれは神樂の起源である。

（説） 以上、素戔嗚尊のすさびより高天原の大事變を起したのを叙したが、そのうちに三種の神器中の鏡と玉との出現と祭祀の儀式又神樂の起源とを説いてゐる。この二大事は實にこの大事變を説くにあらざれば明かにすることの出來ぬものである。從つてこの段の説明の中心點がこゝにあることはいふまでもない。撰者が、他の事件はなるべく簡單に叙しつゝも、この二事件を委しく述べた精神を推察してみるべきである。次にはこの大事件を起した素戔嗚尊の處分問題に入るが、それをも委しく述べてゐる。その理由はその條下でいはう。

かくて罪を素戔烏尊に寄せて、おほするに千座の置戸を以て、首の髮、手足の爪を拔きて贖はしめ、其罪をはらひて神やらひにやらはれき。

（釋） この條も古語拾遺によつたものである。その文は「仍歸罪過於素戔嗚神、而科之以千座置戸、令拔首髮及手足爪、以贖之、仍解除其罪、遂降焉」とある。「おほする」とは負はする意で今の語では負擔させる事である。「千座の置戸」の置戸とは、置所の意で、祓物を座ゑ置く所である。その置所をかぞふるに幾座といふのであるが、千座とは極めて多い由を示したのである。祓物は罪過ある人が、その罪科を祓ひ贖ふ意で解除の爲に出すものであり、その罪過の重大なものほど、その量を多く置くのである。祓除の爲に髮爪等を出すは釋紀に「身代の義也」とあるのが當つてゐると思はるる「神やらひにやらはれき」といふ「神やらひ」は神わざとして「神」の語を冠したものだが「やらひ」といふは「やらふ」といふ語の體言化したもので、永久に追放することである。

（説） これから素戔嗚尊の地上の活動がはじまらうとする。これがまたわが國體の上に大關係があるのである。

「出雲の」の「の」底本なし、他諸本によりて加ふ。

「をとめ」底本「乙姫」とかく、梅白二本によりて假名とす。

「かきなでつつ」他諸本による。底本「搔撫」の二字とす。

「國ツ神」底本「國ノ神」とす。白本によりて改む。

「をとめ」底本「姫」とす。他本によりて改む。下同じ。

「つまくし」の「つ」底本脱す。他諸本によりて補ふ。

「みづら」底本「自ら」に作る。他本によりて正す。

「の」他四本によりて補ふ。

「つねに」梅

彼尊天より下りて出雲の簸の川上と云ふ處に至り給ふ。其處に、一の翁と嫗と有り。一のをとめを居ゑて、かきなでつつ泣きけり。素戔烏尊誰ぞと問ひ給ふ。我れは是れ國神也。脚摩乳、手摩乳といふ。此のをとめは我が子也。奇稻田姫と云ふ。先に八ケの小女有り。年ごとに、八岐の大蛇の爲に呑れき。今此をとめ呑まれなんとすと申しければ、尊我にくれんやとの給ふ。勅のまゝに奉るこ申しければ、此のをこめを湯津ののつまくしに取り爲してみづらにさし、八しほりの酒を八の槽に盛りて待ち給ふに、果して彼大蛇來れり。頭各一の槽に入れて呑み醉ひて眠りけるを、尊はかせる十握の劍を拔きてつた〱に切りつ。尾に至りて劍の刄少し缺けぬ。割きて見給へば、一の劍有り。其上につねに雲氣有りければ、天叢雲劍こ名く。（日本武の尊に至りて改めて草薙の劍と云ふ。其より熱田の社にます。）是れあやしき劍也。我何ぞ敢て私に置けらんやとの給ひて、天照太神に奉り上げられにけり。

本によりて補ふ。

「あやしき」底本「怪」に作る。今白梅二本によりて假名とす。

其後出雲の淸の地に至りて宮を立て丶稻田姫と棲み給ひ、大已貴神（大汝とも云ふ。）を生ましめて、素戔烏尊は竟に根の國に出でましぬ。

（彼尊天より下りて云々一つの劍あり） これは日本紀の本文を多少要約して書かれたものである。今原文を略してあげない。「出雲の簸の川上」は出雲に「ひ」といふ地あつて、そこを流るる川を簸川といふのであるが、その川上の地は古事記に「肥河上在鳥上地」とある。この遺蹟は今分明には知られない。「八岐の大蛇」は八の頭ある大蛇だといふ。「湯津のつまぐし」湯津とは五百箇で數の多いことをいふ。爪櫛は爪の形した櫛の意で、竹の薄い齒を多く並べて、半より折り合せ編んで爪の形にした櫛で、古墳から時々發掘する。その櫛は太古男女共髮に刺したものである。「みづら」は上古の男子の髮の結び方で、髮を左右に分けて、各角のやうに耳の上の邊に結んだもの。「八しほりの酒」は日本紀に「八醞酒」と書いてある。「しほ」は酒を釀すことをいふ。八しほりとは八度折りかへし釀した酒といふことで、醇厚な酒をいふ。「十握劍」その劍の身の長さが、十握許ある劍といふ意で、美稱である。

（其上につねに雲氣ありければ云々） これも恐らくは古語拾遺に依つたものであらう。

（是れあやしき劔也云々） これは日本紀に「素戔嗚尊曰是神劔也。吾何敢私以安乎。乃上獻於天神也」とあるによつたのである。さてこの劔が、三種神器の一となるのである。

（其後出雲の淸の地に至りて云々） これは日本紀の本文の要を摘んであげたものである。「出雲の淸の地」出雲風土記に大原郡須我山とあり、又須我社とある。その須我社がその宮の遺址かも知れぬ。「大已貴神」は日本紀の本文では素戔嗚尊の子とあるが、同書や古事記には素戔嗚尊六世とある。

（說） 以上で素戔嗚尊が、父母二神の命ぜられた根國に落ちつき給うた事になり、これからはこの尊の事は出で來ない。しかしこれらの叙事の主眼は三種の神器の由來と皇孫瓊々杵尊の御父天忍穗耳尊の出現とを說くことにあるといふ事は明かな事であつて、その他の事はなるべく略筆してあるのである。

大汝の神此國に留りて今の出雲の大神にまします。天下を經營し葦原の地を領し給ひけるに依り、是を大國主の神とも申す。其の幸魂奇魂は大倭の三輪の神にます。

（說）上に大己貴神の事が出た序を以て、この神の事を略說した。この神も亦わが國の神としては偉大な神であり、又國體の由來を說く上に重大な關係のある神であるから、略する事の出來ないのは當然である。

（大汝の神）「汝」は「ナムヂ」で「己貴」とかくと同じ意義で、即ち上に云つた大己貴神である。これは出雲大社の祭神であることは今更いふに及ぶまい。

（大國主神とも申）大國主神とはその偉大なる功績によつて稱へた神號である。この神はその功績によつて、多くの稱號がある。日本紀の一書に「大國主神、亦名大物主神、亦號國作大己貴命、亦曰葦原醜男、亦曰八千戈神、亦曰大國玉神、亦曰顯國玉神」とある。その國土經營の事は同じ書に委しく見ゆる。

（幸魂奇魂）幸魂とはその人を守りて幸あらしむる魂の作用をいひ、奇魂とは靈妙の功用を有する魂の作用をいふので、結局これは靈魂の作用を云つたものである。

（大倭の三輪の神）大和國三輪町鎭座の官幣大社大神神社の祭神である。この神は大物主神といふ御名を以て祭られてゐるが、大己貴命の幸魂奇魂である事は日本紀一書に見えてゐる。

第二代正哉吾勝々速日天忍穗耳尊は高皇產靈尊の女栲幡千々姫命に逢ひて饒速日尊瓊々杵尊を生しめ給ふ。吾勝尊葦原中洲に下りますべかりしが、御子生れ給ひしかば、彼を下すべしと申し給ひて、天上に留ります。

（**正哉吾勝々速日天忍穗耳尊は云々**）　この記事は日本紀の本文を基としたものである。その文は「天照太神之子、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊娶高皇産靈尊之女栲幡千千姫一生天津彦火瓊瓊杵尊二」とある。しかしこれには饒速日尊の事は見えない。この尊の事は舊事紀の傳によつて加へられたものであらう。

（**吾勝尊葦原中洲に下りますべかりしが云々**）　この事は日本紀には明かにかいてなく、古事記には明かに見ゆる。しかし古事記は引かぬが故に、ここは舊事記によつてかゝれたものと思はる。いづれにしても、この古傳は、異議の無い事である。

先饒速日尊を下し給ひし時、外祖高皇産靈尊十種の瑞寶を授け給ふ。瀛津鏡一。邊津鏡一。八握劍一。生玉一。死反玉一。足玉一。道反玉一。蛇比禮一。蜂比禮一。品物比禮一。是也。此尊早く神去り給ひにけり。凡國の主とては下し給はざりしにや。吾勝尊下り給ふべかりし時は天照太神三種の神器を傳へ給ふ。又後に瓊々杵尊にも授けまし〱しに、饒速日尊は是を得給はず。然れば日嗣の神にはましまさぬなるべし。此の事舊事本紀の說也。日本紀には見えず。

（**說**）以上の饒速日尊の記事はこの注の如く日本紀に見えぬ事で、古事記にもなく、舊事紀にだけ見ゆる所である。しかし、かの十種の神寶の事は後世まで鎮魂祭の起源をなすものであるから、中世の虚構ではあるまい。舊事紀といふ

「の」梅本によつて加ふ。

底本数字を上におく他諸本により改む。

天照太神吾勝尊は天上に留り給へど、地神の第一、第二に數へたてまつ「たてまつる」

書そのものは僞撰であるが、その中の記事には正しい古傳も存するのである。つまり、種々の古傳說を集めて、綴つた僞書で、その內容には玉石混淆してゐるものといふべきである。その記事は「天神御祖教詔、授二天璽瑞寶十種一。謂(名目本文に同じ)是也。天神御祖教詔曰、若有二痛處一令二玆十寶一謂二一二三四五六七八九十一而布瑠部、由良由良止布瑠部。如此僞之者死人反生矣。是則所謂布瑠之言本矣」とある。この十種の神寶については久米幹文の說明が簡明であるからそれを次に引く。曰はく「おきといひ邊といふも海の縁語なれば、さる所由ある鏡なるべし　生玉足玉といふも只稱へたる名ばかりにはあるまじく、實地の生く足る所由あるべし。死反玉は死去くを引かへす義なるべし。道反玉はあしき道に陷るべきを引かへす義にや、蛇比禮蜂比禮は蛇蜂を攘ひ鎭るものなるべし。品物の比禮はいかなる義ともしられねど、さま〲はらひ鎭る用の物にやあらん。上代の物なればくはしく知るべき樣なし。さて舊事紀によれば此寶物授給ひて天祖神の敎へ給へるは如し、痛む處あらば、この十種の寶を一二三四五六七八九十といひてふるへ、ゆら〲とふるへ、斯くせんには死人も生かへらんと勅給ひきとあり。これ即ち禁厭の法にして後に物部氏が此術を相傳して鎭魂の御祭仕へ奉る事のもとなり」と云つてゐる。

(凡國の主としては下し給はざりしにや云々) これは撰者の意見である。即ちかやうに神寶を授けられ、又舊事紀によれば三十二神、五部の造、二十五部の天の物部をそへ給うたとあれば、その儀は盛大であつたと思はるる。然るに三種の神器は吾勝尊又その御子の瓊瓊杵尊には傳へ給うたに關せず、その前に降臨せられた饒速日尊には授け給ふといふことは、いづれの古傳にも一切見えない。されば重大な意義が有つたとしても天日嗣ではなかつたと考へらるるといふのである。

(說) こゝに饒速日尊の記事あるは、神皇正統の記としては傍系に屬すると考へらるるが、これは古來この尊の事に就いてその御名に「尊」の字を用ゐる程に重く考へてゐる一部の考へ方があるによつて、皇統とのまぎれを生ずる虞がないでも無い。それであるから、こゝにこれを明かに斷じ去つたので、決して之は餘計な言を弄したのでない。

底本「立タテマツル」とす。梅白二本によりて假名とす。

る。其の始は天下の主たるべしとて生れ給ひし故にや。

（説）これは天照太神吾勝尊を地神としてかぞへ奉ることについての論であるが、その理由をこゝに推論したのである。これについての久米幹文の論が參考とするに足るから次にあぐる。曰はく「又天照太神吾勝尊を地神の一二にかぞへ奉るは初め天下の君たるべしとて伊弉諾大神の生み給へる故にやあらんといへるなり。されども前に申せる如く、天照太神を地神とする事は古書に證例なければ信じ難し。但し第一代の始祖として、吾勝尊より以下第二第三と天皇の御世代數にかぞへ奉るは卓見なり。後世神武天皇を始祖とするはあやまりなるべし」といふ。但し、この地神說は撰者の時代以前から行はれたのであるから撰者の創意ではない筈である。

第三代天津彦々火瓊々杵尊、天孫とも皇孫とも申す。皇祖天照太神、高皇産靈尊いつき惠みまし〳〵て、葦原の中洲の主と爲して、天降し給はんとす。此に其國の邪神荒れて容易く下り給ふ事難かりければ、天稚彦と云ふ神を下して見せしめ給ひしに、大汝神の女下照姫に嫁ぎて返事申さずして三とせに成りぬ。仍りて名无し雉を遣して見せられしを天稚彦射殺しつ。其矢天上に上りて、太神の御前に有り。血にぬれたりければ、怪み給ひて擲げ下されしに、天稚彦新嘗して臥せりける胸に當りて死ぬ。

世に返し矢を忌むは此の故なり。

（天津彦々火瓊々杵尊云々） 皇孫とも天孫とも申すのは、天照太神の御孫にましますからである。この二語は日本紀にも古語拾遺に同じ意に用ゐてゐるから古くから同義であつたと思はるる。皇孫は國語に「スメミマ」とよみ、天孫は「アメミマ」とよむ。嚴密にいへば、瓊々杵尊をさし奉り、汎くはその後の代々の天皇をも申すのであるが、こゝはもとより瓊々杵尊をさし奉る。

（皇祖天照太神は云々） これは正しい古傳一切の傳ふる所であるが、書によつて多少の異傳があつて、日本紀では、皇祖高皇產靈尊一柱の御事とし、古事記では天照大御神高木神二柱の御事とする。こゝは恐らくは古語拾遺によつたものであらう。即ちその文は「既而天照大神高皇產靈尊崇二養皇孫一欲三降爲二豐葦原中國主一」とある。

（此に其國の邪神荒れて云々） この事も正しい古傳にいづれも同じく傳ふる所である。邪神とは日本紀に「彼地有二螢火光神及蠅聲邪神一後有二草木咸能言語一」とあるなどをさしたものである。

（天稚彦云々） 日本紀の本文によれば、天稚彦よりも前に天穗日命を遣はされたが、三年まで復命しなかつたから、更に遣されたのが、天稚彦であるといふのである。日本紀の一書には最初から天稚彦を遣されたとある。しかしそれは、たゞ國神の女子を多く娶つて八年まで復命せぬとある。それであるから、こゝは撰者の思ひ違が多少あるのである。しかし大局には大きな關係はない。「とつぎて」は婚姻すること。「新嘗してふせりける」新嘗の祭をなしてさて臥してゐたのをいふ。

（返し矢を忌むは云々） わが古代の風習に返矢を忌んだのであつたらう。その風習の由來をこゝに求めて説明したのであるが、これは日本紀以下の古典にあるのを傳へたのである。返矢といふのは先方から放しこした矢を更に此方から射返すことである。

更に下さるべき神をえらび給ひし時、經津主命（檝取の神にます。）武甕槌神（鹿島の神にます。）御

「えらび」底本

北本に「撰ヒ」とす、他三本によりて假名とす。

「今」の下底本、群北二本「の」あり、梅白二本によりて削る。

「申しぬ」底本「申又」とあり。他本に又「申又」とある「又」は「ぬ」なるによりて改む。

「神に」の「に」底本なし。他本によりて補ふ。

言のりを受けて下りましけり。出雲國に至り、帶せる劒を拔きて地につき立て、其上に座て、大汝神に太神の勅を告げ知らしむ。其子都美波八重事代主神。（今葛木の鴨にます。）相共に隨ひ申しぬ。次の子健御名方刀美神（今の諏方の神にます。）隨はずして、北げ給ひしを諏訪の湖まで逐ひて攻められしかば、又順ひぬ。かくて諸の惡神をば、つみなへ、順へるをば、讃めて天上に上りて返事申し給ふ。大物主神（大汝の神は此の國を去りて隱れ給ひぬと見ゆ。此の大物主は先に云ふ所の三輪の神にますなるべし。）事代主神相共に八十万の神を率て天に詣づ。太神殊にほめ給ひき。宜しく八十万の神を領して皇孫を守り奉れとて先づ歸し下さる。

（經津主命）（武甕槌神）　共に上の火神を切られた時になり出でた神の子であつて古來武神として崇敬せられてある。この時の事も古典に傳ふる所は大差なくて、本書はその要を摘んであげてゐるのである。

（都美波八重事代主神）　日本紀には事代主神と云ふ。古事記には八重言代主神とあり、舊事紀の地神本紀には、都味歯八重事代主神とある。こゝは舊事紀によつたものである。延喜式神名帳に「鴨都波八重事代主命神社」とある。この即ち大和の葛城の鴨にますと注した社で、今は高鴨神社と云つて縣社に列してゐる。

（健御名方刀美神云々）　この神の事は古事記にあるが、日本紀には見えない。こゝは恐らくは舊事紀によられたものであらう、事實は古事記も同樣である。さてこの神の名もそれらの古典には健御名方神とだけで「刀美」の字がない。こ

「相計ひて加」底本假名をてへず、他本又「テ」のみを加ふ。今前後の同じ語を見合せてよみつ。
「天太」底本「大」に作る。他諸本によりて改む。
「鈿女」底本「釼日」に作る、他本によつて改む。
「むねと」底本「宗」一字とし、群、北二本「むねとの」とす。今蒳白二

れも神名帳信濃諏訪の神を南方刀美(ミナカタトミ)神社とあるによつて加へられたものであらう。この諏訪神社は今、官幣大社である。

(大物主神云々) この事は日本紀の一書に見ゆる。その文は「是時歸順之首渠者大物主神及事代主神乃合二八十萬神於天高市一帥以昇レ天陳二其誠欵之至一。時高皇産靈尊勅二大物主神一、汝若以二國神一爲レ妻吾猶謂三汝有二疏心一。故今以二吾女三穗津姫一配レ汝爲レ妻。宜領二八十萬神一永爲二皇孫一奉護 仍使二還降一」とあるので、これが要をとつたのである。この大物主神は上にあげた大己貴命の幸魂奇魂にましますのであるが、撰者が注して「大汝の神は此國を去りて隱れ給ひぬと見ゆ。この大物主は先に云ふ所の三輪の神にますなるべし」といはれたのは簡にして要を得た說明である。さうしてこれが原因になつて、大和國の大神神社、高鴨神社等が出來たものと考へらるる。

(說) 以上で國内の平定した事を記したから、次に天孫降臨の事にうつる。

其後(ソノチ)天照太神(アマテラスオホミカミ)、高皇産靈尊(タカミムスビノミコト)相計(アヒハカラ)ひて皇孫(スメミマ)を下(クダ)し給(タマ)ふ。八百(ヤホ)万(ヨロヅ)の神(カミ)、勅(ミコトノリ)を承(ウケタマハ)りて御(ミ)共(トモ)に仕(ツカマウ)る。諸神(ショジン)の上首(シャウシュ)三十二(サンジフニ)神(ジン)有(ア)り。其中(ソノナカ)に五部(イツトモ)の神(カミ)と云(イ)ふは、天兒屋命(アメノコヤネノミコト)中臣之祖 天太玉命(アメノフトタマノミコト)忌部之祖 天鈿女命(アメノウズメノミコト)猨女之祖 石凝姥命(イシコリトメノミコト)鏡作之祖 玉屋命(タマノヤノミコト)玉作之祖也。此(コノ)中(ナカ)にも中臣(ナカトミ)忌部(イムベ)の二神(ニジン)はむねと神勅(シンチョク)を受(ウ)けて、皇孫(スメミマ)を扶(タス)け守(マボ)り給(タマ)ふ。

(說) これから天孫降臨の事を叙するのである。天孫降臨の事はすべての古典にこれを說き、しかもそれが、わが國の最大事件であるから、古典の說は大抵一致しゐる。しかしその傳に詳略の差はある。今こゝにあげたうち、三十二神については特に論ずべき點があるが、その他は大體日本紀の說によつたものである。

(諸神の上首三十二神有り) この事は天孫に從屬した神としての傳は古典には見えない。三十二神を下されたといふ傳說

本による。「扶け」の下底本「テ」あり、他本によりて削る。

は舊事紀に饒速日尊降臨の條に「高皇產靈尊勅曰、若有下葦原中國之敵拒二神人一而待戰者上、能爲二方便一誘欺防拒而令二治平一。令三三十二人一並爲二防衞一天降供奉矣」とあつて、天香語山命、天鈿賣命、天太玉命、天兒屋命、天櫛玉命以下すべて三十二神の名をあげてゐる。これ以外には倭姫命世記には天孫降臨の記事中に「三十二神前後相副從上天各闢二天關一岐披雲路天云々」とあるだけである。撰者は舊事紀の傳を誤として倭姫命世記によつたのであらう。これについては撰者の見識を窺ふべきであらう。後世、大日本史の兵志も亦撰者と同じ意見を述べてゐる。

（五部の神） 上の三十二神中の特に主立つた神をさすのであるが、日本紀の一書に「又以二中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命凡五部神一使二配侍一焉」とある。古事記の趣もこれに同じい。

（此中にも中臣忌部の二神は云々） 中臣の神は天兒屋、忌部の神は天太玉命であるが、この二神がその五部神のうちでも更に重任を託せられたのは神祇の祭祀を司るが爲である。それであるから、日本紀の一書には「故以二天兒屋命、太玉命及諸神部等悉皆相授」といひ、なほ他の一書には「汝天兒屋命太玉命二神宜持二天津神籬一降二於葦原中國一亦爲二吾孫奉齋焉」。又曰はく「復天兒屋命太玉命惟爾二神共侍二殿内一善爲二防護一」とある。むねとの神勅とはこれをさしたのである。「むね」とは重要なることをいふのであるから「むねとの神勅」とは重要なる神勅といふ義である。

又三種の神寶を授けまします。先豫め皇孫に勅しての給はく、「葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可レ王地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆當下與天壤一無上レ窮者矣。」又太神御手に寶鏡を以て皇孫に授けて祝ぎて吾兒視二此寶鏡一當三猶レ視レ吾。可下與同レ床、共レ殿以爲中齋鏡上この給ふ。八坂の曲玉、天の叢雲の劍を加へて三種とす。又此鏡の如くに分明なるを以

「靈」字白本「慮」とし、北本「養」とす。梅、群二本底本におなじ。底本「傳はる」梅本「傳」一字とす。

て天下に照臨し給へ。八坂瓊のひろがれるが如くに曲妙を以て天下をしろしめせ。神劒を提げては不順る者を平げ給へと勅しまし〱けるとぞ。此國の神靈にして、皇統一統正くまします事誠に是等の勅に見えたり。三種の神器世に傳はる事日月星の天に有るに同じ。鏡は日の體也。玉は月の精也。劒は星の氣也。深き習ひ有るべきにや。

（三種の神寶を云々） この三種の名目は下に示してある。この神寶を授け給ふ時に同じく次の神勅を下されたのである。

（皇孫に勅しての給はく云々） この神勅は日本紀の一書の語そのまゝである。この勅語の意味は世間に周く知れた事であるが、これを譯すれば「葦原の千五百秋の瑞穂の國は天照太神の子孫が君としてしろしめすべき國であるから、爾皇孫はその國にゆきましてしろしめせ、さらば、分れむ、幸くいでませ。天日嗣のさかえん事は天地のあらん限は窮りないであらう」といふのである。

（又太神御手に寶鏡を以て云々） これも日本紀の一書にある神勅をそのまゝ記してあるのである。齋鏡とは大神の御靈代として齋き祭る鏡といふことであつて、床を同うし、殿を共にするといふのは、天皇の宮殿内に天照太神を祭り奉り、それには神鏡を以て神體とせられよといふことで、この神勅が、賢所又伊勢神宮の起源をなすものであつて、國體上甚だ重大な事を示してゐる。

（八坂の曲玉云々） 上の神鏡に、こゝに云ふ曲玉と劔とを加へて三種の神寶とも神器ともいふ。この三種の神器はわが國體の特異を表する重大な神器であること、これまたいふをまたない。

（又此鏡の如くに云々） この三種の神器について賜はつたといふ神勅は古典に明記してはない。しかしこれは古くからいひ傳へられたのであらう。元來このやうに、これら三種を以てある精神を表明したのはわが太古の風儀であつたので

あらう。日本紀を見ると、景行天皇が筑紫に巡狩せられた時に、豐國の渠帥神夏磯姫が榊に、八尺劔、八咫鏡、八尺瓊をかけて、船に樹て參つて歸順の意を表した事が見え、又日本武尊が東夷を征せられた時に、大鏡を御船にかけられた事が見え、又仲哀天皇が筑紫へ巡狩せられ時にも伊覩縣主五十迹手（イトテ）が榊に八尺瓊・白銅劔、十握劔をかけて、船の舳艫に立てゝ獻つた事がある。この時に五十迹手がそれを獻つた時に奏した言がある。それは「臣敢所ニ以獻ニ是物一者、天皇如ニ八尺瓊之勾一曲妙御レ宇、且如ニ白銅鏡一以分明看ニ行山川海原一、乃提ニ是十握劔一平ニ天下一矣」といふのである、さてこれと略同様の語が、神皇實錄にこの神器を授けました時の記事に出てゐる。その文は「惟皇天御中主神與ニ大日靈尊一覡宣又天皇孫尊如ニ八坂瓊之勾一以ニ曲妙一治ニ天下一、且如ニ白銅鏡一以ニ分明一看ニ行山川海原一、乃提ニ是靈劔一平ニ天下一矣」とある。神皇系圖にも天口事書にも元々集にも略同じ文が出てゐる。これらは大體日本紀の五十迹手の語と同じである。思ふに、これは五十迹手がはじめていひ出した事ではなくて、太古からかやうに傳へて來たものが、五十迹手の語としてそこに登錄せられたものであらう。それ故に中古以來の神道家の說は虛構ではあるまいと思はれ、撰者もそれを正しいと信じたわけであらう。さてこの神勅の意味はその語でも明かなのだが、そのうち「八坂瓊のひろがれるが如く」といふのは、前にあげた曲妙の文字に相當すべき語の筈であるが、曲妙はツバラカといふ語にあてたものらしいが、「ひろかれる」といふのは、多くの玉を一の緒に貫いたのが行渡らぬ所のない點をとつていつたものと、思はるるのである。

（此國の神靈にして云々） 三種の神器がわが國の神靈であるといふのである。が、これは重大な事柄であつて神器が神聖なる皇位の標徵である以上にこれを神靈と崇め奉る事が、國體の尊嚴を示す所以である。さてこのやうに三種の神器がわが國家の神靈であるといふ事と、それが傳へらるることによつて保證せられてゐる一系の皇統が正しく傳はりましますといふ事は上にあげた神勅に明かに見ゆるといふのである。

（三種の神器世に傳はる事云々） 三種の神器の世に傳はる事は日月星の天に有るに同じくて神のなしのまに〳〵傳はるものであつて人力の左右しうる所でないといふのが、この一節の本旨である。それについて、今是を以て三種の神器にあて說からうとしたのであらう。

（說） この段は本書中最も重大な段であつて、わが國體の尊嚴を明かにする最第一の段である。卽ち所謂天壤無窮の神勅は宇宙間唯一の神聖なわが國體の本旨を明かにせられたものであり、三種の神器はこの國體の神聖を表明する神聖無

「の命」底本なし。他諸本によりて補ふ。

比の唯一の證據であり、この神器に附隨した神勅は天皇が國家を統へ治しめす政事の要道を示されたものである。それであるから、わが國家はこの神勅の事實上の展開であり、又それの證據でもある。即ちわが國家發展の原理と、政治の本義とがこゝに示されたものである。爾下の記事は即ちこの一段を樞軸として運用した結果の記錄であり、爾前の記事はこの一段を導き出す爲の誘導篇であるといひうるのである。神皇正統記の本旨がこの一段に存するといふ事は決して過言ではない。

以上は事實についての撰者の記述であるが、これから次はそれについての撰者の見解を述べようとする。

抑彼寶鏡は先に記し侍る石凝姥の命の作り給へりし八咫の御鏡（八咫は口傳あり。）玉は八坂瓊の曲玉、玉屋命の（天明玉とも云ふ。）作り給へる也。（八坂にも口傳あり。）劔は素戔烏尊の得給ひて太神に奉られし藂雲の劔也。

（說）まづこゝに三種の神器の由來する所を述べた。これらの事實は既に上の段々に述べてあるのをこゝに一括して說明したのであるが、それらの段々の記事の意味がこゝに至つて明かになる。

此三種に就きたる神勅は正しく國を持ちましますべき道なるべし。鏡は一物を貯へず、私の心无くして萬象を照すに、是非善惡の姿彰れずと云ふ事无し。其姿に順ひて感應するを德とす。是れ正直の本源也。玉は柔

「旨」底本「宗」とす。白山本によりて改む。
「宗」の下に底本「ノ」あり、他本なし。削れり。
「うつし」底本脱せり、他本によりて補ふ。
「制」底本「製」とせり、他本によりて改む。
「憑」底本「憑」に作れる誤なること著し。他本によりて正せり。

和善順を徳とす。慈悲の本源也。劒は剛利決斷を徳とす。智慧の本源也。此の三徳を翕せ受けずしては天下の治らん事誠に難かるべし。神勅明かにして詞約かに旨廣し。剰へ神器に彰れ給へり。いとゞ忝なき事にや。中にも鏡を本として、宗廟の正體と仰がれ給ふ。鏡は明を形とせり。心性明かなれば、慈悲決斷は其中に有り。又正しく御影をうつし給ひしかば、深き御心を留め給ひけんかし。天に有る物日月より明かなるは无し。仍りて文字を制するにも日月を合せて明とすと云へり。我神、大日の靈にましませば、明徳を以て照臨し給ふ事陰陽に置きて計り難し。冥顯に付きて憑み有り。君も臣も神明の光胤を受け、或は正しく勅を受けし神達の苗裔也。誰か是を仰ぎ奉らざるべき。此理を覺り其道に違はずば、内外典の學問も此に窮るべきにこそ。されど、此道の弘まるべき事は内外典流布の力也と云つべし。魚を得る事は網の一目によるなれど、衆目の

「さかり」底本「壯り」とかけり、他本によりて假名とす
「我國の道」底本「我カ道」とせり、他本によりて改む。

力无ければ、是を得る事難きが如し。應神天皇の御代より儒書を弘められ、聖德太子の御時より釋敎をさかりにし給ひし、是皆權化の神聖にましませば、天照太神の御心を受けて我國の道を弘め深くし給ふなるべし。

（說）これより撰者の三種神器についての見解を述ぶるので、撰者の見識、ことに、政治上の要諦を述べようとするのである。

（此三種に就きたる神勅は云々）この神勅は上にあるが、それを敷衍して、次下に撰者の見解を述べてゐる。

（鏡は云々）鏡は一の物をも自身には貯へない即ち虛心で私の心が少しもなくして、萬の外物の象を照す時にはよしあしの姿がありのまゝにあらはれ、一もその間につくろひかざることがない。其の對象の姿に順つて感應するのが鏡の德である。これが正直と名づくるものゝ本となるのであるといふのである。

（玉は云々）玉は柔和にして溫順なのを德とするが、これが慈悲といふことの本となるのであるといふ。

（劍は云々）劍はその質が剛く銳利で、その作用としては物を決斷するのであるが、この德が智慧の本となるのであるといふのである。ここにいふ智慧とは單なる知識ではなくて、佛敎にいふ所の一切事理の正邪を辨別し惑障を斷つ心の作用をいふのである。

（此の三德を云々）正直、慈悲、智慧の三德をあはせ有せずしては天下の治まらん事が困難であるといふのであるが、元來この三種の神器は天位のしるしであるから、それについた神勅は、天皇の御心得として下されたものに相違ない。それ故にここに天下の治まるか否かの分れめが、この三德を具へ給ふか否かに關するといふ事になる譯である。されば、この點から見ると、この著は天皇乃至治國の位置に立つ方々の心得となるやうに論じてあるといふべきで、この本旨が、全卷に通じてゐると考へらるる。

（神勅明にして云々） 神勅が神器に寄せてあらはれてゐるといふことは信ずべき事で、心を物に寄せてあらはすことは太古一般の風であつたと考へらるる。後世人智がさかしくなつては、太古のままにすごされなくなつて、こゝに説明する必要が生ずる。親房卿の時代は特にこの必要が有つたのである。

（中にも鏡を本として云々） 三種の中にも御鏡を本源として伊勢の大神宮の御正體と仰がれ給ふといふのである。宗廟といふのは支那にて祖先を祭る所をいふのであるが、こゝには伊勢神宮を申し上ぐるに借り用ゐてゐる。

（鏡は明を形とせり云々） これが鏡を本源とする理由の説明である。鏡の徳は一言でいへば明といふべきであるが、人の心も明かであれば、慈悲も決斷もその中からあらはるることは明瞭である。又殊更に天照大御神が正しく御影をうつし給うた鏡であるから、この鏡には深い大御心をとゞめ給うたものであらうといふのである。

（天にある物云々） これは明といふ文字の制作から、上述の事を説明せうとするのである。即ち日月の二字を合せて明といふ字を作つたが、「明」はそれ故に日月の德をあらはした字であるといふのである。

（我神大日の靈にましませば、云々） 我神とはわが大御神といひて親しくさし奉つたのであるが、天照大神は太陽の神靈にましますが故に明德を以て天下を照臨したまふことは陰陽の道理に就いて考へても人間の量り知るを得ざる道理があり、又幽冥界又顯世に於いて信じ憑み奉るべき事柄であるといふのである。

（君も臣も云々） 光胤は光榮ある血統をいふ。君の御事は申すまでもなく、臣下も亦神明の血統であり、或るものは正しく天照大神の神勅を受けた神々の子孫である。されば何れの人もこれを仰ぐであらうといふのである。

（此理をさとり云々） 此の大なる道理をさとり、又この大なる道理に違はずしてこれを守り隨ふものであるならば即ち道を知つてるといふべきであつて、内外の學問をする目的もこゝに存するのであるといふのである。内外典とは内典と外典との事であるが、内典は佛教の書で、外典は佛教の側から儒教等の書をさした名稱である。

（されど此道の弘まるべき事は云々） 此道とはわが皇國の大道をさす。上の如くにはいふが、やはり皇國の大道の弘まるべき事は佛教儒教の助力もあると云つてもよいといふのである。これは或る意味から見れば、穩當な見解である。その大道と儒佛の敎との關係をば綱と目との關係にたとへて魚をとるのは綱の目のいづれかによりて得らるる事であるけれど、しかし多くの目が、寄り合つて、相互にそれらの目をなしてゐるのでなければ綱が綱でなくなり、その一目で魚を得るといふ事も出來なくなると同じい有樣であるといふのである。

（應神天皇の御代より云々）上に述べた事からしてわが國に儒教佛教をとり入れられた事もそれ〲深い理由の有る事であらうと述べたのである。

（權化の神聖）權化とは佛教の語で、神佛が人世を救ふ爲に權に人になつたのをいふ。されば儒教を受け入れられた應神天皇も佛教を盛んにせられた聖德太子も我國の大道を弘め、亦その道を深くする爲にせられた事で、畢竟それは天照太神の御心を受けて行はせられた事であらうといふのである。

（說）以上は撰者の道德觀、政治の理想、又わが國の文化に關する見識を述べた點であつて、この道德觀、及び理想見識は亦、本書を一貫して流れてゐる主たる思想である。而してこれによつて撰者が、偏狹な國家主義者でなく、包容的進步的な理想家である事がわかる。自分は撰者に共鳴する點の大なるものとしてこの點をも力強く說きたいと思ふ。

以上、一往の議論がすんだから、撰者の筆はこれから、再び歷史上の事實を敍する方面に轉換する。

「鈿女」底本「鈿目女」に作る。他本によりて正せり。

「中」の「の」梅、群、北三本によりて加ふ。

「しつまり」底本「靜マリ」とす、他本によつて改む。

「の」梅、群、北三本によりて補ふ。

かくて此の瓊々杵尊天降まし〱しに、猨田彦と云ふ神參り逢ひて（此はちまたの神なり、）照り耀きて目を合する神无かりしに。天鈿女神行き逢ひぬ。皇孫何くにか至りますべきと問ひしかば、筑紫の日向の高千穗の槵觸の峯にましますべし。我は伊勢の五十鈴の川上に至るべしと申す。彼神の中のまに槵觸の峯に天降りて、しづまり給ふべき處を求められしに、事勝國勝と云ふ神（此も伊弉諾尊の御子、又は鹽土の翁と云ふ。）參りて我が居たる吾田の長狹の御崎なん宜しかるべしと申しければ、其處に住ませ給ひけり。

「住」底本「栖」に作り、白本による。他は假名にてかけり。

「磐石の」の「の」梅群二本による。

（說）以上は天孫の此の國に降臨ましましし事を叙したものであるが、大體は日本紀によつて略說したものである。しかもそれはある所々を要をとつて記してある。次にそれを分解して說く。

（此の瓊々杵尊天降ましく〱しに、云々伊勢の五十鈴の川上に至るべしと申す） これは日本紀の一書によつて要をとつてかいたものである。

（猨田彥と云ふ神云々） この神の事は上の一書に「有二一神一居二天八衢一、其鼻長七咫、背長七尺餘、當レ言二七尋一、且口尻明耀、眼如二八咫鏡一而赩然似二赤酸醬一」とあるから、頗る異樣な容貌であつた事であらう。この神をちまたの神といふことは天八衢に待ち奉つて居たからの名で、日本紀にも衢神と書いてある。

（日向の高千穗の槵觸の峰） この地の所在については古來、定說がない。そのうち日向國臼杵郡の高千穗山であるとする說と大隅國（この國は奈良朝の初まで日向のうちであつた）恰良郡の霧島山であるといふ說とが有力である。

（彼神の申のまゝに云々） これは日本紀の他の一書によつたのである。

（事勝國勝と云ふ神） この神の名は日本紀の本文に「事勝長狹」といひ一書に「事勝國勝長狹」とあり第四の一書には「事勝國勝神者是伊奘諾尊之子也、亦名鹽土老翁」とある。本書はこれによつたのである。

（吾田の長狹の御崎） これは事勝國勝の本居であつたのを天孫に奉つたのであるが、その地は日本紀本文には「吾田長屋笠狹之碕」とあると同じ地で、今の薩摩國川邊郡加世田港の邊であるといふ。

此に山の神大山祇の二の女有り。姉を磐長姫と云ふ。此れは磐石の神と云ふなり。妹を木花開耶姫と云ふ。是は花の木の神也。二人を召し見給ふ。姉は形醜かりければ歸しつ。妹を留め給ひしに、磐長姫恨み怒りて、我をも召さましかば、世の人は命ながくて磐石の如く有らまし。只妹を召したれば、生らん子は木の花

「居」底本なし、他本によりて加ふ。

の如くに散り落ちなんと詛ひけるによりて人の壽短く成れりとぞ。木花開耶姫召されて一夜に姙みぬ。天孫怪め給ひければ、腹立ちて無戸室を作り、籠り居て自火を放ちしに、三人の御子生れ給ふ。焔の起りける時生れますを火闌降命と云ふ。火の熾りなりしに生れますを火明命と云ふ。後に生れますを火出見尊と申す。此三人の御子をば、火も燒かず、母の神も傷はれ給はず。父の神悦びましましけり。

（說） 前段に天孫降臨しましてこの土に都を定められたことを述べたれば、こゝに御婚姻の事を述ぶる。これが、また神皇正統の上に重大事であることはいふまでもない。

（此に山の神大山祇の二の女あり。云々） これも日本紀の一書によつて要を摘んだものである。

（磐長姫云々） この神は磐の精といふ傳說ありて、伊豆國賀茂郡伊波乃比賣神社の祭神であるといふ。

（木花開耶姫） 木花とは櫻の花でサクヤ即ち櫻の義であるといふ。官幣大社富士淺間神社の祭神であり、天孫の皇后で、わが皇室の祖神である。

（詛ひける） トコフとは人に凶事あれと祈り請ふことである。この詛ひから人の壽命が短く成つたといふ古傳があるから、こゝにそれをもあげたのである。

（無戸室） 室は塗り籠めたる部屋で、それに出入の戸口がなく、中がウツロであるものをいふ。

（火闌降命） 日本紀に褒能須素里と云ふとあるが、古事記には火須勢理命と書いてある。名の義は焔の起り進む意である。

この命は日本紀に「隼人等始祖也」とある。

（火明命） 日本紀の本文には第三の御子としてある。このやうに第二の御子とするは日本紀の一書の説である。名の義は火が燃え進んで明くなる意である。この命は日本紀に「尾張連等始祖也」とある。

（火出見尊） 日本紀本文には第二子として彦火々出見尊といふ。この名は火の方に關係のないので、この神の一名を火折尊と日本紀一書にあるのが、火の勢の衰へた意の命名である。この神は第四代にまします。なほその條にいふ。

此尊天下を治め給ふ事、三十万八千五百二十三年と云ふ。是より先天上に留ります神達の御事は年序計り難きにや。天地分れしより以來の事幾年を經たりと云ふ事見えたる文无し。

（此尊天下を治め給ふ事云々） この三十萬八千五百二十三年といふことは古典には證のない事であるが、かく書されたのは據る所があつたであらう。弘仁歴運記には次下二代を合せて一百七十九萬二千四百七十餘歳としてゐるが、それらより算出したのでもあらう。倭姫命世記には三十一萬八千五百四十三年としてゐる。それによらば、本書の年數には誤寫があるとせねばならぬ。されど、これらはもとより信ずべき限りではない。

（是より先云々） 神代の年數の明かならず、はかりがたい事は本書にいはれた通である。

抑天竺の説に人壽无量なりしが、八万四千歳に成り、其れより百年に一年を減じて、百二十歳の時（或は百歳と云ふ。）釋迦佛出で給ふと云へる、此佛の出世

「尊」底本脱す。他本によりて補ふ。底本「年」の下に「辛酉」あり、衍なり。

は鸕鷀草葺不合尊の末ざまの事なれば、（神武天皇辛酉、佛滅の後二百九十年に當る。是より上へかぞふべきなり。）百年に一年を増して此れを計るに、此の瓊々杵尊の始つ方は迦葉と云ふ佛の出で給ひける時にや當り侍らん。人壽二万歳の時佛は出で給ひけりとぞ。

（説） 上に神代の年數の明かでない事を云つた序に、印度の說を參照して考へて見ようとせられたのである。

（抑、天竺の說に云々釋迦佛出て給ふと云へる云々） この釋迦佛出世の說は上に出てゐるが、それが、鸕鷀草葺不合尊の末の御代の事といふ說があるから、（それは神武天皇元年辛酉が釋迦滅後二百九十年に當るといふ事から逆算したのである）それから印度の說により百年毎に一年を增してはかるとこの尊の始の頃は印度でいふ迦葉佛の出た頃に當るといふのである。

（迦葉と云ふ佛云々） 迦葉佛は賢劫千佛の第三、過去七佛の第六で、釋迦佛の前佛である。人壽二萬歲の時世に出るといふのである。それ故にこの說があるのである。

第四代彥火々出見尊と申す。御兄火闌降命海の幸ます。此の尊は山の幸ましけり。試に相換へ給ひしに、各其幸なかりき。弟の尊の弓箭に、兄の命の釣鉤を換へ給へりしを、弓箭をば返しつ。弟の尊鉤を魚に食はれて失ひ給ひけるをあながちに責め給ひしに、すべき方なくて、海邊に吟

「あひすみ」底本「相栄」に作る。梅白二本によりて假名とす。群北二本「あひ住」に作る。

「女」底本「魚」に作る、他諸本によりて改む。

「ける」底本「けり」とす。他諸本によりて改む。

ひ給ひき。鹽土の翁（此の神の事先に見ゆ。）參り逢ひて憐み申して、謀を回して、海神綿積命の（小童ともかけり。）處に送りつ。其女を豐玉姫と云ふ。天神の御孫にめで奉りて、父の神に告げて留め申しつ。竟に其女とあひすみ給ふ。三年ばかり有りて、故鄕をおぼす御氣色有りければ、其女父に言ひ合せて返し奉る。大小の鱗をつどへて、問ひけるに、口女と云ふ魚病ひ有りとて見えず。强ひて召し出づれば、其口腫れたり。是を搜りしに、失せにし鉤を搜り出づ。（一には赤女と云ふ。又此の魚は名吉と云ふと見えたり。）海神戒めて口女今より鉤くふな。又天孫の饌に參るなと云ひ含めける。又海神乾珠滿珠を奉りて兄を順へ給ふべき形を敎へ申しけり。さて故鄕に歸りまして、鉤をば返しつ。滿珠を出してねぎ給へば、鹽滿ち來て、兄溺れぬ。惱されて俳優の民と成らむと誓ひ給ひしかば、乾珠を以て鹽を退け給ひき。是より天日嗣を傳へましましける。

（第四代、彦火々出見尊） 古事記には「御名火遠理命亦名天津日高日子穂穂出見命」とある。本居宣長はこの御名は火の縁の御名でなくて、天津日嗣しろしめしての御稱號で天津日嗣に由ある稲穂を以て稱へ奉つた御名であると云つてゐる。

（御兄火闌降命云々） この事も日本紀によつて要をあげられたものである。

（海の幸） 海での漁撈をいふ。

（山の幸） 山野での狩獵をいふ。

（幸） 得物をいふ。

（海神綿積命云々） 小童は支那で、海神を海童といふことから出た文字で、日本紀にワタツミに借り用ゐてゐる。

（大小の鱶） 「イロクヅ」は魚のことである。

（口女と云ふ魚） 日本紀には赤女とあつて「鯛魚名也」と注してある こゝは舊事紀によられたと思はるる。口女といふのは鯔魚であると注してある。

（乾珠滿珠） 日本紀には潮滿瓊潮涸瓊とある。潮を滿させ又は乾さする靈妙な作用の珠といふことであるが、如何いふ物であるか、今日では分らぬ。

（俳優の民） 俳優をなして人を慰むるを業とするもの。

（是によりて天日嗣を傳へまし〱ける） 兄の命がはじめ無理をせられた結果、弟命の從順な奉仕者となり、弟命が天日嗣を傳へたまふ事になつたのである。

（説） この一段も皇統の傳を明かにするのが本旨であるが、これを縁として次の一段が一層必要なものとなる。

海中にて豐玉姫姙み給ひしが、産期に至らば、海邊に産屋を作りて待ち給へと申しき。果して其妹玉依姫を率て海邊に行き逢ひぬ。屋を作りて鸕鷀の羽にて葺れしに、葺きもあへず、御子生れ給ふによりて、鸕鷀草葺不

「はなれ」底本「分れ」とす諸

合尊と申す。又産屋をうぶやと云ふ事も鸕鷀の羽を葺きける故也となん。さても産の時見給ふなと契り申しをのぞき見ましければ龍に成りぬ。愧ぢ恨みて我に恥見せ給はずは、海陸をして相かよはし隔つる事無らましとて御子を捨て置きて海中へ返りぬ。後に御子のきら／＼しくまします事を聞きて憐み崇めて、妹の玉依姫を奉りて養ひまゐらせけるとぞ。

（説）これも日本紀に見えたのを要約してあげられたのである。而して、これまた皇統のかゝる所であるから、これを主としてかゝれたものである。

此尊天下を治め給ふ事六十三万七千八百九十二年と云へり。

（説）この年數も古典に明かな證據が無い。たゞ倭姫命世記にこの通の數字が見ゆるだけである。しかしこれは信ずべき限りでないことは前の場合と異ならない。

震旦の世の始を云へるに、万物混然として相はなれず。是を混沌と云ふ

本によりて改む。

「なり」底本なし。他諸本によりて補ふ。

「在世」底本「世ニ」に作る。他諸本によりて改む。

也。其後輕く清き物は天と成り、重く濁れる物は地と成り、中和の氣は人と成る。是を三才と云ふ。此れまでは我國の始を云へるにかはらざるなり。其始の君盤古氏。天下を治むる事一万八千年。天皇、地皇、人皇など云ふ王相續して九十一代、一百八万二千七百六十年。先に合すれば一百十万七百六十年是は一説なり。實には明かならず。廣雅と云ふ書には開闢より獲麟に至るまで二百七十六万歳と云ふ。獲麟とは孔子の在世、魯哀公の時也。日本の懿德にあたる。然らば、盤古の初は此の尊の御代の末つ方に當るべきにや。

（說） 前の御代の條の末に天竺との年代の比較を試みられたから、この年代の條の末に支那との年代の比較を試みようとしたのであるらしい。

（震旦の世の始を云々） 支那の開闢說は既に述べてあるが、その混沌といふのは開闢以前の狀態をさしたもので、鶡冠子に、「兩儀未ㇾ分、其氣混沌」とあり、又その他の事は略上に述べた通りである。而してこゝにあげた年數も實は明かでない事は撰者の注に見ゆる通りである。

（廣雅と云ふ書には云々） 廣雅は魏の張揖の著した字書である。「獲麟」とは春秋に魯の「哀公十四年春西狩獲麟」とある事をさすので、周の敬王三十九年で、わが懿德天皇の三十年に當る。それで開闢より獲麟の年まで、二百七十六萬年といふのは廣雅ばかりでなく、春秋命歷序などにも見ゆるのである。その年數を以て逆算してこの說をせられたと見ゆる。

「の年」底本になし。梅、群北三本によりて加ふ。

「堯」の下底本「名」とす。他諸本によりて改む。

「四百三十二年」梅、白二本による。底本北本四百一十年、群本四百三十一年とす。

第五代、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と申す。御母豐玉姫の名け申しける御名也。御姨玉依姫に嫁きて四柱の御子を生ましめ給ふ。彦五瀨命、稻飯命、三毛入野命、神日本磐余彥尊と申す。磐余彥尊を太子に立てゝ天日嗣をなん繼がしめまし〳〵ける。

（說）この事も日本紀を據として記されたのである。

此神の御代七十七万餘年の程にや、唐の三皇の始、伏犧と云ふ王有り。次神農氏、次に軒轅氏。三代合せて五万八千四百四十二年。一說には一万六千八百二十七年。然らば、此尊の八十万餘の年に當る也。親經の中納言新古今集の序を書くに伏義の皇德に基して四十万年と云へり。何れの說に依れるにかおぼつかなき事也。其後に小昊氏、顓頊氏、高辛氏、陶唐氏、堯也有虞氏舜也と云ふ五帝有り。合せて四百三十二年。其次に夏殷周の三代あり。夏には十七主、四百三十二年、殷には三十主、六百二十年。周の世と成りて第四代の主を昭王と云ひき。其二十六年甲寅の年までは、周起りて一百二十年、此年は葺不合尊の八十三万五千六百六

底本「三万」の下更に「三万」あり衍なること著し。

「年」ノ下底本「ノ」あり。他本に從つてけづる。

十七年に當れり。此年天竺に釋迦佛出生しまします。同じき八十三万五千七百五十三年に佛御年八十にて入滅し給ふなり。唐には昭王の子穆王の五十三年壬申に當れり。其後二百八十九年有て庚申に當りて此神隱れさせまします。惣べて天下を治め給ふ事八十三万六千四十三年と云へり。

（親經の中納言云々）新古今集の眞名序をいふ。

（說）この段の初の方は、支那の年代との比較を示し、次に天竺との比較を示されたものであるが、その比較の基礎たるものは、この尊の御代を八十三萬六千四十三年と立てゝの事である。而してこの年數は倭姬命世記に記された所である。

さて以上三代の年數は倭姬命世記の傳によつて合算すると一百七十九萬二千四百七十七年となるが、この數は日本紀神武卷のはじめに「自天祖降跡以逮于今一百七十九萬二千四百七十餘歲」とあり、又弘仁歷運記に「按本紀等諸書、昔者天津彥火瓊々杵尊初從降始王西土。次彥火々出見尊、次彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊揔三代經一百七十九萬二千四百七十餘歲云々」とあるに同じくて、たゞ「餘歲」とあるを「七歲」とするだけの相違である。それで考ふるに、この年代は中古の神道家の揑造したものでなくて日本紀編纂の頃に既に行はれてゐた說であると考へらるる。もとよりそのまゝ信ぜらるる說とは思はれないが、撰者の妄說でないといふことは認めなければならぬ。古事記には日子穗々手見命が五百八十歲ましましたと見ゆる。このやうに古代の神々の御歲には種々の傳說が在つたのである。

以上で所謂神代の記事を了へたから、次には總括的の意見が述べてある。

是より上つ方を地神五代とは申す也。二代は天上に留り給ふ。三代は西

「まし〱しに」以下「にはかに」まで底本に脱せり。他本皆省く。今梅本の文字によりて補ふ。

「かはらず」底本「換らず」とあり、他諸本によりて假名書とす。「に」他諸本によりて補ふ。

州の宮にて多の年を送りてまします。神代の事なれば其行迹慥ならず。葺不合尊八十三万餘年まし〱しに、その御子磐余彦尊の御代よりにはかに人王の代と成りて暦數も短く成りにける事疑ふ人も有るべきにや。されど、神道の事押して計り難し。眞に磐長姫の詛ひけるまゝに壽命も短く成りしかば、神の振舞にもかはり、軈て人の代と成りぬるにや。天竺の説の如く、次第有りて、減じたりとは見ゑず。又百王ましますべしと申める、十十の百には非ざるべし。極り無きを百と云へり。百官百姓など云ふにて知るべき也。昔皇祖天照大神、天孫尊に御言のりせしに寶祚之隆、當與天壤无窮と有り。天地も昔にかはらず、日月も光を改めず。況や三種の神器世に現在し給へり。極り有るべからざるは我國を傳ふる寶祚也。仰ぎて貴び奉るべきは日嗣を受け給ふすべらぎになんおはします。

(地神五代) これは上にいつた通りであるが、そのはじめ二代は天上に留りたまひ、瓊々杵尊以來は西國に都せられたといふのである。
(行迹云々) その事蹟が明かに傳はつてゐないといふのである。
(葺不合尊八十三万餘年まし〳〵云々) 以上の傳によれば葺不合尊の御代は甚だ永くあつて、その御子神武天皇に至つて暦數(下に説く)が俄に短くなつて、所謂人王の御代となつたといふ事は常識では考へられぬ事であるから疑ふ人もあるであらうか。然れど、神道の事は深遠の道理もある事であらうから淺い人智では推し測り難いといふのである。
(暦數) 書經大禹謨に「天之暦數在二汝躬一」とあり、天之暦數とは天道をいふと注にはあるが、天命を受けて天下を治むる年數をさすのであらう。
(眞に磐長姫の詛ひけるままに云々) かやうに暦數の短くなつたのは或は磐長姫の詛の爲に起つた事かも知れない。しかし、印度の説のやうに人壽の次第の增減ある爲にかやうになつたとは考へられないといふのである。
(説) こゝに於いても撰者が印度の説に盲從する人でなかつたといふことが考へられて面白い。
(又百王ましますべしと申める云々) これは百王といふ熟語が古く支那にあつて(禮記や漢書等に屢々見ゆる)それを我が國でも借用して來たのであるが、鎌倉時代にはこの百王を限定數の百と解釋する僻説が生じて、たとへば、愚管抄などに「人代となりて神武の御代百王と聞ゆる、既に殘少く八十四代にもなりにける」などいふやうになつた。撰者はこれを否定してこゝに十々の百即ち限定數の百といふ事ではなくて、多數にして無窮の意だといつて、百官百姓などいふ語を證據としてあげ、なほ天壤無窮の神勅をあげ、天地日月の存する限り寶祚は無窮である筈だといふことを示し、更に三種の神器も現在してゐるといつて、わが寶祚の無窮と天日嗣の尊嚴とを祝してこの神代の部の終としたのである。
(説) この百王は支那の本義が、もとより百官百姓の如く百は數の多いといふ意を示す語であることは爭ふ餘地も無い事である。然るに、わが國で百王を實際の數の百と考ふる者の生じた事は如何にも情ない考へ方であつて、慈鎭和尚が愚管抄で前のやうに云つたのは八十四代順德天皇の御宇の條にいつたのであるが、なほ「今百王の十六代のこりたる程」とも云つてゐる。これでは天皇の御代が進むごとにわが日本國の運命が縮まつて行くといふ事を考へねばならぬ事になるではないか。これは慈鎭和尚が天台座主といふ當時の思想界の王者の地位に在る人のいふ事だからその影響する

所至大であつたであらう。それ故に、群小は大抵この限定思想に毒せられてゐたと思はるる。日蓮の如きも家語はするけれどもこの百王説を唱へてゐる。かやうな世の中であつたから、後醍醐天皇が、九十五代だとすると殘り五代で日本國の運命は終るといふやうな心細い思想を生ずることは必然である。自分は南北朝の大混亂はかやうな思想の導き出した世相であると信じ、この意見を世に公にした事も既にある。かやうな思想は何處から生じたかといふに、その源は第一が、佛法の末法濁亂の思想であると考ふる。即ちこの鎌倉時代は佛教の正像末三時の說に從へば、末法に入つてしまつた時である。今一つは支那の尙古主義の累である。支那の尙古主義は事每に三代文武周公孔子を完全な理想として、古人には企て及ぶべからずとするのであるが、この思想が後の世を澆季と考へさするに力あるものである。この二の思想相合してこの世は末世澆季で濁惡な世と考ふることが、百王の誓が八十代九十代の帝王を經過して殘少になつたといふ果敢ないあはれさを感じさせたのであると考ふる。かやうな時世に當つて、その弊を救はうとして、「窮なきを百といへり」といひ「寶祚之隆當與天壤無窮」といひ「天地日月は昔にかはらず」といひ、「三種の神器世に現在し給へり」といつて、世の迷妄を覺まさせようとせられたのは實に言語に絕した偉大な事功といはねばならぬ。而して儒教にも佛教にも人一倍に造詣の深かつた撰者が、その弊をば、少しも受けずして、伋々としてその弊を矯め世道人心を正しきに導かうとせられたのは眞に驚嘆すべき事であつて千古に輝く偉人といふべきである。

「尊の」の「の」梅本によりて補ふ。

「ことは」底本「詞葉」とかけるは誤なり。梅本によりて假名とす。

巻二

人皇第一代。神日本磐余彦の天皇と申す。後に神武と名け奉る。地神鸕鷀草葺不合の尊の第四の子。御母玉依姫、海神小童の第二の女也。伊弉諾の尊には六世。大日孁の尊には五世の天孫にまします。神日本磐余彦と申すは神代よりの大倭ことばなり。神武は中古こ成りて唐の詞によりて定め奉る御名也。

（**人皇第一代**） 神代に對してこの天皇より後を人の代とし、その人の代となりての天皇といふ義で人皇といひ、この天皇を第一代とかぞへ奉ることとしたのである。この人皇といふ語は何時何人が云ひ出したものか明かでないが、日本紀の編纂の時に既にこの區別を立ててゐられた事は明かに考へらるる。神皇系圖には人王といふ文字を用ゐてゐる。

（**神日本磐余彦の天皇**） これは日本紀の書法によられたものである。御名の義は日本の國を平げて神聖の位につきましたからの稱辭である。天皇は「スメラミコト」といふ國語にあてた漢字である。儀制令によるに、天皇に關して用ゐる

「御」字白山本北本群本によりて補ふ。「移されしか」の「し」底本脱

文字を列擧して天子、天皇、皇帝、陛下、太上天皇、乘輿、車駕をあげたが、天皇の下に注して、「詔書所ㇾ稱」とあり、「天子」の下の注に「凡自二天子一至二車駕一皆是書記所ㇾ用。至二風俗所一ㇾ稱別不ㇾ依二文字一。假如二皇御孫命、及須明樂美御德一之類也」とある。詔書といふのは漢文で書かるるものであるから、それは書記す上で天皇とは書くが、よむ時は「スメラ」「スメラミコト」とよみ來つたものである。されば、天皇は文字の上でかやうに書くだけで、よむ方では古來「スメラ」「スメラミコト」とよみ來つたものと考へらるる。それが、神武天皇など支那風の謚號が起つてから、それにつづけて「テンワウ」と音讀にすることになつたものと思はるる。それで、ここでも「カミヤマトイハレヒコノスメラミコト」とよむべきである。

（神武） この御稱號は後世になりて奉られたものであるといふのである。この事の說明は下にある。

（地神鸕鷀草葺不合の尊の第四の子） これは日本紀本文によられたのである。

（御母云々） この玉依姬が海神の第二女であるといふことは、正確かどうかわからない。日本紀には「海童之小女也」とある。

（神日本磐余彥と申すは神代よりの大倭ことばなり） この國語の尊號は神代よりの遺風で、日本固有の風であることを明言したのである。「日本」は大倭國で磐余は大和の地名であるが、神といふ語は神聖なる事を示す爲に冠したのである。

（神武は中古となりて云々） 神武と申し奉ることは支那の風に倣つた謚號で、古くはなかつた事であつて、中古に奉られた稱號だといふのであるが、これが定まつたのは何時頃か明かでない。釋日本紀に引いた日本紀私記の說では「神武等謚號淡海御船奉ㇾ勅撰也」といふ事である。これには種々異說もないでもないが、今は略する。但し略その頃（御船は延曆四年、六十四歲で歿した）に成つたものといふ事に疑ひはない。

又此御代より代ごとに宮所を移されしかば其處を名けて御名ともす。此天皇をば橿原の宮と申す、是也。

す。他諸本によりて補ふ。

「神」の上に底本「天」あり。諸本なし。衍なること著し。

（釋）此天皇より後、奈良朝までは代毎に宮所を移されたから、その御宮所を以て天皇の御名ともしたといふのである。この天皇を橿原の天皇と申し、仁德天皇を難波の帝と申し、欽明天皇を磯城島の宮と申し、天智天皇を淡海の御門と申すなどがこれである。

（橿原）この天皇の宮所は畝傍山の東南橿原に定められた。

又神代より至て尊きを尊とは云ひ、其次を命と云ふ。人の代と成りては天皇とも號し奉る。臣下にも朝臣宿禰臣などと云ふ號出で來にけり。神武の御時より初れる事也。上古には尊とも命とも兼ねて稱しけると見えたり。世下りては天皇を尊と申す事も見えず、臣下を命と云ふ事もなし。古語の耳なれず成り侍るゆゑにや。

（神代より至て尊きを云々）これは日本紀のはじめに「至貴曰尊、自餘曰命、並訓美擧等」と注してあるのをさされたことと思はるるが、これは別に神代からの習はしといふ事でない。ただ日本紀の記載法としてこの方針によつたといふのに止まるのである。ここにいはれた事は思ひ違ひであらう。

（人の代と成りては云々）人皇の代になつては至尊を天皇と申し奉る事になつたといふのであるが、これも天皇と書く字面は必ずしも古いものでなくて、國史では推古天皇の時に隋に遣はされた國書に「東天皇」と書かれたのを初見とする。但し「天皇」といふ熟字は本邦の創意ではなくて、支那の古書に既に見ゆる。それをかりてわが「スメラミコト」をあらはす文字としたのである。

「かはり」底本「摸リ」とし梅本「換リ」とし白本「替リ」とす、今梅本の假名群北二本によりて假名とす。

(臣下にも朝臣宿禰臣など云々) この朝臣宿禰などいふ臣下の號が、神武天皇の御代に初まつたといふ事は證を見ない。ただ道臣命、吉野首、又國造縣主などいふ名稱が見ゆるだけである。さればこれは「神武の御時より以後に初まれる事也」といふ意であらう。

(世下りては云々) 天皇に某尊と申し奉ることは、奈良朝の頃から段々に少くなり、仁明帝の時に淳和天皇に「日本根子天高讓彌遠尊」といふ謚を奉られ(これは類聚國史に見ゆる)又仁明天皇に「日本根子天璽聰慧尊」(これは一代要記等に見ゆる)といふ謚を奉られてから後は略絶えた事になる。臣下を命といふことは、神武帝の時にはまだあるが、その以後には殆ど見えない。神武天皇以後某命とあるは皇族に限られてゐるやうに思はるる。それも大體推古天皇以後には見えぬやうになる。これは撰者の言の如く古語のやうやくに耳なれず成つた爲であらう。

(説) 以上主として、稱號につきての説明をしたのであるが、これが一往片づいたから、次に又史實に入るのである。

此の天皇御年十五にて太子に立ち、五十一にて父の神にかはりて、皇位に即かしめ給ふ。今年辛酉の歳也。

(年十五にて太子に立ち) これは日本紀の傳である。

(五十一にて父の神にかはりて皇位に即かしめ給ふ) 日本紀によるに、この天皇四十五歳で東征の途に上られ、六年かかりてその功を終へられ、辛酉の年に即位せられたから、五十一歳で即位せられたのである。しかし、父の神の位をうけられたのがその即位の歳であるか否かは明かでない。何となれば、東征の途に上られた事の紀事に「是年也太歳甲寅」とある。日本紀の例によるに太歳と云ふのは天皇即位の歳をさすのである。それ故にこの甲寅の歳が神武天皇の實際の皇位繼承の歳であるといはねばならぬ。それによると今の紀元々年より七年以前に神武天皇紀元が無ければならぬ道理である。

(今年辛酉の歳也) この橿原宮に即位の式をあげられた歳が辛酉の歳であるといふのである。これは日本紀によるのであ

つて、今の紀元の元年がこの年である。

筑紫日向の宮崎の宮に御座しけるが、兄の神達及皇子群臣に勅して、東征の事有り。此大八洲は皆是王地也。神代幽昧なりしによりて、西の偏の國にして、多くの年序を送られけるにこそ。

（筑紫日向の宮崎の宮） 古事記には「神倭伊波禮毘古命與二其伊呂兄五瀬命一二柱坐二高千穗宮一而議云」とあつて宮崎宮とは見えぬ。日本紀にも宮崎宮の名が無い。しかし、これはその土地に昔から傳へてゐた事があつて、そこに神武天皇を祭つて宮崎宮と稱へてゐたが、明治の御世に官幣大社、宮崎神宮とせられた。この宮の名の古書に見ゆるのは、現今ではこの正統記を最古とする。これは古來の傳説をこの書に採錄せられたものであらう。

（兄の神達及皇子群臣に勅して云々） これは日本紀によりて要をとり、且敷衍せられたのである。

（此大八洲は皆是王地也云々） 大八州はすべて王地であるからいづこの國にもますべき道理であるが、神代は幽昧（物の隱れて朗からぬさまをいふ）であつたによつて日向といふ西の偏の國に於いて多くの年所（本書には年序とあり、舊事紀にも年序とあるが、普通には年所といふ。年序といふ語は出典があらうと思ふが、未だ據を知らぬ。萬葉集や三代實錄に見ゆるから叨りに作つた語ではあるまい。支那に「歲序」といふ語があるから「年序」とも云つた事と思ふ。その意味は日本紀に「年所」とかいてあるがそれと同じく年數といふに同じい支那の熟語であらう）を送られたのであらうといふのである。「にこそ」といふ語の下に「あれ」といふ語を略してある。

（說） これは日本紀の中の天皇の語に「時鍾二草昧一」「治二此西偏一」「多歷二年所一」といふ文字を用ゐられた文ではあるが趣旨は撰者の意見を述べたものである。

「の」他諸本によりて補ふ。「饒」の下底本「ノ」あり。梅本白本群北二本によりて削る。「命」底本「尊」とす、諸他本によりて改む。「る」底本「也」とす、諸他本によりて訂す。「しはしは」底本「數」字をかきてカナをつく。今他諸本によりて假名書とす。「病み」底本「病ニ」とせり。梅本の假名なるによりてよむ。

天皇舟檝を調へ甲兵を集めて、大日本洲に向ひ給ふ。道の次の國々を平げ大日本に入りまさんとせしに、其國に天の神饒速日の尊の末宇間志間見の命と云ふ神有り。外舅を長髓彦と云ふ。天神の御子兩種有らむやとて軍を起して防ぎ奉る。其軍强くして皇軍しばしば利を失ふ。又邪神毒氣を吐きしかば、士卒皆病み臥せりき。

（天皇舟檝を調へ云々）　これは事實の要をあげて書かれたものである。大日本洲といふのは「ヤマトノクニ」のことである。

（道の次の國々云々）　日本紀によれば、日向から豐前の宇佐へ、次に筑前の岡の水門へ、次に安藝國を經て吉備の高島に三年ましまし、次に難波を經て河內國より膽駒山を經て大和國に入らうとしたまうたのである。

（其國に天の神饒速日の尊の末云々）　この事は日本紀に長髓彦が天皇に申させたといふ語に明かに出てゐる。その言は「嘗有ニ天神之子一、乘ニ天磐船一自レ天降止。號曰ニ櫛玉饒速日命一。是娶ニ吾妹三炊屋媛一、遂有ニ兒息一、名曰ニ可美眞手命一。故吾以ニ饒速日命一爲レ君而奉焉。夫天神之子豈有ニ兩種一乎、奈何更稱ニ天神子一以奪ニ人地一乎。吾心推之未ニ必爲一レ信」といふのである。

（饒速日の尊）　この神は舊事紀によれば、天忍穗耳尊の長子であつて皇孫瓊々杵尊の兄に當る。しかしながら、日本紀にも古事記にも古語拾遺にも饒速日命の名はあるけれども、その系統は明記してはない。日本紀の他の記事によれば、天神の子孫であることは疑ふべきでないけれども、舊事紀の說は信じがたいのである。

（宇間志間見の命）　これは日本紀には上にあげた通り、可美眞手命と書いて「ウマシマデ」とよむことを注してゐる。古事記には宇麻志麻遲命とある。ここにあるのは舊事紀に「宇麻志麻治命」に注して「亦云ニ味間見命一」とあるのによ

「に」梅本白本によりて補ふ。

「みことのり」底本「御事ノり」とかけり。他本によりて假名とす。

底本「武津之身ノ命」の下に「又ハ鴨武津ノ命トモ」

つたものであらう。この神は後の物部氏の祖である。この命の母が長髄彦の妹であることは日本紀に見えた通りである。

(天神の御子兩種有らんやと云々) 長髄彦は饒速日命を天神の御子と信じ忠誠を以て奉事してゐた所へ、天皇が出でたまふに依つて、他に天神の御血統がある筈がないと疑つたのであつた。それ故に、その軍隊も力強く反抗して皇軍もこれになやまされた。

(其軍强くして云々) 長髄彦は上の樣な信念が有つたから、どこまでも抵抗した。從つてその軍も强力であつた。膽駒山の戰は皇軍利を失ひ、皇兄五瀬命が流矢に中りたまひ、退却せられなければならぬやうになつた。それからして天皇は方略をかへて海路に沿うて紀伊國から伊勢國の方面に至り、東方より大和國に入らうとせられたのである。

(又邪神毒氣を吐きしかば云々) これは天皇が熊野から東して丹敷浦に出でました時に起つた事であつて、日本紀に出てゐるが、古事記には熊野での事としてゐる。これは土地を大略にいふのと精しくいふのとの違ひであらう。

此に天照太神健甕槌の神を召して、葦原の中洲に噪ぐおとす。汝行きて平げよとみことのりし給ふ。健甕槌の神申給ひけるは、昔國を平げし時の劒有り。彼を下さば、自平ぎなんと申して、紀伊國名草の村に高倉下の命と云ふ神に示して此劒を奉りければ、天皇悅び給ひて、士卒の病み臥せりけるも、皆起きぬ。又神魂の命の孫武津之身の命大烏と成りて、軍の御前仕る。天皇ほめて八咫烏と號し給ふ。又金色の鵄下りて皇弓

「云」とあり、他本になし。後人の加筆ならん。

「ゐて」底本「居て」に作る。他本によりて假名とす。

「の」白本、群本北本によりて加ふ。

「し」底本なし。他本によりて補ふ。

「產」底本「彥」とす。白梅群北三本によりて訂す。

「持タリ」底本「持タル」に作る。他諸本によりて訂す。

のはずに居たり。其光てりかゞやけり。是によりて皇軍大に勝ちぬ。宇麻志間見の命其舅のひがめる心を知りてたばかりて殺しつ。其軍を引きゐて隨ひ申しにけり。天皇甚だ讃めて天より下れる神劍を授けて、其大勳に答ふとぞの給はせける。此劍をば豐布都の神と號す。初は大和の石上にまし〱き。後には、常陸の鹿島の神宮にます。彼宇麻志間見の命又饒速日の尊天降りし時、外祖高皇產靈尊の授け給ひし十種の瑞寶を傳へ持たりけるを天皇に獻る。天皇鎭魂の瑞寶なりしかば、其祭を始められにき。此寶をも即ち宇麻志間見にあづけ給ひて、大和の石上に安置す。又は布瑠と號す。此瑞寶を一づつ呼びて、呪文してふること有るによれるなるべし。

（此に天照太神云々）　この事も日本紀にも古事記にも見えて大體同じである。

（葦國を平げし時の劒）　これは日本紀には韴靈といふ名であると出てゐるし、古事記にはこれを佐士布都神亦の名甕布都神又布都御魂と云つて石上神宮の祭神であると云つてゐる。

（紀伊國名草の村に高倉下の命云々）　高倉下の命は天香山命の一名であると云ふ。これは日本紀には熊野高倉下とあり、古事記も同様であるから名草村の人といふのは誤である。撰者の思違であらう。

（又神魂の命の孫云々）　八咫烏の事は日本紀古事記には神としては見えてゐない。しかしこの烏が嚮導として熊野から險難の道をこえて、大和の中州に出でますやうになつた趣は諸書すべて一致してゐる。

（武津之身の命云々）　この事は姓氏錄に出てゐるのである。それは山城神別鴨縣主の祖であるが、その文に「神日本磐余彦天皇欲向中洲之時、山中險絕、跋涉失路、於是神魂命孫鴨建津之身命化爲大烏翔飛奉導遂達中洲、時天皇嘉其有功特厚褒賞。八咫烏之號從是始也」とある。八咫烏は尋常と異なる大さなる烏といふ意の名稱である。

（金色の鵄下りて云々）　この事は大和に入りまして後長髓彦の本居を攻めて對陣ありて苦戰の時に突發した事件である。日本紀に見ゆる。この故事に基づいて今の金鵄勳章の制定があつたのである。

（宇麻志間見の命云々）　日本紀にこの時の事が委しく見ゆる。長髓彦は前にあげた樣に天神の子二種あらんやといつたによつて、天皇の方から、そちらが實際天神の子といふなら然るべき證據があらうから見せよと仰せられたら、饒速日の天羽々矢と步靫とを御目にかけたら、天皇は如何にもこれは天神の御子さいふに違はないと仰せられ、やがて、天皇の方からも同じものを見せられたのである。長髓彦はそれを見て、心に恐縮したのであるけれど、騎虎の勢頑冥の態度をとつたのである。そこで、宇麻志間見命が、天神の本宗たる天皇に抵抗するのは不條理であるにより、止むを得ず、長髓彦を殺して歸順せられたのである。この宇麻思間見の命が忠誠を以て奉仕せられたから、上の師靈の寶劍を授けてこれをほめられた。これが物部氏の祖先である。

（此劍をは豐布都の神と號す云々）　此劍はかの武甕槌神が天照太神の神勅によつて、高倉下命に授けて天皇に奉らしめた師靈である。これの事は上にも云つたが、豐布都神といふ名は舊事紀にはあるが、日本紀には無い。しかし、古事記に、「建御雷神」の一名とあるから、この傳も強ち誤ではあるまい。しかしながら、この劍が、後に常陸の鹿島にましましたといふのは如何かと思はるる。但し、これも、釋日本紀に「先師之說、云石上社者鹿島神宮同體也」といひ、舊事紀には「建甕槌之男神」の條に「今坐常陸國鹿島大神、即石上布都大神是也」とあるから、中比からこの說が起つたものと思はるる。元來石上神宮は物部氏の奉仕した社で、この寶劍を主神として多くの武器を藏せられた社であるが、物部氏の社である所から次の傳說も生じたのである。この石上神宮は今官幣大社で昔のまゝ大和國山邊郡に

在る。

（後宇麻志間見の命又饒速日の尊天降りし時外祖高皇産靈尊の授け給ひし十種の瑞寶を云々） この十種の瑞寶の事は上にも述べた所であるが、その瑞寶を石上神宮に納められた事は日本紀にも古事記にも見えない。舊事紀にはこの瑞寶とかの靈寶とを共に齋き奉るとあつて、それははじめ宮中にあつたのを崇神天皇の朝に石上に神宮をたてて遷し奉つたとある。廿二社本緣には宇麻思間見尊が石上に奉祀せられたとある。いづれにしても物部氏の齋き祭る神であるからこの事が在つたものと思はるる。

（又は布瑠と號す云々） これは石上の社を布瑠社といふ事につきての説明であるが、これは事實さうであるであらう。廿二社本緣の説がこの通りである。

「調」底本假名とす、群北二本によりて漢字とす。

「に」底本なし、他諸本によりて補ふ。

「時」底本「時」とす、他諸本によりて改む。

かくて天下悉く平ぎにしかば、大倭國橿原に都を定めて、宮作りす。其制度天上の儀の如し。天照太神より傳へ給へる三種の神器を大殿に安置し、床を同じくしまします。皇宮神宮一なりしかば、國々の御調物をも齋藏に納めて、官物神物のわきため无かりき。天兒屋根の命の孫天種子の命、天の太玉の命の孫天富の命專神事を主どる。神代の例に殊ならず。又靈時を鳥見山の中に立てて天神地祇を祭らしめ給ふ。

（かくて天下悉く平ぎにしかば云々） 橿原に都を定めて宮作りのあつたことは日本紀、古語拾遺に委しく見ゆる。

「七」底本「八」に作る。他本によりて改む。

「の」白本、北本によりて補ふ。

「は」底本なし。他本によりて補ふ。

（天照太神より傳へ給へる三種の神器を云々） これは崇神天皇の時にそれまでの三種神器を奉安せられたさまを以て説明せられたものであるが、これを簡明に示したのが、古語拾遺である。その文に曰はく「當二此之時一帝之與レ神其際未レ遠同レ殿共レ床以レ此爲レ常。故神物官物亦未二分別一宮内立レ藏號曰二齋藏一令三齋部氏永任二其職一」とある。これによつてかゝれたものと思はるる。

（天兒屋根の命の孫天種子命云々） 天種子命は天兒屋命の子天押雲命の子で中臣氏の祖であり、天富命は天太玉命の孫で齋部氏の祖である。この二氏が神事を掌ることも古語拾遺に見ゆる。

（靈時を鳥見山の中に立て云々） 靈時は祭場といふにおなじ。鳥見山の所在は諸説あるが、大和國磯城郡にあるといふ説が普通に信ぜられてゐる。この事は日本紀に委しい。曰はく「詔曰我皇祖之靈也、自レ天降鑒光二助朕躬一、虜已平、海内無事、可下以郊二祀天神一用申中大孝上者也。乃立二靈時於鳥見山中一。其地號曰二上小野榛原、下小野榛原一用祭二皇祖天神一焉」とある。

此の御代の初、辛酉の年、唐の周の世第十七代に當る君、惠王の十七年也。五十七年丁巳は周の廿一代の君、定王の三年に當れり。此の年老子誕生す。是は道教の祖也。天竺の釋迦如來入滅し給ひしより元年辛酉までは二百九十年に成れるか。

（説） この和漢年代の比較は當時行はれた年代記に記入してあつたものに主として依られたものと考ふる。扶桑略記や愚管抄やにも同じ趣に見ゆる。

（老子） 支那楚の人、姓は李名は耳。その著に老子二卷ある。

（道教） 支那の民族的宗教であつて、今日にも勢力を有して居る。老子をその開祖として仰ぐ。

「此」底本「此ノ」に作る。他本によりて「ノ」を削る。

「は」群北二本によりて補ふ。

「の」白、群北三本によりて補ふ。

此天皇天下を治め給ふこと七十六年、一百二十七歳御座しき。

（釋）これは日本紀の傳である。古事記には、御齡百三十七歳として治世の年數を傳へない。

第二代、綏靖天皇 是より和語の尊號をばのせず。 神武第二の御子。御母は鞴五十鈴姬、事代主の神の女也。父の天皇かくれまして三年有りて即位し給ふ。庚辰の年也。大倭葛城高岡の宮にまします。

（綏靖天皇云々）この天皇は國語の尊號は神渟名川耳天皇であるが、ここにはそれを略していはない。下の注文はその事を斷つたもので、この天皇以下は和語即ち大倭語の尊號をば本書としては載せないと云つたのである。この國語の尊號のことは、既に神武天皇の御代の條に大略のべておいた通りである。

（神武第二の子）これは日本紀には「神日本磐余彥天皇第三子也」とある。これは、手研耳命と神八井耳命とこの天皇とをあげ奉つて第三子とかぞへたものであらう。然らば、本書は誤かといふに、必ずしもさうではあるまい。これは恐らくは皇后の所出だけについてかぞへ奉つたのであらう。手研耳命は最年長者であつたが、皇后册立以前に生れたまうたのであつたから別にし奉つたものであらう。さうすれば、第二子といふかぞへ方も强ち誤ともいはれぬ。

（御母は鞴五十鈴姬云々）御母は前に云つたやうに正后にまします。この皇后は日本紀には事代主神が三島溝橛耳神の女玉櫛媛に婚して生れた兒で、媛蹈鞴五十鈴媛命と云ふとある。古事記には大物主神の女としてある。御名はここには媛蹈鞴云々の「媛」を脫してあるのは異例である。故意に脫したものか、或は思ひ違ひか、いづれにしても正しいとはいはれぬ。

「の」梅、群、北、青四本によりて補ふ。
「の」底本なし、同上。
「此年」底本「卅年」に作る。他本「コトシ」又「今年」に作る。
「卅」は「此」の訛なること著し。
「おはし」底本「ヲカシ」とあり。他本によりて訂す。
「給ひし」底本「給フ」とす。他諸本によりて改む。

（父の天皇かくれまして云々） 日本紀によれば、この天皇は神武天皇の四十二年に皇太子に立ちたまひ、神武天皇崩御の年には四十八歳にましましたが、御性質純孝にまし〳〵悲慕已むことなく、喪にましますこと三年その間庶兄手研耳命に大政を委任せられてあつたが、手研耳命があらぬ望を懐いて禍を起さうとせられたから御兄神八井耳命と力を併せてこれを滅して皇位に即き給うた。神武天皇崩御は丁丑の年で、この天皇の御即位あつたのは庚辰であることは日本紀に見ゆる。その間に三年を隔つる。久米幹文曰はく「上古の風俗は上も下も同じ様に父母をしたふ情のいと切なる故に、御父天皇神さりまして三年の間は御かなしみのあまりに御位にのぼらせ給はざりし當時のさまを思ひやるべし」と。或はさやうな事でもあらうか。

（大倭葛城高岡の宮） これ日本紀古事記一致して傳へてゐる。その宮趾は今の大和國南葛城郡吐田郷村字森脇にあると傳へられてゐるが、その地は東の方大和國の平野を一眸の下にながめ、高岡の名にふさはしい土地である。

二十一年庚戌の歳、唐の周の二十四代の君靈王の二十一年也。此年孔子誕生す。是より七十三までおはしけり。儒教を弘めらる。此道は昔の賢王、唐堯、虞舜、夏の始の禹、殷の始の湯、周の始の文王、武王、周公の國を治め民を撫で給ひし道なれば、心を正しくし、身を直くし、家ををさめ、國を治めて、天下に及ぼすを宗とす。されば殊なる道にはあらねども、末の世と成りて人不正に成れりし故に、其道を治めて儒の教を立てらるゝ也。

（說）ここに孔子の生誕を説かれたのは儒教の祖であるが爲である。その儒教はわが國の文教として重大な位置を占めてゐるものであるから、これを心得ることは爲政者の一大任務であるからである。されば、この節は決して空言を弄せられてゐるのではない。心をとめて讀むべきである。

（二十一年云々此年孔子誕生す云々） 孔子は支那周末春秋の頃の魯の人、姓は孔、名は丘、字は仲尼といふ。孔子とはその門弟子よりして呼ぶ尊稱である。周の靈王の二十一年に生れ、敬王の四十一年に歿す。年七十三。儒教の祖である。この周の靈王の二十一年がこの天皇の三十一年に當るといふのである。扶桑略記にはこの天皇の三十二年周の靈王二十二年に孔子が生れたとある。しかし、それは誤つた説に依つたのでこの説が正しい。本書に廿一年と上にあるのは三十一年とあるべきであつて、誤りである。

（儒教をはじめらる云々） 孔子は儒教の開祖といはるる。然し、それは孔子の創意では無いので、ここにいはれてある通り支那人の所謂先王の道を祖述したものである。その先王の道といふのは。支那の昔の聖人賢人といはれた堯舜の二帝、夏の禹王、殷の湯王、周の文王、武王又武王の時の政を助けた周公などの國を治め、民を安んじた道であつて、孔子はそれを祖述して、一の教を開いたのである。それを儒教といふのである。

（心を正しくし、身を直くし云々） これは儒教の要をあげたものであるが、これは大學に、「古之欲レ明二明徳於天下一者先治二其國一、欲レ治二其國一者先齊二其家一、欲レ齊二其家一者、先修二其身一、欲レ修二其身一者先正二其心一、欲レ正二其心一者先誠二其意一云々」とあるによつてその意をとり要を記したものである。儒教の要を簡明にあげてあると云つてよからう。

（されば殊なる道にはあらねども云々） 儒教はまことにここにいはれた通り、世の常の道であつて、佛教が來世を説くのなどとは違つて、異なる道ではないが、世が亂れて、人が不正に成つた故に忠孝仁義などいふ名目を立てゝ教へられたのであるといふのである。これは孔子の本旨をいつたのであるが、當然の言だと考へらるる。

（說）ここに儒教の大要をいつたのは、前にもいつた通り、この教はわが道徳の教の助として採用せられたものであるから、その大要を知るといふことは國民たるもの、ことに社會の上位に立つ人の知らねばならぬ事であるといふ見地から出た事は疑ひがない。

「は」群北二本によりて補ふ。「おとむすめ」底本「乙女」とし、梅本「ヲト女」とし。白本「オトメ女」とす。今群北二本による。

天皇天下を治め給ふ事、三十三年、八十四歳おはしましき。

（釋）この御治世と御年齢とは日本紀によられたものである。古事記では御年四十五歳とある。

第三代安寧天皇は綏靖第二の御子。御母は五十鈴依姫、事代主の神のおとむすめ也。癸丑の年即位。大倭の片塩浮穴の宮にまします。天下を治め給ふ事、三十八年。五十七歳御座しき。

（安寧天皇は綏靖第二の御子） 日本紀にも古事記にも綏靖天皇の御子はこの天皇御一柱だけしか傳へてゐない。而して、その他の書にも本書と同じ傳はない。これは撰者の思ひ違ひであらう。

（御母は五十鈴依姫云々） これは日本紀の傳であるが、日本紀には「母曰五十鈴依媛命事代主神之少女也」とある。これは綏靖天皇の御母に「事代主神之大女也」と記したのに對して曰つたものである。古事記には御母を「師木縣主之祖、河俣毘賣」と傳へてゐる。

（癸丑の年即位） 綏靖天皇崩御が五月でその年の七月に即位あつたのである。

（大倭の片塩浮穴の宮） これは日本紀も古事記も同じ傳である。この宮の趾は今の大和國北葛城郡浮孔村三倉堂に大殿といふ所だといふ説がある。が、この浮孔村といふのは明治になつてからの命名であるから、信ぜられない。帝王編年記には大和國高市郡畝火山北也と注してゐる。その場所は不明であるが、その説は容易に棄て難いものである。古事記傳に河内國だといふ説があるが、それはもとより論の外である。

（天下を治め給ふ事三十八年云々） これは日本紀の傳によつたものである。古事記では御年四十九歳とある。

第四代、懿徳天皇は安寧第二の子。御母渟名底中媛、事代主の神の孫也。

辛卯の年即位。大倭の輕の曲峽の宮にまします。天下を治め給ふ事。三十四年。七十七歳御座しき。

（懿德天皇は安寧第二の子）　これは日本紀も古事記も同じ傳である。

（御母、渟名底中媛云々）　これは日本紀の傳によられたものである。日はく「母曰渟名底仲媛命事代主神孫鴨王女也」と。古事記は河俣毘賣の兄師木縣主波延の女阿久斗毘賣を御母であると傳へてゐる。

（辛卯の年即位）　これも日本紀の傳である。安寧天皇崩御の翌年の即位である。

（大倭の輕の曲峽の宮）　これも日本紀の傳である。この宮の趾は橿原宮よりも東南の地で、今白橿村大字大輕といふ地である。古事記では輕之境岡宮とあるが、畢竟同じ宮の名が異つて傳へられたものであらう。

（天下を治め給ふ事三十四年）　これも日本紀の傳である。

（七十七歳御座しき）　この事は日本紀に明記してない。古事記には四十五歳とある。七十七歳といふのは水鏡や、皇代記や、皇年代略記にあるが、日本紀に安寧天皇の十一年に十六歳で皇太子に立ちたまうた時から計算したのである。

第五代、孝昭天皇は懿德第一の子。御母は天豐津姫、息石耳命の女也。父の天皇かくれまして、一年有りて、丙寅の年即位。大倭の掖上池心の宮にまします。天下を治め給ふ事、八十三年。百十四歳御座しき。

（孝昭天皇は懿德第一の子）　この事は古事記によれば事實である。日本紀には懿德天皇の御子はこの天皇一柱だけになつてゐる。

「乙」底本「巳」とす、他本によりて訂す。

（御母は天豐津姫云々）　これは日本紀の傳である。古事記には師木縣主之祖、賦登麻和訶比賣命とある。
（父の天皇かくれまして云々）　この事も日本紀によつたのである。
（大倭の掖上池心の宮）　これも日本紀によつたのである。古事記には葛城掖上宮とあるが、實は同じ所である。この宮の
址は今の南葛城郡掖上村玉手の北にある。
（天下を治め給ふ事八十三年）　これも日本紀の傳である。
（百十四歲御座しき）　御年は日本紀に記してない。古事記には九十三歲とある。この百十四歲は水鏡や皇代紀の一說や、
皇年代略記にあるが、それは日本紀にある立太子の時に年十八とある所から推算したのである。

第六代孝安天皇は孝昭第二の子。御母世襲足姫、尾張の連の上祖、瀛津世襲の女也。乙丑の年即位。大倭の秋津島の宮にまします。天下を治め給ふ事、一百二年。百二十歲御座しき。

（孝安天皇は孝昭第二の子）　この事は日本紀も古事記も一致してゐる。
（御母世襲足姫云々）　これは日本紀も古事記も一致してゐるが、ただそれらによれば「女也」とあるのは「妹也」の誤で
あらう。
（乙丑の年即位）　これは日本紀の傳である。孝昭天皇崩御の翌年の即位である。
（大倭の秋津島の宮）　これは日本紀に「遷都於室地、是謂秋津島宮」とあり、古事記に「葛城室之秋津島宮」とあるが、
同じ地である。この宮の址は今の南葛城郡秋津村字室の宮山と云ふ地である。
（天下を治め給ふ事一百二年）　これは日本紀の傳である。
（百二十歲御座しき）　この御年は日本紀に明記しない。古事記には百二十三歲とある。この百二十歲說は何に據つたもの

この上に底本「天皇」の二字あり。他本に

か明かでない。日本紀の立太子の時の年二十の文によつて推算すれば、百三十七歳となる筈である。水鏡、皇代記、皇年代略記にあるのがそれである。本書の據る所は明かでない。

第七代、孝靈天皇は孝安の太子。御母は姉押姫、天足彦國押人の命の女也。辛未の年即位。大和の黒田廬戸の宮にまします。

(孝靈天皇は孝安の太子) これは日本紀も古事記も一致してゐる。

(御母は姉押姫云々) これは日本紀のこの天皇の條には「母曰押媛蓋天足彦國押人命之女乎」とあり、孝安天皇の條には「立姪押媛爲皇后」とある。この「蓋云々」といふ文字は、後人の攙入であるといふ說もあるが、姪なる押媛とあるから、それは孝安天皇の御兄の天足彦國押人命の御女だらうかと云つたので、後人の攙入であるとしても其の說には誤があると云ふ譯ではない。古事記の孝安天皇の條には姪忍鹿比賣命を娶りて云々とある。御名の傳は違ふが姪といふ點は一致してゐる。本文の「姉」といふ文字は上の理由によつて疑ふべきである。「姪」といふ字を後世の人が誤つたか、若くは「姉押媛」といふを一の人名と考へられたかのうちを出でないであらう。正しくは「姉」の字は除くべきである。

(辛未の年即位) 孝安天皇崩御の翌年の即位である。

(大和の黒田廬戸の宮) これは日本紀も古事記も一致してゐる。この宮の址は今磯城郡都村の字に黒田宮古の二部落が相接してゐるが、そこである。

三十六年丙午に當る年、唐の周の國滅て秦に移りき　四十五年乙卯、秦

なし。よりて削る。

「傳はれり」底本「れる」とせり、他本によりて改む。

の始皇卽位。此の始皇仙方を好みて、長生不死の藥を日本に求む。日本より五帝三王の遺書を彼國に求めしに、始皇悉く是を送る。其後三十五年有りて、彼國、書を焚き、儒を埋みにければ、孔子の全經日本に留まると云へり。此事異朝の書に載せたり。我國には神功皇后三韓を平げ給ひしより、異國に通じ、應神の御代より經史の學傳はれりこそ申しならはしたる。孝靈の御時より此の國に文學有りとは聞かぬ事なれど、上古の事はたしかに記し留めざるにや。應神の御代に渡れる經史だにも今は皆見えず。聖武の御時吉備の大臣入唐して、傳へたりける本こそ流布したれば、此の御代より傳へけん事もあながち疑ふまじきにや。

(說) ここに又支那との交渉の事を說かねばならぬ事實があるによつて、又支那との年代の比較からはじめたのである。

(三十六年丙午に當る年云々) この丙午の前年乙巳に周の赧王が秦の昭王に降つてその國家を亡したのであるが、秦の天下に完全に號令したのはその翌年からであるによつてここに丙午の年をあげたのであらう。

(四十五年乙卯秦の始皇卽位) 秦昭王は周を亡したが、なほ周の遺民が東周といふを立てて七年ほど、續いてゐたが、それもやがて秦に亡ぼされた。秦は昭王の後に孝文王(一年)莊襄王(三年)等を經て始皇帝に及ぶ。その始皇帝が秦王の

位に上つたのが、乙卯の年である。その即位當時はまだ所謂六國があつて、秦は天下を壓倒したといへ、まだ統一してゐたのではない。そこで始皇の十八年に韓を滅し、二十二年に魏を併せ、二十五年に趙と楚とを亡し、二十六年に燕を亡して皇帝と稱へ二十七年に齊を滅して天下を統一したのである。

(此の始皇仙方を好みて長生不死の藥を日本に求む)　仙方とは仙人となる方術である。仙人とは老いても死なざるものをいふのである。長生不死の藥といふのはその仙方の主なるもので、これを飲めば永久に死なぬといふ仙藥である。秦の始皇が仙方を好んだ事は史記の始皇本紀に明記してある。又方術の士徐市(又徐福とも書く)といふ者を海に入つて不死の仙藥を求めさせた事も始皇本紀に見ゆる。但しそこには徐市の上書中の言として「海中有三神山、方曰蓬萊、方丈、瀛洲、僊人居之、請得齋戒與童男女求之」とあり、なほ史記の封禪書には「蓬萊方丈瀛洲三神山在渤海中、諸仙人及不死之藥皆在焉」とある。しかし、この三神山が日本であるといふ事はそれらの書に見えない。この徐市はその地に止まつて還らなかつたといふ。括地志によれば徐福の至つて止まつた地は亶洲といつて東海の中にあり、その洲人が會稽の地に至つて交易する者が在るといつてゐる。ここにはその地を日本であるとしてゐる。この說は次に述ぶる。

(日本より五帝三王の遺書を云々)　この事は支那の正史には見えない事であるが、後世の書に載せた事かも知れぬ。

(其後三十五年有りて彼國書を焚き儒を埋みにければ)　これは有名な事であるが、それは始皇帝の三十四年に詩書百家の書を焚き、三十五年に儒生を坑にして殺したのであるから日本に書を傳へて後三十五年といふ意味であるならば、事實ではあるまい。

(孔子の全經日本に留まると云へり。此事異朝の書に載せたり。)　この事は既に述べたやうにこの徐福が日本に來たのだといふ說は日本の書では天書に見ゆる。しかしこれは必ずしも信ぜらるる事ではない。支那では五代の頃にさういふ說が出來てゐたと見えて義楚六帖に既に出てゐる。宋に成つてはますます多く見え、太平御覽などにも見ゆるが、一番名高いのは歐陽永叔が日本刀歌に「徐福行時書未焚、逸書百篇今尚存」と歌つてゐるのである。

(我國には云々)　さてわが國では徐福が支那の書を傳へたといふ傳は無いが、神功皇后が、三韓を平げ給うてから外國に交際をなしはじめたといふのであるが、ここに暗に支那の文字に觸れたであらうといふ事をほのめかしてある譯であらう。又應神天皇の御代から漢學が渡來したと國史に傳へてゐるといふのである。さればこの孝靈天皇の御世から日本に文學があるといふ事は日本では聞かぬ事だが、上古の事は確な記錄が無いから何とも斷言しかねるといふのである。

「子」底本「臣」とす、他本によりて訂す。

（應神天皇の御代に渡れる經史云々）　應神天皇の朝に阿直岐、王仁などいふ學者が傳へて來た漢籍は何であつたか、古事記では論語と、千字文とであるが、日本紀には諸典籍とあるから、その何であつたかは明かに知られない。この事を撰者は云つてゐるのであるが、今流布してゐる本は主として聖武天皇の御時吉備眞備が唐國に行つて傳へて來た本である。この事から推して考ふれば、昔あつた本でも今わからないものが多いのであるから、孝靈天皇の御代から傳へたといふ說も强ひて疑ふに及ばない事かも知れぬといふのである。

（說）　さてわが國に徐福が漢籍を傳へたといふ事は信ぜられない事であるが、わが國に現在支那で滅びた漢籍を多く傳へてゐることは事實であつて、德川幕府の時林衡が編纂した佚存叢書又明治時代に淸人楊守敬の苦心によつて出來た古逸叢書などを見てもわかる。しかもそれら以外にまだ／＼澤山の書が、彼に亡びて我に存してゐる。それ故に歐陽永叔の「逸書百篇今尙存」と云つた事は、更に溢美の言ではないのである。加之宋の時に既に支那に逸してわが國に存した漢籍の多かつた事はこれによつて知らるる譯である。

著者はなほ前に不死の藥を求めたといふ說の序を以てわが國を君子不死といふ說のある事を述べてなほわが國のすぐれた事を說からうとしてゐる。ここにも著者の用意が窺はるる譯である。

凡此の國をば。君子不死の國とも云ふ也。孔子世の亂れたる事を嘆きて、九夷に居らんとの給ひける、日本は九夷の其一なるべし。異國には此國を東夷とす。此國よりは又彼國をも西蕃と云へるが如し。四海と云ふは、東夷、南蠻、西羌、北狄也。南は蛇の種なれば、虫を隨へ、西は羊をのみ飼ふなれば、羊を隨へ、北は犬の種なれば、犬を從へたり。唯東は仁

有りて壽長し　仍りて大弓の字を從ふと云へり。孔子の時すら、こなたの事を知り給ひければ、秦の世に通じけん事怪しむに足らぬ事にや

(凡此の國をば君子不死の國とも云ふ也)　ここは大體後漢書東夷傳の文によつて說かれたのである。先づ「王制云、東方曰レ夷、夷者柢也。言仁而好レ生、萬物柢レ生而出、故天性柔順、易ニ以レ道御一至レ有ニ君子不死國一焉」とあるのは、ここに「君子不死の國とも云ふ也」といふことの據り所である。なほ淮南子にも「東方有ニ君子之國一」と見え。山海經にも「君子國衣冠帶劍、其人好レ讓不レ爭」とある。三善淸行の意見十二箇條の序說にも「故范史謂ニ之君子國一」とある。「范史」とは「范曄」の著した史で後漢書の事である。この君子國を以て確に、日本にあてたのは唐人である。その證は文武の朝に粟田眞人が遣唐使として唐に行つた時の事に唐人が、我使に謂つて曰はく「亟聞海東有ニ大倭國一謂ニ之君子國一。人民豐樂禮儀敦行今看ニ使人容儀一大淨、豈不レ信乎」とある。(續日本紀慶雲元年條)

(孔子世の亂れたる事を嘆きて云々)　これも後漢書東夷傳の文に「夷有ニ九種一(中略)故孔子欲レ居ニ九夷一」とあるによつたものであるが、孔子の語は論語子罕篇に「子欲レ居ニ九夷一。或曰陋如ニ之何一。子曰君子居レ之何陋之有」といふのであるが、孔子は桴に乘て東海に浮ばうといはれた事もある。

(異國には此國を東夷とす)　これは支那の正史たる後漢書や魏志以下にすべて東夷列傳の中にわが國を敍してゐる事實を以ていふのである。

(此國よりは又彼國をも西蕃と云へるが如し)　これは支那が我が國を東夷と呼ぶのは多少我を卑めたといふべきであるが、それは實はお互の話で、我國では支那を西蕃というてゐるやうなものであるといふのである。西蕃は西番とも書いて、支那で、西戎の一種に名づけたもので、唐で吐蕃(今の西藏、青海等の地)といふのがそれである。元來蕃國といふのは周禮に九州(即ち畿內の外)之を蕃國と云つたに基づくものである。わが國では外國はすべて蕃と云つたことは官廳の名に玄蕃寮といふ名があるのでもわかる。これは支那の鴻臚寺に倣つて、更にその資格を一段おとして寮とした(寺はわが省にあたる)ものであるが、玄は緇衣のことで僧侶をさし

蕃は蕃客即ち外國人の事である。それ故に玄蕃寮を國語では「ホフシマラウドノツカサ」とよむ。即ち支那が東夷といへば、日本は西蕃といふといふ事で、お互に大差ない取扱方になつてゐると云ふのである。

（四海と云ふは云々） これは東夷といふことの意義を明にせうとして加へた事であらう。四海といふのは四方の海の内の義であるが、爾雅には「九夷、八狄、七戎、六蠻謂之四海」ともある。これは四方のえびすの義であるが東夷、西戎、南蠻、北狄といふのは禮記の王制にある語であるが、ここには西戎といはないで、西羌とある點がちがふ。これは後漢書の列傳に東夷、南蠻、西羌と並べてあるのによつたのかと思ふ。羌といふは西戎のうちの一種族の名である。なほこの蠻、羌、狄の説明は必ずしもあたつてゐるとはいはれぬ。但し支那人がそれら種族を卑む意味で「蟲」に從ひ、「羊」に從ひ「犬」に從ふ字をあてた事は爭はれない事である。

（唯東は仁有りて壽長し） これも後漢書の上に引いた文に「言仁而好生」とあるによつて、「仁有り」と云つたのであり、壽長しは論語に「仁者壽」とあるに依つていはれたのであらう。

（大弓の字を從ふ云々） 夷の字は説文に「大に从ひ、弓に从ふ、東方之人也」とあるをいはれたのであるが、ここにこれをあげられたのは、東方の人だけは、虫とか羊とか犬とかといふやうな卑むる意の字を用ゐては居ないといふ事を明かにするのが目的であるらしい。

（孔子の時すら云々） 孔子が九夷に居らんといはれたのはわが日本を知てゐていはれたとすれば、それより後の秦の世に交通したといふ事があつても別に怪むに足らぬ事であらうといふのである。

此天皇天下を治め給ふ事、七十六年。百十歳御座しき。

（此天皇天下を治め給ふ事七十六年） これは日本紀によつたのである。

（百十歳座しき） この事は日本紀に明記してはない。古事記には百六歳とある。百十歳といふ説は愚管鈔の一本に見ゆるのであるが、日本紀の立太子の時「年二十六」の文によつて推せば、百二十八となる。皇年代略記等の説がその通りである。

第八代、孝元天皇は孝靈の太子。御母細媛、磯城縣主の女也。丁亥の年即位。大倭の輕の境原の宮にましします。

（**孝元天皇は孝靈の太子**）　これは、日本紀によつたものであつて、この天皇は孝靈天皇の皇后所出の御子として一人だけにおはしますのである。（庶兄弟は五人ます。）

（**御母細媛云々**）　これは日本紀の傳によつたものであるが、皇后の御父は磯城縣主大目とある。古事記には皇后の御名は同じだが、その父は十市縣主之祖大目とあつて名は同じだが、氏が違つてゐる。

（**丁亥年即位**）　これも日本紀に依つたものだが、孝靈天皇崩御の翌年の即位である。

（**大和の輕の境原の宮**）　これは日本紀も古事記も同じ傳である。この宮の趾は前に云つた輕の曲峽宮の址の附近で、白橿村大字見瀬のさかきはらといふ所であるといふ。

九年乙未の年、唐の秦滅びて、漢に移りき。

（**釋**）　秦は二世皇帝がその三年に亡びた。それに代つたものは漢であるが、その第一世高皇帝が帝位に上つたのは乙未の年である。それがこの天皇の九年に當る。

此天皇天下を治め給ふ事五十七年。百十七歳御座しき。

（**此天皇天下を治め給ふ事五十七年**）　これは日本紀に依つたものである。

（**百十七歳御座しき**）　この事は日本紀に明記してない。古事記には五十七歳とある。百十七歳と云ふのは水鏡と愚管鈔とに見ゆる。然し日本紀によりて推算すれば、百十六歳となる。

第九代、開化天皇は孝元第二の子。御母、鬱色謎姫、穂積の臣の上祖鬱色雄命の妹也。甲申の年即位。大和の春日率川の宮にまします。天下を治め給ふ事、六十年。百十五歳御座しき。

（開化天皇は孝元第二の子） この事は日本紀によつたものである。古事記によるに、孝元の皇后の所生は三人まして、開化天皇は第三子にます。

（御母鬱色謎姫云々） これは日本紀古事記共に同じである。

（甲申の年即位） この天皇の即位は日本紀によれば、孝元天皇崩御の年で、その翌年が甲申である。しかし日本紀には「是年也太歳甲申」とあるから、甲申年には何か大事があつたのであらうが、今は明にしがたい。

（大和の春日率川の宮） これは日本紀も古事記も同じ傳である。この宮の址は今の奈良市子守町率川の邊であるといふ。

（天下を治め給ふ事六十年） これは日本紀に依つたものである。

（百十五歳御座しき） これは日本紀の注に見ゆる。古事記には六十三歳とある。日本紀の記事によつて推算すれば百十一となる。

第十代、崇神天皇は開化第二の子。御母伊香色謎姫、（初は孝元の妃として彦太忍信の命を生む。）大綜麻杵の命の女也。甲申の年即位。大倭の磯城の瑞籬の宮にまします。

（崇神天皇は開化第二の子） これは日本紀の傳である。古事記では第何子におはすか明かでない。

「六十六年」他諸本「六年」とせり。底本青本かくの如し。

「宇陁」底本「宇多」とす。他本によりて改む。

「璽」底本「亟」に作る。他本によりて改む。

（御母伊香色謎姫云々） これは日本紀の傳であるが、古事記も略同じである。

（甲申の年即位） これは日本紀の傳に依つたものである。開化天皇崩御の翌年の即位である。

（大倭の磯城の瑞籬の宮） これは日本紀も古事記も同じ傳である。この宮の址は磯城郡三輪町の東南金屋といふ所にあると云ふ。

此御時神代を去る事、世は十つぎ、年は六百餘に成りぬ。漸く神威を恐れ給ひて、即位六十六年、己丑の年（神武元年辛酉より此己丑までは六百二十九年。）神代の鏡造、石凝姥の神の裔をめして、鏡を寫し鑄せしめ、天目一箇の神の裔をして、劒を作らしむ。大和の宇陁郡にして、此の兩種をうつし改められき。是を護身の璽として、同殿に安置す。神代よりの寶鏡及び靈劒をば、皇女豐鋤入姫命に付けて大和の笠縫の邑と云ふ所に神籬を立て、崇め奉らる。是より神宮皇居各別に成れりき。其後太神の敎有りて、豐鋤入姫の命神體を頂戴して處々を回り給ひけり。

（此御時神代を去る事世は十づき云々） これは神武天皇より崇神天皇まで十代にして、年數は崇神即位の年までとして五百六十四年、崩御の年までとして六百三十一年となつたのをいふ。

(**漸く神威を恐れ給ひて**) これは下に神器模造の事をいはらとするのであるから、こゝの神威は、皇祖の神靈の御威光をさす。もと神と天皇と相去る事遠くなかつた時代は所謂床を同じくし、殿を共にして奉齋せられたが神人の間が段々隔ることに成つて神威を恐れ給ふ樣になつたから、この神靈をば、別の宮地に奉齋せらるる事になり、別に宮中に奉齋せらるる爲、その代理としての神器を模造せられた事をいふのである。

(**卽位六十六年己丑の年云々**) この年の事は、流布の神皇正統記大多數は六年としてある。而して天照太神を笠縫邑に遷し齋ひ奉られた事は日本紀には六年としてあるから、その六年とあるのは正しいのであらう。併ながら、六年とすれば注の六百二十九年ではあはぬ。六年も己丑ではあるがそれは神武紀元五百六十九年である。それ故に、六十六年はもとより六年の誤である事は疑がないのであるが、それは親房卿の原本からの誤であるといはねばならぬ。多くの正統記傳本がこの六十六年を六年と訂正しながら注の六百二十九年をそのまゝにしておくのは不合理といはねばならぬ。さてこの誤は誤としてそれは撰者の思違か若くは他の誤を傳承したかと考ふるに、神道五部書にしても、類聚神祇本源にしても、皆六年とあるから傳承的の誤ではない。これは恐らくは己丑の年といふ事を覺えてゐて、年表を繰つて干支一回を下げて誤りあてられたのであらう。これらの誤を以ても本書が「最略の皇代記」を據とし記憶をたどりて撰せられたといふ編者の言の眞であることを思ふべきである。

(**神代の鏡造石凝姥の神の裔をして云々**) この神鏡と神劍との模造の事は古語拾遺の傳ふる所である。その文に曰はく「至ニ于磯城瑞垣朝一漸畏ニ神威一同レ殿不レ安。故更令下齋部氏率ニ石凝姥神裔、天目一箇神裔二氏一更鑄レ鏡造上レ劍以爲ニ護身御璽一。是今踐祚之日所レ献神璽鏡劍也」とある。これによつて本書の文もこれに基づくといふ事が考へらるる。

(**大和の宇陀郡にして云々**) この宇陁郡に於いて模造せしめられたといふ事は二十二社本緣に見ゆる事である。その伊勢事の條に「人皇第十代崇神乃御宇乃初免麻天波同殿仁坐給。此乃時神代乎去テ漸遠シ天靈威仁畏給天石凝姥乃裔召天大和國宇陀郡仁天神鏡乎令ニ天鑄改免一護身璽登之給此乃時天乃聚雲乃劍毛同久鑄改毛」とある。

(**是を護身の璽として云々**) 今まで同殿にました神鏡の代りにその模造の神鏡を御正體として宮中に奉齋せらるることとなつた。これが後世賢所と申し奉る所のはじめである。又模造の神劍も同じ宮中にあつて、八尺勾玉だけが模造せられずにあつた。この三種が、これから皇位の御しるしとなる。

(**神代よりの寶鏡及び靈劍をば云々**) 神代よりの寶鏡といふのは天照太神の親しく傳へて我を見るが如くせよと仰せられ

た八咫鏡であり、靈劍といふのは同じく授けられた天叢雲劍である。この二種をば大和の笠縫邑に新に神宮を營んで奉齋せられたのであるが、その笠縫邑といふのは今の何處にあたるか未だ詳でない。磯城の神籬とあるから、當時の瑞垣宮よりさほど遠くない所であつたらう。

(皇女豐鍬入姫命に付けて云々) これ即ち齋王のはじめであるが、この頃は未だ伊勢神宮の出來ぬ頃である。齋王は天皇の大御手代として、天照太神を祭らるゝ神聖な職である。

(大和の笠縫邑) 十市郡(今高市郡に合す)のうちに在つたといふが、今は明確には分らぬ。但し、大和志には「在二十市新木二村一小祠尚存」とあり。又大和國町村志集にはその小祠を春日神社と傳へてゐる。

(神籬を立てて云々) 神籬は元來神靈のやどり鎭り座す杜の樹立をさす名稱であつて、清淨な土地に常磐木を植ゑ樹てゝ神の鎭ります所をさすが、轉じては神社をもさす。この時の神籬が、後の伊勢神宮の源をなすのである。

(是より神宮皇居各別に成れりき) これから、天照太神の神宮と天皇の皇居とが各別になつたのであるが、それまでは區別せられなかつたといふのである。

(其後太神の教有りて云々) 日本紀によれば豐鍬入姫命は垂仁天皇の二十五年まで、齋王の職に居らせられた由に見ゆるが、それまでは神宮の御動座があつたやうには見えぬ。こゝに見ゆる事は類聚神祇本源や、倭姫命世記に見ゆる事をさしたのであらうが、こゝの文は廿二社本線から出てゐるであらう。その文は次の通りである。「右天神代與利乃寶鏡登靈劍登乎波別所仁崇天皇女豐鍬入姫乃命乎之天令二モ奉一レ齋。太神宮有二天託宣一彼乃皇女頂戴シ天國乎遍歴給乎」これは、神慮に適うた宮處を求めて彼方此方を歷めぐられた事をいふのである。

(說) こゝは三種の神器の事及び伊勢神宮賢所の起源を示したのであるから注意を要する。

十年の秋、大彥の命を北陸に遣し、武渟川別の命を東海に、吉備津彥の命を西道に丹波の道主の命を丹波に遣す。共に印綬を給ひて將軍とす。

「埴」底本「垣」に誤る。

「平げぬる」底本「率スル」に誤る。他本によりて改む。

将軍の名初めて見ゆ。天皇の叔父、武埴安彦の命、朝廷を傾けんと計りければ、將軍等を留めて先追討しつ。冬十月に將軍發路す。十一年の夏四道の將軍戎夷を平げぬる由復命す。

(十年の秋云々將軍とす) これは所謂四道將軍の事を記したのであるが、日本紀に據つたである。古事記では、大毘古命を高志道に建沼川別命を東方十二道に、日子坐王を旦波國に遣すとある。又「印綬を給ひて將軍とす」とあるのも日本紀の文のまゝであるが、印綬といふのは元來支那の制度で、印は官吏の身分を證明するしるしで、綬はその印を持つ爲に印の鈕につけた絲組の紐でその色や織方によつて官吏の身分の高下を示すやうにしたものであるが、當時さういふ制度がわが國に有つたといふ證は無い。恐らくは何かしるしの物を授けられたのを、日本紀で文飾したのであらう。(古事記には倭建命東征の時にしるしとして比比羅木の八尋矛を賜はつた事がある。)又將軍といふ漢語の職名もこの時に實際行はれたとは考へられぬ。これも然るべき國語の職名を漢譯したものであらう。

(天皇の叔父武埴安彦の命云々) これも日本紀によつたものである。武埴安彦は孝元天皇の子で、大彦命の弟である。

(冬十月に將軍發路す) これは日本紀の文のまゝである。發路すとは旅路に出發するのをいふ。

(十一年の夏云々) これも日本紀によつてかゝれたものである。

六十五年秋、任那の國、使を差して、御つきを奉る。筑紫を去ること二千餘里と云ふ。

(釋) これも日本紀によつてかゝれたものであるが、その注も同じく日本紀によつたものである。任那は朝鮮南端の地で

衙來日本の内屬地となつて永く日本府を置かれたのであるが、そのはじめをこゝにあげたのである。この時の使は蘇那曷叱智といふ人であつたことが日本紀に見ゆる。

天皇天下を治め給ふ事、六十八年。百二十歳御座しき。

（**天皇天下を治め給ふ事六十八年**）これは日本紀によつたものである。
（**百二十歳御座しき**）これは日本紀の傳である。古事記には百六十八歳とある。

第十一代、垂仁天皇は崇神第三の子。御母、御間城姫。大彦の命（孝元の御子）の女也。壬辰の年即位。大倭の巻向珠城の宮にまします。

（**垂仁天皇は崇神第三の子**）これは日本紀の傳である。
（**御母御間城入姫云々**）これも日本紀の傳である。古事記は御眞津比賣命といふ御名にしてゐる。
（**壬辰の年即位**）これも日本紀の傳であるが、崇神天皇崩御の翌年の即位である。
（**大倭の巻向珠城の宮**）これは日本紀の傳である。古事記には師木玉垣宮とあるが、同じ宮の異稱であらう。この宮の址は今の磯城郡纒向村大字辻にあるといふ。

此御時、皇女大倭姫の命、豊鋤入姫に代りて天照太神をいつき奉る。神

「しめ」底本「しむ」に作る、他諸本によりて改む。
「しつまり」底本「靜マリ」に「猨」梅群二本「猿」に作る。他諸本によりて假名とす。
「の」梅本青本等によりて補ふ。
「猨」底本「狭」に作る。梅、白、青、北三本による。
「逆」底本「迹」とす、他本によりて改む。

の教により、猶國々を回りて、二十六年丁巳冬十月甲子に伊勢の國、度會郡五十鈴の河上に宮所をしめ、高天の原に千木高知、下都磐根に大宮柱廣敷立ててしづまりましましぬ。此處は昔天孫天降り給ひし時、猨田彦の神參りあひて、我は伊勢の狹長田の五十鈴の河上に至るべしと申しける所也。大倭姫の命宮處を尋ね給ひしに、大田の命と云ふ人、（又は興玉も云ふ。）參り逢ひて、此處を教へ申しき。此命は昔の猨田彦の神の苗裔也とぞ。彼の川上に五十鈴、天上の圖形など有り。（天の逆戈も此處に有りきと云ふ一說有り。）八万歲の間守り崇め奉りきとなん申しける。かくて中臣の祖大鹿島の命を祭主とす。又大幡主と云ふ人を大神主に爲し給ふ。是より皇太神と崇め奉り、天下第一の宗廟にまします。

（此御時皇女大倭姫の命云々） これはすべての古典の傳ふる所であるが、日本紀では二十五年に豐鋤入姫に代りて奉仕せしめ給ふ由に傳へてゐる。倭姫命世記にはこの事を崇神天皇の五十八年にしてゐるが、これは日本紀の方が正しいのであらう。

（神の教によりて國々を回りて二十六年丁巳冬十月甲子に云々）　これは、上に豐鋤入姫が宮處を求められた事を叙してあるに對してその引つゞきとして行はれたといふ意で「猶國々をめぐりて」と云つたのであらう。さてこの二十六年に伊勢の五十鈴川上に今の神宮の神域を占めて永く鎭座し奉らるるやうになつた事を述べたものである。こゝに述べてある時日は日本紀の二十五年三月の條の注に見ゆる説と廿二社本緣の文とに同じである。

（高天の原に千木高知下都磐根云々）　これは古代から、天皇の御宮居の建築をほめ奉るに用ゐた語である。千木といふのは宮の棟の上に左右に聳ゆる交叉した木であるが、それを天に高く著しく見ゆるやうにつくり、地は底の大磐石の處まで掘り、そこに太い柱を丈夫に築き立つるといふ意である。かくの如く偉大な宮殿をつくつてそこに鎭座し給うたといふのである。

（此處は昔天孫天降り給ひし時云々）　この猨田彥神の話は神代天孫降臨の條に出てゐた。こゝにあげてある語は日本紀の一書に猨田彥神の語としてあげてある。即ち「吾則應ㇾ到ニ伊勢之狹長田五十鈴川上一」とあるのであるが、その地が、即ち後神宮となつたといふのである。

（大倭姫の命宮處を尋ね給ひしに、云々）　この事は古典には見えぬが、倭姫命世記などによつて書かれたものと思はるる。彼の川上に五十の鈴、天上の圖形があつたとかいふ事又天の逆矛の話といふ事も本書のはじめの部分にも既に出てゐる。又八萬歲守つてゐたといふことは倭姫命世記に見ゆる事である。これらの事は必ず信ずべきではないが、かやうな傳說もあるといふ事は差支もない。

（かくて中臣の祖大鹿島の命を祭主とす）　大鹿島命は天種子命七世の孫で、神宮祭主の始であるが、これから代々中臣氏の世襲となつた。祭主は祭官の總裁を司る官である。しかし、この職名はそのはじめから、かういふ名であつたかどうか疑はしい。倭姫命世記には「大鹿島命祭官定給ㇾ」とあるだけである。而して正史にはこの事さへもない。恐らくは事實はこの時にあつたらうが、祭主といふ名は後に出來たものであらう。

（又大幡主といふ人を大神主になしたまふ）　これも正史にはなくて倭姬命世記に見ゆることである。大幡主といふ人は如何なる系統の人であるか、わからぬが、倭姬命世記に度會大幡主命とあるから、その度會の地の土人であつたのでないか。次に大神主といふ職は神主の頭たるものゝ稱號で、神主といふのは神事に奉仕する人をいふのであるが、後世には大神主といふ職名はない。しかし昔は有つた事は二所大神宮例文、詔刀師沙汰文等に明かであるが、それらによ

「王の」の「の」靑群北三本によりて補ふ。

ると、天武天皇元年に大神主を停めて禰宜を置かれたといふ事であるから大體禰宜の如き職と見て差支あるまい。

（是より皇太神宮と崇め奉り、天下第一の宗廟にまします）

（說）これは解釋する必要ない程明かであるが、その所在からは伊勢神宮と申し上ぐるが、直ちに神宮と申すもこの皇太神宮の事である。その神をば皇太神と申し奉るは延喜式の祝詞に見ゆる所であるが、この「皇」といふ語を加へ奉るは最も貴み奉る無上の稱號である。後世この大神を奉齋した地方の神社で、たゞ神明宮と申し奉るものもその絕對にして他と比較する必要がないからである。明治以後東京の神明宮を天祖神社などゝ改めたのは一知半解の生物識の神道家のさかしらで、神祇崇敬の本旨を知らぬ輩のしわざである。宗廟といふ漢語の意味は既に言つたが、日本の用法は拾芥抄に「皇帝祖神號二宗廟一」とあるのが正しいとせらるる。即ち太神宮はこの意味でのわが國第一の宗廟である。

此天皇天下を治め給ふこと、九十九年、百四十歲御座ましき。

（此天皇天下を治め給ふこと九十九年） これは日本紀の傳である。

（百四十歲御座ましき） これも日本紀の傳である。古事記には百五十三歲とある。

第十二代、景行天皇は垂仁第三の子。御母日葉洲姫、丹波道主の王の女也。辛未の年即位。大倭の纏向の日代の宮にまします。

（景行天皇は垂仁第三の子） これは日本紀の傳である。

（御母日葉洲姫云々） これも日本紀の傳である。古事記もこれに同じい。

（辛未の年即位）　これも日本紀の傳である。垂仁天皇崩御の翌年の即位である。

（大倭の纒向の日代の宮）　これも日本紀古事記同じである。この宮は垂仁天皇の珠城宮に程遠からぬ所であつたと考へらるる。

十二年秋、熊襲日向に有り。背きて御つき奉らず。八月に天皇筑紫に幸して、是を征し給ふ。十三年夏悉く平げて高屋の宮にまします。十九年秋筑紫より還り給ふ。

（釋）　これは日本紀によつてその要をあげられたものである。高屋宮とは日向國兒湯郡都於村の邊であるといふ。

二十七年秋熊襲又反きて邊境を侵しけり。皇子小碓の尊、御年十六、をさなくより雄略き氣まして、容貌魁偉、身の長一丈、力能く鼎を扛げ給ひしかば、熊襲を打たしめ給ふ。冬十月に密に彼の國に至り、奇謀を以て其梟帥取石鹿文と云ふ者を殺し給ふ。梟帥讃め奉りて、日本武と名け申しける。悉く餘黨を平げて、返り給ふ。所々にして、數の惡神を殺

「噪しかりければ」底本、本又「噪シケルホトニ」とあり。そのイ本及、他諸本によりて改む。「つかはす」底本「使ス」とかけり。梅本群北白本北本によりて假名とす。白本「遺

しつ。二十八年春復命し給ひけり。天皇其功を讃めて惠み給ふ事諸子に殊なり。

（**二十七年秋云々、二十八年春復命し給ひけり**）これも大體日本紀の二十六年、二十八年の條によつてかゝれたものだが、「容貌魁偉云々」といふことは二年の條にある文である。

（**日本武と名け申しけり**）日本武尊、本名は小碓尊であるが、日本武の御名はこゝにある通り、熊襲梟帥がその勇武を稱へて奉つた名である。この事は日本紀にも古事記にも見ゆるが、古事記には熊襲梟帥が「西方に吾二人（梟帥二人である）を除いて健強な人は無い。然るに、大倭國に吾にまさりて建き男に坐しけり」とてこの名を奉つたとある。この意であきらかである。

（**天皇其功を讃めて惠み給ふ事諸子に殊なり**）これも日本紀の二十八年の條にある語をのせたのである。

四十年夏、東夷多く反きて、邊境噪しかりければ、又日本武の皇子をつかはす。吉備武彦、大伴武日を左右の將軍として、相副へしめ給ふ。十月に枉道して伊勢の神宮に詣でて、大倭姫の命にまかり申し給ふ。彼命神劍を授けて、謹め、な懈りそと教へ給ひける。駿河に至るに、賊徒野に火を付けて害し奉らんと計りけり。火の勢ひ免れ難かりけるに、帯せ給

ス」とす。「め」底本「め」「テ」とす。他本みな「つつしめ」に作るによりて訂す。
「駿河」の下に、他本注あり底本青本北本なし。
「帶せ給ふ」他本「ハカセル」に作る。
「を」底本なし梅白二本によりて補ふ。
「しのび」底本「忍」とあり。梅本、青木群本によりて假名とす。
「あらかり」底本「惡らかり」とかけり。他本によりて假名とす。
「またぎこえて」底本「又心得テ」とし、梅本青本群本「マタコエテ」とす。誤なること著し今白本による。

ふ叢雲の劔を自拔きて傍の草をなぎ拂ふ。是より名を改めて草薙の劔と云ふ。又火打を以て火を出して向ひ火をつけて、賊徒を燒き殺しにき。是より船に乘し給ひて、上總に至り轉じて陸奧國に入り、日高見の國（其處に異説あり。）に至り、悉く蝦夷を平げ給ひて、返りて常陸を經て、甲斐に越え、又武藏上野を經て碓日坂に至りて、弟橘媛と云ひし妾をしのび給ふ。（上總へ渡り給ひし時風波あらかりしに、尊の御命をあがはむとて海に入りし人なり。）東南の方を望みて吾嬬者耶との給ひしより山東の諸國をあづまと云ふ也とぞ。是より道を分け、吉備武彦を越の國に遣して不順の者を平げしめ給ふ。尊は信濃より尾張に出で給ふ。彼國に宮簀媛と云ふ女有り、尾張の稻種の宿禰の妹也。此女を召して、淹留り給ひし間五十葺の山に荒神有りと聞えければ、劔をば宮簀媛の家に留めて徒歩より出でます。山神化して小蛇に成りて、御道に横はる。尊またぎこえて過ぎ給ひしに、山神毒氣を吐けるに、御心亂れにけり。其より伊勢に移

「をさめ」底本「收メ」に作る。他本によつて假名書とす。

り給ふ。能褒野と云ふ處にて御病ひ甚しく成りにければ、武彦命をして、天皇に事の由を奏して、竟にかくれ給ひぬ。御年三十歳也。天皇聞召して哀み給ふ事限りなし。群卿百寮に仰せて、伊勢國能褒野にをさめ奉られしに、白鳥と成りて、大倭國を指して琴彈の原に留る。其處に又陵を作らしめられければ、又飛びて河内の古市に留る。其處に陵を定められしかば、又飛びて天に上りぬ。仍りて三の陵有り。

（四十年夏東夷多く叛きて云々左右の將軍として相副へしめ給ふ） これも日本紀によられたのであるが、吉備武彦と大伴武日連とを副へて遣された事はあるが、左右の將軍といふ語は撰者の說明として加へたものである。

（十月に枉道して云々賊徒を燒き殺しにき） これも日本紀にある要を摘記したものであるが、この節には天叢雲の劒が草薙の劒といふ名になつたいはれを說いてあるから、これを逸してはならなかつた譯である。

（是より船に乘じ給ひて云々山東の諸國をあつまと云ふ也） これも亦日本紀によられたのであるが、日高見の國について其處に異說があるといふ事は撰者の語であり、又甲斐から「武藏上野を經て」碓氷坂に至るとある武藏上野には、撰者の說明として加へた語である。

（日高見國） これは日本紀景行天皇二十七年の武內宿禰東國視察の復命の語の內に見ゆるので「東夷之有二日高見國一」とあるによつてこゝに書かれたのであらうが、日本武尊東征の條にはない。恐らくは意を以て補はれたのであらう。これはこゝに注した通古來異說多い。延喜式の神名帳に陸奥國桃生郡に日高見神社の名が見かるからその邊が日高見國の一部であらうといふ說が最も有力である。

(是より道を分け、吉備武彦を越の國に遣して云々尊は信濃より尾張に出で給ふ) これも日本紀によられたのである。(彼國に宮簀姫と云ふ女あり云々) これも日本紀によられたものである。此の山は近江美濃に亙る伊吹山のことである。但し、こゝに山神が化して小蛇に成つたとあるが日本紀には大蛇とある。

(説) こゝに日本武尊の事が比較的に委しく書いてあるのは偶然の事ではない。この方は後の皇統の出でさせ給ふ所であるから、他の並の皇子方と一に取扱ふべき所でない。又草薙劍の事もこの尊の御事蹟につれて起つた事であるから、それらの點いづれから云つてもこの尊の御事蹟がわが國體に大關係があるのである。

彼の草薙の劒は宮簀媛崇め奉りて尾張に留り給ふ。今の熱田の神にまします。

(説) この事も日本紀に見えてゐる。即ちこゝにも云ふ如く今の熱田神宮であつて、かの神代から傳つた三種の神器の一である所の天叢雲劍即ち草薙劍の鎮座したまふ所である。

五十一年秋八月、武内宿禰を棟梁の臣とす。五十三年秋、小碓命の平げし國を巡り見まさんとて東國に幸し給ふ。十二月にあづまより返りて伊勢の綺の宮にまします。五十四年秋、伊勢より大和にうつり、纏向の宮に返り給ふ。天下を治め給ふ事六十年。百四歳御座ましき。

「うつり」底本「假り」とす。他本によりて改む。
「事」底本脫

す。他本によりて補ふ。

「八坂入」底本脱す、梅本の記入等によりて補ふ。

底本「皇居ハ有ラス」とす。梅本によりて改む。

「仲」底本「伊」とす誤なること著し。他本皆「仲」とするによる。

（**五十一年秋八月云々**） この事日本紀による。棟梁之臣とあるはこの文字の通の官職ではあるまい。恐らくはムネトアル臣といふ語であつたのを漢字に譯したのであらう。而してそれが當時相當の意味ある職名として通用したのであらう。

（**五十三年秋小碓命の平げし國を巡り見まさんとて云々**） これまた日本紀によられたものである。

（**綺の宮**） 綺の宮は伊勢國鈴鹿郡高宮などであらうといふが詳でない。

（**天下を治め給ふ事六十年**） これも日本紀によつたものである。

（**百四歳御座ましき**） これは日本紀に百六歳とあり、古事記に百三十七歳とある。こゝに百四歳とあるは何によられたのであるか、その據を知らぬ。或は撰者の記憶の違ひかも知れぬ。

第十三代、成務天皇は景行第四の子。御母八坂入姫、八坂入皇子（崇神の御子）の女也。日本武尊日嗣を受け給ふべかりしに、世を早くしまし〳〵しかば、此御門立ち給ふ。辛未の年、即位。近江の志賀の高穴穂の宮にまします。神武より十二代は大倭國にまし〳〵き。（景行天皇の末つかた此の高穴穂にまし〳〵しかど定まれる皇居にはあらず。）此時初めて他國に移り給ふ。三年春武内宿禰を大臣とす。（大臣の號是より初まる。）四十八年春、姪仲足彦尊（日本武の尊の御子）を立てゝ皇太子とす。天下を治め給ふ事六十一年、百七歳御座ましき。

（成務天皇は景行第四の子） これは日本紀によられたのである。

（御母、八坂入姫、八坂入皇子云々） これは日本紀古事記共にこの通である。

（日本武尊、日嗣を受け給ふべかりしに、云々） この事は日本紀にも古事記にも明かには書いてない。しかし、これは古よりいひ傳へられた事であらう。その心を以て古典を見ると、この事は浮いた事でないといふ事がわかる。先づ日本紀を見ると、景行天皇の御子多くましますうち、日本武尊、稚足彦天皇（成務）五百城入彦皇子以外の皇子は皆國郡に封じて其國に行かしめられたと云ふ事が、四年の紀に見ゆるが、古事記にこの三王が太子の名を負ひたまふとある。又その神さり給ふことを日本紀も古事記も「崩」と書いてあり、その御墓を「陵」と書いてあるなどは天皇と同じ書きざまになつゐてる。これらはいづれも、こゝに云つてゐる傳の虚でない事の證據である。

（辛未の年即位） 景行天皇崩御の翌年の即位である。日本紀に依つたものである。

（近江の志賀の高穴穂の宮にまします云々） この宮には下の注にある通り、景行天皇の崩御前三年に都を遷されたのであつて、こゝで景行天皇の崩御もあつた。それで日本紀には、この御世に於いての奠都の記事が見えない。しかし、古事記には「坐二近淡海之志賀高穴穂宮一治二天下一也」とある。この宮は今の近江國滋賀郡阪本村穴太（アナホ）の地に在つたのである。

（神武より十二代は云々此時初めて他國に移り給ふ） こゝにいはれた通りであるが、これは日本武尊の東征の結果皇威東山北陸に廣く及んだ爲に、琵琶湖の水面を交通に利用せられた爲といふ説があるが尤もと思ふ。注に景行の高穴穂宮にましましたのは定まれる皇居にあらずとはあるが、さやうな譯でなくやはり、この遷都が、次代に引つゞいて都となつたものと思はるる。

（三年春武内宿禰を大臣とす。云々） これは日本紀によられたものであらうが、古事記にも年號こそなけれ、同じ趣に見ゆる。これは當時「オホオミ」と云つたものであらうが、後世太政大臣、左大臣、右大臣などいふ大臣といふ官名もこの「オホオミ」にあてた文字をそのまゝ用ゐたのであるし、今の國務大臣、內大臣、宮內大臣の大臣と云ふ文字もこれに基づくのである。

（四十八年春云々） これも日本紀によられたものであるが、日本武尊の御子を皇太子に立てられたのは上にあるやうに日本武尊が當然皇位に即かるべきであつた爲であらう。

（仲足彦尊） 足仲彥尊の誤である。

「かはれる」底本「替レル」とかく、他本によりて假名とす。

（天下を治め給ふ事六十一年） これも日本紀によられたのである。

（百七歳御座ましき） これも日本紀によられたのであるが、古事記には九十五歳とある。

第十四代、第十四世、仲哀天皇は日本武尊第二の子、景行の御孫也。御母兩道入姫、垂仁天皇の女也。大祖神武より第十二代景行までは代のまゝに繼體し給ふ。日本武の尊世を早くし給ひしによりて、成務是を紹ぎ給ふ。此天皇を太子として、禪りましゝしより代と世とかはれる初也。是よりは世を本として記し奉るべき也。代と世とは常の義差別无し。然れども、凡の承運とまことの繼體とを分別せむ爲に書き分けたり。但字書にも共謂无きに非ず。代は更の義也。世は周禮の注に父死して子立つを世と云ふとあり。

（第十四代、第十四世） 前の成務天皇までは第何代とだけ有つて、第何世とは無かつたが、これから代と世とを區別して、しかも合せあぐる方式になつてゐる。これは如何なる理由であるか。この事は下に撰者が說いて居るから、そこに至つて述ぶる。

（仲哀天皇は日本武尊第二の子、景行の御子也） この天皇の日本武尊の御子であることは古事記も日本紀も一致するが、第二子といふことは日本紀の傳である。

（御母兩道入姫云々） これも古事記日本紀共に同じ傳である。

（繼體し給ふ） 繼體といふ語は前にもいつた如く、支那で昔から用ゐた熟字で、「嗣位」をいふとある。しかしこれはたゞ

「皇」底本「王」とす、他本によつて改む。

「かたち」底本「形」とす。他本によりて改む。

位を受け繼ぐといふだけではなく、血統上の系統を以て位を受けつぐといふ意であることは疑がない。

（日本武尊世を早くし給ひしによりて云々） 世を早くすといふのは漢文で「早世」とかくのを直譯したので、若死することをいふ。日本武尊が若死をなされたれば、御弟の成務天皇位に即き給ひ、成務天皇に御子がましまさぬによつて天皇を日本武尊の御子たるが故に皇太子として譲り給うたといふのである。

（代と世とかはれる初也） 代と世との事は下の注文に見ゆる。これは、字義を通常の解釋からいへば、國語に等しく「よ」と云つてゐるやうに差別ないのである。しかし、「世」には父子相繼ぐをいふ所の特別の意義がある。世家、世及、世襲、世職といふ如き場合がそれであるが、こゝに周禮の注をあげてある。これは秋官大行人の文中「世相朝也」に對しての鄭玄の注に「父死子立曰世」とあるをいつたのである。そこで本書には代は凡べての御代を順次にかぞふる語とし、世は血統の次第をかぞふる語として使ひ分けた譯であるが、さういふ意味から見ると、この御代が世と代とのわかれたはじめであるといふのである。而して、本書はその御血統の御つゞきを主とするによつてその世を本として記し奉るべしといふのである。實際本書はその精神で讀めば、了會しうべく、然らぬ時は十分に了會の出來ぬ事が少くないのである。

此天皇。御かたちいときら〳〵しく御長一丈ましましけり。壬申の年即位。

（此天皇御かたち云々） この事は日本紀によつて記されたのである。

（壬申の年即位） これは日本紀の傳である。成務天皇崩御の翌々年の即位である。

此御時熊襲又反亂して朝貢せず。天皇軍を召して自征伐の爲、筑紫に向

「給」底本なし。他本によりて補ふ。

「伐ちて」底本「伐ニ」とす。梅本によりて「ニ」を「て」と改む。

「あり」底本「在」とす。今假名に改む。

「五」底本脫す。他諸本によつて補ふ。

ひ給ふ。皇后息長足姫の尊は越前國笥飯の神に詣でて其より北海を廻りて行合ひ給ひぬ。爰に神在りて皇后に語り奉る。自是西に寶の國あり。伐ちて隨へ給へ。熊襲は小國也。又伊弉諾、伊弉冉の生み給へりし國なれば、うたずとも終には隨ひ奉りなんとありしを、天皇うけがひ給はず、事ならずして橿日の宮にして隱れ給ふ。長門に納め奉る。是を穴戶豐浦の宮と申す。天下を治め給ふ事、九年。五十二歲おはしましき。

（**此御時熊襲又反亂して朝貢せず**）　熊襲の反亂は、景行天皇の御宇にもあつた。今度また反亂したのである。この事は日本紀によつたのである。

（**天皇軍を召して云々行合ひ給ひぬ**）　これは日本紀に依つてその要をあげたものである。

（**皇后息長足姫の尊**）　神功皇后の御名である。この皇后の御事は後に委しく述べてある。

（**越前國笥飯の神**）　今も越前國の敦賀にまします神で、官幣大社氣比神宮のことである。

（**爰に神在りて皇后に語り奉る云々**）　この事も日本紀に見ゆるが、少しく違ふ點がある。一は西にある寶の國といふのは日本紀に明に新羅國と名をあげてある。二は熊襲は伊弉諾伊弉冉の生み給うた國であるからといふ語は日本紀には見えない。恐らくは撰者の加へた說明であらう。

（**天皇うけがひ給はずして橿日の宮にして隱れ給ふ**）　これももと日本紀の傳であるが、橿日宮は筑前國糟屋郡香椎の地に在つたので、天皇が親征してこの宮にましまして、そこで崩御せられたのである。この地に御廟所を營んで神靈を奉齋せられたが、今は官幣大社香椎神宮とせられてある。

（長門に納め奉る。是を穴戸豐浦の宮と申す）　この時喪を祕して竊に天皇の御遺體を穴門の豐浦宮に遷し奉つて殯をなし奉つたと日本紀に書いてあるのをさしたのである。穴門は後、長門といふ名に改められた國である。こゝの豐浦宮は天皇が先に皇后と共に廻り合ひ給うて、營まれた行宮であつて、その遺趾は今の長門國豐浦郡長府豐浦濱に忌宮神社として傳はつてゐる。

（天下を治め給ふ事九年）　これは日本紀に依られたものである。

（五十二歳おはしましき）　これも日本紀に依られたものであらうが、古事記も同じである。

第十五代、神功皇后は息長の宿禰の女、開化天皇四世の御孫也。息長足姫尊と申す。仲哀立てゝ皇后とす。仲哀神の教へに依らず、世を早くし給ひしかば、皇后いきどほりまして、七日ありて別殿を作り齋りこもらせ給ふ。此時應神はらまれさせまし〳〵けり。

「ありて」底本「在テ」に作る。青本白本群本による。

（第十五代）　これから下は、御血統の現代天皇に直系の關係のある方々に世を書き加へ、その他の方々には代だけで世を加へないのである。この例を知らぬと、本書の代と世とを並べたり並べなかつたりする事が十分に明らぬであらう。

（説）　さて神功皇后を御歷代にかぞへ奉るのは正しい見方とはいはれぬ。これは日本紀にこの皇后の爲に一卷を獨立させて記してあるによつて、後世多くは御一代にかぞへ奉る習慣が出來てゐたから、それに從はれたものらしい。しかしながら、御即位のあつたといふ記事はなく、明かに、「攝政」と記してあるから、日本紀で、神功皇后を天皇と認め奉つたことは斷じてないので、これは後人の誤である。古事記ではこの皇后の行はれた事はすべて仲哀天皇卷のうちに

述べてある。これが正しい叙述のし方である。本書もこの俗の見方によられたのであるが、さばかり大義名分を明かにする主義の本書に於いてかやうの事のあるのは誠に惜むべき事である。

（神功皇后は云々仲哀立てゝ皇后とす） この事は日本紀によつたものである。古事記とてもこの事柄に異說はない。

（仲哀神の敎へに依らず云々齋りこもらせ給ふ） この事は日本紀によられたのであるが、その齋宮を小山田邑に造られたと日本紀に見えてゐるが、そこは筑前國糟屋郡小山田村にあるといひ、又同郡伊野村にあるといつて明かでないが、橿日から程遠からぬ所であるに相違ない。

（此時應神はらまれさせまし〳〵けり） 仲哀天皇崩御の際、旣に應神天皇の胎中にましましたといふのである。

神かかりてさま〳〵の道を敎へ給ふ。此神は表筒男、中筒男、底筒男也となんなのり給ひける。是は伊弉諾尊、日向の小戸の川、檍が原にてみそぎし給ひし時化生しましける神也。後には攝津國住吉にいつかれ給ふ神是也。

（神かゝりてさま〳〵の道を敎へ給ふ） この際の事は委しく日本紀に載せてあるが、その要をとつて書いてあるのである。その大要をいへば、皇后が先日敎へ給うた大神の御名を知り奉りたいと申されたら、答へて、吾は伊勢國度會ノ縣の五十鈴にます神撞賢木嚴の御魂天さかる向津媛命と仰せられた。（此神は天照大神の荒魂である）又外に神がいらせらるるかと問ひ奉ると、尾田の吾田節の淡郡にます神、御名は稚日女命と仰せられた。又其外に神がましますかと問ひ奉

ると、玉ぐし入彦事代主神とこたへられた。又外におはしますかと問ひ奉ると、日向國の橘小門の水底に出居る神、名は表筒男、中筒男、底筒男神がある。今まことに其の國を得ようと思召すならば、天神地祇又山川の神たちに幣を奉り、我御魂を船の上にまさせてわたり給へと教へ給うたとある。その外種々の神託があつて新羅征伐の方法を教へ給うたのである。

（**此神は云々**）これは上に既にあげた通りであるが、そのうちに著しいのが住吉の三神であるから、これを主としてあげたのであつて、この時にあらはれた神々の祭つてある神社は住吉の外、生田、長田などの神々などがあり、又攝津の敏馬の神、紀伊の丹生津姫の神などもあらはれて助け奉られたのである。こゝの住吉神社は今の官幣大社住吉神社をさすのである。

かくて新羅百濟高麗（此三ケ國を三韓と云ふ。正しくは新羅に限るか。辰韓馬韓弁韓をすべて新羅と云ふ也。然れどもふるくより百濟高麗を加へて三韓と云ひならはせり。）を伐ち隨へ給ひき。海神形を顯はし、御船をはさみて守り申しかば、思ひの如く彼國を平げ給ふ。神代より年序久しく積れりしに、かく神威を顯はし給ひける、不測御事なるべし。海中にして如意の珠を得給へりき。

「不測」底本梅本の訓による。

（**かくて新羅、百濟、高麗を伐ち隨へ給ひき**）これも日本紀の傳によつて要點だけをあげられたのであつて、本紀には頗る委しく出て居る。

（**此三ケ國を三韓と云ふ。云々**）新羅百濟高麗を三韓といふのは日本紀の傳である。正しくは新羅に限るかといふのは、三韓といふ名稱は新羅だけをいふのが正しいのでないかといふのである。それは何故かといふに、朝鮮や支那の歴史

で三韓といふのは辰韓馬韓弁韓のことであるが、これら三箇國を併せて新羅といふからであるといふのだ。これは何によられたのであるか、未だ詳にしない。然し日本紀の昔から、三韓をば、上の様にいつてゐるといふのである。

（海神形を顯し云々） これも亦日本紀に委しく出てゐるが、これを一言すると、神の御敎の如く御軍をとゝのへ、御船をつられて海をわたり給ふに、大小の魚ども悉く浮て御船を脊負ひて飛鳥も御前をさへぎらず、順風さかりに吹いて御船の浪が新羅の國中までおし上つたとある。このやうな勢であつたから新羅國王が歸伏して朝貢を奉ることを誓つて全く平定したのである。

（神代より年序久しく積れりしに云々） この時神武紀元八百六十年であるから年序久しく積れりしといつたのであるが、然るにも拘らず、神の稜威の著しくて韓國をわが國に寄せ給うた事は凡人の測り得ざる神業であるといふのである

（海中にして如意の珠を得給へりき） この事は日本紀仲哀天皇二年七月の條にあるが、豐浦津の海中で得給ひしものである。これは如何なるものであるかわからぬが、かの神代の滿珠干珠のやうなものらしいといふ。

「反」底本「叛」とす、梅本によりて改む、

さて筑紫に歸りて皇子を誕生す。應神天皇にまします。神の申し給ひしに依りて是を胎中の天皇とも申す。皇后攝政して辛巳の年より天下をしらせ給ふ。皇后未だ筑紫にましまし〱し時、皇子の異母の兄、忍熊の王謀。反を發して、ふせぎ申さんとしければ、皇子をば武内の大臣に懷かせ奉り、紀伊の水門につけ、皇后はすぐに難波に付き給ひて、程なく其亂を平げられにき。皇子おとなび給ひしかば、皇太子とす。武内大臣專ら朝

政を輔佐し申しけり。大倭の磐余稚櫻の宮にまします。

（さて筑紫に歸りて皇子を誕生す。應神天皇にまします）皇子御誕生は日本紀によれは、新羅より歸り給ひて、その年の十月にあつたのである。

（神の申し給ひしに依りて是を胎中の天皇とも申す）これは日本紀仲哀卷に仲哀天皇が神託を信ぜられなかつたから神が怒り給うての神託の中に「汝不レ得二其國一唯今皇后始之有レ胎其子有レ獲焉」とあるのをさす。又胎中の天皇と申し奉る事も日本紀に見えた事で、繼體卷には「胎中譽田天皇」とあり、宣化卷に「胎中之帝」とある。

（皇后攝政して辛巳の年より天下をしらせ給ふ）この事も日本紀によられたもので、そこには「是年也大歲辛巳、即爲二攝政元年一」とある。

（皇后未だ筑紫にまし〱し時云々程なく其亂を平げられにき）この事も日本紀に見ゆる所を要をとつて記されたのである。

（皇子おとなび給ひしかば皇太子とす）これは神功皇后攝政三年の記事に見ゆる。

（武內大臣專ら朝政を輔佐し申しけり）武內宿禰が大臣になつたのは成務天皇の御世であつたが、引つゞき大臣として朝廷の大政を輔佐し奉つてゐたので、所謂國家の元老であつたことは、日本紀古事記に明かである。

（大倭の磐余稚櫻の宮）三韓親征後大和に歸つてこゝを都と定められたのであるが、それは攝政三年の事である。この宮の址は今の磯城郡安倍村池の內の地であるといふ。

是より三韓の國年毎に御調をそなへ、此國よりも彼國に鎮守のつかさをおかれしかば、西蕃相通じて國家とみさかりなりき。

〔釋〕この事も亦すべての古典に傳ふる所であるが、日本紀には、「是以新羅王常以二八十船之調一貢二于日本國一」又高麗百濟二國の王が「從レ今後永稱二西蕃一不レ絶二朝貢一」又、「故定二內官家一」と記してあるのによられたものである。

又もろこしへも使を遣されけるにや。倭國女王遣レ使て來朝すと後漢書に見えたり。元年辛巳の年は漢の孝獻帝二十三年に當る。漢の代はじまりて、十四代と云ひし時、王莽と云ふ臣、位をうばひて、十四年在りき。其後漢に歸りて又、十三代孝獻の時に漢は滅びにき。此御代の十九年己亥に獻帝位を去りて魏の文帝に讓らる。是より天下三にわかれて、魏蜀呉こなる。呉は東によれる國なれば、日本の使も先通じけるにや。呉國より道々の巧みなごまでも渡されき。又魏國にも通ぜられけるこ見えたり。四十九年乙酉と云ひし年、魏又滅して晉の代に移りにき。蜀國は三十年癸未に魏のために滅されぬ。呉は魏より後まで在りしが、應神十七年辛丑晉のためにほろぼさる。

〔說〕上に三韓內屬の事を云つた序に當時支那との交通が有つたか否かといふことに論及し、同時にその後の支那の變遷を略說したのである。

「滅し」の「し」白本によりて補ふ。

「は」底本なし。他本によりて補ふ。

「る」底本「ン」とす。梅本等によりて訂す。

（又もろこしへも使を遣されけるに云々） この皇后の御時に支那へも使を遣された樣に考へらるるといふのであるが、それは何に據るかといふと、後漢書東夷列傳の中に倭國の記事があつて、倭國の使が支那に入つたといふ記事があるといふのであるが、しかし倭國に女王卑彌呼といふがあるといふ記事はあるが、その女王が使を遣して來朝すといふ記事は無いのであるからこの點は撰者の記憶の誤であらう。しかし光武帝中元二年に倭奴國が奉貢朝賀したから印綬を賜ふといふ記事がある。この時の印であらう。天明年間に筑前志賀島から「漢委奴國王印」といふ文のある金印を見出して、今は黑田侯爵家の所藏品である。しかしこれは後漢書にその奴國を倭國之極南界也とあつて、わが國中央政府の使者ではない。女王卑彌呼が支那に使を遣した事はむしろ魏志の倭人傳に見ゆる事であるから、或はこれを誤りて後漢書と云はれたのかも知れぬ。

（說） この倭王卑彌呼といふのは神功皇后であるか、どうかといふ事については歷史家の間に議論がまち〳〵であるが、自分はやはりこの皇后をさし奉つたものと思ふ。而して、その使を支那に遣はされた事もあつたであらうと思ふ。ただ、その記事に奉貢とか來朝とかといふ文字を用ゐて屬國のやうな取扱をして書き、又倭國王の上表といふものが臣從の形式になつて居り、支那からの詔書といふものも頗るわが國家の體面を傷つくるやうに見ゆるから、本居宣長がこれらは大和朝廷のものではない。西國の土豪が、中央政府であると冒稱したものであらうと云つたのであつたが、後にわが國の事を成るべく惡く云はうとする主義の一派の歷史家がこの宣長說を楯にとつて、大和の中央政府を認めないで、當時の日本はたゞ九州の一部だけであつたといふ樣な僻說を唱へてゐるが、それは魏志の文を正しくよまず、又支那の正史の書きざまをも十分に考へない說である、支那人は自ら今でも中華とか中國とかいつてゐる通り、尊大にする風が古來傳統的にあつて、外國人と貿易することをも朝貢とか貢献とかいふ文字で書き、又掠略せられた事をば恩賜などゝ書く風であるから文字だけでは眞相は分らぬ。わが國の外交文書の文字とても彼等が史を修むる時に如何に變更したか分らぬ。加之當時文を掌つたものはすべて、歸化人であつたから、彼等の手加減で何をしたか分らぬ事は德川氏の時に朝鮮國に與へた文書を對馬の役人が中途で變造した事などを見ても分る。活眼を開いて歷史を見なければ正しい事は分らぬものである。さてこれから編者は支那の變遷を敍する。

（元年辛巳の年は云々） この事は何によられたのであるか。辛巳の年は後漢の孝獻帝の建安六年で、その卽位からは十二年に當るので扶桑略記にもその通り記してある。

（**漢の代はじまりて云々**）　前漢は高皇帝から十四代つゞいて孝平帝に至り王莽の亂が在つて一旦亡び、漢の王族である劉秀が兵を起して王莽を亡して漢の王室を復して光武帝と稱へてからが後漢であるが、その十三代孝献帝の時に漢が滅亡した。それから所謂三國となるのである。そのうち、魏の曹丕が後漢の孝献帝に迫つてその讓を受け帝位について文帝と稱したので、蜀は漢の王族劉備が漢が亡びたについて魏が讓を受けた翌年四川省の地で獨立したのであり、呉は呉の孫權が、南方にあつて、魏蜀に對抗して、その又翌年に獨立した。これが三國である。

（**呉は東によれる國なれば云々**）　呉は今の浙江、江蘇等の地を中心として所謂江東の地を占めて居たものであるから、かういはれたのであるが、これは距離の遠近だけでなく古の航海は風と潮流との關係によることが多大であつたが爲に、日本と支那との交通には、この江東の地が最初に開かれた要路であつた。それは、今でも上海に赴くのが、最も便利であると同じ理由である。それ故に日本の使も先づ呉の國に通じたらしいし、又呉國からも種々の工藝に達した工人工女なども渡したといふのであるが、この事は次の應神天皇以後の事らしいが、しかし、その源はこの時にあるからここにもかゝれたのであらう。

（**又魏國にも通ぜられけると見えたり**）　この事は魏志に見ゆるので、既にいつた。

（**四十九年乙酉と云ひし年魏又滅して晋の代に移りにき云々**）　魏の元帝が、その臣司馬炎に迫られて、帝位を讓つて滅び、司馬炎が帝位に上つて武帝と稱し國號を晋と改めたので、それは乙酉の年で、この攝政六十五年に當る筈である。こゝに四十九年乙酉とあるのは不審である。乙酉ならば六十五年であり、四十九年ならば、己巳である筈である。その四十九年が、誤算か誤記かであらねばならぬ。注の文は他の二國の始末を記したのであるが、蜀は魏の亡びた年の二年前癸未に魏に亡ぼされたのであるから、この攝政六十三年にあたる。こゝに三十年とあるのも誤りである。呉はその天紀四年晋の太康元年庚子に亡びたので、應神天皇の十一年庚子にあたつて、辛丑はその翌年である。

以上年代の齟齬が往々見ゆるのは、その用ゐられた年代記に多少の誤があつたのかも知れぬ。

此皇后天下を治め給ふ事六十九年。一百歳おはしましき。

「第十五世」底本脱す。他本によりて補ふ。

底本「輕島」の下に「ハ」あり。他本によりて删る。

（此皇后云々） この御治世の年數と御壽命とは日本紀に依つたものである。

第十六代第十五世、應神天皇は仲哀第四の子。御母神功皇后也。胎中の天皇とも又は譽田の天皇とも名け奉る。庚寅の年即位。大倭の輕嶋豐明の宮にまします。

（應神天皇は仲哀第四の子） これは日本紀によつたのである。

（胎中の天皇とも又は譽田の天皇とも名け奉る） 胎中の天皇の事は上に云つた。譽田の天皇は古事記に品陀和氣命とあるのが、そのよみ方を示してゐる。日本紀にはこの天皇の御腕に鞆の形の肉が盛り上つてゐたから名づけ奉つた。それは上古に鞆を褒武多と云つたからであるといふのであるが、それは誤であらうといふ說がある。その理由は、古事記にはこの天皇の御名を「大鞆和氣命亦品陀和氣命」とあるから、その鞆の名に因んだ御名は大鞆和氣命であつて、譽田といふのは河內國古市郡譽田村の地名で、そこにこの天皇の御陵が在るから出た御名で、鞆の古名が「ほむだ」であるといふのは非であるといふのである。然し、日本紀に鞆の古語をホムダとわざ〳〵注してゐるのを否定するのは、古典を私意を以て議するので從ひ難い。やはりこの日本紀の說を正しいとして、譽田の地名は、この天皇の御陵があるから起つたと見るべきである。

（庚寅の年即位） これは日本紀によられたのである。これにつきては議論もあるが、こゝには略する。

（大倭の輕島豐明の宮） この遷都の事は日本紀には見えないで、同紀にはたゞ、この天皇崩御の記事に「天皇崩二于明宮一」とあるだけである。古事記には「坐二輕島之明宮一治二天下一也」とある。これらで見るとこの宮の名は明宮といふのが正しい名かも知れぬ。しかしながら、古語拾遺には輕島豐明朝とあり、舊事紀には豐明宮とあり、續日本紀卷卅二に輕島豐明宮馭宇天皇、又卷四十に輕島豐明朝又仙覺の萬葉抄に引いた攝津國風土記には「輕島豐阿岐羅宮御宇天皇」とあ

「種」底本「榛」とせり、他本によりて改む。

るから、豊明宮といふのも誤ではない、この宮の址は高市郡白檮村大字大輕の内にあるといはれてゐる。

此時百濟より博士をめし、經史を傳へらる。太子以下是を學び習ひ給ひき。此國に經史及び文字を用ゐる事は是よりはじまれりとぞ。

（此時百濟より博士をめし云々） この事は日本紀十五年に百濟から阿直岐と云ふ人が來たが、これが學問のある人であつたから皇太子がそれに就いて學ばれたが、その後更に阿直岐より勝つた博士があるならばといふので王仁といふ人が徵されて十六年に來朝した。太子これに學びて、博く通ぜられたとある。こゝに太子以下とあるのは史に明文はないが意を以て書かれたものであらう。

（此國に經史及び文字を用ゐる事は云々） これは古來の傳說を書かれたものであらうが、然るべき事である。

（說） こゝにこれをあげたのはわが國の文敎のはじめを說かれたので、又當時の治國の要道はこの文敎を基とするものであるから、これを重大事として說かれたのである。

次にはこの支那の學問の輸入につれて日本の國を支那の書に記してあることにつきての見識を養ふべきことも載せてある。

異朝の一書の中に日本は吳の太伯が後也と云ふといへり。返々あたらぬ事也。昔日本は三韓と同種也と云ふ事の有りし彼書を桓武の御代に燒き捨てられし也。天地開けて後、素戔烏尊韓の地に到り給ひきなど云ふ事

「用ゐざる」底本「不用」に作る。他本によりてかき改む。

「ある」底本には「在る」とす、他本によりて改む。

あれば、彼等の國々も神の苗裔ならん事あながち苦みなきにや。それすら昔より用ゐざる事也。天地神の御末なれば、なにしか、代くだれる呉太伯が後にはあるべき。三韓震旦に通じてより以來、異國の人多く此國に歸化しき。秦の末、漢の末、高麗、百濟の種、それならぬ蕃人の子孫も來りて、神皇の御末と混亂せしに依て姓氏錄と云ふ文を作られき。それも人民に取ての事なるべし。異朝にも人の心區々なれば、異學の輩の云ひ出せる事か。後漢書よりして、此國の事をば荒々注せる、符合したる事も在り、又は心えぬ事も在るにや。唐書には日本の皇代記を神代より光孝の御代まで明にのせたり。

（**異朝の一書の中に日本は呉の太伯が後也と云ふといへり**）この異朝の一書とは何であるか。太平御覽に魏志を引いて說いてゐるが、今の魏志にはその文がない。日本紀纂疏には晉書の文を引いて論じて居るが、恐らくはこゝの一書といふのもその晉書であらう。晉書の四夷列傳の倭人の條に「自謂二太伯之後一」とある。又北史の列傳の倭國の條にも、「自云二太伯之後一」とある。梁書の諸夷列傳の倭の條にも同じ樣の文がある。これらで見ると、この說が頗る汎く行はれてゐたやうに見ゆるが、よく見ると、必ずしもさうではない。晉書といふのは唐大宗の勅撰であり、北史は唐の李延壽の

撰であり、梁書は唐の姚思廉の撰であつて、いづれも太宗の勅撰であるから、その出所は一しかないのであらう。しかし、同じ北史の中に、隋の開皇二十年に遣された使の言として、「王以レ天爲レ兄、以レ日爲レ弟」といふ事を載せてゐる。これは隋書に載せてあるのを轉載したのである。かやうな譯であるから。これは支那人が日本をさやうに貶したのではなくて、今の世にもあるやうな輕薄な徒輩が古代にも在つて支那人に諂つてかやうな言を弄したのが、支那人には快く聽かれたので、これを載録して後に傳へたのであらう。それは「自謂」の文字に目を付くれば、よくわかる筈である。

（返々あたらぬ事也） かやうな說の事實に當つてゐない事は云ふまでもない事であるが、こゝにこれを特にことわられた心事を考ふると誠に淒愴の感にうたるる。昔も今もこのやうな說を吐く徒輩が多くて、思想を混亂せしめ、國家を危殆に陷らしむるのであつて、所謂達識の人をして、寸時も油斷せしめないのであるからである。

（昔日本は三韓と同種也と云ふ事の有し彼書を云々） 桓武天皇の御世にこの事があつたといふ事は國史には所見が無い。しかし續紀は桓武天皇の延曆十年で終り、日本後紀（四十卷のうち殘存するもの十卷）の卷十三までが、桓武天皇紀であるのに、これは、第五、第八、第十二、第十三の四卷だけ存して、他は佚してしまつたから、委しい事は分らぬ。或はその佚した九卷の分に載せあつた事かもしれぬ。然るに日本後紀の平城天皇大同四年二月の勅に「倭漢惣歷帝譜圖、天御中主尊標爲ニ始祖一至レ如ニ魯王、呉王、高麗、漢高祖命等一接ニ其後裔一。倭漢雜糅敢垢ニ天宗一。愚民迷執輙謂ニ實錄一。宜ニ諸司官人等所レ藏皆進一。若有下挾レ情隱匿、乖レ旨不レ進者上、事覺之日必處ニ重科一」とあつて、同じ樣の事と考へらるる。弘仁私記の序に「更有ニ帝王系圖一天孫之後悉爲ニ帝王一而書云或到ニ新羅高麗一爲ニ國王一或在ニ民間一爲ニ帝王一有。因レ玆延曆年中下レ符令ニ諸國一令レ焚レ之而猶在ニ民間一也」とあるから延曆中にその事の在つたといふことに疑がない。さやうにして考へてみると、日本後紀第八の延曆十八年十二月の勅ありて來年八月を期限として天下に布告して本系帳を進らしめられた事が見ゆる。それらの時に上述の事が行はれたか、或は燒き棄てなければならぬ樣な不都合なのが在つたから、その調査を廣く行はるるやうに至つたか二者の一を出ないであらう。

（天地開けて後素戔烏尊韓の地に云々） これは日本紀の一書に「素戔嗚尊帥ニ其子五十猛神一降ニ到於新羅國一居ニ曾戸茂梨之處一」とあり、又五十猛神が韓國から木種をとり返り紀國に植ゑられたといふ事などもあるのをさして、かやうな國であれば、それらの國々が、わが國の神の子孫であるといふのはさして大事といふ程でもないと思はるるが、それさへ

も昔から採用せられない事であるといふのである。

（天地神の御末なれば云々） わが國は天地開闢の神の御末である事は上來述べた所の如くであるから、何の故にか、後世の呉の太伯の子孫であるべきか。さやうな譯はないといふのである。

（三韓震旦に通じてより以來云々） この事は事實であつて、下にいふ姓氏錄を見れば、その數も少くはないと云ふ事を知るのである。秦始皇の末といふのは秦宿禰、秦忌寸などが著しく、又秦川勝などいふ人がある。漢の高祖の子孫といふのは有名な文宿禰、文忌寸で、王仁の子孫がそれである。又後漢の靈帝の子孫も頗る多いが、その子孫中で著しいのが坂上氏で田村麿などがその血統である。高麗王の孫では高麗福信があり、百濟王の子孫では後の大內義隆などがある。

（それならぬ蕃人の子孫も來りて云々） その外の外國人の子孫の事も姓氏錄を見れば、古代のさまが一通見らるる。姓氏錄は嵯峨天皇の弘仁六年に勅命が在つて、萬多親王藤原園人等が撰錄し上つた書で、畿內に籍の在つた諸氏をば皇別神別蕃別の三種に區分してその系統を正し錄した書で、三十卷あり、今も傳はつてゐる。この書の序の中に「三韓蕃賓稱二日本之神胤一」といふことがあり、又この撰錄は桓武天皇の御志を繼がせられたのであると見ゆる。それは上にあげた延曆十八年十二月の勅に見えた事をさしたものと思はるる。

（それも人民に取ての事なるべし） 三韓震旦等の人々の子孫が日本人のうちに混じてあるといふことは否定の出來ぬことで、姓氏錄の編纂も起つたのであるが、それらの事も、日本臣民について起つた事で、皇室の御血統に關係していふ事ではないとの意。

（異朝にも人の心匠なれば云々） この倭が呉太伯の後といふ事は支那人の云つた事だと撰者は謂つて居らるるが、「自謂」とある以上、わが國人のいひ出した事かも知れないことは上に述べた。

（後漢書よりして云々） 支那の正史でわが國の事を記したのは前にもあげた樣に、後漢書をはじめとして、殆ど代々の正史に荒々と記してあるが、その內には事實に一致した事もあり、又合點の行かぬ事も在るといふのである。その事實共を一々はこゝにあぐる事は出來ぬから今は省く。

（唐書には日本の皇代記を神代より光孝の御代まで明にのせたり） 唐書に舊新二書あるが、こゝは新唐書をさす。新唐書は宋代に編纂したもので、本紀、志、表は歐陽修が撰し、列傳は宋祁の撰したものであるが、その東夷列傳中、日本の傳がある。そこに「其王姓阿每氏、自言初主號二天御中主一至二彥瀲一凡三十二世皆以レ尊爲レ號居二筑紫城一。彥瀲子神武立。

「に」底本脱す、他本によりて補ふ。「かはりて」底本「替テ」とす、他本による。

更以天皇爲號 徙居大和洲。（中畧）次文徳、次清和、次陽成、次光孝直光啓元年とある。光啓元年は唐の僖宗の世で、わが仁和元年で光孝天皇の即位第二年である。さてこの記事は誤がないとも言はれぬが、大體は事實に合してゐるのである。これらが、前に「符合したる事もあり」といつたうちの最も確かな部分である。それでこれを例にあげられたのであらう。

さても此御時武内大臣筑紫を治めんために彼國に遣はされける比、弟の讒に依りて、既に追討せられしを、大臣の僕眞根子と云ふ人あり。かほ形大臣に似たりければ、相かはりて誅せらる。大臣忍びて都に上りて科なき由を明らめられにき。上古神靈の主猶かかるあやまちましくしかば、末代爭かつつしませ給はざるべき。

（さても此御時武内大臣云々科なき由を明らめられにき） この事は日本紀この天皇の九年の紀に記してある事を要をあげたのである。その弟といふのは甘美内宿禰である。眞根子は壹伎直眞根子といふ人であるが、この人は武内宿禰の下僚ではあつたが、僕といふのは稍違つてゐるであらう。

（神靈の主） 神靈にまします主上といふこと。この天皇八幡大神とあらはれましたによつて神靈の主と申したのであらう。

（說） この末の上古神靈の主云々とあるのは上古神靈の主でまします天皇にもなほかやうに讒を信じて忠臣を誅せらうとせられたやうな御過失があることであるから、これに鑑みて、末代の帝王は愼みたまはずしてはあるべからずと御訓誡にわたることを注意したので、かくの如き所で、著者の用意のある所を窺ふべきである。

「あり」底本「在」とす。他本によりて改む。

天皇天下を治め給ふ事、四十一年。百十一歳おはしましき。

（**天皇天下を治め給ふ事四十一年**）これは日本紀の傳である。

（**百十一歳おはしましき**）これも日本紀によられたものと思ふが、流布本には「時年一百一十歳」とある。但し永享本にはこゝの通り百十一歳とあるし、本紀によつて推算してもさうであるから、流布本は誤つてゐるのである。古事記には百三十歳と傳へてゐる。

（**説**）以上で應神天皇の御世の記事は終へたのであるが、この天皇が後に八幡大神として現れましますによつて、事の次手にそれを述べられたのが、次節である。而してそれからそれと、治國の要道にまで話は開展して行く。

欽明天皇の御代に初めて神と顯れて、筑紫の肥後國菱形池と云ふ所に顯れ給ふ。我は人皇十六代譽田八幡丸也との給ひき。譽田は本の御名、八幡は垂迹の號也。聖武天皇東大寺建立の後巡禮し給ふべき由託宣ありき。仍て威儀を調へて迎へ申さる。又神託ありて御出家の儀ありき。軈彼寺に勸請し奉らる。されども猶勅使などは宇佐に參りき。淸和の御時大安寺の僧行教宇佐に詣でたりしに靈告ありて今の男山石淸水に移ります。爾來行幸も奉幣も石淸水にあり。一代一度宇佐へも勅使を奉らる。

（欽明天皇の御代に云々） これは、八幡大神の現れ給うたことを記したものであるが、直接に據られた典據を知らない。扶桑略記にも似た記事が、欽明天皇三十二年の條に出てゐるが、それには「出彼緣記文」とあるから宇佐八幡緣起によつたと思はるるが、ここも、さうかも知れぬ。然しながらそれには「我者是禮日本人皇第十六代譽田廣幡八幡麿」とあつて、

（我は人皇十六代譽田八幡丸也） とは見えぬ。二十二社本緣の石淸水事のうちには「垂跡之初ハ我波譽田乃八幡丸奈利登勅之給志與利八幡登和申也」とあるが、このやうなものからの影響があるのであらう。

（譽田は本の御名、八幡は垂迹の號也） この說明は二十二社本緣の石淸水事のうちに「譽田和往昔乃御號八幡和和光乃御稱也」とあると同じい。これは八幡といふは神としてあらはれ給ふ方の名であるといふのである。垂迹は本地と對する語で佛教が神道に習合しようとして起した術語である。即ち本地たる佛菩薩が、ある方便の爲に此世に迹を垂れて種々の身相を現するのをいふ。

（聖武天皇東大寺建立の後云々） この事は續日本紀卷十七に天平勝寶元年十一月に「八幡大神託宣向レ京」とあり、十二月に京に着き給ふとあるが、その時には參議石川朝臣年足、侍從藤原朝臣魚名等を迎神使とし兵士百人以上を以て迎へ奉り、更に京に入りたまふ時には五位十人、散位二十人、六衞府舍人各三十人をして迎へさせられたと見ゆるが「於二宮南梨原宮一造二新殿一以爲二神宮一」と見ゆる。而して東大寺の大佛の造立の成功したのは八幡大神の神助であるといふことは續日本紀その他諸書に見ゆるので、この神と大佛とは深い關係があるのである。

（又神託ありて御出家の儀ありき） これは八幡大神が受戒あらせられた事をいふのであるが、その事は宇佐八幡宮緣起に見えて、天平二十年九月一日に託宣があつたとある。

（軈彼寺に勸請し奉らる） これは東大寺鎭守の八幡宮で今手向山神社と申すのをさすのであるが、これはこの神が最初上京せられた時に梨原宮の南に營まれた神宮といふのがそれであるが、後大佛殿の東南に移り建長二年更に移つて今の處に鎭められたのである。

（されども猶勅使などは宇佐に參りき） この事は有名な和氣淸麿が勅使として宇佐神宮に神託を請ひに赴き、復命して皇基を萬世に動きなくした事をはじめ、累代、八幡宮への重大事件の奉告祈念はその本たる宇佐八幡宮に奉られたのである。

（淸和の御時、大安寺の僧行敎宇佐に詣でたりしに云々） これは男山石淸水八幡宮の起源を云ふのであるが、その事は石淸水八幡宮護國寺略記に見ゆる。

（而來行幸も奉幣も石淸水にあり） 男山への行幸は圓融天皇の天元二年三月廿七日に在つたのが始めで、それから後屢々行幸があつたが、白河天皇の承保三年から毎年三月を以て行幸の期と定められ、恒例となつて、この記の出來た頃までは行はれてゐたのである。又奉幣も歷代頻繁に行はれたが、朱雀天皇の朝、平將門藤原純友の亂ありし時の御祈願によつて、亂平ぎて後天慶五年四月二十七日に臨時祭を行はれたが、圓融天皇の、天祿二年三月八日にその祭を再興せられてからこの臨時祭が毎年の恒例となつて、所謂南祭と云て重大な儀式の一となつた。これは南北朝の戰亂中も絕えなかつたのである。

（一代一度宇佐へも勅使を奉らる） この一代一度の宇佐勅使は御即位毎に行はれたもので和氣淸麿の復奏事件以後恒例となり、主として和氣氏の人を以てその使に充てられた。これが所謂宇佐の和氣使であつて、この正統記撰述の時にも勿論行はれた。これは和氣淸麿が皇基を安くし奉つた事と深い關係があるので重大な事であるが、中頃絕えたのを文化の頃から再興せられて、六十一年目毎に奉幣せられ、大正十二年は正にその事が在るべきであつて行はれなかつたのは如何なる理由であるか。草莽の間に在るものには窺ひ知る事は出來ぬが、確かに聖代の一不祥事であつて誠に殘念な事といはねばならぬ。

（說） 以上八幡神の事實を大略述べたから、これから、その神の誓を述べようとするのである。

底本「神」の下に「ヲ」あり、衍なれば他本に隨ひて省く。

昔天孫天下り給ひし時御供の神、八百万在りき。大物主の神隨へて、天へ上れりしも八十万の神こいへり。今までも幣帛を奉らるゝ神三千餘座也。然るに、天照大神宮に並びて、二所の宗廟とて八幡を仰ぎ申さるゝこと、いとたふとき御事也。八幡と申す御名は御詫宣に

得道來不レ動ニ法性ニ、示ニ八正道ニ垂ニ權迹ニ、皆得ニ解脫苦衆生ニ、故ニ號ニ八幡大菩薩ニ。とあり。八正とは內典に、正見、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正定、正惠是を八正道と云ふ。凡そ心正なれば、身口は自淸まる。三業に邪なくして、內外眞正なるを諸佛出世の本懷とす。神明の垂迹も又是が爲なるべし。又八方に八色の幡を立つる事あり。密敎の習、西方阿彌陀の三昧耶形也。其故にや、行敎和尙には彌陀三尊の形にて見えさせ給ひけり。光明、袈裟の上にうつらせましくけるを頂戴して、男山には安置し申しけるとぞ。神明の本地を云ふ事は慥かならぬ類多けれども、大菩薩の應迹は昔より明かなる證據おはしますにや。或は又「昔於ニ靈鷲山ニ說ニ妙法花經ニ」とも或は彌勒也とも大自在王菩薩也とも託宣し給ふ。中にも八正の幡を立てて、八方の衆生を濟度し給ふ本誓能々思ひ入て奉るべきにや。

「とあり」底本「々在り」とす。他本によりて改む。

「とは」底本「者」とす、他本によつて改む。

「うつらせ」底本「寫らせ」他本「うつらせ」他本によりて假名とす。

(昔天孫天下り給ひし時御供の神八百万在りき云々今までも幣帛を奉らるゝ神三千餘座也) これはわが國に多くの神々ましします事をのべたのである。八百萬神といふ事は、祝詞や古典に屢見ゆる所であるし、大物主神が八十萬神を領して皇孫を守り奉ることも前に述べてある。今まで幣帛を奉らるゝ神といふのは、延喜式の神名帳に登錄せられた神がすべて三千一百三十二座であるのをさゝれたのである。

(然るに天照大神宮に並びて二所の宗廟とて八幡を申さるゝことといとたふとき御事也) これはその數多い神々のうちで天照大神の絕對至尊でましますことは申すまでもないが、この大神宮に並んでこの八幡大神が二所宗廟と云はれて仰ぎ奉られてゐらるるといふのは非常な事であるといふので、八幡大神の御事をこれから特に申して見ようとするのである。二所の宗廟といふのは伊勢八幡の二神宮をさすのであるが、伊勢神宮を宗廟といふことは既にあげた。八幡を宗廟といふ事は廿二社本緣中石淸水事の條に「淸和天皇御宇貞觀年中云々自ㇾ是擬二之天宗廟一仁被三留獻二官幣一乎」といふ所から後漸くに生じた事であらうが、大江匡房の筥崎宮記には「本國之宗廟也」とある。二所宗廟と云ふ事は本書の外、拾芥抄に「兼豐注進云宗廟事大神宮石淸水御事也」とあるが卜部兼豐は親房卿と略同時の人である。八幡愚童訓には第二宗廟と云つてゐる。

(八幡と申す御名は御託宣に云々) この託宣は、二十二社本緣にも見ゆるが、宮寺緣事抄によると、光仁天皇の皇子勝尾寺の開基の開成皇子が寫經の時に衣冠の人があらはれたに對して誰人ぞと問奉つた時に偈を以て答へられたといふ、その偈である。その意は「得道してよりこのかた法性を動かさず、八正道を示して權迹を垂れ、皆、苦の衆生を解脫することを得たり。故に八幡大菩薩と號す」といふのであるが、これはもとより垂迹說によつて說くべきもので純神道ではないが、しかし、全く無意味では勿論なく、相當に深い精神がこもつてゐるのである。このうち主要な點は撰者自身の說明があるから、こゝにはいふ必要がないが、要するに八幡の號は八の幡を以てその本懷の標幟としたから起つた名稱で、その八の幡は八正道を示すものであるから、八幡大菩薩といふ號は、八正道の具象化したものといふべきである。それ故に次には八正道を主として說いてゐる。

(八正とは云々是を八正道と云ふ) 八正道とは俱舍論に出てゐる道德修行上の名目である。大藏法數に曰はく「八正道、謂此八法不ㇾ依二偏邪一而行故名ㇾ爲ㇾ正。復能通二至涅槃一故名ㇾ爲ㇾ道。一、正見、謂人修二無漏道一見二四諦一分明、破二外道有無等種種邪見一是爲二正見一。二、正思惟、謂人見二四諦一時、正念思惟、觀察籌量、令二觀增長一、最爲二正思惟一。三、正語、謂人

以無漏智慧常攝口業、遠離一切虛妄不實之語、是爲正語。四、正業、謂人以無漏智慧、修攝其心、住於清淨正業、斷除一切邪妄之行、是爲正業。五、正命、謂出家之人、當離五種邪命利養、常以乞食自活其命、是爲正命。六、正精進、不雜名精、無間名進、謂人勤修戒定慧之道、一心專精無有間歇、是名正精進。七、正念、謂人思念戒定慧正道及五停心助道之法、堪能進至涅槃、是名正念。八、正定、謂人攝諸散亂身心寂靜、正住眞空之理決定不移、是名正定。」とある。八正道と名づくるは、この八の法は偏らず、邪ならず、中正にして、之を行へば涅槃に至る道の義で、出家修行の善と世間道德の善とを含んでゐる。本書のは名目が少しくちがふ。次にその要を示す。

正見　正善なる見解の義で、苦集滅道の四諦の理、因果應報の理法等を信ずること。

正思惟　正善なる思慮分別の義、四諦等の理に明かな上に、更によくその義理の存する所を思慮分別すること。

正語　正善な言語の義で、惡業となるべき一切の語を發せぬこと。

正業　正善なしわざの義で、殺生、偸盜、邪婬等の行爲をせぬこと。

正命　正善な道に依つて生活すること。

正精進　正業正命を行ふ爲に勇猛心を起して精進すること、即ち未發の惡を防ぎ未生の善を助長すること。

正定　心を寂靜の境に止めて亂散せしめぬこと。

正惠（慧）　眞智を起して正法を思念すること。

（凡そ心正なれば身口は自淸まる）　これは上の八正道を要約して云つたものである。この身體と言語と心意とでなす作業を、三業といふ。

（三業に邪なくして內外眞正なるを諸佛出世の本懷とす）　一切の諸佛が衆生を敎化濟度せむが爲に人間世界に出づるところの本來の目的はこの八正道にあるといふのである。

（神明の垂迹も又是が爲なるべし）　神のこの世にあらはれたまふ本懷もそれと同じであらうといふ。これは即ち本地垂迹說の當然導き至るべき點である。

（又八方に八色の幡を立つる事あり）　佛敎の道場、灌頂の戒壇の上に八方に八色の幡を立つる事がある。それは東方に白色東南に紅色、南方に黑色、西南に烟色、西方に赤色、西北方に青色、北方に黃色、東北に赤白色の幡を立つる事になつてゐるが、それらの幡の形は顯敎では頭首は三角形であるが、それは佛智を表し、地體は四角形のもの三箇である

が、それは、大定、智、悲の三德をあらはし、左右に八の手が下つてゐるが、それは八正道をあらはし、その手が各二枚から成つてゐるのは自利利他の二義を表したもので、足が四あるのは四神足をあらはすといつて居る。そこでこれらの幡が、八正道の表示であると見らるる譯になる。

(密教の習、西方阿彌陀の三昧耶形也) 密教は眞言祕密の教にして、それに對して他の宗派を顯教といふ。密教では三昧耶形といふことをいふ。これは佛が衆生化益の爲に種々の本誓を發し、その本誓に依りて各々現ずる所の諸尊所持の器仗、印契等の形をいふ。その三昧耶形を圖に配した曼荼羅に於いての西方阿彌陀佛の三昧耶形が、幡であるといふのであらう。

(其故にや行教和尚には見えさせ給ひける) 行教は武内宿禰の末裔で紀兼弼の子であつたが出家して大安寺に住してゐた。貞觀元年に宇佐八幡宮に一夏九十日の間、晝夜參籠して祈請した時に八幡宮が阿彌陀如來の形であらはれ給うたといふのであるが、それは二十二社本緣に傳ふる所である「清和天皇貞觀年中大安寺僧行教參詣シ天彼乃宮仁一夏九旬乃間叮嚀仁奉シ仁法施一大菩薩感應シ天阿彌陀三尊乃形仁互化現之多麼字」とある。陀三尊とは本尊阿彌陀如來とその脇侍の觀世音菩薩と大勢至菩薩とを云ふのであるが、これはその祭神が、八幡大菩薩と比賣神と大帶姬との三座であつたからであつて、石清水八幡宮では古はその本地佛を中御前阿彌陀、東御前觀音、西御前勢至と傳へて來たのである。

(光明袈裟の上にうつらせましく〵けるを云々男山に云々) この事も二十二社本緣に見ゆる。かやうにして男山の石清水八幡宮が出來たのである。

(說) 以上は八幡大神が、宇佐にあらはれたまひ、男山にその別宮が出來るまでの事を敍したのであるが、これからその八幡宮垂迹の本懷を述べて王者の參考に供しようとするのである。

(神明の本地を云ふ事は云々) 本地垂迹の說は元來佛教者が、その布教の方便としてわが神とその佛とを融合せしめようといふ事から起つたものであるから、たしかでないのは當然である。撰者がこれに論及したのは、さすがに佛教心醉家ではないと批評すべきである。しかし、この八幡大菩薩は、元來がわが國の天皇の垂迹であることで他の場合とは異なる譯であるし、又昔から明かな證據がおありになるやうだといふのであるが、述者はその證據が何であるかを未だ知らぬ。應迹は應現垂迹の約であらう。應現とは佛菩薩が衆生の機に應じて身を示現することである。

(或は又云々詫宣し給ふ) このうち「昔於靈鷲山說妙法花經」といふのは本地が釋迦佛であるといふ事になるのであるが、

宮寺縁事抄に載する正宮碑文に「昔於₂靈鷲山₁說₂妙法花經₁、爲ㇾ度₂衆生₁故、示₂現大菩薩₁」とも見え、又正宮柱虫食文にも略同様の文があつて　それは明かに本地が釋迦佛であるといふ事は八幡宇佐宮御託宣集にも見ゆるし、元慶元年十一月十二日の託宣であると載せてゐる。又本地が彌勒であるといふ事の文献は未だ見ないが、宇佐八幡の神宮寺が神託に依つて彌勒を本尊として彌勒寺と稱し、又各地にも八幡宮に縁故の在る彌勒寺が少くない。それ故に彌勒が本地であるといふ信仰も生じてゐたのであらう。又大自在菩薩といふのは護國靈驗威力神通大自在菩薩といふ稱號の略であるが、この號は八幡宇佐宮託宣集によると、當初からの御名の様であるが、東大寺要錄卷四に引いてゐる弘仁六年十二月十日の太政官符によれば、これは天應年間に護國靈驗威力神通大菩薩といふ尊號を上られた。これは和氣清麿が豐前守である時に、かの護國の大託宣があつた事によつて上らるるやうに取計つたものと思はるるが、延暦二年五月に託宣があつて昔名是大自在王菩薩云々とあつたによつて奉られたものであることが明に知らるる。

（中にも八正の幡を立てゝ云々）上の様に種々の本地說もあり、又神號もあるが、その中にも八幡の號は八正の幡を八方に立て、以て八方の衆生を正しい道に導き給ふといふ本誓をば、國民たる者はよく〳〵深く思ひ慮り奉つて、正善の道をふみ違へぬやうにすべきであるといふのである。

（說）以上八幡宮の事より八幡の名義に及び、轉じて八正道を說き、再轉して國民の正の道を守るべきを說く。これによつても撰者が佛說に溺るゝ愚人でなく、經世の達人であつた事がよく窺はるる。

さてこれから前に二所の宗廟といつたその因みと、こゝに正道を說いた緣とによりて、天照大神の敎を說かうとするのが次節である。

天照大神も只正直をのみぞ御心とし給へる。神鏡を傳へまし〳〵し事の起は前にもしるし侍りぬ。又雄略天皇二十二年の冬十一月に伊勢の神宮の新嘗の祭夜深けてかたへの人々退り出でて後、神主物忌等計留りたり

しに、皇大神豊受大神、倭姫命にかゝりて託宣し給ひしに、人は則ち天下の神物也。心神を破る事なかれ。神はたるゝに祈禱を以て前とし、冥は加ふるに、正直を以て本とすとあり。同二十三年二月重ねて託宣し給ひしに、日月は四州を廻り、六合を照すと云へとも、正直の頂を照すべしとなり。

〔三〕底本になし、梅、白、北三本によりて加ふ。

（說） 前にも云つた通り、これから皇大神の敎の正直の道を說からうとするのである。

（天照大神も只正直をのみぞ御心とし給へる） この事は次々に說いてゐる。

（神鏡を傳へましまし事の起は云々） これは天孫降臨の際の神勅である。

（又雄略天皇二十二年の冬十一月に云々） この事は御鎭座傳記に見えたものである。その文に曰はく「雄略天皇即位廿二年倭姫命磯宮座。冬十一月新嘗祭之夜深天雜人等退出之後、神主部物忌部等宣久、吾今夜承二皇大神及止由氣皇大神勅一所二託宣一。汝正明聞給倍、人乃天下乃神物也。莫レ傷二心神一、神垂以二祈禱一爲レ先、冥加以二正直一爲レ本、皆令レ得二大道一云々」とある。「神主」は禰宜祝部等の稱。「物忌」は神に奉仕する童男童女の總稱で、名義は忌み淸まりて奉仕する意。伊勢神宮のが最もよく知られてゐるが、賀茂、春日、平野、香取、鹿島にもおかれてゐた。

（人は則ち天下の神物なり云々） これ度會神道家の說く所の神道の要旨である。「人間は心中に神性を具足してゐる。従つて人の精神は神と本質を同じくするもの故に、これを損ひ破つてはならぬ。神は祈禱するといふ事に於いて幸を垂れ下し給ふによつて、祈禱を先とすべきものである。又幽冥即ち神は正直な者を加護し給ふ」といふのである。

（同二十三年二月重ねて託宣し給ひしに日月は四州を廻り云々） これは倭姫命世記に出てゐる事である。曰はく「天皇即

位廿三年己未三月倭姫命召二集於宮人及物部八十氏等一宣久、云々心神則天地之本基、身體則五行之化生奈利肆元レ元入二元初一、本レ本任二本心一與、神垂以二祈禱一爲レ先、冥加以二正直一爲レ本利。夫尊レ天事レ地、崇レ神敬レ祖、則不レ絶二宗廟一經二綸天業一又屏二佛法息一奉レ再二拜神祇一禮、日月廻二四洲一。雖レ照二六合一須レ照二正直頭一止詔命明矣。云々」とある。このうちの一節をこゝにあげられたのである。「四州」は印度でいふ四大洲のこと、「六合」は上下四方のこと。これは日月は四大洲又上下四方を普く照すものなれど、わけても正直の者を照し護るといふ意。

（說）以上天照大神の教の一斑をあげたから、これから二所宗廟の教を總合して論ぜうとする。

されば、二所の宗廟の御心をしらんと思はば、只正直を前とすべき也。大方天地の間、ありとある人陰陽の氣を受けたり。不正にしては立つべからず。殊更に此國は神國なれば、神道に違ひては一日も日月を戴くまじき謂れ也。倭姫の命人に敎へ給ひけるは、黑心なくして、丹心を持ちて淸潔く齋愼め、左の物を右に移さず、右の物を左に移さずして、左を左とし、右を右とし、左にかへり、右に廻る事もなく、万事違ふ事なくして大神に事れ、元を元とし、本を本とする故也となん。誠に君につかへ、神につかへ、國を治め、人を敎へん事もかゝるべしとぞ覺え侍る。

「されば」底本、本文に「ケレハ」とし「サレハイ」と注し、梅、白、群三本は「大方」とし、北本「されば」とす。今「されば」をとる。

「ありとある」底本「在ト在ル」とす、他本によりて假名とす。

「丹」底本「キヨキ」と訓すれど、「アカキ」なること明かなれば訂しつ。

少の事も心にゆるす所あれば、大に誤まる本と成る。周易に霜を履で堅氷に至ると云ふ事を孔子釋しての給はく、積善の家に餘慶あり。積不善の家には餘殃あり。君を殺し、父を殺す事も一朝一夕の故に非ずと云へり。毫釐も君をいるかせにする心をきざす物は必亂臣となる。芥蔕も親をおろかにする形在る物は果して賊子となる。此故に、古の聖人、道は須臾も放るべからず、離るべきは道に非ずと説けり。但、其末を學びて源を明めざれば、事に望みて覺えざる誤あり。其源と云ふは、心に一物を貯へざるを云ふ。然も虚无の内に留るべからず。天地あり、君親あり。善惡の報影響の如し。己が欲をすて、人を利するを前として、境に對する事鏡の物を照すが如く、明々として迷はざらんを誠の正道と云ふべきにや。代下れりとて、自賤むべからず。天地の初は今日を初とする理あり。如之ず、君も臣も神を去る事遠からず。常に冥の知見を顧み、神の本誓

「親」梅本「臣」とす。

「思ひ給ふべし」底本「可思」に作る。他本によつて訂す。

を覺りて正に居せん事を志し、邪なからん事を思ひ給ふべし。

(されば二所の宗廟の御心を云々) 以上云つた通りで、八幡大神の教も「正」といふことに歸し、天照太神の教も「正直」といふことであるから二所の宗廟の御心を知らうと思はゞ、只正直を第一とすべきであるといふのである。

(天地の間ありとある人云々) 「ありとある」はある限りの意。

(不正にしては立つべからず) これは千古にわたる金言である。

(殊更に此國は神國なれば、神道に違ひては一日も日月を戴くまじき謂れ也) 神道は正直を根本とするがこの神道に違つては日本人として一日も生存し得ぬ道理があるといふのは神國の本質をやぶるものであるからである。

(倭姫の命人に教へ給ひけるは黑心なくして丹心を持ちて云々) これは倭姫命世記に出てゐる事である。曰はく(崇神)六十年の條に或る童女にあひて御供して神に仕奉るかと問ひ給うた時仕へ奉りませうと申し上げた時に教へ給うた語である。 その文に曰はく「無₂黑心₁志弖以₂丹心₁天清潔久齋愼美左物於不ㇾ移ㇾ右須右物不ㇾ移ㇾ左志弖左ㇾ左右ㇾ右、左歸右廻事毛萬事違事奈久志弖太神爾奉仕。元ㇾ元本ㇾ本故也」とあつて、この文のまゝにあげられたのである。その意明白で、語を加ふる必要はないが、その事は道理至極してゐる。神道の教の極致はこゝにあるのであらう。それ故に、次に**(誠に君に仕へ神につかへ國を治め、人を教へん事もかゝるべしとぞ覺ゆる)** といはれたので、これも亦別に語を加ふるまでもない。

(說) 以上の事に引つゞいてこゝに正直の道を修むるについての心得を說いてある。その言また誠に至言である。

(少の事も心にゆるす所あれば大に誤まる本となる) 「ゆるす」は「縱す」といふ文字にあたつて、油斷することである。これは大學の「誠ㇾ意」といふ教、又中庸の「其の獨を愼む」といふ事を誠を養ふ道とした事を基にしたものと考へらるる。以下はそれの說明である。

(周易) 周の文王が編して周公がこれを述べ、孔子がその義を敷衍したもので、陰陽消長の理を說いたものである。

(霜を履で堅氷に至る) これは周易の坤の卦の初六の爻辭に「履ㇾ霜堅氷至」とあるのをさす。これはその象傳にこれを說いて「履ㇾ霜陰始凝也、馴₂致其道₁至₂堅氷₁也」とあるやうに、ある事柄の生起するのは、その萌しが先づあつて、はじめは何でもない樣に見ゆるが、漸次にそれが、進んで後には容易ならぬ事になるといふ道理を示したものである。

（孔子釋しての給はく積善の家に餘慶あり云々） これは孔子が周易の意を敷衍した十翼中の文言傳の坤の説明中の語である。その語は「積レ善之家必有ニ餘慶一積ニ不善一之家必有ニ餘殃一。臣弑ニ其君一子弑ニ其父一非ニ一朝一夕之故一」とあるのをそのまゝあげたのである。善事を引つゞいて行ふ時にはたとひその善事が極めて小で目に見えぬというても、積もりては大なる功徳となるが故に、その徳の餘が、その家門にも及んで慶となり、又たとひその不善事が極めて小で、さし當り大な不都合が無いというても、積もりては大なる罪障となるが故に、その罪障がその家にも及んで、殃となるといふことを言つたものであるが、なほ君を弑し、父を弑すといふやうな最大惡事なども遽に起るものではなくてその惡事の行はるるやうに至るまでにはその源がある筈で、よく調ぶると、やはり、そのはじめは極めて些細と思はるるやうな事から出立してゐるといふのである。

（毫釐も君をいるかせにする心をきざす物は必す亂臣となる、云々） 毫釐といふは度に於いて一尺の千分一を釐といひ萬分一を毫といふ如くに極めて微細なことをいふ。芥蔕もその義に近い。さてこれは禮記に「君子は始を愼む。差毫釐の若くにして繆千里を以てす」と云つてゐる精神で、この語を云はれたものである。亂臣と賊子とは亂賊の臣子といふべきを文章の上で二に分けて對語にしたもので、國家を亂り君父をそこなふ者をいふ。「果して」は「終に」といふ程の意。

（此故に古の聖人道は須臾も放るべからず云々） これは中庸に「道也者不レ可ニ須臾離一也。可レ離非レ道也」とあるのをさゝれたのであるが、中庸は孔子の孫子思が孔子の意に基づいて誠の道を説いた書である。道とは天地の理によつて人性に備はつたすぢみちであつて、人たるものゝしばらくも離るることの出來ぬものである。もししばらくでも離れてよいといふ事ならば、それは道ではないといふ意である。

（但其末を學びて源を明めざれば事に望みて覺えざる誤あり） これは大學に「其本亂而末治者否（アラズ）矣」と云つてゐると同じ精神である。

（其源と云ふは心に一物を貯へざるを云ふ。然も虚无の内に留るべからず） これはその道の源たるものを説明したのであるが、その源といふは人その心に一毫の私心のないのをいふのであつて、それを心に一物を貯へないと云つた。しかし一物を貯へないと云ふのは虚无といふ事ではないといふのである。虚无といふのは種々の意味もある樣であるが、ここは消極的否定主義をさしたものであらうが、こゝにいふ事はさやうな虚无の内に留るやうな事をいふのでなく明鏡止水の如き清朗で、しかも曇の無い絶大の積極的な不偏の心的態度をさしたものである。

（天地あり、君親あり） これは人はその本づく所を見れば、自然界にして見れば天と地とが在つてはじめて人があるのであり、人間界にして見れば、君と親とが在つてはじめて我があるのであるから、その本源を忘れてはならぬことをさとらせようとしての言である。

（善惡の報影響の如し） 身口意三業の善惡に應じてそれ〴〵の報のあることは形に應じて影があり、聲に從つて響があるやうに必然的であつて離れ得ないものであるといふのであるが、これは明鏡の外物を照す作用を以て比喩的に知る事が出來る。そこでなほ次の說を下した。

（己が欲をすて、人を利するを前として境に對する事鏡の物を照すが如く云々） 境とは己が遭遇する外界をさす。己が欲をすて公平無私の心を以て、人を利し世を濟ふ精神を第一として外界の境遇に對する事が、平にして曇のない鏡が物を照すが如くであることを眞實の正道と云ふべきであらうと思はるるといふのであるが、こゝに

（正道） といふ一語を以て、神道の正直の道と佛教の八正道と、中庸の誠の道とを統一して說かうとした點に著しい特色をみる。學者の活眼を開いて見るを要する點である。

（代下れリとて自ら賤むべからず。） この一句は、時弊に對する一大警告である。支那でも天竺でもすべて古代を以て完全な理想時代として、年數を經るに從つて世は次第に衰へ、人も亦次第に劣るものとした風があつて、末世とか澆季とかいふ語が盛んに行はれ、佛教では正像末の三時說さへある位であつて、鎌倉時代は既にその末法濁惡の時代に入つたと信ぜられてゐたのである。それらが人心の頽亂を導いてかの南北朝のやうな大亂を惹き起したものと自分は常に思ふのであるが、そのやうな渦の中に立つて敢然としてこのやうに喝破して世人の迷夢をさまさうとした撰者は眞に絕世の偉人といはねばならぬ。しかしこの撰者の懷く思想は日本の生命たる中心思想であつて、太古から日本人の中心には絕えず傳はつてゐたもので、これがあるによつて天壤無窮の皇運も萬世一系の皇統も維持せられて來たものである。今こゝにこれを委しく述ぶる遑をもたないが、特に一言しておく。

（天地の初は今日を初とする理あり） この語は上にいたつた日本の中心思想からは導かれ得べき思想であるが、これが基づく所あつて、それに據つたものか撰者の獨特の思想であるかは未だ知らぬが、實に偉大な思想である。これは尋常平凡者流のかけても思得ない思想である。而してこの思想が建武の中興の際に發揮してゐるのを見る。

（加之ず、君も臣も神を去る事遠からず） わが皇室も臣下も神の血統を受けて、しかも神をさほど遠く離れては居ない。

「なん」底本「ナシ」に作る。他本によりて改む。

然らば神代とてもさほどに遠いとはいはれぬといふのである。

（常に冥の知見を顧み云々） 冥の知見とは神明の幽冥界から照覧あること。神の本誓は神の根本の誓願が正といふ事にあること。かくて、その神の本誓に随つて、正の地位に止まつて動かず、邪道に陷らぬやうに思ひ給へといふのである。

（説） 正道を説くこと到れりと評すべきである。而してこれ王者治國の要道を説いたものである。最後に「思ひ給ふべし」といふ語を用ゐてゐるのを見ても、本書の目的那邊にあるかを察する事が出來よう。

第十七代、仁德天皇は應神第一の子。御母仲姫命、五百城入彦の皇子（景行の御子也。）の女也。大鷦鷯尊と申す。

（仁德天皇は應神第一の子） これは日本紀には「譽田天皇之第四子也」とあつて一致しない。舊事紀にも第四子とある。何か據があるのか、思ひ誤りかを詳にしない。

（御母仲姫命云々） これは日本紀にも古事記にも一致する。

（大鷦鷯尊） これは仁德天皇の御諱である。

應神の御時、菟道稚皇子と申すは最末の御子にてまし〳〵しをうつくしみ給ひて、太子に立てんと思召しけり。兄の御子達うけがひ給はざりしを此天皇獨りうけがひ申し給ひしに依りて、應神悦びまして、菟道稚を太子として此尊を輔佐になん定め給ひける。應神隱れましゝかば御兄達

太子を失はんとせられしを、此尊覺りて太子と心を一にして彼を誅せられにき。爰に太子天位を尊に讓り給ひ、尊固くいなみ給ふ。三年に成るまで、互に讓りて位を空くす。太子は山城の宇治にます。尊は攝津の難波にましけり。國々の御調物もあなたこなたに請取らずして、民の憂へとなりしかば。太子自失せ給ひぬ。尊おどろきなげき給ふ事限なし。され共遁れますべき道ならねば、癸酉の年即位。攝津國高津宮にまします。

（應神の御時菟道稚皇子と申すは云々） 菟道稚皇子とは、菟道稚郎子と日本紀にある皇子である。この皇子が皇太子に立ち給ふやうになつた事情は、日本紀の應神天皇四十年の條に見ゆるが、本書はそれによつたものであらう。古事記にも同じ趣に見ゆる。

（應神隱れまししかば、御兄達云々） こゝに兄達とはあるが、日本紀にも舊事紀にも古事記にも大山守命一人としてゐる。それが正しいのである。

（爰に太子天位を尊に讓り給ひ、云々） この太子と仁德との互に讓られた事は日本紀にも舊事紀にも古事記にも見てゐるが、本書はその要をとつてあげてる。

（尊おどろきなげき給ふ事限なし。され共遁れますべき道ならねば云々） 菟道稚郎子命が自殺せられて仁德はいたく驚き嘆き給うたが、さて皇位は空しくしておくべき事でないから仁德天皇が即位あつたといふのである。三年の癸酉といふことは日本紀によつたものであるが、應神崩御の第四年目に當る。

（攝津國高津宮） これは、名高い宮で日本紀古事記はすべて同じ傳であるが、その舊地は大體今の大阪城の邊にあたると

「止め」底本「留め」とす、梅本による。

「宮人」底本「宮ノ人」とす、梅、群、北三本によりて改む。

いはれてある。確かな事は分らない。

日嗣を受け給ひしより國をしづめ、民を哀み給ふ事ためしも希なりし御事にや。民間のまづしき事をおぼして、三年御調を止められぬ。高殿に上りて見給へば、にぎはゝしく見えけるに依りて

高き屋にのぼりて見れば、烟たつ民のかまどはにぎはひにけり。

とぞ讀ませましく〵ける。さて猶三年をゆるされければ、宮の中破れて、雨露もたまらず。宮人の衣やつれて其粧も全からず。御門は之を樂となん思召しける。かくて六年ごと云ふに、國々の民各參り集て大宮作り、色色の御調を備へけるとぞ。有難かりし御政なるべし。

（說）この仁政の御事は日本紀四年の條と七年の條と十年の條とに見ゆるのを略取して記されたものである。その七年の條の末に「故於レ今稱二聖帝一也」とあり又古事記には本文に「故稱二其御世一謂二聖帝世一也」といひ序文にも「望レ烟而撫二黎元一於レ今傳二聖帝一」ともあり、その後かやうな讚辭は絕えないのである。さてこゝにある（「**高き屋にのぼりて見れば**」**云々**）の歌は日本紀にも古事記にもその他一切の古典には見えぬ。日本紀竟宴和歌に左大臣藤原時平が、この天皇の事を詠じた歌に「高殿にのぼりて見れば天の下四方にけぶりて今ぞ富みぬる」といふ歌があ

底本「代」を脱す。他本によりて補ふ。

る。これをつくりかへて御製と誤り傳へたのであらうといふ説があるが、果して如何であるか。この説には必ずしも贊成しかねる。いづれにしても後人が、天皇の御製に準へて御心裏を忖度し奉つたものであらうとは思はるる。この歌の物に見えたはじめは和漢朗詠集の刺史の條にあげたのであるらしい、次には新古今集に載せてある。いづれもこの天皇の御製としてゐる。

天下を治め給ふ事八十七年。百十歳御座しき。

（天下を治め給ふ事八十七年） 此れは日本紀の傳である。

（百十歳御座しき） これは日本紀には明記してない。古事記には八十三歳とある。本書と同じく百十歳としたのは水鏡、皇代記、皇年代略記等である。

第十八代、履中天皇は仁徳の太子。御母磐余姫命、高城襲津彦の女也。庚子の年即位。又大倭の磐余稚櫻宮に御座す。後の稚櫻宮と申す。天下を治め給ふ事六年。六十七歳御座しき。

（履仲天皇は仁徳の太子） これは日本紀古事記共に同じである。

（御母磐余姫命云々） 盤余姫は磐之媛の誤で、高城襲津彦は葛城襲津彦の誤である。この誤を正せば日本紀古事記に一致する。

（庚子の年即位） これは日本紀の傳であるが、仁徳崩御の翌年の即位である。

（大倭の磐余稚櫻宮） 磐余稚櫻宮は神功皇后の時にも同じ名の宮がある。そこで、これを後の稚櫻宮とも稱するが、その

「比」底本「北」に誤る。他本によつて訂す。

底本「治事」とあり。他本によつて補ふ。

宮地は大體同じ地であつたらうといふ。古語拾遺には神功皇后の御世を「磐余稚櫻朝」といひ、この御世を「後磐余稚櫻朝」と云つてゐる。

（天下を治め給ふ事六年） これは日本紀の傳である。

（六十七歳御座しき） 日本紀には「時年七十」と注してゐるし、古事記には六十四歳とある。本書のやうに六十七歳にしてゐるのは水鏡である。

第十九代、反正天皇は仁徳第三の子、履中同母弟也。丙午の年卽位。河内國丹比柴籬宮に御座す。天下を治め給ふ事、六年。六十歳御座しき。

（反正天皇は仁徳第三の子云々） 日本紀には履仲の同母弟とあるだけで仁徳の第三子といふことは明かでない。

（丙午の年卽位） 丙午は日本紀の傳であるが、反正崩御の翌年の卽位である。

（河内國丹比柴籬宮） 日本紀古事記同じ傳であるが河内國丹比郡（今中河内郡）松原村大子植田といふ所がその舊地であるといふ。

（天下を治め給ふ事六年） これは流布の日本紀の説である。然るに舊事記類聚國史には五年とある。これは日本紀の干支の計算を誤つた爲であるとして大日本史は五年を正しいとしてゐる。

（六十歳御座しき） 日本紀には御齡を記さない。古事記には六十歳とある。本書は舊事記によつたものであらう。

第廿代、允恭天皇は仁徳第四の子、反正同母の弟也。壬子の年卽位。大倭の遠明日香の宮に御座す。

「後」底本「漢」誤る、梅、他諸本によりて改む。

（**允恭天皇は仁德第四の子云々**）　これも日本紀には前帝の同母弟とあるだけである。

（**壬子の年卽位**）　日本紀によられたのであらうが、反正崩御の翌年の即位である。但し反正の崩御を五年とすれば中一年空しくなる。

（**大倭遠明日香の宮**）　この都の事は日本紀には見えぬ。古事記には「遠飛鳥宮」とある。この宮の趾は大和國高市郡飛鳥村大字飛鳥字大垣內にあるといふ。これを「遠飛鳥宮」といふのは後の顯宗天皇の飛鳥八釣宮に對しての名稱である。

此御時までは三韓の御調年々にかはらざりしに、是より後には少々おこたりけりとなん。

（**釋**）　この事は日本紀この天皇四十二年の條に出でゐるが、この天皇崩御の時新羅より例の通り朝貢したが、その使の語を誤解して大泊瀨皇子（雄略天皇）が推問せられたのを恨んで、それを口實として貢上の品物の種類及び船の數を減じたといふのであるが、これは皇威の稍衰へたことを物語つて居るのである。

八年已未に當れりし年、唐の晉滅びて、南北朝と成る。宋、齊、梁、陳相次でおこる也、是を南朝と云ひ、後魏、北齊、後周次々起れりしを北朝と云ふ。百七十餘年は並びて立ちたりき。

（**釋**）　これは上神功皇后の條に、支那の世代の事をいつて、晉の世に移つた事まであげてあるから、それを受けて、こゝに又そのつゞきを述べようとするのである。この天皇の八年己未に亡びたのは東晉であつて、晉の元の朝廷は仁德四

年に當る丙子の年に一たび亡び、晉の王族が、江東の建業に在つて帝位について元帝と稱したが、その勢は一局部に偏在した。これを東晉と云つて、その他の地には群雄が割據してゐた。それが百年許つゞいて、この時にはその東晉も亡びて所謂南北朝の並立となる。その南朝は主として漢人系統の政府であり、北朝は概して外から侵入した種族、北胡、西羌などの政府であつた。それが隋によつて統一せらるるまで百七十餘年、似た様な有様でつゞくのである。

此天皇天下を治め給ふ事四十二年。八十歳御座しき。

（此天皇天下を治め給ふ事四十二年） これは日本紀の傳である。

（八十歳御座しき） 日本紀には御年を記さぬ。古事記には七十八歳とある。八十歳とあるのは扶桑略記、一代要記、帝王編年記等である。

第二十一代。安康天皇は允恭第二の子。御母忍坂大中姫、稚野毛二派皇子（應神の御子）の女也。甲午の年即位。大倭の穴穗の宮に御座す。大草香皇子（仁徳の御子）を殺して、其妻を取りて、皇后とす。彼皇子の子眉輪王をさなくて母に随ひて宮中に出入しけり。天皇高樓の上に醉臥し給ひけるを窺ひて指殺して大臣葛城圓が家ににげこもりぬ。此天皇天下を治め給ふ事三年。五十六歳おはしましき。

「給ひ」底本に脱せり、他本によつて補ふ。

「給ひし」底本「給ひ」とす。

（安康天皇は允恭第二の子） これは日本紀によつたのである。

（御母忍坂大中姫云々） これも日本紀の文によつたものである。

（甲午の年即位） これは日本紀の傳によつたものである。

（大倭の穴穗の宮） 古事記には「石上之穴穗宮」とある。日本紀にも「遷二都于石上一是謂二穴穗宮一」とある。この宮址は山邊郡丹波市町大字田村にある。

（大草香皇子を殺して云々大臣葛城圓が家ににげこもりぬ） この時の事、日本紀にも古事記にも出でゐる。その要をこゝにあげたのであるが、その事のはじめを略してあるから一言する。天皇が御叔父の大草香皇子の妹の幡梭皇女（古事記には若草香女王）を皇弟大泊瀬皇子（雄略）に妻はせようと思し召して根臣といふ者を使として請はせられたが、大草香皇子が甚だ喜ばれて禮物として押木玉縵を奉つたのを根臣が、その玉縵を私に竊んで大草香皇子が妹を奉ることはいやだと云つて惡口を申しましたと讒言を申した。天皇がそれを信じ怒り賜うて、兵を遣はされたのである。さて幡梭皇女を弟の妃とし、大草香皇子の妻中蒂姫を納れて皇后とせられて、その子眉輪王も母に從つて宮中に入れられたが、いつしかその父が天皇に殺された事を聞き知つて父の讐を報ゆるとして天皇を弑し奉つた。古事記によるとこの時に眉輪王は年七歳であつたといふ。

（天下を治め給ふこと三年） 日本紀の傳である。

（五十六歳おはしましき） 日本紀に御年を載せぬ。古事記舊事紀に五十六歳とあつて本書に同じい。

（說） この天皇の事國家の大變であつた。そのはじめは讒言から起つたのである。はじめを愼むべき事はこゝにも考へさせらるる。

第二十二代、雄略天皇は允恭第五の子、安康同母の弟也。大泊瀬の尊と申す。安康殺され給ひし時、眉輪の王及圓の大臣を誅せらる。剰へ其事

他本による。

にくみせられざりし市邊押羽の皇子をさへに殺して位に卽き給ふ。今年丁酉年也。大倭泊瀨朝倉の宮に御座す。此天皇性猛くまし〳〵けれども、神に通じ給へりとぞ。

（雄略天皇は云々大泊瀨の尊と申す）　この天皇の名は、安康天皇の條に云つた。允恭第五の子といふ事は日本紀の傳である。

（安康殺され給ひし時云々位に卽き給ふ）　この時の事日本紀にも古事記にも見ゆる。市邊押羽の皇子は後の顯宗仁賢二帝の御父である。この皇子はこの眉輪の事には無關係であつたにも關せず、殺されたのは苛刻といふべきである。その精神を知らする爲に「さへに」といふ語を加へて示した。

（今年丁酉年也）　この即位の年が丁酉の年であるといふのであるが、それは日本紀の傳である。

（大倭泊瀨朝倉の宮）　これは日本紀によつてかゝれたのであるが、古事記には「長谷朝倉宮」とある。文字が少し違ふだけで同じ所である。その宮址は磯城郡朝倉村大字黑崎に在て字天森がその一部であるといはれてゐる。

（此天皇性猛くまし〳〵けれども云々）　この天皇の性猛くましましたことは日本紀古事記に直筆してゐるからそれでよくわかるから一々あげぬ。神に通じ給ふといふ事は四年二月に天皇が葛城山で一言主神と共に遊獵し給ひ、還幸の時一言主神が天皇を來目河まで送られた事が日本紀に見ゆるのをさした（古事記にも見ゆるが、話が少し違ふ）のであらう。このやうに兩極端を持てゐられた天皇であつた。それで、日本紀を見ると、「天下誹謗して言はく大惡天皇也」と申し上げたとあるが、又一方では「百姓咸く言はく有德天皇也」とある。しかも諫を聞いてはよく納れられた。これらは皆日本紀に直筆してある。「雄略」の御諡は頗る意義が在るやうに思はるる。この御世の事はわが國史の上に重大な轉機であつたと思ふが、それは議論にわたるからこゝにはいはぬ。

「皇」底本「三」とす。他本によりて訂す。

二十一年丁巳冬十月に伊勢の皇大神、大倭姫命に敎へて、丹波國與佐の眞井の原よりして豐受大神を迎へ奉らる。大倭姫命奏聞し給ひしに依りて明年戊午の秋七月に勅使を立てゝ迎へ奉る。九月に度會郡山田原の新宮にしづまり給ふ。垂仁天皇の御代に、皇大神五十鈴の宮に移らしめ給ひしより四百八十四年になん成りにける。神武の始よりは既に千百餘年に成りたるにや。又是まで、大倭姫命存生し給ひしかば、內外宮の作も日小宮の圖形文形に依りてなさせ給ひけりとぞ。

（丹波國與佐の眞井の原よりして云々） 延暦の儀式帳には「丹波國比治乃眞奈井爾坐云々」とある。この地は延喜式の神名帳に丹後國丹波郡の神社に「比沼麻奈爲神社」とあるが、その舊地に近いあたりであらう。

（二十一年丁巳冬十月に伊勢の皇大神云々） これは倭姫命世記によつたものであらう。それには「泊瀬朝倉宮大泊瀬稚武天皇即位廿一年丁巳冬十月倭姫命夢敎覺給久皇太神吾一所不在波御饌毛安不聞食丹波國與佐之小見比沼之魚井原坐道主子八乎止女齋奉御饌都神止由居太神乎我坐國欲止誨覺給伎」とある。しかし延暦の儀式帳には雄略天皇の御夢に皇大神の敎へ覺し給うたとある。御鎭座本記には一層委しく出てゐる。一事二傳であるが、撰者は倭姫命世記御鎭座本記によられたのであらう。

（大倭姫命奏聞し給ひしに依りて云々）　これは倭姫命世記に前の文に引つゞいて、「爾時大若子命ヲ差使朝廷ニ令ニ參上一天御夢狀令申給支云々而明年戊午秋七月七日以ニ大佐々命ニ天從ニ丹波國余佐郡眞井原一志天奉レ迎ニ止由氣皇太神一云々」とある。御鎭座本記は一層委しい。それらに據つたのであらう。

（九月に度會郡山田原の新宮にしづまり給ふ）　以上の樣に、倭姫命世記豐受宮儀式帳共に山田原鎭座の事を述べてゐるが、「九月」といふ月を明言しては居ない。御鎭座本紀には「戊午秋九月望從ニ離宮ニ遷ニ奉山田原之新殿一奉レ鎭ニ御船代御樋代之內ニ云々」とある。これに據つたものであらう。

（垂仁天皇の御代に云々）　これはいふまでもない。雄略天皇の二十二年は紀元一千一百三十八年になる。

（又是まで大倭姫命存生し給ひしかば云々）　大倭姫命この世まで生き永らへさせ給うたとすれば、四百歳以上の年齡である筈である。然るに、倭姫命世記には景行天皇二十年に倭姫は老耆仕ふること能はず、とて五百野皇女久須姫命にその職を讓りまして宇治機殿乃磯宮に居給へりとある。しかもこの世記には垂仁天皇廿三年に石隱りましき（薨去のこと）と記してゐる。この說頗る異なる事であるが、今傳のまゝにあぐる。さてこのやうに倭姫命がこれまで存生であつたから內宮外宮の作りもその傳へられた高天原の日小宮の圖形によりてそれによられたであらうといふのである。

（內外宮）　內宮は皇大神宮、外宮は豐受大神宮、この稱は村上天皇の御世にはじまると神名秘書に見ゆる。しかし古事記に旣に外宮の名稱がある。

（日小宮の圖形文形）　これは上に見えた（四六頁）天宮の圖形文形といふのをさす。

（說）　以上外宮の由來を說いたから、これから、その祭神についての異論をあぐる。

抑此神の御事異說まします。外宮には天祖天御中主の神と申し傳へたり。されば、皇大神の詫宣にて此宮の祭を前にせらる。神ををがみ奉るも先此宮を前にす。天孫瓊々杵尊此宮の相殿にまします。依りて天兒屋命、

「天太主命」の「命」底本「尊」とす、他本いよりて改む。

「あり」底本「在」とす、他本によりて假名とす。

天太玉命も天孫に付き申して相殿にます也。是より二所大神宮と申す。丹波より移され給ひける事は昔豐鋤入姫命天照大神を頂戴して丹波の吉佐宮に移り給ひける比此神天下りて、一所におはします。四年ありて、天照大神は又大倭に歸らせ給ふ。それより此神は丹波に留らせ給ひしを道主命と云ふ人いつき申しけり。

（抑此神の御事異説まします。外宮には天祖天御中主の神と申し傳へたり） 豐受大神宮の祭神は延暦儀式帳に天照大神の神勅として「我御饌都神等由氣大神」とあるからして、豐受大神であることは明であるし、古事記に「登由宇氣神此者坐外宮之度相神者也」とも見えて古來一定の説となつてゐたものである。然るに、鎌倉時代に行はれた伊勢の神道家の間では、外宮の祭神が天御中主神であるといふ説が起つてゐた。その説の起原は今こゝに述ぶる遑もないが、それらの神道家は大抵外宮の神官の家から出てゐるのは注意すべき現象である。而してそれら神道家の經典とするものは神道五部書である。今この五部書について、外宮の祭神を如何に説いてゐるかと見るに、御鎭座次第記に「天照坐止由氣太神一座」と題目をあげて、「名曰天御中主神、故千變萬化受一水之德生續命之術、故名亦曰御饌都神也」といひ、御鎭座傳記には「豐受皇太神一座」と題目をあげて、「天地開闢之初於高天原成神也」といひ、「御饌都神天御中主尊」といつてゐる。御鎭座本紀は悉しくは豐受皇太神宮御鎭座本紀と云ふので、專ら外宮の事を記したものであるが「名號天御中主神」「亦因以曰豐受皇太神也」といひ、倭姫命世記には「豐受大神一座」の下に注する言の中に、「御饌都神亦名倉稻魂是也」といひ、又「天御中主靈」とある。然るに、鎌倉時代の末に出た度會家行の類聚神祇本源には、「天御中主尊」に注して「神風伊勢百船度會山田原之大神坐」といひ、又「亦名御氣都神」と説いてゐる。この家行の神

道說はこの書の撰者に影響してゐることは親房卿が類聚神祇本源を手寫してゐる事や、元々集が類聚神祇本源に基づいてゐるといふ事實で明かに考へらるる。

（**されば皇大神の託宣にて此宮の祭を前にせらる**）この託宣といふのは御鎭座傳記に「皇大神託宣、吾祭奉仕之時先須レ祭止由氣大神一也。然後我宮祭神可二勤仕一也。故則諸祭事以二止由氣宮一爲レ先也」と見え、又御鎭座本紀、倭姬命世記にも同文が見ゆる。さてこの祭祀に外宮を先にして後內宮に及ぼすことは延曆の儀式帳及び延喜式にも明かに見ゆるからその由來は古い事である。

（**神ををがみ奉るも先此宮を前にす**）これは公私の奉幣の時も外宮を前にするを例とすることをいつたのである。

（**天孫瓊々杵尊云々相殿にます也**）主なる神の副として同じ神殿に鎭ります神を相殿の神といふ。延喜式神名帳には「度會宮四座」とあつて、「豐受大神一座、相殿神三座」とあり、延曆儀式帳にも同殿坐神三座とある。その相殿神は「左一座天津彥彥火瓊々杵尊右二座天兒屋命太玉命」と倭姬命世記にある。本書はこれによつたものであらう。二十二社本緣にもこの三神を相殿としてあげてゐる。

（**是より二所大神宮と申す**）この雄略の御世に外宮御鎭座あつてから二所大神宮と申すことになつたといふのである。この語の古く見たのは延曆の皇大神宮儀式帳である。二十二社本緣にも見ゆる。

（**丹波より移され給ひける事は昔豐鋤入姬命云々**）この事は御鎭座次第記に見え、又御鎭座傳記、御鎭座本紀、倭姬命世記等に見ゆるが、正史には所見がない　しかし豐受大神の元おはしました地は今の與謝郡切戶であるといふ。（この頃には丹後國を分けられぬ前であるからすべて丹波國であつた。）

（**道主命と云ふ人いつき申しけり**）これは四道將軍の一である所の丹波道主命であるが、この事も上の御鎭座傳記に見るところである。

古は此宮にて御饌を調へて內宮へも每日に送り奉りしを、神龜年中より外宮に御饌殿を立てゝ內宮のをも一所にて奉るとなん。かやうの事に依

「と申す」底本脱す、他本によりて補ふ。
「義」底本「儀」とす、他本によりて改む。

りて御饌の神と申す說あれども、御饌と御氣との兩義在り。陰陽元初の御氣なれば、天狹霧國狹霧と申す御名もあれば、猶前の說を正とすべしとぞ。天孫さへ相殿にましませば、御饌の神と云ふ說は用ゐがたき事にや。

（古は此宮にて御饌を調へて內宮へも每日に送り奉りしを神龜年中より云々） 伊勢神宮には日別朝夕大御饌を奉らるる儀があつて每日朝夕に豐受大神宮の御饌殿で兩宮の大御神に大御饌を奉ることが、昔から今に至るまで嚴重に行はれてゐる。元來豐受大神鎭座の本旨はこの御饌にあつたのであるから、この儀がその御鎭座の當初からの重大事であつた事は疑がない。而してその御饌の調進ははじめ外宮の內で行はれたのであるといふのがこの書の說である。今その當否を知らないが、後に御饌殿を別に建てゝそこにて內外二宮の御饌を調進せらるる事になつた。その御饌殿の出來たのは神龜年中と云つてゐるが、神宮諸雜事記によると、聖武天皇神龜六年に御饌物に不淨の事があつた爲にその御忌の爲に勅あつて御饌殿をば創立せられたとある。

（かやうの事に依りて云々御饌の神と云ふ說は用ゐがたき事にや） 豐受大神が御饌の神にましますことは古典の明かに傳ふる所でこれは動かす事が出來ぬことである。然るに撰者がこの說をなすのは、これは前にも云つた通り外宮を中心として起つた度會家神道の說に從つたからである。次にその說を紹介する。

（御饌と御氣との兩義在り） 御饌の神といふのは古來からの古典の說であるが、御氣の神といふのは類聚神祇本源に「御氣津神」と書いてそれは「水德號也」といひ、又「御氣津古語也水者略語也」といつて、水を以て道の源流萬物の父母とする一種の哲學に據つてゐるのである。

（陰陽元初の御氣なれば云々） これは神皇實錄といふものに、「天御中主神」の下に「天地開闢之始含ニ精氣一而應化之」と

「御座しき」底本「御座ス」に作る。他本によりて改む。

「誕」底本「挺」に作る。他本によりて改む。

いひ、又「亦日天狹霧國狹霧」といひ、又類聚神祇本源に「亦名天讓日國讓月天狹霧國狹霧尊也」ともあるなどを云つたものであらう。

（說）以上說明の委しいのは、豐受大神が伊勢神宮の外宮として尊崇極めて厚いのであるから、その由來とその祭神とを明かにすることは、又神皇正統記の本旨として重要な事であると思ふからである。

此天皇天下を治め給ふ事二十三年。八十歲御座しき。

（此天皇天下を治め給ふ事二十三年） これは日本紀の傳である。

（八十歲御座しき） 日本紀に御壽を記さぬ。古事記舊事紀共に百二十四とある。その他諸書區々であるが、本書と一致するのは見ない。本書は何によられたのか未だ知らない。

第二十三代、清寧天皇は雄略第三の子。御母韓姬、葛城の圓大臣の女也。庚申の年卽位。大倭の磐余甕栗の宮に御座す。誕生の始より白髮おはしければ、しらかの天皇とぞ申しける。

（清寧天皇は雄略第三の子） これは日本紀によつたものである。

（御母韓姬葛城の圓大臣の女也） これは日本紀、古事記共に同じ傳である。

（庚申の年卽位） これは日本紀の傳であるが、雄略崩御の翌年の卽位である。

「二人」の「人」底本脱す。他本によりて補ふ。

（大倭の磐余甕栗の宮） これは日本紀、古事記共に同じ傳である。この宮の舊址は磯城郡安倍村大字池内の御厨子といふ邊であるといふ。

（誕生の始より云々） この事は日本紀の傳である。御名を「しらか」と申し奉ることは古事記も同様で「白髪命」とも「白髪大倭根子命」ともある。日本紀では「白髪武廣國押稚日本根子天皇」とある。

御子のなかりしかば、皇胤の絶えぬべき事を歎き給ひて、國々へ勅使を遣して皇胤を求めらる。市邊の押羽の皇子、雄略に殺され給ひし時、皇女一人、皇子二人御座しけるが、丹波國に隠れ給ひけるを求め出して、御子にして養ひ給ひけり。

（釋） この際の事は日本紀古事記に委しく出てゐる。本書は日本紀の傳によつてその要をとつてこゝに述べられたのである。古事記では天皇崩御の後に、飯豐青尊が攝位し給ひて皇胤をば求められたとある。

天下を治め給ふ事五年。三十九歳御座しき。

（天下を治め給ふ事五年） これは日本紀の傳である。

（三十九歳御座しき） 日本紀にも古事記にも御齢の傳は無い。水鏡、一代要記等は四十一歳といひ、歴代皇紀には四十二歳

とあるが、本書と同じ傳は未だ見ない。本書は何によられたかわからぬ。

第二十四代、顯宗天皇は市邊の押羽の皇子の第三の子、履中天皇の孫也。御母、弟媛。蟻の臣の女也。御兄仁賢先位に卽き給ふべかりしを、相共に讓りまし〱しかば、同母の御姉飯豐尊暫く位に居給ひき。されども軈顯宗定り御座しに依りて飯豐天皇をば日嗣にはかぞへ奉らぬ也。乙丑の年卽位。大和の近明日香八釣の宮に御座す。天下を治め給ふ事三年。四十八歲御座しき。

（顯宗天皇は市邊の押羽の皇子の第三の子云々） これは日本紀の傳によつたものである。但し御父の名は日本紀には市邊押磐皇子とあり、古事記には市邊忍齒別王とある。

（御母弟媛云々） 弟媛は類從本以外に皆この通になつてゐるが、それは「荑姬」の誤である。恐らくはこれは原本に正しく書いて在つたのを「荑」といふ字は見馴れないので、寫し傳ふる間に「弟」の字に誤つたものであらう。さてこれは日本紀の傳によつたものであらう。蟻臣は葦田宿禰の子で葛城の襲津彥の孫である。

（御兄仁賢先位に卽き給ふべかりしを云々） この事は日本紀によつて書かれたものである。古事記では飯豐靑尊は顯宗仁賢の御叔母で、清寧崩御後一時皇位を攝行してこの二帝を尋ね求められたとある。但し兄弟相讓られた事は同じ様に傳へてゐる。

（顯宗定リ御座しに依りて云々） 仁賢天皇は、二皇子龍潜の時に、その皇胤たる事をあらはされたのは弟皇子の御力であるからと云つて固辭せられた爲に弟皇子が終に先だつて皇位につかれたのである。飯豐天皇が一時皇位に居られた事は、日本紀古事記共に同じく傳へてゐるが、歷代にかぞへ奉らぬといふのである。これは如何いふ理由であるか、自分には分らぬ。水鏡には明かに一代としてかぞへ奉つてある。

（乙丑の年即位） これは日本紀の傳である。清寧崩御の翌年の即位である。

（大和の近明日香八釣宮） 日本紀には近飛鳥八釣宮と書き、古事記には近飛鳥宮と書く、同じ所である。この宮址は高市郡飛鳥村大字八釣字宮下にある。「近飛鳥」と名づけたのは古の飛鳥宮（允恭）に對して云つた名である。

（天下を治め給ふ事三年） これは日本紀の傳である。古事記には八歳とある

（四十八歳御座しき） 日本紀には御齡を載せない。古事記水鏡には三十八歳とある。四十八歳とあるのは一代要記、歷代皇紀等である。

第二十五代、仁賢天皇は顯宗同母の御兄也。雄略の我父の皇子を殺し給ひし事を恨みて、御陵を堀りて御屍をはづかしめんと宣ひしを、顯宗諫め御座しに依りて德の及ばざることを恥ぢて顯宗をさきだて給ひけり。戊申の年即位。大倭の石上廣高の宮に御座す。天下を治め給ふ事十一年。五十歳御座しき。

「さきたて」底本に「先ツ立」に作る、他本によりて改む。

（仁賢天皇は云々） この事異傳が無い。

「祚」底本「祖」とす、他本によりて訂す。

（雄略の我父の皇子を殺し給ひし事を恨みて云々）　この事は日本紀古事記共に略同じ様に傳へてゐる。但しこの事は顯宗即位の後の事と傳へてゐるから德の及ばぬ事を恥ぢて顯宗をさぎたてられたといふ事は事實にあはぬ様である。

（戊申の年即位）　日本紀には戊辰とある。申は辰の誤であらう。顯宗崩御の翌年の即位である。

（大倭の石上廣高の宮）　日本紀、古事記共に同じ傳である。この宮の址は山邊郡二階堂村大字嘉幡字都田の地であるといふ。

（天下を治め給ふ事十一年）　これは日本紀の傳である。

（五十歳御座しき）　日本紀古事記共に御齡を記さない。水鏡、歴代皇紀、愚管抄等は本書と同じ傳で、一代要記、帝王編年記には五十一歳とある。

第二十六代、武烈天皇は仁賢の太子。御母大娘の皇女、雄略の御女也。己卯の年即位。大和の泊瀨列城の宮に御座す。

（武烈天皇は仁賢の太子）　これは日本紀の文によつたものである。仁賢の男皇子は一方のみである。

（御母大娘の皇女云々）　春日大娘皇女が正しい御名である。本書は略して書いてある。これは日本紀古事記共に同じである。

（己卯の年即位）　これは日本紀の傳である。仁賢崩御の翌年である。

（大和の泊瀨列城の宮）　日本紀の文字によつたのである。古事記には長谷之列木宮とある。所は同じである。この宮の址は今磯城郡初瀨町字出雲十二神地の地であるといふ。

性さがなくまして、惡としてなさずと云ふ事なし。仍りて天祚も久しからず。仁德さしも聖德御座しか共、此皇胤爰に絶えにき。聖德は必ず百

「おぼれず」底本「ヲホサレヌ」とす。他本によりて訂す。

代にまつらる（春秋にあり。）とこそ見えたれ共、不德の子孫あらば、其宗を滅すべき先蹤甚多し。されば上古の聖賢は子なれ共慈愛にはおぼれず、器に非ざれば傳ふる事なし。堯の子丹朱不肖なりしかば、舜にさづけ、舜の子商均又不肖にして、夏の禹にゆづられしが如し。堯舜より此方には猶天下を私にする故にや、必ず子孫に傳ふる事に成りにしが、禹の後に、桀暴虐にして、國を失ひ、殷の湯聖德ありしか共紂が時无道にして、永く亡びにき。天竺にも沸滅度百年の後阿育と云ふ王あり。姓は孔雀氏。王位に即きし日鐵輪飛び降る。轉輪の威德を得て、閻浮提を統領す。剩へ諸の鬼神を隨へたり。正法を以て天下を治め、佛理に通じて、三寳をあがむ。八万四千の塔を立てゝ舍利を安置し、九十六億千の金を捨てゝ功德に施する人也き。其三世の孫、弗沙密多羅王の時惡臣の勸に依りて、祖王の立てたりし塔婆を破壞せんと云ふ惡念を發し諸の寺を破り、比丘

「德」底本「悳」に作る、他諸本によりて改む。

を殺害す。阿育王のあがめし雞雀寺の佛牙齒の塔をこぼたむとせしに護法神いかりをなし、大山を化して王及び四兵の衆を押殺す。是より孔雀の種永く絶えにき。先祖大なる德ありとも、不德の子孫宗廟の祭をたゝん事疑ひなし。

（性さがなくまして惡としてなさずと云ふ事なし）「さがなく」とは善からぬことである。この天皇の惡行の事、日本紀に直筆してある。但しこれについて多少議論も史家の間にあるが、今それを論ぜぬ。

（仍りて天祚も久しからず）天祚は天皇の位にゐたまふことをいふ。この天皇の御在位の少かつたのはその惡行の報であると撰者が觀たのである。

（仁德さしも聖德御座しか共云々）仁德天皇から、この天皇まで五世である。この天皇御子が無くて仁德の御血統の皇統を受けらるることがこゝに絶えた。

（聖德は必ず百代にまつらる云々）この語は「春秋に見ゆ」とあるが、春秋の經文には見えぬ。左傳昭公八年の傳に、晋侯が史趙に「陳は遂に亡びんか」と問うた時に史趙が、陳は急には及ぶまいと答へたその言の中にある語である。曰はく「臣聞盛德必百世祀」と云つた。これは陳は虞舜の後であるによつて言つたのである。それによるとこゝに「聖德」とあるのは「盛德」の誤である。

（說）「盛德は必ず百代にまつらる云々」からは人主たるものゝ鑑誡とすべき議論であつて、祖先に盛德があつても、其子孫に德がなくばこれを受けつぐことの出來ぬものであることを論じて、自ら德を修めてその祖先の盛德を繼ぎその迹を傳ふる責任のある事を論じたものである。

（されば上古の聖賢は子なれ共慈愛にはおぼれず云々）これは堯舜の事を主として述べたものである。堯がその子丹朱に

位を傳へずして、舜にさづけ、舜が又その子商均に傳へずして禹に讓つたのはいづれもその子が父の後を受けて帝業を全くする器でなかつたからであつたからであるが、この事は史記にある。

（堯舜より此方には猶天下を私にする故にや云々） これは夏の禹が、子孫に傳へ、殷の湯も亦子孫に傳へた事をいつたのであるが、禹の末の桀王、湯の末の紂王いづれも暴虐无道で亡びたといふのであるが、これその始祖が有德で天子の位を得、子孫が無道でこれを亡つた事を謂つたのである。

（說） 以上は支那での事であるが、次には印度の事を說いてゐる。

（天竺にも佛滅度百年の後阿育と云ふ王あり云々） これは佛祖統記に出てゐる。周の「厲王三十三、佛滅後百年中天竺華氏城阿育王遣使白毬毛（優波毱多である）欲來問訊。毱多往至王所摩頂說偈指示如來往昔行住之處悉令起塔。後於恒河龍宮取闍王所藏釋迦舍利作八萬四千寶塔勅諸鬼神於閻浮提城郭滿一億家爲立一塔云々初佛在王舍城乞食有童子（中略）世尊微笑告阿難曰我滅百年此童子統領一方爲轉輪王。姓孔雀氏、名阿育。正法治化廣布我舍利造八萬四千法王之塔」と見ゆる。委しくは阿育王經、阿育王傳を見よ。

（其三世の孫弗沙密多羅王の時云々） これは雜阿含經に載する阿育王施半蕃勒果因緣經に出でた譚であるが、弗沙蜜多羅は阿育王の血統ではない。阿育王の沒後群臣が法益といふものゝ子三波提を立てゝ王とした、それより子孫相つぎ四世の王が沸沙蜜多羅である。

（祖王の立てたりし塔婆を破壞せんと云ふ惡念を發し、云々） これは雜阿含經によるに時に沸沙蜜多羅が諸臣に問うて如何なる事をせば、わが名德を存すべきかと曰うた時に善臣は阿育王のわざに倣へと云つたが、阿育王には大威德有つてよく此事を行つたが、自己にはそれは行ひ得ないから、他の事を考へて見よと云つた。その時に惡臣が王に啓していふに、「世間二種法、傳世不滅、一者作善、二者作惡。大王阿育作諸善行。今當行惡行打壞八萬四千塔。」そこで

（諸の寺を破り比丘を殺害す） となつたのである。雜阿含經前文についで曰はく「時王用佞臣語即令四兵衆往詣寺舍壞諸塔寺。王先往雞雀寺中。寺門前有石師子、即作師子吼。王聞之即大驚怖。非生獸之類而能吼鳴。還入城中。如是再三欲壞彼寺」とあり、なほその次に「時王呼諸比丘來、云々。時王殺害比丘及壞塔寺如是漸漸至婆伽羅國」とある。

（阿育王のあがめし雞雀寺） 鷄雀寺は天竺摩揭陀國波吒釐子城に在つて、阿育王の建立する所であるが、その寺の門前の石の獅子が吼えたので、かの寺を壞たうとした事は上文に見ゆる。

梅白二本「五十八歲」とす。

(佛牙齒の塔をこぼたむとせしに) この文ではその塔に釋迦佛の牙齒を納めてあるやうに考へらるる。然るに、雜阿含經の文では「如是漸進至二佛塔門邊一。彼所塔中有二一鬼神一止二住其中一守二護佛塔一名曰二牙齒一」とあつて牙齒といふのは雞雀寺の塔の守護神の名である。編者か又は編者の據とした本に誤解して記したものであらう。

(護法神いかりをなし、大山を化して、王及四兵の衆を押殺す。是より孔雀の種永く絕えにき) 護法神は即ち上にいふ牙齒といふ名の鬼神である。雜阿含經上文のつゞきに曰はく「彼鬼神作二是念一。我是佛弟子、受二持禁戒一、不レ殺二害衆生一、我今不レ能レ殺二害於王一。又復作レ念有二一神一名曰二爲蟲一、行二諸惡行一兇暴勇健、來二索我女一我不レ與レ之。今者爲レ護二正法一故當下嫁二與彼一令丙其守乙護佛法甲。即呼二彼神一語言、我今嫁レ女與レ汝、然共立二約誓一。汝要當下降二伏此王一勿上レ使下與二諸惡行一壞中滅正法上。時王所有二一大鬼神一名曰二烏茶一。威德具足、故彼神不レ奈二王行一。時牙齒神作二方便一、今日王威勢自然由二此鬼神一。我今誘誑共作二親厚一如レ是與二彼神一作二知識一極作二知識一已。即將二此神一至二於南方大海中一。時彼蟲神排二擯大山一推二迮王上一、及四兵衆無レ不二死盡一、衆人唱言快哉快哉。是世人相傳名爲二快哉一。彼王終亡、孔雀苗裔於レ此永終」とある。四兵の衆とは轉輪王出遊する時に隨ひて護衛する象兵、馬兵、車兵、步兵の四種の兵衆をいふ。

(先祖大なる德ありとも不德の子孫宗廟の祭をたたん事疑なし) この斷案を示して、有德の君の子孫のます〳〵德を磨くべきを示す。

此天皇天下を治め給ふ事八年。十八歲御座しき。

(此天皇天下を治め給ふ事八年) これは日本紀も古事記も同じ樣に傳へてゐる。

(十八歲御座しき) この天皇の御齡日本紀古事記共に載せぬ。十八歲といふは水鏡にも見ゆる。歷代皇紀、皇年代略記等は五十七歲としてゐる。しかもいづれも理に合はず信ぜられぬことは大日本史に論じてゐる。

第二十七代、第二十世、繼體天皇は應神五世の御孫也。應神第八の御子

「ちかき」底本「遣キ」とす、他本みな上の如し。

隼總別の皇子。其子大迹の王、其子私斐の王、其子彦主人の王、其子男大迹の王と申すは此天皇に御座す。御母振媛、垂仁七世の御孫也。越前國に御座しける。武烈隱れ給ひて、皇胤絶えにしかば、群臣愁へ歎きて國々に廻り、ちかき皇胤を求め奉りけるに、此天皇、王者の大度まして潛龍の威世に聞え給ひけるにや、群臣相議して迎へ奉る。三度まで謙讓し給ひけれども、終に位に即き給ふ。ことし丁亥年也。武烈隱れ給ひて後三年位を空しくす。大倭の磐余玉穗の宮に御座す。仁賢の御女手白香の皇女を皇后とす。即位し給ひしより誠に賢王に御座しき。

（第二十七代第二十世繼體天皇は應神五世の御孫也） 代と世と記しわけられたのは仲哀天皇からで、その次には應神天皇であるが、それから下武烈天皇まではなくてこゝに又書いてあるのは、前にも言つた樣に、後代につゞく繼體の次第を知らうとする爲である。

應神第八の御子隼總別の皇子云々） 繼體天皇が應神第五世の孫であることは古典のすべてが傳ふる所で、古事記では「品太天皇五世之孫」と記し、日本紀には「譽田天皇五世孫、彦主人王子也」と記してゐる。しかし、その御系統は明記してはない。釋日本紀には上宮記を引いて、

應神―若野毛二俣王―大郞子―汗斯王―繼體

とし、なほ「繼體天皇之祖考上宮記之外更無所見」と言つてゐる。本書の傳は古典に見えぬが、何によつたものであるか明かでない。水鏡に載する所は本書と同じである。然れば、中古からかういふ一の傳があつたのであらう。

（御母振媛云々） これは日本紀の傳であるが上宮記の傳と合ふ。

（越前國に御座しける） この天皇の御父彦主人の王は近江國に住まれたのであるが、御母の故郷は越前國三國であつた。天皇は幼にして孤となられて御母が故郷に伴つて育て奉られたのである。

（武烈隱れ給ひて皇胤絶えにしかば云々） この即位までの事情は日本紀に委しく書いてあるのをこゝに要をとつて記されたのである。

（潛龍のいきほひ） 潛龍は易の乾卦の辭にある語で、龍は天子の象であるが、天子の德を備へながら潛み隱れてその威の未だ見れぬをいふ。

（ことし丁亥の年也云々） ことしは即位の年をさす。これは日本紀の傳である。武烈崩じての翌年の即位である。こゝに三年とあるのは誤算であらう。

（大倭の磐余玉穗の宮） この天皇の宮城ははじめ山城の筒城（綴喜郡）にあり、次に弟國（乙訓郡）にうつされ、最後に磐余玉穗宮にうつされた事が日本紀に見ゆる。古事記には「伊波禮之玉穗宮」とある。この宮の址は詳かでないが、磯城郡安倍村池の内の邊であらうといはれてゐる。

（仁賢の御女手白香の皇女を皇后とす） この事は日本紀古事記共に同じである。

（即位し給ひしより誠に賢王に御座しき） この事は日本紀に委しい。本書はその要をあげたのみである。

應神、御子多く聞え給ひしに、仁德賢王にて傳へまししかども、御末絶にき。隼總別の御末かく世をたもたせ給ふ事、いかなる故にかとおぼつかなし。仁德をば大鷦鷯尊と申す。第八の皇子をば隼總別と申す。仁德の

「隼の」底本なし、他本によりて補ふ。
「を」梅底本なし、白北三本によりて補ふ。
「の」底本なし。他本によりて補ふ。
「擇」梅本はよる、底本「撰」に作る。
「皇」他本による。底本「王」とす。

御代に兄弟戲れて、鷦鷯は小鳥也、隼は大鳥也と爭ひ給ふ事ありき。隼の名に勝ちて末の世を請次ぎ給ひけるにや。もろこしにもかゝる樣あり。名を付くる事も愼み重くすべき事にや。それも自天の命也と云ふは凡慮の及ぶべきに非ず。此天皇の立ち給ひし事ぞ思ひの外なる御運と見え侍る。但皇胤絕えぬべかりし時、群臣擇び求め奉りて、賢名に依りて天位を傳へ給へり。天照大神の御本意にこそと見えたり。皇統に其人ましまさん時は賢き諸王おはすとも爭か望を成し給ふべき。皇胤絕え給はんに取りては、賢にて天日嗣にそなはり給はん事則又天のゆるす所也。此天皇をば我國中興の祖宗と仰ぎ奉るべき者哉。

左傳に見ゆ。

（說） これは仁德の御末が絕えてこの天皇が繼體しましくしたについての論であるが、隼總別皇子の御末といふ事は誤傳であるから、それに基づいての論はしたかふべきでない。

（**もろこしにもかかるためしあり**） この左傳に見ゆといふのは桓公二年の傳に「初晉穆侯之夫人姜氏以ニ條之役一生ニ大子一命ㇾ之曰ㇾ仇、其弟以ニ千畝之戰一生、命ㇾ之曰ニ成師一。師服曰異哉君之名ㇾ子也、其名以制ㇾ義、義以出ㇾ禮、禮以體ㇾ政、政以正ㇾ民、是以政成、而民聽、易則生ㇾ亂、嘉耦曰ㇾ妃怨耦曰ㇾ仇古之命也。今君命ニ大子一曰ㇾ仇弟曰ニ成師一、始兆ㇾ亂矣。兄其替乎」

と果してその言く如くになつたといふことをさすのである。

（皇統に其人ましまさん時云々） こゝの皇統といふのは見在の天皇の御血統即ち御子孫といふ意で、汎くいふ皇統の意ではない。從つて諸王といふのは旁系の末々の皇族をさしたのである。即ち現在の天皇の御血統がましします場合には賢き皇族が他におはしましても天位に望をかけ給ふべき道理は無い。但し、皇胤が將に絶えようといふ場合に末々の皇統の中から選ばれたまふ樣な場合には賢德がましますといふ事が條件となつて皇位に備り給ふ事はこれは天の許す所であるといふのである。

（說） 親房卿の皇位に關する主義は血統を根柢として、それに內容的條件として德の存すべきことを要求してゐる。その論をここに述べたので、これは本書の君德に關する議論を一貫してゐる主義である。そこでこの天皇が今のこの論に全く一致せらるる賢王であつて繼體せられたので、かやうに繼體あらせられたのが、天照大神の思召によるといふことに歸する。

（此天皇をば云々） 皇統と皇德とが危殆に瀕したのが、この天皇の出現によつて皇統も永くつたはり、皇德も完くなつて、こゝに皇位が形式內容共に整うたことになるから中興の祖宗と仰ぎ奉るべき者であると云つて不都合はない。撰者のこの議論は古來何人もいはぬやうだが、確に卓說である。而して「繼體」といふ御諡號も、亦よくその意をあらはしたものである。「繼體」といふ語は史記の外戚世家に「自レ古受命帝王及繼體守文之君、非二獨內德茂一也、蓋亦有二外戚之助一焉」といふ文から出たのであるが、その注には「索隱曰繼體謂下非二創業之主一而是嫡子繼二先帝之正體一而立者上也」とある。

天下を治め給ふ事、二十五年。八十二歲御座しき。

（天下を治め給ふ事二十五年） これは日本紀の傳である。

（八十二歲御座しき） これは日本紀の傳である。古事記には四十三歲とある。この古事記の傳は道理に合はぬ。

「寅」底本「刀」とす。「ドラ」の宛字なり。今他本により正字を用ゐる以下同じ。

第二十八代、安閑天皇は繼體の太子。御母は目子姫、尾張の草香の連の女也。甲寅の年即位。大倭の勾の金橋の宮に御座す。天下を治め給ふ事二年。七十歳御座しき。

（安閑天皇は繼體の太子） これは古典に異説が無い。

（御母は目子姫云々） これは日本紀の傳である。古事記には尾張連等之祖凡連之妹目子郎女とある。

（甲寅の年即位） これは日本紀の傳である。然しながら、この傳によりて干支からいへば繼體天皇崩御の後第三年目の即位になる。然るに日本紀では繼體天皇がこの天皇に御讓位があつて即日崩御になり、翌年に御即位が在ることになつてゐる。然らすれば、この即位の年の傳が誤か、若くは繼體天皇崩御の年の傳が誤つてゐるかの いづれかであるであらう。

（大倭の勾の金橋の宮） これは日本紀古事記共に同じであるが、古事記には金箸宮とある。この宮の址は高市郡金橋村大字曲川にある。

（天下を治め給ふ事二年） これは日本紀の傳である。

（七十歳御座しき） これも日本紀の傳である。古事記には御齡を記さない。

第二十九代、宣化天皇は繼體第二の子、安閑同母の弟也。丙辰の年即位、大倭の檜隈廬入野の宮に御座す。天下を治め給ふ事四年。七十三歳御座しき。

「を」底本「伐」とす。蓋「戉」を楷書の如くせるなり。他本みな「を」なり。

（宣化天皇は繼體第二の子云々） これは日本紀の文によつたのだが、古事記も趣旨は同じい。

（丙辰の年即位） これは日本紀の傳である。安閑崩御の翌年の即位である。

（大倭の檜隈廬入野の宮） これは日本紀も古事記も同じ傳である。この宮の址は高市郡坂合村大字檜前の地であらうと思はるる。

（天下を治め給ふ事四年） これは日本紀の傳である。

（七十三歳御座しき） これも日本紀の傳である。古事記には御齢を記さない。

第三十代、第二十一世欽明天皇は繼體第三の子。御母皇后手白香の皇女、仁賢天皇の女也。兩兄まし〳〵しか共、此天皇の御末世を持ち給ふ。御母方も仁德の流に御座せば。猶も其遺德盡ずしてかく定り給ひけるにや。庚申年即位。大倭の磯城嶋の金刺の宮に御座す。

（第三十代、第二十一世） これも前に云つた譯で世代をわけて示してある。

（欽明天皇は繼體第三の御子） 日本紀には「男大迹天皇嫡子也」とある。本書に第三の子とあるのは御兄安閑宣化の二天皇まします故に云つたのであるが、日本紀に嫡子とあるのは二柱の兄天皇は皇后の所出でなく、この天皇が皇后の所出であるからである。

（御母云々） この事は日本紀、古事記共に異論がない。

（兩兄まし〳〵か共云々） 安閑宣化の二天皇皇位に即かせられたけれども、御後は皇統をうけられず、この天皇の御末が、皇統をうけ傳へらるる事になつたのは、御母が仁德天皇の御血統である爲に、その遺德が盡きないで、かやうに定まら

れたのであらうといふのである。

（庚申年即位） これは日本紀の傳である。宣化天皇崩御の翌年である。

（大倭の磯城嶋の金刺の宮） これは日本紀によつたのである。古事記には師木島大宮とある。しかし所は一つである。この宮の址は磯城郡三輪町大字金屋、山崎の内で、そこにかなさしといふ地名が昔の名殘を止めてゐる。

（說） これからこの御世の大事件たる佛法傳來の事を述ぶる。

「八」他本により補ふ。

十三年壬申十月に百濟國より佛法僧を渡しけり。此國に傳來の始也。釋迦如來滅後一千十六年に當れる年、唐の後漢の明帝永平十年に佛法始めて、彼國に傳る。それより此壬申の年まで、四百八十八年。唐には北朝の齊の文宣帝即位三年、南朝の梁の簡文帝にも即位三年也。簡文帝の父をば武帝と申しき。大に佛法を崇められき。此御代の始つ方は武帝同時也。此法始めて傳來せし時、他國の神をあがめ給はん事我國の神慮に違ふべき由群臣固く諫め申しけるに依りて捨てられにき。され共此國に三寶の名を聞く事は此時に始まる。又私にあがめ奉る人も在りき。天皇聖德御座して、三寶を感ぜられけるにこそ。群臣の諫に依りて其法を立て

「月」底本「内」とす、他本による。

「者」底本「物」とす、他本によりて改む。

られずと云へ共、天皇の叡志には非るにや。昔佛在世に、天竺の月蓋長者、鑄奉し彌陀の三尊の金像を傳へ渡し奉りける、難波の堀江に捨てられたりしを善光と云ふ者、取り奉りて信濃國に安置し申しき。今の善光寺是也。

（十三年壬申十月に百濟國より佛法僧を渡しけり。此國に傳來の始也） これはこゝにいふ如く佛教がわが國に傳來した始めを云つたものである。この事は日本紀のこの天皇の十三年の紀に委しく出てゐる。

（佛法僧） この三を總稱して三寶といふのであるが、この時には佛金銅像一軀と經論若干とを奉獻したので、佛と法（經論）とは見るが僧は見えない。しかし、後間もなく僧も入朝したのである。

（說） こゝで佛教渡來につれて支那に佛教が渡つてからの事を略說するのである。

（釋迦如來滅後一千十六年に當れる年云々） 佛法の支那に入つたのは後漢の明帝の永平十年で、（わが垂仁の九十六年に當る）蔡愔等が、迦葉摩騰、竺法蘭と云ふ者を伴つて佛像梵經を齎し歸つたのがはじめであるといはるる。その佛教が支那から三韓に入り、轉じてわが國に傳つたのであるが、その永平十年から、この欽明天皇の十三年まで四百八十八年ではじめてわが國に入つたといふのである。

（唐には北朝の齊の文宣帝云々） こゝにわが國に佛法傳來した年を支那の年代に比較して示してゐるのであるが、その序に梁武帝の事を一言した。それは梁の武帝は支那でも有名な崇佛家で、菩提達磨に歸依し、自ら三寶の奴と稱して、堂塔を盛に建築して終に國庫の空乏を來し、梁の滅亡を招いた人である。

（此法始めて傳來せし時云々） この時の事は日本紀に委しく記してある。

（此國に三寶の名を聞く事は此時に始まる） 以上の如く一旦は佛法をすてられたが、しかし日本で佛法僧の名をきくこと

はこの時にはじまるといふのであるが、こゝにかやうな事を云つたのは佛法には未だ歸依せずともその名を聞くだけでも功德があるといふ佛說を下にかまへでいはれた語である。

（又私にあがめ奉る人も在りき）　これは蘇我稻目その子馬子等をさすのである。

（天皇聖德御座して三寶を感ぜられけるにこそ云々）　佛法の傳來はこの天皇の聖德の致す所といひ、又群臣の諫めによつて佛法を採用せられぬのは天皇の御本志ではあるまいといふのである。

（昔佛在世に天竺の月蓋長者鑄奉し云々）　これは善光寺緣起の文に據つたものである。

（難波の堀江）　これは日本紀、仁德天皇の卷に見え、その御世に營まれた運河である。こゝにかの佛像を棄てられたのである。然るに別に佛像を棄てられた難波堀江といふのは大和高市郡飛鳥川の西、豐浦寺の東にあつたといふ說が、鎌倉時代に既に生じてゐた。

（善光と云ふ者）　これは俗說では本多善光といふ者が、その佛像を負うて信濃に至つて佛堂をつくりて崇めたのがはじめだとあるが、確かであるとは思はれない。扶桑略記に引いた或記には推古天皇の時壬戌年四月秦巨勢夫夫といふものが信濃に送り奉つたとある。同書に引く善光寺緣起も同樣である。

此御時八幡大菩薩始めて垂迹しましします

（說）　この事は既に應神天皇の條にあげてある。

天下を治め給ふ事三十二年。八十一歲御座しき。

（天下を治め給ふ事三十二年）　これは日本紀の傳である。

「第二十二世」の「第」底本脱す、他本によりて補ふ。

「たゝ人」底本「直也人」とす、他本によりて改む。

（八十一歳御座しき） 日本紀にも古事記にも御齢は記してない。一代要記、皇年代略記には六十二とあり、水鏡、皇代記には六十三とある。本書の記載は據を知らぬ。

第三十一代、第二十二世、敏達天皇は欽明第二の子。御母石媛の皇女、宣化天皇の女也。壬辰の年即位、大倭磐余譯語田の宮に御座す。

（第三十一代、第二十二世） この天皇の御末が、後の繼體の君にましますことは前の通り。

（敏達天皇は欽明第二の子） これは日本紀の傳であるが、古事記も同じ趣である。

（御母石媛の皇女云々） これは日本紀、古事記共に同じである。

（壬辰の年即位） これは日本紀の傳であるが、欽明天皇崩御の翌年である。

（大倭磐余譯語田の宮） 日本紀には「宮を譯語田に營みたまひ是を幸玉宮と云ふ」とあり、古事記には他田宮とある。扶桑略記等には本書と同じ名をあげてゐるが、所は同じである。その址は磯城郡城島村大字戒重にある。

二年癸巳の年、天皇の御弟、豐日皇子の妃御子を誕生す。厩戸の皇子に御座す。生れ給ひしよりさま〴〵の奇瑞あり。たゝ人には御座さず。御手をにぎり給ひしが、二歳にて東方に向きて南無佛とて開き給ひしかば、一の舍利在りき。佛法流布のために權化し給へる事疑なし。此佛舍利は

今に大倭の法隆寺に崇め奉る。

（二年癸巳の年天皇の御弟豐日皇子の妃云々）　これは聖德太子の御誕生を記したのである。豐日皇子は後の用明天皇である。正月一日にこの皇子は誕生あつたのである。これらの事は聖德太子傳暦によつたものである。

（生れ給ひしよりさま〴〵の奇瑞あり云々）　これらの事も聖德太子傳暦によつたものである。

（此佛舍利は云々）　舍利は佛骨である。この舍利を納めたといふのが法隆寺の舍利殿である。

天下を治め給ふ事十四年。六十一歲御座しき。

（天下を治め給ふ事十四年）　これは日本紀にも古事記にも同じく傳へてゐる。

（六十一歲御座しき）　これは日本紀にも古事記にも傳がない。皇代記、皇年代略記等は四十八歲としてゐる。如是院年代記は本書と同じ傳である。

第三十二代、用明天皇は欽明第四の子。御母堅塩媛、蘇我稻目の大臣の女也。豐日尊と申す。厩戸の皇子の父に御座す。丙午の年即位。大倭池邊列槻の宮に御座す。

（用明天皇は欽明第四の子）　これは日本紀の傳である。

（御母堅鹽媛云々）　これは日本紀も古事記も同じ傳である。厩戸皇子の父におはしますことは上にも見ゆる。
（丙午の年即位）　これは日本紀の傳である。敏達崩御の翌年である。
（大倭池邊列槻の宮）　これは日本紀の傳である。古事記には池邊宮とあるが同じ所である。この宮の址は高市郡安倍村大字阿倍の内長門といふ所にある。

佛法をあがめて、我國に流布せんとし給ひけるを、弓削の守屋の大連傾け申す。終に叛逆に及びぬ。厩戸皇子、蘇我大臣と心を一にして誅戮せらる。則佛法を弘められにけり。

「と」底本「に」とす、他本によりて改む。

（佛法をあがめて我國に流布せんとし給ひけるを云々）　この事は日本紀に見ゆるが、天皇病を得て佛に歸依せうと思召して群臣に議せられたのであつた。大連物部守屋と中臣勝海連とは國神に背いて他神を敬ふ道理が無いとて諫めたが、大臣蘇我馬子は天皇の御意を賛し、兩者相讓らずして終に戰に及ばうとし、その間に天皇崩御になり、御葬儀を餘所にしてこの戰亂があり、守屋の一黨が滅されて、崇佛黨が勝を制して一段落がついて、さて天皇を葬り奉つたのである。誠にあさましく厭ふべき世であつて、皇威の衰へたことを見るべきである。

天下を治め給ふ事二年。四十一歳御座しき。

（天下を治め給ふ事二年）　これは日本紀の傳であるが、古事記には三年とある。これは實際の即位は丙午の前年であつた

「娘」底本「媛」とす、他本による。

からそれからいへば古事記の通りになる。

（四十一歳御座しき） 御年は日本紀にも古事記にも見えぬ。四十一歳といふ事は如是院年代記にもある。皇代略記皇年代略記には六十九歳とある。

第三十三代崇峻天皇は欽明第十二の子。御母は小姉君娘、これも稲目の大臣の女也。戊申の年即位。大倭倉橋の宮に御座す。天皇横死の相見え給ふ、慎みますべき由を厩戸の皇子奏し給ひけりとぞ。天下を治め給ふ事五年。七十二歳御座しき。或人云はく、外舅蘇我の馬子の大臣と御中あしくて彼大臣のために殺され給ひきとも云へり。

（崇峻天皇は欽明第十二の子） これは日本紀の傳である。古事記ではその順序の次第はわからぬ。

（御母は小姉君娘云々） これは日本紀の傳である。

（戊申の年即位） これは日本紀の傳であるが、用明天皇崩御の翌年である。

（大倭倉梯の宮） これは日本紀によつたものである。古事記には倉梯柴垣宮とある。この宮の址は磯城郡多武峯村大字倉橋字天皇屋敷である。

（天皇横死の相見え給ふ云々） この事は聖徳太子傳曆に見ゆる。

（天下を治め給ふ事五年） これは日本紀の傳である。古事記には四歳とある。

（七十二歳御座しき） 御年は日本紀古事記共に記さない。一代要記、皇代記、如是院年代記、水鏡、扶桑略記等は本書と

同じ傳である。

（或人云はく云々）　蘇我馬子の弑逆を行つた事は日本紀に明記してある。本書は憚かつてわざとおぼめかして書いたのであらう。

第三十四代、推古天皇は欽明の御女、用明同母の御妹也。御食炊屋姫尊と申しき。敏達天皇皇后とし給ふ。仁徳も異母の妹を妃とし給ふ事在りき。崇峻隱れ給ひしかば、癸丑の年即位。大倭の小墾田の宮に御座す。

（推古天皇は欽明の御女云々）　この事は日本紀、古事記共に同じである。

（御食炊屋姫尊）　日本紀に豐御食炊屋姫天皇とある。古事記も同樣である。本書は豐の語を略してゐる。

（敏達天皇皇后とし給ふ云々）　これは日本紀、古事記共に同じ傳である。注は御妹を皇后とせられた事についての注意である。わが國の古風は同母の兄弟姉妹の婚姻は嚴禁せられたが、異母の間柄は禁ぜられなかつた。これは太古の母系時代の風習のなごりであらう。仁德の異母妹とあるのは八田皇女を皇后とせられたのをさす。

（癸丑の年即位）　これは日本紀の傳であるが、崇峻崩御の翌年である。

（大倭の小墾田の宮）　これは日本紀も古事記も同じ傳であるが、古事記は小治田宮と書いてゐる。この宮の址はよくは分らぬが、後の飛鳥地方が古小懇田といはれたのであらうといふ。

昔神功皇后六十餘年天下を治め給ひしか共、攝政と申して天皇とは號し

奉らざるにや。此御門は正位に即き給ひにけるにこそ。

（說）これはこの天皇がわが國の女帝のはじめであることを說いたものである。神功皇后はその實際に於いては天皇の事を行はれたが、日本紀に明記してある通り攝政であつて天皇では無かつた。こゝに時世の變化をも示してゐるといふべきである。

即廐戸皇子を皇太子として萬機の政を任せ、攝政と申しき。太子の監國と云ふ事も在れ共、それは暫の事也。是は偏に天下を治め給ひけり。太子聖德ましまししかば、天下の人つく事日の如く、仰ぐ事雲の如し。太子未皇子にてましし時、逆臣守屋を誅し給ひしより佛法始めて流布しき。ましてを政をしらせ給へば、三寶を敬ひ、正法を弘め給ふ事佛世にも異ならず。又神通自在にましましき。御自も法服を著して、經を講じ給ひしかば、天より花をふらし、放光動地の瑞在りき。天皇群臣たふとみあがめ奉る事佛の如し。伽藍を立てらるゝ事、四十餘ケ所に及べり。又此國

「さたする」他本「さたむる」に作る。

には昔より人すなほにして法令なども定らず。十二年甲子に始めて冠位と云ふ事を定め、冠のしなによりて上下をさたするに十二階あり。十七年己巳に憲法十七條を作りて奏し給ふ。内外典の深き道を搜りてむねを約にして作り給へる也。天皇喜びて天下に施行せしめ給ひき。

（卽厩戸皇子を皇太子として萬機の政を任せ攝政と申しき） この事は日本紀に明記してある。神功皇后は事實攝政であつたが、當時攝政といふ語は出來てゐなかつたと思はるる。まさしく攝政といふ語はこの時からはじめられたと思はるる。しかしこの時またその前後に見ゆる攝政といふのは後世の藤原氏の攝政とは違つて、一定の職名では無くて、それに伴ふ一定の事實はあるが、たゞその事實をいひ表はす爲の語にすぎなかつたであらう。この皇太子の攝政の事は日本紀用明天皇條に「總攝萬機行天皇事」とある通り天皇に代りて、天下の政事をすべ持ちて行ふことをいふ。攝とは說文に「引持也」と注してゐる。而して攝政は天皇幼冲で政を執り給ふ事が出來ぬか、又は御病久しくて政を執り給ふ事が出來ぬ時に止むを得ず置かるる臨時應急の方法である。然るにこの時には女帝を立てゝ皇太子が天皇の事を代り行はるゝといふ事であつて、わが國の政治の上には甚しい變態である。何故にかやうな變態の政治が行はるるやうになつたか大に考ふべく鑑みるべきであるが、今それを論ずる遑をもたない。

（太子の監國と云ふ事も在れ共云々） 皇太子の監國の事は令に見えてゐるが、義解には「謂天子巡行、太子留守是爲監國」とあつて、儀制令、公式令にその監國に際しての政務の取扱方の規定が少しく見ゆる。この監國といふ語は左傳閔公二年冬十二月に「晉侯使大子申生伐東山皐落氏」。里克諫白、大子奉祀冢社稷之粢盛以朝夕視君膳者也。故曰冢子。君行則守有守則從。從曰撫軍、守曰監國古之制也」とあるのからとつたのであらう。語の意味は君に代りて國に監臨するといふ義であるが、政治上の取扱として一時限りの小事件を處理するに止まつたものであるらしい。

（是は偏に天下を治め給ひけり）　太子の監國とは違ひ、又天子幼冲の爲の一時の攝政とは違ひ、道理上筋道の立ちがたいものである。とにかくに、古來かつて無かつた新儀であつて、後の中大兄皇太子の行はれた事の手本がこゝにある。

（太子聖德まししかは、云々）　これらの事は聖德太子傳曆一部がこれを傳へてゐる。

（又神通自在にまし〳〵き）　これも太子傳曆にさま〴〵の事が出でゐる。たとへば甲斐の黑駒に乘つて雲を踏んで富士山に至り三日目にして信濃より三越（越前、越中、越後の總稱）を經て歸りたまうたといふ如きことである。

（御自ら法服を著して云々）　日本紀によるに、十四年七月に聖德太子が天皇の請によつて勝鬘經を說かれた事があり、又その年法華經を岡本宮で講ぜられた事がある。その勝鬘經を講ぜられた時の事を上宮法王帝說には、「其儀如レ僧」と書し、太子傳曆にもその通りあつて、なほ「講竟之夜蓮花零、花長二三寸、而溢二方三四丈之說場一」とある。かやうの事をさしたのであらう。

（伽藍を立てらるゝ事四十餘ケ所に及べり）　伽藍は梵語で、僧侶の集りて道を修むる所をいふ。日本紀にはこの御世に寺四十六所僧八百十六人尼五百六十九人あつたと見ゆる。

（又此國には昔より人すなほにして法令なども定らず云々）　これは昔はわが國は血統の政治、不文律の政治をとつたのであるが、この時代より支那に倣つて官職の政治、成文法の政治に改めようとせられたので、それが爲に冠位十二階を定め憲法十七條を作られた。この冠位と憲法との事は日本紀に明かに見ゆるが、冠位を定められたのは十一年で、憲法を作られたのは十二年である。本書にいふ所は年代の相違がある。本書の年代は何によつたか明かでない。

（內外典の深き道を授りて云々）　これは憲法の編纂についての說明であるが、これが佛教及び儒教、老莊思想等に基づく所の少くないのは明かである。

（天皇喜びて天下に施行せしめ給ひき）　この事は日本紀には明記してをらぬ。

此比ほひは唐には隋の世也。南北朝相分れしが、南は正統をうけ、北は戎狄より發りしが共、中國をば、北朝にぞ治めける。隋は北朝の後周と

「侯」の下青白群北四本「王」あり、底本及梅本なし。

「祿」底本「錄」とす、他本によりて改む。

云ひしが、讓を受けたりき。後に南朝の陳を打平げて、一統の世となれり。此天皇の元年癸丑は文帝一統の後四年也。十三年乙丑は煬帝の即位元年に當れり。彼國より始めて使を送り好を通じけり。隋帝の書に皇帝恭問倭皇と在りしを是唐の天子の諸侯に遣す禮儀也とて、群臣あやしみ申しけるを太子の給ひけるは皇の字はたやすく用ゐざる言なればとて、返報をもかゝせ給ひ、さま〳〵饗祿を給ひて、使を返し遣はされ、此國よりも常に使を遣はさる。其使をば、遣隋大使となん名づけられしに、二十七年己卯の年、隋滅びて唐の世に移りぬ。

（說） こゝに前の允恭の下に支那の南北朝に分れた事を云つたに引つゞいてその後の沿革を略說して、隋の世に及んだのであるが、目的は隋と直接に國交を修められた事をいはうとするにある。

（此比ほひは唐には隋の世也云々此天皇の元年癸丑は文帝一統の四年也） 支那の南北朝を合せ一統の天下を創めたのは隋の文帝であるが、その開皇九年に天下を一統したのであつて、それより四年すぎて、推古天皇の元年になる。

（十三年乙丑は煬帝の即位元年に當れり） 煬帝はその文帝の子で、即位元年は乙丑で大業と改元したのである。

（此國より始めて使を送り云々） これは十五年に小野臣妹子を隋に遣はされたのに對して、翌十六年に隋の使臣裴世淸以下十二人が、答禮使として來朝したのをさした。

（隋帝の書に「皇帝恭問倭皇」と在りしを云々）その文は日本紀及太子傳暦には「皇帝問倭皇云々」とあつて「恭」の字が無く「倭皇」とだけある。この時にこの國書の文句についてわが朝廷に議論が起つたとあるが、この事は日本紀には見えぬ。太子傳暦に「天皇問二太子一曰此書如何、太子奏曰、天子賜二諸侯王一書式也。然皇帝之字天下一耳。而用二倭皇字一彼有二其禮一。應二恭而修一、天皇善レ之」とある。さうして、返書を送られた事は、日本紀にも太子傳暦にも見え、又支那の正史たる隋書にも見ゆる。

（其使をば遣隋大使となん名づけられしに）遣隋大使といふ名稱は本書以外には未だ見ない。

（二十七年己卯の年云々）これはその隋がまもなく亡びて唐になつた事を云つたのであるが、唐との交通が引つゞいて起るから先づその國の興起を示したのである。

二十九年辛巳の年、太子隠れ給ふ。御年四十九。天皇を始め奉りて、天下の人悲み惜み申す事父母を喪するが如し。皇位をも次ぎましますべかりしか共、權化の御事なれば、定めて故ありけんかし。御謚を聖德と名け奉る。

（二十九年辛巳の年太子隠れ給ふ）これは日本紀の傳である。上宮法王帝説の説では三十年に當る。

（天皇を始め奉りて天下の人悲み惜み云々）日本紀には「是時諸王諸臣及天下百姓悉、長老如レ失二愛兒一而鹽酢之味在レ口不レ嘗、幼者如レ亡二慈父母一以哭泣之聲滿二於行路一。乃耕夫止レ耜、舂女不レ杵、皆曰日月失レ輝、天地既崩、自今以後誰恃哉」とある。太子傳暦には「是時大臣已下群臣百官天下衆生、悉如レ亡二父母一、哭泣之聲滿二行路一、天皇聞之擧レ音大哭、車駕臨レ宮失レ聲叫躍。大臣已下復大擗踊、相謂曰、日月失レ輝天地既沒」とあるのをさしたのである。

「を」他本によりて補ふ。

「を」白、群、北三本によりて補ふ。
「の」他本によりて補ふ。

（**皇位をも次ぎましますべかりしか共云々**）　皇太子にましましたのであるから天皇の位に即きたまふべきかと思はれたのにその事の無かつたは如何なる故か凡人にはわからぬが、何か深い譯があつたであらうといふのである。「權化」とは「權現於化身」の意で、佛菩薩が衆生濟度の爲に化身を現はすをいふ。後世よりはこの太子は觀音の化身と信ぜられてゐる。かやうに權化の御身だから皇位に即くべくして即かれなかつたのも理由があつたのであらうといふのである。

（**御諡を聖德と名け奉る**）　聖德の御名は日本紀には生前に既に記してあつて御諡といふ事は見えぬ。

此天皇天下を治め給ふ事三十六年。七十歲御座しき。

（**此天皇天下を治め給ふ事三十六年**）　日本紀の傳である。古事記には三十七歲とある。これは例の如く計へ方の差である。

（**七十歲座しき**）　日本紀には七十五歲とある。一代要記、皇代略記、皇年代略記、水鏡等は七十三歲とある。本書は何によつたのか分らぬ。

第三十五代、第二十四世、舒明天皇は忍坂大兄の皇子の子、敏達の御孫也。御母糠手姬、是も敏達の御女也。推古天皇は聖德太子の御子に傳へ奉らんと思召しけるにや。され共正しき敏達の御孫、欽明の嫡曾孫に御座す。又太子御病に臥し給ひし時、天皇此皇子を使として訪ひましましに、天下の事を太子の申付け給へりけるとぞ。癸丑の年即位。大倭の高市郡

岡本の宮に御座す。此即位の年はもろこしの唐の太宗の始、貞觀三年に當れり。天下を治め給ふ事十三年。四十九歲御座しき。

（**第三十五代、第二十四世**） 世代を記す理由は上に述べた通りである。

（**舒明天皇は云々**） これまでは日本紀と古事記と二の傳があつて往々相違したから一々出典をあげたが、これからは日本紀だけが正しい出典であつて、本書は專らそれに據つたものであるから、日本紀と違はぬものは一々あげない。

（**推古天皇は聖德太子の御子に傳へ奉らんと思しけるにや**） この事は日本紀には見えぬ。日本紀には推古天皇病甚しくなりました際に田村皇子（即ちこの天皇）を召して「昇二天位一而經二綸鴻基一馭二萬機一以亨二育黎元一本非二輙言一恒之所レ重。故汝愼以察之、不レ可二輙言一」と仰せられ、山背大兄（聖德太子の子）を召しては「汝肝稚之、若雖二心望一而勿二諠言一必待二群言一以宜レ從」と仰せられたとある。これらの事をさしたものであらうか。しかもこれだけでは本書に云ふ所と全く同じだとはいはれない。

（**又太子御病に臥し給ひし時云々**） 太子は聖德太子である。この事は太子傳曆の二十七年冬十月の條に太子の疾に罹り給うた時に勅あつてその疾を訪ひ、且所レ思あらば、奏せよと仰せられた時に四條の願を申し出でられた時に御使となられたのが、（この天皇即）田村皇子であつた。この事はこの天皇を推古天皇の重んじてゐられた事を物語つてゐるといふべきである。

（**癸丑の年即位**） これより後は日本紀の傳だけであるから一々いはぬ。推古天皇崩御の翌年である。

（**大倭の高市郡岡本の宮**） 日本紀には「遷二於飛鳥岡傍一是謂二岡本宮一」とある。その址は今の岡寺の地であるといふのが舊時からの說である。

（**もろこしの唐の太宗の貞觀三年云々**） この天皇の即位元年は實に唐の貞觀三年に當るのであるが、特にこゝにことわつたのは唐太宗といふ人も貞觀といふ年號も日本人には甚だ親しく知られてゐるからである。

（**天下を治め給ふこと云々**） この治世も御齡も日本紀によつたものであるから、異論が無い限りこれからはいはない。

「皇后」の「皇」底本なし。梅、青、群三本によりて補ふ。

「寅」例により訂正す。

第三十六代、皇極天皇は茅渟王の女、忍坂大兄の皇子の孫、敏達の曾孫也。御母。吉備姫の女王と申しき。舒明天皇皇后とし給ふ。天智、天武の御母也。舒明隱れまして、皇子をさなくおはしましかば、壬寅の年即位。大倭の明日香河原の宮に御座す。

〔忍坂大兄の皇子〕 日本紀には押坂彦人大兄皇子とある、これを略稱したのである。

〔吉備姫の女王〕 日本紀には吉備姫王とあり、又二年の條には吉備島皇祖母命とも見ゆる。

〔壬寅の年卽位〕 舒明崩御の翌年である。推古天皇に女帝の例開けて、間一代を隔てゝ又女帝の立ち給ふ。これこの時勢の變である。

〔大倭の明日香河原の宮〕 日本紀にこの天皇の皇居は飛鳥板盖宮であつて、重祚して齊明天皇と申し上げた時代に一時飛鳥川原宮に遷りましたとある。本書はそれを混同してゐる。しかしこれは撰者にはじまつたものでなく、一代要記にはこの御代の條に「都₂明日香川原宮₁」とあつて本書と同じである。又太子傳暦には「明日香川原板盖宮」とあつて二者を一にしてゐる。實際この二の宮は紛らしいのである。高市郡高市村大字川原宮山は村社板盖宮の一局部に當るといふが、川原宮もその川原に在つたのであらうといふ。

此時、蘇我蝦夷大臣馬子大臣の子、并に其子入鹿、朝權を專にして皇家をないがしろにする心あり。其家を宮門ご云ひ、諸子を王子となん云ひける。上

古よりの國記重寶皆私の家に運びおきてけり。中にも入鹿悖逆の心甚し。聖德太子の御子達の科なく御座しをもほろぼし奉る。

（說）こゝに蘇我氏の專恣を說いた。蘇我は皇胤の末で、武内宿禰の餘蔭に依り、累代大政に參して權威を有したが、佛教を崇め聖德太子之に加擔してより、益その勢と位と富とを有してまさに皇室を凌がうとするやうになつて終に亡ぶるに至つた。こゝに先づその專橫を敍した。

（此時、蘇我蝦夷大臣幷に其子入鹿云々） この專恣の事は日本紀に記してある。即ち蝦夷がその子入鹿に私に紫冠（推古の朝所定の第一位の冠）を授けて大臣の位に擬へ、その弟をば物部大臣（蝦夷の祖母は物部守屋の妹であるから）とよび、家を甘樫岡に雙べ建てゝ蝦夷の家を上宮門といひ、入鹿が家を谷宮門と稱へ、已等の諸子を王子と曰ひ、家の外に城柵を構へ、門の傍に兵庫を作り、更に畝傍山の東に家を建て、池を穿りて城となし、兵庫を建てゝ兵器を儲へ氏氏の人をして其の門に侍らしめて祖子孺者と名づけ、恒に五十人の兵士を將ゐて身を護衞せしめて出入し、その從者を東方儐從者と曰つた。なほこの外に全國の民を徵發して預め雙の墓をつくつて一を蝦夷の墓と定め、これを大陵といひ、一を入鹿の墓と定めこれを小陵と云つた。なほ甚しいのは、蝦夷が己が祖廟を葛城の高宮に建てゝ八佾の舞をした事である。八佾の舞とは八人一列で八行につらなつて舞ふ（舞人六十四人）支那風の舞で、天子にあらずば行はないのである。（諸侯は六佾（三十六人）の舞である）。

（上古よりの國記重寶皆私の家に運びおきてけり） この事も日本紀に明記してある。こゝに國記重寶とあるが、日本紀には天皇記國記珍寶と書いてある。この天皇記國記といふのは、推古天皇の御世に、聖德太子と蘇我馬子と相議して「錄二天皇記及國記臣連伴造國造百八十部幷公民等本記一」とあるそれであるが、こゝに大略について書いたのである。

（中にも入鹿悖逆の心甚し云々） こゝに山背大兄王以下聖德太子の御子孫が悉く蘇我氏に亡ぼされて殘なくなられた事を記した。これも日本紀に記してある。而してその事を決行したのは入鹿であつて父の蝦夷がこれを聞いて嘖り罵つた事が日本紀に見ゆる。なほその外に入鹿のわがまゝの事が日本紀に見ゆる

爰に皇子、中の大兄と申すは舒明の御子、軈此天皇の御所生也。中臣鎌足の連と云ふ人と心を一にして、入鹿を殺しつ。父蝦夷も家に火を付けて失せぬ。國記重寶皆焼けにけり。蘇我の一門久しく權をとれりしか共、積惡の故にや皆滅びぬ。山田石川丸と云ふ人ぞ皇子と心をかよはし申しければ、滅びざりける。

（説）前に蘇我氏專横の事を叙しておいて、こゝにその誅を叙した。

（皇子中の大兄と申すは云々） 中大兄は後に天智天皇とならるゝ御方であるが、その御血統はこゝに叙してある。

（中臣鎌足の連と云ふ人と心を一にして入鹿を殺しつ） この間の事は日本紀に委しい。この際の事は鎌足が主動者で事を舉ぐるに有力な皇子と共にしたいと考へて中大兄皇子に接近した事情が日本紀にかなり委しく記されてある。即ち四年六月十二日に三韓が調を進る日に大極殿の内で入鹿を殺した。この事に直接關係したのは、中大兄皇子、中臣鎌足、蘇我倉山田石川麿、佐伯子麿、葛城稚犬養網田等である。

（父蝦夷も家に火を付けて失せぬ。國記重寶皆焼けにけり） 國記は前にあげた如く、天皇記國記等の朝廷重要の記録である。それらが、蘇我が私にその家に取り籠めて置いた爲に皆焼けた。わが國文獻の大災厄であつた。この時に船史惠尺が、その焼かれた國記の幾部分をとりて中大兄皇子に獻上したとある。その外皆焼け失せた。今ある舊事本紀といふものは、その序で見ると聖德太子馬子共撰の天皇記國記等の樣になつてゐるが、あれは中古の僞撰で、正しい書でない事は今は誰でも知つてゐる。この時に焼けた書が後に傳はつてゐる筈が無い。次に船史惠尺が火中から取り出して奉つた國記の殘缺といふものは何であるか、それも今にしては明かでない。たゞ今の舊事本紀中の國造本紀や、尾

張氏纂記などは古い本を基にしたものらしいといふ事であるが、その古い部分がこの時のものかも知れぬ。しかし今の姿は決して古のま〻ではない。國記の外に朝廷の重い寳が燒失せたのであるが、誠に殘念の事であつたといふべきである。

（山田石川丸と云ふ人ぞ云々） 山田石川丸は日本紀皇極卷には蘇我倉山田麻呂とあり、孝德卷には蘇我倉山田石川麻呂とある。蘇我馬子の子雄正子といふ人の子である。この人剛毅果敢で、入鹿と相容れなかつたので、中臣鎌足が、その黨に勸め入れて、その少女を中大兄皇子に奉り婚姻を結んで赤心を表した。この人が、忠誠の人であつた事は、孝德天皇の時その異母弟日向に讒せられて毫も朝廷を恨み奉らずして忠誠を誓つて自ら死んだ事を見ても知らるる。

「種」底本「權」に作る。他本によりて改む。

「て」底本「天」

此鎌足大臣は天兒屋命二十一世の孫也。昔、天孫天下り給ひし時、諸神の上首にて、此命殊に天照大神の勅を受けて、輔佐の神に御座す。中臣と云ふ事も二神の御中にて、神の御心をやはらげ申し給ひける故とぞ。其孫天種子命神武の御代に政を司る。上古は神と皇と一に御座ししかば、祭を司るは即政をとれる也。（政の字の訓にてもしるべし。）其後天照大神始めて伊勢國にしづまりまし〻時、種子命の末大鹿島命祭官に在りて、鎌足大臣の父、御食子までも其官にて仕へたり。鎌足に至りて大勳をたて、世に寵せられしに依りて、祖業を發し、先烈をさかやかされける、無止き事也。且は

とす、誤なること著し、他本によりて改む。
「然るべき」底本「可然」とす
「侍れ」底本「侍ル」とす、他本によりて改む。
「給らる」梅青二本による。底本「給ヘル」とす。

神代よりの餘風なれば、然るべき理とこそ覺え侍れ。後に内臣に任じ、大臣に轉じ、大織冠となる。正一位の名也。又中臣を改めて藤原の姓を給らる。内臣に任ぜらるゝ事此御代に非ず。事の次に注しのす。

（説）上に蘇我氏誅滅の事を叙したが、その大事の決行せられたのは中臣鎌足の力である。而してその結果は、一面に於いて大化の改新といふ本朝史上の一大革新の局面を展開し、一面は藤原氏といふ一大貴族が出現して、後に攝關政治といふ變態を誘起する遠因をなしてゐる。されば、この鎌足が中心となつて演じたこの一擧はわが國史の上に實に重大な多くの事件を誘起したといふべきであると共に中臣鎌足といふ一人物の出現は國史上甚だ影響の大なるものであるといふべきである。それでこゝにこの人の系統と事歴とを述べてゐる。藤原氏の祖であるから委しくするといふやうな事大的の精神から詳説してゐるのではないことを注意しておく。

（此鎌足大臣は天兒屋命二十一世の孫也） 鎌足は皇極紀及孝徳紀四年までは中臣鎌子連とある。同五年には中臣鎌足連と見ゆる。而してこの頃にはまだ大臣ではないから、鎌子連といふべきであるが、後の稱を前に廻して書かれたのであらう。次に天兒屋命二十一世の孫とあるのは何によつたのであるか。姓氏錄には「藤原朝臣、天兒屋根命二十三世孫内大臣大織冠中臣連鎌子、古記云鎌足」とあり、公卿補任には「二十二世孫」とある。尊卑分脈の中臣系圖によると二十三世になる。

（昔、天孫天下り給ひし時、諸神の上首にて此命云々） この命とは天兒屋命である。この神が天孫降臨の際に、諸神の上首として天孫を輔佐し奉つたといふ事は事實であらう。日本紀でも古事記でもいつも、この神を最初に記してゐる。

（中臣と云ふ事も二神の御中にて神の御心をやはらげ申し給ひける故とぞ） 二神といふのは明かには分らぬが、天照大神と瓊々杵尊とをさすのであらう。中臣の名義は、大織冠傳に「世掌二天地之祭一相二和人神之間一仍命二其氏一曰二中臣一」とある。「ナカツオミ」が約まつて「ナカトミ」といふ語に成つたのである。

（其孫天種子命云々） この事は神武の條に既に述べてある。

（上古は神と皇と一に御座ししかば云々） 太古は神と天皇とは一に御座したから、神に奉仕することと天皇に奉仕することとは同じ事であつたことは疑がない。そこで神に奉仕することを「まつり」といひ、天皇に服事することを「まつろふ」といつた。その「まつろふ」といふのは「まつる」といふ事の繼續狀態をいふ語で、その源は一の「まつる」である。それが神に奉仕する事には「祭」の字を用ゐ、天皇に奉仕する事には「奉」の字を用ゐるが、それは漢字の差だけである。それ故に政を「まつりごと」とよむが、その意は「祭事」と同じである。これは太古祭政一致の政體の然らしめた所である。

（其後、天照大神始めて伊勢國にしづまりましし時種子命の末大鹿島命云々） 伊勢の神宮の出來た時に大鹿島命が祭主に任ぜられた事は垂仁天皇の條に述べてある。鎌足の父御食子は日本紀に彌氣とある人であつて、推古天皇の朝に樞機に參してゐた。但小德冠（第二の位）といふ事は日本紀に見えぬ。藤原氏系圖の傳である。

（鎌足に至りて大勳を立て世に寵せられしによりて祖業を發し） 「祖業を發し」とは祖先の遺業を發揚すること、「先烈をさかやかす」とは祖先の功業をしてますく名譽あらしむること。こゝにいふ事は祭政一致の世に於いて祭を司るは即ち大政を司ることである。鎌足が、世の濁亂を救ひ、天下を革正した事はこれ、その祖先以來の傳統的職分たる大政翼賛の本旨を發揚し祖先の事業を繼ぎ、以て大功を立て、祖先の名譽をも高めた事であつて、誠に貴むべき事であるといふ。

（且は神代よりの餘風なれば云々） 餘風とは遺風といふ程のこと。中臣氏が大政を司るは神代からの遺風である故に、鎌足が大勳を立て、世に重く用ゐられ、天下の大政に參與するやうになつたのも然るべき道理と思はるるといふのである。

（後に内臣に任じ云々） 注にもある如く内臣に任ぜられたのは孝德天皇の御世のはじめである。又天智天皇八年十月にその病重つた時に、大織冠と内大臣と授け、姓を賜ひて藤原氏とせられたのである。この時の内大臣は後世の内大臣とは違つて左右大臣の上に位したのである。又大織冠といふのは、大化新政の冠位で第一位にあるものである。それ故にこゝに正一位の名也とある。これは後の正一位に同じといふ意である。

此天皇天下を給め給ふ事三年在りて、同母の御弟輕王に讓り給ふ。御名を皇祖母の尊とぞ申しける。

（**天下を治め給ふ事三年在りて**）これは前の例によれば、四年とあるべきであるが、在位年數は三年六ケ月である。されば三年あつて四年目に讓位あつたといふ事である。六月十二日に蘇我を滅ぼされ、同月十四日讓位が在つたのである。

（**同母の御弟輕王に讓り給ふ**）輕王は輕皇子とかくべきである。即ち孝德天皇である。こゝに讓位の事が見ゆるが、本朝で讓位といふ事はこの時にはじまつたのである。

（**御名を皇祖母の尊とぞ申しける**）これは孝德天皇御即位の際に奉られた尊號である。後世の太上天皇と同じいといふ說があるけれどもさうではない。既に前にもあげたやうに皇極天皇の時に御母を吉備皇祖母命と申し奉つたのである。（命と尊との字の違ひは日本紀の記載法の差で、「ミコト」といふ國語にかはりはない）それ故にこれは天皇の御親といふ意義だけの尊號である。（祖母はただ「オヤ」といふだけの國語にあつるので、これも二世の意の祖母の意ではない。）續日本紀に聖武天皇の御母皇太夫人を國語でかやうに申し上げよと詔あつた事を載せてゐる。

第三十七代孝德天皇は皇極同母の弟也。乙巳の年即位。攝津國長柄豐崎の宮に御座す。

（**攝津國長柄豐崎の宮**）この宮の址は明かでないが、西成郡豐崎村の大字南長柄（今大阪市内）に在つたものであることは疑ふべきでない。

「やめて」底本「癈」に作る、他本によりて改む

此御時始めて大臣を左右にわかたる。大臣は成務の御時武内の宿禰始めて是に任ず。仲哀の御代に又大連の官をおかる。大臣大連並びて政をしれり。此御時大連をやめて左右の大臣とす。又八省百官を定めらる。中臣鎌足を内臣になし給ふ。

（說）これは所謂大化元年の改新の事をいふべき所であるが、その說極めて大まかで、これではその改新の有樣を想像することも出來ない。何故にこの樣に疎略にしたのであるかと考ふるに、これにもおのづから理由があるやうに考へらる。第一の理由は本書は、皇位の正統を論ずるが主眼で、しかも簡單にする必要が在つて詳かに說く餘裕が無かつた爲であらう。次には大化の改新の主義理想は、この著の時代には現實の政治の主義理想であつて、次下に時を見ては撰者がより〳〵論じて行く所であるから、こゝに一時に說く必要がなかつたのでもあらう。然らば、こゝに說いてあるのは何の目的であるかといふに、こゝにはたゞ大臣の官職に關しての點だけを說いてある。これは大臣の官を正しい人に正しく任命せらるれば、天下は治まるにきまつてゐるのであるから、天皇としての第一の要はこの大臣の官を知りたまふ點にあり、又本書もはじめから後まで執政の臣に重きをおいてゐるからして、この點だけは逸する事をしなかつたと考へらるる。

（此御時始めて大臣を左右にわかたる云々） 大臣の名の出來たのは成務の御時であつた事は本書にも既に述べてゐる。大連は日本紀では何時に始まつたか明かでないが、垂仁の二十六年の條に物部十千根大連といふ名が見ゆる。然るにこゝに仲哀の御代に大連の官を置かれたといふのは何に據つたのかと見ると、延喜式の前につけてある歷運記に「仲哀天皇始置㆓大連㆒」とあるのによつたものと思はるる。しかし「大臣大連並びて政をしれり」といふ事は當初よりの事とは思はれぬ。初は大臣だけの事もあり、大連だけの事も在つたであらう。大臣大連を並べおかれたのは雄略天皇即位の

「あやまち」底本「誤」とす、他本によりて假名とす。

「玄」底本「公」とす、他本によつて改む。

時からのやうに思はるる。而して大臣は皇別出身の大官の名となり、大連は神別出身の大官の名となつたと考へらるるが、大化改新の時に全く官職名として、大臣の名だけを存して大連といふ名稱を廢し、左右大臣を置かるるやうになつたと思はるる。これが、今日までつゞいてゐる大臣の官名の源である。

（又八省百官を定めらる） これは日本紀大化五年二月に冠位十九階を定められ、なほ「置二八省百官一」と記してあるのによつたものである。八省は、大寶令によれば、中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内の八であるが、この時に既にこの通りの名稱であつたかどうかは明かに分らない。百官の百は實際の數ではなくて多數の意である。これは八省の部屬たる職、寮、司の類、又彈正臺、地方官、武官等の多くの官を總稱したものである。

（中臣鎌足を內臣になし給ふ） この事は上に述べてある。

天下を治め給ふ事十年。五十九歳御座しき。

（天下を治め給ふ事十年） この御世に年號を始められたが、御宇は大化が五年、白雉が五年である。

（五十九歳御座しき） 御齡は日本紀には明記してない。如是院年代記には本書と同じ傳である。他には所見がない。

第三十八代、齊明天皇は皇極の重祚也。重祚と云ふ事は本朝には是に始まれり。異朝には殷の太甲不明なりしかば、伊尹是を桐宮に退けて、三年政をとれり。され共帝位を捨つるまではなきにや。太甲あやまちを悔いて、徳を治めしかば、本の如く天子とす。晉の世に桓玄と云ひし者、安

「議」梅本による底本「儀」とし、他本「義」とす

帝の位を奪ひて八十日在りて、義兵のために殺されしかば、安帝位に歸り給ふ。唐の代ゞ成りて、則天皇后世を亂られし時、所生の子なりしかども、中宗をすてゝ廬陵王とす。同じ御子豫王を立てられしをも、又すてゝ自位に居給ふ。後に中宗位に歸りて唐の祚たえず。豫王も又重祚あり。是を睿宗と云ふ。是ぞまさしき重祚なれど二代にはたてず。中宗睿宗とぞ連ねたる。我朝に皇極の重祚を齊明と號し、孝謙の重祚を稱德と號す。異朝にかはれり。是天日嗣を重くする故歟。先賢の議定めて由在るにや。

（齊明天皇は皇極天皇の重祚云々） 重祚とは一旦位を退いた天子が再び踐祚するのをいふ。皇極天皇は孝德天皇に位を讓られたが、孝德天皇が崩御あつて再び天皇の位に即かれたのである。そこで、前の御治世の時の御稱號を皇極天皇と申し、後の御治世の時の御稱號を齊明天皇と申すのであるが、この事については本書、下に說がある。

（重祚と云ふ事は本朝には是に始れり云々）本朝には重祚と云ふ事は以前は無かつた事であつて、此時に起つた新儀である。

（異朝には云々） これから支那での重祚の事實を參考の爲にあげてゐる。殷の太甲は伊尹が代りて政をとつたといふだけで、王位を捨てたのでないから重祚といふべきものでない事は著者のいふ通である。東晉の安帝の世に桓玄といふ者權を恣にし帝に迫つて位を讓らしめたが、劉裕、何無忌、劉毅等が義兵を起してこれを殺したから安帝が位に復した。

これは元興三年、わが履仲五年の事である。これも變亂によつたもので正しい重祚とはいはれぬ。唐の則天皇后は武氏であるから武后ともいふ。高宗の皇后である。高宗崩じて中宗位に即く。それは武后の生んだ子であるが、武后はそれを廢してその子睿宗を立てた。しかもそれも間もなく廢して武后自ら帝位に上り國號を改めて周と號し、則天皇帝と稱した。その後武后が死して中宗が位に復し、國號も唐に復した。武后の權を專にした事は前後二十一年であつた。中宗が位に復して五年在つて又睿宗に傳へ、睿宗位に復して三年在つて玄宗に傳へた。この中宗睿宗の事はまさしく重祚といふべきであるが、二代には立てないといふのである。しかしこの武后の僭恣はわが天武天皇の御世であるからこの時より後の事である。

（我朝に云々）　これは本朝に於いて重祚の天皇を一代每に異なる稱號で稱へ奉る制度になつてゐる事についての說明であるが、これについては古來學者の間に多少の議論もある。しかし本書の論が最も當を得てゐると思はるる。久米幹文曰はく、「我が天皇の重祚の外國と異なるはげに天つ日嗣をおもくせらるゝがためなりとは實によくいはれたり。支那など國こそ大なれ、昔より君臣の名分さだまらぬ國なれば、かしこき我朝廷の比例に引出べき筈にはあらぬを、中古よりみだりに彼風を慕ふ卑屈心の徒多くして准后の卓見にてすら此弊を免れざるはなげかはしき事なり」とあり。この論前半はわが意を得てゐる。しかも、後半は苛刻の論である。著者のこゝの意見は重祚といふ事實は支那にもあるが、それとわが國とは制度上の取扱方が違ふといふことを明かにして以てわが國體の特異な事を識別させようとした點に重きを置いて見るべきを氣づかぬのであらう。實際、わが國では天皇の御一身といふよりも皇位及びその繼承といふ事が重い事であると考ふるのであるから、御一身の上では前後同じ御身であつても、皇位繼承の順序を正すときは是非とも、このやうな取扱になるべきは明かな事であらう。

乙卯（キノトウ）の年即位（トシソクキ）。此度（コノタビ）は大倭（ヤマト）の岡本（チカモト）に御座（オマシマ）す。後（ノチ）の岡本（チカモト）の宮（ミヤ）と申（マヲ）す。

（乙卯の年即位）　孝德崩御の翌年である。

「すくひ」底本「數翟」に作る、他本によりて改む。

「皇太子」の「皇」青群北三本によりて補ふ。

（後の崗本の宮） 飛鳥板蓋宮で御即位あり、その年の冬飛鳥川原宮にまし、次いで飛鳥崗本を宮地と定められたのである。それは舒明天皇の舊地を修められたのである。（舒明天皇崗本宮は舒明の八年に火災が在つたのである）。

此御世はもろこしの唐の高宗の時に當れり。高麗を責めしに依りてすくひの兵を申うけしかば、天皇幷に皇太子筑紫まで向はせ給ふ。されども三韓終に唐に屬せしかば、軍をかへされぬ。其後も三韓好を忘るまではなかりけり。

（此御世はもろこしの唐の高宗の時に當れり） 此天皇の元年は高宗の永徽六年で、崩御の年は同じ帝の龍朔元年である。

（高麗を責めしに依りて） これは唐の高宗が高麗を責めてこれを亡ぼした事をあげて、それが爲にわが國の三韓政策に大變革を生じた事を略説した。これは元來新羅の策動から起つた事で、新羅は日本の勢力を朝鮮から除いて自ら朝鮮を一統しようと企て先づ任那を亡し、百濟を責めたので、高麗と百濟とが新羅を侵した。そこで新羅は唐に援を求めた事に基づくのである。高宗はその將を遣して、百濟を討ちて滅しわが援軍をも殆ど全滅せしめ、高麗をも亡した。その百濟を亡したのは顯慶五年（齊明天皇白雉六年）で、高麗日本の援師を破つたのは龍朔三年（天智天皇二年）で高麗を平げたのは總章元年（天智天皇七年）である。

（すくひの兵を申うけしかば云々） この事は日本紀に見えてゐるが、天皇は六年西征の準備を命ぜられ、七年正月に皇太子中大兄と共に西征の途に上られ三月に筑紫に至り、五月に朝倉宮にましましたが、七月に朝倉宮で崩御になつた。

（されども三韓終に唐に屬せしかば、軍をかへされぬ） さて齊明天皇の崩御があつたけれども、中大兄皇太子が軍事を統督して高麗百濟を救はせられたが、時不利にして遂に二國が亡びて、三韓の地は新羅と唐とに屬してしまつた。而して

その新羅は元來唐に臣屬の禮をとつてゐたから、朝鮮はすべて唐に屬してしまつた。そこで天智天皇は方針を改めて、兵を本國に召還し同時に内政に力をそゝぎ又新羅唐の來攻に備ふる爲に兵備を嚴重にせられた。こゝに至つて神功皇后の遺業が終に亡びたのである。わが國威の縮小はこの時に極まつたのである。

（其後も三韓好を忘るまではなかりけり） こゝに三韓とあるけれど、實際は新羅一國である。その新羅は上の如くわが國に反抗して朝鮮を統一して自己のものとしてしまつたが、なほ昔の好を忘れずして、朝貢の禮を修めて奈良朝に及んでゐる。その事實をこゝに云つたのであらう。

（說） 三韓の背叛は雄略天皇の朝にきざし、欽明天皇の朝に著しくなつて、任那の日本府が亡び、遂にこの天皇の朝に百濟の滅亡を見た。高麗の滅亡はこの後の事だけれど、序を以てこゝに述べたのである。

皇太子と申すは中大兄の皇子の御事也。孝德の御代より太子に立ち給ふ。攝政し給ふと見えたり。

（說） こゝに皇太子と申すのは中大兄皇子のことである。この皇子は孝德天皇の即位の時に皇太子に立ち給ひ、爾後齊明天皇の朝にも同じく皇太子でゐらせられたのである。攝政したまふといふ事は明かに正史には見えないが、大織冠傳には「悉此以庶務委皇太子」とあるから事實は攝政したまうたと見ゆる。

天下を治め給ふ事七年。六十八歲御座しき。

（六十八歲御座しき） 日本紀には御年を記さない。一代要記、水鏡、皇年代略記、扶桑略記等は本書と同じ傳である。

「臣」底本「巨」とす、他本によりて改む。

「行幸」梅本による、底本「御行」につくる。

第三十九代、第二十五世天智天皇は舒明の御子。御母皇極天皇也。壬戌の年即位。近江國大津宮に御座す。

（壬戌の年即位） 壬戌の年は齊明天皇崩御の翌年である。日本紀にはこの年の即位とは傳へない。即ち齊明天皇崩御の時直に「素服稱制」と記してあつて、その翌年が壬戌で、これを元年とし、七年に即位あつたとしてゐる。しかし、扶桑略記、太子傳曆、如是院年代記等は元年壬戌としてゐる。本書もこれらの説によつたものであらう。

（近江國大津宮） 天皇は皇太子として先帝崩御後なほ筑紫の長津宮にましまして、新羅討伐、高麗百濟救援の軍事を督勵せられ、六年三月に都を近江に遷されたのである。そこでこの宮を大津宮と名づけられたのは、筑前の娜大津の名をうつされたといふ説がある。如何にもさうかと思はるる。この宮の址は滋賀郡錦織村に御所内と稱ふる所がある。それであるといふ。

即位四年八月に内臣鎌足を内大臣大織冠とす。又藤原の朝臣の姓を賜ふ。昔の大勳を賞し給ひければ、朝奬雙びなし。先後封を給ふ事一万五千戸也。病の間にも行幸して訪ひ給ひけるとぞ。

（即位四年八月に内臣鎌足を内大臣大織冠とす云々） この事のあつたのは前に記したやうに、日本紀には八年十月の事としてゐる。然るにこゝに四年八月とあるのは年も月も一致せぬ。日本紀の七年即位の年からかぞふれば、又二年十月とならねばならぬ。大織冠傳は正にその通になつてゐる。それ故に本書の傳は日本紀以外のものによつたものであらうと

考へらるる。而して、他の多くの書は以上の二の傳以外のものは殆ど無い。たゞ一つ、如是院年代記を見ると、「乙丑四」の下に「八月以二内臣鎌足一爲二内大臣一號二大織冠一大織冠者正一位也、賜レ姓曰二藤原一」とある。本書の依つたものはこの年代記と源を同じくするものであつたであらう。

（昔の大勳を賞し給ひければ、朝奬雙びなし云々） 朝奬雙びなかつた事は、その官位を見てもわかるが、天皇親臨して病を訪ひ賜ひ薨後も亦親臨して恩詔を賜はつたこと、日本紀及大織冠傳を見て知らるる。先後封を給ふ事一萬五千戸といふ事は日本紀には載せてないが、大織冠傳には大化のはじめ内大臣の位を授けられた時に二千戸を賜ひ、白鳳五年の秋優詔あつて、八千戸を增し封じ給ひ、後更に五千戸を增され前後併せて一萬五千戸とある。

此天皇中興の祖に御座す。光仁の御祖也。國忌は時に隨ひてあらたまれども、是は長くかはらぬ事に成りにき。天下を治め給ふ事十年。五十八歲御座しき。

（此天皇中興の祖に御座す云々） 光仁天皇の御父は施基皇子で、その御父が天智天皇である。それで、後の皇胤の基づく所であるから尊崇あるのも最もであるが、決してそれに止まらぬので、事實上皇室の危殆に瀕したのを救ひ、又政治上の革新を遂げて後世の模範となられたから、中興の祖として尊崇せらるるのである。三善淸行が昌泰四年に上つた革命勘文の中に「遠履二大祖神武之遺蹤一近襲二中宗天智之基業一當下創二此更始一期二彼中興一建二元號於鳳曆一施中作解於雷散上」とある。又續日本紀にある宣命にも「近江大津宮御宇大倭根子天皇乃與天地共長與日月共遠不改常典立賜比敷賜覇留法乎云々」といふやうな語が屢々あらはれて、國家法制の基づく所がこの天皇にあることを宣べられてある。これ即ち中興の祖たる事實がこゝに存するのである。

（國忌は時に隨ひてあらたまれども云々） 國忌とは國家の忌日の義で、先皇、祖皇、母后等の忌日に齋會を行はるるのであ

「在りし」底本「在ル」に作る。他諸本によりて改む。

る。これは持統天皇の時天武天皇の爲に修せられたのが國史上の初見であるが、二年二月の詔によつて永世の則となつた。大寶令及び延喜式等にはその規定がある。この國忌の制は元來支那風のもので、支那では七廟の制があつて、大祖の外は六廟、その時代によりて古きを除き今上に近きを加ふるのであるが、國忌もそれに同じく後に至るにつれて古きを除いて今上に近きを加へらるゝ規定であるが、この天皇の御忌日だけは永く除かるることがない事になつてゐた。延喜式の治部式に國忌の條にはその第一に「天智天皇十二月六日忌崇福寺」とある。

（天下を治め給ふ事十年）　壬戌より十年であるが、七年即位より四年である。

（五十八歳御座しき）　御齢日本紀には載せぬ。皇年代略記、興福寺年代記、如是院年代記等は本書と同じである。

第四十代、天武天皇は天智同母の弟也。皇太子に立ちて大倭に御座しき。天智は近江に御座す。御病在りしに太子を喚び申し給ひけるを近江の朝廷の臣の中に告げ知せ申す人在りければ、御門の御意の趣にや在りけん、太子の位を自退きて、天智の御子、太政大臣大友の皇子に讓りて、芳野宮に入り給ふ。

（皇太子に立ちて）　日本紀巻二十八には天智天皇元年に東宮に立ちたまふ由見ゆる。

（大倭に御座しき）　大倭國吉野宮にましましたのである。

（御病在りしに太子を喚び申し給ひけるを云々）　天智天皇御病重らせ給ひて、この東宮を呼び、後事をのたまはうとせられた時に、こゝにあるやうに固辭して大友皇子に讓つて出家して芳野に入られたのである。この時の事は日本紀に出てゐ

るが、その事を知らせた人は蘇我臣安麻侶といふ人である。

「高市」底本脫し「高市ニイ」と注す。他本によりて補ふ。

「のぞみ」底本「望」とす。他本によりて假名とす。

天智隱れ給ひて後、大友の皇子猶危まれけるにや、軍を召して、芳野を襲はむとはかり給ひける。天皇密に芳野を出でて伊勢にこえ、飯高の郡に至りて大神宮を遙に拜し、美濃へかゝりて東國の軍を召す。皇子高市、參り給ひしを大將軍として美濃の不破の關を守らしめ、天皇は尾張國にぞ越え給ひける。國々皆隨ひ申ししかば、不破の關の軍に打ち勝ち、則勢多にのぞみて合戰あり。皇子の軍破れて、皇子殺され給ひぬ。大臣以下或は誅に伏し、或は遠流せらる。軍に隨ひ申す輩、品々に依りて其賞を行はる。

（天智隱れ給ひて後云々） 天智天皇崩御の後、大友皇太子即位せられた。これは日本紀には記してないが、扶桑略記、水鏡、年中行事祕抄等に十二月五日即位の由に見え、大鏡亦即位の事をいつてゐる。本書にこれを認めないのは通行の說に從つたものである。さてこゝに大津の朝廷から芳野のこの天皇の宮を襲はうと謀られたといふ事は明かでないが、この天皇の御方にはさやうに信じたのでそれで兵を擧げらるる事となつたのであらう。

（天皇密に芳野を出でて云々） これ以下の壬申亂の事は日本紀卷廿八の一卷が詳に述べてゐる。今これを一々述べぬ。本書に就いて見るべきである。

（皇子の軍破れて皇子殺され給ひぬ云々） 弘文天皇の崩御になつたのは壬申の年の七月二十三日である。去年十二月五日に即位あつてより八ケ月である。

（說） 弘文天皇即位の事實は日本紀には認めてゐないが、上記の外にも明かな證據があるのである。それ故に、大日本史がこれを特筆して本紀を立てたのは條理に叶ひ名分を明かにしたので國體上重大な事である。明治五年に大友帝に弘文天皇といふ諡を奉られたのはこれを確認せられたのである。本書がこれに論及せぬは通行の說によつたとはいへ、惜むべき事である。

壬申の年即位。大倭飛鳥淨御原の宮に御座す。朝廷の法度多く定められにけり。上下うるしぬりの頭巾をきる事も此御時より始まる。天下を治め給ふ事十五年。七十三歲御座しき。

（壬申の年即位） 壬申の年はかの大亂の年でその亂後直ちに天皇の實を備へられたのであるが、日本紀にはこの年を元年とし翌二年癸酉の年の即位と記してゐる。

（大倭飛鳥淨御原の宮） この宮の址は高市郡飛鳥村大字上居ともいひ、又高市村大字阪田字都にあるともいはれてゐる。

（朝廷の法度多く定められにけり） この事のうち、著しいのは、十年に律令を定め法式を改めむとして、これを修めしめられ、又帝紀及上古の諸事を記し定めしめられ、又禮儀を改定せられ、諸氏の族姓の制度を改定せられ、位階の制定を改めて、諸王已上の位十二階、諸臣の位四十八階を定められた等甚だ多い。委しい事は日本紀に見ゆる。

（上下うるしぬりの頭巾をきる事も此御時より始まる） この御世には結髮衣服等にもさま〴〵の制を定められた。そのう

「娠」底本「姫」に作る、他本による。

「のぞみ」底本「望ミ」とす、他本による。

ちに本文の事もあつたのである。これは十一年に「男夫始結髪仍着漆紗冠」とあるのをさす。漆紗冠は紗でつくり漆を塗つたかぶりものである。これを頭巾と云つてあるのは衣服令に「禮服曰冠朝服曰頭巾」とあるのでもわかるが、古來これをウルシヌリノウスハタノカブリと訓んで來た。即ち後世烏帽子といふものゝ源である。

（七十三歳御座しき） 日本紀に御齢を記さぬ。一代要記、皇胤紹運録には六十五とある。如是院年代記は本書と同じである。何によつたものかは詳かでないが、この如是院年代記が一番に近い。

第四十一代、持統天皇は天智の御女也。御母越智娘、蘇我の山田石川丸の大臣の女也。天武天皇、太子にまし〱しより妃とし給ふ。後に皇后とす。皇子草壁若く御座ししかば、皇后朝にのぞみ給ふ。戊子の年也。庚寅の春正月一日即位。大和藤原の宮に御座す。

（天智の御女也云々） 日本紀に見えて、異傳がない。

（皇子草壁若く御座ししかば云々） 草壁皇子は天武の御子で、この天皇の所生である。天智天皇元年大津宮で誕生あつた事が日本紀に見ゆる。而して天武天皇十年二月に皇太子に立ちたまふと日本紀に見えてゐる。されば、この天武天皇崩御の時は、十九歳でゐられたのである。

（戊子の年也） 日本紀によれば「皇后臨朝稱制」せられたのは丙戌の年であつて戊子はその後二年である。これは何によられたかと考ふるに、如是院年代記に同樣にある。これであるから前にも云つたやうに、この年代記の源になつた書がこの書の據る所になつたと思はるる。

（庚寅の春正月一日即位） 庚寅は日本紀に所謂四年で記事は一致する。この前年に草壁皇太子の薨去があつて、即位を決

行せられたのであらう。

（大和藤原の宮） この宮址は高市郡鴨公村大字高殿字宮所字大宮字京殿字南京殿字北京殿等がその一部にあたる。

草壁の皇子は太子に立ち給ひしが、世を早くし給ふ。仍りて、其御子輕の王を皇太子とす。文武に御座す。前の太子は後に追號在りて、長岡の天皇と申す。

（草壁の皇子云々） 前に云つた。

（其御子輕の王を皇太子とす） 輕の王は草壁皇太子の第二子、天皇の御嫡孫で、文武天皇である。この立太子の事は日本紀に缺けてゐるが、十一年二月に東宮大傅、春宮大夫等の任命があり、釋日本紀に私記に王子枝別記を引いた文があるが、それには「持統天皇十一年春二月丁卯朔壬午立爲皇太子」とある。

（前の太子は後に追號在りて云々） 前の太子即ち草壁皇太子は生前に皇位には即き給はなかつたが、その御子孫が、奈良朝の諸天皇にましますす。そこで天平寶字二年八月に淳仁天皇の詔ありて岡宮御宇天皇と追尊せられた。長岡天皇といふ稱號はいつ奉られたか不明であるが、本書の外に二所大神宮例文、釋日本紀の帝皇系圖、皇胤紹運錄、帝王編年記如是院年代記等にも見ゆる。

此天皇天下を治め給ふ事十年、位を太子に讓りて太上天皇と申しき。太上天皇と云ふ事は異朝に漢の高祖の父を太公と云ふ。尊號在りて太上天皇と號す。其後は後魏の顯祖、唐の高祖、睿宗、玄宗等也。本朝には昔

は其例なし。皇極天皇位を遁れ給ひしも、皇祖母の尊と申しき。此天皇より太上天皇の名は侍りける。五十八歳御座しき。

（天下を治め給ふ事十年）　日本紀には十一年とある。しかし、その讓位の年を文武の御宇とすれば十年ともいひうる。

（位を太子に讓りて太上天皇と申しき）　御讓位は十一年八月朔日である。

（太上天皇と云ふ事は云々）　これは太上天皇の御尊號についての由來をいつたものだ。支那では秦始皇が莊襄王を追尊して太上皇といひ、漢高祖が帝位に即いてから父の太公を尊んで太上皇と云つた。それがはじめである。本書に太公を太上天皇と云つたといふのは少しく誤つてゐる。其の後の後魏の顯祖、唐の高祖、高宗、玄宗は一度帝位に即いて遜位の後の尊號であるから太公の場合とは趣が違ふ。しかしそれも太上皇とはいつたが太上天皇といふのは本朝特別の語である。

（本朝には昔は其例なし。云々）　これは太上天皇の本朝にてのはじめを云つたのだが、讓位の事は皇極天皇からはじまつたが、その御遜位後は皇祖母尊と云つたので太上天皇とは申さぬ。この天皇御遜位の後太上天皇と申し上げたのが我國でこの尊號のはじめである。儀制令には「太上天皇」の目があつて、その義解に「讓位帝所稱」とある。この規定によつて、持統天皇御遜位の後は特に尊號を奉るといはなくても、當然太上天皇と申し奉つたのであらう。それで續日本紀にも、萬葉集にも太上天皇といふ名稱でこの天皇を申し上げてゐるのである。

（五十八歳御座しき）　この天皇は大寶二年の崩御であるが、續日本紀には御壽を記さぬ。皇胤紹運錄、歷代要記等は本書と同じである。

第四十二代、文武天皇は草壁太子第二の子、天武の嫡孫也。御母阿閉の皇女、天智の御女也。（後に元明天皇と申す。）丁酉年即位。猶藤原の宮に御座す。

「女」底本「母」とす、他本によりて改む。

「天武」底本「文武」とす、他本によりて改む。

「王」底本「皇」とす、他本によりて改む。

（**文武天皇は云々**）　これは續日本紀によつたものである。以下光仁天皇までは續日本紀によつたものであるらしいが、それと異なる點が無い時には注せぬ。

（**丁酉の年卽位**）　これも上と同樣である。

（**猶藤原の宮に御座す**）　持統天皇までは代毎に宮城を改められたが、この天皇は持統天皇の營まれた藤原宮にそのまゝ居られて一代の間かへられなかつた。これは後世遷都の容易に行はれぬ樣になつた端緒を開かれたものと見らるるが、かやうになつたのは一は皇位繼承の方法が御讓位であつたのと、一はその宮城が大規模になつて變更せらるることが容易でなくなつた爲であらう。

此御時唐國の禮を移して宮室を作り、文武官の衣服の色までも定められき。又卽位五年辛丑より始めて年號あり。大寶と云ふ。是より前に孝德の御代に大化、白雉、天智の御時、白鳳、天武の御代に朱雀、朱鳥など云ふ名在りしかど、大寶より後にぞ絕えぬ事には成りぬる。仍りて大寶を年號の始とする也。又皇子を親王と云ふ事此時に始まる。又藤原の內大臣鎌足の子不比等の大臣、執政の臣にて律令などをも撰び定められき。

（**此御時唐國の禮を移して宮室を作り、文武官の衣服の色までも定められき**）　支那の制度を採用せらるる端緒はいつにあつたかは明かでないが、聖德太子の攝政の時には大分その兆があらはれ、大化の改新ではそれが一新の根柢になつた。

爾來その主義が、段々に進んで來て、此の天皇の時に確定不動のものと成つた。それ故にこゝにこれを述べられたのであらう。續日本紀を見ると、即位二年八月に朝儀の禮を定められ、大寶元年正月元日に大極殿に御して朝賀を受けたまふ事が記してあるが、それには「其儀於正門樹烏形幢、左日像、青龍、朱雀幡、右月像、玄武、白虎幡、蕃夷使者陳列左右文物之儀於是備矣」とある。これは支那の禮をうつされたので、後世まで元日の朝賀及び即位の禮の基づく所である。又位階の制度をも改められ、從前はその位階相當の冠を賜はつたのを位記を賜はることに改められ、同時に、禮服朝服の制を立て、位階によつて服色を一定せられた。これを委しく示したのが衣服令の規定である。これらの事は大寶元年の記事に見ゆる。たゞ「宮室を作り」とあるのは如何いふ意味か明かでない。藤原宮は前代に出來たもので、この御代には遷都はなかつたのであるし、遷都の事でないのは明かである。然らば著者の勝手の語かといふに左樣な事は有るまい。如是院年代記には「依唐制禮作宮室定文武官僚服色皇子曰親王始於此時」とあつて本書と殆ど同じである。恐らくはさやうな傳が在つたのであらう。そこで宮室を作るといふのは太極殿等を唐風の建築に改められた事を云つたのであらう。

（又即位五年辛丑より始めて年號あり云々）　この天皇即位あつてはじめの四年間は年號が無かつた。第五年目の辛丑の年三月に大寶と改元せられたのである。年號は本文に云つてゐる樣にこの時にはじまつたのではなく、孝德天皇の御世に創められて大化といひ、それから白雉とか白鳳とか朱鳥とか云ふ年號が建てられたが、それらはその時々の事であつて、永く續かなかつた。年號が永世の制度となつたのはこの大寶からであつて爾來今日に至るまで年號の無い時が無いと云ふ事になつた。大寶を年號のはじめと云ふのはこの意味で云ふのである。如是院年代記にも「大寶元」の下に「年號始於此」と云つてゐる。皆この意味で云ふのである。

（又皇子を親王と云ふ事此時に始まる）　この事は如是院年代記にも注記してゐるが、その初見は日本紀の天武天皇八年の條でその後屢見らるるのであるが、その後も皇子と書いたのも多いのを見ると定まつた制度ではなかつたのであらう。然るに續日本紀の文武天皇四年六月以降はすべて親王の文字に一定してゐるから、その頃に定められたのであらう。令の制では「凡皇兄弟皇子皆爲親王」とある。

（又藤原の内大臣鎌足の子不比等の大臣、執政の臣にて律令などをも撰び定められき）　不比等は鎌足の第二子である。大寶の律令撰定は文武天皇四年六月に勅を下され、翌大寶元年八月に出來上つたのであるが、その時の委員長は刑部親

「さる」底本「去」とす。他本によりて改む。

「も」底本「二」とす、他本による。

「續」底本「談」とす、他本による。

王で、委員の筆頭に不比等が居り、下毛野朝臣古麿、伊吉連博徳、伊余部連馬養等が重なる人であつた。それ故に、不比等が、この撰定には有力な地位に立つた事は勿論であるが、當時は執政の臣といふ程の地位ではなかつた。公卿補任によるに、大寶元年に大納言になつたまゝ、文武天皇の御世には大臣にはならなかつた。而してその上には左大臣多治比眞人島、右大臣阿倍朝臣御主人、又右大臣石上朝臣麻呂、知太政官事刑部親王等があつたのである。不比等が右大臣になつたのは、元明天皇の慶雲五年で、それから靈龜三年まで左大臣石上麿が上に居た。養老二年から四年までの間が、右大臣一人の時代である。本書は後を以て前にめぐらしたので多少の誤があるといはねばならぬ。

（說） こゝに不比等の名が出たについて、次に藤原氏の源委を說く。

藤原の氏此大臣より彌盛になれり。四人の子おはしき。是を四門と云ふ。一門は武智丸の大臣の流、南家と云ふ。二門は參議中衛の大將房前の流、北家と云ふ。今の執柄大臣及びさるべき藤原の人々は皆此末なるべし。三門は式部卿宇合の流、式家と云ふ。四門は左京大夫麻呂の流、京家と云ひしが、早や絕えにたり。南家式家も儒胤にて今に相續すと云へども、只北家のみ繁昌す。房前の大將人に異なる陰德こそおはしけめ。

（藤原の氏此大臣より彌盛になれり） 續日本紀文武二年の條を見ると、鎌足に賜はつた藤原の姓は不比等をして繼承せしめられ、意美麿等は神事に供するによつて舊姓中臣に復すべしといふ詔が出てゐる。即ち藤原といふ名は不比等の一

門の專ら繼承する所となつたのである。而して不比等の四子からして家門がいよいよ廣くなつた。

（是を四門と云ふ）　不比等の四子が各一家を立てゝ、門流がつゞいたからの名であるが、大鏡では四家と云つてゐる。

（一門は武智丸の大臣の流云々）　武智麿は不比等の長子であつた。武智麿傳によると、「以₂宅在₁宮南₁世號曰₂南卿₁」とある。今昔物語に祖の家より南に住んでゐたから南家と云ふとあるのは後世の俗說であらう。この南家は武智麿が左大臣までになり、その子豐成は右大臣、仲麿即ち惠美押勝が大師（太政大臣の改名）にまで成つて奈良朝では榮達したが、押勝の亂があつてからは振はなくなつた。しかし、下にいふやうに子孫はもとより永く續いた。

（二門は參議中衞の大將房前の流北家と云ふ云々）　房前は不比等の第二子であつた。この人は參議中衞（後に近衞と改まる）大將で終つて兄に及ばなかつた。北家といつたのは兄の南家に照して考ふると、宮の北に家が在つたのであらう。天平寶字四年八月の勅の中に南北の兩大臣、又南卿、北卿とある。南は武智麿、北は房前であるから、この南卿北卿といふ名稱は生前からの稱であつたであらう。さて平安朝以後に榮えた藤原氏の本流はこの房前の子孫である。その事實は後に次第にあらはれてくる。

（三門は式部卿宇合の流式家と云ふ）　宇合は不比等の第三子で、參議式部卿まで上つて天平九年に終つた。この家も後まで續いて大臣なども出たが、北家の盛んになつた時代からはそれに壓倒せられた。これを式家といふのは式部卿の家といふ義であるが、當時の稱呼であるかどうかわからぬ。大鏡には見ゆる。

（四門は左京大夫麻呂の流京家と云ひしが早や絕えにたり）　麻呂は不比等の第四子で參議兵部卿兼左京大夫まで上つて宇合と同じ年に終つた。これを京家といふのは左京大夫であつたからであらうが、これも當時からの號であるかどうかは分らぬ。大鏡には見ゆる。この人の子に太宰帥濱成、その子に刑部卿繼彥、その子に治部卿貞敏（琵琶の名人）などがあつたが、次第に衰へて、後には歌人としての興風、伶人としての忠房などが名を知られてゐる位のもので、終には地下になりはてた。

（南家式家も儒胤にて今に相續すといへども只北家のみ繁昌す云々）　藤原氏の四門といはれたうち、京家は上の如くにして絕えてしまつた。他の三家は如何と云ふに、南家は押勝に至つて、祖先に未だ聞かなかつた榮達をしたが、增長して敗死し、その兄右大臣豐成の後には、參議保則の如きも出たが、これも後には地下になつた。又武智麿の第三子乙麿の流には右大臣是公が出たがこれも後には衰へた。しかし南家の流れは儒者の家として永く傳はつた。それは後の

「春日の」の「の」梅本によりて加ふ。

高倉家などが著しいもので、文章博士、大學頭、式部少輔、東宮學士などに任ぜらるる例となつた。そのうちで著しいものでは季綱、信西入道、などがある。又式家は宇合の子廣繼は玄昉を除かうとして敗死したが、その弟に內大臣良繼、右大臣田麿、參議百川、參議藏下麿がある。しかし、これらの子孫は後には大抵地下になつた。藏下麿の末に有名な明衡が出て、それからその子孫が儒家として榮えた。そこで、藤原の祖業を紹ぐものとしては北家だけになつた。これについては房前の陰德が報いたのであらうといふのである。この思想は藤氏累世の信條であつたと見えて、かの光明皇后の書かれた、筆蹟の正倉院に保存せられたるものには「積善藤家」の印を紙背繼目に捺してあるのみならず、武智麿の傳には賛の語に「積善之後、餘慶蔚郁」とある。これらは房前に對しての語ではないが、藤氏の榮は積善の餘慶であるといふ信條が後世まで傳はり、北家の榮もその祖房前の陰德によると信ぜられたものであらう。

又不比等の大臣は後に淡海公と申す也。興福寺を建立す。此寺は大織冠の建立にて山背國山科に在りしを此大臣平城に移さる。仍りて山科寺とも申す也。後に玄昉と云ふ僧唐へ渡りて法相宗を傳へて此寺に弘められしより氏の神、春日明神も殊に此宗を擁護し給ふとぞ。春日神は天兒屋神を本とす。本社は河內の平岡にます。春日に移り給ふ事は神護景雲年中の事也。云々。然らば、此大臣以後の事也。又春日の第一の御殿は常陸の鹿島神、第二は下總の香取神、第三は平岡、四は姬御神と申す。しかれば、藤原氏の神は三の御殿にましますなり。

（又不比等の大臣は後に淡海公と申す） この事は續紀天平寶字四年八月の勅で「近江國十二郡を以て封じて淡海公となす」とあるのをさした。

（興福寺を建立す云々） こゝに興福寺のことを述べた。この寺はこゝにいふ如く、もと齊明天皇の時鎌足が山城國宇治郡

山階にはじめたものであるから山階寺といつたのであるが、その後大和國高市郡廐坂の地に移し建てゝ廐坂寺と云つたが、都を奈良に遷された後更に今の地に移して、さて興福寺と云つたのである。

（後に玄昉と云ふ僧唐へ渡リて法相宗を傳へて云々） 玄昉は靈龜二年に唐に赴き智周に就いて法相宗を學び、天平七年に歸朝して興福寺に居た。法相宗とは諸法の性相を決判する故に名づくると八宗綱要に云ふ。この宗は玄昉以前にも二回わが國に傳へられたが、それらには後繼者がなくて第三回の玄昉の傳が永く興福寺に傳はり、今も興福寺が法相宗の本山の一である。

（氏の神春日明神も殊に此宗を擁護し給ふとぞ） 興福寺は藤原氏の氏寺であつて、春日神社も藤原氏の氏神であり、しかも、同一境内と云つてもよい關係にあるのであるから本地垂迹説の神道觀からいへば、この事のありうべきである。廿二社本緣には春日の神をば明に興福寺の鎭守にて坐すと云つてゐる。而してこの法相宗を擁護したまふといふ事は一部の春日權現驗記を繙けばわかる。その第一卷には「終に神護景雲二年春法相擁護のために御笠山にうつり給て、三性五重の春、花をもて遊び、八門二悟の秋、月をあざけりたまふ」とある。

（春日神は天兒屋神を本とす云々） 春日の祭神が四座であること延喜式神名帳には明かであるし、その祭神の名は鹿島神、香取神、枚岡神坐天之子八根命、比賣神であるし、鹿島神香取神が第一第二で天兒屋根命が第三で比賣神が第四であることは嘉祥三年九月の策命でも明かである。それ故に祭神については一説としてあげた方が正しいのである。然らば、天兒屋神を本とすといふ説は著者の獨斷かといふにさうではない。この説は二十二社本緣によつたのである。さて春日社のこゝに鎭座の年代は神護景雲二年であると帝王編年記、一代要記、大鏡裏書等に見ゆる。しかし、又神宮雜例集には和銅二年都を奈良に遷された時と云つてゐる。但し和銅二年にはまだ遷都がなかつたのである。これは神護景雲といふ説が正しいのであらう。

此天皇天下を治め給ふ事十一年。二十五歳御座しき。

（天下を治め給ふ事十一年） 御即位のはじめ元號の無いのが四年、大寶が三年、慶雲四年六月の崩御である。

「の太子の」底本脱す。他本によりて補ふ

（二十五歳御座しき） 續日本紀には御壽を記さぬ。懷風藻に「年二十五」とある。水鏡、扶桑略記、一代要記等も同じである。

第四十三代、元明天皇は天智第四の女、持統異母の妹。御母蘇我嬪、是山田石川丸の大臣の女也。草壁の太子の妃、文武の御母に御座す。丁未の年即位。戊申に改元。

（丁未の年即位） 文武天皇崩御の年である。

（戊申に改元） 即位の第二年である。元號は和銅といふ。武藏國秩父郡から熟銅を奉つたからだといふ。

三年庚戌始めて、大倭の平城の宮に都を定めらる。古には代毎に都を改め、則ち其御門の御名に喚び奉りき。持統天皇藤原の宮にましましを、文武始めて改め給はず。此元明天皇平城に移りましましより又七代の都になれりき。

（三年庚戌始めて大倭の平城の宮に都を定めらる） 和銅三年三月にこの遷都があつた。これは文武の慶雲四年に遷都の議

が起つてゐた、その結果であらう。この平城京は今の奈良市の西に大規模に營まれた事は人の熟知する所である。

（古には代毎に云々） 古代は天皇の御代の改まると共に都も改まつた。そこでその宮の名を以て天皇の御名として呼び奉つた。橿原宮御宇天皇とか泊瀬天皇とか申すやうなことであつた。

（持統天皇云々） 持統天皇が藤原宮にましましたのを文武がそのまゝ受け繼がれて、改められなかつた。それを「始めて改め給はず」といつたのである。即ち天皇の御代がかはつても都を改めぬといふ事例を始めて開かれたといふ事である。

（此元明天皇平城に移りましましより又七代の都になれりき） 藤原の都は持統文武元明の三代の都であつたが、この平城の都も又七代つゞいた都になつたといふのである。七代とは元明、元正、聖武、孝謙、淳仁、稱德、光仁までをいふのであらうが、實は桓武天皇の延曆三年まではやはり平城京に居られたのである。

天下を治め給ふ事七年。禪位在りて太上天皇と申ししが、六十一歳御座しき。

（天下を治め給ふ事七年） 慶雲四年七月の即位から靈龜元年九月の讓位まで滿八年をすぎてゐる。こゝに七年とあるのは和銅の年數だけで云つたものであらう。如是院年代記がその通りになつてゐる。

（禪位在りて太上天皇と申ししが云々） 太上天皇として、養老五年までましましたが、十二月七日に崩御せられたのである。御歳は六十一歳と續紀に明記してある。

第四十四代、元正天皇は草壁の太子の御女。御母は元明天皇。文武同母の姉也。乙卯の年正月に攝政。九月に受禪。即の日、即位。十一月に改

元。平城宮に御座す。此御時百官に笏をもたしむ。五位已上は牙の笏、六位は木笏。天下を治め給ふ事、九年。禪位の後、二十年。六十五歳御座しき。

(乙卯の年正月に攝政) 乙卯の年は靈龜元年でこの年に讓位のあつたのであるが、攝政の事は續紀に見えず、他の書にも傳へてゐない。かやうな說が何所から出たのであるか。歷代皇紀のこの天皇の條に「靈龜二年改元」の次に「以₂東宮₁攝₂天下政₁」と書いてゐるが、これもその意味が不明である。この歷代皇紀のは恐らくは續紀の養老三年六月に「皇太子始聽₂朝政₁」とあるのを書いたのではないか。而して歷代皇紀の基になつた本にこの樣に記してあつたのが、段々に誤つて來たものでもあらうか。

(九月に受禪卽の日卽位云々) 卽の日とはその日直ちにといふことである。九月二日である。

(十一月に改元) 靈龜と改められたのであるが、改元は卽位の詔勅中に宣せられたのであるから九月二日である。十一月といふのは何によつたのであるか、明かでない。然るにこの御世には今一度改元があつて養老と改められた。その養老となつたのは靈龜三年十一月十七日の詔である。本書はこの二回の改元のうち靈龜のをおとしたのであらう。

(此御時百官に笏をもたしむ云々) これは養老三年二月に命ぜられたのである。五位以上は牙笏、六位以下は木笏と云ふことも續紀に見ゆる。笏はもと支那にて事を記して忽忘に備ふる爲に手にした板であつたが、後禮服には必ず把るべきものとなつた。その風を移してこゝに命ぜられたのである。もとは束帶にだけ用ゐたが、後には衣冠直衣の時も把ることになつた。笏は音コツであるが、骨と音が似てゐるのを忌んでシャクとよむ。その牙笏といふのは象牙とか大魚の骨とかで作り、木笏は一位の木でつくる。

(禪位の後二十年) 在位九年で神龜元年二月四日に聖武天皇に位を讓られ、太上天皇として二十五年ましまし、天平二十年の四月廿一日に崩御あらせられた。こゝに二十年とあるのは恐らくは天平二十年の崩御を誤つたのであらう。

(六十五歳御座しき) 續日本紀に「春秋六十有九」と明記してある。本書は誤である。

「等」他本によりて補ふ。

第四十五代、聖武天皇は文武の太子。御母皇太夫人藤原の宮子、淡海公不比等の大臣の女也。豐櫻彦尊と申す。をさなく御座ししに依りて、元明、元正、先位に居給ひき。甲子の年即位改元。平城宮に御座す。

（聖武は文武の太子云々）　文武天皇崩御の時この皇子なほ幼くましましたから、御母元明天皇即位したまひ、和銅七年六月に皇太子に立たせ給うたが、御歳は十四であつた。その翌年元明天皇、この天皇の御姉元正天皇に位を讓られたのである。今御即位の時は二十四歳で入らせられた。

（甲子の年即位改元）　二月四日の御讓位で同日に即位、神龜と改元せられた。

此御代大に佛法を崇め給ふ事先代に超えたり。東大寺を建立し、金銅十六丈の佛を作らる。又諸國に國分寺、及び國分尼寺を立て、國土安穩の爲に法花、最勝兩部の經を講ぜらる。又多くの高僧他國より來朝す。南天竺の波羅門僧正菩提と云ふ。林邑の僧佛哲、唐の鑒眞和尚等是也。眞言の祖師、中天竺の善無畏三藏も來給へりしが、密機未熟せずとて歸り給ひにけりとも云へり。此國にも行基菩薩、朗辨僧正なども權化の人也。天皇、波

羅門僧正、行基幷に朗辨をば四聖と申傳へたり。

(此御代大に佛法を崇め給ふ事先代に超えたり云々) 天武持統兩朝よりして佛法が甚しく朝廷に用ゐられたが、この聖武天皇に至りては前代未聞の事である。その最も著しいのは東大寺を建立し、その本尊として十六丈の金銅の毘盧遮那佛の像を作られた事と、日本六十六箇國に國毎に國分寺と國分尼寺とを設けられた事と、國土安穩の爲に、それらの寺に於いて妙法蓮華經を講じ、又金光明最勝王經を講ぜしめられた事等で、それらの事は一々あぐるにたへぬ。續日本紀を見るべし。さてそれについて三善淸行の意見封事に次の如く言つてゐる。「降テ及二天平一彌以尊重、遂傾二田園一多建二大寺一、其堂宇之崇、佛像之大、工巧之妙、莊嚴之奇、有レ如二鬼神之製一、似レ非二人力一。又令三七道諸國建二國分二寺一、造作之費各用二其國正稅一、於レ是天下之費十而五」とある。實にこの時代は神國變じて佛國となつた趣である。

(又多くの高僧他國より來朝す云々) その僧の名は下に記してある。波羅門僧正は名は菩提僊那、その來朝は天平八年であつて正史に名が見え、又南天竺波羅門僧正碑の文が傳はつてゐる。東大寺大佛開眼の導師をつとめた。林邑(支那の南方)の佛哲は來朝の年月が明かでないが、所謂林邑樂を傳へた。鑒眞和尚は唐の僧で天平勝寶六年に來朝して、唐招提寺に住してはじめて菩薩戒壇を起した。その外名僧の來朝したのが史乘に散見する。

(眞言の祖師中天竺の善無畏三藏も來給へりしが云々) 善無畏三藏は中天竺の王族で、十歲にして王位を嗣いだが、間もなく位を去つて、密教を修め、唐の開元二年に支那に入り、密教を傳へて開元二十三年に死んだ。支那の眞言宗は善無畏から一行に、次に不空、次に慧果と傳はり、慧果から本朝の弘法大師に傳はるのである。この善無畏が日本に來たといふ事は正史には載せない。しかし三國佛法傳通緣起には日本に來て久米寺の東に一の塔を立て、そこに密教の經を納れて支那に歸つたとある。扶桑略記には「或記云大唐善无畏三藏養老元年入朝」と記し、その注に「延曆二十四年八月廿七日內侍宣稱天竺上人自謂二降臨一不レ勤二訪受一徒遂二歸舟一遂令二眞言妙法絕而无一レ傳」とあるのを引いてこの傳を信ずべきであると云つてゐる。果して信ずべきかどうかは知らぬが、本書はこれらの說に基づいたものであらう。

(此國にも行基菩薩、朗辨僧正なども權化の人也) 行基は和泉國の人、十五で出家したが、聖武天皇が崇信せられ、天平十七年に大僧正に任ぜられ、二十一年に大菩薩の號を賜はつた。朗辨は近江國の人、東大寺の開基として重んぜられ

天平寳字四年に僧正となつた。さて行基は文殊菩薩の化身であると信ぜられてゐた事は拾遺集や東大寺要錄に見えてゐるし、朗辨は又彌勒菩薩の化身だと信ぜられたことが東大寺要錄に見ゆる。これらの事を以て權化の人也といはれたのであらう。

（天皇、波羅門僧正、行基井朗辨をば四聖と申傳へたり）　これは東大寺建立に因んでの言ひ傳へであらう。帝王編年記には「然則東大寺四聖所建立御堂也」とあつて、「聖武皇帝、觀音。良辨僧正、彌勒。波羅門僧正、普賢。行基菩薩、文殊。」とある。東大寺には四聖御影といふ畫像も在つた。畫は建長八年に僧聖守がかき、賛は菅原長衡が作つた。

此御時太宰少貳藤原廣繼と云ふ人式部卿宇合の子也。謀叛の聞え在りて追討せらる。玄昉僧正の讒によれりとも云へり。仍りて靈となる。今の松浦の明神也。云々。又左大臣長屋王太政大臣高市王の子、天武の御孫也。祈禱のために、伊勢の神宮に行幸在りき。罪在りて誅せらる。又陸奥國より始めて黃金を奉る。此朝に金ある始也。國の司の王、賞在りて三位に叙す。佛法繁昌の感應也とぞ。

（此御時太宰少貳藤原廣繼と云ふ人云々）　廣繼は注にある通り、宇合の長子で、當時太宰少貳として筑紫に居たが、天平十二年八月に表を上りて、時政の得失を議し天地の災異を陳べて僧正玄昉と右衛士督吉備眞備とを除かうと言つたが、顧みられなかつたので、九月に兵を起した。そこで、大野東人を大將軍として兵二萬を發して追討せられ、十月廣繼を捕へて斬に處した。廣繼の叛は如何なる事情によるかわからぬが、玄昉には醜行があつたやうだし、眞備はそれと迎合してゐたらしい。そこでこの二人に含む所があつて、餘憤の洩しやうがなくてした事のやうで、その形迹は惡むべきであるが、世人から多少の同情を受けてゐたらしい。それでその死後肥前松浦の鏡社に祭られてゐるし、玄昉

「と」他本によりて補ふ。
「明」底本「內」とす、他本によりて訂す。
「又」他本によりて補ふ。

が、太宰府の觀世音寺の落成の法會の導師を勤めてゐて、頓死したのを廣繼の亡靈のしわざであると一般に信ぜられてゐたのである。

(祈禱の爲に伊勢の神宮に行幸在りき) これは續紀に明記してある。即ちこの年十月に伊勢に行幸があつたのである。

(又左大臣長屋王罪在りて誅せらる) 長屋王は天平元年二月に謀叛の罪によつて死を賜はつたのであるが、それは中臣宮處連東人といふものゝ讒言によつたのであつた。

(又陸奥國より始めて黄金を奉る云々) 陸奥國の少田郡から黄金が出てこれを奉つたのは天平二十一年二月であつた。これより先文武天皇の御世に對馬國から黄金を奉つた事が在つて、それによつて大寶といふ年號までも建てられたが、それは詐欺であつた事が續日本紀に記されてゐる。それ故にわが國に眞正に黄金の出て來たのはこの時がはじめである。國の司の王といふのは陸奥國守百濟王敬福の事である。これを王といふのは元來百濟王の子孫であるが、本國が亡びて歸化して朝廷に奉事したが、昔の榮稱をその子孫にも唱へしめられたもので、王は一種の族稱である。この時に詔あつて從五位下百濟王敬福を從三位に叙せられ、その他關係者にそれ〲賞賜せられた。

(佛法繁昌の感應也とぞ) 當時大佛の塗金の爲に、黄金の需要が多大であつた爲に捜索して發見したのであるから佛法の感應ともいひうるであらう。當時そのやうに信ぜられてゐた事は、この時に天皇東大寺に參詣あり左大臣橘諸兄をして佛に白さしめてその恩を感謝せられ、又天下に宣命を下してその旨を諭して恩賞をも行はれたのであつた。

天下を治め給ふ事、二十五年。天位を御女高野姫の皇女に讓りて太上天皇と申す。後に出家せさせ給ふ。天皇の出家の始也。昔天武東宮の位を遁れて御ぐしたろし給へりしかど、暫の事也。皇后光明子も同じく出家せさせ給ふ。此天皇五十六歳御座しき。

（天位を御女高野姫の皇女に讓りて太上天皇と申す） 天平勝寳元年七月二日の讓位である。

（後に出家せさせ給ふ云々） この天皇の讓位の後に出家せられたといふことは史に見えない。東大寺要錄に引いた或記によれば、「天平廿年正月八日天皇皇后御出家、四月八日受二菩薩戒一名二勝滿一以二行基菩薩一爲二戒師一」とあり、扶桑略記には同樣の事を天平廿一年正月十四日の事としてゐる。而してこの勝滿といふ御名は續紀天平勝寳元年閏五月の詔の中に太上天皇沙彌勝滿とあり、又正倉院に現存する銅版詔書にも同樣に署名せられてゐる。これらによつて見ると、御出家は在位の時と考へらるる。

（昔天武東宮の位を遁れて云々） 天武天皇が天智天皇崩御の際、近江朝廷の嫌疑を避けんが爲に一時出家せられたが、壬申の亂平いではその事は跡方もなくなつてゐる。まさしく天皇にして出家せられたのはこの天皇がはじめである事はいふまでもない。これも時世の變である。

（皇后光明子も同じく出家せさせ給ふ） この皇后は藤原不比等の女で、臣下の家から出て皇后になられた最初の方である。この皇后の佛法信仰は名高い事である。この皇后も天皇と共に出家受戒せられた事は上にあげておいた。

（五十六歳御座しき） この天皇は讓位後八年天平勝寳八年五月二日に崩御。續紀に御年を記さない。一代要記、歴代皇紀等は本書と同じく五十六歳とする。これは續紀に大寳元年にこの天皇の降誕及び立太子の年十四と合ふから正しいのである。

第四十六代、孝謙天皇は聖武の御子。御母、皇后光明子、淡海公不比等の大臣の女也。聖武の皇子安積親王世を早くして後、男子御座さず。仍りて此皇女立ち給ひき。己丑の年即位、改元。平城宮に御座す。天下を治め給ふ事、十年。大炊の王を養子として皇太子とす。位を讓りて太上天

底本「光明子」の下に「也」あり、他本によりて改む。

底本「改元」の下に「年」字を加ふ。されど他本になし。

皇と申す。出家せさせ給ひて平城の西宮になんまし〱ける。

（孝謙天皇は聖武の御子云々） この天皇は上に見ゆる即ち高野姫の皇女で、女帝である。御母は光明皇后である。

（聖武の皇子安積親王云々） 聖武天皇は皇子が二人お在りになつた。一人は續紀には神龜四年閏九月に御誕生あつて皇太子に立たれたが、その御母は藤原夫人光明子であつた。皇太子の母とましますといふ理由の下に翌天平元年八月に皇后になられたのである。然るに皇太子はその前年神龜五年九月に二歳で薨ぜられてゐたのである。しかも御名を記してない。而して安積親王は天平十六年潤正月に薨ぜられた。年が十七とあるから神龜五年の御誕生である。母は夫人縣犬養宿禰廣刀自である。

（仍りて此皇女立ち給ひき） この皇女の皇太子に立ち給うたのは天平十年であるから安積親王薨後止むを得ず、立太子の儀があつたのでなく、やはり光明皇后の勢力で、その所出を女ながら立てようとせられたのであらう。

（乙丑の年即位改元） 即ち改元して天平勝寶元年といはれた年の七月二日の事である。

（大炊王を養子として皇太子とす） 大炊王は次の淡路廢帝である。天平寶字元年に皇太子に立てられた。

（位を讓りて太上天皇と申す） 天平寶字二年八月一日の讓位である。

（出家せさせ給ひて平城の西宮になんましましける） この御出家の事は扶桑略記に天平寶字六年に在つたと記し、法名を法基尼と申したとある。續紀にはこの事を記しては居ないが、同年同月の宣命に出家し給うた旨を宣せられてゐるから事實に相違ない。

第四十七代、淡路廢帝は一品舍人親王の子、天武の御孫也。御母上總介、當麻の老が女也。舍人親王は皇子の中に、御身の才もましましけるにや、

「皇子」底本「王子」とす、他本によりて改む。

「給ひき」の「き」底本なし。他本による。

知太政官事と云ふ職を授けられ、朝務を輔佐し給ひけり。日本紀も此親王、勅を承りて撰び給ふ。後に追號ありて盡敬天皇と申す。孝謙天皇御子御座さず、又御兄弟もなかりければ、廢帝を御子にして、讓り給ふ。但年號なども改められず、女帝の御ままなりしにや。戊戌の年即位。天下を治め給ふ事、六年。事ありて淡路國に移され給ひき。三十三歲御座しき。

（淡路廢帝は云云） この事は續紀の記事に略同じであるが、上總介とあるのは續紀に上總守とあるのを正しとせねばならぬ。これは恐らくは後世上總は親王の任國となつて臣下で守になる事がなく、介の名で、守の事を攝行して來たのによつて改め書かれたものであらう。この天皇は永く廢帝といふ忌はしい名で傳へられて來たが、明治三年に淳仁天皇といふ諡を奉られた。

（舍人親王は云々） 舍人親王は天武天皇の御子で、この天皇の御父であつた。この親王の御事は知太政官事として政務をとられ　又日本紀編纂の總裁をせられ、政治にも文學にも達せられた方であつた。この天皇即位の後天平寶字三年六月に追尊して崇道盡敬皇帝といふ尊號を上られた。本書に盡敬天皇とあるのはその略稱である。

（孝謙天皇御子ましまさず云々） 御夫ましまさねば御子なく、御兄弟は二人ましましたが、皆はやく薨ぜられたのである。

（但年號なども改められず、女帝の御ままなりしにや） これは本書に說く所の通りである。年號は天皇の即位と共にかへらるゝが例であるのにかへられなかつた。又太上天皇の勅があつて小事のみを天皇の勅裁に任せ、他は太上天皇の御裁斷に依るとあつた。これ實に天皇の大權の變の甚しいものである。

（天下を治め給ふ事六年、事ありて云々） 天平寶字八年十月九日にその位を廢せられて淡路の國に移された。これによつて淡路廢帝と申すのである。かやうな變の起つたのは、第一の近因は惠美押勝の亂の結果であらう。この天皇は元來押勝が擁立したのであつたから、押勝が叛をはかつて誅に伏しては、御地位の危いのは當然であるに加へて、はじめから大權が御手に十分に歸してゐなかつたのであるから尙更である。

（三十三歲御座しき） この天皇淡路に移されまして後翌年淡路で崩ぜられた。御年は帝王編年記、一代要記は三十二とし、水鏡、如是院年代記は本書と同じく三十三歲としてゐる。

第四十八代、稱德天皇は孝謙の重祚也。庚戌の年正月一日更に即位。同七日改元。

（稱德天皇は孝謙の重祚也） この稱德及び孝謙の御名は本來所謂謚號ではない。淳仁天皇即位の時、天平寶字二年八月に詔して寶字稱德孝謙皇帝といふ尊號を奉られた、そのうちの孝謙を前即位の時の御號とし、稱德を後即位の時の御號としたものである。

（庚戌の年正月更に即位） 庚戌の年は誤である。この頃の庚戌の年は下は寶龜元年、上は和銅三年である。これは恐らくは光仁天皇即位の寶龜元年ととり違へられたのであらう。この天皇重祚の事實は天平寶字八年十月九日淳仁天皇の廢位と共に行はれた事である。それ故に扶桑略記及び水鏡はこの日を以て即位としてゐる。續日本紀には重祚の即位といふ事を何所にも記してゐないが、丁丑（十四日）の詔には旣に天皇としての宣命がある。而してその翌年に到つても即位禮をあげられたといふ記事は見えぬ。然るに帝王編年記、一代要記、如是院年代記等は翌乙巳の年正月一日即位と記してゐる。本書は如此き記によつてしかも干支を誤記したものであらう。

（同七日改元） この改元は天平寶字八乙巳の年の正月七日の事で、天平神護といふ年號である。庚戌の年が誤であることはこれだけでも明かである。

「ありしに」底本「在シヽ」とす、他本によりて改む。

太上天皇密に藤原の武智丸の第二子、押勝を幸し給ひき。大師（其時太政大臣を改めて大師と云ふ。）正一位になる。見給へば、ゐましきとて、藤原に二字を副へて藤原惠美の姓を給ひき。天下の政併委任せられにけり。後に道鏡と云ふ法師（弓削氏の人也。）又寵幸ありしに、押勝怒をなし、廢帝を勸めて、上皇の宮を傾けんとせしに、事顯れて誅に伏しぬ。帝も淡路に移され給ふ。

（說）こゝの文章のかきぶり頗る異例である。こゝに太上天皇とあるのは、事實、こゝに重祚せられた稱德天皇であるから、太上天皇と申すべき方は、この時には無いのである。これはこの重祚の次第を述べようとして、その以前淳仁天皇の御世に立返つて述べてゐると見ねば道理が立たぬ。それ故にこゝは先づそのやうに解すべきである。

（太上天皇密に藤原の武智丸の第二子押勝を幸し給ひき） 武智麿の長男が横佩右大臣豐成で、押勝は次男であるが、元の名は仲麿であつて、押勝の名は後に天皇より賜はつたのである。これはこの太上天皇とは從兄弟の間柄であつたが、深くこれを愛せられたといふ事である。

（大師云々正一位になる） 天平寶字二年八月淳仁即位後直ちに官職の名稱を改められ、支那風のぎこちない名稱にせられた。これは恐らくはこの押勝の案であつたのであらう。何故にさういふかといふに、押勝の死後、間もなく舊に復せられたのでもわからう。さてその改稱のうちの、こゝに關係深い分だけをいはうに、太政官を乾政官とし、太政大臣を大師、左大臣を大傅、右大臣を大保、大納言を御史大夫といふ類で、八省百官みなこの調子で改められた。そこで押勝はその當時大保に任ぜられたが、兄豐成はその前年に押勝に讒せられて、太宰權帥に左遷せられ、大臣は押勝一人であつた。次いで天平寶字四年には大師となり、天平寶字六年には正一位になつた。生前正一位になつてゐた人はこの前に左大

「あり」底本「なり」とす、他本によりて改む。

かくて上皇重祚あり。前に出家せさせ給へりしかば、尼ながら位に居給ひけるにこそ。非常の極なりけんかし。

臣橘諸兄、この後に左大臣藤原永手、前後三人である。なほその外に古くは右大臣藤原武智麿、近くは内大臣三條實美があるが、この二人はいづれも死に瀕して病床に於いてゞある。これを以て押勝の榮達如何を察することが出來る。

（見給へば忝ましきとて云々） これはその天平寶字二年八月押勝が大保に任ぜられた時の勅にある。即ち惠美の二字を姓の中に加へしめ名を押勝と賜はつて、爾來藤原惠美朝臣押勝と唱へさせられたのである。

（天下の政併委任せられにけり） 「併」は悉くといふに同じい。この大政委任といふ事は續紀には明記してない。しかし、太政大臣は元來、則闕の官でそれの任命は即ち太政委任の意味である。後世の太政大臣とこの頃の太政大臣とはその重要性が頗る違つてゐたものである。抑も大化改新以後これまでに太政大臣に任ぜられたのは、天智天皇の御世の大友皇子、持統天皇の御世の高市皇子だけであつた。その後には、文武天皇の御世には刑部親王が知太政官事となり、次に穗積親王が、元明天皇の御世にかけて知太政官事となり元正聖武二天皇の御世に舍人親王が知太政官事となり、次に鈴鹿王が知太政官事となられた事があつたが、太政大臣とは唱へなかつた。しかも以上はすべて皇族であつた。臣下にして太政大臣に任ぜられたのは實に押勝にはじまるのである。而してその權を專らにした事は世に普く知られてゐる事柄である。

（道鏡と云ふ法師云々又寵幸在りしに） 道鏡は河内の人で姓は弓削連で物部守屋の子孫である。はじめ佛法に通ずるといふので世に聞え、後宮中に召されて禪師となり、天平寶字五年に太上天皇、保良宮に幸せられし時に看病に奉侍してから寵幸せられた。當時淳仁天皇がこれに對して苦言せられたが、それより太上天皇と天皇との御中らひがよくないやうになつた。而して道鏡が寵を蒙るやうになつてから押勝は自ら安んぜずして終に反逆を謀つたのである。それは天平寶字八年九月の事で、十一日に官位を止められ、十八日に誅せられた。この事に連關して、淳仁天皇は十月に位を廢せられたのである。

(前に出家せさせ給へりしかば) 太上天皇として出家せられ、法基尼といふ法名を得させられた事は前に云つた。

(説) こゝに著者は「尼ながら位に居給ふ」を述べて「非常の極なりけんかし」といつてゐらるるのは實に重大な事實と信じたからである。この時の佛法惑溺は實に空前絶後であつた。この天皇重祚と同時に勅あつて、天下諸國に鷹、狗、鵜を養ひて獵をすることを禁じ、御贄の雜肉、魚等を進つるを停め、調としての魚、肉、蒜等の物を悉く停められた。即ち、天下一統に後世の所謂精進をする事に命ぜられたのである。ことに驚くべきは天皇出家の身を以て親ら天平神護元年十一月に大嘗祭を行はれた事である。而して出家の天子の大嘗には出家の人も相雜りて奉仕せよといふ宣命さへ出たのである。わが國體の上に道鏡の非望のやうな非常の起らうとしたのもかゝる勢の然らしむる所である。さて著者はこゝに支那にて女帝で僧侶を近づけた則天武后の事をついでに次に説いてゐる。

唐の則天皇后は太宗の女御にて才人と云ふ官に居給へりしが、太宗隠れ給ひて、尼に成りて感業と云ふ寺におはしけるを高宗見給ひて、長髪せしめて、皇后とす。諫め申す人多かりしかども用ゐられず。高宗崩じて中宗位に居給ひしを退け、睿宗を立てられしをも又退けて自位に即き、國を大周と改む。唐の名を失はんと思ひけるにや。中宗睿宗も我が生み給ひしかども、捨てゝ諸王とし、みづからのやから、武氏の輩を以て國を傳へしめんとさへし給ひき。其時にぞ法師も宦者もあまた寵せられて

「そしらる」底本「譏」とす、梅、青、白三本によりて假名とす。

「それ」底本「フレ」に作る。他本によりて改む。

世にそしらるゝためし多く侍りしか。

（唐の則天皇后は太宗の女御にて才人と云ふ官に居給へりしが云々） 則天皇后の事は既に齊明天皇の條に見えてゐる。ここには、そこに記さなかつた事を少しくあぐる。この皇后ははじめは唐の太宗の宮人で、才人といふ女官であつた。これはわが國の女御よりは位地は卑いものである。それが太宗崩じて後、太宗の死後を訪ふ爲に尼になつて感業寺に入つて居たものを高宗がその容色にめでゝ、髮を延さしめて宮中に入れて昭儀（職名）とし後に進めて皇后とした。その時長孫無忌、褚遂良等の大臣が諫めたが聽かれなかつた。それから後の事は前にも云つた通である。

（其時にぞ法師も宦者もあまた寵せられて云々） 武后が、未だ皇帝と稱へず、皇太后として權を專にしてゐた時に薛懷義と云ふ僧を寵してゐた。後皇帝と稱へて後も薛懷義を寵用したが、後にこれを殺し、更に張易之、張昌宗の兄弟を愛してこれをして威福を恣にせしめた。この二人は宦者である。宦者といふのは去勢して、後宮に仕ふる男子をいふのである。このやうにして武后は十六年間唐の天下を私にしてゐたが、結局は世のそしりを買ふに止まつたのである。

（說） 女帝の弊政を論じたから、これからわが國體未曾有の變を釀さうとした當事者道鏡の事に筆を轉ずる。

此道鏡始は大臣に准じて（日本の准大臣の始にや。）大臣禪師と云ひしを太政大臣に成し給ふ。それに依りて次々の納言參議にも法師を交へなされにき。道鏡世を心のまゝにしければ、爭ふ人はなかりしにや。大臣吉備の眞備の公、右中辨藤原の百川など在りき。されども力及ばざりけるにこそ。

（此道鏡はじめは大臣に准じて云々） 道鏡が、佛教界より出で、官界に身を現したのは押勝の敗死と同時である　即ち押勝の殺された翌々日に大臣禪師といふ位を授けられて、すべての待遇を大臣に准じて施行せよと勅せられたのである　この時の宣命には出家の天皇の世には出家の大臣も在るべしとある。誠にあさましい世であつた。

（太政大臣に成し給ふ云々） さて天平神護元年十月には太政大臣に任ぜられて太政大臣禪師と稱へしめられた。天平神護二年十月に至つて、道鏡は更に進めて法王の位を授けられ、待遇すべて天皇に准ぜらるるに至つた。その時には、圓興禪師に法臣の位を授けて大納言に准じ、基眞禪師に法參議の位を授けて參議に准ぜられた。

（道鏡世を心のまゝにしければ爭ふ人はなかりしにや云々） これはこゝに嘆息せられた通りの事である。こゝに吉備眞備・藤原百川の二人をあげられたのは、この頃の人として有名な人であつたからあげられたのであらう。しかし、吉備眞備は廣繼が玄昉と併せて二兇と目した人物である。天皇の皇太子としておはしました時に漢學を教授し奉つた事から榮達して右大臣まで上つたのであるが、正義の士で在つたといふ事は古來云ひ傳へてゐない。百川は後には活動するが、當時右中辨（今の内閣書記官位）であつて如何ともし難かつたのであらう。

（說） 以上本邦に於いて僧侶の世間の事に干渉した事をあげた序に、支那でもさやうな例があるとしてあげたのが次の文である。

法師の官に任ずる事は、唐より始めて僧正僧統など云ふ事の在りし、それすら出家の本意には非ざるべし。況や俗官に任ずる事在るべからぬ事にこそ。されども、もろこしにも南朝の宋の世に惠琳と云ひし人政にまじらひしを黑衣宰相と云ひき。（但是は官に任ずとは見えず。）梁の世に惠超と云ひし僧、學士

「開」底本「間」とす、他本によりて改む。

「おくらる」底本「送らる」に作る、他本による。

の官に成りき。北朝の魏の明元帝の代に法果と云ふ僧、安城公の爵を給る。唐の世に成りてはあまた聞えき。肅宗の朝に道平と云ふ人、帝と心を一にして、安祿山が亂を平げし故に、金吾將軍になされにけり。代宗の天竺の不空三藏をたふとび給ひてのあまりにや、特進試鴻臚卿を授けらる。後に開府儀同三司肅國公とす。歸寂ありしかば、司空の官をおくらる。

司空は大臣の官也。

（法師の官に任ずる事は唐より始めて僧正僧統など云ふ事の在りし） 法師の官に任ずるといふのはわが國の僧正僧都などいふ僧官に任ずることを云つたのであるが、この本邦の僧官は推古天皇の朝に僧尼の間に重大な罪惡を犯すものがあつたにより、これを取締る爲に僧正、僧都といふ二の官を設けられたのがはじめである。これは僧侶の社會は世間の法律で取締る事が困難であつた爲であつたのであらう。しかも、この僧官の制度は本邦に自發したのではなく、やはり支那にその手本が出來てゐたのである。僧正の官名は東晉の安帝の時に、苻秦の主が、僧䂮を僧正としたのに始まり、次いで後魏の太宗の時に僧師賢に僧統といふ官を授け、これから又僧統といふ官名が出來た。隋の世に聖沙彌といふ者を國僧都に任じた。わが國の僧正僧都の官名はこれらに基づくものであらう。

（それすら出家の本意には非ざるべし。況や俗官に任ずる事在るべからぬ事にこそ） 僧侶は元來出世間で平等のもので、しかも不善をなすべき筈のものではないから、これが取締の官などのあるといふことは出家の本旨には矛盾してゐるといふのであるが、それは勿論然りである。然るに、こゝに道鏡以下が世間の官に任ずる樣になつたのは僧侶として

は明かに墮落と云ふべきことで、言語道斷の事である。

（もろこしにも南朝の宋の世に惠琳と云ひし人云々） 支那の南朝の宋の文帝の時に沙門慧琳といふものが才學を以て帝の寵を得たが、詔して、顏延之と同じく朝政を議せしめた。これは官に任じたのでは無かつたが、政事には參與した。そこで孔顗といふ人が、戯れて黑衣宰相と云つたとある。黑衣とは墨染の衣の意である。

（梁の世に惠超と云ひし僧學士の官に成りき） 同じく南朝梁の武帝の天監十六年に沙門惠超に勅して壽光殿學士といふ官に任じて、禁中に居て、法集講論し、經文を注解せしめた。（以上二項は佛祖統記に見ゆる）

（北朝の魏の明元帝の代に法果と云ふ僧安城公の爵を給る） 後魏の太祖が沙門法果を信じ、太宗明元帝も厚く崇信して、はじめに輔國宜城子となし、つゞいて忠信侯を授け、後に安城公を授けたとある。僧史略には「俗官加レ僧初聞ニ於此ニ」と云つてゐる。

（唐の世に成りてはあまた聞えき云々） こゝに支那唐代に於ける例の二をあげた。唐の安祿山が謀叛した時に、金城の沙門道平といふものが兵を起して太子を奉じ靈武に於いて太子を位に即かしめた。そこで道平を以て金吾大將軍に任じた。金吾將軍といふのは、わが國では衞門督の唐名にあてゝゐた。代宗の永泰六年に百座高座を設け不空三藏をして仁王經を講ぜしめ、特進試鴻臚卿の官を授け、大歷九年に不空三藏の病を告ぐるに及んでは詔して開府儀同三司を加へ、肅國公に封じ食邑三千戸を賜ひ、その寂するや司空の官を贈り、大辨正廣智三藏と謚した。開府儀同三司は支那では最上の位の名で、我國では從一位の唐名としてゐる。開府とは官府を開設し屬僚を置くことを謂ふので漢代に初まつた名であるが、最初は三公のみ開府と稱することを得たが、後將軍を以て府を開くことも起つた。儀同三司とは儀制三公に同じといふ名稱である。

（說） 以上僧の官位の事は直接わが國に關係もないし、又神皇正統の上には更に緣も無い事である。しかし、當時は佛教に關する事と、漢の史實の智識とは所謂有識の人として大切にせられた、その爲にこの語があつたのである。

則天の朝より此女帝の御代まで六十年計にや。兩國の事相似たりとぞ。

（釋）則天武后が專權をしたのが、略わが持統文武の二朝にあたり、その死去はわが慶雲二年であるから、稱德天皇重祚の初年天平神護元年はそれから六十一年にあたる。かくて日本支那共に女帝の爲に國が亂れた點は似てゐるといふのである。

天下を治め給ふ事五年。五十七歲御座しき。

（五十七歲御座しき）この天皇の崩御は神護景雲四年八月四日であるが、續紀には「春秋五十三」と記してゐる。帝王編年記、一代要記　水鏡等は五十二歲としてゐる。愚管抄と本書とは同じいが何によつたのかその據を知らぬ。

天武聖武、國に大功あり、佛法をも弘め給ひしに、皇胤ましまさず。此女帝にて絕え給ひぬ。

（釋）これは天武天皇が國に大功あり、聖武天皇が佛法を弘め給ふといふ事であらう。天武、文武、聖武、稱德四世でその子孫が絕え給ふ事になつた。

（說）以上で天皇の御事を終へ、これから更に道鏡の事の結末を述ぶるのである。

女帝隱れ給ひしかば、道鏡をば、下野の講師になして、流し下されにき。抑此道鏡は法王の位を授けられたりしを猶あかずして皇位につかんと云

「ぬ」底本「メ」とす。他本によりて改む。

「いかり」底本「忿」とし、白本「嗔」とす、他本によりて假名とす。

「ず」底本「ヌ」とす、他本によりて改む。

「冥」底本「宜」とす、他本によりて改む。

ふ志在りけり。女帝さすがに、思煩ひ給ひけるにや、和氣の清丸と云ふ人を勅使に差して、宇佐の八幡宮に申されける。大菩薩樣々託宣在りて更に許されず。清丸歸參して、在のまゝに奏聞す。道鏡いかりを成して清丸がよほろ筋を斷ちて、土佐國に流し遣す。清丸愁へ悲みて大菩薩を恨みかこち申しければ、小蛇出で來て其疵をいやしてけり。光仁位に卽き給ひしかば、則ち召し歸さる。神威をたふとび申して河内國に寺を立て神願寺と云ふ。後に高雄の山に移し立つ。今の神護寺是也。件の比までは神威もかく揭焉き事也き。かくて道鏡終に望を遂げず、女帝も又程なく隱れ給ふ。宗廟社稷をやすくする事は八幡の冥慮たりし上に、皇統を定め奉る事は藤原の百川の朝臣の功なりとぞ。

（**女帝隱れ給ひしかば云々**）稱德天皇は八月四日に崩御あり、卽日光仁天皇踐祚あり、十七日に高野山陵に葬り奉り、二十一日に、道鏡を造下野國藥師寺別當となして、卽日に出發せしめられたのである。本書に下野の講師になしてとあるのは少しく事實と違ふ。講師とは國々に佛法を說く爲に置かれた職員であるが、これは誤り傳へたのであらう。

（抑此道鏡は法王の位を授けられたりしを猶あかずして皇位につかんと云ふ志在りけり） 道鏡に法王の位を授けられた事は前に述べた。而してその法王の待遇は月料は供御に准じ、出入乘輿すべて至尊に同じく、又法王宮職を置く。その職制中宮職に同じく、造宮卿從三位高麗朝臣福信といふ人その大夫を兼ねた。なほ又正月には大臣以下をして法王宮に拜賀せしめられた。かくの如く優遇到らざること無かつたから、增長の念を生じて皇位に即からといふ志を生じた。この時に、太宰帥であつたものは道鏡の弟弓削淨人であつたが、太宰の主神習宜阿曾麿といふもの、道鏡に媚び、宇佐八幡の神の教と矯つて、「道鏡を皇位に即かしめたなら、天下太平にならう」といふ神託があつたと申し上げたのであつた。

（女帝さすがに思煩ひ給ひけるにや云々） かやうな事は夢にだにも人々の思ひつかぬ事であつたから、稱德天皇も道鏡を愛せらるるとはいへ、わが國體の覆へらむとする未曾有の重大な事であるから、眞の神勅か否かを知り、且は直接に神勅を伺はせようと思召して和氣淸麿を勅使として宇佐八幡宮に詣らしめられた。道鏡はこの御使は自分を皇位に即かしめようといふ神託が在つたからの勅使であるから、その心して復命せよといつて、重い官職を授けようと謂つて之れを誘つたのである。

（大菩薩樣々託宣在りて更に許されず） この際の樣々の託宣といふその詳かな事は正史に記してゐないから、分らぬが、その眼目は續日本紀にもある通り「我國家開闢以來君臣定矣。以ㇾ臣爲ㇾ君未二之有一也。天之日嗣必立二皇緒一。無道之人宜二早掃除一」と云ふ事であつたから淸麿が朝廷に歸參して在りのまゝに憚る所なく陛下に奏聞したのである。この神託によつて、前の習宜阿曾麿の奏上したのは詐僞であつた事がわかるが、その阿曾麿の長官たる太宰帥が、道鏡の弟弓削淨人である點を見れば阿曾麿の神託なるものはその正體が十分に察せらるる筈である。

（道鏡いかりをなして淸丸がよほろ筋を斷ちて土佐國に流し遣す云々） 淸麿の上の復命によつて道鏡の非望は折かれて、國體は安泰になつたが、道鏡は大に怒つてその懲罰を奏請したものと見えて、神護景雲三年七月に宣命があつて、和氣淸麿は別部穢麿といふ名を與へられて退けられた。が、大隅に流されたのである。以上は續紀によつたのであるが、こゝに淸麿のよほろの筋をたつたといふ事が和氣淸麿參宇佐宮繪詞に見ゆる。しかしこの繪詞には伊豫國にながしたとある。土佐國は道鏡沒落の際その弟弓削淨人の流された所である。或はそれと混同したのかも知れぬ

（光仁位に卽き給ひしかば則ち召し歸さる） 光仁天皇卽位のはじめ淸麿を召し歸され、寶龜二年三月には本の位に復せら

「モロコ」の訓

れ、後次第に登用せられて、民部卿にまで成つた。

(神威をたふとび申して河内國に寺を立て神願寺と云ふ云々)　神願寺の事は、天長元年九月廿七日の太政官符に見ゆる。それによれば、清麿が宇佐神宮に祈禱した時に、國家平定の後には必ず後の天皇に奏請して一寺を建立して國家を萬代に固めようと誓つたのに起り、寶龜十一年に光仁天皇にこの事を上奏して嘉納せられ、詔書を制せられたが未だ發布せられぬ間に讓位の事が在つて實行せられなかつた。桓武天皇の御世に至つて天應二年に亦これを奏した所、嘉納せられて前に制してあつた詔書を公布せられた。そこで延曆年中に河内國に建てたのが、神願寺だといふ事が出てゐる。さて神願寺の地は地勢がよくないといふので、高雄山に遷して神護寺と改めたといふのである。

(宗廟社稷をやすくする事は八幡の冥慮たりし上)　宗廟(天子の祖先の社)と社稷(社は土の神、稷は穀の神)とは國家の神位である。この國家の神位の安きは國家の安きである。それ故國家亡ぶれば宗廟社稷は祭ることなくして廢滅する。即ちこゝは國家を危殆より救つて安きに置かれたのは、八幡大神の神慮であるといふのである。

(皇統を定め奉る事は藤原の百川の朝臣の功なりとぞ)　百川は前に云つた通り式部卿宇合の子であるが、その騷の時は右大辨であつた。清麿が流されてゐた間は、その忠烈を愍んで備後國の封戸二十戸を割いて配處に送り充ててゐた。しかし、こゝに書いてあることは百川傳によつたものであらう。この本は今傳はらぬが、日本紀略に引いてゐる文にこの事が見ゆる　即ち稱德天皇崩御の時右大臣眞備等が大納言文室眞人淨三が長親王の子なる故を以て立てようとしたが、淨三が固く辭したので、その弟の參議文室大市を立てようとしたが、これも辭返した。しかし眞備は飽くまでその意見を主張して讓らない。そこで百川が左大臣藤原永手等と謀つて白壁王を皇太子とする宣命を作つて、宣命使をして宣制せさせてしまつた。こゝに於いて、議論もなくて結末をつけたのであつた。その事を云つたのであらう。

第四十九代、第二十七世、光仁天皇は施基皇子の子、天智天皇の御孫也。皇子は第三の御子也。追號ありて田原の天皇と申す。御母贈皇太后紀旅子、贈太政大臣旅人の女也。白壁の王

「キ」底本「テ」とす、他本によりて改む。

「えらび」底本「撰」とす、梅本によりて假名とす。

「議」底本「儀」とす。今意改す。

と申しき。天平年中に御年二十九にて從四位下に叙し、次弟に昇進せさせ給ひて、正三位勳二等大納言に至り給ひき。稱德隱れましゝかば、大臣以下皇胤の中をえらび申しけるに、各異議ありしかども、參議百川と云ひし人此天皇に心ざし奉りて、はかり事を廻して定め申してき。

（**第四十九代、第二十七世**）世代を合せあぐることは前天智天皇以後暫く無かつた。それは天武天皇の御血統で、今の天皇の直系でないからであつたが、この天皇に至りて直系になられたのである。

（**光仁天皇は施基皇子の子天智天皇の御孫也云々**）施基親王は天智天皇の第七の皇子である。本書に第三皇子とするのは誤である。その施基皇子の第六の御子がこの天皇である。この天皇御即位の後寶龜元年十一月に追尊して春日宮御宇天皇といふ稱號を奉られた。田原天皇といふは山陵が田原といふ地にあるからであるが、この號も續紀寶龜二年の條に見ゆる。

（**御母贈皇太后紀旅子贈太政大臣旅人の女也**）これは誤である。續紀に「母曰₂紀朝臣橡姫₁贈太政大臣諸人之女也、寶龜二年十二月十五日追尊曰₂皇太后₁」とある。而していづれの史にもこの通りである。

（**白壁王と申しき云々**）こゝは御即位前の御經歷を申し上げたのである。

（**稱德隱れましかしば云々**）この事上に云つてある。

天武世をしり給ひしより爭ひ申す人なかりき。然れども天智、御兄にて、

先日嗣を受け給ふ。當初逆臣を誅し、國家を安くし給へり。此君のかく繼體に備り給ふ、猶正に歸るべき謂なるにこそ。

（釋） 天武天皇壬申の亂以後は皇位を爭ひ申す人もなかつたが、自然に御兄天智天皇の御血統に復歸したのは深きいはれのあることであらうといふのである。

先づ皇太子に立ち、則受禪 御年六十二。 今年庚戌年也。十月に即位。十一月に改元。平城宮に御座す。天下を治め給ふ事、十二年。七十三歳御座しき。

（先づ皇太子に立ち云々） 神護景雲四年八月四日稱德天皇崩御と共に皇太子に立ち、やがて踐祚あつた。但しなほ皇太子と稱して居られた。御年六十二は公卿補任にも見ゆる。

（今年庚戌年也、十月に卽位、十一月に改元） 庚戌は諸書に一致する。十月一日の即位で、同時に寶龜と改元せられた。

（天下を治め給ふ事十二年云々） 天應元年四月三日に病を以て皇太子に位を讓りたまひ、十二月二十三日に崩御あり、續紀に春秋七十有三とある。本書とあふ。

第五十代、第二十八世、桓武天皇は光仁第一の子。御母、皇太后高野の新笠、贈太政大臣乙繼の女也。

（桓武天皇は光仁第一の子） この事は日本後紀、大同元年四月崩御の條に見ゆる。

（御母皇太后高野の新笠云々） 御母の事も日本後紀に見ゆるが、「母曰二高野大皇太后一」とある。一代要記には「母皇大夫人高野氏諱新笠、贈正一位乙繼朝臣女」とあるが、延暦八年十二月には「皇太后崩」とある。しかし、これは追記で、光仁天皇の夫人で桓武の御母であつたから、桓武の御世に皇大夫人といふ尊號を奉られ、延暦九年に皇太后と追尊せられた事が記載せられてゐる。

光仁即位の始、井上の內親王（聖武の御女）を以て皇后とす。彼所生の皇子、早良の親王、太子に立給ひき。然るを、百川の朝臣、此天皇に受次がしめ奉らんと心ざして、又はかり事を廻し、皇后及び太子を捨てて終に皇太子にすゑ奉りき。其時暫不許也ければ、四十日まで殿の前に立ちて申しけるとぞ。類なき忠烈の臣也けるにや。皇后前太子責められて失せ給ひにき。怨靈を安められんためにや太子は後に追號在りて崇道天皇と申す。

（光仁即位の始云々、彼所生の皇子早良の親王太子に立給ひき） これは誤りである。井上內親王がはじめ妃としてゐらせられ、天皇御即位と共に皇后となられたことは相違ないが、その御子は他戸親王である。この親王は寶龜二年正月に皇太子に立たれたが、寶龜三年三月に井上內親王は巫蠱の事によつて皇后の位を廢せられ、それによりて他戸親王も太子を廢せられ、大和國宇智郡に幽閉せられ給うた。早良太子といふのは、桓武天皇の同母弟で、桓武天皇の即位と

同時に桓武天皇の皇太子に立たるるのである。しかしこの太子も延暦四年十月に廢せられたのである。この二人の皇太子共に光仁の皇子で共に廢太子であるから、ふと混同せられたのであらう。

（然るを百川の朝臣此天皇に受次がしめ奉らんと云々）　この百川の行つた事はもとより他戸親王の廢せられた事と關聯したのである。この程の事は正史にも何も傳が無い。水鏡には委しく書いてゐる。しかし、かの水鏡の傳は虛實取り交へて書いてあるから、そのまゝ信ずる事は出來ぬ。この天皇の立太子は寶龜四年正月である。

（皇后前太子賓められて失せ給ひにき）　井上廢后他戸廢太子は大和國宇智郡沒官の宅に幽閉せられて、寶龜六年四月に共に逝去せられた。

（怨靈を安められんためにや太子は後に追號在リ天皇と申す）　井上內親王の御墓は寶龜九年正月に勅使を遣はして改葬せしめられ、延曆十九年七月に皇后の位に復せられ、其の墓を山陵と稱せられた。しかし他戸太子の事は見えない。崇道天皇とあるのは早良廢太子の事であるが、この方もこの井上內親王と同時に崇道天皇といふ追稱と、その御墓を山陵と稱することゝせられて、日本紀略には並び書してゐる。この點から混同を生じたのであらう。但し早良親王は淡路に流されたので、山陵も淡路にある。なほ井上內親王と他戸親王との靈を慰めんが爲に大和國宇智郡に靈安寺を建てられたが、それも現に存する。

辛酉の年即位。壬戌に改元。始は平城にまします。山背の長岡に移りて十年計都なりしが、又今の平安城に移さる。山背の國をも改めて山城と云ふ。永代にかはるまじくなんはからはせ給ひける。昔、聖德太子蜂岡に上り給ひて（太秦これなり。）今の城を見廻して、四神相應の地也。百七十餘年あ

りて、都を移されて、かはるまじき所也との給ひけりとぞ申し傳へたる。其年紀もたがはず、又數十代不易の都と成りぬる、誠に王氣相應の福地たるにや。

（辛酉の年卽位） 辛酉は天應元年で、この年四月三日光仁天皇の讓位があり、卽日この天皇卽位せられた。

（壬戌に改元） 天應二年八月十九日に延曆と改元せられたのである。

（始は平城にまします。 山背の長岡に移りて十年許云々） 延曆三年まで、平城宮にましまし、その十一月に山城國長岡の京に遷り給ふ。延曆十三年まで長岡京にましましたが、その年十月に山城葛野郡宇太村に營まれた新京に移られた。これが所謂平安京で、明治の初まで動かされなかつた京都である。

（山背の國をも改めて山城と云ふ） 山城は古來山背と書いて來たが、この延曆十三年の遷都の時に詔あつて、國號を山城の文字に改め、京を平安京と定められた。

（昔聖德太子蜂岡に上り給ひて云々） 蜂岡といふのは太秦の廣隆寺のある所である。その地に秦河勝が建てたのが廣隆寺である。今こゝに書いてある事は廣隆寺由來記によつたのであらうか。それによれば、太子がこの地に假に宮殿を造りて居ましてのたまはく「我是ところを見るに、地靈に、形すぐれたり。南は豁開けて朱雀、地渺々たり。北は閉塞して玄武、峰峨々たり、東には靑龍の河あり、西には白虎の路を通ず。四神相應じて北闕を擁護す。實に是れ扶桑無二の勝境也。我歿して三百歲の後、一の聖皇有りて再、都を此に遷し、釋典を興隆せむ。苗裔綿々として舊軌を墜さじ。須らく是我が後身たるを知るべき也」とあつて、その下に「今の平安城是也。太子當寺を創むる時豫め當來の事を記すこと此の如し」とある。この由來記の記述は或は本書より後かも知れぬが、以上の傳説は古いものであらう。その事は太子傳曆に要を摘んである。その語は「吾此地を相るに、國之秀也。南開け北塞り、南を陽にし、北を陰にし、河其前を徑りて東流して順を成し、高嶽之上、龍窟宅をつくり、常臨んで擁護す。東に嚴神在り、西に猛靈を仰ぐ、二

百歳の後、一の聖皇有りて再び遷りて都と成し、釋典を興隆し、苗胤相續して舊軌を墜さじ。」とある。

（四神相應の地）　この事は東青龍、南朱雀、西白虎、北玄武と云つて、天の星宿を四方に分ちて見た時の形象に基づいた名稱であるが、これを地上にうつして、地相の語として、上に言つてある如き地形の場合に四神具足とか四神相應とかいふのである。

（百七十餘年ありて都を移されて云々）　これはかの由來記に三百年、太子傳曆に二百年とあるのに違ふ。而して、かの推古天皇十二年から、この延曆十三年までは百九十年である。しかし、また如是院年代記には「昔聖德太子登₂蜂岡₁即記₂此地₁曰四神相應之地後百七十年當₃爲₂帝都₁」とある。本書はこの年代記と一致する點が少く無いのであるから、恐らくはこゝもそれと同樣の理由によるものであらう。

（王氣相應の福地）　帝王の氣象に相應したよき地の義。福地は福德を生ずる土地の意で、佛經の語である。

此天皇大に佛法をあがめ給ふ。延曆二十三年、傳教、弘法、勅を受けて、唐へ渡り給ふ。其時則唐朝へ使を遣はさる。大使參議左大辨兼越前守藤原葛野丸の朝臣也。傳教は天台の道邃和尚に相ひて其宗をきはめ、同き二十四年、大使と共に歸朝せらる。°弘法猶彼國に留りて大同年中に歸り給ふ。

「弘」底本「佛」に誤る。他本によりて訂す。

（此天皇大に佛法をあがめ給ふ）　この事は元亨釋書の資治表の此天皇の御代の部を見れば、明かである。ことに傳教弘法二師のあらはれた事は著しい現象であるから、次にそれをあげてある。

（延暦二十三年傳敎弘法勅を受けて唐へ渡り給ふ、云々） 元來これはこの時の遣唐使が主で、それに伴はれてこの二師も唐へ渡つたのである。その渡唐するにつけてはもとより勅許がなければならぬのである。この時の遣唐使は延暦二十年八月に任命せられたもので、大使は藤原葛野麿、副使は石川道益 判官は菅原淸公であつた。二十二年四月に節刀を賜はり出發したが、風波の難に遭つて船がこはれ、五月に一旦節刀を奉還し、二十三年七月に再び出發した。而して二十四年七月に歸朝した。

（傳敎） これは僧最澄の諡傳敎大師を以て稱へたのである。近江の人で、十二の時出家した。延暦二十一年に唐に赴いて佛法を學ぶことを詔して許された。二十五年七月には判官菅原淸公の船に乘つて唐に赴いて、天台山國淸寺に至つて道邃和尙に逢うて天台宗の敎法を受け、二十四年には大使藤原葛野麿の舶に乘つて歸朝した。なほこの人の事は下の嵯峨天皇の條に見ゆる。

（弘法） これも僧空海の諡弘法大師を以て稱へたのである。讃岐の人で、十八の年出家した。後密敎の經を得てこれを究めようといふ志を立て、同じく勅許を得て、同じくこの時の遣唐使に伴はれて唐に行き、靑龍寺の慧果阿闍梨に就いて學んだが、この遣唐使の歸朝の時には伴はずして殘り、後平城天皇の大同元年八月に歸朝した。この人の事も下の嵯峨天皇の條に見ゆるから、そこでなほいふ事にする。

此時東夷叛亂しければ、坂上の田村丸を征夷大將軍になして遣されしに、悉平げて歸りまうでけり。此田村丸、武勇人に勝れたりき。初は近衞の將監になり、少將に移り、中將に轉じ、弘仁の御時にや、大將に上り、大納言を懸けたり。文をも兼ねたればにや納言の官にも上りにける。子

孫(ソン)は今(イマ)に文士(ブンシ)にてぞ傳(ツタ)はれる。

（此時東夷叛亂しければ云々）　蝦夷の叛亂はこの頃に甚しくなつたので、桓武天皇はこれを平定せられたのである。それであるから「桓武」といふ御諡號も奉られた譯である。

（坂上田村丸を征夷大將軍になして云々）　坂上田村丸は苅田麿の子である。延曆十三年には副將軍として蝦夷を征した。延曆十六年には征夷大將軍に任ぜられた。延曆二十年には更にその掃蕩を企てられて、詔してこれを伐たしめられた。二十一年に之を平定して歸り奏した。この年の東夷征伐の事は永く後代に傳はつてゐるから、一々あぐるに及ぶまい。

（初めは近衞の將監になり云々）　將監は近衞府の判官である。この人の武功は人口に膾炙するが、その官途はこゝにあげてある通り、頗る榮達して、嵯峨天皇の弘仁二年、正三位勳二等、大納言兵部卿右近衞大將の官に居して、五十四歲で薨じた。

（文をも兼ねたればにや納言の官にも上りにける。子孫は今に文士にてぞ傳はれる）　田村麿は武人の典型として世の仰ぐ所であるが、文官としても重職について大納言までも上つた。その前にも刑部卿、參議、中納言の官に歷任してゐる。然れば政務にも通じてゐた事であらう。元來この坂上氏は應神の御世に來朝歸化した阿知使主（後漢の靈帝の子孫）の後で、元來朝廷の史官として記錄を掌つて來た家柄である。田村麿の曾祖父大國、祖父犬養、父苅田麿と代々武事を以て奉事した爲に、この武勇の人を生じたのであらうが、もと〳〵、文事を世業とした家であるから子孫には明法博士となつて、所謂法家となつた、坂上明兼、中原明基などがその著しいものである。

天皇天下(テンワウテンカ)を治(チサ)め給(タマ)ふ事(コト)、二十四年(ニジフシネン)。七十歲御座(シチジフサイオマシマ)しき。

（七十歲御座しき）　延曆二十四年三月十七日の崩御であるが、日本後紀に「春秋七十」とある。

「漏」底本「滿」とす、他本によりて改む。

第五十一代、平城天皇は桓武第一の子。御母、皇太后藤原の乙牟漏、贈太政大臣良繼の女也。丙戌の年即位、改元。平安宮に御座す。是より遷都なきに依りて御在所を注すべからず。天下を治め給ふ事四年。太弟に讓りて太上天皇と申す。平城の舊都に歸りてすませ給ひけり。

（丙戌の年卽位、改元） 丙戌は延暦二十四年で、その三月十七日に桓武崩御、同日踐祚あつて、五月十八日に即位、同時に大同と改元せられた。

（平安宮におはします云々） この注の趣は、今まで代々遷都が在つたから、御代々に都の事を注したが、平安京が出來てから、遷都がなく、御代々平安京におはしますから、この以後には一々その事を注さないといふのである。

（天下を治め給ふ事四年云々） 大同四年四月一日に讓位あつて、皇太弟御即位あつた。「太上天皇と申す」もこれは當然の事で一々申し上ぐるまでもない事である。

（平城の舊都に歸りてすませ給ひけり） この天皇の平城の舊都を愛せられた事は國史に明記してある。日本後紀に「大同四年四月天皇遂傳レ位、避ニ病於數處一宮ニ于平城一」と見えてゐる。

尚侍藤原の藥子を寵しましけるに、其弟參議右兵衞督仲成等申し勸めて逆亂の事在りき。田村丸を大將軍として、追討せられしに、平城の軍敗れて上皇出家せさせ給ふ。御子東宮高岳の親王も捨てられて同じく出家

「如」字底本「女」とす梅群北青等諸本による。

「寅」底本「刀」とす。

弘法大師の弟子になり、眞如親王と申すは是也。藥子、仲成等は誅にふしぬ。上皇五十一歳御座しき。

(尙侍藤原の藥子を寵しましけるに其弟云々) 藥子は桓武の朝の中納言種繼の女であつた。これが、この上皇にすゝめて位に復して都を平城京に遷さうといふ事を申し上げた。この裏面には仲成があつた。この遷都の事は當時の人心を甚しく動したので弘仁元年九月に詔あつて、三關を固め仲成を執へ藥子と仲成とを退くる旨を仰せられた。そこで上皇は東國に赴かうとせられて、諸司並に宿衞の者がこれに從つて行つた。天皇は坂上田村麿に命じて、これを止めしめられた。上皇はこれを聞かれて宮にかへりて出家せられ、藥子は自殺し、仲成は京都で殺された。

(御子東宮高岳の親王も捨てられて同じく出家) 高岳親王は平城の長子で、大同四年四月十四日、嵯峨天皇即位の翌日皇太子に立たれたが、上の亂で、弘仁元年九月十三日に皇太子の位を廢せられた。後出家して眞如と號せられ、弘法大師の弟子となり、東大寺に居られたが、貞觀三年に上奏して支那に渡り、更に西遊して印度に到らうとせられたが、途羅越國で虎に害せられて終られた。これが日本人の印度に到らうとして實行した最初である。

(上皇五十一歳御座しき) 天長元年七月に崩御。御年は類聚國史に春秋五十一とある。この天皇の名を平城と申し上ぐるのは平城宮を愛してそこに住せられたからである。類聚國史に載する誄に「畏哉讓レ國而平城宮爾御座志天皇」とある。

第五十二代、第二十九世、嵯峨天皇は桓武第二の子、平城同母の弟也。太弟に立ち給へりしが、己丑の年即位、庚寅に改元。

「ける」底本「けり」とす。他本による。

「ありけり橘」底本「在ル橘」とす、他本によりて改む。

「ねむごろ」底本「念比」に作る。梅本による。

（**太弟に立ち給へりしが**）　大同元年五月十九日に皇太弟に立たれた。

（**己丑の年即位**）　大同四年四月一日に受禪踐祚、十三日に即位あつた。

（**庚寅に改元**）　大同五年九月十九日に弘仁と改元。

此天皇幼年より聰明にして、讀書を好み、諸藝を習ひ給ふ。又謙讓の大度もましましけり。桓武の帝、鍾愛無雙の御子になん御座しける。儲君に居給ひけるも父の御門繼體のために、顧命しまし〳〵けるにこそ。格式なんども此御時より撰び始められにき。又深く佛法を崇め給ふ。先世に美濃國神野と云ふ所に貴き僧ありけり。橘大后の先世にねむごろに給仕しけるを感じて相共に再誕ありとぞ。御諱を神野と申しけるも自然に叶へり。

（**此天皇幼年より聰明にして云々**）　この事は日本紀略に見ゆる。その文「幼、聰、好讀レ書及レ長博二覽經史一善屬レ文妙二草隷一、神氣岳立、有二人君之量一天皇尤鍾愛也」とある。

（**儲君に居給ひけるも、父の御門繼體のために顧命しまし〳〵けるにこそ**）　この事はいづれの史にも見えぬ。但し、日本後紀のこの天皇の御世のはじめの部は佚して傳はらないのであるから、その部に載せてあつた事かと思はるる。

（格式なんども此御時より撰び始められにき）　格は律令制定後、律令の實施又は變更に關して發布せられた臨時の詔勅及び太政官符をいひ、又それらを集めた書をもいふ。こゝにはその政書としての格をいふ。式は今の語でいへば法令の施行細則や事務規程のやうなものであるが、こゝにはこれもそれらを集めた書をいふのである。わが朝で格式の成書を撰せられたのは弘仁格と弘仁式とがはじめである。弘仁格は一部十卷あつて、大寶元年から弘仁十年までの格を編輯したもので、弘仁十一年四月十一日大納言藤原冬嗣等が奏進した。弘仁式は格と共に編輯し、弘仁十一年四月廿二日に奏進した。しかしこの弘仁の格式は昔の形のまゝに今は傳はつてゐない。格は貞觀格、延喜格と共に併せられて類聚三代格として傳はり、式は延喜式の内に攝取せられた。

（又深く佛法を崇め給ふ云々）　この事は文德實錄、嘉祥三年嵯峨太皇太后崩御の際の記事中に「故老相傳、伊豫國神野郡昔有高僧名灼然者稱爲聖人有弟子名上仙住止山頂精進練行、過於灼然。諸鬼神等皆隨頤指。上仙常從容語所親檀越云。我本在人間有同天子之尊多受快樂、爾時作一心我當來生得作子、我余出家常治禪病雖遺餘習氣分猶殘我如爲天子必以郡名爲名字。其年上仙命終。先是郡下橘里有孤獨姥號橘媼傾盡家產供養上仙。上仙化去之後姬得寤問泣涕橫流云、吾與和尙久爲檀越、願在來生、俱會一處得相親近。俄而媼亦命終。其後未幾、天皇誕生、有乳母姓神野、先朝之制每皇子生以乳母姓爲。故以神野爲天皇諱後以郡名同天皇諱改名新居。后時夫人號橘夫人、所謂天皇之前身上仙是也。橘媼之後身夫人是也」とあるに依つたことは確かであるが、こゝに美濃國とあるのは伊豫國の覺違であらう。靈異記下卷の末にも同樣の話があるが（橘夫人の事は無い）それには伊與國神野郷とあり、又その行人の名を寂仙としてゐる。しかも天皇の御名を賀美能天皇としてゐる。美濃國に神野郡といふのは古今になく、伊豫國神野郡は大同四年九月に天皇の諱に觸るるといふ事で新居郡と改められた事は日本紀略に見ゆる。しかし、この傳說はもとより附會の說で、はじめは靈異記のやうな說であつて、それが、一層嵩じたのであらう。神野の御名はもとより、御乳母の姓をとつてつけられたものに相違ないのである。

（說）　これからこの御世に佛法の弘まつた事をいふのである。先づ新興の天台眞言二宗の事からはじむる。

傳敎、弘法兩大師唐より傳へ給ひし天台眞言の兩宗も此御代よりこそ弘

「とも云ふ」底本「也」とす、梅本による。

「謁」底本「詣」とす。他本による。

「鎰」底本「謚」とす。梅白二本によりて改む。

「こゝろみ」底本「心見」に作る。白本によりて假名とす。

「さし」底本「指」とす。梅本による。

まり侍りけれ。此兩師、直なる人におはせず。傳教入唐以前より比叡山を開きて、練行せられけり。今の根本中堂の地を引かれけるに、八の舌ある鎰を求め出でて、唐までもたれけり。天台山に上りて、智者大師（天台宗おこりて四代の祖也。天台大師とも云ふ。）六代の正統道邃和尚に謁して、其宗を習はれしに、彼山に智者歸寂より以來鎰を失ひて開かざる一の藏在りき。こころみに此鎰にて開けらるるにとどこほらず。一山こぞりて渴仰しけり。仍りて一宗の奥義殘る所なく傳へられたりとぞ。其後慈覺智證兩大師又入唐して、天台眞言を極め習ひて叡山に弘められしかば、彼門風彌々盛に成りて天下に流布せり。唐國亂れしより經教多く失せぬ。道邃より四代に當れる義寂と云ふ人まで只觀心を傳へて宗義を明らむる事絶えにけるにや。吳越國の忠懿王（姓は錢名は鏐。唐の末つ方より東南の吳越を領して偏覇の主たり。）此宗の衰へぬる事を歎きて、使者十人をさして我朝に送り敎典を求めしむ。悉く寫し畢りて歸りぬ。義寂是を見

明めて更に此宗を再興す。唐には五代の中、後唐の末様なりければ、我朝には朱雀天皇の御代にや當りけん。日本より返し渡したる宗なれば、此國の天台宗は歸りて本となれる也。凡傳教彼宗の秘密を傳へられたる事も（唐台州刺史陸淳が印記の文あり。）悉く一宗の論疏を寫し國に歸れる事も（釋志磐が佛祖統紀にのせたり。）異朝の書に見えたり。

（傳教弘法兩大師唐より傳へ給ひし天台眞言の兩宗も此御代よりこそ弘まりけれ。此兩大師直なる人におはせず） これはこれからいはうとすることの冒頭である。「直なる人におはせず」とは佛菩薩の化身とかいふべき英傑であるといふのである。

（傳教入唐以前より比叡山を開きて練行せられけり） 傳教大師は年十九の時延暦四年に比叡山に上つて一の草舍をつくりて、そこに居て諸經を讀んだが、七年に一の堂を建てこれを一乘止觀院と云つた。これが後に延暦寺の根本中堂になるのである。

（今の根本中堂の地を引かれけるに八の舌ある鎰を求め出でて唐までもたれけり云々） この傳說は傳教大師行狀に見ゆる。曰はく「廿三年四月入唐之間得二一鐷鎰一隨レ身不レ弃。（中略）大唐貞元廿年九月到二台州天台山國淸寺一會二道邃和尙一（中略）相語云昔聞二智者師遺宣一吾寂後二百餘歲從二東國一聖人來、弘二行我法一聖語不レ虛、今過二此人一我所二披閱一法門授二與日本國闍梨一早還二本朝一當二弘傳一即將二於大師到二經藏戶一擬下開レ鐷授中法文上之處藏鎰已失不レ能二求出一歎息之間、大師從二腰下一取二鐷鎰一陳二上件事一開二藏鎰一七合應座主彌感即授二與經論一」とある。いづれも附會の說であらうが、汎く信ぜられてゐたものと見ゆる。但しこの發見地は大師行狀にはこの鎰を「所得有二異說一或虛空藏尾云々或筑前國博多津云々」とあるから、本書の說は後出のものである。

（智者大師六代の正統道邃和尙） 智者大師姓は陳氏名は智顗、隋の時天台山に於いて所謂天台宗を開く。智者大師は隋煬

帝の與へた尊稱である。智者の後に章安、法華、天宮、左溪、荊溪を經て道邃に至る。この故に六代の正統といふ。道邃に傳教が台宗を受け晝夜息まず悉く一宗の論疏を寫して歸朝した事は佛祖統記に明記してある。

(慈覺) 慈覺大師は貞觀六年に賜はつた謚である。名は圓仁、下野の人である。年十五にして出家して傳教大師の弟子となる。承和二年に唐に赴くべき詔を請けて五年唐に赴き、密教を受けて承和十四年にかへり、後延暦寺の座主となる。

(智證) 智證大師は延長五年に賜はつた謚である。名は圓珍、讃岐の人で、弘法大師の甥である。年十五にして延暦寺の座主義眞和尙に附いて天台宗を學ぶ。嘉祥四年唐に赴くべき勅を受け、仁壽三年に唐の商舶に乘じて赴く。天台山その他に於いて梵學密敎等を傳へて天安二年に歸朝す。貞觀十年園城寺を傳法灌頂道場として賜はり、同時に天台座主に補せらる。わが國の天台宗は傳敎によつて傳へられ、慈覺智證によつて著しく弘まつたものである。

(唐國亂れしより經教多く失せぬ。道邃より四代に當れる義寂と云ふ人まで只觀心を傳へて宗義を明らむる事絶えにけるに云々) 義寂は佛祖統記によれば、道邃、廣脩、物外、元琇、淸竦、義寂となるから五代にあたるのである。而してこゝに書いてある事は佛祖統記に明記してある。「初天台敎迹遠自ニ安(祿)史(思明)挺亂一近從ニ會昌焚毀一(武宗の會昌五年に寺院を毀ち經論を焚く)殘編斷簡傳者無レ憑、師每痛念力網ニ羅之一。(中略)吳越忠懿王(中略)以問ニ韶國師一。韶云此是敎義可レ問ニ天台寂師一。王即召(中略)師曰此出ニ智者妙去一自ニ唐末喪亂一敎籍散毀故此諸文多在ニ海外一。於レ是吳越王遣ニ使十人往ニ日本國一求ニ取敎典一既回。(中略)一家敎學鬱而復興師之力也。」

(吳越國の忠懿王云々) 唐亡びて後所謂五代となるが、この間海內麻の如く亂れ、中央に所謂五代の興亡ありし外、地方にも亦豪傑の士割據して攻伐を事とした。その著しいものが、五代の十國である。吳越國はその十國の一で、梁の太祖の時錢鏐の自立したのにはじまる。錢鏐の元年はわが、寬平七年で、その死はわが、承平二年であるから、わが國の醍醐天皇の頃天台敎學の盛んな時であつた。この事は釋門正統の義寂傳等にも見ゆる。

(五代) 唐が衰へてから宋が一統するまでの間に後梁、後唐、後晉、後漢、後周の五代が、三五年乃至十五六年許で、興亡して天下の亂れた時代凡そ六十年程。右の次第で、天台宗は日本から支那へ返し傳へたのであつた。

(凡傳敎彼宗の秘密を傳へられたる事も云々) この事はこゝに注してあるやうに佛祖統記に見えたのであることは上にもいつた。その陸淳の印記の文と云ふのは佛祖統記に次のやうに曰つてある。「貞元二十一年日本國最澄遠來求レ法聽レ講受レ誨、晝夜不レ息盡寫ニ一宗論疏一以歸、將レ行詣ニ郡庭一白ニ太守一求ニ一言一爲レ據。太守陸淳嘉ニ其誠一即署レ之曰、最澄闍梨

身雖ニ異域一性實同レ源、明敏之姿、道俗所レ敬、既觀ニ光於上國一、復傳ニ教於名賢一、遂公法師總ニ萬法於一心一、了ニ殊塗於三觀一。而最澄親承ニ秘密ニ不レ外ニ筌蹄一、猶慮ニ他方學者未レ能ニ信ニ受其說一、所レ請印記、安可レ不レ從。」と而して佛祖統記はついで曰はく「澄既泛ニ舸東還指ニ一山一爲ニ天台一、創ニ一刹一爲ニ傳教一、化風盛播、學者日蕃、遂遙尊ニ邃師一爲ニ始祖一、日本傳教實起ニ於此一」と記してゐる。而してこの陸淳の印記の文は古來本朝にも傳へてゐる。さて「異朝の書に見えたり」とあるは、上に注した佛祖統記にあるのをさしたものであらう。この書は五十四卷あつて、支那の天台一流の正史と目せらるゝものであるが、印度から支那にわたつての佛教の正史と見るべき書である。宋の志磐の著したものである。本書の著者はこれに熟通してゐたらしく、盛んにこれを引用してゐる。

「寅」底本「刀」

「劒」底本「叙」とす、梅本によりて改む。

底本「弘法は」

弘法は母懷胎の始夢に天竺の僧來りて宿をかり給ひけりとぞ。寶龜五年甲寅六月十五日に誕生。此日唐の大曆九年六月十五日に當れり。不空三藏入滅す。仍りて彼後身と申す也。且は慧果和尚の告にも我と汝と久契約あり。誓て密藏を弘めむと在るも此故にや。渡唐の時も或は五筆の藝を施し、樣々の神異在りしかば、唐の主順宗皇帝殊に仰ぎ信じ給ひき。彼慧果は眞言第七の祖師也。（不空の弟子。）和尚六人の附法あり。劒南の惟上、河北の義圓、（金剛一界を傳ふ。）新羅の惠日、訶陵の辨弘、（胎藏一界を傳ふ。）青龍の義明、日本の空海。（兩部を傳ふ。）義明は唐朝におきて灌頂の師たるべかりしが、世を早くす。弘法

の三字を脱す。他本皆あり。

は六人の中に瀉瓶たり。（慧果の俗弟子呉殷が纂の詞あり。）然れば、眞言の宗には正統也と云ふべきにや。是又異朝の書に見えたる也。

（弘法は母懷胎の始め云々） 弘法大師は延喜二十一年に賜はつた諡である。姓は佐伯氏、讃岐の人、名は空海である。この母の夢の說は明匠略傳や元亨釋書には見ゆるが、古い傳記には見えない。後世生じた傳說であらう。

（寶龜五甲寅六月十五日に誕生云々） 寶龜五年の誕生であることは寛平七年の贈大僧正空海和上傳記に見ゆるが、不空三藏の後身といふ說は新しいものであらう。寛治三年の大師御行狀集記にはかの懷姙の際の異相の說が見ゆる。しかし不空三藏の後身とは見えぬ。扶桑略記の寶龜五年六月十五日の下に「相二當大唐大興善寺不空三藏入滅時一」と書いてゐるは、こゝと同じ說明の要に供する爲と思はるるから、この頃に既に生じてゐたらう。

（且は慧果和尚の告にも我と汝と久契約あり云々） この語は御行狀集記、明匠略傳、元亨釋書にも出てゐる。

（渡唐の時にも或は五筆の藝を施し、樣々の神異在りしかば云々） 五筆とはどういふことか。古今著聞集には「弘法大師は筆を口にくはへ、左右の手にもち、左右の足にはさみて一同に眞筆の字をかゝれけり。さて五筆和尚とも申なるとかや」とある。されどかゝる事ありうべきでない。何かの訛傳であらう。

（彼慧果は眞言第七の祖師也云々） 眞言宗は大日如來、金剛薩埵の次、龍猛菩薩を第三祖とし、龍智、金剛智、不空、慧果とかぞふる、これ東寺の傳である。

（弘法は六人の中に瀉瓶たり云々） 瀉瓶とは佛敎の語に、敎法を傳承して、遺漏ない事を水を別器にうつすにたとへていふのである。この事は眞濟の弘法死去の年に書いた空海僧都傳の中に「故呉殷纂云今有日本沙門來求二聖敎一皆所レ學如二瀉瓶一云々」とあり、これが次に示す如く、呉殷の纂に明かに見ゆることである。

（慧果の俗弟子呉殷が纂の詞あり） 呉殷といふは俗人で、慧果に多年師事した門人である。この呉殷が、慧果の行狀を記錄した書が、こゝに謂ふ所の呉殷の纂である。これは正しくは「大唐神都靑龍寺東塔院灌頂國師慧果阿闍梨行狀」といふべきものであるが、佛祖統記に呉殷の纂と記してゐる。これはその著者の名を著して弟子呉殷纂とある（本朝に

「あひて」底本「相テ」とす。梅本によりて假名とす。下同じ。

「潤」底本「澗」に誤る梅本によりて訂す。

傳ふるものは吳愨であつて吳殷ではない）のを略稱してゐたのであらう。これは支那の元和元年（わが大同元年）正月三日に記したものであつてその一部分は佛祖統記にも見ゆるが、全文は秘密漫荼羅教付法傳（二卷あつて、寛永八年の版本がある）に載せて傳へられた。今こゝに引いてある文は「常謂門人曰金剛界大悲胎藏兩部大教者諸佛祕藏即身成佛之路也。普願流傳法界度脱有情訶陵（國名）辨弘、新羅惠日並授胎藏師位、劍南惟上、河北義圓授金剛界大法、義明供奉亦携兩部大法今有日本沙門空海來求聖教以兩部祕奧壇儀印契漢梵無差悉受於心猶如瀉瓶。此是六人堪傳吾法燈。吾願足矣」とある。これが上の文の據りどころであらう。

（然れば眞言の宗には正統也と云ふべきにや云々） 佛祖統記卷三十に曰はく「不空弟子有慧果者元和中日本空海入中國從果學歸國盛行其道」とあり、その注に「唐末亂離經疏銷毀。今其法盛行於日本而吾邦所謂瑜伽（眞言密宗）但存法事耳」とある。本文に云つてゐることの意はこれで明かである。

（說） 以上眞言密教の事を述べたから、台密の事を次に述べてゐる。

傳教も不空の弟子順曉にあひて、眞言を傳へられしかど、在唐幾なかりしかば、深く學せられざりしにや。歸朝の後、弘法にも問はれけり。又今は此流絕えにたり。慈覺智證は慧果の弟子、義操法潤と聞えしが弟子法全にあひて傳へらる。

（傳教も不空の弟子順曉にあひて云々） 傳教が支那にて越州龍興寺にゆいて順曉阿闍梨に三部灌頂密教を受けた事はその傳に悉しい、又弘法大師に密教を問うた事は、高雄山に傳へてゐる弘仁三年の弘法大師自筆の灌頂記にその名を筆頭に記してゐるのでもわかる。この傳教の台密は後に絕えて傳がない。

（慈覺智證は慧果の弟子義操法潤と聞えしが弟子法全にあひて傳へらる。） これは少しく事實に違ふ。慈覺が密教を受けたのは全雅といふ僧であつて、法全に學んだのは智證大師だけである。

凡本朝流布の宗、今は七宗也。此中にも眞言天台の二宗は祖師の意樂專、鎭護國家のためと心ざされけるにや。比叡山には比叡と云ふ事、桓武傳教、心を一にして興隆せられし故に名くと彼山の輩是を稱す。然れども舊事本紀には比叡の神の御事みえたり。顯密幷びて紹隆す。殊に天子本命の道場を立てゝ御願を祈る地也。是は密に傳ぺし。又根本中堂を止觀院と云ふ。法花の經文に付き、天台の宗義により旁鎭護の深義ありとぞ。

（**凡本朝流布の宗今は七宗也**） こゝに七宗といふのは、本書に説く所によると天台、眞言、花嚴、三論、法相、律、禪をいふので、凝然の八宗綱要に説く所と違ふのは實際行はれてゐるのを主にしたからである。

（**此中にも眞言天台の二宗は祖師の意樂專鎭護國家のためと心ざされけるにや**） 祖師とは、その宗の開祖をいふが、こゝでは眞言宗の祖弘法大師、天台宗の祖傳教大師をさす。意樂の樂はネガフことである。鎭護國家の國家とは人主をさす語である。僧尼令に「語及國家」とある義解の文に「不敢斥尊號故託曰國家也」とある。叡岳要記に引いた延曆寺緣起の文に「奉爲桓武天皇兼欲興隆佛法鎭護國家延曆七年歲次戊辰故十禪師前入唐贈法印大和尙位最澄大師初所造立」とあり、又東寶記に引いた弘仁十四年十一月二日の官符に「夫東寺者遷都之始爲鎭護國家柏原先朝所建也」とある。

（**比叡山には云々顯密並びて紹隆す**） この注に云つてある事は當時行はれた俗説であらうが、舊事記に比叡の神の御事が

見ゆるによつてこの說は信ぜられぬといふのである。但し舊事記は後の僞書であつて證にはならぬ。古事記には「近淡海之日枝山」とあり、又懷風藻には「稗叡山」とあるから、この名は古くからあつた事は確である。壒囊抄には本書の文を引いて、上の說を駁してゐる。延暦寺はもとより天台宗の本山であるが、その學する所は、圓頓戒、止觀業、遮那業、達磨付法の四種の法門である。その圓頓戒と止觀業とは即ち天台宗の本體で、遮那業は密敎で、達磨付法は禪宗である。それ故に顯密幷びて紹隆すと云つた。

（殊に天子本命の道場を立てて御願を祈る地也）　これは東塔總持院のことをさす。東塔緣起に「承和十四年慈覺大師歸朝（中略）仁壽元年初建立總持院准大唐靑龍鎭國道場爲皇帝本命道場修眞言法興隆佛法云々自爾以降以當山爲皇帝本命道場」とある。この本命といふ語はもと、陰陽道でいふ語で、その人の生れた年の干支をいふ。かくてその本命に當る星を祭つて、聖壽の無疆を祈るのであるが、この本命を祭るといふ事は密敎の事相に屬する事であるから、下の注に「是は密に傳くべし」といはれたのである。

（又根本中堂を止觀院と云ふ云々）　根本中堂は延暦寺の中樞でしかも最初に營まれた區である。叡岳要記にひく建立當寺緣起事には「奉爲桓武天皇創建根本一乘止觀（今謂中堂也三部大乘長講今不レ絕法華玄義）」とある。三部大乘とは法華玄義、法華文句、摩訶止觀の所謂天台宗の三大部であつて、いづれも天台大師の著作で、天台宗の依りて立つ所である。即ち法華經を主とし、天台大師の宗義によつて國家を鎭護するといふ深義がある。

東寺は桓武遷都の始、皇城の鎭護のために、是を立てらる。弘仁の御時、弘法に給ひて永く眞言の寺とす。諸宗の雜住を許さざる地也。此宗を神通乘と云ふ。如來果上の法門にて、諸敎に超えたる極秘密と思へり。就レ中我國は神代よりの緣起、此宗の所說に符合せり。此故にや、唐朝に流

布せしは暫くの事にて、則日本に留りぬ。相應の宗也と云ふも理にや。大唐の内道場に准じて、宮中に眞言院を立つ。本は勘解由使の廳也。大師奏聞して、毎年正月、此所にて、御修法あり、國土安穩の祈禱、稼穡豐饒の祕法也。又十八日の觀音供、晦日の御念誦等も宗に依りて深意在るべし。三流の眞言何れと云ふべきならねども、眞言を以て諸宗の第一とする事も宗と東寺によれり。延喜の御宇に綱所の印鎰を東寺の一の阿闍梨に預けらる。仍りて法務の事を知行して、諸宗の一座たり。

（東寺は桓武遷都の始め皇城の鎭護のために是を立てらる） 東寺の出來たのは桓武天皇の平安京を建てられた時に羅城門の左右に東寺西寺の二を建てられ、左右二京の安鎭としてかねて東西兩國の衞護とせられたといふ事が東寶記に出てゐる。

（弘仁の御時弘法に給ひて永く眞言の寺とす） この事は弘仁十四年十月の官符によつて知らるる。その官符の大要は、眞言宗僧五十人と定められた、その僧は自今以後東寺に住せしめられ、密教を專として、他宗の僧をして雜住せしむることと勿れとある。

（此宗を神通乘と云ふ。如來果上の法門にて云々） 眞言宗を一名神通乘と云ふは金剛頂經に「如來平等智、神境通無上大乘」と云つて、法身如來神通所現の無上大乘であると讃嘆してあるのに基づく。未だ佛果に至らざるを因分といふに對して、佛果を如來果上といふ。即ち凡夫の智識を以て測知すべからざる最上無上の教法であるといふ。祕密はこの

法門の深奥にして、餘人の容易に知り得ざるをいふ。

(就中我國は神代よりの縁起此宗の所説に符合せり云々) 神代よりの傳が眞言宗の説く所に一致するといふのであるが、これは眞言宗の方が、わが國の傳説に習合附會したのであるから、かやうの事實のあるのは當然である。

(大唐の内道場に准じて宮中に眞言院を立つ云々) 内道場とは禁中に於ける寺といふ意である。これは支那では南北朝の後魏に始まり、隋の煬帝の時内道場の名が出來た。唐に至つてその制甚だ盛んであつた。わが國にあつては聖武天皇の時既にこれを設けられ、玄昉がこれに入り、稱德天皇の時には道鏡がこれに入り、共に醜聲を洩した。その後暫く聞えないが恐らくは道鏡以後中絶したのであらう。そこで弘法大師が支那の内道場に准ずるといふことにして眞言院といふ名を以て宮中にこれを設くる事を願つて許された。それは淳和天皇の天長六年であつたが、その爲の建物を特に設けられたのは仁明天皇の御世で勘解由使の廳を改めてそれにあてられたのである。

(大師奏聞して毎年正月此所にて御修法あり云々) これは所謂後七日の御修法である。後七日といふのは桓武天皇の時から恒例とせられた御齋會に對しての名目である。御齋會は毎年正月八日より十四日まで一七日間金光明最勝王經を講説せらるゝが、これは顯教であるが爲に密教の修法をも興されむことを請うて許されたのであるが、御齋會の行はれると同時、一七日間内道場たる眞言院で金剛界胎藏界の曼荼羅を本尊として壇を飾つて行はるゝ修法である。

(又十八日の觀音供、晦日の御念誦等も宗に依りて深意あるべし) 十八日の觀音供とは、毎月十八日に宮中清涼殿の御座所の第二の間に於いて如意輪觀音を本尊として行はるゝ修法であるから二間の觀音供ともいふ。これは弘法大師の時から起つて、東寺の長者の修する法である。念誦とは念佛誦經の略で、佛名を稱念し、經典を讀誦すること。晦日の御念誦の事は大師御行狀集記に見ゆる。「於宮中眞言院准大唐内道場臨毎月晦三箇日御念誦奉祈天長地久之由、若有大阿闍梨障以次人令勤仕仕僧二口召之云々」とある。

(三流の眞言何れと云ふべきならねども眞言を以て諸宗の第一とする事も宗と東寺によれり) これは三國佛法傳通縁起に「古來諸德入唐傳密前後連續總有八家(中略)雖有八家朝宗所歸不過東寺天台兩流傳教、慈覺、智證三流並是天台餘皆東寺云々」とあると同じ考で、その傳教、慈覺、智證の三流の眞言は何れ甲乙ありとはいふべくもなく、いづれも貴いものであるが、眞言のうちで第一とするのは、東寺の眞言であり、又眞言を專とするのも東寺であり、眞言を諸宗の第一とすることも、東寺がその專門道場であるといふのである。即ち三國佛法傳通縁起にも「然所立

義途所屬奧旨、孤絶獨歩、建興高卓、唯是弘法大師所傳東寺眞言所趣而已」とある。

（延喜の御宇に綱所の印鎰を東寺の一の阿闍梨に預けらる云々） 綱所といふのは、僧綱の職務を執行する所で、奈良朝時代には薬師寺を以てこれにあてられ、平安京になつてからは東寺西寺をこれにあてられた。而して綱所の職務を執行する實權を與へらるるにはその印と鎰とを預けらるる。これを法務といふのである。釋家官班記には「僧正眞雅」の下に「貞觀十四年三月十四日補于時東寺一長者、東寺法務始也」といひ、又「自今已後一長者已爲正法務他寺僧爲權法務」とある。これによると、延喜の御宇とあるのは誤と思はるる。

山門寺門は天台をむねとする故にや、顯密を兼ねたれど、宗の長をも天台座主と云ふめり。此天皇諸宗を雙べて興せさせ給ひけり。中にも傳教弘法御歸依深かりき。傳教始めて圓頓の戒壇を立つべき由奏せられしを、南京の諸宗表を上げて諍ひ申ししかども、終に戒壇の建立を許され、本朝四ケ所の戒壇となる。弘法は殊更師資の御約在りければ、重くし給ひけるとぞ。

「なる」底本「ア」とす、他本によりて改む。

（山門寺門は云々） 山門は比叡山延暦寺のこと、寺門は園城寺即ち三井寺のこと。園城寺はその創立は延暦寺より古けれど、中頃荒廢したのを貞觀年中智證大師がこれを再興してより延暦寺の管下に屬した。然も其の勢盛んなるにつれて、別に寺門の一派を立てて山門と相鬩ぐことになつた。しかし、未だ一宗として獨立はしない。さてこの宗は顯密を兼

ねたことは前にも述べた通りだが、天台宗が主となつてゐる爲であらう。その宗の長者を名づけて天台座主と云つた。

（此天皇諸宗を雙べて與せさせ給ひけり云々） 弘仁の御世に奈良の佛法をも重んぜられたが、傳教弘法二師に御歸依が深かつた。それが爲に、天台眞言二宗がこの時から勃興して平安朝思想界の主潮になつた。

（傳教は始めて圓頓の戒壇を立つべき由奏せられしを云々本朝四ケ所の戒壇となる） 圓頓の戒壇とは圓頓戒を授くる戒壇といふこと。圓頓戒とは法華經圓頓實相の理法に依つて立てた梵網經の十重戒四十八輕戒をいふ。戒壇とは壇を設けて戒を授くる、その式場をいふ。弘仁十年に傳教が延暦寺にこの戒壇を設くることを許されたいと出願した。元來わが國には東大寺、筑前の觀音寺、下野の藥師寺が三の戒壇として許されてゐたので、この叡山の戒壇を出願した時には南都の僧綱大僧都護命を筆頭として連署上表してその不可なる由を上奏したが、傳教はこれに對抗して顯戒論を著して上り、護命等がこれを再び駁して上表し、容易に決定しなかつた。弘仁十三年六月に傳教が寂して後、この戒壇を設くる事を許されて、こゝに本朝の戒壇が四ケ所となつた。

（弘法は殊更師資の御約在りければ、重くし給ひけるとぞ） 師資といふは老子に「善人不善人師不善人善人資」とあるよりとりて、師匠と弟子とをさす語とする。こゝに天皇と空海と師資の御約が在つたといふが、その事の確證は未だ知らぬ。或は平城、嵯峨、淳和の三帝が灌頂を受けさせられた事をさしたものであらうか。

此兩宗の外、花嚴三論は東大寺に是を弘めらる。彼花嚴は唐の杜順和尚より盛になれりしを、日本の朗辨僧正傳へて東大寺に興隆す。此寺は則此宗に依りて建立せられけるにや。大花嚴寺と云ふ名あり。

（此兩宗の外花嚴三論は東大寺に是を弘めらる） 東大寺は所謂大佛を本尊とする寺で、昔から八宗兼學と唱へらるゝが、中にも三論華嚴律の三宗を主とする。そこで、こゝにこの花嚴三論の二宗に話をうつし、次に花嚴宗の事を說いた。

（彼花嚴は唐の杜順和尚より盛になれりしを日本の朗辨僧正傳へて東大寺に興隆す。）　花嚴宗は華嚴經を所依とする宗旨で隋の末に杜順によつてはじめて一宗の成立を告げ智儼を經て賢首國師に至つて大成したのを天平八年唐僧道璿によつて本朝に傳來し、次いで慈訓が唐に赴いて、賢首國師に從つてこれを傳へ、歸つて朗辨に付した。朗辨は東大寺の開基である故に東大寺が華嚴宗の本山となつた。東大寺を一名大華嚴寺といふのはその故である。

三論は東晉の同時に後秦と云ふ國に羅什三藏と云ふ師來りて此宗を開きて世に傳へたり。孝德の御世に高麗の僧惠觀來朝して、傳へ始めける。然らば、最前流布の敎にや。其後道慈律師請來して、大安寺に弘めて、今は花嚴と雙びて東大寺にあり。

（三論は東晉の同時に後秦と云ふ國に云々）　三論宗は中論、百論、十二門論の三論に依つて立てた宗旨で、諸法皆空の理を主とするものである。これは、鳩摩羅什といふものがこれを支那に傳へた。隋の嘉祥大師吉藏に至りて大成せられた。日本には吉藏の弟子高麗の僧慧灌（本文に惠觀とあるは誤である）がこれを傳へたのが始めである。これは推古三十三年の來朝である。本書孝德の御世とするのは誤である。それ故に本邦には最も前に流布した宗旨といふべきである。

（其後道慈律師請來して大安寺に弘めて今は花嚴と雙びて東大寺にあり）　三論宗の本邦に傳はつたのは三度ある。第一は前に云つた慧灌の傳で、これを元興寺の傳と云ふ。第二は吉藏の弟子唐人智藏が天武天皇の朝に來朝して傳へた。第三は智藏の弟子道慈が、唐に行き吉藏の法孫元康に敎を受けて歸朝した。これを大安寺の傳といふ。然るに法相宗が入つてからこの宗は衰へて、東大寺に傳はるだけになつた。

「わたり」底本「アタリ」とす。他本によりて改む。

「泗」底本「江」とす。梅本による。

「にあひて」底本「相予」とす。他本によつて改む。

法相は興福寺にあり。唐の玄奘三藏、天竺より傳へて國に弘めらる。日本の定惠和尚大織冠の子也。彼國にわたり、玄奘の弟子たりしかど、歸朝の後、世を早くす。今の法相は玄昉僧正と云ふ人入唐して、泗州の智周大師玄奘二世の弟子にあひて、是を傳へて流布しけるとぞ。春日の神も殊更此宗を擁護し給ふなるべし。

（法相は興福寺にあり云々） 法相宗の名は諸法の性相を決判する義であるが、唯識中道の理を說いて宗旨とする故に唯識宗ともいふ。支那では玄奘三藏が印度から傳へて來て之を唱へ廣めた。我國では道昭が、入唐して玄奘に遇ひてこれを傳へ、歸つて元興寺に住して弘めた。又智通智達の二人も入唐して玄奘に學んで歸朝して弘めた。次には智鳳智鸞智雄といふ三人の僧が入唐して、玄奘の法孫智周から受けて歸朝した。次には智鳳の門に義淵あり、これまた入唐して智周の敎を受けて歸朝した。その門人が玄昉である。この玄昉の流が興福寺に傳はつてゐる法相宗である。

（春日の神も殊更此宗を擁護し給ふなるべし） 春日の神は藤原氏の氏神であり、法相宗は興福寺の宗旨で、興福寺は藤原氏の氏寺であり、同時に興福寺の僧が、春日神社にも關係をもつてゐた所であらうが、春日の神と法相宗とは深い關係を生じたやうに見え、この宗を擁護したまふといふことは鎌倉時代に著しくなつてゐた。その事は春日權現驗記に屢見ゆるし、又明惠上人などの傳記にも見ゆる。

此三宗に天台を加へて四家大乘と云ふ。俱舍成實など云ふは小乘也。道

慈律師同じく傳へて流布せられけれども、依學の宗にて、別に此宗を立つる事なし。我國大乘純熟の地なればにや。小乘を習ふ人のなき也。

（此三宗に天台を加へて四家大乘と云ふ） 大乘とは大苦を滅し、大利益を與ふる教門。即ち菩薩の大機が佛果の大涅槃を得る法門をいふ。こゝにいふ大乘四家の名目は何によられたか明かでない。元亨釋書には傳敎の傳の中に「時大乘四家華嚴法相三論律也及此並爲五宗」とある。

（倶舍成實など云ふは小乘也云々） 倶舍宗は倶舍論を所依としてこれによりて阿羅漢果を證し、無餘涅槃に入るを要とする法門。成實宗は成實論を所依とし、我法二空を説く宗旨。その傳は不明であるが、本書の説のやうに道慈が入唐した時にこの宗も共に傳來したといふのが普通の説である。この二宗は八宗の内に入れてあるけれども、其の實は獨立の宗としては取扱はないので、唯東大寺に傳來して兼學の宗門となつた。そのうち倶舍は後世に至るまで、諸宗の兼學する所となつた。

又律宗は大小に通ずる也。鑒眞和尙來朝して弘められしより東大寺及び下野の藥師寺、筑紫の觀音寺に戒壇を立てゝ此戒を受けぬものは僧籍に連らぬ事に成りにき。中古より此方其名許にて、戒體を守る事絶えにけるを南都の思圓上人等章疏を見明めて戒師となる。北京には我禪上人入宋して彼土の律法を傳へて是を弘む。南北の律再興して彼宗に入る輩は

「もの」梅本による。底本「物」とす。

「人」底本脱す。他本によりて補ふ。

威儀（キギ）を具足（グソク）する事（コト）、ふるきが如（ゴト）し。

（律は大小に通ずる也） 律宗は專ら戒律を守り、滅罪生善を旨とする宗旨である。律は元來佛敎一般の制度で大乘にも小乘にも通じて守るべきものである故にかやうに云つた。

（鑑眞和尙來朝して弘められしより云々） 律宗の傳來については傳通緣起に說く所の要をあぐると、佛敎渡來してより二百三年間は戒緣未だ具せず律宗未だ弘まらず。然るに聖武天皇の御宇天平五年に至りて元興寺の永叡、大安寺の普照入唐して十年の間留學し、將に歸朝せうとする時に揚州の大明寺の鑑眞和尙に謁し伴ひて來り、天平勝寶六年二月に東大寺に請入する。聖武天皇勅して毗盧舍那の前に戒壇を築き、天皇皇后を初め百官悉受戒した。後に大佛殿の西に別に戒壇院を建てた。この事は支那の佛祖統記にも載せてあつて、「日本律敎始行於此」とある。又東大寺、藥師寺、觀世音寺の戒壇の事は上にもあるが、延喜式にその規定が見ゆる。即ち足柄坂以東、信濃坂以東の人は藥師寺で受戒し、西海道の人は觀世音寺で受戒すべき規定であつた。さうして公式に受戒せぬものは僧侶として認められぬ規定であつた。

（中古より此方其名許にて戒律を守る事絕えにけるを南都の思圓上人等章疏を見明めて戒師となる） 中比から戒律の敎がみだれて、寺々で私に僧侶とすることが起り、破戒無慚の徒も多くなつた。從つて律宗も亦衰へた。「戒體を守る」とは受戒者の心中に發得する無作（爲さんと欲する意識なくして事を行ふこと）をいふ。これの力によつて戒を相續せしむるのであり、これが無ければ戒は眞正に維持せぬ。

（南都の思圓上人云々） 思圓上人は大和の人、名は叡尊で思圓は字である。十一歲の時醍醐寺に入り、十七歲で出家し、眞言宗を學んだが、戒律の敎の廢れたのを嘆いてこれを興さうと決心し、嘉禎二年に同志者四人が共に東大寺羂索堂で、大乘三聚の戒を自誓受戒し、それから西大寺に居て、盛んに戒法を弘め、上下の歸依を受け、五朝の國師となり、戒律の敎がまた盛んになつた。正應三年に歲九十で寂した。正安二年に興正菩薩の諡を賜はつた。

（北京には我禪上人入宋して云々） 我禪上人は俊芿の事で、我禪は字である。肥後の人。幼より佛典を讀み、十八歲にて出家し、十九歲の時、觀世音寺で受戒してから、戒律の衰へたのを嘆き、京都奈良に往來して大小の戒を學び、建久

十年に宋に渡つて、天台、禪、律等の奥旨を極め、建曆六年に歸朝し、京に入り、仙遊寺に居り戒律を弘めたが、朝廷の御歸依あつく、貞應三年に勅して、仙遊寺を官寺とし、嘉祿元年には堂塔を增築し泉涌寺と改稱せられた。安貞元年六十二で寂した。時の人が台律の中興であると稱した。

（南北の律再興して云々） 南都の律は興正菩薩により、北京の律は俊芿上人によりて、いづれも再興して、この著者の比はたしかに潑剌たる勢があつたのである。

「の後」の「の」

禪宗は佛心宗とも云ふ。佛の教外別傳の宗也とぞ　梁の代に天竺の達磨大師來りて弘められしに、武帝機に叶はず。江を渡りて北朝に至る。嵩山と云ふ所に留りて面壁して年を送られけり。後惠可是をつぐ。惠可より下、四世に弘忍禪師と聞えし。嗣法南北に相別る。北宗の流をば、傳教慈覺、傳へて歸朝せられき。安然和尚（慈覺の孫弟）教時諍論と云ふ書に教理の淺深を判するに、眞言、佛心、天台と連ねたり。されど、受け傳ふる人なくて、絕えにき。近代と成りて南宗の流多く傳はる。異朝には南宗の下に五家あり。其中に臨濟宗の下より又二流となる。是を五家七宗と云ふ。本朝には榮西僧正、黃龍の流を汲みて、傳來の後に、聖一上人石霜の下

底本なし、他本による。

つかた。虎丘の流を無準にうく。彼宗の弘まる事は此兩師よりの事也。うちつづき異朝の僧もあまた來朝し、此國よりも渡りて傳へしかば、諸家の禪多く流布せり。五家七宗とは云へども、以前の顯密權實等の不同には相似るべからず。何れも直指人心、見性成佛の門をば出でざる也。

（禪宗は佛心宗とも云ふ云々） 禪宗は座禪を專らとする所から名づけられたものである。これを佛心宗といふのは、所謂不立文字、敎外別傳で、佛の心印を單傳するが故の名である。敎外別傳といふのは、「不立文字、敎外別傳、直指人心、見性成佛」の句に基づくので、この四句は達磨の唱へたものだといふ傳説があるが、その實否はさておき、禪宗の宗義を最も簡明に示したものである。不立文字、敎外別傳といふのは、經論の文句によらず、佛一代時敎の外に別に佛の心印を單傳するといふ義である。佛滅後、遺敎の研究が盛んで種々の經典が出で、人々の見解信仰が、依る所の經典の差によつて區々であつたが、達磨が支那に渡つた時には、一卷の經論をも持たず、一定の敎判をも立せず、唯佛祖單傳の法門を傳へて、座禪によつて人をして直に自己の心性を徹見して佛果を成せしむるを宗義とした。

（梁の代に天竺の達磨大師來りて弘められて云々） 達磨大師は菩提達磨といふのが本名である。禪宗では印度相承第二十八祖で支那禪宗の初祖としてゐる。支那の南朝梁の武帝の普通元年に支那に入り武帝に謁した。が、時に武帝は盛んに寺を造り、經を寫し、僧を度してゐたから、武帝はこれを以て何だけの功德があるかと聞いたら、達磨は人天の小果のみと答へた。なほ問答數番あつたが、武帝の思ふ所と達磨の心とは一致しない。それで、去つて北朝の魏に入り、嵩山の少林寺に止まり、日夕唯面壁座禪するだけであつた。九年の後に慧可の來たのにあひ大法及び佛袈裟佛鉢等を授けた。

（後慧可是をつぐ） 慧可は洛陽の人で、もと神光と云つた。少林寺に赴き達磨に道を求めたが、顧みられなかつた爲に、

雪中に立ち左臂を斷つてその赤心を表し、遂に印可を得て、禪宗の第二祖となつた。

(惠可より下四世に弘忍禪師と聞えし、嗣法南北に分る) 惠可から僧璨、道信、弘忍の順序で禪宗が傳はつたが、弘忍の門下に慧能、神秀といふ二人の大德が出た。慧能は南方に教を弘めて支那の禪宗が大に興つたが、これの流を南宗又は南禪と云つた。神秀は北方に教を弘めた、これを北宗、又北禪と云つて、これから支那禪宗の系統は二流に分れた。

(北宗の流をば、傳教慈覺傳へて歸朝せられき) 傳教は、入唐の前に大安寺の行表について、北宗の禪を學んだが、唐に入つて沙門脩然と云ふ人から同じく北宗の禪法を受けて歸朝した。慈覺は靑州府判官蕭慶中と云ふ人から北宗の禪を受けて歸朝した。それ故に、そのはじめは延暦寺に禪宗が傳はつてゐた事は確かである。

(安然和尙云々敎時諍論と云ふ書に云々) 安然は慈覺の弟子の僧正遍昭の弟子であつて、學殖の深かつた僧であつて、その著述は甚だ多い。ことに天台宗所傳の密教即ち所謂台密の教理は安然によつて完成し、永く後の眞言宗一般に大きな影響を與へた。その教時諍論といふ著は日本に傳はつた佛の教法の成立淺深の次第についての異議まち〳〵なのを論定したもので、古來頗る名高い書で貞享頃の板本もある。この本の末に「次依教理淺深」といつて、次第した所に「初眞言宗、云々最爲第一、次佛心宗云々爲第二、法華宗云々爲第三」以下、華嚴宗第四、無相宗(三論宗)第五、法相宗第六、毘尼宗(律宗)第七、成實宗第八、俱舍宗第九とやうに次第してある。

(されど受け傳ふる人なくて絕えにき、近代と成りて南宗の流多く傳はる) かやうに高遠なとはいはれたが、この禪宗のうち北宗の禪が叡山に傳はつたのであつた。後にはそれが絕えた。現今傳つてゐるのは皆南宗の流れであるといふのであるが、支那で慧能が、禪宗の中興といはれただけあつて、南宗の禪が專ら榮えたのである。從つてわが國に傳はつたのも南宗が專らとなつたのである。

(異朝には南宗の下に云々是を五家七宗と云ふ) 支那の南宗の禪は慧能の門下に南嶽と靑原との二人が共に神足で優劣無かつた爲に、二人を正嫡としてこゝに二流となつた。南嶽の後に百丈が出たが、その弟子に黃蘗、潙山の二人があつて又二流に分れた。その黃蘗の門に臨濟が出た、これが臨濟宗の祖で、潙山の弟子が仰山でこの一流を潙仰宗といふ。靑原の後石頭の門に藥山、天皇の二俊才が出て二流となつたが、藥山から再傳して洞山に到りて曹洞宗と號した。天皇の後は雲峰の門に雲門と玄沙との二俊才が出て又二流に分れ、雲門の流は雲門宗といひ、玄沙の流は再傳して法眼に至つて法眼宗といつた。以上南宗の禪は臨濟、潙仰、曹洞、雲門、法眼の五宗になつた。これを禪宗の五家と云つ

た。さて又臨濟宗は臨濟から六傳して石霜に至り、その門に楊岐、黃龍の二人が相並んで出で、又それらの名で二派に分れた。これを五家七宗といふのである。

（本朝には榮西僧正黃龍の流を汲みて云々）　わが國の禪宗は叡山に傳へられた外にも時々支那に入つてこれを傳へた人もあつたが、相承者がなくて世に弘まらずに終つた。わが國の禪宗の永續する樣になつたは榮西にはじまる。榮西は備中の人で、仁安三年に宋に行つて、半年にして歸り、文治三年再び宋に赴いて、黃龍八世の法孫虛庵に就いて、その印可を受けて建久二年に歸朝し、京に入りて禪宗を唱へた。建仁寺の開山であつて、建保元年僧正に任ぜられた。これが臨濟宗の傳はつたはじめである。

（聖一上人）　聖一上人は名は辨圓字は圓爾、駿河の人である。嘉禎元年に宋に入り、無準に禪宗を受け六年にして歸朝して、東福寺の開祖となつた。

（石霜の下つかた虎丘の流を無準にうく）　石霜は支那臨濟宗の六世、名は楚圓といふ。石霜山に居たから石霜といふ。その門下より楊岐、黃龍の二派生ずる。虎丘は名は紹隆、居所を以て名づけた。法を圓悟にうけた。無準は名は師範、圓悟の第六世である。即ち、石霜、楊岐、白雲、法演、圓悟、虎丘、應庵、密庵、破庵、無準、聖一となるのである。

（彼宗の弘まる事は此兩師よりの事也云々）　禪宗のわが國に弘まつたのは上述の二師からであるといふのであるが、これから禪宗が盛んになり、道元禪師が支那に入つて、曹洞宗を傳へた事もあり、又臨濟宗では、支那から來た名僧も少くない。蘭溪道隆が建長寺の祖となり、祖元が圓覺寺の祖となり、又寧一山が來朝した事なども著しい事である。

（五家七宗とは云へども、以前の顯密權實等の不同には相似るべからず云々）　禪宗は上の如く五家七宗といふやうに多くの分派があるけれども、それは、その以前の顯密の別、權實の差といふやうな著しい差別があるのでなくて、多くは傳統の差別にすぎないので、「直指人心見性成佛」といふことの範圍を出ないものであるといふのである。

（直指人心、見性成佛）　これは上にいつた如く所謂不立文字教外別傳の要旨であるが、座禪の一の行により直ちに自己の心性を徹見して成佛せしむること。見性成佛は見性即成佛の義である。

「しるし」底本「位し」とす。「注し」の誤なり。他本假名書にす。

「過」白、群、北本による。底本「過」に作り梅本「偶」に作る。

弘仁の御宇より眞言天台の盛に成れる事を聊しるし侍るに付きて大方の宗々傳來の趣をのせたり。極めて誤り多く侍らん。但、君としては何れの宗をも大概しろしめして捨てられざらん事ぞ國家攘災の御計なるべき。菩薩大士も司る宗あり。我朝の神明も取分き擁護し給ふ教あり。一宗に志ある人餘宗を謗り賤む、大なる誤也。人の根機品々なれば、教法も無盡也。況や、我信ずる宗をだに明めずして、未知らざる教を謗らん極めたる罪業にや。我は此宗に歸すれども、人は又彼宗に心ざす。共に隨分の益有るべし。是皆今生一世の値遇に非ず。國の主ともなり、輔政の人ともなりなば、諸教を捨てず、機を漏さずして得益の廣からん事を思ひ給ふべき也。

（說）前節までには、弘仁の御宇から眞言天台二宗の盛んに成つた事を注した序に大體の佛教の宗旨の傳來した樣子を載せたといふのであるが、著者は極めて誤り多く侍らんと謙遜してゐる。しかし、これは極めて大略であるが、誤は多くはあるまいと思はるる。しかも何の爲に、かやうに佛教の事を悉しくかゝれたのであるかといふに、それは實に

「しめ」の下底本「ス」あり、衍なること著し、他本なし。

（君としては何れの宗をも大概しろしめして捨てられざらん事ぞ國家攘災の御計なるべき）　といふ事に存するのである。この事は二重の意味があるやうに思はるる。その一は王者の道は所謂、王道蕩々たり、王道平々たりといふ精神で、いづれの道をも一視同仁の態度を執らるべきであるし、又わが國爲政の大本たる「知ろしめす」といふ精神からは、それらの大綱に通じてゐられねばならぬといふ點である。他の一は當時の信仰として又古來の傳統的精神として佛道は國家攘災の計であると信ぜられてゐた爲でもある。この二の點で、佛教の各宗に通じ、或る宗に偏頗の所置をとられぬやうにせらるべきであるといふのが、この節の本旨であらうと思はるる。

（菩薩大士も司る宗あり）　大士は大菩提心を興した士の義であるが、菩薩の一名とするから結局こゝは菩薩をさしてゐるのである。菩薩は梵語菩提薩埵の略で、大心ありて佛道に入つた人をさすのであるが、こゝは法身の菩薩で、觀音、地藏、勢至、辨才天などをさすが、その宗旨によつて、某々の菩薩がこれに屬してそれを擁護するといふことがある。

（我朝の神明も取分き擁護し給ふ敎あり）　これは兩部習合の神道では盛んに唱へた所である。たとへば、前にも屢々出た如く、東大寺、大安寺には八幡の神、法相宗には春日の神、天台宗には日吉の神などの如きである。

（說）　以上佛敎の事を述べをへたにつれて、他の儒敎道敎その他についても同樣の心持あるべきを次に說くのである。

且は佛敎にかぎらず、儒道の二敎、乃至諸の道、賤き藝までもおこし用ゐるを聖代と云ふべき也。凡そ男夫は稼穡を勸めて己も食し、人に與へて飢ゑざらしめ、女子は紡績を事として自も衣、人をしてもあたゝかならしむ。賤きに似たれども、人倫の大本也。天の時に隨ひ、地の利によれり。此外商沽の利を通ずるもあり。工巧の態を好むもあり。仕官に心ざ

「坐」底本「座」とす。梅白二本による。

「二」底本「一」に誤る。他本によりて改む。

「かくのごとく」底本「如此」

すもあり。是を四民と云ふ。仕官するに取りて文武の二道あり。坐して以て道を論ずるは文士の道也。此道に明かならば、相とするに堪へたり。征きて功を立つるは武人の態なり。此態に譽あらば、將とするに足れり。されば文武の二は暫も捨て給ふべからず。世亂れたる時は武を右にし、文を左にす。國治れる時は文を右にし、武を左にすとも云へり。古に右を上にす。仍りて然云ふ也。かくのごとく樣々なる道を用ゐて民の愁を息め、各の諍なからしめん事を本とすべし。民の賦斂を厚くして、自の心を恣にする事は亂世亂國の基也。我國は王種のかはる事はなけれども、政亂れぬれば、暦數久しからず、繼體も違ふためし所々に注し侍りぬ。況や人の臣として其職を守るべきにおきてをや。

（儒道の二教）儒教は周公孔子の教、詩書禮樂を經として、治國平天下の道を究むる教。道教は支那民族固有の宗教であるが黃帝老子の教と稱せらるる。わが國には佛教にも混じて傳へられ、又陰陽道としても傳はつたのである。

（稼穡）禾を穜うるを稼といひ、禾を收むるを穡といふ。惣じて農業をさす。

（紡績）　紡は糸をつむこと、績は苧をうむこと。
（賤きに似たれども人倫の大本也）　この稼穡紡績のわざは事賤しきに似たれど、人倫の大本であるといふのであるが、これは帝範に「夫食爲二人天一農爲二政本一」と千古にわたる金言であるに基づいたかも知れぬが、人倫の大本であるとまでは云つてゐない。
（天の時に隨ひ地の利によれり）　書經の注に「順二天時一分二地利一」とある。農桑は時季に隨つてこれを行ひ、土地の宜しきに隨つてこれを植ゑて利用するといふのである。
（此外云々是を四民と云ふ）　四民は書經に出てゐる語であるが、士農工商をいふと注にある。
（仕官するに取リて文武の二道あり）　士は職を受けて官に居る人をいふのであるが、それに文武の二道がある。
（坐して以て道を論ずるは文士の道也云々）　書經周官篇に「玆惟三公論レ道經レ邦燮二理陰陽一」とあるによつたのであらうが、文士とは今の俗にいふ文士の意にはあらず、文道を以て君に仕ふる士即ち、政務を司る高官をいふ。
（文武の二は暫も捨て給ふべからず）　帝範に曰はく「文武二途捨レ一不可。與レ時優劣各有二其宜一武士儒人焉可レ廢」と。
（世亂れたる時は武を右にし文を左にす云々）　史記平津侯傳に「守成尙レ文、遭遇右レ武」とあると同じ。古、右を上にするのは支那の事である。日本では左を上にする故に、左右大臣左右近衞府左右京等すべて左を先にするのである。こゝは漢語の右文左武の語についていはれたからこの言をなす必要があつたのである。
（かくの如く種々なる道を用ゐて民の愁を息め各の諍なからしめん事を本とすべし）　こゝに說く事がわが皇道政治の根本的信條であつた事は古典にあらはれた實例で明かであるが。今一々例をあげぬ。

抑民を導くに付きて諸道諸藝皆要樞也。古には詩書禮樂を以て國を治むる四術とす。本朝は四術の學を立てらるる事慥ならざれども、紀傳、明經、明法の三道に詩書禮を攝すべきにこそ。筭道を加へて四道と云ふ。

「とゞめん」底本「留メン」に作る。梅本によりて假名とす。

代々に用ゐられ、其職を置かるゝ事なれば、委くするにあたはず。醫、陰陽の兩道又是國の至要也。金石絲竹の樂は四學の一にて專政をする本也。今は藝能の如くに思へる、無念の事也。風を移し俗をかふるには樂よりよきはなしと云へり。一音より五聲十二律に轉じて、治亂を辨へ、興衰を知るべき道とこそ見えたれ。又詩賦歌詠の風も今の人の好む所、詩學の本には異也。然れども、一心よりおこりて、万の言の葉となる。末の世なれども、人を感ぜしむる道也。是をよくせば、僻をやめ、邪を防ぐ教なるべし。かゝればいづれか、心の源を明らめ、正に歸る術なからん。輪扁が輪を削りて、齊の桓公を教へ、弓工が弓を作りて、唐の太宗を覺らしむる類もあり。乃至圍碁彈碁の戯までも愚なる心を治め輕々しき態をとゞめんがため也。但其源に本づかずとも、一藝は學ぶべき事にや。孔子も飽くまでに食て終日に心の用ゐる所なからんよりは博奕をだにせ

「侍るめり」梅本による。底本「イヘルナリ」とす。

よと侍るめり。まして一道をうけ、一藝にも携らん人、本を明らめ、理を覺る志あらば、是より理世の要ともなり、出離のはかりごととも成りなん。一氣一心に本づけ、五大五行により、相尅相生をしり、自も覺り、他にも覺らしめん事万の道、其理一なるべし。

（說）上來君道を說いたが、こゝに民を導くについての心得を說いたのである。これは上の「儒道の二教乃至諸の道賤しき藝までもおこし用ゐるを聖代といふべきなり」に應じたのである。

（**古には詩書禮樂を以て國を治むる四術とす**）この古は、支那の古代をさす。樂記王制篇に「樂正崇二四術一立二四教一順二先王詩書禮樂一以造レ士」と見ゆる。

（**本朝四術の學を立てらるる事慥ならざれども、紀傳、明經、明法の三道に詩書禮を攝すべきにこそ、筭道を加へて四道と云ふ**）本邦の學令には明經、明法、秀才、進士、書、筭の六道を立て、全く唐の制に依つたものであるが、後には明經、紀傳、明法、筭の四道となつた。明經道は專ら經書を修むる科であり、紀傳道は支那の歷史を學び兼ねて文章を修むる科であり、明法道は本邦の律令を修むる科である。書道はいふまでもない。支那の四術はすべて經として立てたものであれば、明經道のうちにおのづから入り、なほ又紀傳明法等に詩書禮は攝せらるゝであらうといふのである。

（**代々に用ゐられ云々**）四道の事はそれ〳〵官職ありて、代々任命もある事であるしするから、今一々これをあげて論ずることは出來ない。

（**醫陰陽の兩道又是國の至要也**）醫道は疾病を除き生命を保つ道であり、陰陽道は陰陽五行の理を究め、同時に天文曆數の事をも司る道であるが、大寶の令には醫道は宮內省の典藥寮で掌り、陰陽道は中務省の陰陽寮で掌つてゐたが、これを醫陰兩道と云つて重んぜられた。醫道は小宇宙たる人の陰陽の亂れを正すものであり、陰陽道は大宇宙の陰陽を

掌るもるであるから共通するものと認めて重んぜられたのであらう。

（説）以上詩書禮を主として云つたが、樂には及ばなかつた。これから樂に論及しようとするのであるが、その論は頗る高尙で、當時の俗耳には入り難かつたのであらうが、今日に於いても俗人は眞意を了し得ないかも知れぬ。

（金石絲竹の樂は四學の一にて專政をする本也）　金石絲竹とは所謂八音たる金（鐘）石（磬）絲（琴瑟）竹（簫笛）匏（笙）土（塤）革（鼓）木（柷）の略稱で、正しい樂を云つたものである。この正樂は上の四術の學の一つで、政をなす根本である。この事は禮記に樂記篇があつてこれを熟讀すれば了會せらるるのである。その中に「禮樂刑政其極一也、所㆘以同㆓民心㆒出㆖治道㆒也」とも「生民之道樂爲㆑大焉」ともある。

（今は藝能の如くに思へる無念の事也）　これは今日に於いてもその通りであるが、それは樂の大本を忘れて、末枝に拘泥する故である。

（風を移し俗をかふるには樂よりよきはなしと云へり）　孝經に曰はく「移㆑風易㆑俗莫㆑善㆓於樂㆒」とある。

（一音より五聲十二律に轉じて治亂を辨へ興衰を知るべき道とこそ見えたれ）　五聲とは宮商角徵羽といふ五の音階をいふ。十二律とは黃鐘、大呂、太簇、夾鐘、姑洗、仲呂、甤賓、林鐘、夷則、南呂、無射、應鐘の十二の調子をいふ。一の音が變化して五聲十二律に轉じて音樂をなす。その音樂が治亂を辨へ興衰を知るべき道であることは樂記に「治世之音安以樂、其政和。亂世之音怨以怒、其政乖。亡國之音哀以思、其民困。聲音之道與㆑政通矣」と見ゆる。

（又詩賦歌詠の風も今の人の好む所詩學の本には異也）　詩學の本は、孔子が詩經を編した本旨を云ふのであらう。即ち風俗を察し、人心の邪正を知り、人倫を和ぐる媒となるといふのが本旨であつたが、後世はたゞ風流遊興の具となつた。これが本書にいつた旨であらう。

（然れども一心よりおこりて万の言の葉となる云々）　これは古今集の序に「やまと歌は人の心を種として、よろづの言の葉とぞなれりける。」といひ、「力をも入れずして天地を動かし、目に見えぬ鬼神をもあはれと思はせ、男女の中をも和げ、猛き武士の心をも慰むるは歌なり」とあるによつたのである。

（かゝればいづれか心の源を明らめ、正に歸る術なからん）　上に述べたやうな譯であるから、如何なる些細な事と思はるるわざでも、人心の機微を察し、又人心を正しき道に導く方法が必ずそれらによつて考へらるる筈であるといふのである。

（輪扁が輪を削りて齊の桓公を敎へ） 輪扁は車をつくる人であるが、この話は莊子天道篇に出てゐる。曰はく「桓公讀二書於堂上一、輪扁斲二輪於堂下一、釋二椎鑿一而上問二桓公一曰、敢問公之所レ讀爲二何言一邪。公曰聖人之言也。曰聖人在乎。公曰已死矣。曰然則君之所レ讀者古人之糟魄矣。桓公曰、寡人讀レ書、輪人安得レ議乎。有レ說則可、無レ說則死。輪扁曰、臣也以二臣之事一觀レ之、斲レ輪徐則甘而不レ固、疾則苦而不レ入、不レ徐不レ疾、得二之於手一而應二於心一、口不レ能レ言、有三數存二焉其閒一、臣不レ能三以喩二臣之子一、臣之子亦不レ能レ受二之於臣一、是以行年七十、而老尙斲レ輪、古人與其不レ可レ傳也死矣、然則君之所レ讀者古人之糟魄已矣」とある。

（弓工が弓を作りて唐太宗を覺らしむる類もあり） この事は貞觀政要に載せてある。曰はく、「貞觀初、太宗謂二蕭瑀一曰、朕少好二弓矢一。自謂三能盡二其妙一、近得二良弓十數一以示二弓工一、乃曰皆非二良材一也 朕問二其故一。工曰木心不レ正則脈理皆邪、弓雖二剛勁一而遣レ箭不レ直、非二良弓一也。朕始悟焉。朕以二弧矢一定二四方一用レ弓多矣。而猶不レ得二其理一、況朕有二天下一之日淺、得二爲レ理之意一固未レ及二於弓一。猶失レ之而況於レ理乎」とある。

（乃至圍碁彈碁の戯までも愚なる心を治め、輕々しき態をとどめんがため也） 乃至は中間を略する語で、以上述べたものからその外いろ〳〵ありて、次にいふ如きものに至るまでもといふ意。圍碁は今もいふ碁をうつこと。彈碁は支那傳來の遊戯で、二人が局に對して、黑白各六又云八つの駒を持て互に之を撃つたものだといふ。詳なことは分らぬ。さてかやうな、かりそめの戯でも、それに熱中すれば、三昧といふ域にも入り、愚な心もしづまり、輕々しきしわざも爲なくなるから、やはり治心の效はあるといふのである。これは下に引く孔子の語に基づくのであらう。

（其源に本づかずとも一藝は學ぶべき事にや） 源に本づくとは、その根源の精神をさとり、それに本づいてそれを行ふをいふ。さほどまでなくとも、何か一藝は學ぶ方がよいといふのである。

（孔子も飽くまでに食て終日に心の用ゐる所なからんよりは博奕をだにせよと侍るめり） これは論語陽貨篇に「子曰飽食終日無レ所レ用レ心難矣哉、不レ有二博奕者一乎、爲レ之猶賢二乎已一」とあるのをさす。この博は雙六の如き戯、奕は圍碁をいふので、今いふ賭博のことではない。

（まして一道をうけ、一藝にも携らん人、云々） 一の學問を受け傳へ、又ある一の藝能を學ぶ人々が、その學その藝の本源を究め、その理を明かに覺る志があるならば、必ずその目的を達しうべき筈であるし、それと共に、その究めた道を覺つた理が理世の要ともなり、出離のはかりごとゝもなるであらう。

(理世の要) 理は治で、世を治むるに用ゐる事柄をいふ。

(出離のはかりごと) 佛教にて迷の世界を離れ出づること、即ち迷を轉じ悟を開くことをいふ。

(一氣一心に本づけ) 五大とか五行とかいふものも、もとは天地の一の氣、一の心であるから、その本たる一氣一心が五大五行に發展する道理をさとれといふのである。而してこゝにいふ所は同じ著者の撰である東家祕傳に詳說してある。

(五大) 佛教でいふ語。一切の色法(宇宙の有形的物質界)を構成する四種の成分、地、水、火、風を四種といひそれに空(空間)を加へて五大といふ。東家祕傳に「抑此渾沌(即ち未分の一氣)所レ具ノ水火ノ二德、委クスレハ五大也。上轉下轉ノ二用アルヘシ。下轉スレハ空風火水地ト次第スヘシ、上轉スレハ地水火風空と生起ス。無レ端如レ環。相攝ル事如レ珠。志レ道者更ニ問ヘシ」とある。これ即ち著者の信ずる神道說に基づく論である。

(五行) 支那の儒教又陰陽道でいふ語。世界の構成をなす五種の成分、木、火、土、金、水をいふ。而してこれを東南中西北に配し、春夏土用秋冬に配し、その他五色、五味等に配して論ずる。これも東家祕傳に述べてゐる所であるが、「地神五代應ニ五行運一也」とあり、その前に論ずる所少くない。

(相生相尅の理) 五行がその質によつて相互の間に一方が他を生ずる關係に立つを相生といふ。木生レ火、火生レ土、土生レ金、金生レ水、水生レ木といふは相生で、これは順な關係である。又一方が他を制し伐つ關係に立つを相尅といふ。木尅レ土、土尅レ水、水尅レ火、火尅レ金、金尅レ木は相尅で逆な關係である。その相生相尅の事は五行大義に委しく論じてゐる。著者はこの五行の關係の順逆を知るといふ事は修身よりはじめ万の道に於いて重要な事であると信じてゐたのであることは、東家祕傳に「相生相尅此爲ニ順逆一」と標出して、「五大者能生之理、五行者所生之德、相生者是順、相尅者是逆。順逆之道悔吝之象也」と說き、更に委しくこれを解してゐるのでわかる。その解の中に曰はく「如レ此ニ配當シテ相生相尅ノ道ヲ得テ身ヲ修メ養生ノ法トス。乃至天文、地理、算術、巫醫、音樂、農業ノ道一トシテ此相ニ依ラ(ス)ト云事ナシ。若相尅スレハ其道不成シテ災害トナル。相生ハ是順也、善也。相尅是逆也、惡也。故王者國ヲ理ム、人臣ノ官ヲ守ル、相生ノ政ヲ知テ、相尅ノ亂ヲ濟也。反レ之者亂レ世亡レ國所謂仁禮智義信ノ五常如レ次、木火土金水所レ感也仁ニ依テ禮ヲ行ハ木生レ火、禮ニ依テ智ヲ行ハ火生レ土。智ニ依テ義ヲ行ハ金生レ水。信ニ依テ仁ヲ行ハ水生レ木。是ヲ相生ノ道ト云。仁害レ智、木尅レ土。禮害レ義火尅レ金。智害レ信土尅レ水。義害レ仁金尅レ水。信害レ禮水尅レ火。是相尅ノ法ト云。明王相生ノ術ヲ得テ天下和平也。暗王相尅ヲ行テ國家凋弊ス云々」とあるは、本書の文を敷衍したものと見ても差支

「誠に」の「に」他本よりて補ふ。

ないものである。

（万の道其理一なるべし） 萬法が一心から生ずるものとすれば、萬の道は其源が一であると考ふるのは當然であり、又必然である。こゝに源を求めて一氣一心に溯り、それを正しくするの理をさとらば、その理が萬の道を一貫するものであることを自分もさとりうるであらうし、又人にもさとらしむることを要するであらうといふ事であるが、その敷衍した説明は上にあげた東家祕傳を見れば明かである。

此御門誠に顯密の兩宗に歸し給ひしのみならず、儒學も明かに、文章も巧に、書藝も勝れ給へりし。宮城の東面の額も御自かゝしめ給ひき。

（顯密の兩宗に歸し給ひしのみならず） この天皇の顯密兩宗に歸依せられた事は著しい事であるが、就中、傳敎大師の寂した時に「哭澄上人詩」を賜はつた事や、屢々弘法大師に文詩を賜はつた事などでも察せらるる。

（儒學も明かに文章も巧みに） こゝに云つてある事は、宮中で屢々經史の講筵を催された事や、凌雲集を小野岑守に編せしめ、文華秀麗集を仲雄王に編せしめられた事や、又上の二集及び經國集に載せてある御製の詩などを見れば知らるる。

（書藝も勝れ給へりし云々） この天皇の書道にすぐれ賜うた事は弘法大師橘逸勢と共に世に三筆と申し上げた事實でも明かであるのみならず、今も世に傳へてゐる御眞筆がまさしく見事なものである。宮城の門の額を親ら書き給うた事は、有名な話である。これはこの御世に弘仁九年殿閣諸門の號を改めて支那風の名稱にせられ、これを題額せられた事が正史に見ゆるが、その時の事であらう。而してその東面の額を親ら遊ばした事は江談抄に書いてあるが、夜鶴庭訓抄には「陽明、待賢、郁芳門已上嵯峨天皇」と記してゐる。而してこの三門はいづれも東面の門である。

天下を治め給ふ事、十四年。皇太弟に讓りて太上天皇と申す。帝都の西、嵯峨山と云ふ所に離宮を占めてぞ御座しける。一旦國を讓り給ひしのみならず、行末までも授けましまさんの御志にや、新帝の、御子恒世の親王を太子に立て給ひしを親王又固く辭退して、世を背き給ひけるこそ有難けれ。上皇深く謙讓しましけるに、親王又かく遁れ給ひける、末代までの美談にや。昔、仁德兄弟相讓り給ひし後には聞かざりし事也。五十七歲御座しき。

（**皇太子に讓りて太上天皇と申す**）　弘仁十四年四月十六日に御讓位あつた。

（**帝都の西嵯峨山と云ふ所に離宮を占めてぞ御座しける**）　この離宮は續日本後紀仁明紀承和元年八月の下に「先太上天皇遷御嵯峨院」とある所で、後この所で崩御になり、御追號を嵯峨天皇と申し上ぐるのもこの地名によつたものである。この嵯峨院は文華秀麗集に嵯峨山院ともある。天皇崩御の後、寺とせられた、それが今もある大覺寺である。

（**一旦國を讓り給ひしのみならず云々**）　將來永く淳和天皇の御末に國を傳へようといふ思召であつたらうと見えて、太天皇の思召で新帝即ち淳和天皇の御子恒世親王を皇太子に立てられた。しかし新帝が固辭せられたので、嵯峨上皇の御子正良親王（仁明）を皇太子に立てられた。

（**說**）　この事について、著者は謙讓の德ましますといつて稱讚し奉つてゐる。もとより、皇位を爭はるるよりは見事な事

ではあるが、しかし皇位は私有物でないから、謙譲の目標とすべきものではないのである。この點はさすがの親房卿も漢意に累せられてゐらるると評すべきである。

（五十七歲御座しき） 承和九年に崩御せられたのであるが、御年は續日本後紀に一致する。

第五十三代、淳和天皇、西院の帝とも申す。桓武第三の子。御母贈皇太后藤原旅子、贈太政大臣百川の女也。癸卯の年即位、甲辰に改元。天下を治め給ふ事、十年。太子に譲りて太上天皇と申す。此時兩上皇御座しければ、嵯峨をば、前太上天皇、此御門をば、後太上天皇と申しき。嵯峨の御門の御掟にや、東宮には又此帝の御子恒貞の親王立ち給ひしが、兩上皇隱れましゝ後に、故在りてすてられ給ひき。五十七歲御座しき。

（西院の帝とも申す） この事は類聚國史に天長十年二月「辛巳（廿四日）皇帝遷二御西院一爲レ讓レ位也」とある如く、この院で御讓位を行はれ、その後專らこの院に居たまうたから起つた御名である。この院は四條の北西、大宮の東にあつて、その址今は葛野郡西院村といふ。この院は天長年中に建てられた所で（一）淳和院といふのが本名であつた。それ故にこの天皇を淳和天皇と申し上げたので、西院即ち淳和院であるのである。

（癸卯の年即位） 癸卯の年は弘仁十四年で、四月十六日に嵯峨天皇の皇太弟として受禪踐祚あつて廿七日に即位の禮を行はれた。

「これよりさき」梅本による。底本「此前」とす。

「寅」底本「刀」に作る。

（甲辰に改元） 弘仁十五年正月五日に改元、天長と號せられた。

（天下を治め給ふ事十年） 十年とは弘仁十四年四月より、天長十年二月廿八日に讓位あつた時までをいふ。この時の皇太子は嵯峨天皇の第二子正良親王即ち仁明天皇であつた。

（此時兩上皇おはしければ云々） これはこの天皇讓位後の事を云つたものである。

（嵯峨の御門の御掟にや東宮には又此帝の御子恒貞の親王云々） 恒貞親王は淳和天皇の第二子で、仁明天皇受禪と同時に皇太子に立たれた。さて承和七年に淳和上皇が崩御になり、同九年七月十五日に嵯峨上皇が崩御になつた。其の十七日に春宮坊帶刀伴健岑、但馬權守橘逸勢等が皇太子を奉じて事を起さうとした事が發覺し、廿七日に皇太子の位を廢せられた。この皇太子の事は史に明記してはないが、いかにも嵯峨天皇の崩御と大關係があるやうに考へらるる。

（五十七歳御座しき） 承和七年五月淳和院で崩御になつたのであるが、日本紀略には五十九とあり、續日本後紀水鏡紹運錄には五十五とある。本書は何によつたものであるか明かでない。

第五十四代、第三十世、仁明天皇、御諱は正良（これよりさき、御諱憚ならず、多くは乳母の姓などを諱に用ゐられき。是より二字たゞしく御座せばのせ奉る。）深草の帝とも申す。嵯峨第二の子。御母皇太后橘嘉智子、贈太政大臣清友の女也。癸丑の年即位。甲寅に改元。此天皇は西院の御門の猶子の儀御座しければ、朝覲も兩皇にせさせ給ふ。或時は兩皇同所にして觀禮も在りけりとぞ。

（御諱正良云々） この注の意は仁明天皇の御名の正良と申し奉るけまさしい御名のりと思はるるが、その前の各天皇たと

へば、淳和天皇の御諱と傳ふる大伴、嵯峨天皇の賀美能、平城天皇の安殿、桓武天皇の山部、光仁天皇の白壁、孝謙天皇の安倍、元明天皇の阿閉等の如きは正しい御諱とは思はれない。いづれも御育て申し上げた乳母の姓などを御諱に用ゐられたものと思はるるによりて、これまでは御諱某とは申し上げなかつたが、この天皇からは正しく二字の御諱のつきたまふやうになつたからこれからはのせ奉るといふのである。

（深草の帝とも申す） これは山陵の所在地から申し上ぐるのである。この天皇の山陵は山城國紀伊郡深草山陵であるので、その事は續日本後紀にも載せてあるし、今日までもかはりはない。

（癸丑の年即位） 癸丑の年は天長十年で、この年二月廿八日に禪を受けられ、三月六日に即位式を行はれた。

（甲寅に改元） 天長十一年正月三日に改元、承和と號せられた。

（此天皇は西院の御門の猶子の儀御座しければ） 猶子とは御子の分といふことである。この天皇は西院の御門即ち淳和天皇の皇太子であらせられたから猶子と云つたのである。

（朝覲も兩皇にせさせ給ふ） 朝覲といふ漢語は元來諸侯が天子に謁見することをいふのであるが、我が國では天皇の太上天皇、皇太后等を拜したまふことと又皇太子が天皇、太上天皇等を拜したまふことに限つて用ゐる。しかもそれは主として正月に、儀式を整へて行幸があつた。これを朝覲行幸と云つて年始の重い禮の一となつた。而してこの行幸が正式の禮となつたのはこの天皇の御時から始まつた樣である。そのはじめの記事は續日本後紀卷三、承和元年正月二日に後太上天皇（淳和）に朝覲せられ、四日に先太上天皇（嵯峨）に朝覲せられた事を載せてある。爾來歴朝この事が行はれて恒例の公事の一となつた。

（或時は兩皇同所にして覲禮も在りき） 覲禮はいふまでもなく朝覲の禮である。

我國盛なりし事は此比ほひにや在りけん。遣唐使も常にありき。歸朝の後建禮門の前に彼國の寶物の市を立てゝ群臣に給する事も在りき。律令

「び」底本「せ」とす。他本によりて改む。

は文武の御代より定められしかど、此御代にぞ撰び調へられにける。天下治め給ふ事、十七年。四十一歳御座しき。

(我國盛なりし事は此比ほひにや在りけん) これはわが國の支那風の文化の盛んであつた事をいはれたものであらう。その他の意味ではこの時代より盛んであつた時代は他にも在つたのである。そこで支那風文化の盛んであつた事は當時の正史に見ゆるが一々これをあぐる事が出來ぬ。文學、儀制、音樂、服飾などが、一面支那風をうけつゝ、一面はわが特色を發揮せうとした時代である。

(遣唐使も常にありき) 遣唐使は支那の唐に遣はさるる公の使で、舒明天皇二年に犬上三田耜を遣はされてから歴代絶えず遣はされた。この御世にはことに著しい事であつたから、著者がこゝにこの言をなしたのである。今この朝の遣唐使の大略をいはう。

承和元年正月に遣唐使の任命があり、參議右大辨藤原常嗣が大使に任ぜられ、承和三年五月に出發したが、九州で風波の難に遭うて一旦歸り、五年に出發して、六年の八月に歸朝した。大體この頃の遣唐使は唐朝と交を修むるといふ事を第一義としたものでなくて、その國の文化を輸入するのを目的とした。即ち學藝とか書籍とか種々の珍貴の產物を輸入するのを目的としたのであつた。その一行には大使一人、副使一人、判官四人が規定であるが、この時には判官已下水手已上三百九十一人といふ大なる人數であつた。(元正の時には五百五十七人であつた。)

(歸朝の後建禮門の前に彼國の寳物の市を立てて群臣に給する事も在りき) 遣唐使の目的の一は彼國の寳物を得るに在つた事は前に言つた。それ故に遣唐使の記事には扶桑略記に「白雉五年七月遣唐使長丹(吉士長丹)等多得文書寳物歸朝」と書いてゐる如きものが少くない。この承和六年の度には十月癸酉(廿五日)の條「是日建禮門前張立三幄設雜唐物內藏寮官人及內侍交易名曰宮市」とあるのをさしたのであらう。又それらの唐物を山陵に奉納せらるる儀も在つた。

(律令は文武の御代より定められしかど、此御代にぞ撰び調へられにける) これは令義解を施行せられた事をいはれたの

であらう。大寶令が養老の時に多少改められたのであるが、その文義と解釋例とが、區々になりがちであつたからこれを一定せうといふ目的を以て淳和天皇の御世に義解を撰定せしめられた。そこで天長十年二月に出來上つてその委員長たる右大臣淸原夏野以下十二人が連署して上つた。それをば、承和元年十二月に施行せしめられたのである。これが今も傳つてゐる令義解である。律に就いてはこの御代に撰び調へられたといふ事を聞かぬ。

（天下治め給ふ事十七年） 天長十年に即位あつて、滿十七年、次は承和十五年に改元あつて嘉祥と云つたが、その三年三月に崩御であるから、御位は足かけ十八年であつて、滿十七年と云つてよい。

（四十一歳御座しき） この御年は續日本後紀に記す通りである。

第五十五代、文德天皇、諱は道康、田村帝とも申す。仁明第一の子。御母太皇太后藤原順子（五條の后と申す。）左大臣冬嗣の女也。庚午の年即位。辛未に改元。天下を治め給ふ事八年。三十三歳御座しき。

（田村帝と申す） この天皇の山陵が葛野郡田邑にあるによつてその山陵を田邑山陵と申し上ぐるからの御名である。

（五條の后と申す） この后は皇后の位には即き給はなんだのである。即ち仁明天皇の皇太子にましました時に春宮に侍して、文德天皇を生み奉り、仁明天皇即位の後には、女御となり、從三位に進み、文德天皇即位の日御生母の故を以て皇太夫人の號を上られ、齊衡元年四月に皇太后の尊號を上られ、淸和天皇の貞觀三年二月に太皇太后となられたのである。それ故に五條の后と申し上ぐるのは皇太后の尊號あつてからの事と思はるるが、それは皇太后となられてから、五條の邊に住ませられたからの名である。大鏡や、伊勢物語に御名が見ゆる。

（庚午の年即位） 庚午は嘉祥三年でその年の三月廿一日に仁明天皇崩御あつて、直ちに踐祚、四月十七日に即位の禮を行

「惟」底本「性」とす、他本によりて改む。

「寅」底本「刀」

はせられた。

（辛未に改元）辛未は嘉祥四年で、その四月に改元、仁壽とせられた。それから仁壽四年十一月に改元して齊衡とせられ、齊衡四年二月に改元して天安と號せられた。

（天下を治め給ふ事八年）天安二年八月に崩御せられた。それ故に御在位は滿八年强である。

（三十三歳御座しき）文徳實錄に「春秋卅有二」とあるから本書は誤である。

第五十六代、清和天皇、諱は惟仁、水尾の帝とも申す。文徳第四の子。御母、皇太后藤原の明子、染殿の后と申す。攝政太政大臣良房の女也。我朝は幼主位に居給ふ事希也き。此天皇九歳にて即位。戊寅の年也。己卯に改元。

（水尾の帝とも申す）これは下に「丹波の水尾と云ふ所に遷らせ給ひて練行しまし〳〵しが」とある。その御在所から名づけ奉つたのである。水尾といふ地は丹波と山城との境になる山中で、もとは丹波國桑田郡であつたが、今は山城國葛野郡嵯峨村に屬する。

（染殿の后）この后もはじめは皇后でなかつた。文徳天皇の東宮にましました時に其宮に入り、嘉祥三年三月に天皇を生み奉り、文徳天皇即位の後、從三位を授けられ、清和天皇即位の後、天安二年十一月に御生母の故を以て皇太夫人の號を上られ、ついで貞觀六年正月に皇太后の尊號を奉られ、陽成天皇の元慶六年正月に太皇太后の尊號を奉られた。染殿の后と申し奉るのは、皇太后として染殿に居られたからの名である。染殿は染殿院と云つて、左京正親町の南京極の西に在つた第で藤原良房の第であつた。

（我朝は幼主位に居給ふ事希也。此天皇九歳にて即位）この天皇は九歳で即位せられたが、わが國では古來幼主で即位せられた例が少いといふのである。

（戊寅の年也）この天皇の即位せられたのは戊寅の年即ち天安二年八月廿七日で、その日に踐祚あり、十一月七日に即位の式をあげられたのである。

（說）幼主の御世には攝政といふ事が事實上必要になるのであるが、かやうの時は、皇后又は皇族の攝政といふ事が行はるべきのが理の當然であるのに、こゝに臣下の攝政といふ事が起つた。而してこれが、後世に流例となつて、所謂攝關執政といふ特殊の政體を生じ、藤原專權といふ變態の世相を現してくるのである。それの起るに到つた遠因は頗る古くからあつたものであらうが、直接に臣下の攝政といふ現象の生じたのは實にこの天皇の幼主でましました事から起るのである。それ故に本書にはこの事について頗る多くの言を費してゐる。時勢の變を見るに必要であるからである。

「あり」底本「道」に作る。他本によりて改む。

「負ひて」梅本による。底本「ヲキテ」に作る。

踐祚ありしかば、外祖良房大臣始めて攝政せらる。攝政と云ふ事は唐には唐堯の時虞舜を登用ゐて政を任せ給ひき。是を攝政と云ふ。かくて三十年有りて、正位をうけられき。殷の代に伊尹と云ふ聖臣あり。湯及び大甲を輔佐す。是は保衡と云ふ。（阿衡とも云ふ。）其心は攝政也。周の世に周公旦又大聖なりき。文王の子、武王の弟、成王の叔父也。武王の代には三公に連り、成王若くて、位に即き給ひしかば、周公自南面して、攝政す。（成王を負ひて南面せられけりとも見えたり。）漢の昭帝又幼にて即位、武帝の遺詔により博陸侯霍公と云ふ人

「皇の」底本「王」とす。他本によりて改む。

大司馬大將軍にて攝政す。中にも周公霍氏をぞ先蹤に申すめる　本朝には應神生れ給ひて、襁褓に御座しかば、神功皇后天位に居給ふ。然れども攝政と申し傳へたり。是は今の儀には異也。推古天皇の御時厩戸の皇太子攝政し給ふ。是ぞ帝は位に備りて天下の政併攝政の御まゝ也ける。齊明天皇の御世に御子、中の大兄の皇太子攝政し給ふ。元明の御世の末つ方皇女淨足姫の尊（元正天皇の御事也。）攝政し給ひき。此天皇の御時良房大臣の攝政よりしてぞ正しく人臣にて攝政する事は始りける。

（踐祚ありしかば、外祖良房大臣始めて攝政せらる） 良房が攝政になつたのは貞觀八年である。而して臣下の攝政といふ事は日本ではこれが始めである。それ故に「始めて」といふのである。

（說）　文德天皇崩御ありて皇太子九歲にて踐祚あつたが、未だ幼稚におはしますによつて、親ら政を執り給ふ事はもとより不可能である。そこで何人かが、天皇の名に於いて大政を攝行せねばならぬのであるはいふまでもないが、良房は此時太政大臣であつた。良房の太政大臣になつたのは文德天皇の天安元年二月であつた。抑も太政大臣は道鏡以來中絕してその後任命せられなかつた。然るに、良房が人臣として太政大臣となつたのは、道鏡の迹を逐つた形であつてこの時に太政を掌握した形であつたのである。良房は冬嗣の子で、文德天皇の外戚として伯父の地位に立つてゐた。而して淸和天皇に對しては外祖父である。その太政大臣の權威と、外祖父の親では滿朝の群臣誰一人のこれに逆ふものが無かつたものかと考へらるる。この時の藤原の實力は恐らくは旣に多くの貴族を壓倒してゐたものであらう。當

時の後宮を見ると、仁明、文德二代ともに皇后おはしまさずして、女御のみであつた。而して宇多天皇まではいづれも皇后といふものを立てられなかつたのである。而して、藤原氏は盛んに女御を奉つた。而してその女御が、その所生の皇子の即位せらるゝと共に皇太后となつてゐらるゝ。これがその豫定の政略の著しいものであつたらうと考へらるゝ。されば、良房が攝政となつたのは自然の勢といふ事は出來ないので、多年計畫した事が、著々實現したものと見なければならない。さて其の良房が、攝政になつたのも單に幼主でいらせられたからといふ事に因るのではないと思はるる。それは何故かといふに、良房が攝政の命を受けたのは、貞觀八年である。即ち淸和天皇御即位後九年であつて、天皇御年十七歲の時である。即ち、かれが淸和天皇御即位の時から大政を專にしてこの勢を馴致すること九年にして攝政の名をばその事實と共に得たのである。これはわが政體史上の重大なる變革である。藤原の專權はこゝに既に成立したのである。本書の著者は、この點につきて如何なる考があつたであらうか。これから先の議論は頗る微温的ではあるが、その根柢には決してこの攝關政治に謳歌しては居なくて窃かに眉を顰めて居たらうと思はるるふしぶしが窺はるる。しかし、當時の時勢として公にこれを論議することが出來にくかつたであらう。そこで微言これを諷すといふ形をとつたものと思はるる。說明はこれから攝政といふ事の說明と沿革とにうつる。

（攝政と云ふ事は唐には唐堯の時云々） これは堯帝の時に舜を登用して政を任せた事があるが、それが、支那で攝政といふ事の見ゆるはじめである。史記に「令舜攝行天子之政、薦之於天」と見ゆる。これは舜が、天子としての資格を有するか否かを試みる爲に政を攝行せしめたのであつて、後の攝政とは意味が違ふ。そこでその適任といふことを認めた後に天子の位を讓つたのである。支那は所謂禪讓放伐の國であるから、かやうの事は別して珍らしい事でもあるまい。三十年は史記によれば二十八年である。

（殷の代に伊尹と云ふ聖臣あり云々） 伊尹は殷の第一主、湯に仕へた賢相であつた。これを聖臣といつたのは聖人といふ程のすぐれた臣下であつたからである。これが後の王の太甲に仕へて、よく導いた事は齊明天皇の條に出てゐる。伊尹の事は尙書の太甲篇伊訓篇等を見ればわかる。「保衡」といふ語は尙書說命下篇に「昔先正保衡作我先王」とあり、「阿衡」といふ語は尙書太甲上篇に「惟嗣王不惠于阿衡」とあり、又詩經の商頌長發篇に「實維阿衡實左右商王」とある。その保衡をば蔡傳には「保衡猶阿衡」といつてゐる。又書經太甲上篇の蔡傳には「阿衡、阿倚衡平　天下之所倚平也。商之官名、或曰伊尹之號」とあり、一說に「保衡猶持衡言宰相持天下之平也」ともある。

（周の世に周公旦又大聖なりき云々） 周公は名は旦といふので、文王の子で武王の弟であつた。この人もまた聖人といはれた人で、孔子は文武周公と並稱して理想の聖人とした。武王の代には仕へて三公の任にあつた。周の世の三公は太師、太傅、太保といつたが、それは周公のつくつた周禮に見ゆるので、その前にはこの名は無い。成王は武王の子でその後を繼いで王となつた。南面するといふのは天子の座に居ることをいふのである。支那では天子は南面して坐し、臣下はこれに對して北面するのを禮とした。史記周本記には「成王少シテ周初定二天下一周公恐二諸侯畔一周公乃攝二行レ政一」とあり、「周公行レ政七年、成王長、周公反二政成王一北面就二群臣之上一」とある。注の成王を負ひて云々は禮記に「周公朝二諸侯于明堂一天子負二斧依一南向而立」とあるのをさす。斧依といふのは、形屏風の如くで斧の柄の無いものを畫いてある。帝王の座の背に備へ立てるものである。成王を負ふといふことは正史には見えないが、漢の武帝が、霍公に賜ふに「周公負二成王一朝二諸侯一」を畫かせたのを以てしたとあるからその傳說も古いのである。

（漢の昭帝又幼にて即位云々） 昭帝は武帝の少子であるが、八歲で太子に立ち、間もなく武帝が崩じて皇帝の位に即いた。漢書昭帝紀には「以二侍中奉車都尉霍光一爲二大司馬大將軍一受二遺詔一輔二少主一」とある。霍公とあるは霍光の事を尊んで云つたので、必しも霍光の誤ではあるまい。大司馬は三公の第二の名稱である。

（中にも周公霍氏をぞ先蹤に申すめる） 舜の攝政、伊尹の阿衡は事ふりて、明かでないから、周公霍光の事を以て普通に攝政の先例としてゐるやうだといふのである。

（說） 以上支那での攝政の事を云つたから、日本の例にうつる。

（本朝には應神生れ給ひて云々） これは既に神功皇后の條に述べてある。

（是は今の儀には異也） 神功皇后の攝政といふ事は天皇をば皇太子としてあつたのであるから、今いふ良房の攝政とは同一にはいはれないといふのである。これは勿論の事といはねばならぬ。

（推古天皇の御時云々） この事實はその天皇の條に述べてある。この時の攝政は天皇がいらせられたのに、大政を悉くまかせられたのであるから、後世の攝政に似てゐる。その外中大兄皇太子の攝政、元正天皇の攝政（これは事實違つてゐることは上に述べてある）もこの性質である。

（此天皇の御時良房大臣の攝政よりしてぞ正しく人臣にて攝政する事は始りける） 從前の攝政に似てはゐるが、從前はいづれも皇族であつて、臣下ではない。人臣の攝政といふ一大變事がこの時にはじまつたのである。

（說）この最後の一句は重大な一句である。しかも、著者は因果應報の說を信ずるものと見え、かゝる藤原氏の榮華は一朝一夕の故にあらずとしてこれを次に說いてゐる。

但、此藤原の一門、神代よりゆゑありて國主を助け奉る事は前にも所々に注し侍りき。淡海公の後、參議中衞大將房前、其子大納言眞楯、其子右大臣内麿の三代は上二代の如くさかえずや在りけん。内麿の子、冬嗣の大臣（閑院の左大臣と云ふ。後に贈太政大臣。）藤氏の衰へぬる事を歎きて、弘法大師に申合せて、興福寺に南圓堂を立てゝ祈り申されけり。此時明神役夫に交りて、

補陀洛の南の岸に堂立てゝ今ぞさかえん北の藤浪。

と詠じ給ひけるとぞ。此時に源氏の人數失せにけりと申す人あれども、大なる僻事也。皇子皇孫の源の姓を給はり高官高位に至る事は此後の事なれば、誰人か失せ侍るべき。されども彼一門のさかえし事誠に祈請に答へたりと見えたり。大方此大臣遠き慮おはしけるにこそ。子孫親族

「左」底本「右」とす、他本による。

「陀」字底本「墮」とす、他本によりて改む。

「慮」底本「ヲ

モ計」とす。梅本によりて改め、訓は底本による。

「める」底本「ヌル」とす、他本によりて改む。

の學問を勸めんために、勸學院を建立す。大學寮に東西の曹司あり。菅江の二家是を司りて人を教ふる所也。彼大學の南に此院を立てられしかば、南曹こそ申すめる。氏の長者たる人宗と此院を管領して興福寺及び氏の社の事を取り行はる。良房の大臣攝政せられしより彼一流傳はりて絶えぬ事に成りにけり。

（但、此藤原の一門神代よりゆゑありて國王を助け奉る事は前にも所々に注し侍りき） これは上來述べた所を參照せよといふのであるが、先天孫降臨の條の天兒屋命の事、神武天皇の條に天種子命の事、皇極天皇の條の鎌足大臣の事、文武天皇の條の不比等大臣の事等の叙事に述べた所を綜合してみよといふのである。

（淡海公の後、云々三代は上二代の如くさかえずや在りけん） 上二代とは鎌足、不比等の二代である。房前は參議、その子眞楯は大納言、その子内麿は右大臣といふ譯で、漸次に後ほど、榮達しては居るが、この頃までは北家は全盛とはいひ難いのである。

（内麿の子冬嗣の大臣云々） 冬嗣は内麿の三男である。左大臣まで進んだ。この第を閑院と云つたによつて閑院の左大臣と云つた。その女の順子が、所謂五條の后で文徳天皇の御母である爲に、文徳天皇の御世に正一位太政大臣を贈られたのである。

（藤氏の衰へぬる事を歎きて云々） 大鏡に「鎌足の御世よりさかえひろごり給へるすゑ〳〵やう〳〵うせ給ひてこの冬嗣の程はむげに心ぼそくなり給へり。そのほどは源氏のみこそさま〴〵大臣公卿におほくおはせしに、このおとゞ南圓堂をたてゝ丈六の不空羂索觀音をすゑ奉り給ふ。さてやがて福緣讃經一千卷くやうし給へり。」とある。この南圓堂の出來たのは七大寺巡禮記には「弘仁四年閑院左大臣冬嗣公御願也、鎭壇者弘法大師也。本尊不空羂索及四天像者長岡

大臣内麿御願也。本尊等弘法大師作也」とある。弘仁四年には冬嗣は參議であつて、右大臣藤原園人以下公卿十一人のうち藤原氏は六人で過半數である。その外の五人は各姓を異にしてゐるのであるから、藤原氏は決して衰へては居ない。本書に云つてゐるのは、中頃から行はれた俗說のまゝ記したものと思ふ。この南圓堂は冬嗣がその父内麿の冥福を祈る爲にたてたものと思はるる。内麿は弘仁三年十月に薨じたので、その翌年にその父の願を果したものと思はるる。

（此時明神役夫に交リて云々）　この觀音の詠と云ふものは新古今集にものせてあるが、それには「此歌は興福寺の南圓堂つくりはじめ侍る時、春日のえのもとの明神よみ給へりけるとなん」と注してゐる。春日のえのもとの神といふのは、春日大明神垂迹小記に「榎本明神所謂女神號㆓巨勢大明神㆒自㆓本社㆒坤坐」とある神社であつて、延喜式に春日祭神四座とある外に春日神社とある小社であるが、それが、世にいふ春日神社の地主社である。又此話は袋草子にも出てゐるが、それには「春日御歌」と題し、「或人云是は南圓堂の壇突之時翁出來突㆓此壇㆒とて誦㆓此歌㆒春日明神の變」とある。こゝに明神役夫に交りてとあるはその攝社の春日明神即ち榎本社の明神であつたのであるが、元亨釋書には「春日大明神交㆓疋夫㆒有㆓御詠歌㆒」と記して誤つてゐるが、近頃の注釋は皆この誤を信じてゐる。さてこの歌の

（補陀洛の南の岸）　補陀落は印度の西南方にあつて觀世音菩薩の住所と傳へらるるのである。かく南方にありと傳へらるるによつて、南の岸と云つたのであるが、それは猿澤地に臨んだその南の岸の上を補陀洛になぞらへてこの南圓堂を譬んであるからいつたものであらう。北の藤浪はもとより藤原氏の北家をかたどつたのであるが、その池の波に詞をかけたのである。

（此時に源氏の人數失せにけりと申す人あれども大なる僻事也云々）　この妄說はよほど、前にも傳つてゐると見ゆる。大鏡には、南圓堂の事を叙して「そのくやうの日ぞかし、こと姓のかんだちめあまた、日のうちにうせ給ひにければまことにや」とある。又元亨釋書にも「供養日他姓人六人夭亡藤氏殊蕃昌」とある。さりながら、前に云つたやうに、藤氏以外の公卿は五人あつたゞけで、しかも一人もこの時に死去した人はない　妄誕不稽の說で、後世の賣僧の放言であらう。ことに源氏の姓を賜はつたのは後の村上天皇の條に云つてあるやうに嵯峨天皇が讓位の後に皇子に姓を賜はつた事がはじめである。弘仁の御世には源氏などいふことは何人も夢想だにせぬ事であつた。本書に喝破してゐるもその點である。

（されども彼門のさかえし事誠に祈請に答へたりと見えたり） 著者はかくいひたれど、南圓堂の建立はさやうな爲であつた譯ではないのは既に云つた。但しその善根の報と云ふ事ならばおのづから別の話である。

（大方、此大臣遠き慮おはしけるにこそ　子孫親族の學問を勸めんために勸學院を建立す。云々） 藤原氏の盛んになつたのは種々の原因があつたであらうが、その基とする所は人材に在つたに相違ない。然らば、冬嗣がその一族の爲に特に私立の學校を設けたといふ事は大なる卓見といはねばならぬ。勸學院の創立年代は諸說區々であるが、類聚三代格に貞觀十四年十二月の官符をのせて「件院是贈太政大臣正一位藤原朝臣弘仁十二年所二建立一也、即爲二大學寮南曹司一」とあるのを正しいとせねばならぬ。この院は左京三條一坊即ち三條の北壬生の西にあつた。而してこの學校維持の爲に封千戶を割いて寄附しておいたが、その子右大臣良相も亦封戶を割いて寄附した。これらによつてこの院は後までも繼續したのである。

（大學寮に東西の曹司あり、云々南曹とぞ申すめる） 大學寮は當時唯一の官立大學であつて、その所在は二條の南、三條坊門の北、壬生の西坊城の東に在つた。こゝは官立の學校であつたが、大江音人菅原淸公二人奏請に依つて大學寮中に文章院を設けられ、それを東西兩曹に分けて、東曹を江家の學舍として、西曹を菅家の學舍とした。その後又大學の南にこの勸學院が出來たから、それらに對して南曹と唱へたのである。而してこの南曹は永く續いた。從つてこゝから幾多の人材を出したであらう。

（氏の長者たる人宗と此院を管領して興福寺及氏の社の事を取り行はる） 氏の長者は古くは氏の上と云つたもので、その氏に屬するものすべての首長であつて、氏族政治の時代には、行政系統の樞要機關であつた。官職政治になつてからは古のやうな權勢はもとより無くなつたが、しかし、その氏の人々の身分の事、又氏全體に屬する資產、又社寺、營造物はその氏の長者の管理に屬したもので、その氏の長者は勅旨を以て定めらるる規定であつた。藤原氏攝關たるに及んでは勅旨によらず、攝關たるものが自ら氏の長者と稱し、後には勝手にこれをその子に與奪するやうな事も起つた。藤氏の長者はこの勸學院を管領してゐ、又興福寺及び氏の社たる春日神社の事をも管理してゐた。これはその學校、社寺の附屬の莊園等の管理が主となるのであるから、經濟上の見地から見ると藤氏の如き榮えた氏の長者たるものは勢威もあり責任も亦頗る重大なものであつた。

（良房の大臣攝政せられしより彼一流に傳はりて絕えぬ事に成りにけり） これは藤氏の長者が、良房の子孫に傳つた事を

「とどめ」底本「留メ」とす。今義改す。

云つたのである。委しい事は二中歴を見よ。

幼主の時ばかりかと覺えしかど、攝政關白も定れる職に成りぬ。自攝關と云ふ名をとどめらるゝ時も內覽の臣を置かれたれば、執政の儀かはる事なし。

（幼主の時ばかりかと覺えしかど、攝政關白も定まれる職に成りぬ） 攝政といふのは天皇が政を親らせらるゝ事の出來難い止むを得ざる事情によりて臨時に置かるゝ職で、常置の任ではない。それ故に攝政といふのである。（攝はかりに行ふ意である）然るにこの時から攝政（關白の事は光孝天皇の御世の條に云ふ）といふことも定まつた職になつたといふのであるが、これは微言である。深く著者の胸底を推察すべきである。

（自攝關と云ふ名をとどめらるる時も內覽の臣をおかれたれば執政の儀かはる事なし） 攝關といふのは攝政と關白とを併せた略語である。內覽といふのは太政官中の諸事先づ、これに經由し、又奏下の文書を先づ內覽せしめらるるのをいふ。これは醍醐天皇の時に關白を置かずして、左大臣藤原時平、右大臣菅原道眞をして內覽せしめられた事にはじまつた。この時は一人に權力を偏らせない爲に行はれた事であるが、二人協議し萬機を宣行した點は一人の關白と同じ性質と見らるべきである。その後圓融天皇の時に中納言藤原兼通が內覽となつたが、後に關白となつた。結局內覽は關白の名なくして關白の實を行ふものゝことである。それ故に本書に「執政の儀かはる事なし」と云つたのである。

天皇おとなび給ひければ、攝政まつり事を返し奉りて、太政大臣にて白

「なん」底本「を」の下にあ

河に閑居せられにけり。君は外孫に御座せば、猶も權を專にせらるとも、諍ふ人有るまじくや。されども、謙退の心深く閑適を好みて、常に朝参などもせられざりけり。

（天皇おとなび給ひければ攝政まつり事を返し奉りて太政大臣にて白河に閑居せられにけり） この事は事實とは正反對である。先にも云つた樣に良房はこの天皇即位のはじめは攝政の名なくしてその實を行つてゐたが、貞觀八年天皇御年十七歲の時に正式に攝政の名を受けて、それから薨去まで攝政の職を退いた事は無いのである。それ故に愚管抄にも「幼主の攝政は日本國にはいまだなければ、漢家の成王の御時の周公旦の例をもちゐて母后のでゝにて忠仁公良房を、はじめて、攝政におかれけり。そのゝち攝政關白といふことはいできたるなり。それもはじめたゞ內覽の臣におかれてまことしく攝政の詔くださるゝ事は七年をへてのち貞觀八年八月十八日にてありけるとぞ日記には侍るなる」と云つてゐる。ことに日本紀略貞觀十四年三月七日に「太政大臣忠仁咳逆二月十五日出自禁中直盧在私第云々」とあり。それより疾漸くに甚しくなり、九月二日に薨じたのである。然らば薨去の年の二月までは大政を見てゐた事は確實である。本書の說の誤つてゐることは確かである。

（白河に閑居せられけり） 白河は良房の別莊の在つた所で、そこを白河殿と云つたが、後には離宮となるのである。良房が白河に時々居た事は事實で、白河のおとゞといはれたのである。

（說）**（君は外孫にて御座せば云々）** これから以下の事はすべて事實に違ふから論ずるまでも無い。たゞし、かやうな誤がどうして起つたかといふ事は次の應天門事件に關して說明してみよう。

其頃大納言伴善男と云ふ人寵有りて、大臣を望む志なん有ける。時に三

り、梅本によりて改む。

「衣」底本「垂」に誤る、他本によりて訂す。

公闕なかりき。太政大臣良房、左大臣信、右大臣良相。信の左大臣を失ひて其闕に望み任ぜんと相計りて、先應天門をやかしむ。左大臣世を亂らんとする企也と讒奏す。天皇驚き給ひて、糺明に及ばず、右大臣に召仰せて旣に誅せらるべきに成りぬ。太政大臣此事を聞き驚き遽てられける餘に烏帽子直衣を着ながら、白晝に騎馬して馳せ參じて申しなだめられにけり。其後善男が隱謀顯れて流刑に處せらる。此大臣の忠節誠に無止事になん。

（其比大納言伴善男と云ふ人寵有りて云々） 善男は參議國道の子であつて、父よりは官途大に進んだのであつたが、寵をたのんで大臣とならうとしてこの非常の事を企てたのであつた。この時の顚末は世に伴大納言繪詞といふものがあつて傳へ、又宇治拾遺物語にその文を殆どそのまゝ載せてゐるから就いて見るべしである。

（信の左大臣を失ひて其闕に望み任ぜんと相計りて先應天門をやかしむ） 應天門は京城大內裡八省院南面の正門で、東西の廊凡そ四十六間でその中央十丈が應天門である。二階の樓門で、屋背の兩端に鴟尾を置く。大內裡中最大の門で最も重んじた門であつて、大儀の時は太政官の官人史生二人が隼人すべて、百七十四人を率ゐてこゝに陣列するのである。これが燒けたのは貞觀八年閏三月十日の夜である。左大臣源信は嵯峨天皇の皇子で、源氏としては第一の子である。伴善男が「左大臣を失ひて云々」といふのは左大臣をしてその職を失はせうとしたといふ事である。

（天皇驚き給ひて糺明に及ばず、右大臣に召仰せて旣に誅せらるべきに成りぬ） 糺明は罪の有無を糺し明むること。右大臣良相は良房の同母弟である。

（太政大臣此事を聞き驚き遽てられける餘に烏帽子直衣を着ながら白晝に騎馬して馳せ參じて申しなだめられにけり） こ

「屣」底本「履」とす。梅本によりて改む。

の事は宇治拾遺物語に「忠仁公（良房）世の政は御おとうとの西三條の右大臣（良相）にゆづりて白川にこもりゐ給へる時にて、この事をきゝおどろき給て御烏帽子直垂（直衣の誤であらう）ながら移の馬にのり給て北の陣までおはして、御前にまいり給て、この事申人の讒言にも侍らん、大事になさせ給ふこといとことやうの事なり。かゝることは返々よくたゞしてまことと空ごともあらはしておこなはせ給べきなりとそうし給はれば、まことにもとおぼしめしてたゞさせ給に一定もなき事なれば、ゆるし給よし仰よとある宣旨うけ給てぞおとどはかへり給ける。」とある。これは常時絹卷物として世に傳へられてゐたものであるから、恐らくはこれによつてかゝれたものであらう。烏帽子直衣は公卿略服の姿である。この時の事は史に明記してはない。さてこゝに「忠仁公世の政は御おとうとの西三條の右大臣にゆづりて白川にこもりゐ給へる時にて」と云つてゐることが、「攝政まつりごとを歸し奉りて太政大臣にて白河に閑居せられけり」と云ふやうに訛傳せられた原因であらうと考ふる。しかしこれは何も政事を全く離れてしまつたといふ意味ではなく、臨時の休暇をとつてゐた時の事と云ふべきである。況んや大鏡の裏書の趣から察すると、右大臣良相と大納言伴善男とが聯合して左大臣源信を陥れようとして、良房の知らぬ間に決行しようとした事と考へらるるから、良房の休暇をねらつてした事のやうに見ゆるにおいてをやである。さうして、三代實錄卷十五貞觀十年閏十二月廿八日の左大臣源信薨去の記事を見ると「八年春欲三遣レ使圍二于大臣家一。善男通二語右大臣藤原朝臣良相一所レ行也」「于レ時太政大臣不レ知レ有二此事一及レ至二發聞一愕然失レ色、即便奏聞探二認事由一。云々」とあるからこの事は明かに良相と善男との共謀に出て、しかも露顯すると善男のみが責任をとつたのである。

（其後善男が陰謀顯れて流刑に處せらる） この處刑は貞觀八年九月で、善男、及びその子中庸、紀豐城、伴秋實、伴淨縄等五人は死一等を減じて遠流に處せられ、その他連座して配流せらるゝもの八人であつた。

天皇（テンワウ）佛法（ブツハフ）に歸（キ）し給（タマ）ひて常（ツネ）に脱屣（ダツシ）°の御志（オンココロザシ）在りて慈覺大師（ジカクタイシ）に受戒（ジユカイ）し給（タマ）ふ。法號（ハフガウ）を授（サヅ）け奉（タテマツ）られ、素眞（ソシン）と申（マヲ）す。在位（ザイヰ）の帝（ミカド）、法號（ハフガウ）をつき給（タマ）ふ事（コト）、尋常（ヨノツネ）なら

ぬにや。昔隋の煬帝の晉王と云ひし時、天台の智者に受戒して摠持と云ふ名をつかれたりし、よからぬ君の例なれども、智者の昔の跡なれば、なぞらへ用ゐられけるにや。

（天皇佛法に歸し給ひて、常に脫屣の御志在りて慈覺大師に受戒し給ふ云々） この天皇の佛教に歸依せられた事は御讓位の後の行動でもわかるが、御在位の時に御受戒があつた。この事は三代實錄貞觀六年の圓仁の歿時の記事に「天安二年十二月皇太子履レ祚、明年天皇屈二圓仁於內裏一受二菩薩戒一」とある。圓仁は即ち慈覺大師である。なほこの事は慈覺大師傳に見えてその時「素眞」といふ法號を奉つた事も記してある。

（在位の帝法號をつき給ふ事尋常ならぬにや） これも微言であらう。これより先に在位の帝の法號つき給うたのは、稱德天皇の法基尼といふ法名ついておはしましたのが先例であるが、それは一旦讓位あつて、太上天皇となられたその間の事であつて、その法名法體のまゝで重祚あつたのであるから趣が稍ちがふ。しかし、いづれにしてもわが國體上あるべき筈の事ではなく、確に皇威の衰へを示すものである。かやうな御世であるから臣下の攝政などいふ忌はしい事が生じたのであらう。

（昔隋の煬帝の晉王と云ひし時天台の智者に受戒して云々） この事は佛祖統記の智者大師傳に見ゆる。それは開皇十一年に、晉王廣が、楊州の總管となつた時に、十一月二十三日に智者大師を屈請して菩薩戒を受けて總持といふ名をついて以來いつも諸書の往來に弟子總持と書いてゐたとあるし、又晉王が、即位して後は願文などに「菩薩戒弟子皇帝楊總持」と記してゐた事が同じく佛祖統記の法運通塞志に見ゆる。煬帝は不倫驕傲で國を亡した暗君である。かやうな君主の行つた事は惡例といふべきだが、智者大師の行うた先例であるからそれに倣はれたのであるかといふのである。しかし、何の方面から見てもわが國體の上からは先例として貴ぶべきことではあるまい。

又此御時、宇佐の八幡大菩薩皇城の南、男山石清水に遷り給ひぬ。天皇聞召して勅使を遣し、其所を點じ、諸の工に仰せて、新宮を作りて宗廟に擬せらる。鎮座の次第は上に見えたり。

(此御時宇佐の八幡大菩薩皇城の南男山石清水に遷り給ひぬ云々) これは石清水八幡宮のこの御世にはじまつた事を述べたのであるが、この事はこの下の注にある通り、上の應神天皇の條の末に述べてある。即ち貞觀元年大安寺の僧行教の奏請によつて、木工權允橋良基に勅して宇佐宮に准じて正殿三宇禮殿三宇を造營せしめられ、翌年に至つて神靈を鎮祭せられたのである。それより後、すべて宇佐宮に准じて崇敬あらせられたが、後二所宗廟といふ時には伊勢石清水と併び稱せらるるまでになつた。

天皇天下を治め給ふ事、十八年。太子に讓りて退かせ給ふ。中三年計在りて出家、慈覺の弟子にて灌頂受けさせ給ふ。丹波の水尾と云ふ所に遷らせ給ひて、練行しましましが、程なく隱れ給ふ。御年三十一歳御座しき。

(天下を治め給ふ事十八年) 天安二年八月の踐祚で、天安三年が貞觀元年と改まり、その十八年の十一月二十九日に讓位

あつたのであるから、御在位滿十八年强である。

（太子に讓りて退かせ給ふ）　太子は次の陽成天皇である。

（中三年許在りて出家云々）　三代實錄元慶三年五月八日の條に「是夜太上天皇落飾入道、于レ時權少僧都法眼和尙位宗叡侍焉」とある。この時は御讓位後第四年である。慈覺大師傳を見ると、この時落飾入道して法號を素眞と稱せられた。これは前の奏上の旨に依つたものであると見ゆる。慈覺は貞觀六年に死んでゐるが、即ちこゝに「慈覺の弟子の香幣にて」とある理由である。

（丹波の水尾と云ふ所に遷らせ給ひて云々）　水尾の事は上に云つた。この天皇脫屣の後は淸和院におはし、次に圓覺寺におはしまし、こゝで落飾せられ、それから、山城の貞觀寺から大和の東大寺をはじめて諸名寺を廻りたまひ、攝津の勝尾山を經て山城の海印寺に歸りたまうて俄に水尾山に入つて苦行を遊ばされた。それは元慶四年四月の頃であつた。それから間もなく、十二月に崩御あつた。

（御年三十一歲御座しき）　此御齡は三代實錄の記事と一致する。

第五十七代、陽成天皇諱は貞明、淸和第一の子。御母皇太后藤原の高子、二條后と申す。贈太政大臣長良の女也。丁酉の年即位、改元。

（二條后）　この后も皇后ではなかつた。貞觀八年に女御として入內し、貞觀十年十二月十六日にこの天皇を生み奉り、元慶元年正月に陽成天皇の御母として皇太夫人の稱號を上られ、同時にその父長良にも左大臣を贈られたのである。元慶六年正月に皇太后の尊號を上られた。二條の后といふのは二條の第に住まれたからである。この后は伊勢物語などに名高い方である。

（贈太政大臣長良）　長良は冬嗣の子で、良房の兄であるが、齊衡三年に權中納言で薨じた。元慶元年正月陽成天皇の外祖

として左大臣を贈られ、同三年に太政大臣を贈られたのである。

(丁酉の年即位、改元) 貞觀十八年十一月二十九日受禪、この時御年五歳であつた。翌丁酉の年正月三日に即位禮を行はれ、四月十六日に改元あつて元慶と號せられた。

右大臣基經攝政して、太政大臣に任ず。此大臣は良房公の養子也。實は中納言長良の男。此天皇の外舅也。忠仁公の故事の如し。

(右大臣基經攝政して太政大臣に任ず云々) 基經は中納言長良の三男であるが、良房の養子となつた。この人の右大臣になつたのは貞觀十四年で、この年は右大臣藤原氏宗が二月に薨じ、攝政太政大臣良房が、三月から病に臥して政事をとる事が出來ぬ。そこで、大納言であつた源融とこの基經とが、八月廿五日に同時に大臣に任ぜられ、融は左大臣に、基經は右大臣になつた。九月には攝政良房が薨じたから、十一月に基經は右大臣を以て攝政に補せられた。それ故にこの人攝政右大臣であつた事は旣に滿四年であつて、その時に陽成天皇踐祚と同時に攝政を辭したが、許されなくて引つゞいて攝政であつた。元慶四年十二月四日に太政大臣に任ぜられた。

(忠仁公の故事の如し) 忠仁公は良房の諡である。その薨じた時に美濃を以て封ぜられ忠仁と諡せられたのである。忠仁公の故事とは公卿補任に「任レ人賜レ爵准二三宮一如二忠仁公之故事一」とあるのをさす。即ち三宮に准じて年官年爵を給ひ又隨身兵仗を給はつたのである。

此天皇性惡にして人主の器に堪へず見え給ひければ、攝政歎きて廢立の事を定められにけり。昔、漢の霍光昭帝を助けて攝政せしに、昭帝世を

「れ」底本「シ」とす。他本によりて改む。

早く給ひしかば、昌邑王を立て天子とす。昌邑不德にして器に堪へず。即廢立を行ひて宣帝を立て奉りき。霍光が大功とこそ注し傳へ侍るめれ。此大臣正しき外戚の臣にて政を專にせられしに、天下のために、大義を思ひて定め行はれける、いと目出度し。

（此天皇性惡にして人主の器に堪へず見え給ひければ、攝政歎きて廢立の事を定められにけり）この天皇人君の器量ましまさず、凡庸猥雜の徒を近づけて、德行に於ては缺くる所ましましたと史に見ゆる。そこで、基經がこの事を歎いて廢立を行うたといふのであるが、廢立といふは、現在の君主を廢めて他の人を立て君主とすることである。

（昔漢の霍光昭帝を助けて攝政せしに、昭帝世を早くし給ひしかば云々）この事は漢書宣帝紀及び霍光の傳に見ゆる。霍光が昭帝の時に攝政した事は前に出てゐる。昭帝は在位十三年、二十歲で崩じたが、嗣王がないので、武帝の孫昌邑王、名は賀といふ人を選んで立てたが、淫亂にして王者の器でなかつたから、皇太后に奏してこれを廢して武帝の曾孫名は病已といふ人を立てた。これが、宣帝である。

（此大臣正しき外戚の臣にて政を專にせられしに云々）基經は陽成天皇の御外舅である。それであるからこの廢立は骨肉の親を度外に措いたと見ゆる點がある。それを以て大義を思ひて行はれたともいはるるのであるが、この事は今日からは批評の限りでない。親房のこれを賛してゐるのは人主に德を修むることを勸むる微意があるのと考へらるる。

されば、一家にも人こそ多く聞えしかども、攝政關白は此大臣の末のみぞ絕せぬ事に成りける。次々大臣、大將にのぼる藤原の人々も皆此大臣

「の」他本によりて加ふ。

の苗裔也。積善の餘慶也とこそ覺え侍れ。

（釋）藤原氏は四流に分れたるうちにも北家最も榮え、北家のうちにも流れ多くなつたが、冬嗣の一流が最も榮え、その冬嗣の一流のうちでも、所謂攝關となる家柄は基經の子孫だけとなつた。これが後に五攝家となるのである。その外華族とか英雄とか大臣家とか云つて、攝關にはなられないが、大臣大將に上ることを得た家が少くはない。それらのうちには源氏その他も少しはあるが、大多數は藤原氏である。しかもそれらの藤原氏はすべて基經の子孫である。この樣になるのは積善の餘慶であると考へらるるといふのである。

（說）藤原氏と積善の餘慶といふ語とは頗る深い關係があるやうで、前にもこの事が見ゆる。

天皇天下を治め給ふ事八年にて退けられ、八十一歲まで御座しき。

（釋）元慶八年二月四日に遜位あらせられた。時に御年が、僅に十七歲であつた。これより六十六年間太上天皇としてましまし、村上天皇の天暦三年九月に崩御あつた。御歲は日本紀略扶桑略記には本書と同じく八十一歲とある。皇年代略記皇胤紹運錄には八十二歲とある。貞觀十年の御誕生だから八十二が正しい。

乙帖

巻三

第五十八代第三十一世光孝天皇、諱は時康、小松の御門とも申す。仁明第二の子。御母、贈皇太后藤原の澤子、贈太政大臣總繼の女也。

(小松の御門) 次の文に見ゆる通り小松の宮におはしました所から起つた御名である。
(仁明第二の子) 三代實錄、日本紀略、大鏡、皇胤紹運錄等第三子としてある。本書は誤であらう。

陽成退けられ給ひし時、昭宣公諸の皇子を相し申されけり。此天皇一品式部卿兼常陸太守と聞えしが、御年たかくて、小松の宮にましましけるに俄に詣でて、見給ひければ、人主の器量餘の皇子達に勝れましましけるに依りて、即儀衛を調へて、迎へ申されけり。本位の服を著しながら鸞

「一」底本脱、他諸本によりて補ふ。

輿（ヨ）に駕（カ）して、大内（ダイダイ）に入（イ）らせ給（タマ）ひにき。

（陽成退けられ給ひし時云々） 昭宣公は上にいつてある藤原基經の諡である。當時攝政太政大臣であつた事は陽成天皇の條に明かである。この時昭宣公が諸の皇子を相し申されたといふ事は未だ古書にその證を見出さぬ。但し三代實錄には嘉祥二年に渤海國の國使が入朝した時大使王文矩がこの天皇の當時諸親王中に在つて拜し起立したまふさまを見て親しい者に、此親王必ず天位に登り給はうと相したといふ事があり、又大鏡には基經が幼少の頃よりこの君に心服し奉つてをり、又攝政良房の家の大饗に配膳の人が尊者に對しての配膳を誤つた過失を彌縫せうとてこの君に無禮の事をしたるをば咎めたまはずしてかへりて燈火を消してその過をおほひ給ひしを見て、寛大の度量のましますを感じてますます心服したといふ事を載せてゐる。

（此天皇一品式部卿兼常陸太守と見えしが云々） この天皇の當時、一品式部卿で在らせられた事は、その時の讓位の宣命に見ゆる。常陸太守といふのは親王にして常陸の守に任ぜられた方の稱號である。この親王の國守任官の事は天長三年に規定せられて、上總國、常陸國、上野國の三國に限りて親王の任國として、そこに親王の任ぜられた時に特に太守と申し上ぐる事になつたのである。この天皇の常陸太守で在られた事は嘉祥元年であつたが、貞觀六年十二月中務卿から上野太守をかね、元慶四年に兼常陸太守にうつりたまうたのである。この即位の當時は御年五十四歲で在らせられたから「御年たかくて」と云つたのである。

（小松の宮） 拾芥抄に「小松殿、大炊御門北、町尻東、光孝天皇誕生所云々」とある。大鏡に「小松のみかどの親王にておはしまししときの御所はみな人しりて侍り。おのがおやのさぶらひしところ大炊のみかどよりは北、町尻よりは西にぞ侍りし。されば、宮のかたはらにてつねにまゐりてあそび侍りしかば、いと閑散にてこそおはしまししか。」と云つてゐる。本文にはこの小松宮に基經が參つた樣に記してゐるが、三代實錄には「于レ時天皇在二東二條宮一親王公卿奉二天子璽綬神鏡寶劍等一天皇再辭讓、嘗不二肯受一」とあり、又「是夜、親王公卿侍二宿於行在所一」と見ゆる。東二條宮は今明かでないが、大炊御門にある譯が無いから、小松殿をさしたのではない。それ故に、こゝに二の傳がある事になる。しかし、この小松殿におはしましたといふ說も古いものであることは大鏡の上の文のつゞきに、この小松殿に

上達部や、くらおきたるうまども、からぶり、うへのきぬきたる人々などの見え侍りしに、心えずあやしくて何事ぞ〳〵と人毎にとひさぶらひしかば、式部卿のみや、みかどにいらせ給ふとて大殿を初めたてまつりてみな人まゐり給ふなりとていそぎまかりしなどぞ云々」と云つてゐるのでわかる。

（即儀衛を調へて迎へ申されけり云々）　三代實錄に「五日（二月）親王公卿引二文武百官一奉レ迎二天皇一、即日鸞輿入二御東宮一親王公卿扈從云々」とある。

（本位の服）　ここは一品親王の位階相當の服である。この服は大寶令の衣服令に規定がある。その服裝はこの頃は多少變化してゐたと思はるるが、しかし、令に準據しての服制は一定してゐた事勿論である。こゝに本位の服を着しながらといふのは天皇又は皇太子の服を召さぬといふ事をいふのであるが、事遽（ニハカ）であるから、その準備がなかつたのは當然でさある。この御服裝の事は古書には傳は見えない樣であるが、これは事實であらう。親房卿位の高位高官の人々は史上に傳はらぬ宮廷の事蹟を口傳として傳授してゐらるる筈であるから、これは史に傳へぬからと云つて否定する事は出來ぬ筈である。

（鸞輿）　鳳輦と云ふに同じく天子の乘輿をさす。鸞といふも鳳といふも、その御輿の蓋の頂に飾りつけた鳥の姿をさすのである。

（說）　さてこの項の事實は正史には見えないが、古事談に次のやうに云つてゐる。「陽成院御邪氣大事御座之時、依レ不レ御二座儲君一、昭宣公親王達ノモトへ行廻ツツ見二事體一給、他之親王達ハサハギアヒテ、或裝束シ、或圓座トリテ奔走シアハレタリケルニ、小松帝御許マイラセ給タリケレハ、ヤブレタル御簾ノ内ニ緣破タル疊御座シテ、本鳥（モトトリ）ニ候ニ取テ無二傾動一氣御座シケレバ、此親王コソ帝位ニハ即給ハメトテ御輿ヲ寄タリケレハ鳳輦ニコソノラメトテ葱花ニハ不二乘給一ザリケリ」とある。この傳說が、本書に大なる影響を及ぼしてゐると見らるる。

今年（コトシ）甲辰（キノエタツ）の年（トシ）也（ナリ）。乙巳（キノトミ）に改元（カイゲン）。

（釋）　この讓位の年は元慶八年で甲辰の年である。その二月四日に神璽を受けられ、二十四日に即位せられたのである。

さて翌乙巳の年即元慶九年の二月廿一日に仁和と改元せられた。

踐祚の初、攝政を改めて、關白とす、是、我朝關白の始也。漢の霍光、攝政たりしが、宣帝の時政を返して退きけるを万機の政猶光に關り白さしめよと有りし其名を取りて、授けられにけり。

（踐祚の初攝政を改めて關白とす） これは元慶八年六月五日に宣命ありて、「應レ奏之事應レ下事必先諮稟與 朕將ニ垂拱而仰ヶ成止宣云々」あるをさしたのである。これより先光孝踐祚の際に、別に攝政を委任せられなかつたから、先帝の時の攝政は自然消滅となつたものらしい。攝政と關白とは似てゐるがその權限がちがふ。攝政は天皇に代りて宸筆の宣命を書し、除目叙位の中文に名字を書せずして判を用ゐるなどの事があるが、それらは關白の行ふこと能はざるものである。光孝天皇政治に練達せられ、又年長者であらせられたから、踐祚と同時に攝政といふ事は消滅したと思はるる。それで太政大臣基經の權限如何といふ事が當時政界の問題となつた。即ち四月廿二日に即位在つて、五月廿六日に左大臣源融が、勅を奉じ、文章博士菅原道眞、博士善淵永貞、助教淨野宮雄、中原月雄、少外記大藏善行、明法博士凡春宗、大內記菅野惟肖、明法博士忌部濟繼等を喚して太政大臣職掌有無の事につきて勘奏の旨を問はせられた。この時の奏議は有といひ、無といひ議論區々であつた。そこで、六月五日にかの宣命は下されたのであるが、この文中には「所司爾令勘爾師範訓導乃美爾波非安利介利内外之政无レ所レ統久毛有倍加利介利假使爾無レ所レ職久可レ有久毛止朕耳目腹心爾所レ侍奈禮波特分ニ朕憂ニ毛止思保須白ニ今日ノ官廳爾座天就天萬政領行比入輔ニ朕躬ノ出總ニ百倍ニ之倍」（以下上出の文）と在つて、こゝに攝政のかはりに關白といふ事が起つたのである。但しこの時に關白の實は在つたが、未だ關白といふ名目は出來ては居なかつた。關白といふ名目は次代宇多天皇の御代に基經に對して下された詔書にはじめて見る所である。關白は萬機の政を總管するもので

「ども」底本「定」に作る、

一切の奏文を至尊の御覧に供する前に先づ、此に關り白すによりてその名稱となつたのである。

(是我朝關白の始也) 上に云つたやうに事實上からは本書のやうに言ひうる事ではあるが、名稱から見れば、この時まだ關白といふ職名が出來てゐなかつた。それ故に濫觴抄に關白の始を宇多天皇の御代とするのが正しいのである。

(漢の霍光云々) 霍光の攝政の事は清和天皇の御代の條の攝政の下に云つた。宣帝の時の事は漢書宣帝紀のはじめ、本始元年春正月に「大將軍光稽首歸レ政。上謙讓委任」とあるのをこゝに云つた。これを霍光傳では、「光自二後元一秉二持萬機一及二上即位一廼歸レ政、上謙讓不レ受、諸事皆先關二白光一然後奏二御天子一」とある。關白の字面はこゝから起つた。但しその名を取りて授けられたのは宇多天皇の時であつて、この御時でない事は前に云つた通りである。

此天皇昭宣公の定めに依りて、立ち給ひしかば、御志も深かりしにや。其子を殿上に召して、元服せしめ、御自位記をあそばして、正五位下になし給ひけりこそ。

(此天皇云々) 此天皇と昭宣公基經とはもと、母方の從兄弟で、天皇の御母と基經の母とは姉妹である。それに基經擁立の功も在つて一層親しくし、又重んぜられたのであらう。

(其子を殿上に召して元服せしめ云々) これは基經の子時平の事である。三代實錄仁和二年正月二日の條に「太政大臣第一之男時平於二仁壽殿一加二元服一于レ時年十六。帝手自取レ冠加二其首一(云々)即日授二時平正五位下一天皇親筆書二黄紙一以賜之、(云々)其所レ須冠巾皆是服御之物也」とある。

久しく絕えにける芹河の御幸など有りて古き跡をおこさるゝ事ども聞え

他諸本によりて改む、

き。

（芹河の御幸）　芹川は山城國紀伊郡鳥羽の邊である。こゝへの御幸は延暦十五年正月に桓武天皇が遊獵せられた事が初見であつて、承和の頃まで屢あつたが、五十年間すたれてゐた。それをこの天皇の御世に再興せられた。即ち仁和二年十二月十四日に芹川野に御幸あつて、雪中に放鷹せられた事が三代實錄に見ゆる。この時に在原行平のよんだ歌「さかの山みゆき絕にしせり河の千代の古道あとはありけり」

（古き跡をおこさるゝ事ども聞えき）　これは大體仁明天皇以後朝廷の公事風流が、大分すたれてゐたのを再興せられたのである。梅宮の祭、御體御卜、諸國詮擬郡司文の儀等がそれである。芹川行幸も亦その一である。

天下を治め給ふ事三年。五十七歲御座しき。

（天下を治め給ふ事三年）　元慶八年二月に即位、それより滿三年を經て仁和三年八月廿六日に崩御になつた。

（五十七歲）　三代實錄には「春秋五十八」とある。三代實錄に天長八年の御誕生と記してゐるによれば、五十七歲であるべきである。大鏡は天長八年の御誕生として、御即位の時を五十五としてゐるのは一歲の違算である。天長八年の御誕生とせば、本書の方が正しい。帝王編年記には天長七年の御生誕としてゐる。

大方、天皇の世つぎを注せる文、昔より今に至るまで、家々にあまたありて、かく注し侍るも更に珍しからぬ事なれども、神代より繼體正統の

「暦」底本「歴」に作る。必ずしも誤にあらねど他本の普通なるに從ふ。

違はせ給はぬ一はしを申さんがため也。我國は神國なれば天照大神の御計にまかせられたるにや。され共其中に御誤あれば、暦数も久しからず。又終には正路に歸れ共、一旦も沈ませ給ふためしもあり。是は皆自なさせ給ふ御科也。冥助の空きには非ず。佛も衆生をみちびきつくし、神も百姓をすなほならしめむとこそし給へ共、衆生の果報品々に、受くる所の性、同じからず。十善の戒力にて天子とは成り給へども、代々の御行迹、善悪又まち〳〵也。かゝれば、本を本として正に歸り、元を元として邪を捨てられん事ぞ祖神の御心には叶はせ給ふべき。

（説）これから著者が、皇位の繼承に就いて懷いてゐる意見を述ぶる所である。而してこの一段はそれの發端であつて先づこの論をなす趣旨を述ぶるのがこの**（大方、天皇の世つぎを云々一はしを申さんがため也）**の一節である。

（天皇の世づきを注せる文） 皇位繼承を主として、代々の天皇の御事蹟を略記してある一種の歴史。大鏡の作者が「大宅の世繼」「夏山の繁樹」といふ假設の人物の言に託してその時の近代史を述べたのもこの精神で、「大宅の世繼」は要するに天皇の歴代といふ事であり、この人物を以て天皇の歴代を語らせ、忠平の家臣夏山繁樹といふ人物を以て藤原氏の歴代の事蹟を語らせたのである。この大宅の世繼は漢字に直せば帝紀といふべきであるが、本朝書籍目録に帝紀と題

して集錄した書はすべて漢文のものである。而して假名と題して集錄した中に、世繼、（これは今の榮花物語）大鏡、水鏡、今鏡等がある。それ故に「世繼」といふのは主として假名書のものをさしたのであらう。

（家々にあまたありて）　これは公の撰でなくて私修のよつぎをいつたのである。事實又世繼といはるる假名書は主として私撰である。

（神代より繼體正統の違はせ給はぬ一はしを申さんがため也）　これはこの論の發端ともいひうるが、又本書撰述の本旨がこゝにあるのである。されば、この文は上の「神代より正理にて受け傳ふる謂を宣べん事を志して常に聞ゆる事は載せず。然れば神皇正統記とや名づけ侍るべき」とある、それを更にくりかへして、その要旨をあげてゐるものともいひうるのである。

（說）　以上、撰者自らが帝王の世繼をしるすは今更いはずもがなの事で珍らしくはないと云つてゐる如く、何人も知つてゐることは勿論であるが、その事實の底を流れてゐる主義なり思想なり、はた弘くいはゞ理想なりが何人にもわかるといふものではない。一體本書は歷史上の事實を傳ふるだけが目的ではなくてその事實の生ずる根元の條理を明かに示さうとするのが、第一の目的である。これは何人でも企てゝ必ず出來るといふやうな平凡な事ではない。この撰者によつてはじめていひうる偉大な思想が、本書の底流をなしてゐて、それが、處々ににじみ出るのである。それは恰も地下に存する水脈が或は泉となり、或は井となつて地上に湧き出で流るゝやうのものである。もとより本著者の言論に一毫も誤がなく議論の餘地が無いとは言ひうべきではあるまいが　しかし、本書の底流を成してゐる根本の思想は古今に絕した偉大な思想で、一二の過誤が在つたとしても、それが、その根柢に累を及ぼすやうなことは決して無いのである。今この段の說にも多少議論の餘地はある。隨つて、述者も、下に多少の言をなすが、それで以て、この撰者の大議論には累を及ぼすものではないと確信する。

（我國は神國なれば）　これも、上、本書の最初に喝破した言をこゝにくりかへしたものである。

（天照大神の御計にまかせられたるにや）　皇位と皇統とは天照大神の神勅によつて確立し、又保證せられたことは既に屢々いはれた所である。然らば、かの天壤無窮の神勅のまゝに行はれ、皇位の繼承も、種々の姿にてあらはれ、凡人の心では如何にしてかやうな事になるかわからぬ樣な事も往々あるが、すべては天照大神の神慮から出てかやうになりつつ進み行くものであらうといふのである。こゝに「にや」といつて疑問の語を使つてゐるのは、何故かといふにこれ

一は臣下として皇統を論ずるのは畏多いから斷言することを憚つたものであらうし、一は、凡人の心で、神慮をはかり奉ることはおふけなき事であるからでもあらう。しかし、撰者が、内心に確信を以て言つてゐることは明かである。これを以て眞實の疑問と誤解してはならぬ。

（されど其中に御誤あれは、曆數も久しからず） 御誤といふのは、天照大神に關していふのではない。歷代の天皇の中に御誤をなさるゝ天皇がある時にはその御治世も久しくないといふのである。これの實例は後にあげてある。

（又終には正路に歸れ共一旦も沈ませ給ふためしもあり） 又最後には正理のまゝに條理ある方にかへつて世を治めらるるが、それまでは運惡くて一時、沈淪したまふ例もあるといふのである。これは上にいつた、日本武尊の御血統、應神から繼體天皇への御系統、天智天皇の後光仁の御系統等をさすのであらう。

（是は皆自なさせ給ふ御科也。冥助の空きには非ず） かやうに御曆數の久しからぬのや、一時沈淪せらるるのはこれら皆その衡にあたらるる方々の御科であるといふのであるが、この科はたゞ、この世にての過失とが罪惡とかいふだけでなく、佛敎に所謂先世の因果應報の思想をも加へて考へらるべきものである。されば、これら悲觀すべき運命は結局その御自らの上に原因が在るので、神明の幽冥界からの御助が空しいからさうなつたといふ譯ではないといふのである。これを明かにする爲に、次に

（佛も、衆生をみちびきつくし云々衆生の果報品々に、受くる所の性同じからず） と云つたのである。佛が衆生を悉く導いて善に趣かせうとするけれど、その衆生のそれ〴〵の因果應報によりて同一にはならぬ。又神も天下萬民を正直に導かうとせらるるけれど、やはり、その受けた性質の相違によつて一樣には至らぬといふのである。

（十善の戒力にて天子とは成り給へども） 十善とは十戒を正しく守ることをいふ。戒力とはその戒を守りたる功力にして十善の戒功によりて天子となるといふ説はすべて佛敎でいふ所である。

（代々の御行迹善惡又まち〳〵也） 代々の天皇の御行迹が種々樣々であるから、又その御行迹に基づいて果報がまち〳〵であるといふ意。

（本を本として正に歸り、元を元として邪を捨てられん事ぞ祖神の御心に叶はせ給ふべき） これは前にも（應神條）言つてある如く、神道の本旨で、また帝王の治國の大本であり、更に又わが國體の本色である。即ち、事の本末を辨へて、本元の大旨に歸り、邪をすて正に歸することが、天祖の御本旨に叶はせ給ふべき事であると論ずる。著者の著した元

元集の書名もこの精神をあらはしてゐる。

（說）　以上で、冒頭の論が終り、これから、本論であるが、事實をあげつゝ論を進むるのである。

神武より景行まで十二代は御子孫其まゝに續がせ給へり。疑はしからず。日本武尊、世を早くしましゝに依りて、御弟成務陟り給ひしかど、日本武の御子にて仲哀傳へましましぬ。仲哀應神の御後に仁德傳へ給へりし、武烈惡王にて、日嗣絶え御座しし時、應神五世の御孫にて、繼體天皇えらばれ立ち給ふ。是なん珍らしきためしに侍る。されども、二を雙べて諍ふ時にこそ、傍正の疑もあれ。群臣皇胤なき事を愁へて、求め出で奉りし上に、其身賢にして、天の命をうけ、人の望に叶ひましましければ、兎角の疑ひ有べからず。其後相次いで、天智、天武御兄弟立ち給ひしに、大友の皇子の亂により天武の御流れ久しく傳へられしに、稱德女帝にて、御嗣もなし。又政も亂がはしく聞えしかば、慥なる御讓なくて絶えにき。

「陟」底本による。他諸本「へタタリ」とす。されど、意をなさず。

「えらばれ」底本「撰」に作る。他諸本による。

「侍る」底本「傳」に作る。梅白二本によりて訂す。

光仁又傍よりえらばれて立ち給ふ。是なん又繼體天皇の御事に似給へる。然れ共、天智は正統にてましましき。第一の御子大友こそ誤りて天下を得給はざりしか共、第二の皇子にて施基の御子、御科なし。其御子なれば、此天皇立給へる事正理に歸るとぞ申侍るべき。今の光孝又昭宣公のえらびにて立ち給ふと云へ共、仁明の太子、文德の御流なりしかども陽成惡王にて退けられ給ひしに、仁明第二の御子にて、しかも賢才諸親王に勝れましましければ、疑なき天命とこそ見え侍れ。かやうに傍より出給ふ事、是まで三代也。人のなせる事とは心得奉るまじき也。前に注し侍る理も能く辨へらるべき者哉。

（神武より景行まで云々）この十二代はこゝにもいふ通り、御血統の次第のまゝに皇位をつがせられた。その間に何等の論議をして定めなければならぬ樣な紛らはしい事がなかつたといふのである。

（日本武尊世を早くしまししに依りて云々）仲哀天皇が、成務天皇の姪で位に即かれた事が、世代の區別を立てねばならぬやうになつたはじめである事は既に論じてある。

（仲哀應神の御後に仁德傳へ給へりし、武烈惡王にて日嗣絶え御座しし時云々）武烈天皇で、仁德天皇の御血統が絶え、同じく應神天皇の御末ながら、仁德天皇の御末でない繼體天皇が、應神天皇五世の御孫といふ御身分で天皇の位に即か

れたのは先例の無かつた事であつた。それ故撰者は「珍らしき例」と云つたのである。

（二を雙べていふ時にこそ傍正の疑もあれ）　皇位繼承の候補者が二方あらはれて、いづれの方が、繼承者であるかといふ時にこそいづれが傍系であり、いづれが正系であるかといふ疑も生ずるのであるが、繼體天皇の御場合はそれとは違ふといふ意。

（群臣、皇胤なき事を愁へて云々）　この時は群臣が、皇胤を求めて尋ね出し奉つたのであり、又其御身賢者でましまし、又天祖の命をうけ、人望にも叶ひまし〳〵たのであるから、この時には何等紛らはしい事もなく諍も生じなかつた。

（其後相次いで天智天皇御兄弟立ち給ひしに云々）　繼體天皇以後又一系相次いで、天智天皇まで來たが、その次に大友皇子即ち弘文天皇と天武天皇との爭が在つて大亂となり、終に天武天皇の勝に歸してその一流だけが榮えて、天皇として、八代、御血統としては五世まで傳へられたが、稱德天皇が女帝である爲に御世嗣がなく、又政治も押勝、道鏡などの爲に亂がはしくなり、又慥かな御讓位もなくして天武天皇の御血統がこゝに絶えた。

（光仁又傍よりえらばれて立ち給ふ）　稱德天皇大漸の時光仁天皇が、當代とは御血緣稍遠く、天智天皇の御孫として撰ばれて天位につかれた。

（是なん又繼體の御事に似給へる。然れども云々正理に歸るとぞ申侍るべき）　この光仁天皇が、天武天皇の御血統の絶えたあとを受けて立たれた事と似てゐると一往は見ゆる。しかし、それは全く一様であるとは言はれぬ。仁德天皇は應神天皇の正系であつて、繼體天皇の御血統はどちらかといへば傍系に屬する。然るに天智天皇は正系であつて、天武天皇の方はいはゞ傍系であつた。それ故に大友皇子こそ誤つて皇位を全くせられなかつたが、施基皇子には何等の缺點もないのである。その御子として光仁天皇が天位に即かれたのは寧ろ正しい條理に復歸したといふべきである。

（今の光孝又昭宣公のえらびにて立ち給ふと云へども云々）　陽成天皇は仁明の太子、文德の御血統で嫡流といふべきであるが、上にいふ如く退けられ給ふ事になり、光孝天皇が基經の擇びで立ち給うたのではあるが、この天皇は仁明の第二子で、文德天皇の御血統が、天位をつがせ給はぬといふ事ならば、當然この天皇が立ち給ふべき順位であり、又賢才といふ點で、他の諸親王にすぐれてましましたが、このやうに天位に即かれたのは疑もなき天祖の神意に基づくものと思はるると云ふのである。

「流」底本「家」とす。他諸本による。

（かやうに傍より出給ふ事是まで三代也） かやうに、傍系から出て皇位をつがれたのは神武天皇以來この御代まで繼體、光仁、光孝の三代であるといふ。

（人のなせる事とは心得奉るまじき云々） この三代の天位を得たまへるは、外觀は或は群臣の奉戴（繼體）或は賢臣の精忠（光仁、光孝）に依る事であるが、それはたゞ人事の外貌で、その源は神慮に基づくもので、人のしたわざとは心得奉るべきものではないといふ意。それについては前に「本を本として正に歸り云々」と注したあの道理を十分に玩味して辨へ知りたまふべきであるといふのである。

光孝より上方は一向上古也。万の例を勘ふるも、仁和より下方をぞ申める。古すら猶かゝる理にて天位を嗣ぎ給ふ。まして、末世には正しき御讓ならでは持たせ給ふまじき事と心得奉るべき也。

（光孝より上方は一向上古也） 光孝天皇より以前は大體上古といふべき世のさまで、その以後の世とは大分世態が違ふといふのである。それ故に

（万の例を勘ふるも仁和より下方をぞ申める） と云つた。即ち親房卿の時代などから世の政治などの先例として勘ふる事柄も大體光孝天皇以後の事を先例として引くのである。

（古すら猶かかる理にて天位を嗣ぎ給ふ云々） 光孝以前の人心のすなほな時代でもやはり、上述したやうな道理によつて天皇の位を嗣ぎ給うたのである。まして末世の人心の濁つた世では、正確な御讓といふ事がなくては天位をたもち給ふまじい事であると心得奉るべきであるといふのである。これは、當時足利氏が不當の方法を用ゐ正當の手續をも經ずして北朝の帝に御即位などをせさせ奉ることを批難してゐる下心があるのであらう。

此御代より藤氏の攝籙の家も他流。に移らず、昭宣公の苗裔のみぞたゞし

く傳へられにたる。上は光孝の御子孫、天照大神の正統と定まり、下は昭宣公の子孫、天兒屋命の嫡流と成り給へり。二神の御誓ひ違はずして上は帝王三十九代、下は攝關四十餘人、四百七十餘年にも成りぬるにや

（此御代より藤氏の攝籙の家も云々）　攝籙は攝政の異名であるが、普通には攝政關白の異名とする。光孝天皇の御代から藤原の攝政關白といふものも藤原氏にても基經の一流に限られて、他の流には移らずなつたのである。これが後の所謂五攝家の源である。上には光孝天皇の御子孫が、現代まで引つゞき皇位をつがれ、下は基經の子孫が、藤原氏の本家となり、天兒屋命の嫡流となつてゐるといふのである。

（二神の誓ひ違はずして云々）　二神は天照大神と天兒屋命とである。この二神の御誓ひ即ち御契約といふ事は上皇極天皇の朝の條の鎌足の事に關しても說いてゐる。その御誓約がどこまでも違はずして、こゝに、上、天位に於いては三十九代の天皇引つゞいてゐたまひ、下、攝關に於いては四十餘人がその歷代の天皇を輔佐し奉つて、四百七十餘年にも成つたといふのである。この天皇の代數は本書のかぞへ方で、光孝天皇から後村上天皇まで三十九代になるが、年數は仁和元年から四百七十年とすると正平十年になつて、本書を草せられたといふ延元四年から十五年の後になり、又親房の薨後になるからこれは恐らくは四百五十年の誤算であらう。

第五十九代、第三十二世、宇多天皇、諱は定省、光孝第三の子　御母、皇太后班子の女王、中野親王（桓武の御子也）女也。元慶の比孫王にて、源氏の姓を給はらせ御座す。當初常に鷹狩を好ませ給ひけるに或時賀茂大神顯れて皇位に即かせ給ふべき由を示し申されけり。踐祚の後彼社の臨時の祭を

始められしは大神の申し受け給ひける故とぞ。

（說） この天皇以後は正史の編纂が無い。それで日本紀略、扶桑略記、帝王編年記等で調ぶる。しかし、それらの傳と、本書の傳と一致するものは一々あげない。

（光孝第三の子） 三代實錄の光孝天皇崩御の前日の記事に「是日立ニ第七皇子一爲ニ皇太子一」とあり、扶桑略記もその通りである。しかし、日本紀略、帝王編年記には第三子とある。本書は日本紀略等の傳によつたものである。

（皇太后班子の女王） この女王は仲野親王の御女で、光孝天皇の妃として貞觀十年に宇多天皇をうみ奉り、天皇即位の後元慶八年四月に女御となられ、仁和三年宇多天皇即位と共に皇太夫人となられ、寛平九年に皇太后となられた。

（元慶の頃孫王にて源氏の姓を給はらせ御座す） これは陽成天皇御世の時に、光孝天皇はまだ、親王であられ、その御子として、仁明天皇の皇孫であつた。本文はその時に源の姓を給はられたとあるが、事實は少し違ふ。それは元慶八年四月十三日、光孝天皇即位の後天皇の皇子男女すべて二十九人に源朝臣の姓を賜はつたのである。それ故元慶の時といふのは違はぬが、孫王としてでは無く、皇子としてで在つた。

（當初常に鷹狩を好ませ給ひけるに、或時賀茂大神顯れて、皇位に即かせ給ふべき由を示し申されけり） この話は大鏡に見ゆる。曰はく「この御門いまだ位につかせ給はざりける時、十一月廿よ日の程に、加茂の社のへんに鷹つかひ、あそびありきけるに、加茂の明神たくせんし給ひけるやう「この邊に侍るおきなどもなり。はるはまつり多く侍り。ふゆのいみじくつれ〴〵なるに、まつり給はらむ」と申し給へば、そのときに加茂明神のおほせらるゝとおぼえさせ給ひて「おのれはちからおよび候はず。おほやけに申させ給ふべきにこそさぶらふなれ」と申させ給へば、「ちからおよばせ給ひぬべきなればこそ申せ。いたくきやう〳〵なるふるまひなせさせ給ひそ。さ申すやうあり。ちか〳〵なり侍りとてかいけつやうにうせ給ひぬ」と見ゆる。

（踐祚の後彼社の臨時の祭を始められしは大神の申し受け給ひける故とぞ） この加茂大神の冬の祭を請はれたといふ事は上の大鏡の文に見ゆるが大鏡はなほ上の文につゞいて次のやうに云ふ。「いかなる事にかと心えずおぼしめす程に、かく位に即かせ給へりければ、臨時のまつりせさせ給へるぞかし。加茂の明神の託宣してまつりせさせ給へと申させ給ふ日とりの日にて侍りければ、やがて霜月のはてのとりの日臨時の祭は侍るぞかし。云々位につかせ給ひて二年といふ

「中」底本脱、他諸本により て補ふ。

にはじまれり」とある。この御祭は所謂賀茂臨時祭であるが、日本紀略寛平元年十一月の條に「廿一日己酉臨時祭、賀茂二社以㆓右近衛中將藤原朝臣時平㆒爲㆑使」とあるのが初めである。年中行事祕抄に十一月「下酉日賀茂臨時祭事、寛平元年十一月廿一日癸酉初也使右近中將時平也」とある。（この「癸」は「己」の誤である。又扶桑略記に寛平九年に始まるとするのも誤である）この臨時祭は、後に恒例の神事となつたが、名目はいつでも臨時祭であつた。

仁和三年丁未の秋、光孝御病有りしに、御兄の御子達を置きて、讓を受け給ふ。先親王として、皇太子に立ちて、即受禪。同年の冬、即位。中一年有りて己酉に改元。踐祚の始より太政大臣基經又關白せられ、此關白薨じて後は暫く其人なし。

（仁和三年丁未の秋、光孝御病有りしに云々） 光孝天皇は仁和三年の秋に御病にかゝらせ給うた。その頃に八月廿二日に太政大臣藤原基經、左大臣源融、右大臣源多以下大中納言參議まですべて十四人連署上表して皇太子を立てむことを請うた。そこで、廿五日に詔が有つて、第七皇子定省即ちこの天皇が源姓を賜はつてゐられたのを臣籍を削つて親王に列せられ、廿六日に皇太子に策立せられ、その日に光孝天皇崩御あらせられて、踐祚せられたのである。光孝天皇の御子の頗る多かつたことはかの源姓を賜はつた時の記事でも明かである。そのうちからこの天皇が選ばれ立たれたのである。

（即受禪） こゝに受禪とあるが、讓位があつて後光孝天皇崩御のあつたのではないから、普通にいふ受禪ではない。

（同年の冬即位） 仁和三年十一月十七日に即位禮を行はれたのである。

（中一年有りて己酉に改元） 仁和三年に即位、仁和五年己酉四月二十七日に寛平と改元せられた。日本紀略に「天祚之後及㆓三年㆒改元之例始㆓于此時㆒」とある。

（踐祚の始より太政大臣基經又關白せられ、此關白薨じて後は暫く其人なし） これは御即位の後間もなく仁和三年十一月廿七日に太政大臣基經に詔して萬機を關白せしめられた。その詔の文は下の關係の文書と共に政事要略に載いてある。然るに翌月閏十一月廿六日基經は上表して關白を辭したが、廿七日に基經に勅答を賜はつた。その勅答の文中に「宜下以二阿衡之任一爲中卿之任上」といふ語が在つた。所でこの語について、「阿衡には職掌が無い」といふ論が起り、基經が久しく政事を見ず、仁和四年五月十五日に奏狀を上つて執奏の官を定めて萬機を滯らしめないやうにせられたいと云つた。上の詔書は參議橘廣相の起草したもので、それを批難して、基經をそゝのかしたのは左少辨藤原佐世であつた。而して多くの儒臣は佐世に加擔して、こゝに天下の一大事件となつた。左大臣源融が勅を奉じて廣相佐世等の勘文によつてその疑義を判じようとして決定せず、又それらの人々を召して對論させたが、同じく決定せぬ。終に仁和四年六月二日に基經に詔を下されて、阿衡の文は聖慮に背くものであるといふ事を告げ更に萬機を關白せよと仰せられた。その月五日に參議橘廣相が阿衡の文は聖意に背かず、又關白の意があるといふことを上疏した。基經はなほ不平であつたと見えて、九月十七日に勅使を遣はして慰められ、十月十三日に大判事等をして、廣相の罪名を勘へ申さしめられたが、尋いで、其罪を免された。基經はなほ不平であつたと見ゆるが、讃岐守菅原道眞が、書を基經に遣して、これを諷諫したので、廣相を罰することをやめたやうである。この當時の事は政事要略に引いた天皇の御日記に明かに見ゆる。權臣の專横とそれに阿附する小人等の策動と眞に涙を以て讀み奉らねばならぬ程に拜見するのである。かやうの事にいたく聖慮を惱まされた結果であらうか、寛平三年正月十三日に基經が薨じた後には關白を置かれなくなつた。

天下を治め給ふ事、十年。位を太子に讓りて太上天皇と申す。

（天下を治め給ふ事十年） 仁和三年八月廿六日踐祚、寛平九年七月三日の讓位であるから、御在位は殆ど滿十年である。

（位を太子に讓りて太上天皇と申す） 寛平九年七月三日に御讓位。太上天皇と申し上ぐることは一々いふまでもない。

中一年計在りて出家せさせ給ふ。御年三十三にや。若くより其御志有り

きとぞ仰給ひける。弘法大師四代の弟子益信僧正を御師にて、東寺にして、灌頂せさせ給ふ。又智證大師の弟子、増命僧正にも（于時法橋也、後諡號ニ靜觀一。）比叡山にて受けさせ給へり。弘法の流をむねとせさせ給ひければ、其御法流とて今に絶えず、仁和寺に傳へ侍るは是也。

（中一年許在りて出家させ給ふ） この御讓位は寛平九年七月で、翌年が昌泰元年、その次の年即ち二年十月十五日に、この上皇が東寺で灌頂を受けさせられ、廿四日に仁和寺に於いて、出家入道の姿にならせられた。御年はこゝにある通り三十三であらせられた。

（若くより其御志有りきとぞ仰給ひける） この事は扶桑略記に曰つてゐる。今あげないが、その文はこの天皇の御記を引いたのである。

（弘法大師四代の弟子益信僧正を御師にて東寺にして灌頂せさせ給ふ） これは上に云つた御出家の灌頂でなくて延喜元年十二月十三日に法皇として後に、東寺に於いて傳法灌頂を受けられた事を云つたのである。東寶記に「代々法皇於東寺御入壇例事密教相承抄云延喜元年（辛酉）十二月十三日辛卯（鬼宿日曜）於ニ東寺灌頂院一以ニ法務僧正益信一爲ニ大阿闍梨一受ニ傳法灌頂職位（御年卅五）一」とある。益信は大安寺の行教の弟でその法系は弘法ー眞雅ー源仁ー益信となるのである。

（又智證大師の弟子、増命僧正にも比叡山にて受けさせ給へり） 増命は幼より比叡山に入つて學び、仁和元年に圓珍（智證大師）から三部灌頂を受けたが、延喜六年に天台座主となつた。延喜五年四月十四日に法皇延暦寺に行幸あつて、戒壇院で増命に廻心戒を受けられ、延喜六年十月十七日に同じく延暦寺總持院で、蘇悉法を受けられ、同十年九月二十五日に三部大法灌頂位を受けられた。増命は歿後延長五年十二月に靜觀といふ勅謚を賜はつた。その法橋であつた時にこの法皇が灌頂を受けられたのは延喜五年の折の事をさす。

「護持僧」底本「御持僧」に作る。他諸本によりて改む。

（弘法の流をむねとせさせ給ひければ、其御法流とて今に絶えず、仁和寺に傳へ侍るは是也）上にいつたやうに、この法皇弘法大師の法流をうけられ、又智證大師の法流をも受けられたが、その主とせられたのは弘法大師の流即ち眞言宗であつたから、この法皇の法流として當時まで絶えず、仁和寺に傳へてゐるのはこの弘法流であるといふのである。事實、今日に至るまで仁和寺は眞言宗である。

凡弘法の流に廣澤（仁和寺）小野（醍醐井勸修寺）の二あり。廣澤は法皇の御弟子、寛空僧正、寛空の弟子寛朝僧正（敦實親王子、法皇御孫也。）寛朝廣澤にすまれしかば、彼流と云ふ。其後代々の御室相傳へて、只人は相交らず。（法流をあづけられて師範と成事は兩度あり。されども、御室は代々親王也。）小野の流は益信の相弟子に聖寶僧正とて知法無雙の人在りき。大師の嫡流と稱する事の在るにや。しかれども、年戒負られける故にか、法皇御灌頂の時は色衆に連りて嘆徳と云ふ事を勤められたり。延喜の護持僧にて、殊に崇重し給ひき。其弟子觀賢僧正も相次ぎて、護持申す。同じく崇重在りき。綱中の法務を東寺の一阿闍梨に付けられしも此時より始まる。（正の法務はいつも東寺一の長者也。諸寺になるは皆權の法務也。又仁和寺御室は惣の法務にて綱所を召仕はるゝ事は後白河以來の事也。）

(凡弘法の流に廣澤小野の二あり)　こゝに弘法の流といふのは弘法大師から系統を引く眞言宗即ち東密を云つたのである。これが二流に別れた。その譯は弘法大師の弟子のうちで正しい付法相承は眞雅實慧の二人であつた。源仁が、この二人から受けて、これを一にして嫡流になつたが、その弟子に益信聖寶の二人が在つた。この二人によつて二流に分れたのであるが、一は仁和寺に傳はつたのでこれを廣澤流といふ。一は醍醐寺及び勸修寺に傳はつたのでこれを小野流といふ。(これらの名稱の理由は下に説明がある)元亨釋書の寛朝と仁海との傳の後の賛のうちに「南山(弘法大師)數傳而爲信寶(益信と聖寶)又數傳而列爲朝海(寛朝と仁海)今之東密稱小野廣澤者朝海也。信寶者野(小野)澤(廣澤)之小祖也」とあるので、略要領を得らるる。

(廣澤は法皇の御弟子寛空僧正云々)　廣澤流はこゝにいふ通り、寛朝が廣澤に住んでゐた所から起つた名である。廣澤といふのは仁和寺の在る御室の西で、有名な廣澤池の在る所である。そこに遍昭寺といふ寺が在り、その寺に寛朝が住んでゐた。この寛朝は宇多天皇の皇子敦實親王の第二子である。この人が宇多法皇の御弟子寛空僧正に就いて眞言宗の密教を受けて、法皇の法脈も受けられたのである。この寛朝の法脈をその寺の所在からして廣澤流といふのである。

(其後代々の御室相傳へて只人は相交らず)　廣澤流の密教は代々の仁和寺の住職たる法親王がその法統をつがれて、凡人がこれを繼いだことは無いといふのである。

(法流をあづけられて師範と成事は兩度なり。)　廣澤流で、天子の師範となつたのは、益信が、宇多法皇の師となり、寛空が村上、冷泉、圓融の國師となつたことの二度であるといふ。これは「されど」とある語によれば二度だけに止まるといふ意であらう。

(されど、御室は代々親王也)　これは御室即ち仁和寺の住職は代々親王であるといふのであるが、絶對にさうだといはれぬ。中には多少の例外がある。平安朝の末から、廣澤流が更に六流に分れたが、そのうちに仁和寺御流をこゝに主としていつたものであらう。

(小野の流は益信の相弟子に聖寶僧正とて知法無雙の人在りき。云々)　聖寶は讃岐の人で光仁天皇の末孫である。密教では源仁の弟子で、益信と並んで、二傑と稱せられ、小野流の祖となつた人であるが、佛教に於いてその學ぶ所が頗る廣く、三論、法相、華嚴よりして顯密二教に亘つた。貞觀の末に醍醐寺を開き、寛平二年に貞觀寺の座主となり、二年に僧正となり、九年に醍醐寺を賜はつて官寺とせられた。この人は南都、北京にわたつて法威を振ひ、東寺、西寺、醍醐

東大寺、興福寺を管理してゐた。かくて東密では弘法大師の嫡流と稱してゐた。しかし、益信よりは稍後輩で、年齢も戒臈も劣つてゐた（五歳の少年）爲か延喜元年十二月十三日に東寺で法皇の御灌頂の時に色衆に連つてゐた。

（色衆に連りて嘆德と云ふ事を勤められたり） この年の色衆は八十人と東寺長者補任に注してゐる。色衆とは法會の時に梵唄散華等それ〲の職務を帶びて一座に參する僧衆のことである。色は色目の義である。東寶記によるとこの時の色衆の筆頭が「大僧都聖寶（于時二長者）」とあり、又「聖寶大僧都（于時二長者）令レ勤二役朝歎德一」とある。歎德とは密敎の傳法灌頂に、灌頂が終つた時、新阿闍梨の德を讃嘆する文を誦する役で、色衆中最も名譽の役である。

（延喜の護持僧にて殊に崇重し給ひき） 護持僧はその人の身を祈禱護持する僧。醍醐天皇の御歸依の厚かつた事は、醍醐寺を御願寺とせられ、崩御の後醍醐に山陵を營まれた事でもわかる。

（其弟子觀賢僧正も相次ぎて護持申す。云々） 觀賢は讃岐の人で、聖寶の弟子中の第一人者である。延長三年に僧正に任ぜられた。弘法大師の諡號を奏請した有名な高僧である。

（綱中の法務を東寺の一阿闍梨に付けられしも此時より始まる） これは上、嵯峨天皇の條に「三流の眞言何れといふべきならねど、眞言を以て諸宗の第一とする事もむねと東寺によれり。延喜の御宇に綱所の印鎰を東寺の一の阿闍梨に預けらる。よりて法務の事を知行して諸宗の一座たり」とあるが如く、延喜の御代の事で宇多天皇の御世の事ではない。しかしこゝは眞言宗の法流の事を叙した序でもあり、又この法皇が事實この宗の事には大なる關係を有してゐられたから、事の次にこゝにあげたのであらう。而して「この時」といふのは觀賢の時をさしたのである。

此僧正は高野に詣でて大師入定の窟を開きて、御髪を剃り法服など着せかへ申しし人也。其弟子淳祐（石山の内供と云）相伴はれけれども、終に見奉らず。淳祐罪障の至を歎きて卑

「窟」底本「堀」とす。白本による。「伴はれ」の「はれ」梅本によりて補ふ。

「といへども」群本によりて補ふ。

下の心ありければ、弟子元杲僧都に延命院と云許可計にて授職を許さず。勅定に依りて法皇の御弟子寛空にあひて、授職灌頂を遂ぐ。彼元杲の弟子仁海僧正又知法の人なりき。小野と云ふ所にすまれけるより小野の流と云ふ。然れば、法皇は兩流の法主に御座す也。王位を去りて釋門に入る事は其例多しといへども、かく法流の正統となり、然も御子孫繼體し給へる、在りがたき樣にや。今の世までも賢かりし事には延喜天曆と申し習はしたれども、此御世こそ上代によれらば无爲の御政なりけんと押計られ侍る。菅氏の才名に依りて大納言大將まで登用し給ひしも此御時也。

（**此僧正は高野に詣でて大師入定の窟を開きて御髮を剃り法服など着せかへ申しし人也**）この話は平家物語などにも出て有名な話である。元亨釋書にはこれは延喜廿一年に天皇の夢に弘法大師が上奏して我が衣弊れ朽ちたれば、宸恵を忝ならせんと願ひ奉つたによつて觀賢を遣されたのであると見ゆる。而して、その時日は石山要記には十一月廿五日とし、高野奥院要記には十一月廿七日の事としてゐる。按ずるに、これはこの年に觀賢の上表によつて弘法大師といふ謚を賜はり、その勅書をもたらして勅使が高野山に立つた事などから起つた事でその眞僞はわからぬ。

（**其弟子淳祐相伴はれけれども終に見奉らず云々**）この話も平家物語に出てゐるから弘く信ぜられてゐたのであらう。淳祐は菅原淳茂の子で道眞の孫である。石山寺に住し、内供奉十禪師となつたから石山内供の名で世に知られた僧であ

る。

（弟子元杲僧都に許可計にて授職を許さず） 元杲は淳祐の門人である。淳祐は自己の罪障の至りを歎いて卑下する心が在つたので、門人の元杲に對しても許可だけを授けて授職灌頂を許さなかつた。この事は次に引く元杲大僧都自傳に明かに見ゆる。さて許可とは何であるかといふに、演密鈔の四に傳教灌頂を説明して「二、傳教灌頂初發心求二阿闍梨一爲レ欲レ紹二阿闍梨位一故、師許可已爲造二立漫荼羅一具二足儀軌一而與二灌頂一、得二灌頂一已堪レ紹二師位一故名得二傳教灌頂一名二阿闍梨一也」とある許可で、傳教灌頂を受くるに足る資格の認定をさすものと見ゆる。こゝにいふ傳教灌頂は本文にいふ授職灌頂のことである。これは如法に行を積んだ人に對して祕法を傳受し阿闍梨の職位を紹がしむる灌頂をいふ。

（勅定に依りて法皇の御弟子寛空にあひて授職灌頂を遂ぐ） 元杲は延命院僧都といつて、藤原貞敏の孫で晨省の子である。はじめ醍醐寺に入つて元方一定の二人に就いて學び、元方死して後石山の淳祐内供に從つたのである。その著元杲大僧都自傳が傳はつてゐるが、その中に「於是屬二石山淳祐内供一受二梵字悉曇一、且習二學兩部大法一、其未決者審盡二口説一、即蒙二密印許可一亦了。猶啓二具支灌頂之志一、内供大師云、我本垂レ惟隱居、今不レ堪二其事一件許可事重行無レ術。其就二他師一可レ遂二本意一。因レ茲終於二蓮臺僧正許一受二此具支灌頂一矣。但賜二阿闍梨官牒一殊行二此事一」とある。この時に勅定を受けてこれを行ふといふ明記は無いが、「賜二阿闍梨官牒一殊行二此事一」とあるはこれをさしたのであらう。さてこの自傳にある「蓮臺僧正」といふは寛空の事である。洛北の蓮臺寺に住した事があるからの名である。さうしてこれはいつの御世の事かといふに、仁和寺御傳に寛空僧正の條中に康保元年の下に「十一月廿一日、授與、受者元杲僧都」とある。然れば、これは村上天皇の勅定によつたものである。具支灌頂とは所應の支分即ち儀軌の示す所の種々の條件を具足して行ふ灌頂の意で、即ち上にいふ授職灌頂をさしたのである。

（彼元杲の弟子仁海僧正又知法の人なりき云々） 元亨釋書に「釋仁海事二元杲闍梨一稟二密學一博錯二綜衆流一醍醐之側小野之地海啓二密講之席一四來受レ業之者世號二小野密派一」とある。仁海の居た所は小野隨心院である。これから小野派の名が生じた。しかし、この派の源は聖寶にあるといはねばならぬ。

（然れば法皇は兩流の法主に御座す也） 東寺所傳の密宗が、益信系統の廣澤流と、聖寶系統の小野流との二流になつたが、その廣澤流は仁和寺を本宗としてゐるからもとよりこの法皇の流れであるが、小野流の仁海は元杲に學び、元杲は一方この法皇の御弟子寛空から授職灌頂を受けたものであるから、この二流共にこの法皇の流れといつてもよい。それ

故にこのやうに云つた。

（王位を去つて釋門に入る事は其例多しと云へども云々） この王位を去つて佛教に歸した事は和漢に先例少くない。しかしながら、その佛教に於いて法流の正統となるといふは殆ど例の無い事であるが、一方に於いてその子孫が天子として引つゞき位を保つてゐらるるといのふは、これは一層例のない事であらう。

（今の世までも賢かりし事には延喜天曆と申し習はしたれども云々） 延喜は醍醐天皇の年號、天曆は村上天皇の年號であるが、今に至るまで延喜天曆と云つて治世の模範にはするが、しかし、この宇多天皇の御世こそかへりて至治の世といふべきであるといふのである。

（无爲の御政） 論語公冶長篇に「子曰無爲而治者其舜也與」といつてゐるが、民が君の德に化して何等の作爲する所なくして國の治まるをいふ。

（菅氏の才名に依りて大納言大將まで登用し給ひしも此御時也） 菅氏は菅原道眞である。その氏だけをあげて名をかゝぬは深く尊敬したのである。小倉百人一首に菅家とあるのも同じ心である。この人が儒門から出で政治上樞要の地に登用せられたのはこの天皇の御鑑識によるのである。この御世には寛平三年に關白基經が薨じて後は太政大臣が任ぜられず、左大臣源融、右大臣藤原良世相並んで政事を執つてゐたが、融は寛平七年に薨じ、寛平八年に良世が左大臣に轉じ、間もなく致仕し、寛平九年に右大臣源能有が薨じてからは、大臣は任ぜられず、大納言藤原時平、權大納言源光、同菅原道眞が任ぜられ、この二人が太政官の首班であつた。而して時平が左近衞大將を兼ね、道眞が右近衞大將を兼ねたのであるから、この二人が、特に實權を與へられた人々であつたと思はるる。

又譲國の時さまざま教へ申されし寛平の御戒とて君臣仰ぎてみ奉る書もあり。昔もろこしにも天下の明德は虞舜より始ると見えたり。唐堯用ゐ給ひしに依りて、舜の德も顯れ、天下の道も明に成にけるとぞ。二代の

御諱榮花物語に「アツキミ」

明德を以て此御事押し計り奉るべし。御壽も長くて朱雀の御代にぞ隠れさせ給ひける。七十六歲御座しき。

（又讓國の時さま〳〵敎へ申されし寛平の御戒とて君臣仰ぎてみ奉る書もあり。） この書は今も寛平遺誡と名づけて、傳はつてゐるが、群書類從に收めてあるから何人も見やすくなつた。但今傳はつてゐる本はすべてその端が闕けて中途からであつて、もとの本に對して幾程の分が殘つてゐるかわからぬ。而して、今本にない部分が、政事要略や年中行事秘抄や、明文抄、河海抄等に見ゆる。原本は一卷であつたと見えて通憲入道藏書目錄や、本朝書籍目錄にはいづれも一卷とある。この御遺誡には御身の御經驗や、王者の心得、政治上の實地の得失、臣僚の賢否等數十條を記して、新帝の御參考に供せられたものであるが、その後永く天皇の御政治の參考に供せられたものである。

（昔もろこしにも天下の明德は虞舜より始ると見えたり） これは史記にある文句である。曰はく「天下明德皆自虞帝始、」これは堯帝が舜の有德の一人材であることを見ぬいて、登用せられたによりて舜の德もそれが爲に世に顯はれ天下の道も堯帝の治世に於いて明に示されたのであるといふのである。

（二代の明德を以て此御事押し計り奉るべし） この二代は即ち支那で理想的の聖明の德を具へた君主と信ぜられてゐるものであるが、堯これを導き舜これをうけて、かの聖代を現出したのである。その實例を以て、この宇多、醍醐二代の御世の事を推し量り奉ることを得ようといふのである。

（御壽も長くて朱雀の御代にぞ隠れさせ給ひける） この法皇は朱雀天皇の承平元年七月十五日に崩御あらせられた。御遜位の後三十四年在らせられたのである。御年は日本紀略に「春秋六十五」とあつて、こゝと甚しく違ふ。しかし貞觀九年の御誕生とあるから六十五歲が正しい筈である。

第六十代第三十三世、醍醐天皇、諱は敦仁。宇多第一の子。御母贈皇太

とかけり。

后、藤原胤子、内大臣高藤の女也。丁巳の年即位。戊午に改元。

（贈皇太后藤原胤子云々） 日本紀略に「母前女御從三位藤原朝臣胤子、中納言高藤之女也」とある。藤原胤子はこの天皇即位の前年即ち寛平八年に卒去せられ、天皇即位の後寛平九年七月に皇太后を贈られたのである。その父高藤は即位當時は中納言であつたが、昌泰二年に大納言に任じ、昌泰三年正月に内大臣に任じ、三月に薨じ、間もなく太政大臣を贈られたのである。それ故前々からの例によれば贈太政大臣と書くべきであるが、内大臣高藤といふことは人口に膾炙してゐるからそのまゝそれに依つたのであらう。

（丁巳の年即位） 丁巳の年は寛平九年で、その年七月三日に受禪踐祚、七月十三日に即位せられた。

（戊午に改元） 寛平十年戊午四月十六日に改元、昌泰と號せられた。

大納言左大將藤原の時平、大納言右大將菅氏、兩人、上皇の勅を受けて輔佐し申されき。後に左右の大臣に任じて共に万機を內覽せられけりとぞ。御門御年十四にて位に即かせ給ふ。をさなく御座しゝかども聰明叡哲に聞え給ひき。兩大臣天下の政をせられしが、右相は年もたけ、才も賢く天下の望む所也。左相は譜第の器なりければ、捨てられがたし。或時上皇の御在所朱雀院に行幸、猶右相に任せらるべしと云ふ定有りて既

に召し仰せ給ひけるを右相固く遁れ申されて止みぬ。其事世に漏れにけるにや、左相憤を含み樣々の讒を儲けて終に傾け奉りし事こそ淺猿けれ。此君の御一失と申傳へ侍り。但菅氏權化の御事なれば末世のためにもやありけん、計りがたし。善相公淸行朝臣は此事未だ萠さざりしに、かねて覺りて、菅氏に災を遁れ給ふべき由を申しけれども、さたなくて、此事出來にき。前にも申し侍りし、我國には幼主の立給ふ事、昔はなかりし事也。貞觀元慶の二代始めて幼にて立ち給ひしは、忠仁公、昭宣公攝政にて天下を治めらる。此君ぞ十四にて受けつぎ給ひて、攝政もなくて御自政をしらせ御座しける。猶御幼年の故にや、左相の讒にも迷はせ給ひけん。聖も賢も一失は有べきにこそ。其趣經書に見えたり。されば、曾子は吾日三省二吾躬一と云ふ。季文子は三思とも云ふ。聖德の譽御座さんに付ても彌愼みますべき事也。昔應神天皇も讒をきかせ給ひて、武内

の大臣を誅せられんとし給ひき。彼は能く遁れて明らめられたり。此度の事凡慮及びがたし。程なく神と顯れて今に至るまで、靈驗无雙也。末世の益を施さんためにや。讒を入れし大臣は後なく成りぬ。同心ありける類も皆神罰を蒙りにき。

（大納言左大將藤原の時平、大納言右大將菅氏兩人上皇の勅を受けて輔佐し申されき） ここの事は委しく傳はらないが、日本紀略この天皇の受禪の條に、「傳國詔命云春宮大夫藤原朝臣（時平）權大夫菅原朝臣（道眞）少主未レ長之間、一日萬機之政可レ奏可レ請之事可レ宣可レ行云々」とあり、又菅家文草に道眞が太上天皇に上る奏狀にも、「謹検二去寛平九年七月三日讓位詔命一曰大納言藤原朝臣、權大納言菅原朝臣等、可レ奏可レ請之事且誨二其趣一奏レ之請レ之、可レ宣可レ行之政無レ缺二其道一宣レ之行レ之者」とある。二者を對照すれば、その大旨はわかる。この踐祚當時に於いて藤原時平は大納言左近衞大將春宮大夫であり、菅原道眞は權大納言民部卿右近衞大將春宮權大夫であつたが、踐祚と共に春宮の官は消滅したのである。而して即位の日共に正三位に叙せられたのである。本書には大略に云つたのである。

（後に左右の大臣に任じて共に万機を內覽せられけりとぞ） 昌泰二年二月に時平は左大臣に、道眞は右大臣に同時に任ぜられた。然れども、この時改めて內覽を命ぜられたといふ事は史上に見えぬ。これは上に云つた傳國の詔命即ち內覽の命であつて、その大納言の時からこの命があつてそのまゝ引つゞき、大臣になつてはなほ更の事として行はれたものと考へらるる。

（御門御年十四にて位に卽かせ給ふ。をさなく御座ししかども聰明叡哲に聞え給ひき） この天皇十三歲にして踐祚、即位の時は十四歲でいらせられた。聰明叡哲は聖人の德をいふ。聰は聞かざる所なく、明は見ざる所なく、叡は通ぜざる所なく、哲は知らざる所なきをいふ。この四語にて聖人の德を備へられたるをいふ。後世延喜の聖代と云ふ如く、この

御世は治世の模範となつたのであるから、天皇にその聖德のましました事は疑がないのみならず、大鏡などにもその事蹟を傳へてゐる。

(兩大臣天下の政をせられしが云々) この事は大鏡に「左大臣御歲廿八九ばかり、右大臣御歲五十七八にやおはしけむ。ともに世のまつりごとうちせしめ給ひしあひだ、右大臣ざえも世にすぐれ、めでたくおはしまし、御心おきても、ことのほかにかしこくおはしまし、左大臣は御歲もわかく、さえもことのほかにおとり給へるにより、右大臣御おぼえ殊の外におはしましたる樣に云々」とある。

(左相諸弟なれば) 諸第とは系譜の次第といふべき語で、血統のつゞきたるをいふが、こゝは家柄といふ程の意である。

(或時上皇の御在所朱雀院に行幸、猶右相に任せらるべしといふ定有りて云々) この當時の事詳に記した歷史は傳らぬ。もとより隱微の間に行はれた事であらうから、傳へないのも當然といふべきである。しかし、扶桑略記永觀二年の條に載する安樂寺託宣といふものには次の通りに見ゆる。「去昌泰三年正月三日行二幸朱雀院一、太上皇與二今上一合レ額言談、召レ我甚密々被レ仰。天下政汝獨可二奏下一、改二先詔一如何。左大臣見二氣色一出二陣外一。我返奏曰、上在大臣先詔下卑是極不便有二大愁一歟云々。議定曰有レ召無レ事人成レ怪矣、可レ上レ詩、題以二春生柳眼中一即被レ下卑。俄令レ獻レ詩。此日例祿之上、兩皇帝幷后宮各賜二御衣一衆人驚怪、榮耀無レ比、左大臣氣色頗異也」とあり、正曆三年十二月の託宣といふものにも同じ趣に見ゆる。

(其事世に漏れにけるにや、左相憤を含み云々) これは上に云つた正曆の託宣記に「然而彼事漏聞太利依是天年内爾成レ謀天明年爾遂左遷乃事有天下騷動す」とも見え、又荏柄天神緣起に、此事を菅丞相はしきりに辭退申給けれども許されず、左大臣このことをいきどをりてうらみふかくなりてやう〱の無實を構て、光卿、定國卿、菅根朝臣もろともに勅宣と稱して、云々」とある。かやうにして終に、道眞が廢立を謀り、その女婿齊世親王を立てうとする旨を讒奏した。そこで延喜二年正月廿五日に道眞を貶して太宰權帥として筑紫へ遣はされた。この左遷の時の宣命が政事要略に載せてあるが、それには寒門(貧窮の家)から出て大臣に增長して終に廢立を行はうとしたと明かに書いてある。これはもとより無實の讒であるが、その諸第の權門に忌まれてゐたさまが、その宣命の僅かな文句の中にも窺はるる。

(此君の御一失と申傳へ侍り) この君は延喜の聖代とたゝへ奉る明主であらせられたが、讒を信じて菅原道眞を貶せられたこの事だけは一の御過失であると世人が稱するといふ事である。

（菅氏權化の御事なれば、末世のためにもやありけん、計りがたし） 菅原道眞は死後天滿天神となりたまうた所を見れば、神が權に人間に形をあらはされた御事と考へらるる。然ればかく讒にあはれたのは、或は神が末世の人々を敎へ導く方便であつたのかも知れぬといふのである。

（善相公淸行朝臣は此事未だ萠さざりしに、かねて覺りて菅氏に災を遁れ給ふべき由を申しけれども、さたなくて云々） 善相公とは三善淸行の事である。淸行は參議であつたが、參議の唐名を宰相と云つたから、尊んで相公と稱へた。三善淸行が、道眞にその權要の榮位を避けて身を保らせむことを勸めたのは昌泰三年十月の事で、その文は本朝文粹に載せてある。又本文と同じ說が續古事談に載せてある。

（說） 以上、菅原道眞左遷の事實を叙したが、それを延喜聖代の一失といふについて、少年の君主の心得らるべき事と考へて、次にそれの論にうつる。

（前にも申し侍りし、我國には幼主の立給ふ事昔はなかりし事也） この事は淸和天皇の御世の條に說いてある。

（貞觀、元慶の二代始めて幼にて立ち給ひ云々） 貞觀は淸和天皇の年號、淸和天皇は九歲にて即位、忠仁公良房の攝政、元慶は陽成天皇の年號、陽成天皇は五歲で即位、昭宣公基經が攝政した事は上に述べてある通りである。

（此君ぞ十四にて受けつぎ給ひて攝政もなくて御自政をしらせ御座しける。） この事實は既にあげてある。

（猶御幼年の故にや左相の讒にもあはせ給ひけん） この讒言は恐らくは、道眞左遷の前年頃から行はれたのであらう。道眞左遷の延喜元年には天皇は十七歲でいらせられた。はじめ御讓位の時の御遺誡で見ても、宇多天皇の御思召は菅原道眞一人に在つた事は明かであつて、藤原時平は父祖の門地からその地位を與へられてゐたといふ事も明かである。それ故に醍醐天皇の聰明は容易に讒を信じられなかつたであらうが、御弟の齊世親王の妃が道眞の女である所よりして廢立を謀らうといふ最も微妙な點に觸れたのみならず、大納言の筆頭源光はもと道眞の上位にゐたのが、超えられたりなど、滿廷の重臣すべて反菅原氏であつたと思はるる。その上宇多上皇がこれを救はるる餘地を無いやうにして急に決行したから、止むを得なかつた場合に天皇をも陷れたやうにも見ゆる。それ故　これは强ち天皇の御聰明で無かつた結果ともいはれぬ。現に宇多上皇が、これを聞いて急に參内せられたのに、藏人頭藤原菅根が、宮門を固く閉ぢて入れ奉らず法皇は終日終夜門外に待ち給うたが、その間に萬事休してしまつたのである。それで、翌廿六日に菅根を太宰大貳に左遷せられた。これはその時に宮門を堅く閉ぢて菅原道眞を救はうとして御出ましになつた宇多法

皇を宮中に入れ奉らなかつた責を問はれたのである。しかるに、菅根はそのうち間もなく、ゆるされて、かへつて昇進したのである。それ故にその一時の貶黜は法皇への申譯に行つた事に止まるといふことは明かである。

（聖も賢も一失は有べきにこそ。其趣經書に見えたり。） これは如何なる經書にあるかといふに、源爲憲の編した世俗諺文に「賢者一失」と題して「尙書云賢者之謀萬有㆓一失㆒。愚夫之言千有㆓一得㆒」といふ文を引いてゐる。これによれば經書といふのは書經であるといふことになるが、今傳ふる古文今文共にこの語を見ないのである。然るときは、これは今の本の誤か、若くは爲憲の誤かとせねばならぬ。而して著者親房もそのやうな書經を見たか、若くは世俗諺文に據つたかの一であると考へねばならぬ。按ずるにこの所謂尙書と同一なるものは未だ見ないが、晏子春秋には「晏子曰嬰聞㆑之、聖人千慮必有㆓一失㆒、愚人千慮必有㆓一得㆒」とある、それが、最も近い。しかし、聖人と賢者との相違がある上晏子春秋は經書では無いから、他に出典があるのであらう。又史記の淮陰侯傳には「廣武君曰臣聞智者千慮必有㆓一失㆒、愚者千慮必有㆓一得㆒」とある。これは智者とあるから更に一轉したものである。

（されば曾子は吾日三省吾躬と云ふ。季文子は三思とも云ふ） 論語學而篇に「曾子曰吾日三省㆓吾身㆒、爲㆑人謀而不㆑忠乎與㆓朋友㆒交而不㆑信乎、傳不㆑習乎」とある。曾子は孔子の弟子のうちでも至孝質實の人で、孝經、大學を述べた人である。季文子の事は論語公冶長篇に見ゆる。曰はく、「季文子三思而後行。孔子曰再斯可矣」とある。

（聖德の譽御座さんに付ても彌愼みますべき事也） これは、この書を讀ませ奉らうと欲する人に對しての忠言である。

（昔應神天皇も讒をきかせ給ひて云々） この事は應神天皇の條に出てゐる。

（此度の事凡慮及びがたし） 應神天皇の時には武內宿禰が、その禍をのがれて罪の無い事を明らかにせられたが、この度菅公は無實の罪にあてられて、そのまゝこれを證し明すことなくして薨ぜられた。明君と賢臣との間は一時の過は在つても、まさに上の如くであるべきと思ふに、今の場合はさやうに運ばなかつたのは如何なる次第であるか、凡人の思慮では何とも判斷の下しやうが無いといふのである。

（程なく神と顯れて今に至るまで靈驗無雙也） これは菅原道眞が天滿天神とあがめられて北野神社に祭られ、又諸國に祭られてある事をいつたのであるが、そのはじめは朱雀天皇の天慶五年七月に西京の七條の女文子と云ふものが託宣に因りて假りにその宅地を割りて祀つたのであつて、その後天曆の年に今の社地に鎭座し、村上天皇の天德三年に右大臣藤原師輔がこれを增築し、一條天皇の永延元年に神敎によつて社殿を改造し、寬弘元年に行幸ありて拜せしめたま

ひ、官社として二十二社の列に入り、歴代の天皇又攝關以下藤氏の崇敬淺からぬものがあつて、今日では官幣中社北野神社といふ。又太宰府の廟も亦官社となり、諸國にも天滿宮の社の無い土地が無いと云ふ程になつた。これは何人も皆現に知る所である。

（末世の益を施さんためにや） これも上に「菅氏は權化の事なれば、末世のためにもやありけん」と云つた語をくりかへして「凡慮及び難し」といつた事に對應してゐるのである。

（讒を入れし大臣は後なく成りぬ） 讒を天皇に申した左大臣時平は延喜九年に三十九歳で薨じ、その子三人、長子大納言保忠は承平六年に四十七歳で薨じ、三子中納言敦忠は天慶六年に三十八歳で薨じた。いづれも大臣にも到らず、且長命とはいはれぬ所から世人は菅公の祟と信じてゐたやうである。たゞ第二子顯忠だけは右大臣に進み、村上天皇の康保二年に六十八歳で薨じたのは例外と考へられてゐたもので、大鏡には平常謹愼した爲であるといひ、「是より外の君だちみな卅よ、四十にすぎ給はず、其故はたゞことにはあらず、この北野の御なげきになんあるべき」と云つてゐるが、更に時平の孫以下に至つては大抵四位五位に止まつて、公卿になつた人は一人もなくなつたのである。それで大鏡は「かくあさましき惡事を申しおこなはせ給へりし罪により此おとゞの御すゑはおはせぬ也」といつてゐる。これは當時の人心の反映したものであらう。

（同心ありける類も皆神罰を蒙りにき） この時に、時平に加擔した巨頭は大納言源光、中納言藤原定國、藏人頭藤原菅根であつたと傳へらるるが、源光は右大臣になつたが、延喜十三年に狩獵の際馬より落ち泥中に入りて死骸見えず、定國は大納言兼右近衞大將になつたが、四十年で薨じた。勸修寺家譜には「本院左大臣時平公のむこ君にて菅丞相と不快にましますゆへにやよをはやうし給ふ。（中略）この御流四五代はありしかどやがてたえにき」とある。菅根は參議まで昇つたが、延喜八年十月七日卒したが、北野緣起には雷火にうたれて死したとある。これらは皆菅氏の怒に觸れたものと信ぜられてゐた。

此君久しく世を持せ給ひて德政を好み行はせ給ふ事上代に越えたり。天

下泰平、民間安穩にて本朝の仁德の古き跡にもなぞらへ、異域堯舜の賢き道にもたぐへ申しき。

（德政を好み行はせ給ふ事上代に越えたり） 德政は仁德の政である。この天皇の仁慈の德おはしました事は多くの史乘に見えて、一々あぐるまでもなく人の知つてゐる所であるが、少しくいはば、服御の常膳四分一を減ぜしめられ、或は寒夜御衣を脫して、民間の凍餒を省みたまひ、群臣の奏對には每に溫顏を以て接したまうた事など、人口に膾炙する所である。

（本朝の仁德の古き跡にもなぞらへ、異域堯舜の賢き道にもたぐへ申しき） これは延喜天曆といつて治世の手本としてゐるが、又延喜聖代と平家物語に云つてゐるなどがそれである。

延喜七年丁卯の年もろこしの唐滅して梁と云ふ國に遷りにけり。うちつづき後唐、晉、漢、周となん云ふ五代在りき。

（說） これは支那に唐が滅びたから、それの年代を對照して示したのである。

（延喜七年丁卯の年もろこしの唐滅して云々） 唐は醍醐天皇の昌泰元年が、昭宗の第十年光化元年であつたが、その後延喜四年に當る年天祐元年に朱全忠が昭宗を弑して哀帝を立てたが、天祐四年に帝に逼つて位を禪らしめ、朱全忠が、皇帝となり國を梁と名づけた。これが丁卯の年で、わが延喜七年に當る。唐はすべて二十世二百九十年で亡びた。

（うちつづき後唐、晉、漢、周となん云ふ五代在りき） 梁は朱全忠の帝と唱へた國の名であるが、支那は當時群雄が各地に割據してゐたので、梁は唐帝に逼つて、その禪りを受けたとはいへ、統一的の國家ではなかつた。しかし、自ら正

統國家を以て任じたものであるから、これを主として云ふのである。さて梁は太祖末帝二世十七年でわが延長元年に亡び、これに代つたのが後唐である。後唐は李存勗が、傳國の璽を得て帝を稱したのであるが、莊宗。明宗等四世十四年で亡び、後晋がこれに代つた。この時が、朱雀天皇の承平六年の事である。その後、後漢、後周、の二代を經て宋にうつる。唐から宋までの間、朝廷のかはること五であるによつて五代の名を以て呼ばるる。なほ後晋以後の事は村上天皇の條下で云ふ。

此天皇天下を治め給ふ事三十三年。四十四歳御座しき。

（此天皇天下を治め給ふ事三十三年） この天皇は延長八年九月二十二日に皇子に位を譲り給ひ、廿九日に崩御になつた。寛平九年七月三日の踐祚であるによつて、御在位は滿三十三年を少しく過ぎてゐる。

（四十四歳御座しき） 日本紀略には春秋四十六とあり、扶桑略記も同じい。本書は誤である。

第六十一代朱雀天皇、諱は寛明、醍醐十一の子。御母皇太后藤原の穩子、關白太政大臣基經の女也。御兄保明の太子（諡を文彥と申す。）早世。其御子慶賴の太子もうちつづき隱れ御座しかば、保明の一腹の御弟にて、立ち給ふ。庚寅の年卽位、辛卯に改元。外舅左大臣忠平（昭宣公の三男、後に貞信公と云ふ。）攝政せらる。寛平に昭宣公薨じて後には延喜御一代まで攝關なかりき。此君又幼主にて立ち

「を」他諸本によりて補ふ。

御諱大鏡には「ヒロアキラ」とかけり。

給ふに依りて故事に任せて万機を攝行せられけるにこそ。

(皇太后藤原の穏子) 日本紀略には「皇后藤原穏子」とある。藤原穏子は基經の女で、醍醐天皇の女御であつたが、延長元年四月廿六日に皇后に册立せられ、この天皇即位の後、承平元年十一月廿八日皇太后の尊號を上られた。

(御兄保明の太子早世) 保明の太子は醍醐第二の皇子、御母は皇后穏子、本の名は崇象と申し上げたが、後に改められた。延喜四年に二歳で皇太子に立たれたが、延長元年三月廿一日に二十一歳で薨ぜられた。三月二十七日に勅して文献彦太子と謚せられた。この謚は日本紀略、西宮記裏書、立坊次第にも出てゐるので、文彦太子といふのは略稱であらう。しかし文彦太子といふ略稱も、古くから行はれたらしく、中右記、皇胤紹運錄、大鏡裏書、續古今集等には文彦太子とあり、又醍醐寺雜事記に引く李部王記には文献太子ともある。

(其御子慶頼の太子もうちつづき隱れ御座しかば) 延長元年四月廿九日に皇孫を以て皇太子に立てられた。この時二歳であつたが、延長三年に薨ぜられた。

(保明の一腹の御弟にて立ち給ふ) 朱雀天皇は文彦太子と同じく皇后穏子の御子であるによりて皇太子に立ち給ふ事となつた。延長三年十月廿一日に三歳で皇太子に立たれた。

(庚寅の年即位、辛卯に改元) 庚寅は延長八年でその九月二十二日受禪踐祚、十一月廿一日に即位禮があり、翌辛卯の年四月廿六日に承平と改元せられた。

(外舅左大臣忠平……攝政せらる) 忠平は基經の四男で、(本書三男とあるのは誤である)母后穏子の御兄である。この人、村上天皇の御世天暦三年に關白太政大臣で薨じた。その時信濃國に封じて貞信公と謚せられた。この踐祚の時には左大臣であつたが、讓位の際詔あつて政事を攝行せしめられたのである。

(寛平に昭宣公薨じて後には延喜御一代まで攝關なかりき) この事は上に明かである。

(此君又幼主にて立ち給ふに依りて、故事に任せて、万機を攝行せられけるにこそ) この時天皇八歳で在らせられたから、攝政を要することは當然であつた。これ故に淸和陽成兩朝の時の故き例に准じて臣下として萬機を攝し行はれたのであらうといふのである。

「總」底本「野」とせるが、他諸本によりて改む。

この「二月に」の「に」梅白本によりて補ふ。

「さしも」底本「指も」に作る他諸本によりて假名とす。

此御時平將門と云ふ物あり。上總介高望が孫也。（高望は葛原親王の孫、平の姓を給はる。桓武四代の御苗裔也とぞ。）執政の家につかうまつりけるが、使の宣旨を望み申しけり。不許なるに依りて憤をなし、東國に下向して、叛逆を發してけり。先、伯父常陸國大掾、國香を責めしかば、國香自殺しぬ。是より坂東をおしなびかし、下總國相馬郡に居住をしめ、都と名づけ、自平親王と稱し、官爵をなしあたへけり。是に依りて天下騷動す。參議民部卿兼右衞門督藤原忠文朝臣を征東大將軍とし、源經基（清和の御末、六孫王と云ふ。賴義義家等が先祖也。）藤原仲舒（忠文弟也）を副將軍として、差遣はさる。平貞盛（國香子也。）藤原秀鄕等心を一にして、將門を滅して、其首を奉りしかば、諸將は道より歸り參りにき。（將門は承平五年二月に事を發し、天慶三年二月に滅びぬ。其間六年也。）藤原純友と云ふ物、彼將門に同心して、西國にて叛亂せしをば、少將小野好古を遣して追討せらる。（天慶四年に純友はほろぼさるとぞ。）かくて天下しづまりにき。延喜の御代さしも安寧なりしに、いつしか、此亂れ出來る。天皇もおだやかにましま

しけり。又貞信公の執政なりしかば、政の違ふ事は侍らじ。時の災難にこそと覺え侍る。

（平將門と云ふ物あり） 平氏は桓武天皇の御子葛原親王の子、高見王、その子高望の時、平姓を賜りて臣族に入る。高望の子に、國香、良將等あつて、將門は良將の子である。されば桓武―葛原―高見―高望―良將―將門となつて六代の末である。本書に四代とあるのは高望をさしたのである。

（執政の家につかうまつりけるが） 執政は攝政關白のこと、こゝでは攝政忠平の家に仕へてゐたのである。この事は將門記に載せてある將門が忠平に寄せた書狀に「將門少年之日奉二名簿於太政大臣殿下一數十年致二勤公誠一」とあるのでもわかる。

（使の宣旨を望み申しけり） 使は檢非違使の略稱であるが、使の宣旨を望むといふのは檢非違使別當とならうと願つたと解釋してゐるのが、今の注釋書すべての說である。その說によると「檢非違使には長官、次官、その他の役人あれど、天皇の勅宣によつて補せらるゝは長官たる別當のみなれば、使の宣旨とはその別當となる勅命をいふなり」といふのである。しかし、果してさうであらうか。檢非違使の別當は參議以上の人が補せらるゝ慣例で必ず衞門督兵衞督の兼帶すべき職である。將門が忠平に仕へてゐた時は、如何程の身分であつたか明かでないが、別當の候補には立ちうべき資格が在つたとは決して思はれぬ。將門は執柄家の侍であつたらうから、その望む所として五位の官の補すべき佐が、その理想であつたらう。恐らくは實際望んだのは檢非違使の尉位であつたらう。後世の事ながら源義經は檢非違使少尉に補せられ、五位に叙せられて太夫尉と唱へられて得意であつた。將門の時には五位の尉は未だなかつたらうと思はるるが、五位相當の佐を望んだのかも知れぬ。使の宣旨とは上にあげた注釋家の說くやうな事ではない。既にこの本の著者の同じ著である所の職原抄に「但別當以下爲二宣下職一」と書いてあるではないか。それについては如何にも、西宮記に「補二檢非違使一事上卿奉レ勅仰二下辨官一但別當宣旨、佐以下佐官」とあるによりて、宣旨は別當のみであるといふのは一往道理と聞ゆる。しかし、職原抄では「佐」の下に「爲二左右衞門權佐一者蒙二使宣旨一」といひ、「志」の

下に「明法道雅六位時任衞門志即蒙使宣旨」といひ、「府生」の下にも「仍府督判補之後申下使宣旨」とあつて、明かに別當以下すべて宣旨を以て命ぜらるることを云つてゐるのである。なほ又古くは侍中群要に「藏人尉蒙使宣旨之時不待官符云々」とあるのをみれば、これは例外として、普通は官符があつて後宣旨を蒙るものであると見なければならず、又その官符には明かに宣によりて行ふ旨をかいてある。さうして見れば、檢非違使といふものは特別の取扱のものですべて別勅たる宣旨を蒙りてはじめて職務を執行するものであつて、それは、別當から最下級の府生に至るまで同樣である事は疑がない。それ故にこゝに「宣旨を云々」とあるのは別當たらむことを望んだのであるといふ證據にはならず。かへりて、この著者はすべて檢非違使は宣旨で任ぜらるるといふ事を下心に持つてゐて、それによつてかいたといはねばならぬ。それ故にこゝはやはり別當にならうとしたといふ證據にはならぬ。

（不許なるに依りて憤をなし東國に下向して叛逆を發してけり）　この謀叛の動機は未だ確な證據を知らぬ。東國に下向しては常陸下總の邊を根據としてゐた。

（先、伯父常陸國大掾國香を責めしかば、國香自殺しぬ）　國香は將門の父良將の兄である。この戰はその源が女に關しての論であつたと將門記に見ゆるが、承平五年二月にこの騷動があつて、平國香を常陸國石田館で攻め殺したのである。

（是より坂東をおしなびかし、下總國相馬郡に居住をしめ都と名づけ　自ら平親王と稱し官職をなしあたへけり）　將門は國香を亡してから、同年十月二十一日に伯父平良正等と常陸に戰つてこれを破り、その後伯父平良兼と戰ひなどして坂東八ケ國に威を振つてゐたが、武藏權守興世王の勸めによつて、終に自立して新皇と稱へ、下總國相馬郡に王城を建つることを命じ、又左右大臣、納言參議文武百官を置き、內印外印の寸法等を定めたが、たゞ曆博士だけはその人を得なかつたといふ事である。これらの事は將門記に委しく見ゆる。こゝに平親王とあるは新皇とあるより出た後の號であらう。

（是に依りて天下騷動す）　この騷動の京都に聞えたのは、天慶二年であつたらしい。三月四日にはこれに關する仰が下つた事、最初は同族又は地方豪族の私鬪であつたが、謀叛の形として日本紀略に見ゆる。しかし、その明かに朝廷に反した形の見えたのは、天慶二年十一二月の交である。そこで朝廷では、神佛にその調伏を祈願し、又官符を下し武士等に仰せてこれを討たせられ、天下の大騷動であつた。

（參議民部卿兼右衞門督藤原忠文朝臣を征夷大將軍とし云々）　この任命は天慶三年正月十九日であつた。副將軍の一人源

經基は清和天皇の御孫で源姓を賜はつたのであるが、父貞純親王が清和天皇の第六子であつたから、六孫王と稱へらるる。これが、鎌倉幕府を開いた源氏の祖であるから、わが國史には重大な關係がある。經基の子が滿仲、その子が賴信、賴光等で、賴信の子が賴義、その子が義家、その子が爲義、その子が義朝、その子が賴朝である。この將軍は二月八日に節刀を賜はつて下向したが、その前に

（平貞盛藤原秀鄕等心を一にして將門を滅して其首を奉りしかば、諸將は道より歸り參りにき） と云つた如く、その途中で、將門が滅びたのをきいて京に引きかへした。貞盛は國香の子で當時常陸掾であり、秀鄕は下野押領使であつた。

（將門は承平五年二月に事を發し云々） その發端は上にあげた。その亡ぼされたのは天慶三年二月十四日である。

（藤原純友と云ふ物、平將門に同心して西國にて叛亂せしかば云々） 純友は筑前守藤原良範の子、もと伊豫掾であつたが、任滿ちて後その國に居住して海賊の首領となつたものである。この海賊は承平二年の頃から史上に見ゆるが、純友が首領となつてゐることは承平五年六月の日本紀略の記事に見ゆる。これも神佛に祈り、又諸國に令して討たせられたが、小野好古を天慶三年正月一日に山陽道追捕使に任ぜられ、ついで南海道を兼ねたが、天慶四年つひにこれを捕へて、亂を平げた。その月日は明かでない。純友は獄中で死んだ。こゝに於いて天下の大亂もしづまつた。

（說）「延喜の御代云々」はこの御治世に大亂の在つた事についての著者の感想を述べたのである。「天皇も穩かにましましけり」とあるはいふまでもない。「政の違ふ事」も侍らじとは政治に非理非法の事はなかつたらうといふのである。

（時の災難にこそと覺ゆる） これは天皇も執政も不條理はないから、かやうな亂の起つた原因は考へられぬ。大方偶然に起つた災難であらうといふのである。しかし、これは前代から當時にかけて、中央の政治にのみ心を注いで、地方の政治には重きを置かれぬ有樣で、民間の實狀が廟堂に徹底して知られてゐなかつたと思はるるから、やはり前代からの政治上の缺陷に基づくと考へらるる。

天皇御子ましまさず、一腹の御弟太宰の帥の親王を太弟に立て、天位を讓りて尊號あり。後には出家せさせ給ひき。

（一腹の御弟、太宰の帥の親王を太弟に立て天位を讓りて尊號あり） この親王は成明親王で、同母弟にまします。 天慶六年に太宰帥に任ぜられ、天慶七年四月二十二日に皇太子に立てられたのである。本書に太弟とあるのは、事實に依つたゞけの事で、名義は皇太子であつたであらう。天慶九年四月廿日に位を讓られ、四月廿六日に新帝から太上天皇の尊號を奉られた。

（後には出家せさせ給ひき） 天慶六年三月十四日に落飾出家せられて、法諱を佛陀壽と申し奉る。

天下を治め給ふ事十六年。三十歲御座しき。

（天下を治め給ふ事十六年） 延長八年九月廿二日の踐祚、天慶九年四月二十日の讓位であるから、その間は滿十六年に少しく足らぬ。

（三十歲御座しき） これは異說がない。

第六十二代、第三十四世、村上天皇、諱は成明、醍醐十四の子、朱雀同母の御弟也。丙午の年即位、丁未に改元。兄弟相讓らせ給ひしかば、まめやかなる禪讓の禮儀在りき。

（丙午の年即位） 丙午は天慶九年で、その四月二十日（これは十三日、十九日等諸書異說あるが、日本紀略、朱雀天皇紀及貞信公記による）に受禪踐祚があり、同二十八日に即位あらせられた。御年二十一歲。

（**丁未に改元**）　丁未は天慶十年、その四月廿二日に改元して天暦と號せられた。

（**相讓らせ給ひしかば、まめやかなる禪讓の禮儀在りき**）　「まめやか」とは懇切篤實といふ意である。「禪讓の禮儀在りき」といふについて、諸家の説明は「懇なる御禪りの禮儀作法ありたり」とやうにあるが、讓國の儀式は定まつた儀があつて、別にこれを變更せらるる筈はない。諸家のいふ所は何をいふのであるか、自分には何とも理會しかぬる。それらの人の説は恐らくは誤であらう。これは大日本史に「謙讓不受太上天皇尊號村上帝固請乃聽之」とあるやうに、太上天皇の尊號はもと父帝に上らるるものであるから、御兄弟の間では心苦しいとて辭退せられ、又新帝は御兄君であらせられても事實先帝であるからして同く請はれたのである。この事をさしたので、何も讓位の儀式をこの際に、わざと古來の法式によらず行はれたといふ意では決してない。かやうな事は輕いやうでも、その解釋の正鵠を失したものでは事實を誤り傳ふる罪は決して輕いといふことを得ぬ。

「繼」梅白二本による。底本「次」とす。

「と」底本なし。他諸本によりて補ふ。

「ぞありがたき」梅白二本による。底本誤脱あり。

此天皇賢明の御譽先皇の跡を繼ぎ申させ給ひければ、天下安寧なる事も延喜延長の昔に異ならず、文筆諸藝を好み給ふ事もかはりまさゞりけり。万の樣には延喜天暦の二代とぞ申侍る。もろこしの賢き明王も二三代と傳はるは希なりき。周にぞ文、武、成、康、（文王は正位につかず。）漢には文、景なんどぞありがたき事に申しける。光孝傍よりえらばれ立ち給ひしに打ちつづき明王の傳はり給ひし、我國の中興すべき故にこそ侍りけめ。又繼體も只此一流にのみぞ定まりぬる。

（說） この御世は所謂天暦の御世といふ至治の世であると傳へられてゐるにより著者またこゝに、それについての感想を述ぶるのである。

（此天皇賢明の御譽先皇の跡を繼ぎ申させ給ひければ云々） 先皇は醍醐天皇をさす。これは榮花物語にこの天皇を評し奉りて「かくて今の上の御心ばへ、あらまほしくあるべきかぎりおはしましけるに、又この御門堯の子の堯ならむやうに大かた御心ばへの雄々しうけだかく、かしこうおはしますものから御ざえもかぎりなし。和歌のかたにもいみじうしませ給へり。萬になさけあり、物のはえおはしますことかぎりなし」といひ、又「かく御門の御心のめでたければ、吹風も枝をならさずなどあればにや、春の花もにほひのどけく、秋の紅葉も枝とゞまり、いと心のどかなる御有様なり」とあるので御治世の大様を見るべしである。延喜も延長も醍醐の御世の年號である。

（文筆諸藝を好み給ふ事云々） 文は韻文、筆は散文のことであるが、こゝには和歌等をこめて言つたものであらう。未だ皇位につかれぬ前に大江維時に命じて承和から延喜までの名人十人の律詩を集めて日觀集二十卷を編せしめられ、又御製の詩文も少からず、和歌をも好ませられて御歌も少くないのみならず、後撰集を勅撰せられた。又音樂を好ませられ、ことに琵琶をもよくせられた。

（万の樣にも延喜天暦の二代とぞ申侍る） これは誰人も知る所であるが、たとへば江吏部集に「延喜天暦二代聖主云々」といふが如き、又平家物語に高倉天皇の御事を申すとて「いうにやさしう人の思ひつきまゐらする方もおそらく延喜天暦の御門と申とも、いかでか是にはまさるべきとぞ人申ける」といふが如きである。

（もろこしの賢き明王も二三代と傳はるは希なりき。周にぞ云々） 文武成康といふのは周の文王、その子武王、その子成王、その子康王をいふ。このうち、文王は後の尊號で、周がまだ天子にならぬ時代であるから、正位につかず、と云つた。文景は前漢の孝文皇帝とその子孝景皇帝とをいふ。これらは支那でも、父子相ついだ賢王と傳へられた人々である。しかしさやうな例は希である。

（光孝傍よりえらばれ立ち給ひしに云々） 光孝天皇の傍から出て立ち給ひしことは上に述べた。光孝、宇多、醍醐、村上と打つゞいて賢明な天皇の出でたまふ事は、我國が光孝天皇によつて中興すべきわけがあつた爲であらうといふ。

（繼體も只此一流にのみぞ定まりぬる） 皇位の御繼承も、この光孝天皇乃至村上天皇の御一流に定まつたといふのである。

「おとゞ」底本「臣」に作る。他本による。以下同じ。

末つ方、天徳年中にや始めて内裏に炎上在りて、内侍所もやけにしが、神鏡は灰の中より出し奉らる。圓規損する事なくして、分明に顯れ出で給ふ。見奉る人驚感ぜずと云ふ事なしとぞ御記に見え侍る。此時に神鏡の南殿の櫻にかゝらせ給ひけるを小野宮の實頼のおとゞ袖に受けられたりと申す事あれど、僻事をなん云ひ傳へ侍る也。」

(末つ方、天徳年中にや始めて内裏に炎上在りて)「炎上」は書經洪範に「火曰ニ炎上一」とあつて、火の異稱であるが、後世火事の意に用ゐる例となつた。この火災は天徳四年(天皇即位後十五年、この後七年で冷泉の御世となる)九月二十三日の夜に禁中に起つたのである。こゝに「始めて」とあるのは、平安奠都以後はじてめの内裏燒亡であるのを示した。

(内侍所もやけにしが、神鏡は灰の中より出し奉らる)この火災に内侍所も燒けたが、賢所の神鏡も取出し奉る事が出來ず、その燒けた灰の中におはしましたので、翌日燒灰の中から索め出し奉つた。その時の事は日本紀略に「又昨夜鏡(和名加之古止古呂)并太刀契不レ能ニ取出一今日依レ勅令レ搜ニ求餘燼之上一已得ニ其實一但調度燒損其旨猶存、形質不レ變甚爲ニ神異一」とある。

(圓規損する事なくして分明に顯れ出で給ふ云々)圓規とは圓い形をいふ。規は俗にいふブンマハシで、圓形を畫する道具であるが、その圓き規の形が一も缺け損ずることなくして燒灰の中から索め出されたといふのである。この事は上の日本紀略にも載せてあるが、本書にあるやうに、この天皇の御日記に載せてあるといふのである。この御日記は俗に天曆御記と云ふが、全文は今傳らないが、この時の部分は扶桑略記に引いてあるから明にわかる。それには「重光朝臣來奏之、依ニ火氣頗消一罷ニ到溫明殿所一求見。瓮上在ニ鏡一面一徑八寸許、頭雖レ有ニ小瑕一專無レ損圓規并帶等甚以分明。露出

「宋の」の「の」底本なし。他本によりて補ふ。

俯二破瓦上一。見レ之者无レ不二驚感一」とある。

（此時に神鏡の南殿の櫻にかからせ給ひけるを云々） この俗説は平家物語の鏡の沙汰にも見ゆるが、それは平家のみならず、汎く行はれてゐたに相違なく、古今著聞集にもこの俗説をあげて「此事おぼつかなし」と云つて本書のやうにこれを駁してゐる。

應和元年辛酉の年唐の後周滅して、宋の代に定まる。唐の後五代、五十五年の間彼國大に亂れて、五姓うつりかはりて、國の主たり。五季とぞ云ひける。宋の代、賢王うつゞきて三百二十餘年までたもてりき。

（應和元年辛酉の年云々） これは前にも云つた五代の事であるが、それは朱全忠の起した後梁が、二世十七年、その次が、李存勗の起した後唐で、四世十四年で亡び、その次が石敬塘の起した後晉で、二世十二年で亡び、これに代つたのは、劉知遠の後漢で、これは僅に四年で亡びた。その次は郭威が自立して太祖皇帝と稱した後周であるが、これは三世十年で亡びて宋になつた。これは庚申の年で、わが天徳四年に當る。本書にその翌年辛酉とするのは誤であらう。從つて五十五年は五十四年と訂正せねばならぬ。この間は僅に五十四年であるが、正朔と稱するものを代ふること五であるから、五代とも五季ともいふ。而して、それも中央だけの事で、地方は更に群雄割據の姿であつた。支那の混亂時代の標本と云つてよい。

（宋の代賢王うちつゞきて三百二十餘年までたもてりき） 宋は後周の將趙匡胤にはじまるのである。匡胤が後周の將として攻伐を事としてゐるうちに漸く勢を得て、遂に後周の恭帝の讓を受けて帝を稱し國を宋と號した。これが、この天皇の天徳四年庚申の年で、宋には建隆の年號を用ゐた。それから弘安二年元に亡ぼさるゝまで三百十九年である。これはわが國の無窮の皇祚に對すれば、はかないものであるが、五十四年に五代も王朝をかふる時代から見れば、長くつ

「申す」底本脱す。他本によりて補ふ。

「繼」底本「次」とす。梅本による。

「探」底本「捜」に作る。白本による。

づいたといはねばなるまい。而してかやうに長つゞきするのはその王が代々に賢明であつたと考ふる外はない。それ故に本書のやうにいふのは支那史としては當然である。

此天皇天下を治め給ふ事二十一年。四十二歳御座しき。

（天下を治め給ふ事二十一年）　天慶九年四月廿日に受禪踐祚、康保四年五月廿五日に崩御であるから、御在位は滿二十一年と少しである。

（四十二歳御座しき）　これは異說がない。

（說）　これから御子具平親王の御事を始めとして汎く源氏に對する意見を述ぶる。

御子多く御座しし中に、冷泉圓融は天位に即き給ひしかば、申すに及ばず。親王の中に、具平親王（六條の宮と申す。中務卿に任じ給ひき。前に兼明親王名譽共御座しき。仍て是を後中書王と申す。）賢才文藝の方、代代の御跡を能く相繼ぎ申し給ひけり。一條の御代に万づ昔を起し、人を用ゐる御座しければ、此親王昇殿し給ひし日、清涼殿にて作文有りしに、（中殿の作文と云ふ事是よりはじまる。）所レ貴是賢才と云ふ題にて、韻を探らるる事あり。此親王の御ためなるべし。凡そ諸道に明かに佛法の方までもくらからざりけるこ

ぞ。昔より源氏多かりしかども、此御末のみぞ今に至るまで、大臣以上に至りて相次ぎ侍る。

（御子多く御座しし中に云々） この天皇の御子は男子に廣平親王、冷泉天皇、圓融天皇、昌平親王、具平親王、永平親王、昭平親王ましました。冷泉、圓融二天皇の事は下にあるからいはぬ。外の親王のうちでは具平親王が、著しい方であるから、それを申さらといふのである。その理由は下にいふ。

（親王の中に具平親王云々） 村上の皇子、親王としては五人まします。その中について具平親王の事を委しくいふといふのであるが、この親王は一は著者親房の祖先、又久我、中院、堀川、土御門諸流の祖先であつて、それらの家は世々朝臣中の名族として、大臣家と稱へられ、華族、英雄と稱せられたのである。それ故に源氏中の最高地位を占めた家柄のその祖先をこゝに說いて、さて一般の源氏についての意見を述べようとするのであらう。

（六條の宮と申す） 御在所が、六條坊門南、西洞院東にあつたからの御名である。

（中務卿に任じ給ひき云々） 中務卿は親王の任ぜらるる官と定まつてゐた。それは、元來機密の文書を掌る職であつたからである。さて、前に醍醐天皇の御子兼明親王が中務卿として賢明であつて、中書王と稱して名譽の御方であつた。中書王といふのは中務卿の唐名を中書令といふ所から起つたのである。具平親王も中務卿で同じく賢明であつたから、後中書王と申して、並び稱へたのである。

（賢才文藝の方代々の御跡を能く相繼ぎ申し給ひけり） この事は大日本史が、諸書によつて、「資性英敏にして文才あり。和歌をよくし兼ねて音律に工みなり。陰陽醫術諸技藝、通曉せざるなし。大江匡房嘗て曰はく古今の人の子能く父の業を繼ぐものは、唯都在中、菅原淳茂、具平親王、菅原輔昭のみなり」といつてゐるをひく。それ故にその薨ずるとき、大學の釋奠の宴を停められた。これは左經記によると、それは一代の文宗を喪ふを以てゞあるといふことである。これを以ても當時に重んぜられたさまを見るべきである。

（一條の御代に万づ昔を起し人を用ゐ御座しければ云々） 一條天皇の御代には萬事、延喜天曆の御迹を繼ぎ、朝儀などの

中絶したのを復興せられ、又人材を盛んに登用せられた事である。

（此親王昇殿し給ひし日清涼殿にて作文有りしに所貴是賢才と云ふ題にて云々） この時の事は日本紀略及び大鏡裏書によるに、寛弘四年四月廿五日に一條院皇居に於て行はれたので、「題云、所貴是賢才、王卿以下属文之輩多献、題者權中納言忠輔卿、序者文章博士大江以言、講師東宮學士大江匡衡」であつた。委しい事は法成寺攝政記に見ゆる。その時の以言の序と詩と中書王の詩とは本朝麗藻に載せてあり、序は又本朝文粹にも見ゆる。さてこゝに「此親王昇殿し給ひし日」と有るを「殿上に昇ることを許さるゝこと」と解釋した本が多いが、親王に昇殿を許さるるとか許されないとかいふことは古來聞かない所である。臣下の昇殿といふのは普通清涼殿の殿上間に出入することをいふので、三位以上の人は當然であるが、その以下の人は侍臣として勅許があつて、はじめてそれが出來るので、これを昇殿を許さるるといふのである。親王が昇殿を許されねば殿上間に出入することが出來ぬといふ事は無い筈である。これはたゞ、この親王が宮中に參り天機を奉伺せられた日といふだけの事である。清涼殿は天皇常の御座所となつてゐた殿舍である。作文といふのは當時では詩を作ることである。（文といふのは韻を踐んだものをいふ）「韻を探る」といふは古詩を一句書き、それを一字づゝに切りてそれを丸めて器に入れ、（此頃は土器に入れたり）それを各一づゝとりて、取り當りたる字を詩の韻にふみて作るをいふ。當時音にて「たんゐん」とも云つた。本朝麗藻によると、親王は「都」字を、以言は「藤」字を探り得たと見ゆる。

（中殿の作文と云ふ事云々） 中殿は清涼殿のこと、清涼殿にての作詩の會である。が、これは時の儀式的の作文の會の事を云つたのである。

（此親王の御ためなるべし） この時の作文の會はこの親王の爲に催されたのであらうといふことである。法成寺攝政記を見れば晴の會であつて、その臣下の上座は實にこの親王であり、その題は結局はこの親王を賞讃したのと見ゆる。

（凡そ諸道に明かに） 榮花物語にこの宮の事を叙して「中務の宮の御心もちひなど、世の常になべてにおはしまさず、いみじう御才かしこうおはする餘りに陰陽道も醫師の方も萬にあさましきまでたらはせ給へり。作文和歌などの方、世に勝れめでたうおはします。心にくゝはづかしき事限なくおはします」といふ。又

（佛法の方までもくらからざりけるとぞ） この事は榮花物語に見ゆる。即ちこの親王出家せむとの御本意が在つた。けれど一條天皇がその賢才を愛せられて、儀式節會などには親王の參入することを促さるる程であつたから、無論出家を許

されなかつたのであらう。それで佛敎の方面にも弘決外典鈔の如き大な著書があつてその造詣を見ることが出來る。

（昔より源氏多かりしかども云々） 源氏の事は次にいふ。多くの源氏のうちで代々相ついで尊貴の家をだもち大臣以上に至る家はこの具平親王の子孫だけである。この事は上にも云つた。

源氏と云ふ事は嵯峨の御門世のつひえを思召して、皇子、皇孫に姓を給ひて、人臣となし給ふ。則ち御子あまた源氏の姓を給はる。桓武の御子葛原の親王の男、高棟、平の姓を給はる。平城の御子阿保親王の男、行平、業平等在原の姓を給はる事も此後の事なれども、是は適の儀也。弘仁以後、代々の御後は皆源の姓を給はる也。親王の宣旨を蒙る人は才不才に依らず、國々に封戸なんど立てられて、世の費なりしかば、人臣に連ね、官し學して、朝要に叶ひ、器に隨ひ、昇進すべき御掟なるべし。姓を給はる人は直に四位に叙す。（皇子皇孫に取りての事也。）當君のは三位なるべしと云ふ。（かゝれど其例希也。嵯峨の御子大納言定卿三位に叙せしかども是も當代にはあらず。）かくて代々の間、姓を給ひし人、百十餘人もや有りけむ。然れども、他流の源氏、大臣以上に至りて二代と相續する人

「定」の下底本「爲」字あり。他諸本によりて削る。

「か」底本「中」に作る。他諸本によりて改む。

「敦」底本「敦」に作る。他諸本によりて改む。

「卿」底本脱す。他諸本によりて補ふ。

「皇」底本「王」に作る。他諸本によりて改む。

「せ」底本「也」

の今まで聞えぬこそいかなる故ならんとおぼつかなけれ。嵯峨の御子姓を給はる人二十一人、此中、大臣に昇る人、常の左大臣兼大将、信の左大臣、融の左大臣。仁明の御子に、姓を給はる人十三人、大臣に昇る人、多の右大臣、光の右大臣兼大将。文徳の御子に、姓を給はる人十二人、大臣に昇る人、能有の右大臣兼大将。清和の御子に姓を給はる人十四人、大臣に昇る人、十世の御末に實朝の右大臣兼大将、是は貞純の親王の苗裔也。陽成の御子に姓を給はる人三人。光孝の御子に姓を給はる人十五人。宇多の御孫に姓を給はりて大臣に昇る人、雅信の左大臣、重信の左大臣。共に敦實親王の男也。醍醐の御子に姓を給はる人、二十人。大臣に昇る人、高明の左大臣兼大将、兼明の左大臣後に親王とす中務卿に任ず。前中書王是也。此後は皇子の姓を給ふ事は絶えにたり。皇孫には數あり。任大臣を本と注すに依りて悉くのせず。近くは後三條の御孫に有仁の左大臣兼大将。輔仁親王の男。白河院の御猶子にて直に三位せし人也。二世の源氏にて大臣に昇れり。かやうに適大臣に至りても

に作る。他諸本によりて改む。

「ほと〳〵」底本「程々」に作る。梅本によりて改む。

「はやく」底本「盡く」に作る。他諸本による。

「れ」底本「シ」に作る。他諸本によりて改む。

「多くて」底本「多き」に作る。他諸本によりて改む。

何れか二代ご相續ける。ほとほと納言以上にて傳はれるだに希也。雅信の大臣の末ぞ自納言までも昇りて殘りたる。高明の大臣の後、四代大納言にて在りしもはやく絶えにき。いかにも故ある事歟と覺えたり。皇胤の貴種より出でぬる人蔭を憑みていご才など無く、あまさへ人に憍り、物に慢ずる心も在るべきにや。人臣の禮に違ふ事在りぬべし。寛平の御記に其端の見え侍りし也。後をも能々鑑みさせ給ひけるにこそ。皇胤は誠に他に異なるべき事なれご、我國は神代よりの誓にて、君は天照太神の御末國をたもち、臣は天兒屋の御流れ君を助け奉るべき器とたれり。源氏はあらたに出でたる人臣也。徳もなく功もなく高官に昇りて、人に憍らば、二神の御とがめ在りぬべき事ぞかし。中々、上古には皇子皇孫多くて諸國にも封ぜられ、將相にも任ぜられき。崇神天皇十年に始めて四人の將軍を任じて四道へ遣されしも皆是皇族也。景行天皇五十一

「仕」底本「任」に作るは誤なり。白本による。

「列」底本「烈」に作る。他諸本による。

「しに」の「に」底本なし。白本による。

「恥ぢず」底本「ヌ」に作る。清家本による。

「にし」底本「ヲ」に作る。他諸本による。

年始めて棟梁の臣を置きて武内宿禰を任ず。成務天皇三年に大臣とす。我朝大臣是にはじまる。六代の朝に仕へて執政たり。此大臣も孝元の曾孫なりき。然れども大織冠氏をさかやかし、忠仁公政を攝せられしより專ら輔佐の器として立歸り、神代の幽契のままに成りぬるにや。閑院の大臣冬嗣、氏の衰へたる事を歎きて善をつみ、功を重ね、神に祈り、佛に歸せられける其驗も相加はり侍りけんかし。此親王ぞ誠に才も高く德もおはしけるにや。其子師房姓を給りて人臣に列せられしに才藝古に恥ぢず、名望世に聞えあり。十七歲にて納言に任じ、數十年の間朝廷の故實に練じ、大臣大將に上りて懸車の齡までつかうまつらる。親王の女祇子の女王は宇治の關白の室也。仍りて此大臣をば彼關白の子にし給ひて、藤氏にかはらず、春日社にもまゐりつかうまつられけりこそ。又軈て御堂の息女に相嫁せられしかば、子孫も皆彼外孫也。此故に御堂宇治をば遠祖の如くに思へり。

「と」底本「ヲ」とす。他諸本による。

それより此方和漢の稽古を宗とし、報國の忠節を前とする誡あるに依りてや此一流のみ絶えずして、十餘代に及べり。其中にも行迹疑はしく貞節疎なる類は自衰へて跡なきもあり、向後と云ふとも愼み思ひ給ふべき事也。大方天皇の御事を注し奉る中に藤氏の起りは所々に申し侍りぬ。源の流も久しく成りぬる上に正路を踏むべき一端を志して、注し侍る也。君も村上の御流一通にて十七代にならしめ給ふ。下も此御末の源氏こそ相傳はりたれば、只此君の德の勝れ給ひける故に餘慶在る歟とこそ仰ぎ申し侍れ。

（源氏と云ふ事は嵯峨の御門云々） 凡そわが皇室には姓とか苗字とか云ふものがない。從つて皇族にも苗字が無い。これはわが皇室が、絶對的尊嚴であつて、一度も相對的の地位に下られた事が無いといふ偉大な事實の證徵で、最も貴むべき點である。そこで、皇胤でももし臣籍に下らるると姓とか苗字とかを賜はる。これは同列の臣民が多數であるからそれと相對的に區別を立つる爲である。さてわが皇室の貴種から臣籍に下られた方は、古來頗る多くて、それ〳〵姓とか苗字とかを賜はつたのであるが、今こゝに論ずるところは源氏である。源氏は嵯峨天皇が弘仁五年八月に勅ありて諸皇子の未だ親王たらざる者に皆源朝臣を賜はつた事からはじまるのである。（新撰姓氏錄に見ゆる）この源氏といふ氏の名義は皇室と源を同じうする意であつて、支那の北魏に例がある。恐らくはその意によられたのであらう。この

やうな所置を嵯峨天皇がとられたのは皇族に供給せらるゝ費用が多大なのを思召しての事である。この事は下に少しく說明がある。この時に源氏になられた方は新撰姓氏錄には八人であるが、それから次々に源氏になられた方があつたと見え、皇胤紹運錄では男女あはせて三十二人である。

（桓武の御子葛原親王の男高棟、平の姓を給はる） これは天長二年七月に葛原親王が上表して、その子息の王號を捨てむと請はれたので許されて、高棟王に平朝臣の姓を賜はつた。しかし、後世榮えた平氏は高棟王の弟高見王の後であるが、これは後れて、寛平元年五月十三日に高見王の子、高望等五人に平朝臣の姓を賜はつたのである。平姓はこの外に、萬多親王の孫、住世、仲野親王の孫、好風、安興等にも賜はつた。いづれも桓武天皇の御末である。これは桓武天皇の定められた、平の京の名に因んで制せられたものであらう。

（平城の御子阿保親王の男行平、業平等在原の姓を云々） この人々の在原の姓を賜はつたのは天長三年であつた。それで、源氏以外の姓を賜はるのは、いづれも嵯峨天皇以後の事でもあり、又たま〳〵の事であるといふので、次の源氏の說明にうつる。

（弘仁以後、代々の御後は皆源の姓を給はる也） これは源といふ姓が、尊貴の家柄を示すに適したから世に歡迎せられたからでもあらう。その代々の源氏の事は下に說いてある。

（親王の宣旨を蒙る人は才不才に依らず國々に封戸なんど立てられて世の費なりしかば） 封戸とは令の制に親王、大臣、大納言、三位以上にその官位に對して一定額の戶邑を給して、そこより出す庸調を給せらるゝをいふ。その額は親王の一品は八百戶、二品は六百戶、三品は四百戶、四品は三百戶である。又无品の親王には封二百戶を賜ふといふ規定が、大同四年に制せられた。この外に又位田の制があつて、親王及び五位已上にそれ〳〵一定額の田を賜はり、それから出す租を給はる。親王のは一品八十町、二品六十町、三品五十町、四品四十町である。それ故に親王の數の多い時にはその供給が然るべき多額に上る譯である。それ故にはじめは皇子女はすべて親王內親王であつたが、次第に財政上の顧慮が行はれて宣下がなくては親王と稱せられぬやうにもなつた。それは一半は財政上の理由に基づくことは疑はれない。嵯峨天皇のやうに皇子女が多くまします場合にその方々にすべて親王內親王としての待遇をせらるるのは困難であつた爲に大英斷を以て、源といふ榮號を與へて臣籍に下し、以て財政上の破綻を起さぬやうにせられたのであらう。

（人臣に連ね） 皇子皇孫も一旦人臣となられた後は、多少の優遇はもとより在つても、一般の臣下と取扱上大なる違は出來たくなる。そこで才器によるより外、昇進の途が無い事になる。

（官し學して、朝要に叶ひ、器に隨ひて昇進すべき御掟なるべし） これは一般臣下の官途につく規定に從はするやうにせられたといふのであらう。要するにこれは考課令の精神によりて考ふれば明かである。考課といふことは考と課とであるが、考とは官してあるもの丶功過を考察することである。課といふのはその人の學才伎能を課試することである。官して朝要に叶へば、一定の規制によりて昇進の途があり、その人の學才伎能が、その器に適すれば、相當の官に進めらるるのが、考課令の本旨である。こゝに朝要に叶ひといふは朝政の要務にたづさはるに適することをいふ。

（姓を給はる人は直に四位に叙す云々） 皇子皇孫で姓を給はる人は直に四位に叙せらるるといふ内規が在つた。その實例は嵯峨天皇以後で、その前には五位に叙せらるる。又その皇子が當代の天皇の御子であれば、直ちに三位に叙せらるるといふ内規があつたといふ事である。しかしその例は希である。嵯峨天皇の御子源定が无位が直ちに從三位に叙せられた事がある。この人は天長五年に源朝臣の姓を賜はり、天長九年にはじめて從三位に叙し美作守に任ぜられた。それが元の皇子で直ちに三位に叙せられた例である。しかしこれは淳和天皇の御世の事であるから當代の皇子の例にはならぬ。四位に叙せられた例は、嵯峨の御子源信が天長二年にはじめて從四位上に叙せられ、同じ源常が、天長五年にはじめて從四位下に叙せられたなどである。

（かくて代々の間姓を給ひし人百十餘人もや有りけむ） 嵯峨天皇以後歴代の天皇の皇子皇孫で姓を給はつて臣下になつた人が百十人以上である、といふのであるが、その著しい人々を下にあげてある。今その天皇の方から見ると、既に前にいつた桓武、平城、嵯峨の次には淳和、仁明、文德、清和、陽成、光孝、宇多、醍醐、村上、圓融、花山、三條、後三條までが著しく、白河以後は多く僧侶とならるる慣例が生じた。

（然れども他流の源氏、大臣以上に至りて二代と相續する人の今まで聞えぬこそ云々） 他流の源氏といふのはこの具平親王の血統以外の源氏をいふ。こゝにいふやうに、如何にも二代以上つゞいて大臣になつた例を見ない。著者はそれが何故であるか、その理由を推測することが困難であるといふ。

（嵯峨の御子姓を給はる人二十一人云々） これは男子だけをかぞへたものであらうが、皇胤紹運錄では十七人である。源常（トキハ）は嵯峨天皇の第三子で、仁明天皇の承和十三年に左大臣に任じ、左近衞大將を兼ね、文德天皇の仁壽四年に在官の

まゝ薨じた。源信は嵯峨天皇の第一子で、文德天皇の齊衡四年に左大臣に任じ、淸和天皇の貞觀十年に在官のまゝ薨じた。源融は嵯峨天皇の第十二子で、貞觀十四年に左大臣に任じ、宇多天皇の寛平七年に在官のまゝ薨じた。

（仁明の御子に姓を給はる人十三人云々） これは何によつたのであるかわからぬ。皇胤紹運錄では、多、冷、光、効、覺の五人の外に、貞、登をかぞふるだけである。源多は仁明第一の源氏で、陽成天皇の元慶六年に右大臣に任じ、左近衞大將を兼ね、宇多天皇の仁和四年に在官のまゝ薨じた。源光は仁明第三の源氏で、延喜元年に右大臣に任じ延喜六年に右近衞大將を兼ね、延喜九年に兼左近衞大將にうつり、延喜十三年に在官のまゝ薨じた。

（文德の御子に姓を給はる人十二人云々） これは皇胤紹運錄に男子は八人だけのする。女子を加ふれば十五人になるから、これもその據を知らぬ。源能有は文德天皇第一の皇子で、寛平八年に右大臣兼左近衞大將に任じ、翌年薨じた。

（淸和の御子に姓を給はる人十四人云々） 皇胤紹運錄によると、四人だけである。これも據を知らぬ。この中には大臣に昇つた人は一人も無い。淸和の御孫で、源氏になつた人は頗る多い。しかし、大臣に昇るやうな事が無く、多い子孫のうちで鎌倉の右大臣實朝一人だけが大臣になつた。實朝は

淸和—貞純—經基—滿仲—賴信—賴義—義家—爲義—義朝—賴朝—實朝

といふ系統になる。實朝は順德天皇の建保六年に右大臣に任じ左近衞大將を兼ね、建保七年に薨じた。

（陽成の御子に姓を給はる人三人） これは諸書に傳へてゐる所が一致してゐる。そのうち最も昇進したのは源淸蔭で大納言までなつた。

（光孝の御子に姓を給はる人十三人） これは皇胤紹運錄によると、源氏が男子十五人、女子二十人、滋水氏が一人である。そのうち最も昇進したのが大納言源貞恒である。

（宇多の御孫に姓を給はりて大臣に昇る人云々） 宇多天皇の御子で源氏となつたのは女子二人だけである。御孫で源氏になつたのは、齊世親王の子に二人、敦慶親王の子に二人、敦固親王の子に二人、敦實親王の子に三人ある。源雅信は敦實親王の三男で、圓融天皇の貞元三年に左大臣に任じ、一條天皇の正曆四年まで官に在つてその年薨じた。源重信は敦實親王の四男で、正曆五年に左大臣に任じ、正曆六年に薨じた。

（醍醐の御子に姓を給はる人二十人云々） これは皇胤紹運錄に、男子四人女子二人見ゆるだけである。これに兼明親王を加へても男子五人である。本書の二十人は誤であらう。源高明は醍醐天皇第一の源氏で、村上天皇の康保四年に左大

臣に任じ、左近衞大將を兼ね、冷泉天皇の安和二年に太宰權帥に左遷せられた。源兼明は醍醐天皇の第二の源氏である。圓融天皇の天祿二年に左大臣に任ぜられ、賢明の聞が在つた。藤原氏は之を忌んで、貞元二年に奏して別勅を以て親王となし、左大臣の官を免じ、後、中務卿に任ぜられた。これが前中書王である。

（此後は皇子の姓を給ふ事は絕えにたり） 朱雀天皇には御子なく、村上天皇以後には皇子に姓を給ふ事は絕えた。

（皇孫には數あり） これも前に云つたやうに後三條天皇の御孫までで、後は極めて稀になつた。

（任大臣を本と注すに依りて悉くのせず） 今こゝには大臣に任ぜられた例をあぐるのが本旨であるから、その皇孫賜姓の例は一々のせないといふのである。即ち、それらの源氏に大臣に任じた人が無いから載せぬのである。

（近くは後三條の御孫に有仁の左大臣云々） これは後三條天皇の第三皇子輔仁親王の男で、鳥羽天皇の元永二年に源氏の姓を賜はり、直ちに從三位に敍したのであつて、左大臣には崇德天皇の保延二年に任じ、左近衞大將を兼ね、近衞天皇の久安三年に病により辭職した。花園左大臣とて名高い人である。

（かやうに適大臣に至りても何れか二代と相續ける） 具平親王の流以外の源氏で、大臣になつた人も無いではないが、それも父子二代と續いて大臣に任ぜられた例を見ないといふのである。

（ほとほと納言以上にて傳はれるだに希也） 納言以上といふのは大納言、中納言をいふ。少納言は名は似てゐるが性質の違つた官である。大納言は太政官の次官として大臣に次いだ重職である。大臣になれぬならば大中納言になる方はどうかといふに、それも代々つゞいてなるといふ事は殆ど稀であるといふ。その例を次に示してゐる。

（雅信の大臣の末ぞ自納言までも昇りて殘りたる） 上に云つた宇多源氏の左大臣源雅信の一流が大中納言でつゞいてゐるといふ。それは綾小路家の事である。綾小路家は雅信の子時中を祖とするが、その系統は

時中大納言濟政四位資通從二位參議政長民部卿有賢宮內卿資賢大納言

資賢の子に通家と時賢とあつて、二流に分れ、通家は「佐々木野」と家名を稱へたが、その孫は承久の難に殉じた權中納言有雅であり、時賢の子は權中納言有資で、その子信有も權中納言であつた。それ故、この家はこの筆者の時まで、納言に到る家として存した。

（高明の大臣の後、四代大納言にて在りしもはやく絕えにき） 上の事實は次の通りである。

高明—俊賢大納言—顯基中納言—資綱中納言
　　　　　　　—隆國大納言—隆俊中納言
　　　　　　　　　　　　—俊明大納言

（いかにも故ある事歟と覺えたり） 他流の源氏が、かくの如きのに、この流のみ榮えてゐるのは何か深き理由の在る事だらうと思はるるといふ。

（皇胤の貴種より出でぬる人） 天皇の御血統といふ貴き種族から出た人といふこと。

（蔭を憑みて） 蔭とは父祖の威光によりて特殊の取扱を受くることをいふ。令の制度には蔭位の制度があつて、親王及び三位以上の子孫五位以上の子にそれ〴〵叙位の規定があつてこれを蔭位と云つた。これで位を得る人を蔭子蔭孫とも云つたのである。それ故皇胤には臣族となつてもこの蔭の殊遇は在つたのである。

（いと才なき心も無く） さほど學才もなくて高位に上るといふことは蔭子蔭孫にはありうる事である。

（あまさへ人に憍り物に慢する心も在るべきにや云々） その殊遇に馴れて人におごり自慢する心も起り易き事であるから往々さやうの事も在るであらうといふ。從つてその憍慢の結果、動もすれば人臣の禮に違ふ事も在りがちであらうといふ。

（寛平の御記に其端の見え侍りし也云々） 寛平の御記は宇多天皇の御日記であつて、十卷あつたものであるが、今日は僅にその逸文を見るだけである。しかし、花園院宸記に御覽の事があるから、著者の當時には存したのである。今こゝに記す事の文は知られぬが、こゝにかやうに云つてある以上その事は必ず記してあつたものであらう。その趣旨は後來上に述べたやうな事が起るといふ事があるかも知れぬと思召してその一端を記し誡めておかれたものであらう。

（說） これから著者の意見である。さて

（皇胤は誠に他に異なるべき事なれど云々） といふは天皇の血統より出た人々は世間からは他に異なる待遇もあり、自分も亦他に異なる心がけがあるべき事だが、しかしわが國は天照大神の御血統が國の君主となり、天兒屋命の血統が天皇を助け奉るべき誓が神代にあつて、その誓の如く攝政關白として天皇を輔佐し奉ることゝなつたといふのである。それ故に皇胤といへども、この點は藤原氏に讓らねばならぬといふ趣旨であらう。しかし、この藤氏執政の論は當時の時世として止むを得なかつた言論であらうが、古今を通じた公論とは言ふべからぬものである。

（源氏はあらたに出でたる人臣也） これは如何にもさうである。皇胤の貴種とはいへども、人臣として新なものであるに相違ない。

（徳もなく功もなく、高官に昇りて人に憍らば、二神の御とがめ在りぬべき事ぞかし） これは臣下となりたるものゝ一般の心得である。現に源氏の一人として自ら貴種なりと思ひ、德もなく、功もなく、高官に昇りて人に憍る足利高氏の如きものを見て在る著者の言としては痛烈骨をさす概がある。具眼の者はその深意を察するであらう。

（中々） この語は古くは却つての意であるが、ここは後世の用法で、勿論といふ程の意味で用ゐられてゐるやうに思はる。

（上古には皇子皇孫多くて諸國にも封ぜられ將相にも任ぜられき） こゝにいふ上古は大體大化改新頃までをさすものであらう。皇子が別（ワケ）として各地に別ち遣されてこれらの地方を統括し、又皇族が諸國の國造として地方を治められた事は上古に多い。又皇子皇孫が將軍となりて地方を征伐し、宰相となりて中央の政をとられた例も極めて多いのである。それらは一々例をあぐることが出來ぬ程である。

（崇神天皇十年に始めて云々） これは四道將軍の事で。既に、崇神天皇の條に述べてある。

（景行天皇五十一年始めて棟梁の臣を置きて、） これらの事も、上の景行天皇、成務天皇、神功皇后、應神天皇の條に見ゆるが、武內宿禰が景行天皇より仁德天皇の朝まで六代、（神功皇后も一代としてかぞへてゐる）の天皇に仕へて執政の臣であつた。この大臣が孝元天皇の曾孫である事は上に注しておいた。

（說） 以上、上古では皇族が政治の要路に立たれた事を述べたが、一轉して近世の藤原氏の執政に論及する。そこで**（然れども）** といふ語を置いたのである。

（大織冠氏をさかやかし、忠仁公政を攝せられしより專ら輔佐の器として、立歸り神代の幽契のまゝに成りぬるにや） 中古となり、藤原鎌足が、その一家を興隆し、忠仁公良房が攝政となりてから又神代の幽冥の御契約のままに、天兒屋命の子孫が、朝廷輔佐の大任をうくる事になつた樣であるといふ。

（閑院の大臣冬嗣云々） これは上に云つた南圓堂を建てゝ氏の衰を恢復せうとして祈つたといふ傳說をいふのであるが、その功も藤氏を榮かすに與つて功があつたやうだといふのである。

（說） 以上藤原氏の隆盛は神代の默契による事を說いて、一轉して具平一流の源氏の榮は何によるかを見ようとするので

ある。

（此親王ぞ誠に才も高く德もおはしけるにや） 此親王は具平親王であるが、その才の高きことは上に屢々のべた。さて後世まで子孫の榮ゆるにはそれに相應すべき德もあつたのであらう。而してその遺德が後世子孫に及んだのであらうといふのである。

（其子師房姓を給りて人臣に列せられしに云々） 師房は具平親王の一男で、一條天皇の寬仁四年に十一歲で姓を賜はりて大臣に列し、侍從に任ぜられ萬壽三年に十七歲で權中納言に任じ、後一條天皇の長元八年に廿六歲で、權大納言に轉じ、後冷泉天皇の康平七年に右近衞大將をかね、康平八年に五十六歲で內大臣に昇り、延久元年に六十歲で右大臣に轉じ、なほ右近衞大將を兼ね、白河天皇の承保二年に兼左近衞大將に遷り、承保四年に七十歲で病によりて官を辭したが、許されず、薨ずる時、太政大臣に任ぜられた。納言大臣の任に在ること實に五十四年である。

（懸車の齡） は七十歲のこと。禮記曲禮に「大夫七十而致レ事」とあるところから七十歲を致仕の歲といふ。そこで白虎通に「臣七十懸レ車致レ仕者云々懸レ車示レ不レ用也」とあるのをとつて、七十歲を懸車の齡といふのである。即ち車を用ゐずして懸けておくのが懸車で、その懸車は、官途を辭して仕へぬことを示すのである。

（說） この人の才藝に富みたる事は今鏡に見ゆる。曰はく「土御門の右のおとゞと申しゝは始めて源の姓得させ給ひて師房のおとゞとぞ聞こえさせ給ひき。御身のざえも高く、文作らせたまふ方もすぐれ給ひて云々」とある。又朝廷の故實（法令、儀式、作法等の規定や慣例をいふ）に練達して、世の爲政者の手本となつたことは同じく今鏡に「すき〴〵しき方のみにあらず、土御門の御日記とて世の中の鑑となんうけ給はる」とあるのでもわかる。

（親王の女祇子の女王は宇治の關白の室也云々） 宇治關白は藤原賴通のこと、賴通の室は具平親王の女であるが、名は隆姬女王で祇子ではない。これは榮花物語紹運錄共に一致してゐる。本書は何かの思違であらう。それで、史乘に明記はないが、隆姬が姉であつたらうか。賴通が左衞門督の時の結婚である。（寬弘八年賴通十九歲）師房が十五歲で從三位に叙せられた時、賴通は三十三歲で關白左大臣であつたが、この時既に賴通の猶子であつた。藤原氏の猶子であつたから、藤原氏の氏神春日神社にも參詣したといふ事である。

（又聽て御堂の息女に相嫁せられしかば云々） 御堂は俗に所謂御堂關白藤原道長で賴通の父である。道長の女尊子が、師房の妻となり、俊房顯房等を生んだ。即ちこの一流は一面道長の外孫である。それ故に、道長賴通をば遠祖の如くに

思つてゐるといふのである。

（それより此方和漢の稽古を宗とし、報國の忠節を前とする誠あるに依りてや云々） 師房から後の系統を見ると

師房——顯房右大臣—雅實太政大臣—雅定右大臣—雅通内大臣—通親内大臣—通光太政大臣—通忠内大臣—通基内大臣—道雄太政大臣—長通右大臣—通相太政大臣

とつゞいて、長通は後醍醐天皇の元弘元年に右大臣であつた。これが、久我家の一流である。而して著者親房の系統は通親の子通光の弟の通方から出てゐる。

通方大納言—雅家權大—師親權大—師重權大—親房

（其中にも行迹疑はしく貞節疎なる類は自衰へて跡なきもあり） これは著者が自己の過去の延長とも云ふべき己が祖先に對しての嚴肅なる批判である。その意氣の正しきを見るべきである。

（向後と云ふとも愼み思ひ給ふべき也） これは將來の子孫に對しての規箴を垂れたのである。而して後の本書を讀む者一般にも深く反省を求めたのである。即ち和漢の稽古を宗とし、報國の忠節を先とせざるべからざるを敎へたのである。

（大方天皇の御事を注し奉る中に藤氏の起りは所々に申し侍りぬ） 大體本書は皇統の正しく傳はる事を注し奉るが本旨であるが、所々に藤氏の興衰を記したといふのである。

（源の流も久しく成りぬる上に正路を踏むべき一端を志して注し侍る也） この村上源氏の流れも久しくなつたから、その家に生れながら由來を知らぬものもあらうかと思ふ故に一にはそれを知らする目的もあるが、なほその上に、これまでこの氏の榮えたのは、正しい路を踏んで來た故であることを明かにして、將來も正しい路をふんで、國に盡すべき事であるといふその一端を知らせたいと思つて注したのである。

（君も村上の御流一通にて十七代にならしめ給ふ） 天皇は村上天皇以下村上の御血統一流で他の流を交へずしてこゝに十七代にならせらるるといふ。この十七代は本書の所謂十七世で、

村上—圓融—一條—後朱雀—後三條—白河—堀河—鳥羽—後白河—高倉—後鳥羽—土御門—後嵯峨—龜山—後宇多—後醍醐—後村上

となるのである。

（下も此御末の源氏こそ相傳はりたれば云々） 輔佐の臣としての源氏も村上天皇の末の一流だけが子孫相傳へてかはりな

い所を見ると、上下共に村上天皇の御末になつてゐる譯である。これにはやはり深い道理があることであらうと思はるるが、それは恐らくはこの君の德の勝れ給うた故に所謂積善の餘慶がありての事ではなからうかと仰ぎ畏み奉るといふのである。

第六十三代、冷泉院、諱は憲平、村上第二の子。御母、中宮藤原安子、右大臣師輔の女也。丁卯の年即位、戊辰に改元。此天皇邪氣おはしましければ、即位の時、大極殿に出で給ふ事もたやすかるまじかりけるにや。紫宸殿にて其禮在りき。三年計して讓國。六十三歲御座しき。

（冷泉院） これは下に論じてある如く、たゞ書かれたるにあらず、冷泉天皇と書かずして「院」と書かれたるに注目すべきである。これはこの天皇以下專ら天皇の稱號となつた。それは一例をいはゞ日本紀略が村上天皇まで亭子院（宇多天皇）朱雀院（朱雀天皇）の外はすべて某天皇と記し、この天皇以下は冷泉院、圓融院、花山院といふやうに記してゐるのでもわかる。

（中宮藤原安子） 日本紀略には故皇后藤原安子とある。右大臣師輔の第一女で、天皇が、親王で在らせられた時に妃となり、御即位の後女御となり、天德二年十月廿七日に皇后に策立せられた。それ故に皇后とあるのが正しい。中宮は本來、皇后、皇太后等の總稱であつたのである。

（丁卯の年即位、戊辰に改元） 丁卯の年即ち康保四年五月廿五日に村上天皇崩ぜられて直ちに踐祚あり、十月十一日に即位の禮あり、翌戊辰の年に安和と改元せられた。御即位の時御年十八歲。

（此天皇邪氣おはしましければ即位の時大極殿に出でたまふこともたやすかるまじかりけるにや紫宸殿にて其禮在りき）

「とゞめ」底本「留」に作る。諸本によりて改む。

此御門より天皇の名を申さず。又宇多より後諡を奉らず。遺詔在りて國忌山陵を置かれざる事は君父の賢き道なれども、尊號をとゞめらるゝ事臣子の義に非ず。神武以來の御號も皆後代の定也。持統元明より以來遜位或は出家の君も諡を奉る。天皇とのみこそ申すめれ。中古の先賢の議なれども、心の得ぬ事に侍る也。

邪氣は所謂物怪である。死靈などの荒れくるひて、祟をなすのをいふ。榮花物語月の宴にこの天皇の御事を叙して「春宮にいとうたてき御もの丶けにてともすれば御心ちあやまりにけり」といつてゐる。即ちこの天皇御即位前から御持病あらせられたからして、この時の御即位禮は古來の規定に從はず、略式を以て紫宸殿で行はれた。日本紀略に曰はく「十一日丙寅天皇於紫宸殿即位依不豫不御大極殿」とある。大極殿は朝廷の本據で、正式に大政をとらるる所として設けられた第一の宮殿であつて、大禮大儀は必ずこゝで行はるる規定であつたが、この時は止むを得ざる變則としてこゝで即位禮をあげられなかつたのである。紫宸殿は本來皇居もとは天皇の平常の御座所として營まれたのであるが、後に清涼殿の常の御座所となつてからは、儀式用の正殿となつた。しかし、それも内々の儀式以外に用ゐらるることは無かつたのである。紫宸殿での即位禮はこの時にはじまる。

（三年計して讓國） この天皇の御持病が益々甚しくなつたから、安和二年八月十三日に位を皇太子に讓られた。御在位は滿二年と三ケ月である。

（六十三歳御座しき） 御讓位の時が、二十歳であらせられたが、その後は四十餘年あつて、寛弘八年に崩御になつた。日本紀略には春秋六十二とある。御誕生が、天暦四年と日本紀略に在るから御齡は六十二歳が正しい。

(此御門より天皇の名を申さず)　これは前にも云つた通り、天皇の稱を省きてたゞ、某院といふだけになつた。これこそ末世のあさましさと云ふべきであらう。元來「院」といふは、宮城の別院の義で、讓位の天皇の御住所がそれらの院に在つたからの名である。しかし太上天皇をば、その在所の名を以て申し上ぐることは宇多天皇を「亭子院」と申し、又朱雀天皇を「朱雀院」と申した事は先にも引いた日本紀略に見ゆる通りである。しかしそれはやはり天皇の御稱を下に加へて、亭子院天皇、朱雀院天皇と申し上げたのであつた。然るにこの天皇からはたゞ、某院と申上げ、「院」即ち「天皇」と云ふやうな事になつたのは甚しい變例で、皇威の地に委したことを示してゐるとも考へらるる。それ故に、著者これに憤を發して大に論じてゐるのである。なほ著者の注してその點を明かにしてゐるやうに、この冷泉院以後、著者が天皇と書いてゐるのは、安德天皇、後醍醐天皇の二代に過ぎない。この二代はいづれも院號でないのに深く注意して、その條下を熟讀すべきである。

(又宇多より後諡を奉らず云々)　この事は先づ、宇多上皇が尊號を辭退せられた事から端を發してゐる。それは宇多上皇が昌泰二年に屢太上天皇の尊號を辭退せられたが醍醐天皇がこれを許されなかつたが、(前後六度辭狀を上られた)十月二十四日に出家せられてから一層固く辭せられ、太上皇の尊號を除いて直ちに朱雀院と喚ばれてそれを名とせむと請はれた爲に、十一月二十五日に終に太上天皇の尊號を停められ、爾來たゞ御座所によつて朱雀院とも六條院とも亭子院とも申し上ぐることになつた。これが抑も太上天皇をたゞ院と申し上ぐることの起りである。さて朱雀天皇の承平元年七月崩御の際に遺詔して、御葬司を任ずる事、御葬の料、國忌を置く事、荷前に列する事等をすべて停止せられたのである。天皇はもとより錫紵(喪服)を召されたが、これが爲に御葬儀は頗る簡易にせられたとある。

さてこの邊の事について、大日本史は「天子稱レ院省二尊號一自レ此始」と記して、その注に曰はく「按ずるに、帝脫屣の後、朱雀院及中六條院に居たまふ。故に初め六條院太上皇と稱し又朱雀院太上皇と稱す。既にして尊號を辭して單に朱雀院と稱せんと請ひたまふ。醍醐帝之に從ひたまふ。後又亭子院と稱し、宇多院と稱す。皆其の居る所に因りて號となす。崩御後諡を停む。故に又生時の號を因襲して某院と稱するのみ。陽成帝の如きは生時未だ尊號を辭せず、然れども其の崩が帝の後に在るの故に亦帝の例を襲ぎて陽成院と稱する也。帝の後より位に在りて崩ずること醍醐村上二帝の如きは某天皇と稱す。其脫屣して別院に在る者は某院と稱す。而して冷泉帝以後は在位脫屣を論ぜず、一(モハ)ら某院と稱し、復た係くるに尊號を以てせず、遂に永く故事と爲す。」とある。即ち冷泉天皇以後は後一條、後冷泉、堀

河、近衞、四條諸帝の如く、御在位のまゝ崩御せられ、院と申し上ぐる理由の無い方々も院と申し上げ、剩へ、天皇とも申し上げないので、院といふ號が恰も天皇の尊號のやうになつた。然るに一方には、讓位後の太上天皇をも院と申し上げ、白河天皇の時から院政といふものが天皇の親政以外に生じたのであつて、院といふ名が、さまぐの意味に用ゐられた。名分の紛亂が甚しいといはねばならぬ。その紛亂の極は天下の亂を起すに至るものである。この故に著者は

（遺詔ありて國忌山陵を置かれざる事は君父の賢き道なれども、尊號をとどめらる事臣子の義に非ず） と論じたのである。而して、これを始めて實行せられたのは實に、醍醐天皇であつて、宇多上皇の命を奉じてその尊號を停められむことを請ふ狀を草したのは菅原道眞である。（菅家文草にその文四通を載する）然らばその俑を作られたのはそれらの聖主賢臣に責が在るといはねばならぬ。而してこれは實に支那風の形式道德の餘弊であつて、當時に在つては美德と信ぜられてゐたものであらう。眞に畏るべき機の徵にある。愼むべきは君主幷に廟堂の大臣の一言一動である。これ實に當世の休戚に關するのみならず、百世にもその及ぼす所あるを思ふべきである。本書の論ずる所、眞に萬古に亘りて服膺すべき金言である。

（神武以來の御號も皆後代の定也） この事は神武天皇の條に說明してある。

（持統元明より以來遜位或は出家の君も謚を奉る） 持統、元明、元正、聖武、孝謙、光仁、平城、嵯峨、淳和、淸和の諸帝は皆讓位せられた方である。その讓位後出家せられたのは孝謙、平城、淸和の諸帝である。さて本書の著者はこれらの方々に皆謚を奉る。と云つてゐるが、事實を見るとすべて一樣には論ぜられぬ。この謚を漢語の美稱の謚號とすれば持統、元明、元正、光仁の四帝だけである。聖武、孝謙、稱德の三の帝號は御生前に臣下より奉つた尊號に基づくものであるが、謚號としたことは前後の諸帝號と同じである。然るに平城は御讓位後の御住所が平城であるにより、嵯峨、淳和、淸和はいづれも御讓位後の御住所が、嵯峨院、淳和院、淸和院であつたからであるから、謚號といふことは出來ぬ。しかし、これら院號から生じた稱號でも某院とは申上げない點が、宇多院、陽成院、朱雀院の諸天皇とは違ふ。それ故に宇多陽成以後の諸帝號とは頗る趣が違ふ。さうして、これらの事は博識の著者がもとより知つてゐたに相違ない。しかもこゝに「皆謚を奉る」と云つてゐるのはその主眼とする所がさやうな點に存するのでなくて、次の

（天皇とのみこそ申すめれ） の一句に存する。即ち、これは、いづれも當代の天皇と群臣と相議して後、某天皇と申し上

ぐるといふ臣子の至情を盡して諡を奉つてゐる。即ちこれは諡といふ形式をいふのでなくて、諡を奉るといふ精神が在つて奉つた稱號である。然るに後には別にそれらに何人も心を勞することなく、この天皇以後は天皇とも申し上げないのである。淺ましいといふ詞はかやうの時に用ゐるべき詞であらう。それ故に著者が**（中古の先賢の議なれども心の得ぬ事に侍る也）**と批難したのは當然の事である。「心の得ぬ」とは得心の出來ぬといふ意である。

第六十四代、第三十五世圓融院、諱は守平、村上第五の子、冷泉同母弟也。己巳の年即位、庚午に改元。天下を治むる事、十五年。禪讓尊號常の如し。翌年の程にや、御出家。永延の比、寛平の例を追ひて東寺にて灌頂せさせ給ふ。御師は則寛平の御孫弟子寛朝僧正也。三十三歲御座しき。

（己巳の年即位、庚午に改元） 己巳の年即ち安和二年八月十三日に冷泉天皇の讓を受けて踐祚、この時御年十一歲で在つた。同年九月廿三日に即位禮を行はれ、翌年三月廿五日に改元、天祿と號せられた。

（天下を治むる事十五年禪讓例の如し） 冷泉天皇の御子を皇太子に立てられたが、天祿の後、天延、貞元、天元、永觀の年號が在つて、永觀二年八月廿七日に皇太子に位を讓られて太上天皇と申し上げた。禪讓尊號例の如しと云つたのは、當時讓位が恆例のやうになつてゐたからであらうが、尊號を上らるゝことが例の如しといふ方が、主であらう。御在位は滿十五年と云つてよい。

（翌年の程にや御出家） 讓位の翌年即ち寛和元年八月廿日に病に依りて御出家あり、金剛法といふ法名をつかれた。

（永延の比寛平の例を追ひて東寺にて灌頂せさせ給ふ云々） 永延三年三月にこの事が行はれた。東寶記に密教相承抄を引いて曰はく「永祚元年（永延三年八月八日の改元であるから三月はまだ永延である）三月九日庚寅於二東寺灌頂院一以二法務大僧正寛朝一爲二大阿闍梨一傳二受兩部灌頂職位一云々」とあつて稍委しく當時の事を載せてゐる。日本紀略にも同日の條に「圓融寺法皇御二幸東寺一御灌頂、左右大臣乘レ車候二御後一、大納言以下殿上僧等前駈。左右近衞、左右兵衞、御輿駕輿丁等一如二行幸一」とある。

（三十三歲御座しき） 一條天皇の正曆二年二月十二日の崩御である。御齡三十三といふのが正しい。日本紀略、扶桑略記、帝王編年記等がさうである。愚管鈔に三十四、百練鈔に三十二とするのは誤である。

第六十五代、花山院、諱は師貞、冷泉第一の子。御母皇后藤原の懷子、攝政太政大臣伊尹の女也。甲申の年即位、乙酉に改元。天下を治め給ふ事二年在りて、俄に發心して、花山寺にて出家し給ふ。弘徽殿の女御（太政大臣爲光の女也。）隱れて悲歎ましける折を得て粟田の關白道兼のおとどの未だ藏人の辨ご聞えし比にやそゝのかし申してけるとぞ。山々を廻りて修行せさせましましが、後には都に歸りて住ませ給ひけり。是も御邪氣在りとぞ申しける。四十一歲御座しき。

（皇后藤原の懷子） 日本紀略には「母故女御從三位藤原懷子、故太政大臣謙德公之女也」とある。謙德公は攝政太政大臣藤原伊尹の諡であるが、懷子はその長女で、冷泉天皇御即位の年女御となり、安和元年十月にこの天皇を生み奉り、圓融天皇の天延三年四月に薨じた。この天皇御即位あつてから、追尊して皇太后の號を奉られたのである。それ故に、從前の例によれば、贈皇太后とあるべきである。

（甲申の年即位、乙酉に改元） 甲申の年即ち永觀二年八月廿七日に圓融天皇の讓を受けて踐祚、十月十日に即位あり、翌年四月廿七日に寛和と改元せられた。

（天下を治め給ふ事二年在りて俄に發心して花山寺にて出家し給ふ） 寛和二年六月二十三日の夜、宮中を遜れて花山寺に於いて出家せられたのである。發心といふは菩提心を發すといふ事であるが、こゝは出家せうといふ御志を懷き給うたのをいふ。花山寺は本名元慶寺である。山城國宇治郡山科村字北花山にある。陽成天皇の母后藤原高子の建てられた寺で元慶元年に落成した爲に元慶寺と名づけ、又花山に在るによつて世に花山寺といふのである。有名な僧正遍昭の居た寺で、もと天台宗であつたが、中頃衰へてゐたのを妙心寺の愚堂和尚が再興してから禪宗になつた。さてこの天皇の御遜位の事情は次に著者が、

（弘徽殿の女御隱れて悲嘆ましける折を得て粟田關白道兼のおとどの未だ藏人の辨と聞えし比にやそそのかし申してけるとぞ） と云つてゐる通である。弘徽殿は禁中の殿舍の名で、皇后女御などの住居に宛てらるる所である。こゝにいふ女御がこの殿に居られたからかやうに名づけたのである。この女御は注にある如く藤原爲光（當時大納言、後に太政大臣に至る）の第二女で忯子と名づけた。永觀二年十月に入內して十一月に女御になつたが、御寵愛一方でなかつたが、寛和元年七月に病によつて卒去せられた。その後天皇が女御を愛慕して世をはかなく思ひ遊ばされた弱點につけこんで、藤原の道兼が、天皇をそゝのかし奉つて御位を遜れ遊ばさるゝやうにした。道兼は藤原兼家の子で、後に右大臣で關白になつたから粟田の關白といふが、この時は正五位下左少辨藏人であつて年は二十六であつた。この時天皇は御年十九である。この時の事を日本紀略に「廿三日庚申、今曉丑剋計、天皇密々出禁中向東山花山寺落飾。于時藏人左少辨藤原道兼奉從之、先于天皇密奉劍璽於東宮出宮內云々」とある。而して道兼は同日、新帝に仕へて、藏人頭となり、七月には右近衞權中將に任じ、十月には正三位權中納言に任ぜられた。その昇進驚くべきものである。これはその父右大臣兼家が新帝の踐祚の翌日攝政になつた事と重大な關係がある。即ち新帝一條天皇は兼家の外孫で、

七歳で即位せられたのである。これは元來から巧んでゐた事で、兼家が、かねてこの天皇を除き、己れの外孫たる皇太子を早く立てゝ己れ權を恣にせうとして道兼に旨を含めて天皇を欺き瞞し奉つたのである。その事情は大鏡に明かにこれを暴露してゐる。そのうちにも注意すべき事はその宮庭に立ち出で給うたが、宮中をまだ出でぬさきに、一旦如何せうかとためらはれた時に、「神璽寶劍が東宮に渡り給ひぬるは」と道兼が申し上げた詞である。この詞によつて天皇はもはや「それまでなり」と思召して宮中をのがれ出でられたのである。この點は皇位と神器とが如何なる關係に在るかを考ふるに重要な事である。しかし、この際の道兼の言はもとより不都合であつて彼は「御門出でさせ給はざりけるさきに、神璽寶劍手づからとりて東宮の御方に渡し奉りて給ひければ、かへりいらせ給はむことはあるまじくおぼして、しか申させ給ひけるとぞ」と大鏡に云つてゐるやうな惡事を働いてゐたのである。而して彼は又淚を流して天皇の御出家をすゝめて、花山寺に導き入れ奉るや、父に一度かはらぬ姿を見せ、やがて立返りて御出家の御供せらると申しかすめて家に返り、上述の如く、その日に藏人頭になり、翌日兼家は攝政になつたのである。朝廷の綱紀なく、藤原氏の專恣橫暴、言語道斷といふべきである。大鏡、日本紀略の直筆する所以もこゝに存すると思はるる。

（山々を廻りて修行せさせまししが、後には都に歸りて住ませ給ひけり）　この山々御修行の事は一々あげぬが、播磨の書寫山、比叡山、金峰山、熊野等に到らせられた。世俗には三十三所の觀世音を巡拜することもこの法皇から始まつたと傳へてゐる。

（是も御邪氣有りとぞ申しける）　花山天皇に御物怪がつき奉つたといふ事は御遜位の後に行はせられた御行跡のうちには道心堅固に拜し奉る時と、甚だいかゞはしい時とがあつたやうに大鏡などに見ゆる。それで、大鏡にかやうに言つてゐる。「前生の戒力に又國王位をすて給へる出家御功德かぎりなき御事にこそおはしますらめ。ゆくすゑまでもさばかりにならせ給なん御心には懈怠せさせ給べき事かはな。それにいとあやしくならせ給ひし、御心あやまちもたゞ御物のけのしたてまつりぬるにこそは侍るめりしか」とある。これについて言つたのであらう。

（四十一歳御座しき）　寛弘五年二月八日の崩御で、四十一歳といふ御齡には異說が無い。

御諱大鏡には「ヤスヒト」とかけり。

「太政」底本脱す、他諸本によりて補ふ。

「かため」底本「堅」に作る。梅本による。

第六十六代、第三十六世、一條院、諱は懷仁、圓融第一の子。御母皇后藤原の詮子、後には東三條院と申す。后宮院號の始也。攝政太政大臣兼家の女也。花山の御門神器を捨て宮を出で給ひしかば、太子の外祖にて兼家の右大臣おはせしかば、內に參り諸門をかためて讓位の儀を行はれき。新主をさなく御座しかば、攝政の儀古きが如し。丙戌の年即位、丁亥に改元。

（御母皇后藤原の詮子云々） 日本紀略に「母女御正四位下藤原詮子攝政右大臣兼家公之女也」とある。詮子は兼家の第二女、天元元年に入りて女御となり、三年にこの天皇を產み奉られたが圓融天皇御在位の間は女御であつた。それ故に日本紀略が正しい。一條天皇踐祚の後、七月に皇太后の尊號を奉られたのである。

（後には東三條院と申す。后宮院號の始也） 正曆二年九月にこの皇太后疾に罹りて出家せられた。よりて皇太后宮職を停められて、東三條院と號し奉つた。東三條はもと皇太后の父兼家の第の名であつたが、皇太后がそこを御領所とせられたから名づけたのである。この院と申すは太上天皇を院と申し上ぐると同じやうな待遇をせられ、別當、判官代、主典代等の職員を置かるるのである。后宮の院號は實にこの時にはじまるのである。しかしこれは御出家の結果、かやうな事情を生じたのである。

（花山の御門神器を捨て宮を出で給ひしかば云々） 花山天皇は上に述べた樣な事情で宮中を遁れ出でられたのであるから、尋常の御讓位とは譯が違ふ。日本紀略に曰はく「六月二十三日庚申花山天皇偸出禁中奉劍璽於新皇（年七）外祖右大臣參入令固禁內警衛。翌日行先帝讓位之禮、右大臣藤原朝臣攝行萬機如忠仁公故事」とある。即ち天皇七歲でましましたから外祖父兼家が攝政となつたことは忠仁公良房の例に倣つたのであるといふ。

（丙戌の年即位、丁亥に改元） 上述の次第で丙戌の年即ち寛和二年六月二十三日に踐祚、七月二十二日に即位禮を行はれ、

「滿」底本「備」に誤る。他諸本によりて改む。
「憚」底本「憐」に作り、「發」底本「殿」に作る。他諸本によりて改む。

翌年四月五日に永延と改元せられた。

其後攝政病により嫡子內大臣道隆に讓りて出家、猶准三宮の宣を蒙ぶる。執柄の人出家の始也。其比出家の人なかりしかば、入道殿となん申しける。仍りて源の滿仲出家したりしをも憚りて新發とぞ云ひける。

(其後攝政病により嫡子內大臣道隆に讓りて出家) 右大臣兼家はこの天皇踐祚と同時に攝政となり、七月御即位と共に右大臣を辭して、專ら攝政となつた。さて後永延三年に太政大臣に任ぜられてなほ攝政の任に在つた。永祚二年五月五日に攝政太政大臣を辭し、關白の詔を受けたが、八日に辭し、病によつて出家入道して、その三條京極の家を捨てて寺とした。その寺を法興院といふによつて法興院入道殿といはれた。而して、その嫡子內大臣道隆が代りて關白となり、間もなく攝政の詔を受けた。

(猶准三宮の宣を蒙ぶる) 准三宮とは皇后、皇太后、太皇太后の三宮に准ふと云ふ事で、これは淸和天皇の朝に攝政良房に賜はつたのがはじめである。准三宮はその位次は三公の上にあり、三宮と同じ樣な年給を給はる。この年給は年官(諸國の掾一人、目一人、內官一人)年爵(從五位一人)とて、その親族側近の人にこれらの官爵を賜はるをいふ。而してこれらの官爵にはそれ〳〵の給與の伴ふものである故に、收入にも大關係のある次第であるが、蓋し人臣の極位である。陽成天皇の時の藤原基經の攝政、朱雀天皇の朝藤原忠平が攝政となつた時にもこれを給はつた。實賴も伊尹も圓融天皇の時の關白藤原兼通もこれを給はつた。兼家はこの天皇の即位後間もなく、この殊遇を受けた。而して、出家入道して後五月十三日に詔書が在つて　更めてこの待遇を賜はつたのである。これは非常の例といふべきである。

(執柄の人出家の始也) 執柄とは攝政關白の人をいふ。この執柄の人の入道した例は以前になく、この兼家をはじめとする。これより後に關白道隆、攝政道長等の出家がある。その例がこゝに開かれたのである。

(其比出家の人なかりしかば入道殿となん申しける云々) 入道殿の殿は、攝關を殿下と云つた所から出で臣下としては至極の敬稱である。さて大鏡や榮花物語にこゝにいふ如く入道殿と云つてあるが、この入道殿といふ名稱はその薨後

「かはり」底本「替り」に作る。他諸本によりて改む。

もなほ有意義に活動したので、後に關白道隆が同じく出家入道したのをば後入道殿といひ、それに對して兼家の事をば大入道殿と稱へたのである。即ちその比出家の人が無かつたから入道殿又大入道殿といへば兼家に限り、後入道殿といへば道隆をさすに限つてゐた。その後道長をば入道殿下と云つた。それ故に、その後、これらにまねて出家入道した人々は、それらと混同するのを憚つて、入道といはず、新發意といつたのである。新發意とは新に道心を發して出家したといふ意の名稱である。こゝに「新發」と書いてあるは「シボチ」といふ語音にあてたゞけの略字で正しくは新發意と書くべきである。この滿仲をば多田の新發意といふ事は誰人も知つてゐるが、何故に新發意と云つたかといふ事の說明は今ある書では本書が唯一の古き資料である。さてこれは一例としてあげたので、當時一般に「入道殿」を憚つて、入道といはずに新發意といふ語で凡下の出家者を云つたのである。それは、高階成忠の出家したのをば、榮花物語などに新發意と云つてゐる。成忠は式部大輔まで任官し、正暦二年七月退官の際從二位に叙せられて高二位といはれたものだが、同十月に出家したのである。兼家の入道の翌年である。源氏物語に明石の入道を新發意と云つてゐるのもこの意である。

此道隆始めて大臣を辭して前官にて關白せられき。前官の攝關も是を始とす。病在りて、其子內大臣伊周暫く相かはりて內覽せられしが、相續して、關白たるべき由を存せられけるに、道隆かくれて、やがて右大臣道兼なられぬ。七日といひしに、あへなく失せられにき。其弟にて道長、大納言にておはせしが、內覽の宣を蒙りて左大臣まで至られしかども、延喜天曆の昔を思召しけるにや、關白はやめられにき。三條の御時にや關白して、後一條の

「二」底本なし、他諸本によりて補ふ。

「のなかれ師輔」底本なし、梅白二本による。

「おとど」底本「臣」とす。梅靑等の本による。

御世の初、外祖にて攝政せらる。兄弟多くおはせしに、此大臣の流れ一に攝政關白はし給ふぞかし。昔も何なる故にか、昭宣公の三男にて貞信公、貞信公の二男にて師輔の大臣のながれ、師輔の三男にて東三條のおとど、東三條の三男にて（道綱の大將は一男歟。されども、三弟にこされたり。仍りて道長を三男と注す。）此おとど、皆父の立てたる嫡子ならで、自然に家を續れたる、祖神の計はせ給へる道にこそ侍りけめ。（何れも兄に越えて、家を傳へらるべき故在りきと申す事のあれど、事しげゝればしるさず。）

(此道隆始めて大臣を辭して前官にて關白せられき) 道隆は兼家の後を受けて、永祚二年五月八日に内大臣を以て關白となり、五月廿六日に更に攝政せしめられたが、正暦二年七月廿三日に内大臣を罷めて專ら攝政となつた。それから正暦四年に攝政を辭して、關白の勅を蒙り、正暦六年に病に依りて職を辭するまで四年の間、大臣の官をかけずして攝政又は關白であつた。それを以て、本書に、

(前官の攝關も是を始とす) と云つたのである。しかし、この例は道隆にはじまつたのでなくして兼家にはじまつてゐる。兼家は一條天皇の踐祚と共に攝政となつたが、當時右大臣であつたのを御即位の前々日(七月廿日)に右大臣を辭して攝政は故のまゝであつた。大臣の官に在らずして攝政したのはこれがはじめである。しかし兼家は後に永延三年に太政大臣となつたから、道隆が前大臣の攝政關白で終つたのとは稍例を異にするといはゞいはれぬでもない。

(病在りて其子内大臣伊周暫く内覽せられしが云々) 正暦六年二月廿六日に道隆が、病によりて辭表を上つたが勅許なく、三月廿九日に關白、病の間道隆の子内大臣伊周に内覽の宣旨が下つた。それで道隆薨去の後相續して關白となるべき事と伊周が豫期してゐたが、四月廿七日に俄に道隆の弟右大臣道兼が關白になつた。その際大病なのを

こらへて、參內せられたが、在職僅に七日で薨ぜられたから、口さがない者は七日關白と云つたといふ事である。

（其弟にて道長大納言おはせしが、內覽の宣を蒙りて左大臣まで至られしかども） 道長は兼家の五男で、道兼薨去の當時、權大納言であつたが、長德元年五月十一日に內覽の宣旨を蒙り、同六月十九日に右大臣に任ぜられ、二年七月廿日に左大臣に任ぜられた。それから後、この天皇御在位の間は、太政大臣も攝關もなく、道長が左大臣で內覽を承つたといふ事だけで終つた。それをば、本書に、

（延喜天暦の昔を思召しけるにや關白はやめられにき） と云つてゐるのである。

（說） この天皇の御即位の前にあさましい事があり、又兼家道隆道兼の攝關の時代は、御幼年であらせられたから如何ともする事の出來ぬ事情に在つた事と拜察する。道長が內覽を命ぜられた時は十六歲であらせられた。この時より二十年間終に攝關を置かず太政大臣を任ぜられなかつたといふ事は、この天皇の御英明に基づくことは疑がない。本書前段の言は之れを發してゐるのである。この御一代の後半は所謂寬弘の治で、下にも云ふやうに人才も輩出したのである。藤原氏の積威が、皇室を壓して十分に、皇威を張ることが出來なかつたけれども、冷泉、圓融、花山三代の衰をこゝに恢復せられたことは偉とせねばならぬ。さて本書の敍述はこれから道長の事を說いてゐる。

（三條の御時にや關白して、後一條の御世の初、外祖にて攝政せらる） 寬弘八年に一條天皇讓位、三條天皇踐祚あつた。本書はこの御時代に道長が關白となつたといふのであるし、帝王編年記には「寬弘八年八月廿三日爲關白、于時左大臣、无內覽」とあり、一代要記には「寬弘八年六月十三日乙卯帝受禪日關白如舊」とある。又榮花物語にも「今は關白殿と聞えて」などあり、今の世までも御堂關白と稱へてゐるので、普通に關白になつたと信じられてゐるけれど、日本紀略には「右大臣(顯光)召外記仰云太政官所申內外文書先申左大臣(道長)可奏聞」とあるだけで、その事は當時の記錄小右記にも一致する。而して、三條天皇御一代を通じて道長に關白せしめられた事實の證據がない。加之公卿補任にもその事を載せぬ。されば、その關白云々は要するに世俗の稱する所で正しく關白になつたのではない。しかし後一條天皇踐祚の日長和五年正月廿九日に攝政せしめられ、六年に攝政を辭して太政大臣に任ぜられ、同時にその子賴通が內大臣で攝政の勅を受けた。

（兄弟多くおはせしに、此大臣の流一に攝政關白はし給ふぞかし） 兼家の子は男五人女四人で道長がその五男である。而して、長は右大將道綱でその子孫は榮えず、次は關白道隆で、その子內大臣伊周、權中納言隆家は稍榮えたが、その

子孫は榮達しない。三男は關白道兼で、その子孫又榮達してゐないし、四男は治部少輔道茂で、問題にならぬ。ひとり、道長の子孫は攝關を世襲して、後の五攝家がみなこゝより出るのである。

（昔も何なる故にか昭宣公の三男にて云々） こゝに云つた事實は次の表で見れば早くわかる。

（本書に三男とするのは大臣になつた人をのみかぞへた事は注に云ふのでわかる）

（この大臣） これは上の文につゞけて「東三條の三男にて此おとど」とよむべきで、道長をさすのである。ある注にこれを「仲平　師輔、道長をさす」とあるのは、文脈を考へぬ過失である。次の「皆」といふ語で、「貞信公」「師輔の大臣」「此おとど」を一括するのである。

（嫡子） これは今日いふ意味とは違ふ。父が總領と定めた嗣子をいふ。大寶令に既にその明文がある。

（自然に家を續ぎたる） 父の定めた總領でなくて、自然に家を續いだのはといふ意であるが、それには家を興したといふ意も、含まれてあると思ふ。

（祖神の計はせ給へる道にこそ侍りけめ云々） 藤原氏の先祖天兒屋命の神慮によつた事であらうといふ意である。「事しげ

「さる」底本「去」に作る。他諸本による。

けれぱ云々」といふは事長く煩しくなるから略してかゝぬといふ意。

此御代にはさるべき上達部諸道の家々顯密の僧までも勝れたる人多かりき。されば、御門もわれ人を得たる事は延喜天暦にまされりとぞ自歎せさせ給ひける。

（さるべき上達部）「さるべき」とは才智學藝のすぐれた人々をいふのであらう。上達部は公卿のこと、即ち官では參議以上、位では三位以上の貴人をいふ。當時の上達部のうち、ことに名高いのは權大納言藤原齊信、同公任、權中納言藤原行成、同源俊賢の四人で、世にこれを四納言といふのである。

（諸道の家々） 諸道とは文學、技藝等をいふのであるが、その名人は下にあげてある。

（顯密の僧までも勝れたる人多かりき） 以上の名人どもの委しい事は大江匡房の著した續本朝往生傳に見ゆる。この書には最初にこの天皇の御事を載せ奉つてゐるが、その文中に「時之得レ人也、於レ斯爲レ盛。親王則後中書王（具平）上則左相（道長）儀同三司（伊周）九卿則右將軍實資、右金吾齊信、左金吾公任、源納言俊賢、拾遺納言行成、左大丞扶義、平納言惟仲、霜臺相公有國等之輩、朝抗二議廊廟一夕預二參風月一。雲客則實成、賴定、相方、明理。管絃則道方、濟政、時中、高遠、信明、信義。文士則匡衡、以言、齊名、宣義、積善、爲憲、爲時、孝道、相如、道濟。和歌則道信、實方、長能、輔親、式部、衛門、曾禰好忠。畫工則巨勢弘高。舞人則大伴兼時、秦身高、多良茂、同政方。異能則私宗平、三宅時弘、伊勢多世、越智經世、公侯恒世、參春時正、眞上勝岡、大井光遠、秦經正。近衞則下野重行、尾張兼時、播磨保信、物部武文、尾張兼國、下野公時。陰陽則賀茂光榮、安倍晴明。有驗之僧則觀修、勝算、深覺。眞言則寬朝、慶圓。能說之師則淸範、靜昭、院源、覺緣。學德則源信、覺運、實因、慶祚、安海、淸仲。醫方則丹波重雅、和氣正世。明法則允亮、允正。明經則善澄、廣澄。武士則滿仲、滿正、維衡、致賴、賴光、皆是天下之一物也」とある。

御諱の訓は大鏡によれり。普通には「オキサダ」と申せり。

（されば御門もわれ人を得たる事は延喜天暦にもまされりとぞ自歎せさせ給ひける） 自歎とは自己の事を自ら感歎すること。十訓抄第一にこの天皇の御世の女房の話が見ゆるが、その末に「すべて帝の賢王にておはしける故にや才臣智僧より始めて道々のたぐひに至るまで皆その名を得たりける。……かゝりければ、帝も我人を得たる事、延喜天暦にも越えたりとぞ御自讃ありける」と見ゆる。この御自讃は一層古い出典があることゝ思はるるが、未だ詳かにせぬ。

天下を治め給ふ事二十五年。御病の程に譲位有りて、出家せさせ給ふ。三十三年御座しき。

（天下を治め給ふ事二十五年） 寛和二年丙戌に踐祚、寛弘八年辛亥に御譲位、その間殆ど滿二十五年である。
（御病の程に譲位有りて出家せさせ給ふ） 寛弘八年五月二十二日に病にかゝらせ給ひ、六月十三日に皇太子に位を譲らせ給ひて後御出家あり、一條院におはしましたが、六月二十二日に崩御あつた。
（三十三年御座しき） 日本紀略、榮花物語等三十二歳としてゐる。天元三年の御降誕であるから、三十二歳が正しい。

第六十七代、三條院、諱は居貞、冷泉第二の子。御母皇太后藤原の超子、是も攝政兼家の女也。花山院世を遁れ給ひしかば、太子に立ち給ひしが、御邪氣の故にや、折々御目くらく御座しけるとぞ。辛亥の年に即位、壬子に改元。天下を治め給ふ事、五年。尊號在りき。四十二歳御座しき。

御諱底本のまゝにす。大鏡には「アツナリ」と書けり。

（御母皇太后藤原の超子云々） 日本紀略には「母故女御從四位上藤原朝臣超子故入道太政大臣兼家朝臣之女也」とある。超子は兼家の長女で、安和元年に入内して女御になり、天元五年正月に卒せられたが、三條天皇御即位の後、皇太后の尊號を上られたのである。

（花山院世を遁れ給ひしかば、太子に立ち給ひしが） 花山天皇が世を遁れ給うて、一條天皇が、踐祚あらせられたによつて皇太子に立ち給うたといふのである。寛和二年七月十六日に年十一で皇太子に立たれた。

（御邪氣の故にや折々御目くらく御座しけるとぞ） 御物怪のしわざであるかと見えて、時々御目の暗くならせ給ふ御病があつたといふことである。

（辛亥の年に即位、壬子に改元） 寛弘八年辛亥の六月十三日に讓を受けて、踐祚、十月十六日に即位式を行はれ、翌年十二月二十五日に長和と改元せられた。

（天下を治め給ふ事五年） 長和五年正月二十九日に御讓位があつた。この御讓位は天皇の御本意でなく道長がこれを諷し奉つた爲に遂に決心せられたのである。親房これを正しく書くに忍びず、何もいはずに、本文の如きさまにしてすましたものと考へらるる。

（尊號ありき） その年二月に後一條天皇より太上天皇の尊號を上られた。

（四十二歲御座しき） 御讓位の翌寛仁元年五月九日に崩御、御年は異説がない。

第六十八代、後一條院、諱は敦成、一條第二の子。御母、皇后藤原彰子、攝政道長の大臣の女也。丙辰の年即位。丁巳に改元。

後に上東門院と申す。

（御母皇后藤原の彰子云々） 日本紀略に「母皇太后藤原朝臣彰子、攝政左大臣道長朝臣第一女也」とある。長保元年に入りて一條天皇の女御となり、二年に中宮となる。中宮はもと三后に通ずる總名であつたが、こゝに后宮の一の名目とな

つた。この時關白道隆の女定子が既に皇后となつて居られたから、止むを得ず、中宮の名をとられたものらしいが、ここに皇后と、中宮と二人のきさきが相匹敵する尊貴の地位を後宮に占めてゐられたので、古來かつて無い異例である。これも藤原氏の威權の致したわざである。さて後三條天皇御即位の後、長和元年二月に皇太后の尊號を上られた。それ故に日本紀略の方が正しい。本書は中宮を皇后と同一と見なしての說明であらう。

（後に上東門院と申す） さて、この皇太后、長和二年正月に太皇太后となられ、後一條天皇の萬壽三年に御出家があつた。そこで、東三條院の例に倣つて、太皇太后の尊號を停めて院號をつけられ、御待遇もそれに准ぜられた。上東門院といふのは道長の第が上東門第であつたからである。

（丙辰の年即位丁巳に改元） 長和五年丙辰の正月廿九日に三條天皇の讓を受けて踐祚、二月七日に即位禮あり、翌年四月廿三日に寛仁と改元せられた。

外祖道長のおとど攝政せられしが、後に攝政をば、嫡子頼通の內大臣におはせしに讓り、尙、太政大臣にて天皇御元服の日、加冠理髮、父子並びて勤仕せられしこそ珍らしく侍りしか。

（外祖道長のおとど攝政せられしが云々） 長和五年正月廿九日新帝踐祚と同時に攝政の詔があり、長和六年（寛仁元年）の三月十六日に攝政を免ぜられ、同日に道長の子內大臣頼通が攝政の詔を受けたのである。

（尙太政大臣にて天皇御元服の日、加冠理髮父子並びて勤仕せられしこそ珍らしく侍りしか） 道長は暫く散從一位として閑地に在つたが、同年の十二月に太政大臣に任ぜられた。後一條天皇は即位の時九歲でいら　られたが、寛仁二年正月三日に天皇が紫宸殿に於いて元服を加へられた。元服とは少年が成人になるを表する儀式である。この時の重大

な役として加冠、理髪といふ役がある。加冠は元服する人に冠を蒙らしむる役である。童形の時は冠を蒙らない。冠を蒙ることが、元服の儀式の本體になる。それ故に加冠が主たる役となるのである。理髪は冠を蒙る準備として頭髪を梳り理むる役で加冠に次いで重い役とする。日本紀略に「理髪攝政内大臣、加冠太政大臣」とある。天子の御元服に攝關大臣が加冠理髪の役を奉仕する例は珍らしくも無いが、この度は父子並びて勤められたのは珍らしい事であるといふのである。

冷泉圓融の兩流かはる〲しらせ給ひしに、三條院隱れ給ひて後、御子の敦明の御子、太子に居給ひしが、心ご遁れて院號蒙りて小一條の院と申しき。是より冷泉の御流は絶えにたり。冷泉は兄にて御末も正統とこそ申すべかりしに、昔天暦の御時、元方の民部卿の娘の御息所、一の御子、廣平親王を生み奉る。九條殿の女御參り給ひて、第二の皇子（冷泉にまします。）出で來給ひし比より惡靈に成りて、此御子も邪氣になやまされましき。花山院の俄に世を遁れ、三條院の御目のくらく、此東宮のかく自退き給ひぬるも惡靈の故也とぞ。圓融院も一腹の御弟におはしませども、是まではなやまし申さゞりけるも然るべき繼體の御運御座しけるにこそ。

（冷泉圓融の兩流かはる〲しらせ給ひしに）「しらせ給ふ」とは世をしらせ給ふことで天皇に立たれたことをいふ。ここにいふことは前々から述べて來た事で、新しくいふまでもないが、その關係を表で示すと次の通りである。

（三條院隱れ給ひて後、御子の敦明の御子太子に居給ひしが、心と遁れて院號蒙りて小一條院と申しき） 後一條天皇踐祚の時先帝三條天皇の皇子敦明親王を立てゝ皇太子とせられたが、寛仁元年五月に三條上皇が崩御になつたその後、八月九日に敦明親王が、皇太子の位を辭退したいと請はれたら、即日にこれを許して、皇弟敦良親王を皇太弟とせられた。「心と」といふのは御自身の御意志から出たことをいふのであるが、四圍の事情が皇太子を不安の地に陷れてゐた事は大鏡などに歷然としてしるしてゐる。しかし前皇太子敦明親王には院號を奉つて小一條院と號して、待遇は皇太子在位の時と變らなかつたので、かへつて安堵せられたと大鏡に見ゆる。これも藤原氏の威權の致す所である。

（是より冷泉の御流は絕えにたり） この小一條院が皇太子を退かれてから冷泉天皇の御血統が皇位を繼がる事の絕えた事を云つたのである。

（冷泉は兄にて御末も正統とこそ申すべかりしに）「冷泉天皇は圓融天皇の御兄でいらせらるるから、その御子孫も正統と申すべきであつたのに」といふので、あとは言が略せられて、下に續いてゐる。こゝは「上述の譯合であらうと思つたのに、その御末が永續せずに絕えたのは如何なる譯であるかといふに、下にいふやうに元方民部卿の惡靈の祟だといふ事である」といふ意である。

（昔、天曆の御時、元方の民部卿の娘の御息所一の御子廣平親王を生み奉る） 藤原元方は村上天皇の朝に仕へて大納言兼民部卿で在つた。その女、祐姬が村上天皇の更衣となつて第一の皇子廣平親王を生み奉つた。元方大に喜んで廣平親王の皇太子に立たるることを豫期してゐたといふ事である。

（九條殿の女御參り給ひて第二の皇子冷泉にまします**出で來させ給ひし比より惡靈に成りて御此子も邪氣になやまされましき）** 九

條殿の女御とは九條右大臣の女の安子の女御をさす。この方後に皇后に立たれた事は上に云つた。この女御の御腹に第二皇子即ち冷泉天皇が生れたまうてから廣平親王の立太子の望なしと失望して元方が惡靈となつたといふのである。元方は天暦七年に薨したのであるが、その惡靈になつたといふことは大鏡、榮花物語等に見ゆる。その惡靈の爲に、當面の冷泉天皇が侵されまして、御病體であらせられたといふのである。

（花山院の俄に世を遁れ、三條院の御目のくらく、此東宮のかく自退き給ひぬるも惡靈の故也とぞ） 以上の事は元方民部卿の怨靈が祟つて起したわざであると信ぜられてゐた。又その惡靈の有無は知られずとしても、この御一流にだけ御災厄がつきまとふ事は不思議の事とも考へらるる。

（圓融院も一腹の御弟におはしませども云々） これはこの著者の意見である。

東宮退き給ひしかば、此天皇同母御弟敦良親王立ち給ひき。天皇も御子なくて、彼東宮の御末ぞ繼體せさせ給ふめる。天下を治め給ふ事二十年。二十九歳御座しき。

（東宮退き給ひしかば云々） この事は上に述べてある。

（天皇も御子なくて彼東宮の御末ぞ繼體せさせ給ふめる） この天皇も御子が無くして、皇太弟敦良親王即ち後朱雀天皇の御末が、皇位繼承の御血統とならせられたやうであるといふのである。

（天下を治め給ふ事二十年） 長和五年正月廿九日に踐祚、長元九年四月十七日に崩御になつた。それで在位は殆ど滿二十年に近い。

（二十九歳御座しき） これに異説は無い。

第六十九代、第三十七世、後朱雀院、諱は敦良、後一條同母の弟也。丙子の年即位、丁丑に改元。天皇賢明に御座しけるとぞ。されども、其比執柄、權を恣にせられしかば、御政の跡きこえず。無念なる事にや。

（丙子の年即位、丁丑に改元） 長元九年丙子四月十七日に後一條天皇崩御によりて踐祚、七月十日に即位禮あり、翌年四月廿一日、長曆と改元せらる。

（天皇賢明に御座しけるとぞ云々） この天皇賢明に御座したが、その賢明の跡が御政に見聞えない。如何なる理由かといふに、その時の關白賴通が權を恣にして、天皇の親政を被うた爲であるといふ。殘念なる事であるといふのである。大鏡に前代後一條天皇の御代を評して「むかしも今もみかどかしこしと申せど臣あまたしてかたぶけまつる時はかたぶき給ふものなり」と云つてゐるのは、この御代にもあてはまる評である。

長久の比、內裏に火在りて神鏡やけ給ふ。尙靈光を現し給ひければ、其灰を集めて安置せられき。天下を治め給ふ事九年。三十七歲御座しき。

（長久の比內裏に火在りて神鏡やけ給ふ） この火災は長久元年九月九日の夜に在つた。この時內侍所の神鏡が災にかゝられた事は百練鈔に「內侍所神鏡在二灰燼中一燒損、神鏡在二灰燼中一、遣二藏人頭左中將資房左少將經季等一令レ求レ之」とある。而してその當時の事情は勅を奉じて求め奉つた資房の日記春記に委しく記してゐる。さて神鏡は燒損せられたが、本書に其灰を集めて云々と云つたのは、少しく實に違ふ。春記には「燒殘五六寸許」又「一切、二三寸許」「次々得」

二三寸許ニ各段々也」又「如ニ玉金ニ之物數粒」とある。即ちこゝに其灰といふのは灰燼といふ意で、燒け損じたものをいふので、塵灰の灰ではない。この時神鏡に就いて朝廷に重大なる評議が在つたが、結局「又定ニ申神鏡燒損事ニ任ニ寛弘二年例ニ可レ被レ行之由定申了」と百錬鈔に記してゐるやうな事に落着したのである。

(天下を治め給ふ事九年云々) 長元九年四月十七日の踐祚で、寛徳二年正月十六日に御讓位、御在位は滿九年に近い。御年齢に異説は無い。

第七十代、後冷泉院、諱は親仁、後朱雀第一の子。御母、贈皇太后藤原の嬉子、（本は尚侍）攝政道長のおとどの第三の女也。乙酉の年即位。丙戌に改元。

(御母贈皇太后藤原の嬉子云々) 百錬鈔に「母贈皇太后嬉子、入道太政大臣長女也」とある。嬉子は扶桑略記には道長の第四女とあり、今鏡等には第六女とある。榮花物語によれば第四女が正しいやうである。寛仁二年に尚侍として奉仕し治安元年に皇太子(後朱雀)の宮に入つて、御息所となつたが、萬壽二年に後冷泉天皇を産み奉つた際に薨じた。後冷泉天皇即位の後に追尊して皇太后を贈られたのである。

(乙酉の年即位、丙戌に改元) 乙酉の年即ち寛徳二年正月十六日に後朱雀天皇の讓を受けて踐祚、四月八日に即位、翌年四月十四日に改元して永承と號せられた。

此御代の末つ方世の中やすからず聞えき。陸奥にも貞任、宗任など云ひし物、國を亂しければ、源頼義に仰せて追討せらる。（頼義陸奥守に任じ、鎭守府の將軍を兼ぬ。彼家鎭守府將軍に任）

ずる始也。曾祖父經
基は剛將軍たりき。

十二年在りてなんしづめ侍りける。

（此御代の末つ方世の中やすからず聞えき） この天皇の御代の末つ方に疾疫、火災、盜賊、騷擾が少くなく、ことに地方は將門純友の亂後、十分に鎭靜せず、所々に騷擾が絶えなかつた。そがうちにも著しいのは後一條天皇の御世の平忠常の叛であつて、これは四年にして源賴信の力で征服したのであつた。

（陸奥にも貞任宗任など云ひし物、國を亂しければ、源賴義に仰せて追討せらる云々） 貞任宗任は安倍氏で賴時の子である。賴時が父祖以來俘囚の長として世々陸奥(今の磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥)に居りて、家富み兵强く、勢を恃んで、國守の制を奉ぜず、永承年中、國守藤原登任、數千人の兵を發し、秋田城介平重成の兵を合せて討つたが甚しく破れた。天喜四年に朝廷は、そこで、源賴義を陸奥守兼鎭守府將軍に任じてこれを討たせられた。鎭守府は陸奥國に置かれて專ら東夷の鎭定を掌る軍將の役所で、將軍はその長官である。淸和源氏が、鎭守府將軍に任ずるのは賴義が始めである。源氏はこれより後に武人として榮達したが、昔はさほどでもなく、賴義の曾祖經基は將門の亂の時は征東副將軍たるに過ぎなかつた。さて賴義は翌五年に賴時を誅したけれど、貞任、宗任は容易に征服することを得ずして、康平五年に貞任を誅し宗任を降した。その間九年を費した。これを前九年の役といふ。その後淸原武則が源賴義に從ひて武功の有つたによりて鎭守府將軍に任ぜられたが、その孫武衡に到りて又勢强大であつたが、その異母弟家衡淸衡と相爭うて陸奥の地が騷しかつた。永保三年に賴義の子、義家、陸奥守兼鎭守府將軍に任ぜられて、任地に下つたが、その爭を鎭めんとして戰鬪となり、三年にしてこれを平げた。これを前九年の役に對して後三年の役といふ。而して

（十二年在りてなんしづめ侍りける） とあるは、それを通じて一緒に説明したものとも見ゆるが、後三年の役は賴義に關係がないのであるから、さやうであるとも思はれぬ。而してこの十二年云々といふことは當時人口に膾炙してゐたものと思はれて、しかも、それには後三年役を加へてはをらぬ。扶桑略記康平七年閏三月の條に「伊豫守源賴義從陸奥參洛。奉使節之後全經十一箇年歸來。去年誅討賊安倍貞任之日所獲生口同宗任正任等五人各引率其身云々」とある。これによれば天喜元年に征討の命を奉じたことになる譯である。又古今著聞集にも「伊豫守源賴義朝臣、貞任宗任等をせむる間陸奥に十二年の春秋を送りけり」とある。本書は恐らくはこれらから出たものであらうが、扶桑

略記はその時を多く隔てない時代の著であるからしてこれを容易く否定する譯にはゆかぬ。

「かねて」底本「兼」に作る梅本による。

「中宮」底本なし、他諸本によつて補ふ。

此君御子ましまさゞりしうへ、後朱雀の遺詔にて、後三條、東宮に居給へりしかば、繼體はかねてより定まりけるにこそ。天下を治め給ふ事、二十三年。四十四歳御座しき。

（此君御子ましまさゞりしうへ云々） 後冷泉天皇には御子一人も御座しまさぬが、なほその上に、後朱雀天皇の遺詔で、御弟の後三條天皇が東宮に立ちてゐられたが、皇位繼承の御仁は豫てからきまつてゐた。「後朱雀の遺詔」といふ事は委しい事は分らぬが、榮花物語に後朱雀天皇の御讓位の際の遺詔を記しで「かくな泣きそ。上東門院によく仕うまつり給へ。二の宮（後三條）思ひ隔てずおはせなど、（後朱雀の）申させ給へば、（後冷泉）御額に袖をおしあてゝおはします」とある。なほ後三條天皇の下でいはう。

（天下を治め給ふ事二十三年云々） 寛德二年正月十六日に踐祚、治曆四年四月十九日に崩御。御在位は滿二十三年と三月餘である。御年齡には異說が無い。

第七十一代、第三十八世、後三條院、諱は尊仁、後朱雀第二の子。御母中宮、禎子内親王陽明門院と申す。三條院の皇女也。後朱雀の御素意にて太弟に立ち給ひき。又三條の御末をも受け給へり。昔もかゝるためし侍りき。兩

流を内外に受け給ひて、繼體の主となりまします。戊申の年即位。己酉に改元。

（御母中宮禎子内親王云々） 禎子内親王は三條天皇第三の皇女であるが、扶桑略記には「母三條院之女皇太后禎子也」とあり、後一條天皇の御世、長元七年七月十八日の條に「東宮妃一品内親王産二第二皇孫於春宮亮源後任宅一」とあるのが、この天皇御降誕の記事で、この時に禎子内親王は東宮妃であらせられた。又後朱雀天皇の御即位後長元十（長暦元）年二月十三日に「禎子内親王立爲二皇后一、三條天皇女、御母前皇太后姸子也」とあり、その三月一日に「女御藤原源子立二中宮一」とあるから、本書に中宮とあるのは誤で、皇后禎子内親王とあるべきである。後冷泉天皇の永承六年二月十三日に皇太后となり、治暦四年四月十七日に太皇太后となり、後三條天皇御即位の治暦五年（延久元）二月十七日に院號を奉られて陽明門院と申し上ぐる事になつた。

（朱雀の御素意にて太弟に立ち給ひき） この天皇は後冷泉天皇の皇弟とし儲君になられたのは寛德二年正月十六日であるが、扶桑略記には皇太子とあり、帝王編年記には皇太弟とある。本書は皇太弟といふ說によつたものである。後朱雀天皇の御病で位を後冷泉天皇に讓られた時に「二の宮（後三條）思ひ隔てずおはせ」と仰せられたと榮花物語に見えてゐるが、外戚の助がなくて、其の事が實現しにくかつたが、今鏡司召の條にはこの先帝の御言を重んじて大納言藤原能信の言によりて、藤原氏の忌むのを憚らず、急に皇太子に立て給うた事情を簡單ながら述べてある。

（又三條の御末をも受け給へり） この天皇は次の如く

```
村上═冷泉─┬花山
　‖　　　　└三條─（陽明門院）（母系）
　圓融＝一條＝後朱雀＝後三條
```

父系では圓融、一條、後朱雀といふ順序に血統をつがせられてあるが、一方で母系は冷泉天皇の末で三條天皇の血統を受けていらせらるる。

（昔もかかるためし侍りき）　これは武烈天皇、欽明天皇の御事などをいつたものであらう。

應神═仁德═履仲═市邊押磐皇子═仁賢═武烈
　　　　　　╚允恭═雄略═春日大娘═手白香皇女
　╚稚渟毛二俣皇子……………………繼體═欽明

（兩流を內外に受け給ひて繼體の主となりまします）　內は父方、外は母方である。內には圓融、一條、後朱雀の御血統であり、外には冷泉、三條の御血統で、圓融、冷泉の二流を父方母方にうけて、いづれから言つても、正しき御血統の君として御繼ぎになつたといふのである。

（戊申の年卽位）　戊申の年治暦四年四月十九日後冷泉天皇崩御の後をうけて踐祚、七月廿一日に卽位在つた。

（己酉に改元）　翌年四月十三日に改元延久と號せられた。

此天皇東宮にて久しく御座しければ、靜かに和漢の文、顯密の敎までも闇からず、知らせ給ふ。詩歌の御製も數、人の口に侍るめり。後冷泉の末樣、世の中荒れて民間の愁在りき。四月より位に居給ひしかば、未だ秋のをさめにも及ばぬに世の中のなほりにける。有德の君にてましましけるとぞ申し傳へ侍る。始めて記錄所と云ふ所を置かれて、國々の衰へたる事をなほされき。延喜天曆より以來には誠に賢き御事なりけんかし。

（此天皇東宮にて久しく御座しければ） 寛徳二年に皇太弟に立たれた時には十二歳でいらせられ、三十五歳で踐祚あらせられたから、かぞへ年二十四年春宮にあらせられたのである。

（靜かに和漢の文、顯密の敎までも闇からず知らせ給ふ、詩歌の御製も云々） 長い間東宮であらせられたから、その間心靜に日本や支那の學問又佛敎までも明らめ給ひ、詩歌の道にも達せられた。それらの御製も人々が云ひ傳へてゐるといふのである。その和漢の學問に通ぜられた事は今鏡に「御身の才はやんごとなき博士どもにもまさらせ給へり」といひ、續往生傳に「和漢才智誠絕二古今一雖二耆儒元老一敢不レ抗論一」といひ、續古事談には「後三條院ハイカ程ノ學生（シャウ）（學者のこと）ソト人ノ問ケレバ江中納言（大江匡房）オモヒマウケタル事ノヤウニ佐國（大江佐國）程ニヤオハシケントイヒケリ。長方卿ハ是ヲキキテナキケリ。國王ノサホドノ學生ニテオハシマシケンコトヲ感シテケリ」又「後三條院ハ春宮ニテ廿年マデオハシマシテ心シヅカニ御學問アリテ和漢ノ才智ヲキハメサセ給フノミニアラズ云々」ともある。而して禁祕記抄といふ御著書もあつたさうである。この御書は今は傳はらないが、本朝書籍目錄の公事部に收めて、「後三條院御抄、諸公事」と注してあるから朝廷の公事を記注せられたものと考ふる。次に佛敎に通じてゐられた事は續往生傳に載つてゐる事で考へてもわかるが、それには「深歸二一乘一」とあり、今鏡「みのりのし」には「むかしみこの宮におはしましし時より法の道をも深く知ろしめされけり」とあつて、この帝の佛道に明らかにおはしまして學識ある顯密の法師を多く召して硏究せられた事を叙してゐる。又詩歌の御製の人口に膾炙するものも少くない。そのうちの一二をいはゞ、東宮におはしました時に日野資業の子實政が春宮學士として侍讀すること十五年、その親しくし奉ることは朋友の情のやうであつたが、實政が出でゝ甲斐守と成つた時に、天皇が餞として詩を賜はつて「州民縱發二甘棠詠一莫レ忘多年風月遊」と遊ばされた。その忝い御情を今でも思はしむるものがあるが、古來これは人口に膾炙してゐる。又御讓位の後住吉に詣で給うてよみ給ひし歌

住よしの神もうれしと思ふらんむなしき船をさしてきたれば

といふをあげて、「みかどの御歌とおぼえて、いと面白くも聞え侍る御製なるべし」と云つてゐる。これは後拾遺集に載つてゐるが、この外御製は新古今集、續古今集、玉葉集にも載つてゐる。

（後冷泉の末樣世の中荒れて民間の愁在りき） この事は既に後冷泉天皇の條に記してある。

（四月より位に居給ひしかば未だ秋のをさめにも及ばぬに世の中のなほりにける） この天皇の踐祚は四月十九日である。

秋のをさめといふは漢語でいふ秋收で、秋に稻の熟して刈り入れをする時をいふ。卽ち秋の末にも及ばぬうちに御位につかれて半年許の間に世の中が穩かになつたといふのである。その一例は御卽位のはじめに、石淸水八幡宮に行幸せられたが、當時都人士の風俗が甚しく奢侈であつて、鹵簿を拜するに車に金の飾をするものが多かつたのを御覽ぜられ、これを禁ぜられたが、次の賀茂の行幸の時には絕えてその風が無くなつてゐたといふ事である。

（有德の君にてましましけるとぞ申し傳へ侍る） 今鏡に次の如くいつてゐる。「此の帝世をしらせ給ひてのち、世の中みな治まりて今にいたるまで、其のなごりになん侍る。たけき御心におはしましながら、又なさけ多くぞおはしましける。」さて崩御の後人々の惜み慕ひ奉つたさまは同じく今鏡に「ある人の夢にこと國のそこなはれたるを直さんとて此の國をば去らせ給ふと見たる事も侍りけり」といふ、又續往生傳に「宇治前大相國聞ニ天皇崩御一曰、此本朝之不幸之甚也」ともある。有德の君であらせられた事はこの記事でも考へらるるであらう。

（始めて記錄所と云ふ所を置かれて、國々の衰へたる事をなほされき） 記錄所は土地の訴訟を裁斷する役所である。當時權臣貴族が土地を私有して多く莊園（公領に入らぬ私有地）を占め、民の害を爲すこと甚しかつたから、天皇が、その家々に仰せて、各々その莊園の契劵（所有權を證する文書）を上らしめて、記錄所に於いてその虛實を取調べられた。當時莊園が甚だしく增加して、貢租に妨害を與へた事が頗る大であつたから、延久元年に勅して寬德二年（後冷泉天皇卽位の年）以後新に立てた莊園は一切にこれを罷め、その前にあつても契劵が明かでなく、國務に妨げのあるものは停止せられた。この記錄所は太政官の內に別に設けられた役所で、その職員も特別に擇んで任命せられたもので、この天皇の時にはじめて出來たものであるが、これによつて權臣の專恣も制限せられ、國家の財政も大分整ふやうになつたのである。

（延喜天曆より以來には誠に賢き御事なりけんかし） この事は大江匡房の續本朝往生傳の文に委しく說いてゐるから、その文を次にひく。「聖化被レ世殆同ニ承和（仁明）延喜（醍醐）之朝一。相傳曰、冷泉院後政在ニ執柄一、花山天皇二箇年間天下大治。其後權又歸ニ於相門一皇威如レ廢。爰天皇五箇年之間、初視ニ萬機一俗及ニ淳素一人知ニ禮義一、日域不レ及ニ塗炭一民子レ今受ニ其賜一之故耳」とある。

天下を治め給ふ事、四年。太子に讓りて尊號あり。後には出家せさせ給ふ。

（**天下を治め給ふ事四年**）治暦四年四月十九日に踐祚、延久四年十二月八日に讓位、その間滿四年と八月許である。

（**太子に讓りて尊號あり**）延久四年十二月病によつて皇太子に讓位せられ、新帝から太上天皇の尊號を上られた。

（**後には出家せさせ給ふ**）御讓位の翌年延久五年四月に病によつて出家せられて法名金剛行とつかれた。

此御時より執柄の權おさへられて君の御自政を知らせ給ふ事に歸り侍りにし。されども其比までも讓國の後、院中にて政務在りとは見えず。四十歳御座しき。

（**此御時より執柄の權おさへられて君の御自政を知らせ給ふ事に歸り侍りにし**）攝關の政治をやめられて天皇の親政にかへつた事を云つたのであるが、その事は上に引いた續往生傳の大江匡房の言でもわかる。榮花物語にはこの天皇の政治を評して次のやうにいつてゐる。「この内（天皇）の御心いとすくよか（健）に世の中の亂れたらんことを直させ給はんと思し召し、制などもきびしく、末の世の御門には餘りめでたくおはしますと申しけり。人に從はせ給ふべくもおはしまさず、御ざえなどいみじくおはします。後朱雀院をすくよかにおはしますと思ひ申しゝに、これはこよなく勝り奉らせ給へり。世の人おぢ申したることわりなり。大方の御もてなし、いと氣高くおはしましけり。女院（御母陽明門院）の申させ給ふことをもさるまじきことをも、更に聞かせ給はず」とある。この御世にはその時までの關白賴通が退け

られて、その子教通が關白に任ぜられてはゐたが、それはたゞ榮譽の地位に備はつてゐるだけで、昔の基經乃至賴通の關白とは全く違つた事になつた。それ故に、これから後の政治は攝關の任命はあつても攝關政治といふ事は出來ぬ。

(されども其比までも讓國の後院中にて政務ありとは見えず) これは攝關政治に代つて起つたのが、白河上皇以後の院政であるといはるる所からして、この天皇の時に院政が既に起つてゐたといふ誤解を起し易いから、それを明かにしたのである。即ち執柄の權を抑へられたが、この天皇以前にはもとより、この天皇の頃に至るまでも讓位の後院中で政治をとられたといふことは見えないといふのである。

(說) 愚管抄にはこの天皇が讓位の後院に居て政を決せられたが、幾もなくして崩御になつたと云つてゐるが、これは必ずしも信ぜられない。親房のこの言は暗に愚管抄の說を否定してゐるとも見らるるが、もとよりこの說の方が正しく、剛健正義を重んぜられたこの天皇が、太上天皇の御身を以て政務を左右せうとは遊ばされぬことはその御性格からして考へらるるのみならず、若し院中で政務をとらるるべきなら、讓位後直ちにその事があらはれてゐるべきである。これは政權を私し來つた藤原のやうな我儘者の觀察法であつて、正しき見方ではない。然るに今の歷史家が、多くこの愚管抄の說に從つてゐるのは正義を重んじて母后の御詞をも輕々しくは容れたまはなかつた御精神を知らぬものといはねばならぬ。

(四十歲御座しき) 延久五年五月七日に疾によりて崩御。御歲は扶桑略記百錬鈔以下異說が無い。

第七十二代、第三十九世、白河院、諱は貞仁、後三條第一の子。御母贈皇太后藤原の茂子、贈太政大臣能信の女、實は中納言公成の女也。壬子の年卽位。甲寅に改元。

(御母贈皇太后藤原の茂子云々) 百錬鈔に本書と殆と同じ文に記してあつて但、「實權中納言公成女」とある點が違ふが、

權中納言が正しい。茂子は後三條天皇の東宮にましました時に、御息所として參られ、天喜元年にこの天皇を生み奉られたが、康平五年に皇太子妃として薨ぜられた。この天皇御即位の後、延久五年五月に追尊して皇太后を贈られたのである。

（壬子の年即位） 壬子即ち延久四年十二月八日に後三條天皇の讓をうけて踐祚。同月二十九日に即位禮を行はれた。

（甲寅に改元） 御即位の翌々年、延久六年八月二十三日に改元あつて、承保と號せられた。

古のあとを起されて、野の行幸なんどもあり、又、白川に法勝寺をたて、九重の塔婆なんども昔の御願の寺々にもこえ、樣なき程にぞ作り調へさせ給ひける。此後に代毎にうちつゞき御願寺を立てられしを造寺熾盛の謗在りき。造作のために諸國の重任など云ふ事多くなりて、受領の功課もたゞしからず、封戸庄園あまた寄せ置かれて誠に國の費こそ成り侍りにしか。

（古のあとを起されて） 藤原氏攝關の世には朝廷の公事儀式もすたれたものが少くなかつた。後三條天皇は親政の昔にかへされたけれども、御在位の間が少くて公事などはまだ十分に恢復せられなかつたと見ゆるが、この天皇に至つてはそれらを恢復せられた。今鏡に「此御時ぞ昔のあとを起させ給ふ事は多く侍りし」といつて、「釣りせぬうら〳〵」のにそれらの條々をあげてゐる。

(野の行幸なんどもあり) 野の行幸は光孝天皇の御世に行はれた芹川の行幸の亞流であつて、その後また廢せられてゐたのを再興せられたのであるが、それは承保三年十月二十四日に大井川に行幸して嵯峨野に獵し給うた事をさす。

(又白川に法勝寺をたて、九重の塔婆なんども昔の御願の寺々にもこえ、樣なき程にぞ作り調へさせ給ひける) 法勝寺を建て始めたのは承保二年であつて、その落慶の行幸は承暦元年十一月であつた。その地はもと藤原良房の白河第であつて、代々藤原氏の別莊として傳へて來たのを左大臣師實が獻じたのであつた。この寺は元暦二年の大地震でこはれてから衰へた。今の京都市岡崎の地に在つたのであるが、塔壇とか何とかいふ地名に名殘を留めてゐる。この寺は大きな構へであつたと見ゆるが、こゝには今鏡の「白河の御寺も勝れておほきに、八面九層（ヤオモテココノコシ）の塔など建てさせ給ひ、百體の御佛など常は供養せさせ給ふ」といふだけをあげる。

(九重の塔婆云々) この寺の塔婆は今鏡にいふやうに珍しい構であつたらしい。永保三年に建てられた。

(昔の御願の寺々にもこえ云々) 御願の寺とは天皇若くは皇后の御發願によつて創められた寺である。そのうち、天皇の御發願によるものを勅願寺といふ。それは昔から少くない。今にもその著しいのは東大寺、仁和寺、醍醐寺、大覺寺などがある。それらの大寺にもこえ、又先例の無い程に作り調へられたといふのである。そのさまは扶桑略記に見ゆる。

(此後に代毎にうちつづき御願寺を立てられしを造寺熾盛の謗在りき) この後の代々の御願寺といふのは主として六勝寺をさすものと見ゆる。六勝寺とはこの法勝寺、堀河天皇の御願寺たる尊勝寺、待賢門院の御願寺たる圓勝寺、鳥羽天皇の御願寺たる尊勝寺、崇徳天皇の御願寺たる成勝寺、近衞天皇の御願寺たる延勝寺の總稱である。なほその外には鳥羽上皇の御願寺たる寶莊嚴院、得長壽院、後白河上皇の御願寺たる蓮華王院等頗る多い。それで

(造寺熾盛の謗在りき) といふのである。これは新に寺院を造らるゝ事が餘りに熾んでありすぐるといふ非難が在つたといふのであるが、それは單に寺が多く出來たといふ事に止まらず、同時に天下の財力を費すといふことが非難せらるるのである。

(造作のために) 造作とは建築といふに似た語で、今もいふ語である。その土木建築の費用がかさんだ爲に

(諸國の重任など云ふ事) が多くなつたと云ふのである。これは國司の長官たる守の重任をさす。國司の任期は一任四年を規定として、任期過ぐれば、當然解職となるので、古來この規定は遵奉せられて來たが、この頃賣官の弊風が生じて、財物を獻じて朝廷の用途ことに造寺の用途に供すると、其の功によつて、官爵を賜はる樣な事があつた。それで

「まま」底本「任」に作る。他諸本による。

「おりゐ」底本「ヲリ位」に作る。梅本による。

國の守もこの方法で、任期を更に重ねてその國司に任ぜらるる。これを重任といふ。元來國司は所謂膏腴の職と云つて、收入の多い上に、私利を營むのに都合がよい爲に重任を望む者が多かつたのである。此天皇崩御の當時右大臣であつた藤原宗忠の日記（中右記）の裏書に「法皇御時初出來事」と題して記してゐるうちに、「受領功萬石萬疋進上事、十餘歳人成受領事、卅餘國定任事、始自我身至子三四人同時成受領事」とある。これらの事はその日記に到る所に記してその非を指摘してある。それ故に

（受領の功課もたゞしからず） とこの著者がいはれたのである。受領は國守のことであるが、元來官吏の考課（功課とあるのは正しくない。音と意味とが似てゐるから、中世から誤つて來たので、著者一人の誤りではない。現に中右記にも功課と記してある）には一定の法令がある。即ち大寶令の考課令である。その課とは才藝を課し試みることで、考とは官吏としての行、能、功、過を考へ校ぶることである。即ちその行狀、才能、政治上の成績を考勘して官吏の任免陟黜をするのが令の規定であるが、上のやうに、獻納する金穀の量によつて、任免せらるる事になれば、その考課の正しく行はるる道理の無い事は云ふまでもない。さうして、又それらの寺々に

（封戶庄園あまたよせ置かれて誠に國の費とこそ成り侍りにしか） と著者のいはれた通の事になつた。これでは先帝後三條天皇の莊園を停廢せられた叡慮も空しくなつたといふべきである。

天下を治め給ふ事十四年。太子に讓りて尊號あり。世の政を、始めて院中にて知らせ給ふ。後には出家せさせ給ひても尙其ままにて御一期は過させまし〱き。おりゐにて世を治らせ給ふ事、昔はなかりし也。孝謙脫屣の後にぞ廢帝は位に居給ふ計と見えたれども、古代の事なれば慥か

「おとゞ」底本「従」の草書の如くす、他諸本による。

「こと」底本「事」に作る。梅本による。

ならず。嵯峨、清和、宇多の天皇も只譲てのかせ給ふ。圓融の御時はやう〳〵知らせ給ふ事も在りしにや、院の御前にて攝政兼家のおとゞ承りて、源の時仲の朝臣を、参議になされたるとて小野宮實資大臣なんどは傾け申されけるとぞ。されば上皇ましませど、主上をさなく御座す時は偏に執柄の政なりき。宇治の大臣の世と成りては三代の君の執政にて五十餘年權を專にせらる。先代には關白の後は如在の禮にて在りしに、餘なる程に成りにければにや、後三條院坊の御時よりあしさまに思召す由聞えて、御中らひ惡くて危み思召す程の事になん在りける。踐祚の時、即關白をやめて宇治にこもられぬ。弟の二條の敎通の大臣關白せられしが、ことの外に、其權もなくおはしき。増して此御代には院にて政をきかせ給へば執柄は只職に備りたる計に成りぬ。されども、是より又古き姿は一變するにや侍りけん。執柄世を行はれしかども、宣旨にてこそ天

下の事は施行せられしに、此御時より院宣、廳下文を重くせられしに依りて、在位の君又位に備り給へる計也。世の末に成れる姿なるべきにや。

（天下を治め給ふ事、十四年） 延久四年十二月八日に踐祚、應德三年十一月廿六日に御讓位。この間滿十年に近い。

（太子に讓りて尊號あり） 太子は御受禪後の堀河天皇である。應德三年十二月二日に太上天皇の尊號を奉られた。

（世の政を、始めて院中にて知らせ給ふ） 御遜位の後、院の中で、世の政を治らせたまふことが、この天皇の院に居られた時から始まつたので、これを院政といふ。

（後には出家せさせ給ひても尚其ままにて御一期は過させまし〳〵き） 御出家のあつたのは御讓位後、十一年目永長元年八月で、郁芳門院の崩御を哀悼せられての事である。それまでも院中で政をきゝ給うたのであるが、その出家後も同じく院中で政を執られて、かくて御一生を過し遊ばされたといふのである。

（おりゐにて世を治らせ給ふ事昔はなかりし也）「おりゐ」とは天皇の位を下りてゐたまふことで太上天皇のこと。太上天皇となられては、天下の大政に御關係なくせらるるのが、主權の絕對唯一の本義であつて、上皇の政治に關せらるるといふ事は昔から無かつた事で、上表をせられたる時の如きは「臣」とまで稱へられた程である。たゞ

（孝謙脫屣の後にぞ廢帝は位に居給ふ計と見えたれども） と著者がここに云つてゐるが如く、又その御世の條に云つてゐる如く、上皇が大政を左右せられたのであるが、しかしそれは古代の事であつて、如何樣に政治が行はれたかの委しい事はわからぬ。それで姑く論ぜぬと著者は云ふ。

（嵯峨、淸和、宇多の天皇も只讓てのかせ給ふ） こゝにいふ三上皇の外、平城、陽成等もあらせられたるが、この方々は種々の事情が在つての事であるからそれはいはぬ事として、嵯峨天皇は太上天皇で十九年、淸和天皇は太上天皇で五年、宇多上皇は五十七年ましまして大政に關係せられたかといふに、さやうな事は無く、單純に御讓位になつて、政權から離れてゐ給うた。

（圓融の御時はやう〳〵知らせ給ふ事も在りしにや院の御前にて攝政兼家のおとど承りて源時仲の朝臣を參議になされた

るとて小野宮實資大臣なんどは傾き申されけるとぞ） 圓融院の御時にそろ〳〵院の御政といふやうな事も起りかけたと見えて上のやうな話が傳はつてゐるといふのである。この話に出てゐる源時仲は時中と書くのが正しい。この人は左大臣雅信の子で音樂の達人として名高い人で大納言まで上つた人である。この人が參議に任じたのは花山天皇の寛和二年十月十五日である。この任命は當時多少の物議があつた趣である。即ちこの前十三日に（扶桑略記には十月十日と記す）圓融法皇が大井河に御幸あらせられて、かの名高い三船の興を催されたのであるが、その時に時中も召されてあつたが、勅命によりて紅葉を挿頭して舞ひかなでた。そのさま人をして感歎措く能はざらしめたにより法皇御感のあまりに、攝政兼家に勅諚ありて、參議に列すべき旨仰せられて、その時に、時中が恩命を拜して二拜したといふ事が、時中の笛譜の裏書に見ゆる。而してそれが、正式に發表せられたのが十月十五日の除目である。この事實は百錬鈔にも古事談にも續古事談にも見えて有名な話である。さうしてこれに批難のあつた事は古事談に「非二主上御前一奉二法皇仰一任二參議一如何之由、人々多傾二歎之一云々」とあるのでもわかる。續古事談には「人々ヒソカニ云ケル、主上ノ御前ニアラズ、タチマチに參木ヲナサル、事イカアルヘキトカタフキケリ、今日ノ事何事モ興アリテイミシカリケルニ、此コトニスコシ興サメニケリ」とも見ゆる。小野宮實資は藤原實頼（圓融冷泉の時の攝政、太政大臣）の孫で、後一條天皇の時に右大臣となつた人で、剛直正毅の人で、賢人右府とよばれた人である。かやうな人であるから上の樣な不條理の事には不服を唱へたであらうと考ふる。この任命の時は、實資は中宮大夫左近衞中將であつた。この人の日記は小右記と云つて今に大部分が傳はつてゐるが、この寛和二年の部分は散佚してゐる爲に、この事の實否を確むる事が出來ぬが、本書の著者はそれを知つてこの文を草したものと見ゆる。他書には未だ見ないが、信ずべきことで、小野宮實資ならぬ人々もこれを批難した事は古事談、續古事談に明かである。

（されば上皇ましませど、主上をさなく御座す時は偏に執柄の政なりき） 上皇は政權に關係遊されぬが、古の法であつたから、天皇が幼少であらせらるる時にはいつも攝政關白の政治であつたといふ。そのうちにも著しいのは次にいふ頼通である。

（宇治の大臣の世と成りては三代の君の執政にて五十餘年權を專にせらる） 宇治の大臣といふのは藤原頼通である。宇治の平等院に居たからの名である。頼通は後一條、後朱雀、後冷泉の三天皇の御世を通じて、五十一年許或は攝政として或は關白として引續き天下の大權を己がまゝにして來たのである。

（先代には關白の後は如在の禮にて在りしに）　「先代」とはこの賴通の攝關たりしよりも前の時代、即ち一條天皇三條天皇頃までをいふのであらう。「關白の後は」とは攝政の時は天皇幼少にましませば、その思ふまゝに政をとつたが、君御成人の後に關白となりて後は、さやうな事は無く、元來が、天皇の御親政を輔け奉るのが職務であるから、政務に關して、意見を申すとはいへ、どこまでも天子が上にましますといふ精神を失はず、それ相當の禮、作法は守つてゐたのに、といふのである。「如在」といふ語は論語の八佾篇に「祭如レ在祭レ神如ニ神在一」とある語から起つたものであるが、本邦には神を祭るに十分に愼み、敬ふ義に用ゐた。それは類聚國史貞觀八年四月十四日「勅宣レ令ニ五畿七道一奉レ幣境內諸神一仍須下長官潔齋躬向ニ社頭一敬心奉進必致中如在上」とある。又貞永式目の第一條は神社の祭祀であるが、その文中にも、「如在之禮奠莫レ令ニ怠慢一」とある。下學集には「尊敬之義也」と注してゐる。これは塵袋に云つてゐる如く神を蔑にせず、どこまでも神の在しますといふ精神を以て祭をするのが如在之禮である。即ち天皇を蔑にせずどこまでも天皇が主權者でおはしますといふ精神を以て政をなし、禮を天皇に盡すのが如在の禮であらう。

（餘なる程に成りにければ）　餘りは一定の度以上になるをいふ。臣下として節度を超えた振舞をする程の事になつたからといふのである。

（後三條院坊の御時よりあしさまに思召す由聞えて御中らひ惡くて云々）　坊とは元來春宮坊（皇太子の宮の役所）の略であるが、こゝは東宮（トウグウ）即ち皇太子をさす。後三條天皇が皇太子であらせられた時から、關白が攝政であるかのやうに振舞ふことを不都合と思召すといふ事が關白賴通の耳に入つて、賴通と皇太子との御間柄が面白くない事になつてゐたので皇太子の御位も或は賴通が動し奉るやうな事は無いかと危みなされた程の事にまでなつてゐたとの事である。この事は榮花物語などにその趣が見ゆる。

（踐祚の時、即關白をやめて宇治にこもられぬ）　これは少しく事實にちがふ。賴通が關白をやめて、その弟左大臣敎通が、關白を命ぜられたのは後冷泉天皇が、御病氣とはいへ、御在位の時で、治曆四年四月十六日の事であつて、その後三日即ち十九日に後冷泉天皇崩御後三條天皇踐祚といふ事になる。勿論その間僅に三日の差であるが、踐祚の前である。賴通は恐らくは後三條天皇の御世になるべきを豫め感じて、先んじて退いたものであらう。それで賴通は宇治の別莊に退いて、後三條天皇を憚り、つとめて嫌疑を避くるやうにしてゐたのである。

（弟の二條の敎通の大臣關白せられしが、ことの外にその權もなくおはしき）　前にいふ如く敎通が左大臣を以て關白にな

つたのが、後三條天皇踐祚の三日前であつた。この人は二條の邸を造つてそこに居たから、二條殿と云つたのである。この人は延久二年三月に太政大臣に上り、同年三月に辭したが、關白は舊の通りであつた。しかし、關白は名だけであつて、何等の權をも振ふことはしなかつた。これは後三條天皇が英邁であらせられたからである。しかし、これより後は、關白の實權と云ふものは昔のやうには無くなつた。

（増して此御代には院にて政をきかせ給へば、執柄は只職に備りたる計に成りぬ）　此の白河天皇が、讓位の後太上天皇として院に居て政を執らるる事になつたから、執柄即ち攝政關白はもはや、實際上の必要がなくなつて、たゞ、職名があるから、その名義を與へられたといふだけの事に成つた。

（されども是より又古き姿は一變するにや侍りけん）　かやうにして攝政關白が、名目だけになつた以上天皇親政の昔にかへつたかといふに、さうではない。こゝに院中の政といふ事が起つて、攝政關白の政治でもないし、又その以前の天皇の親政でもなく、古來かつてなかつた政治の方法が起つたのである。卽ち院政といふ一種特別の政體が、こゝに起つて天下の政體がこゝに一變するのである。これをおだやかな語でいひあらはす爲に、「一變するにや侍りけん」と疑問の語法を用ゐたのである。

（說）　こゝはわが國政體史の上で、重大な點である。親房卿が、この天皇の御世の條に多くの言を費してゐらるるのもこの政體の變更といふ事が重大であるから、それの起るに至つた事情を知らせたいためであらうと思はるる。隨つて次にいふ所はその院政といふものが政治上の變態であることを明に示してゐる。語が簡單であるけれど、深く味ふべきものである。

（執柄世を行はれしかども、宣旨にてこそ天下の事は施行せられしに）　攝政關白とか云ふものが、正しい精神で政治を執つた時は勿論、又それらが、專横をして大權を干したといはるるやうな事が在つた時でも、それら攝關はどこまでも天皇の詔勅宣旨卽ち天皇の直接の勅命であると云つて、その形式を守つてゐたので、攝政關白自身の名を以ても、又その職名を以ても天下に命令を發するといふ事は絕對に無かつた。攝政關白たる人が、若し自己の名で命令を下したとすればそれはその自己の私領たる莊園に下したゞけの事であつた。又詔勅宣旨を以て行はるゝほどの事柄で無い事項は太政官符（太政官が八省諸司諸國その他下級官廳に下す公式の文書である。それを略して官符と云ふ）を以て天下の政事を執行した。太政官はもとより天皇の大權によりて委任せられた範圍に於いて官符を下すのであるから、天

皇の大權の發動である。即ち攝政關白の政治といふものは、大權の實行を遂ぐる實質上の機關であつて、法理上の形式はどこまでも天皇の親政で、天皇の大權の發動でないものは一も無かつたのであつた。然るに

（此御時より院宣、廳下文を重くせられしに依りて在位の君又位に備り給へる計也）　といふ姿になつた。院宣とは天皇の勅命を傳ふるのを勅宣といふに對して太上天皇即ち院の直接の命令を傳ふるのをいふのである。廳下文とは院の廳から發する命令書である。院廳とは太上天皇の院の事務を行ふ所であつて、別當（長官）執事（次官）判官代、主典代の職員があつた。これらは女院にも在るので、別に、この院政の爲に新に設けられたものではない。それらは本來ただ、その院に屬する內外の事務、又その院の職員に關する事務、院の所領財政に關する事務等をとり、その下文といふものもそれらの範圍に限られたものであつて、いはゞ、家職といふべきものである。それらの事は攝關の家の事務と大差の無かつたものであつたが、院政を行はるるやうになつては、この院廳は太政官のやうな權力を與へられ、その下文は太政官符と同等若くは以上の效力を有することになつた。かやうに詔勅宣旨に對して院宣、太政官符に對して院廳の下文が存在し、而してその政治上の實際上の效力が、詔勅宣旨、太政官符よりも重く、且つ有力にあるといふ世の有樣になつた。こゝに於いて天皇はたゞ名のみとなり、多くの官職もたゞ名のみ貴く實力のないものになつたのである。

（説）　親房卿は「在位の君又位に備り給へる計也」と云つてゐらるることはもとよりその通りであるが、しかし、法理上よりいへば、わが國家の主權者以外に、名實共に主權を行使する者が生じた事になつたので、實に、わが國體上ゆゆしき大事件であつたのである。凡そ後の平氏の專橫、源氏の專權、幕府政治の起るやうな間隙を生ぜしめたのは恐らくはこの院政にあるであらう。たゞこの院政が、事實上天照皇太神の正統であらせられ、一度天皇であらせられた御方が行はせられたのであるからして、萬世一系の皇統にも、天壤無窮の皇位にも大なる危害を加へなかつたやうに認められ、當時の人々も太上天皇の遊ばさるゝ事であるによつて謹んで服從し奉つたのではあつたらうと思ふ。しかし、古の太上天皇のやうに眞に政治に關せず、在位の天皇が、眞實の主權者であらせらるることを名實共に示さるるやうに隱微の間に御助力あつたならば、どれ程かわが國の姿が、そこなはれずして來たであらうと思はるる。或は事實上院政を行はれても、その形式はどこまでも天皇親政の形式で、勅宣以上のものは世になく、大政は太政官以外に執るものでないといふ事をどこまでも守つておかれたならば、當世の變則の政體の發生をよほど減じたであらうし、わが國體史も、今よりも見事なものとなつて説きらべきものであつたらうと考へらるるが、今更言つても詮ない事である。

「おりゐ」同上

「はゞかり」底本「隙」に作る他本による。

かへすがへすも、天皇及び天皇の委任せられた太政官今の内閣以外に大政を左右するものゝ存在してはならぬのに、こゝには實質のみか、形式上までも勅宣又官符以上の效力あるものが、天下に横行したといふ事はそれこそ古來未だ曾て無かつた政治の大變であるといはねばならぬ。されば**（世の末に成れる姿なるべきにや）**といへるも尤もの事である。著者はこゝにも微言を用ゐてはゐるが、その内心には慷慨淋漓たるものが在つたに相違ない。亂世の端が實に實にこゝに發してゐるのである。讀者の三思を要する。

又城南の鳥羽と云ふ所に離宮をたて、土木の大なる營在りき。昔はおりゐの君は朱雀院に御座す。是を後院と云ふ。又冷然院にも然の字火事のはゞかり在りて泉の字に改む。おはしけるに、彼所々には住ませ給はず、白河より後には鳥羽を以て上皇御座の本所とは定められにけり。

（又城南の鳥羽と云ふ所に離宮をたて、土木の大なる營在りき）城南といふは京城（平安京）の南といふ義であるが、鳥羽村は羅城門の南にあるからいふのであるが、一面文選の長門賦に城南之離宮とある所から名づけられたと思はるる。こゝに離宮を營まれたのはこの天皇御在位の末の年應德三年七月からであつて寛治元年二月に至つて成就した。土木の大なる營とは土木普請の大工事をいふのであるが、その大規模であつた事は扶桑略記に記してある。その要をいへば、九條以南鳥羽の山莊、百餘町をかぎりて、敷地とし、近臣以下庶人に至るまで宅地を賜ひ、五畿七道に徭役を課して池を穿ち、山を築き、壯大巧麗のものであつた。殿舍は南殿北殿とて二所に分れ、規模宏大のものであつた。今はその址荒れたるが、大體今の下鳥羽竹田の二村にわたりて、御所内、秋山、院馬場などいふ地名殘り、又城南神社、この天

皇の山陵もある。

（昔はおりゐの君は朱雀院に御座す） おりゐの君は天皇讓位後のことを申す。即ち太上天皇である。朱雀院は拾芥抄に「朱雀院は累代の後院、或は四條の後院と號す。」とある。三條の朱雀の西四町、四條の北面、坊城の東とある。朱雀院が太上天皇の御在所と定まるやうになつた始は宇多天皇からであるやうに思はるる。即ち昌泰元年に朱雀院太上天皇と申し上げたが、御出家の後は太上天皇の尊號を强ひて辭せられた事は前にも云つてあるが、それから朱雀院と申し上げた。後には仁和寺に遷らせられ又宇多院にも居させられたのである。が、朱雀天皇御讓位の後またこゝを御住所とせられた。それによつて後世まで朱雀院の天皇と申し上げたのである。その後、冷泉天皇以後、御讓位後の當座はいづれもこの朱雀院に取りあへず御入りになつた事である。

（是を後院と云ふ） 後院といふものは元來は天皇臨時の御立退所として定めおかれた所の意味であつたが、後、讓位の君の御住ひと定められた所をさすやうになつたと思はるる。新儀式に「天皇遷御事」の條に「又若可㆑御㆓後院㆒云々」とあり、又「代々多有㆓後院㆒。先點㆓定其院㆒又定㆓補院司㆒云々」とある。こゝでは後院が朱雀院に一定してからの事を云つてゐるので著者の誤ではない。

（又冷然院にもおはしけるに） 冷然院は拾芥抄に「大炊御門の南、堀河の西」とある。此院は嵯峨天皇の御時に出來たとあつて、「累代之後院」で弘仁の亭であるとある。注は本名冷然院であつたが、然の字を泉と改めて冷泉院とせられた事を云つたのであるが、この事は拾芥抄に「本名冷然院云々而依㆓火災㆒改㆓然字㆒爲㆑泉、天暦御記、然者改㆓冷然㆒爲㆓冷泉㆒也」とある。冷然院は拾芥抄の說によれば弘仁年間に營まれたものだ。これが、貞觀十七年の火災以後屢火災にかかり、村上天皇の天暦三年の十一月にもまた燒けた。それで「然」はもと「モユル」といふ文字であるといつて、音の似て水に緣のある「泉」の字に改められたといふのであるが、天德二年正月の九暦にはもはや冷泉院とあるから、天暦三年十一月以後天德二年正月以前に改められたものであらう。

（彼所々には住ませ給はず） 即ち冷泉院太上天皇の冷泉院に住み給うたのは古の例をつがれたのであるが、その後は圓融天皇は圓融寺に、花山天皇は花山寺に、一條天皇は一條院に、三條天皇は三條院にといふやうに、後院と定められた所には住ませ給はぬ事になつた。

（白河より後には鳥羽を以て上皇御座の本所とは定められにけり） 白河天皇が、上皇となられ、上述の鳥羽離宮を營まれて

二の「の」他本によつて補ふ。

からはこゝを以て御座所の本所と定められ、鳥羽上皇も御讓位の後專らこゝを御座所とせられたによつて鳥羽院といふ御名も起つたのである。

御子堀河の御かど、御孫鳥羽の御門、御彦崇德の御在位まで四十餘年、在位にて十四年、院中にて四十三年。世を知らせ給ひしかば、院中の禮なんど云ふ事も是よりぞ定まりにける。都て御心のまゝに久しくたもたせ給ひし御代也。七十七歳御座しき。

（御子堀河の御かど、御孫鳥羽の御門、御彦崇德の御在位まで四十餘年世を知らせ給ひしかば） この上皇在世の間、堀河、鳥羽、崇德三代の天皇の御宇四十餘年に亘りて、上述の所謂院政を以て天下に號令せられたのである。注は御在位と院政との年數を示したのである。即ち御在位は上にもある通り十四年。院政は堀河天皇の御世二十一年、鳥羽天皇の御世十六年、崇德天皇の御世は大治四年までで、七年、その間、一の年が、二天皇の御世にまたがるのがあるので、實際の年數は（紀元千七百四十六年十一月から千七百八十九年七月まで）滿四十三年に少しく足らぬ。

（院中の禮なんど云ふ事も是よりぞ定まりにける） 院は元來おりゐの帝の御在所であつて、萬事安易を旨とせられたのである。もとより、君臣上下の次第は正された事はいふまでも無いが、こゝにいふのはさういふ程度でなく、嚴重な禮儀作法をさすのである。この時の院中の禮といふのは詳に記したものは未だ見ないが、弘安禮節には、書札禮、僧中禮、院中禮、路頭禮、路頭下馬禮、僮僕員數事とあつて、院中禮の規定をあげてゐる。これらでその一斑を見るべきである。

（都て御心のまゝに久しくたもたせ給ひし御代也） 今鏡に「此の院は父の太上天皇世を知らせ給ひし事いくばくもおはしまさず、さきの御なごりにて一の人のわがまゝに行ひ給ふもおはせねば、若くより世をしらせ給ひて、院の後は堀河院、

鳥羽院、讃岐院、御子うまごひゝこうちつゞき三代のみかどの御世、法皇の御まつりごとのまゝ也。かく久しく世を知らせ給ふ事は昔も類ひなき御有様なり」と云つてゐる。

（七十七歳御座しき） 崇徳天皇の大治四年七月七日に崩御せられたので、御歳は七十七歳におはしました事は他の諸書に一致する。

第七十三代、第四十世、堀河院、諱は善仁、白河第二の子。御母、中宮賢子、右大臣源顯房の女、關白師實のおとごの猶子也。丙寅の年即位。丁卯に改元。

（御母、中宮賢子云々） 百錬鈔に「母中宮賢子、前太政大臣師實女（實右大臣顯房公女也）」とあり、扶桑略記延久六年六月の條に「女御藤原賢子册爲二中宮一、右大臣藤原朝臣師實之猶子、實是大納言源顯房女也」とある。藤原師實は後三條天皇の時から左大臣であつたが、白河天皇の承保二年に敎通に代つて、關白となつたので太政大臣になつたのはこの天皇の寛治二年である。又源顯房は具平親王の孫で、土御門太政大臣師房の子である。白河天皇の永保三年に右大臣に任ぜられたのであるから、本書の文に誤は無い。猶子は禮記に喪服の制を云つて「兄弟之子猶子也」といふより起り、千字文に「猶子比レ兒」ともいつたが、本邦中世には養子の義とした。後には猶子と養子と意義が少しく違つて來たが、この頃は養子の義であつて、その事は扶桑略記に源氏とせずして藤原賢子としてゐるのでもわかる。

（丙寅の年即位。） 丙寅の年即ち應德三年十一月二十六日白河天皇の讓を受けて踐祚、十二月十九日に即位禮を行はれた。この時に御年八歳であつた。

（丁卯に改元） 應德四年四月七日に改元。寛治と號せられたのである。

此御門和漢の才御座しけり。殊に管絃郢曲、舞樂の方、明かに御座す。神樂の曲などは今の世まで地下に傳へたるも此御說也。天下を治め給ふ事二十一年。二十九歳おましましき。

（此御門和漢の才御座しけり）　和漢の才とは和歌詩文の御學才をいふ。和歌の事は今鏡に「和歌をもたぐひなくよませ給ひて云々」といつて、堀川百首その他の多くの事實を載せてゐる。又詩文の事は宮中に屢作文（即ち詩を作ること）の會を催された事でもわかるし、又學才ある公卿殿上人が多く出たのでもわかる。今鏡に曰はく「時の人を得させ給へる、誠にさかりなりけり。一のかみにて堀河の左のおとゞ物かく（詩文の才能のあること）宰相（參議のこと）通俊、匡房、藏人頭にて季仲あり、昔に耻ぢぬ世なりなどぞおほせられける。みち〳〵の博士すぐれたる人多かる世になむ侍りし」とある。又大江匡房を侍讀として讀書作文の才を硏き給ひ、漢書左傳までも講ぜしめられた。

（殊に管絃郢曲、舞樂の方明かに御座す）　この事は今鏡「たまづさ」に「このみかど御心ばへあてにやさしくおはしましけり。その中に笛をすぐれて吹かせ給ひてあさ夕に御あそびあれば、瀧口のなだいめんなど申すも調子たからとて、曉になるをりもありけり、その御時、笛ふき給ふ殿上人も、笛の師など皆かの御時給はりたるふみなどいひて、末の世まで持ちあはれ侍るなり。時元といふ笙のふえふき御覺えにて夏はみづし所に氷めしてたまふ。おのづからなき折ありけるにはすゞしき御扇なりとてたまはせなどせさせ給ひけり。宗輔のおほきおとゞ、近衞のすけ（次將）におはしけるほどなど、夜もすがら御笛ふかせ給ひてぞあかさせ給ひける。」とある。その外、音樂の道にすぐれまし〳〵て當時及ぶもののなかつたことは本邦音樂の專書として重んぜらるゝ續敎訓抄、體源抄などを見て知らるる。管絃といふ

のは分けていへば管は吹く樂器で笛、笙、篳篥の類、絃は彈ずる樂器で和琴、箏、琵琶の類をいふのであるけれども、この頃管絃と云つたのは、音樂のある種類の名目である。即ち舞樂に用ゐらるゝ樂曲をば舞を伴ふことなく器樂だけで奏するものである。郢曲は雅樂に對して歌曲をいふ名目であるが、これは、神樂催馬樂の聲樂を主とするものをいふ。舞樂は雅樂で、音樂につけて舞人が舞ふのを本體とする。これらの道にすべて通じて入らせられたといふ事は、上述の通である。

（神樂の曲などは今の世まで地下に傳へたるも此御說也）　神樂は神代より傳はる音樂で、歷代賢所の御祭に奏せられて連綿として今日にも傳はつてゐる。その神樂も一時絕えようとするやうな危い事があつたが、幸にこの天皇が學ばせられて、それを神樂の家の者に傳へられて中絕する歎を免れたのである。この事は古事談にも續古事談にも、體源抄にも載つてわが國の音樂史上著名の事柄である。續古事談の要を採つて曰はゞ「神樂は近衞舍人のしわざなり。その中に多の氏のもの、むかしより、ことにつたへつたふ。（中略）時助が子助忠これを傳て、ことに堪能なりければ、堀川天皇階下に召てうけならひ給て、つねにこの神樂ありけり。（中略）かゝるほどに時助時忠父子かたきのためにころされにけり。君より始て此道のたえぬる事をなげき給て、助忠が末の子、忠方近方いまだいとけなき童にてありけるを召いでてをとこになして忠方は歌の骨あるによりて神樂の風俗をうたはしむ。ゆたちみや人といふ歌は助忠がほかしる人なし。助忠かたじけなく君にさづけたてまつれり。內侍所御神樂の時本拍子家俊朝臣末拍子近方つかうまつれりけるに、主上御簾の內におはしまして、拍子をとりて此歌を近方におしへ給ひけり。まことに稀代の勝事いまだ昔にもあらぬ事也。父に習つたへんにはよのつねの事也。いやしきみなしごにて、かゝる面目をほどこす事、この道の絕えざる事を世の人感淚をながしけり」とある。地下とは四位以上を殿上人といふに對してその以下の人々をいふ。神樂の家は地下であるからいふ。

（天下を治め給ふ事二十一年云々）　この天皇嘉承二年七月十九日に二十九歲で崩御になつた。八歲で御卽位、御在位は、二十一年であつた。

第七十四代、第四十一世、鳥羽院、諱は宗仁、堀河第一の子。御母贈皇

太后藤原の苡子、贈太政大臣實季の女也。丁亥の年即位。戊子に改元。天下を治め給ふ事十六年。太子に讓りて尊號あり。

（御母贈皇太后藤原の苡子贈太政大臣實季の女也） 百錬鈔に「母女御苡子、權大納言實季卿女也」とある。苡子は承德二年に女御となり、康和五年正月にこの天皇を生み奉りて間もなく卒去せられたのである。この天皇御即位の後嘉承二年十二月十三日に追尊して皇太后と申し上げられたのである。その父實季は後一條天皇の時の太政大臣公季の曾孫である。その、苡子の入內前七年、寬治五年に正二位で薨じたのである。此天皇御即位の後外祖父たるを以て苡子の贈太后と同時に太政大臣正一位を贈られた。

（丁亥の年卽位） 丁亥即ち嘉承二年七月十九日に堀河天皇崩御によつて皇太子として踐祚。同年十二月一日に即位式をあげられた。時に御年五歲。

（戊子に改元） 翌嘉承三年八月三日に改元、天仁と號せられた。

（天下を治め給ふ事十六年） 嘉承二年七月十九日から、保安四年正月廿八日まで御在位、十六年である。

（太子に讓りて尊號あり） 保安四年正月廿八日の御讓位で、崇德天皇が皇太子として禪を受けられた。二月に崇德天皇から太上天皇の尊號を上られた。

白河世を知らせ給ひしかば、新院とて所所の御幸にも同じ車にて在りき。雪見の御幸の日、御烏帽子直衣にて深沓をめし、御馬にて本院の御車の前にましましける、世にめづらかなる事なれば、こぞりて見奉りき。昔

弘仁の太上皇、嵯峨院に遷らせ給ひし日にや、御馬にて都より出で來させまして、宮城の內をも通らせ給へりと云ふ事の見え侍りし、かやうの例にや有りけん。

（白河世を知らせ給ひしかば、新院とて） この天皇御讓位の後までも、白河法皇が院中にましまして政をとつてゐられたのである。そこで院が二所おはしますによりて、白河法皇をば本院と申し、この上皇をば新院と申して區別し奉つた。

（所々の御幸にも同じ御車にて在りき） 本院新院一つ御車に召して、各所に御幸の在つた事は百錬鈔によれば天治元年二月の白河邊の雪見の御幸、同年閏二月の法勝寺の花見の御幸、大治元年十一月の熊野御幸、同十六日の白川殿雪見の御幸、同二年十月の高野山御幸等である。これらの事は今鏡にも見ゆる。

（雪見の御幸の日、御烏帽子直衣にて深沓をめし御馬にて本院の御車の前にましましける云々） この事は委しい事は今詳かでない。百錬鈔には天治二年二月十日の白河邊へ雪見の御幸の時の條に「新院於白河殿騎馬渡御法勝寺爲希代之壯觀」とあるのと、大治元年十二月十六日の白河殿雪見の條に「攝政以下騎馬扈從、新院同御騎馬、人々裝束盡善盡美」とあるのと二度に記してゐる。しかし今鏡には一回しか記してゐない。さうしてそれは次のやうに云つてゐる。「その後（法勝寺の花見の後）いづれの年にか侍りけん、雪の御幸せさせ給ひしに、（中略）西山船岡のかた御覽じめぐりて法皇も院も都のうちにはひとつ御車にてまつりて、新院御直衣にくれなゐのうち御衣（打衣）いださせ給ひて御馬にたてまつりけるこそいとめづらしく繪にもかゝまほしく侍りけれ」とある。御烏帽子直衣は立烏帽子を被り、直衣を召さるるのであるが、深窓秘抄に「御立烏帽子オリヰ御時御用也」と見ゆる。これは天皇が騎馬で通御あるので、極めて例の希なる事であつたによつて世人が驚いてこぞりて見奉つたのであらう。

（昔弘仁の太上皇嵯峨院に遷らせ給ひし日にや御馬にて都より出で來させまして宮城の內をも通らせ給へりと云々） この事は類聚國史及び日本紀略に出てゐる記事で大體はわかる。それは弘仁十四年九月十二日の事である。曰はく「太上天

皇(嵯峨)幸二嵯峨莊一。先レ是中納言藤原朝臣三守奏下可二行幸一狀上。皇帝即勅二有司一令レ設二儀輿及仗衞一。太上天皇辭而不レ受。皇帝再三苦請。太上天皇固辭。遂騎二御馬一無二前駈並兵仗一(日本紀略)とある。これは冷泉院にましましてそこから嵯峨にうつられたのであるから、宮城の内をも通られたのであらうが、その委しい事は未だその文獻を見ぬ。この上皇の騎馬にめしたのはこの前例によられたのであらうといふのである。

御容儀目出度御座しければ、きらをも好ませ給ひけるにや。裝束のこはくなり、烏帽子の額なんど云ふ事も其比より出來にき。花園有仁のおとど、又容儀在る人にて仰せ合せて上下同じ風に成りにけるこそ申すめる。

(**御容儀目出度御座しければ**) 鳥羽天皇は御かほすがたが麗はしくおはしましたからといふのである。今鏡に「御みめも清らに」とあるのはこれを證してゐる。

(**きらをも好ませ給ひけるにや**) 「きら」は綺羅の字音のやうに思はるるが、こゝは華やかな事をいふ。

(**裝束のこはくなり**) 所謂强裝束で、裝束に强い糊をして折目正しくし、着用の時にかどたつやうにするつくり方であるが、これは、平安朝の末期に起つたもので、其の前にはなかつた事である。

(**烏帽子の額なんど云ふ事**) 烏帽子や冠はもと紗のやうな薄い絹織物でつくつて、漆を塗りなどはしたらしいが、しかし、柔かなもので額などいふものは無かつた。烏帽子の額といふのは、立烏帽子の正面、緣の上の高凹(タカクボ)のある所であるが、そこを塗り固めなどしたのをいふ。冠にも同樣に額といふものが出來て厚額とか薄額とかいふやうにつくり方が種々になつた。これらいづれも上の强裝束とつりあふやうにしたものであつた。

(**其比より出來にき**) このやうな强裝束といふものが、この天皇の頃から起つたといふのであるが、それには次にいふやうに花園有仁が大に關係をもつてゐるのである。

（花園有仁のおとど）　この人は上にも云つてある通り、後三條天皇の皇子輔仁親王の男で、臣籍に下つて源有仁といひ、崇德天皇の大治六年に右大臣に任じ、保延二年に左大臣に任ぜられたのであるが、父の親王が、仁和寺の花園に隱棲せられた所から花園の左大臣とよばれた。

（又容儀ある人にて）　この人の容貌の美しかつたことは今鏡に「光る源氏などもかゝる人をこそ申さまほしくおぼえ給ひしか」ともいひ、又その元服姿をば「御みめの淸らかさ、おとなのやうに、いつしか、おはして、見たてまつる人よろこびの涙もこぼしつべくなむありける」ともいつてゐる。又藤原賴長の台記にもその美容の事を云つてゐる。

（仰せ合せて上下同じ風に成りにけるとぞ申すめる）　鳥羽上皇と花園有仁とが御談合になつて、右のやうに華美な裝束の風をはじめられ、それが上下一般の風になつたと申し傳へてゐるやうだといふのである。この事は今鏡に委しく記してゐる。曰はく「この大將殿（有仁）はことの外に衣紋をぞ好み給ひて、上のきぬなどの長さ短さのほどなどこまかにしたため給ひて、その道にすぐれたまへりける。大方むかしはかやうの事もしらで、指貫もなかふみて、烏帽子もこはく塗ることもなかりけるなるべし。此の頃こそさびえぼし、きらめきえぼしなど、をり〳〵かはりて侍るめれ」といひ、又「鳥羽院、この花園のおとゞ、おほかたも御みめとり〳〵に御姿もえもいはず、おはします上に、こまかにさたせさせて、世のさがになりて云々」とある。

白河院隱れ給ひて後、政を知らせ給ふ。御孫ながら御子の儀なれば、重服を着させ給ひけり。是も院中にて二十餘年、其間に御出家在りしかど、尙、世を知らせ給ひき。されば、院中の古き樣には白河鳥羽の二代を申し侍る也。五十四歲御座しき。

（白河院隠れ給ひて後政を知らせ給ふ） 白河法皇は大治四年七月七日に崩御になつた。その後は、鳥羽上皇が、院政を行はれた。

（御孫ながら御子の儀なれば重服を着させ給ひけり） 前にも申した如く、鳥羽天皇御降誕の際に、御母が薨ぜられたからして、白河天皇が御迎ひとりになつて御養育になり、五歳にして父天皇に御別れになつたのである。それ故に、この二帝の間の御情愛は父子に少しも異ならぬ有様であつた。白河法皇の御幸の折もいつも一つ御車でいつも御一緒に御幸もあらせられたのである。それ故に又、白河法皇崩御の際は御子の儀として、重服を着給うたのである。重服といふのは輕服に對して重い喪にある人のきる喪服であるが、父母の喪を重服とするのである。賴長の台記には「上皇居ㇾ喪、哀容過ㇾ節」とまで云つてゐる。如何に悲しませられたかを推し奉るべきである。

（是も院中にて二十餘年云々） この上皇も院中で政治をとらせたまふ事が、白河法皇崩御の後から保元元年七月二日に崩御あらせらるるまで、彼是二十八年、院政を行はせられたのである。その出家せられたのは永治三年の三月であつたが、その後近衞天皇御即位あつて後十五六年も院政をとつてゐられた。

（院中の古き様には白河鳥羽の二代を申し侍る也） 後世院政の先例としては白河鳥羽二代の院政をあげて證とする事になつたのである。

第七十五代、崇德院、諱は顯仁、鳥羽第二の子。御母、中宮藤原の璋子待賢門院と申す。入道大納言公實の女也。癸卯の年即位。甲辰に改元。

（鳥羽第二の子） 百錬鈔、帝王編年記等に「鳥羽院第一皇子」とあり、今鏡にも「一の御子」とある。系譜類にもさうある。ここに第二の子とあるのは思ひ誤であらう。

（御母中宮藤原の璋子云々） 所謂待賢門院である。この方ははじめ白河天皇の宮中に育てられ、長じて鳥羽天皇の配となられたのである。永久五年に女御となり、元永元年に中宮となられた。崇德天皇御即位の後待賢門院の尊號を上られ

た。その父公實は權大納言であつたが、嘉承二年鳥羽天皇踐祚の後間もなく薨じた。

（癸卯の年即位）　癸卯即ち保安四年正月廿八日鳥羽天皇の讓をうけて踐祚、二月十九日に即位の禮があつた。御年五歲。

（甲辰に改元）　翌、保安五年四月三日に改元、天治と號せられた。

五年戊申の年、宋欽宗皇帝靖康三年に當る。宋の政亂れしより北狄の金國起りて上皇徽宗幷に欽宗を取りて北に歸りぬ。皇弟高宗江をわたりて杭州と云ふ所に都をたてゝ行在所とす。南渡と云ひしは是也。

（五年戊申の年、宋欽宗皇帝靖康三年に當る）　戊申の年は天治改元後五年に當るから五年と書いたのであらう。五年を誤りとする說は心無い事である。これは即ち大治三年で、支那では宋の靖康三年に當るのである。

（說）　こゝにこれを說くのは、前々からある通り、支那の史上に大變動が起つたから、それを注しておく爲である。

（宋の政亂れしより）　宋の政の亂れはじめた事は堀河天皇と世を同じうした哲宗の時からである。哲宗の位に即いた時は幼年であつたから、太皇太后高氏が政を執つて頗る治績があがり、高氏崩じて後哲宗の親政となつて、心を用ゐて治をはかつた。けれども朝臣の間に黨を立てゝ爭つた爲に國威を損した事が少くは無かつた。次は徽宗であるが、帝は奢侈を好み、蔡京といふ大臣權を專にして政が甚しく亂れ、國家は内外多事で土崩瓦解の危に瀕してゐたが、徽宗は繪をかく事に熱中してこれをさとらなかつた。

（北狄の金國起りて）　金は昔の女眞で、黑龍江上に在つた部族であるから北狄と稱へらるゝのである。五代の頃から、同じく北方の部族である契丹の勢力が大きくなり、國號を遼と改めて、宋の世になつても勢が盛んで、いつも宋に對しての一大脅威であつた。女眞はその遼の背後に興りて、勢が盛んになるにつれて、先づ遼と爭つてこれを破り、鳥羽天皇の永久三年、支那宋の政和五年に國號を立てゝ金と云つた。それから十年を經て、宋の宣和七年（わが天治二年）

「五年」梅本なし。

に遼を亡してその地を併せ、直ちに宋に迫つたのである。

(上皇徽宗并に欽宗を取りて北に歸りぬ) 金は、遼を亡さぬ前から宋を脅してゐたが、遼を亡してはます〳〵甚しくなつて、兵を率ゐて帝都に迫つた。徽宗は遽に諸の土木等をやめて、勤王の兵を募り、位を欽宗に讓り金に使を遣りて、禪位した事を告げて交を結ばうと請ひ、內は蔡京等を退けて、天下に謝したが、事既に後れて、金の勢に抗しがたく、靖康二年に上皇徽宗、今帝欽宗并に、太子、親王、后妃、皇族三千人と共に金人の營に至り、金人に率ゐられて北方に赴き、宋の王室一旦こゝに亡ぶる事となつた。

(皇弟高宗、江をわたりて杭州と云ふ所に都をたてゝ行在所とす) 靖康二年に宋の帝王が金人に捕はれて、君主なきに至つたから、宋の遺臣等が議して、欽宗の弟、構を迎へて、皇帝に立てた。これが高宗である。然れども金人の勢盛んで、これを攻むること急であつて、如何ともしがたくなつた。それ故に、その翌年即ち靖康三年に當る年(高宗は即位と共に改元して建炎と云つたから、その建炎二年である)に高宗は急に南に逃れて、楊子江を渡りて杭州に行き、纔に一時の安を得た。そこで杭州に帝都を定めて、行在所とした。これが南京のはじめである。

(南渡と云ひしは是也) 宋の南渡と世に云つたのはこの事であるといふのである。南渡の後は宋は衰世の運に向つて、再び振はなかつた。

此天皇天下を治め給ふ事、十八年。上皇と御中らひ心よからずして、退き給ひき。保元に事在りて御出家在りしが、讃岐國に遷され給ふ。四十六歳御座しき。

(天下を治め給ふ事十八年) この天皇は保安四年正月廿八日に踐祚、永治元年十二月七日に皇太弟近衞天皇に御讓位。その間十八年餘にして滿十九年に近い。

（上皇と御中らひよからずして退き給ひき）　近衛天皇に皇位を讓り給うたのではあるが、その實は、鳥羽上皇が院中で政をとつてゐられ、しかも、上皇とこの天皇との御仲が圓滿にゆかず、心ならずして位を退き遊ばされたのである。その事情は鳥羽上皇が、この天皇の御母待賢門院に御疑の事が有つたやうに古事談に云つてゐるが、果してどうかは斷言出來ぬが、鳥羽上皇が、早く近衛天皇の御即位あらん事を望まれたのは事實であらう。

（保元に事在りて御出家在りしが）　所謂保元の亂をさす。保元々年七月二日鳥羽法皇の崩御あつて、後間もなくこの亂が起り、崇德上皇の御方不利となりて、仁和寺に遁れて御出家遊ばされたのである。

（讃岐國に遷され給ふ）　かく出家遊ばされたけれど、朝廷は宥恕し奉ることなく、讃岐國に遷し奉られた。

（四十六歳御座しき）　この天皇五歳にして皇位につき、二十三歳にして位を退いて太上天皇となり、三十八歳にして讃岐にうつされ、長寛二年八月二十六日讃岐で崩御になつた。御年には異傳はない。

第七十六代、近衛院。諱は體仁、鳥羽第八の子。御母、皇后藤原得子。贈左大臣長實の女也。辛酉の年即位。壬戌に改元。天下を治め給ふ事、十四年。十七歳にて世を早くしましましき。

美福門院と申す。

「贈左大臣」底本に「贈太政大臣」とあり、他諸本によりて改む。

（鳥羽第八の子）　百錬鈔、帝王編年記等に「鳥羽院第六皇子」とある。しかし、一代要記、歷代皇記等には第八皇子とする。それ故に本書は必ずしも誤でなく、二傳あつたものである。

（御母皇后藤原得子云々）　帝王編年記に「母美福門院藤原得子權中納言長實卿贈左大臣女也」とある。この皇后は、白河上皇御法體の後院中に參り、女御となり、保延五年五月に近衛天皇を生み奉り、永治元年に三宮に准ぜられ、近衛天皇御即位の後皇后の號を上られたが、久安五年に美福門院の院號を上られたのである。その父藤原長實は崇德天皇の長承二年に權中納言で薨じた。その贈官は外祖父たるが故と思はるるが、諸書に贈左大臣とあつて、贈太政大臣とあるのは

「ぬ」底本「又」に作る。他本によりて改む。

本書底本以外は未だ見及ばない。それ故に改めた。

（辛酉の年即位） 辛酉は永治元年であるが、その十二月七日に皇太弟として崇徳天皇の讓を受けて踐祚、二十七日に即位式を行はれた。御年三歳。

（壬戌に改元） その翌永治二年四月二十八日に改元、康治と號せられた。

（天下を治め給ふ事十四年） 永治元年十二月七日から、久壽二年七月二十三日まで御在位。この間十四年九月に亘る。その間鳥羽法皇の院政であつた。

（十七歳にて世を早くしまし〳〵き） 久壽二年七月二十三日に崩御。御年齢には異説が無い。

第七十七代、第四十二世、後白河院、諱は雅仁、鳥羽第四子、崇徳同母の弟也。

（說） 以上諸書異説がない。

近衛は鳥羽の上皇鍾愛の御子なりしに、早世しまし〳〵ぬ。崇徳の御子重仁の親王續がせ給ふべかりしに、本より御中心よからでやみぬ。上皇思召し煩ひけれども、此御門たたせ給ふ。立太子もなくて直に居させ給ふ。今は此御末のみこそ繼體し給へば、然るべき天命とぞ覺え侍る。

（崇德の御子重仁の親王續がせ給ふべかりしに、本より御中心よからでやみぬ） 重仁親王は崇德天皇の御子であるが、藤原賴長の台記によれば、美福門院が養うて己が子とせられ、永治元年に親王となられ、久安六年に三品に叙せられた。近衞天皇の御早世により御子もましまさぬし、この親王は美福門院の養子となつてゐらるる關係もあり、又崇德天皇の御子でもあり、當然御繼統の君とあるべきであり、又世人も思つてゐたが鳥羽法皇と崇德上皇との御中が心よくなかつた爲に、その事が行はれずに止められた。これが後に保元の亂の重な動機となる。

（上皇思召し煩ひけれども、此御門たたせ給ふ） 崇德上皇が、この事について、重仁親王が御繼嗣に立たせ給ふべく御配慮も在つたけれど、その御望が實現せられずして、此後白河天皇が天皇になり給うたのである。

（立太子もなくて直に居させ給ふ） 古からの慣例は先づ皇太子に立ち給ひ、それから踐祚せらるる例であつた。それ故に如何に事急であつてもこの順序と手續とを踐ませられた。一二例をいへば、孝謙天皇は御病重らせ給うて寶龜元年八月四日に崩御あらせられ、遺詔によつて、即日に光仁天皇を皇太子に立て、同時に踐祚あらせられた。光孝天皇は仁和三年八月廿六日に宇多天皇を皇太子に立てゝその日に崩御になり、即ち皇太子が踐祚せらるるといふ譯である。崇德天皇から近衞天皇に御讓位の時も、永治元年十二月七日に近衞天皇を皇太弟に立て、即日讓位あらせられたのである。然るにこの後白河天皇はその立太子の儀がなくて、たゞの親王から直ちに天皇の位に上られたので、當時としては著しい異例のことである。

（今は此御末のみこそ繼體し給へば、然るべき天命とぞ覺え侍る） 此御末といふのは後白河天皇の御子孫をさす。今ではこの後白河天皇の御子孫だけで、皇位繼承あそばせられてあることである。これを以て考ふれば、この天皇の御即位になつたといふことは、凡慮には及びがたいが、これも然るべき天つ神の御はからひから出でた御運命とおもはるるといふのである。

乙亥の年即位。丙子に改元、年號を保元と云ふ。鳥羽晏駕在りしかば天下を知らせ給ふ。

（乙亥の年即位）　乙亥即ち久壽二年七月二十三日に近衞天皇の崩御、二十四日にこの天皇踐祚、十月二十六日即位禮を行はれた。

（丙子に改元、年號を保元といふ）　丙子は久壽三年、その四月二十七日に改元があつた。

（說）　改元の事は前より御代かはり每にその最初の改元のあつた事を干支で示したゞけて、新定の年號をあぐる事稀であるが、こゝに特に保元の年號をあげたのは有名な保元の亂の起つた事をこれから云ふ爲であらう。

（鳥羽晏駕在りしかば天下を知らせ給ふ）　晏駕といふのは字義から云へば、晏く駕して出づるといふ義であるが、天子の崩御を云ふに用ゐる。その心は臣子の心、天子を崩ぜりとするに忍びず、宮車常に晏く駕して出づべしとする所より起る。この天皇御即位の後も鳥羽法皇の御院政であつたが、法皇崩御の後、この天皇の親政になつた。

（說）　これから次は保元の亂の顚末にうつる。」

「蒙る」底本「蒙ラル」に作る。他諸本によりて改む。

左大臣賴長と聞えしは知足院の入道關白忠實の次郎也。法性寺關白忠通のおとゞ、此大臣の兄にて、和漢の才高くて、久しく執柄にて仕へられき。此大臣も漢才は高く聞えしかども、本性あしくおはしけるとぞ。父の愛子にて、よこさまに申受けられければ、關白を置きながら、藤氏の長者になり、內覽の宣旨を蒙る。長者の他人に渡る事攝政關白始まりては其例なし。內覽は昔醍醐の御代の初めつ方、本院の大臣と菅家と政を助け

「まま」底本「任」に作る。他本による。

「かねて」同上

「の」他諸本によつて補ふ。

「にて」底本「マテ」とす。他諸本によりて改む。

「客死」類從本に「害死」とあるはとるべからず。

られし時、相並びて、其號在りきと申すめれど、本院も關白には非ず。其例違ふにや。兄のおとどは本性おだやかにおはしければ、思ひ入れぬ樣にてぞ過されける。近衞の御門隱れ給ひし比より內覽をやめられたりしに恨をも含み、大方天下を我まゝに計られけるにや、崇德の上皇を申し勸めて、世を亂らる。父の法皇晏駕の後、七ケ日計哉在りけん。忠孝の道缺けにける事と見えたり。法皇もかねて覺らしめ給ひしにや平淸盛、源義朝等に召し仰せて內裏を守り奉るべき由勅命在りきとぞ。上皇鳥羽より出で給ひて、白河の大炊殿と云ふ所にて既に兵を集められければ、淸盛義朝等に勅して上皇の宮を責められ、官軍かつに乘りしかば、上皇は西山の方に遁れ、左大臣は流矢に當りて奈良坂邊まで落ちゆかれけるが、終に客死せられぬ。上皇御出家在りしかども、尙、讃岐國に遷され給ふ。大臣の子共國々へ遣はさる。武士共も多く誅に伏しぬ。其中に源爲義と

聞えしは義朝が父也。いかなる御志か在りけん、上皇の御方にて、義朝と各別に成りぬ。餘の子共は父に屬しけるにこそ。軍敗れて、爲義も出家したりしを義朝預りて誅せしこそ樣なき事には侍れ。嵯峨の御代に奈良坂の戰在りし後は都に兵革と云ふ事なかりしに、是より亂れ初めぬるも時運の下りぬる姿とぞ覺え侍る。

(左大臣賴長と聞えしは知足院の入道關白忠實の次郎也) 知足院の關白とは關白藤原師通の子で、天永三年に太政大臣となり、永久の初關白となり、保安元年事によりて白河法皇の怒にふれ、關白を子忠通に命ぜられて、宇治に蟄居し、法皇崩御の後、鳥羽上皇の御旨に從ひて又內覽となつたが、後に入道したので、保元の亂後、奈良に退いて興福寺の知足院に住んだによつて、この名がある。賴長はその次男であるが、近衞天皇の久安五年に左大臣に任ぜられてこの天皇の御世に及んだ。

(法性寺關白忠通のおとゞ云々) 忠通は忠實の長子で、賴長の兄である。法性寺の御堂の側に別莊を作つて住んでゐたによりて法性寺殿と呼ばるゝのである。

(和漢の才高くて) 和歌の才、漢詩文の才をいふ。今鏡に「昔より攝政關白つゞきておはしませど、身の御才は類ひなくおはしましき。才學もすぐれておはしましける上に、詩など作らせ給ふことはいにしへの宮（前中書王兼明親王後中書王具平親王をさすならん）帥殿（藤原伊周をさすならん）などにも劣らせたまはずやおはしけん。歌よませ給ふ事も、心たかく昔の跡をねがひ給ひたるさまなりけり」とある。この人の歌は金葉、詞花、千載、新古今以下代々の勅撰集に入り、法性寺殿御集とて今に傳はり、群書類從に入れてある。

(久しく執柄にて仕へられき) この人、鳥羽天皇の御世、保安二年三月に關白となり、崇德天皇踐祚の時攝政にうつり、

大治四年に關白となり、近衞天皇即位の時に又攝政となり、久安三年に關白となり、後白河天皇の保元三年八月に及んだ。その間實に三十八年である。

（此大臣も漢才は高く聞えしかども）　賴長が非常な勉强家で又漢學の造詣深く、當時の第一人者と云つてもよかつた事はその日記台記又保元物語にのせてある少納言通憲の言を見てもわかる。

（本性あしくおはしけるとぞ）　本性あしくとは性質のよからぬことであるが、この頃には嚴厲にして怒り易きを主として惡といつた。この大臣はこの嚴格にすぎた爲に惡左府とあだ名せられた。その惡は不道德といふ意味よりも、嚴刻の意が强かつたのである。

（父の愛子にてよこさまに申受けられければ、關白を置きながら藤氏の長者になり內覽の宣旨を蒙る）　賴長は少年より才名著しかつたから、父忠實が特に深くこれを愛して居た。それが爲に賴長が種々道理にはづれた事を父忠實に請求し、忠實がこれをゆるして、その望をかなふるやうに取計つた事は少くはなかつた。そのうちに、關白忠通が居るのにそれを差おいて賴長を藤氏の長者にした。忠實は藤氏の長者は素より勅授にあらずして我が讓る所なればと云つて、忠通の長者であつたのを奪つて賴長を長者にした。又仁平元年には詔あつて太政官の文書を內覽せしめられた。

（說）　この氏長者と內覽とを賴長にうつした事は頗る異例であるから、次にそれを論じてある。

（長者の他人に渡る事攝政關白始まりては其例なし）　この長者はいふまでもなく藤原氏の長者の事である。抑も氏の長者は古の氏上の名殘で各の氏に昔からあつたものである。氏族制度の時代には氏上は公務上にも義務と權能とを負うてゐたらしいが、官職制度になつてからは、公務上には認められなくなつたが、各氏族の內部では依然として大なる權力を有してゐた。それで藤原氏の長者も、その氏の家柄の最も正しくて位置の最も高い人がなつたので、攝政關白の制度始まつてから攝關たる人が長者になるのが、定例で、その外の人が長者になつた例は今までになかつた。それで、賴長に至つてはじめて異例が行はれたといふのである。次に藤原氏の長者の例をあぐる。

鎌足——○不比等 右大臣氏長者——○武智麿 左大臣氏長者
　　　　　　　　　　　　　　　——○房前 參議氏長者——○眞楯 大納言氏長者——○内麿 右大臣氏長者——○冬嗣 左大臣氏長者——○良房 攝政太政大臣氏長者——○基經 攝政關白太政大臣氏長者——○時平 左大臣氏長者
　——忠平 攝政關白太政大臣——○實頼 攝政太政大臣氏長者
　　——師輔 右大臣——○伊尹 攝政太政大臣氏長者
　　　——○兼通 關白太政大臣氏長者
　　　——○兼家 攝政關白太政大臣氏長者——道隆 攝政關白内大臣——伊周 内大臣
　　　　——道兼 關白左大臣
　　　　——○道長 攝政關白太政大臣氏長者——○頼通 攝政關白太政大臣氏長者——○師實 攝政關白太政大臣氏長者——○師通 關白内大臣氏長者——○忠實 關白攝政太政大臣氏長者——○忠通 攝政關白太政大臣氏長者
　　——○頼長 左大臣氏長者
　　　　　——○教通 關白太政大臣氏長者
　　　——公季 太政大臣

（内覽は昔醍醐の御代の初めつ方　本院の大臣と菅家と政を助けられし時相並びて其號在りきと申すめれど、本院も關白には非ず其例違ふにや　本院の大臣は藤原時平である。菅家は菅原道眞であるが、天滿天神であるによつて、これを敬ひ、その名をいふを憚つて菅家とだけ云つて來たので、小倉山莊の百人一首に既にその例が見えた。さて關白があるのに、内覽の臣を置かるるは異例であるといへば、それは、昔醍醐天皇の御代に時平と道眞とが朝政を助け申された時に相並んで内覽といふことになつてゐた。それ故に關白と内覽臣とが並んで在つても差支ないといふ説もあるやうだが、それは例が違ふと思はるる。ことにその時は時平は關白では無かつたからそれと一樣にはいはれまいといふのである。

（兄のおとゞは本性おだやかにおはしければ、思ひ入れぬ樣にてぞ過されける。）　兄のおとゞは忠通のこと、この人性質温厚であつたから、父弟などの種々の難題をうけたが、何事も深く氣にかけないやうにして來られたといふのである。今鏡に「馬を失ひてなげかざりけん翁（塞翁のこと）などのやうにもおはしましけにや、苦しき世をすぐさせ給ひてのちはかく榮えさせ給へり。作らせ給ひたる御詩とて人の申しゝは

官祿身ニアマリテ世ヲテラストイヘドモ、素閑性ニウケテ權ヲアラソハズ

とかや作らせ給へるもその心なるべし一と云つてゐる。

(近衛の御門離れ給ひし比より內覽をやめられたりしに) こゝは又賴長の事にうつる。近衞天皇崩御になつた時後白河天皇の立たるることになつたのは主として忠通の献言によつたのである。隨つて、この天皇踐祚あらせらるると共に賴長の內覽を止められた。(公卿補任に見ゆる) それによつて恨をいだいたといふのであるが、たゞそれだけではない事であらうがこゝには略する。

(大方天下を我ままに計られけるにや、崇德の上皇を申し勸めて世を亂らる) 賴長は忠通の世になつた事に恨を含み、天下を何とかしてわが心の任にせうと計られたのであらうか、崇德上皇に、皇位を爭はるるやうに御すゝめ申し上げて兵を起さるるやうに取計つた。これの結果が保元の亂となる。

(父の法皇晏駕の後、七ケ日計や在りけん) 崇德上皇は御子重仁親王が帝位にもつき給はず、御不快であつた所に賴長が勸め奉つた所から急に兵を起さるる事になつたのであるが、それは御父鳥羽法皇崩御の後七ケ日程の事で在つたやうだといふのであるが、七月二日に鳥羽法皇崩御で、崇德上皇は五日に兵を徵されてゐる。こゝに七ケ日許といふのは九日に崇德上皇が白河の前齋院の第にうつられ、十日に白河北殿にうつりて、兵備を嚴にせられた事を主として云つたものであらう。

(忠孝の道缺けにける事と見えたり) これは解釋するまでもなく明白の事である。たとひ、後白河天皇の側に如何樣の御不都合の取計があつたとしても父帝の崩御後喪中にあらせらるるべき御身に兵をあげられたといふ事は孝道に於いて明かに缺けてゐる。又賴長が自らの私憤、或は權勢を得むが爲に、かやうの志を起して、上皇にもすゝめ、自らそれの中堅となつたといふ事は忠臣の道に於いて一毫もとるべき所でない。天下第一の博學廣才も一身を修むるにすら足らなかつたので、驚くべく歎くべき事である。著者の言簡なれど、その意極めて深い。

(法皇もかねて覺らしめ給ひしにや、平清盛源義朝等に召し仰せて、內裏を守り奉るべき由勅命在りきとぞ) 鳥羽法皇もあらかじめ變亂の起るかも知れぬといふことを思召あらせられたのであらうか、崩御の際に、北面の武士十人をして誓書を美福門院に奉らしめ、鳥羽宮の事は一切、御院の處分に從はせ給うた。そこで源義朝等十人皆命を承つた。しかしそれには平清盛は漏れてゐたのである。然るに、美福門院は遺詔を矯めて、清盛も遺詔の中にあると云つて召し加へられたのである。本書にはそれを內裏の守護の遺命とし、又はじめから清盛もその遺詔の中に在つたやうに書い

てある。この點は少しく事實に齟齬する。

（上皇鳥羽より出て給ひて白河の大炊殿と云ふ所にて既に兵を集められければ） 崇德上皇の常の御住所は鳥羽の田中殿であつたが、そこでは鳥羽の安樂壽院（法皇御住所）に近くて事をあぐるに不利であるのと、要害の地を擇ぶ意味で、かくれて白河の北殿（白河大炊御門殿といふ。その南門が大炊御門通に面してゐるからである。又大炊御門殿とも、大炊殿ともいふ。）に移られ、そこで兵を集められたといふのであるが、兵は既に五日から召集をはじめられてあつたのである。

（清盛義朝等に勅して上皇の宮を責められ、官軍かつに乘りしかば） この事は保元物語等に委しく見え誰でも知る所であるから委しくいはぬ。清盛義朝等が天皇の勅を奉じて、その手兵を率ゐて、上皇御所在の白河殿を夜討にして責めて、上皇の軍には源爲義等父子ことに爲朝などがあつてよく戰つたが、義朝が火を放つた爲に上皇の軍が破れ官軍が勝ちたる勢に乘じて責めたてたから、上皇の軍は全く潰亂してしまつた。

（上皇は西山の方に遁れ） 上皇は先づ、東山の如意嶽より所々にしのびかくれつゝ西山の方にうつり、仁和寺に入らせられたのである。

（左大臣は流矢に當りて奈良坂邊まで落ちゆかれけるが、終に客死せられぬ） 左大臣賴長は戰亂中に誰人の射たとも知れぬ矢（それ故に流矢といふ。しかし、愚管抄には筑後前司源重定の射たのだとある）が頭にあつて、もの言ふこと能はず、從者に扶けられ車にのり、父忠實が奈良に在るにより、それに往かうとして木津川まで至つて、これを忠實に告げたが、忠實が拒んで會はうとしなかつた爲に憤つて舌を嚙み奈良坂まで行き、そこで死した。これは自殺であつて戰死ではない。客死とは旅中に死ぬことである。害死とあるのはとるに足らぬ。

（上皇御出家在りしかども、尙讃岐國に遷され給ふ） 崇德上皇は仁和寺に入り給ひ御出家あらせられた。（仁和寺に入らせられぬ前に御出家といふ說もある）當時の慣例その罪を悔いて出家した人は處分を幾等か輕くせらるる例であつたが、この度は御出家あらせられたにもかゝはらず、更に御宥恕なくて、讃岐國に遷され給うた。

（大臣の子共國々へ遣はさる） 左大臣賴長の子供がそれぞれ國々へ分ち流し遣された。即ち兼長は出雲に、師長は土佐、隆長は伊豆に、範長は安藝に流された。

（武士共も多く誅に伏しぬ） 上皇の御方に參つた武士も誅せられたものが多くあつた。それは一々こゝにあげぬ。保元物

語に委しい。

（其中に源爲義と聞えしは義朝が父也） 上皇の御方に參つた多くの武士の中に源爲義と云ふものが在つたが、これは、天皇の御方として上皇の軍を攻めた義朝の父である。

（いかなる御志か在りけむ、上皇の御方にて義朝と各別に成りぬ） 上皇の御方に爲義が參つたので、如何なる關係であつたのであらうか。何か特別に爲義が上皇に御奉公すべき事情が在つたのでもあらうか、義朝と別になつて上皇の御方に參つたといふのである。「御志」の語について、「御」の字が、衍であるといふ說もあり、又上皇の御芳志と解する說もある。しかし「こゝろざし」といふ語は平安朝の頃から、他人に好意を表すること、又その人に表する好意を云つた。されば、こゝも爲義が、上皇に特別に好意を捧げたのである。而して、本來は自己のものでも、他人に捧げるときは「御」の字をつくることは自己の作つた菓子でも之を人に捧ぐる時に御菓子といふのである。それと同じく、爲義が自己の好意を上皇に捧げた、その好意を上皇の御使用になる所から見て御志と云つたもので、當時の詞遣で、敢へて誤とはいはれない。卽ち御奉公しようといふ志を、「御志」といつたのである。

（餘の子供は父に屬しにけるにこそ） 爲義の男子在京してゐるもの義朝の外に、賴賢、賴仲、爲宗、爲成、爲朝、爲仲の六人在つたが皆父に屬して上皇の御方に參つたのであつた。

（軍敗れて爲義も出家したりしを義朝預りて誅せしこそ樣なき事には侍れ） 白河殿の軍敗れて爲義もそこをのがれ出で、黑谷の寺で出家して降を請うた。そこで、これを義朝に預けられたのであつた。義朝はこれを己が家に迎へて、しきりに奏して死罪を減ぜられんことを請ひ奉つたが、淸盛が叔父の平忠正の同じく上皇の御方で降を請うたのを勅命によつて斬つたのを例として、朝廷ではどうしても許されなかつた。そこで、義朝が、自分の郞等に命じてこれを殺させたのである。

（說） この事は朝廷の取計も殘刻であつたといはなければならぬが、如何に罪ありとしても子として手づから父を殺すといふことは倫常の亂れこれより甚しいものは無い。著者が「樣なき事」といへるは當然である。道德の亂は一切の人間世界の崩壞のはじめである。この事は著者がなほ次の天皇の條下で論じてゐるからそこに讓る。

（嵯峨の御代に奈良坂の戰在りし後は） この戰は平城上皇の時の藥子仲成の亂をいふ。

（都に兵革と云ふ事なかりしに） 兵革といふのは軍兵の器具の事であるが（兵は劍弓共のこと、革は甲冑類）それを用ゐ

「菅」底本梅本による。青本の「イ」亦同じ。

たといふ事から兵亂のことをいふのである。かの藥子仲成の亂に、都で軍をした事があつて、その後は三百四十年計の間都に兵亂といふ事が絶えて無かつたのである。然るに、こゝに大なる戰亂が起つたのである。

（是より亂れ初めぬるも時運の下りぬる姿とぞ覺え侍る）　此度保元の亂が起つて、それが、亂れの初めとなり、その後平治の亂、又は源平の亂、承久の亂といふやうに引つゞいて戰亂が起り、さなくても、天下が亂れてしまつたのであるが、かやうになつてしまつたのも、時運が下劣になつた姿であらうと淺ましく思はれますといふのである。

此君の御乳母の夫にて少納言通憲法師と云ひしは菅家の儒門より出でたり。宏才博覽の人なりき。されども時にあはずして、出家したりしに、此御世に、いみじく用ゐられて、内々には天下の事さながら計ひ申しけり。大内は白河の御代より久しく荒廢して、里内にのみましましを謀を廻し、國の費もなく作り立てゝ、絶えにたる公事をも申行ひき。揔て、京中の道路なんども計ひ淸めて、昔に歸りたる姿にぞありし。

（此君の御乳母の夫にて少納言通憲法師と云ひしは菅家の儒門より出でたり）　此後白河天皇の御乳母に藤原朝子といふ人がゐた。その朝子の夫が藤原通憲である。この通憲は南家武智麿の末裔で　大學頭季綱の孫であつて、加賀掾實兼の

子である。此家は代々の儒家で父實兼も進士文章生から出身したものである。通憲は一旦高階經敏の養子となつたが、後に本姓に復したのである。鳥羽崇德近衞三朝に歷仕して正五位下日向守に任ぜられた。通憲相法を善くし、一日水に鑑みて、劍難の相の在ることを自ら察して、出家してその難をのがれようと志したが、一期の思ひ出に少納言となつてから出家せうと思ひ、屢々鳥羽法皇に請願して、終に天養元年に少納言に任ぜられた。その後間もなく出家して信西といふ法號をつけたが、少納言通憲法師とあるのも出家後の稱である。こゝに「菅家の儒門より出でたり」とあるが、通憲は菅原氏でもなく、又菅原の門人であつたといふ證據も未だ見ない。それで白山本や類從本に「藤家」とあるけれども、「藤家の儒門」といふことは古來いはぬ語であつて、後人の意改であらう。これは畢竟著者の思ひ違ひであつて、正しくは「南家の儒門」といふべきものであらう。

（宏才博覽の人なりき） 通憲の才宏く、學博く、典故に通じ、佛敎天文にわたり、又當時の支那語までもよくした人であつた事は台記、今鏡、平治物語等に見ゆる。その著書にも本朝世紀、法曹類林、日本紀注等がある。

（されども時にあはずして出家したりしに） この宏才も博學も時世にあはずして用ゐられず、纔に多年の宿望たる少納言とまでなつて、間もなく出家したのであつた。その事は上に述べてある。

（此御世に、いみじく用ゐられて） 此の後白河天皇の御代に通憲が非常な御信任をうけたのであるが、それはその妻が天皇の御乳母であつたのに基づく。今鏡に「此のみかど御めのとは修理のかみ基隆のむすめ、大藏卿師隆のむすめなど二三人おはしけれど、あるはまかりいで、あるはかくれなどして、紀の御とて御乳の人と聞こえしが、をとこにてかの少納言通憲の子あまたうみなどして、今は御めのとにてやそ島の使ひなどせられければ、並ぶ人もなきにこそ」とある通り、この人は紀の二位といつて名高い女であつた。その夫として天皇の御信任がある上に博學宏才であつたから、いよ〳〵重く用ゐられたのであらう。

（內々には天下の事さながら計ひ申しけり） 通憲は身分も卑く、且つ出家の身であり官職もないのであるから、表面にはもとよりあらはれないが、內々天下の政事悉く天皇の御諮問に應じて取計つたといふのである。これらの事は諸書に見ゆるが平治物語が最も詳しく注してゐる。

（大內は白河の御代より久しく荒廢して） 大內は皇居をさす。皇居は、村上天皇の天德四年にはじめて炎上があつてから、翌年新造あつて御遷幸あり、その後も數回の炎上があつた。この頃では白河天皇の永保二年七月二十九日に內裏

及び中和院が火災にかゝつたが、此時國費が窮乏して再造の力がなかつた。しかるに、新に鳥羽離宮を造り、其の方に力を注がれた爲に、內裡の再造は打すてて顧みられなかつた。此後十七年を經て堀河天皇の承德二年に皇居の造營をはじめられ、康和二年六月十九日に高陽院から新宮に御遷幸あつた。けれども、此時の建築は頗る粗末で、しかも完成に至らず、間もなく又別宮に遷り給うた。その別宮は所謂里內裏で、土御門殿、東洞院殿、六條殿、大炊御門殿、堀河殿、四條殿等などであつて、殆ど一定の皇居とてはましまさぬ有樣で、かの新造の內裏は時々修造もあつたが、いつも功を奏せず、加之地震、大風等によりて倒れ頽り、漸次に破壞して、近衞天皇の久安六年八月四日に大風があつて仁壽殿が倒れた時に、殆ど全部が荒廢に歸してしまつたのである。

（里內にのみましましを） 里內とは里內裏（サトダイリ）の略稱である。里內裏とは皇居の燒亡などにより、一時離宮または大臣の邸などを假皇居と定めて、そこに天皇のましますをいふのである。この里內にのみまし〱たことは、大體永保二年から、この保元のはじめまで七十五年程になる。

（謀を廻し、國の費もなく、作りたてゝ） 通憲が、後白河天皇の御信任を得てから、內裏再興の案を立て、種々工夫をこらして國家に大なる疲弊をも與へないやうにして內裏をつくりたてた。即ち保元元年に五畿七道に敕して大內を造らしめられたが、保元二年に落成し、十月八日に新宮に御遷幸あらせられた。今鏡にこの時の事を敍して「十月に大內造りいだしてわたらせたまふ。殿舍ども門々などの額は關白殿かゝせ給ふ。宮造りたる國の司など、七十二人とか位給はりなどす。中頃かばかりの政なきを千世にひと度すめる水なるべしとぞ思ひあへる」とある。

（絕えにたる公事をも申行ひき） 內裏が完全でなかつた爲に、朝廷の儀式なども正式に行はれなかつたのが上述の如く多年であつた。所がこの度大內が完成したから、やがて中絕してゐた公事儀式も行はるる事になつたのである。今鏡に「少納言通憲といひし人、後は法師になりたりしが、鳥羽院にも朝夕仕うまつり、この御時にはひとへに世の中をとりおこなひて古きあとをもおこし、新しきまつりごとをも速かに計らひ行ひけり」とあり、又保元元年春正月廿日內宴を行はれたことについて今鏡には「廿日內宴おこなはせ給ふ。もともとせあまり絕えたる事を行はせ給ふ。世にめでたし」、とある。愚管抄にも同じ趣に見ゆる。

（總て京中の道路なんども計ひ淸めて昔に歸りたる姿にぞありし） この事は今鏡の次の文で明にわかる。「弓矢などいふ物あらはに持ちたるものやはありし、物に入れかくしてぞ大路をもありきける。都の大路をも鏡の如くみがきたてゝつ

ゆきたなげなる所もなかりけり」とある。

「あさまし」底本「淺猿」に作る。他諸本による。

天下を治め給ふ事三年。太子に讓りて例の如く尊號在りて院中にて天下を知らせ給ふ事三十餘年。其間に御出家在りしかども、政務はかはらず、白河鳥羽兩代の如し。されどもうちつづき亂世にあはせ給ひし事こそあさましけれ。五代の帝の父祖にて六十六歲御座しき。

（**天下を治め給ふ事三年**）　この天皇、久壽二年七月廿四日の踐祚から保元三年八月十一日の讓位まで、滿三年餘の御在位である。

（**太子に讓りて例の如く尊號在りて**）　この御讓位は保元三年八月十一日で、同十七日に新帝の二條天皇から太上天皇の尊號を上られた。

（**院中にて天下を知らせ給ふ事三十餘年**）　二條天皇、六條天皇、高倉天皇、安德天皇の御代を經て後鳥羽天皇の建久三年まで、三十四年程の間、院政を行はせられたのである。

（**其間に御出家在りしかども、政務はかはらず云々**）　後白河上皇は高倉天皇の嘉應元年六月に御出家あらせられ、それからは法皇と申し上げたが、法體のまゝ政務をとらせられたことは白河法皇、鳥羽法皇の兩代の通りである。

（**されどもうちつづき亂世にあはせ給ひし事こそあさましけれ**）　平治の亂から源平の大亂まですべてこの院政の間に起つた事である。かやうにして天下麻の如く亂れたのは誠にあさましい事である。

（**五代の帝の父祖にて**）　この天皇御在世の間に御子孫が五人天皇に立ち給うた。それは次の如き次第である。

「寅」底本「刀」とす、他諸本による。

後白河─┬─二條──六條
　　　　└─高倉─┬─安德
　　　　　　　　　└─後鳥羽

（六十六歳御座しき） 建久三年三月十三日の崩御で、御歳は玉葉、帝王編年記等多くの書には本書に同じ傳であるが、一代要記、東鑑は七十七歳とする。

第七十八代、二條院、諱は守仁、後白河の太子。御母贈皇太后藤原懿子、贈太政大臣經實の女也。戊寅の年即位、己卯に改元。年號を平治と云ふ。

（後白河の太子） 百錬鈔には「後白河院第一皇子」とある。即ち皇長子で久壽二年九月廿三日に太子に立たれたのである。

（御母贈皇太后藤原懿子、贈太政大臣經實の女也） 百錬鈔に「母贈皇太后宮藤原懿子。大納言經實女也」とある。懿子は藤原經實の女であるが、花園左大臣源有仁の養女となり、後白河天皇のまだ親王でいらせられた時に女御となり、康治二年六月に二條天皇を生み奉り數日にして薨ぜられた。二條天皇即位の後に皇太后の尊號を贈られたのであるが、その年月は明かでない。しかし、平治元年六月二十四日に贈皇太后の國忌を東寺に置かれたのであるから、その前であることは疑がない。この皇太后は花園左大臣の養女であるけれど、本來藤原氏であるから、百錬鈔にも本書にも藤原氏としてあるのであらう。その父經實は師實の子、師通の弟で、大炊御門家の祖である。正二位大納言までになり、崇德天皇の大治六年に薨じたのであるが、この天皇御即位の後外祖父たる故を以て太政大臣正一位を贈られたのである。

（戊寅の年即位） 戊寅即ち保元三年八月十一日に踐祚、十二月二十日に即位の禮を行はれた。御年十六歳。

（己卯に改元、年號を平治と云ふ） 改元は保元四年四月二十日に在つたのである。こゝにも特に年號をあげてあるのは保

元の場合と同じく平治の亂をいふ豫備であらう。

（說）これから平治の亂の顚末にうつる。

右衞門督藤原信賴と云ふ人あり。上皇いみじく寵せさせ給ひて天下の事をさへきかせらるるまで成りにければ、憍の心も萠して近衞の大將を望み申ししを通憲法師諫め申してやみぬ。其時源義朝々臣が淸盛朝臣におさへられて恨を含めりけるを相語ひて叛逆を思ひ企てけり。保元の亂には義朝が功高く侍りけれども、淸盛は通憲法師が緣者になりてことの外に召し仕はる。通憲法師淸盛等を失ひて世を恣にせんとぞ計ひける。淸盛熊野に詣でける隙を窺ひて、先、上皇御座の三條殿と云ふ所をやきて大內に遷し申し、主上をも傍に押籠め奉る。通憲法師遁れがたくやありけん、自失せぬ。其子共聽て國々へ流し遣す。通憲も才學あり心もさかしかりけれども、己が非をしり、未萠の禍を防ぐまでの智分やかけ

底本「なり」の上に「ハ」あり。他諸本によりて削る。

「禍を」の「を」底本なし。他諸本によりて補ふ。

「かけ」底本「欠」に作る。他諸本により改む。

「其」の下に底本「道」字あり他諸本によりてけづる。

たりけん。信頼が非をば諫め申しければども、我子共は顕職顕官に登り、近衛の次将なんごにさへなし、参議已上にあがるもあり。かくて失せにしかば、是も天意に違ふ所在りと云ふ事は疑ひなし。清盛此事をきゝ、道より上りぬ。信頼語ひ置きける近臣等の中に心がはりする人々在りて、主上、上皇を忍びて出し奉り、清盛が家に遷し申してけり。則信頼義朝等を追討せらる。程なく打かちぬ。信頼はとらはれて首をきらる。義朝は東國へ志して、遁れしが、尾張國にて打たれぬ。其首を梟せられにき。

（**右衛門督藤原信頼と云ふ人あり**）信頼は關白道隆八世の孫從三位忠隆の子である。左近衞權中將、參議を經て平治元年に權中納言正三位で兼右衞門督檢非違使別當であつた。

（**上皇いみじく寵せさせ給ひて天下の事をさへきかせらるるまで成りにければ**）この信頼は後白河上皇が異常に寵愛せられたので、その御信任も尋常でなかつた。その事は藏人頭に任ぜられた事でもわかるが、天下の大政をも一々御諮問ある程にまでなつた。

（**憍の心も萠して**）信頼は權中納言であるから天下の大政に全く無關係の地位ではないが、上には關白、太政大臣、左大臣、右大臣、大納言、中納言等の顯官があり、信頼の如きは大政を第一に諮問せらるべき地位では決して無いのである。

然るに、上にあるやうに一々御諮問ある程の事であつたから、增長して驕慢の心を生じたといふこと。

（近衞の大將を望み申ししを） 近衞府は左右二府があるが、兵仗を帶して禁中を警衞する事を掌るもので、その長官を大將といひ武官中最も顯要な職としてあつたのである。從つてその大將は大臣又は大納言のうち人を撰んで任ぜられた。時として中納言も任ぜられた事もあつたが、この頃は、それは攝政關白の嫡子に限られてゐた。而してそのうちでも左近衞大將を以て最も規模とした。然るところ信頼は左近衞大將たらんことを望んで上皇に願ひ奉つたのである。當時としては執柄家の嫡子にもあらぬものが、權中納言で左近衞大將を兼帶せうとした事は、甚しい我儘な横暴な願と認められなければならない事柄であつた。

（通憲法師諫め申してやみぬ） 上皇は寵臣信頼の願であるによつて、この願をかなへてやらうと云ふやうな思召でいらせられた。所が通憲入道が固く爭つて諫め奉り、唐の安祿山の故事（玄宗の寵を受け、後謀反した）を繪卷物につくつてこれを上つた。上皇の御心がこれによつて動いて、信頼の願は實現せられなくなつた。

（其時源義朝々臣が淸盛朝臣におさへられて恨を含めりけるを） こゝに義朝朝臣、淸盛朝臣といふは、當時四位五位の人はその名の下に朝臣をつけて呼ぶを尊稱とした故である。保元の亂の時の戰功は義朝の方が淸盛よりも頗る大であつたのであるが、義朝はもと左馬助であつたのが左馬頭に任ぜられたに止まつたが、淸盛は元安藝守であつたのが、播磨守に轉じたのであるが、それが間もなく太宰大貳に任ぜられたのみならず、一族悉く重賞を受けた。加之義朝が父爲義を斬つたのはもとより不孝の至であるが、元來義朝の本心は父を助けたいのであつたが、淸盛が叔父忠正を斬つて固く爭ひ迫つた爲であつたので、義朝として事毎に淸盛から壓迫を受けたのである。それ故、君子ならぬ大俗物の義朝が深く淸盛を恨んだ事は、其の是非善惡の判斷を別にしていへば、自然の勢とも云ふべき事情はあつたのである。

（相語ひて叛逆を思ひ企てけり） 信頼は上の次第で通憲を恨み、義朝は又淸盛を恨んでゐたので、この不平連が結託して謀反を思ひ立つたのである。この二人が結託するに至つたのは次にいふ如く、一方に於いて通憲と淸盛とが結託してゐたことに胚胎する。

（保元の亂には義朝が功高く侍りけれども淸盛は通憲法師が縁者になりてことの外に召し仕はる） 上にもいふ如く、保元の亂には義朝の謀略と武勇とによつて天皇の御方が勝を制したので、淸盛の功は遙に及ばなかつたのは公平に見る人人の目には必ずさううつる筈である。然るに上述の如くに、義朝が、淸盛の下風に立たねばならぬやうになつたのは

公平な恩賞の道でなかつたことは爭はれない。しかもこれは執政者の過失とか疎漏とかいふやうな單純な理由でかやうな不公平の事になつたのでなくて、原因は清盛が通憲の緣者になつた爲に、その肝煎で異常の榮達をした譯である。その緣者になつた事も亦義朝をして怒らしむる原因の一になつた。はじめ義朝がその女を通憲の子是憲の妻にせうといふ事を望んだ時に、通憲はわが子は學生（學者の意）であつて、汝の婿になるやうなものでは無いと云つて拒んだ。然るに幾程も經ずして、清盛の女を聘して、子成範の妻にしたのである。

（通憲法師清盛等を失ひて世を恣にせんとぞ計ひける）　即ちこの謀反の企はその當の敵の通憲清盛等を殺して、さうして己れ等が天下の權を勝手にせうとするのが目的であつたのである。

（清盛熊野に詣でける隙を窺ひて）　これは清盛が都に居ては兵を舉ぐるに不便であるから、その不在に乘ぜうといふ方針で時機を見計らつてゐたが、平治元年十二月に清盛が子重盛と共に熊野に參詣せんとして出發した。その時をよい隙と窺つて兵を起した。

（先、上皇御座の三條殿と云ふ所をやきて大内に遷し申し）　この間の委しい事は平治物語に見ゆるからこゝに略するが、三條殿は三條烏丸の里内裏で、保元の時におはしました東三條殿といふのも同じ所である。百錬鈔に「平治元年十二月九日の夜、右衞門督信頼卿、下野守義朝等謀反して火を上皇の烏丸の御所に放つ」とある。大内はかの信西の計畫によつて落成した皇居である。

（主上をも傍に押籠め奉る）　主上は二條天皇であるが、この時天皇を黑戸御所に押籠め奉り、上皇を一本御書所に押籠め奉つたと平治物語にある。

（通憲法師遁れがたくやありけん、自失せぬ）　この騷動が起る少し前に、通憲法師はその事を察し、しかも我が身が、その當の敵とねらはれてゐると自覺したのであらう。身一つで逃れ出で大和國に至り奈良の奧、田原の山中に入つたが、京都の變を聞いて、到底その難を遁れ難い事をさとり、地に穴を掘つて、自らその中に入り、竹筒を用ゐて氣息を通じ、念佛して居た。平治物語には信頼の部下がこれを尋ね出してその首を斬つたとあるが、愚管抄にはその掘り出さるる前に自殺してゐたとある。この方が本當らしい。本書もそれによつたのである。

（其子共廳て國々へ流し遣す）　通憲の子頗る多く、男子はすべて十七人、その内十一人は僧となつた。この時、貞憲は土佐に、是憲は佐渡に、修範は隱岐に、靜賢は安房に、澄憲は下野に、寛敏は上野に、憲曜は陸奧に、覺憲は伊豆に、明

通は越後に、勝憲は安藝に各流された。しかし、それらは後に皆召し還された。

（通憲も才學あり、心もさかしかりけれども、己が非をしり、未萌の禍を防ぐまでの智やかけたりけん） こゝに「通憲も」とある「も」の語は深い意味を含んでゐる。これは恐らくは頼長が宏才無雙で、終を全くせなんだのに對比してこの通憲も同様な事情と運命とであつたから云つたものと思ふ。即ち通憲は上に云つた通り、才學もあり、又心もさとい人であつたけれど、己が心や行の非をさとり、又禍をば未だ萌さぬ前に防ぐだけの明智が缺けてゐたのであらうといふ。未萌といふのは事變の未だ生ぜざる前をいふのであるが、戰國策に「愚者暗二於成事一智者見二於未萌一」とある如く、その未萌の禍を防いでこそ眞の智者といふべきであるのに、彼れの行動を見れば、眞の智者といふまでの位地には至つてゐないと思はるるといふのである。それは次の一事でもわかる。

（信頼が非をば諫め申しけれども、我子共は顯職顯官に登り、近衛の次將なんどにさへなし、參議已上にあがるもあり） 通憲法師は信頼が左近衛大將たらんことを願うたのは非望であると諫め申した。それは一往道理の事であるけれども、自分のする事は一向その議論に一致しない。即ち自分の子共を顯要の官職に上らしめたのである。その著しいものをあぐると、俊憲は參議に上り、貞憲是憲は少納言に任ぜられ、修範も參議に上り、成範は後に正二位權中納言までになつたが、平治元年には左近衛中將であつた。近衛次將は中少將であるが、こゝは成範が左近衛中將になつたのをさす。この近衛中將も當時に於いて頗る顯要の職であつた。これらは、通憲の身分からいへば、いづれも過分の事で、信頼が中納言で左近衛大將を兼帶せうとしたのを過分といつた所の通憲に於いては、明かに自家撞着の事である。

（かくて失せにしかば） さて通憲はこの亂の時に、上述の如き有樣で悲慘の最期を遂げたのであるが、これを見れば、**（是も天意に違ふ所在りと云ふ事は疑ひなし）** と著者が判斷したのである。この判斷はもとより然るべき事である。

（清盛此事をきゝ道より上りぬ） 清盛はこの信頼義朝が謀反を起した事をきいて、熊野參詣を中止して途中、切部（キリメ）（愚管抄に田邊といふ）から引かへして上京した。

（信頼語ひ置きける近臣等の中に心かはりする人々在りて） 信頼に一味同心を約束しておいた、天皇又上皇の近侍の臣等の中で、後に心がはりして天皇上皇を御救ひ申し上げようといふ心になつた人々が生じたのをいふ。それは大納言藤原經宗、檢非違使別當藤原惟方等である。

（主上上皇を忍びて出し奉り、清盛が家に遷し申してけり） 經宗、惟方ははじめ、信頼の命によつて、天皇の在します黑

「古今にも」の「に」底本なし。他諸本によりて補ふ。

義朝（ヨシトモ）重代（ヂウダイ）の兵（ツハモノ）なりし上、保元（ホウゲン）の勳功（クンコウ）捨てられがたく侍（ハベ）りしに、父（チチ）の首（クビ）をきらせたりし事大（コトオホキ）なる科也（トガナリ）。古今（ココン）にもきかず、和漢（ワカン）にも例（タメシ）なし。勳功（クンコウ）に申（マウシ）替（カ）ふとも自（ミヅカラ）退（シリゾ）くともなどか父（チチ）を申助（マウシタス）くる道（ミチ）なかるべき。名行（メイカウ）かけはて

戸御所を護つて居たが、惟方は兄光頼に責められて悔悟の念を起し、經宗と謀つて、天皇上皇に勸め奉り、清盛と謀を合せて、十二月二十五日の丑時に淸盛の六波羅の邸に行幸をなし奉り、又藏人藤原成頼は上皇にすゝめ奉つて仁和寺に潜幸せしめ奉つたのである。

（則信頼義朝等を追討せらる、程なく打かちぬ） 内裏には天皇、上皇、女院等然るべき方はすべておはしまさずして、攻むるに面倒が無くなり、反對に六波羅に天皇がましますによりて、こゝに勅命を奉じて謀反の輩を追討する事になつた。この時義朝は六波羅を攻めたが、天皇の御座すによりて人心がこれを憚つたのか、事ならずして敗走して官軍の勝が決定した。それは平治元年十二月廿六日の事である。

（信頼はとらはれて首をきらる） 信頼は戰場をのがれ、仁和寺に赴いて上皇に哀を請うたが、天皇は赦し賜はず、斬に處せられた。それは百錬鈔には十二月二十六日とし、公卿補任、帝王編年記は二十七日としてゐる。

（義朝は東國へ志して遁れしが、尾張國に打たれぬ。其首を梟せらる） 義朝は戰敗れたから、その郎等共の多く居る東國へ赴かうと志して遁れ、大原から近江にこえ、美濃をすぎ、尾張國野間に至つて、その臣長田忠致といふものゝ家に宿つた所、忠致に謀られて、平治元年十二月二十九日（晦）に殺された。忠致はその首を斬つて京都に送つた。そこでその首をば獄門にかけて曝された。

（說） これからこの平治の亂丼に保元の亂の起るに至つた事についての著者の大議論にうつる。これには責任を問はるべき人は少くないが、まづ義朝からはじまる。

「さる」底本「去」とす。他諸本による。

「瞽」梅本による。底本「鼓」に作る。

「大」底本「古」に作る。他諸本によりて改む。

にければ、いかでか終に其身を全くすべき。滅びぬる事は天の理也。凡かゝる事は其身の科はさる事にて朝家の御誤也。能く案在るべかりける事にこそ。其比名臣もあまた在りしにや。又通憲法師專申し行ひしに、などか諫め申さゞりける。大義滅レ親と云ふ事の在るは石碏と云ふ人、其子を殺したりしが事也。父として不忠の子を殺すは理也。父不忠なりとも、子として殺せと云ふ道理なし。孟子に譬を取りていへるに、舜、天子たりし時、其父瞽叟人を殺す事あらんを時の大理なりし皐陶とらへたらば、舜はいかゞし給ふべきと云ひけるを舜は位をすて、父を負ひてぞさらましとあり。大賢の敎へなれば、忠孝の道顯れて、面白く侍り。保元平治より以來、天下亂れて武用さかりに王位輕く成りぬ。未だ太平の世に歸らざるは名行の破れ初めしに依れる事とぞ見えたる。

（義朝重代の兵なりし上保元の勳功捨てられがたく侍りしに父の首をきらせられし事大なる科也）　重代の兵とは祖先以來代々

の武者であるといふ意。即ち頼光、頼信、頼義、義家など、所謂源氏の武者として名高い人々の出た累代の名家の嫡流である。その上に、保元の亂を鎭めてその武勳は第一であつて、その功といひ、家柄といひ、容易く輕しめらるべき筈は無いのである。然るに、如何に罪ある者とはいへ、その父の首をば子たる者に命じて斬らせられた事は、これは朝廷の大きな罪惡であるといふのである。

（說） これは子をして父をきらするといふやうな倫常を無視した命令を發せられた事につひての論であるが、しかし、それと同時に、その不條理の命令をそのまゝうけて實行した義朝も重大な道德上の罪惡を犯した事になるのである。即ち朝廷が、人倫五常の道を强ひて破らしめた事になつたのである。上よりかやうな命令が下り、下またかやうな不道德を實行しては天下大亂に至らざらんとすとも及ぶべきでない。機を察する明ある人ならば、たゞこの一事を以ても日本國が收拾すべからぬ狀態になるであらうことを豫言し得たであらう。平治の亂、平家の專横、源氏の專權、北條氏の逆謀、足利の反逆、戰國の大亂等、要するにこゝに投ぜられた一の不道德の朝政の起した波動にすぎないとも見得るであらう。治亂の機は實に一髮の差にあるのである。それ故に、著者がこゝに於いて大議論を發したのも勢止む能はざるものが胸にひし〳〵と迫つたものに相違ない。今注者もこの篇に至りて、胸せき、血涙滂沱たるものがあつて、殆ど筆を遣る能はざるものである。嗚呼哀しいかな。

（古今にもきかず、和漢にも例なし） かやうな不道德の朝命と、それをうけたかやうな不道德な暴擧とは古今にも和漢にも例あるをきかぬといふのである。

（勳功に申替ふとも自退くともなどか父を申助くる道なかるべき） かやうな無理な命令が下つた時に、義朝が、自己の勳功を申し立て、その恩賞を辭退して、その代りに父の命を請ひ奉るといふ方法もあり、又それもかなはずば、身全く官位を退いて、父の罪を償ふといふ方法もある。さやうな方法はいくらもあり、それほどに、心をくだき力を盡したならば、父を助くる道は決して無かつた譯ではあるまい。然るに、義朝はたゞ父の命を請うただけでさやうな思ひきつた方法には一回も出でなかつた。それ故に、この點に於いては義朝の方は義朝として、子たる道を盡してゐるとは斷じていふことが出來ぬのである。現にかの同じ保元の亂に頼長の父忠實が罪せられようとした內議があつた時に、忠通が身を以て代らうとした爲に、その議が止んだのであつた。

（名行かけはてにければ） 「名行」は「名敎」の誤かとも思はるるが、今は本文のまゝに說く。「名行」の「名」はその分際

をいふ詞で、名行といふはその分際に相應した德行をいふのであらう。即ち子ならば子相應の孝といふ德行が、その名行になるのである。それ故五倫五常といふに異ならぬ。義朝のなす所が、その倫常に全く缺けてゐるといふのである。「はて」とは全く盡きたことをいふのである。

（いかでか終に身を全くすべき） さやうに人倫をやぶり、德行を全く失つた人間であるから、その身を終りまで完くすべき道理がない。

（滅びぬる事は天の理也） さやうな不道德な人間の滅びてしまつたのは、天道自然の道理で畢竟自ら招いたのである。

（凡かかる事は其身の科はさる事にて朝家の御誤也） 大體上述のやうな事は義朝自身の不德は固より當然の事で論ずるまでも無いが、しかし、かやうな事を行はせられたといふ事は、これは朝廷のなされ方が誤つてゐるのである。

（說） こゝに「朝家の御誤也」と斷じてゐること誠忠無比の親房をしてこの言を發しめたこと、其苦衷深く察すべきである。

（能く案在るべかりける事にこそ） 案は考案工夫の義で今の俗語に思案といふが尤もよく當る。即ちかやうな事は果して實行せさせてよい事かどうか十分に考へらるべき事であるであらう。これは過去の問題だけでは無く、現在の政治上にも反省顧慮を求むる意味がほのかに見ゆる。

（其比名臣もあまた在りしにや） この保元平治時代にも名臣が大勢在つた事であらう。すべてが暗愚であつた譯でもあるまいのに、かやうな事になつたのはどうした事であらう。

（又通憲法師專申し行ひしになどか諫め申さざりける） 通憲は古今に通じた博學宏才の士といはれ、しかも萬事政治をとり申して行つてゐたのであるから、彼が諫め申すに於いては必ずその言が採用せられたらうと思はるゝに、何故に諫め申さなかつたのであるかと著者はいふのである。

（說） 著者はかやうに通憲を責めてゐるが、抑もかやうな事になつたのは通憲の責任が重く大きなのである。保元の亂に源爲義平忠正等十八人が降を請うた時に通憲が死刑を以て論じた。その時に右大臣藤原雅定、大納言藤原伊通等が嵯峨天皇以來死刑を朝臣に加へぬことが三百年以上に至つてゐる。それを今遽に死刑を行ふは穩でないから死一等を減ぜられたいと云つた時、通憲が極力反對して終に死刑を決行せられ、その結果として義朝をして父を殺さしめられたのである。即ち通憲がかやうな事の發頭人である。彼がこの倫常の大變を行はせた元兇であることは疑ふべくもない。

（大義滅親と云ふ事の在るは） 大義には親を滅すといふ格言を古から人がよくいふ。これは支那の古い格言である。大義と

は君臣の大義をいふ。親とは親子の私の親しみをいふ。即ち君臣の大義を完うせんが爲には父子の私の親愛の情をも犠牲にせなければならぬといふ事は古からいふことであつて、この義朝の場合も君臣としての大義を明かにせむが爲に、親子の私情を犠牲にしたのであるといふやうな理窟を云ふものもあらうか知れぬ。それでこの事をこゝに説明する。

（石碏と云ふ人其子を殺したりしが事也） 大義には親（シン）を滅すといふ格言はその基づく所は春秋左氏傳にある石碏が事から起つたのである。春秋の隱公四年に「九月衞人殺州吁于濮」とある條の左氏の傳に「九月衞人使右宰醜涖殺州吁于濮石碏使其宰獳羊肩涖殺石厚于陳。君子曰石碏純臣也。惡州吁而厚與焉。大義滅親其是之謂乎」とあるのが出典である。州吁は衞の公子であつて、その君を弑して自立したものであり、石碏は衞の太夫であつたが、この際に、衞人がその謀反人を殺した。石碏の子石厚がその州吁に從つてゐたから、父の石碏が、その子、厚を殺したのである。その時に君子が、この「大義云々」といつてほめたのである。杜預の注には「子從弑君之賊國之大逆不可不除、故曰大義滅親明小義則當兼子愛之」とある。かくの如く、私情をすてゝ大義を完うせうが爲に、止むを得ず子を殺したことをいふのである。「親」とは親愛の情をいふので、父祖のオヤの意ではないのである。若しこの親を滅すを親（オヤ）を滅すといふ意義にとるならばそれは文盲の譏を免れぬ。通憲は博學であつたからかやうな誤解はしなかつたであらうからさやうな愚論は述べなかつたであらうと思はるるが、著者がこゝにこの論をなす所を見ると、著者の當時にかやうな誤見が世にあつたのかも知れぬと思はるる。これまた淺ましい事である。

（父として不忠の子を殺すは理也） 父として不忠の子を殺すことは石碏の如き場合であるが、これは私情に於いて忍びぬ所ではあるが、その子が不忠な場合には止むを得ぬことで、それは正常の道では無いが、それは條理の立つてゐる事である。しかし、

（父不忠なりとも子として殺せと云ふ道理なし） である。

（說） 即ち義朝の如く、父爲義が不忠であると云つても、それを子として殺すといふ道理はない。況んや他からして子たるものにその父を殺せと強ふるといふに至つては不條理の甚しいものである。かやうなことは通憲などが學んだ支那の道德にもない、況んや神ながらの道に於いてはなほ更の事である。倫常の敗壞甚しいといはねばならぬ。こゝに於いて著者は支那古聖の敎を次に引いてこれを論じてゐる。

（孟子に譬を取りていへるに、云々） これは孟子の盡心章に載せてある事である。曰はく「桃應問曰舜爲二天子一皐陶爲レ士（刑法の官）瞽瞍（舜の父で頑な人）殺レ人則如二之何一。孟子曰執之而已矣。然則舜不レ禁與。曰夫舜惡得而禁レ之。夫有レ所レ受也（皐陶の法官たることは堯の時からで、その法は今更枉ぐる譯は無い）然則舜如二之何一。曰舜視レ棄二天下一猶レ棄二弊蹝一（弊れた草履）也。竊負而逃、遵二海濱一而處。終身訢然（欣然に同じ）樂而忘二天下一」とある。これはもとより實事では無く、孟子がこの譬喩を以て、賢聖の心を用ゐる極意を示さうとしたのである。「瞽叟」は正しくは瞽瞍とかくので、舜帝の父であるが、頑な人であつたからそれが人を殺したと假定して、この難問を試みたのである。大理とは支那の古代の官名で、今の司法官にあたる。春秋元命苞には堯が天子となり、皐陶を得て、大理としたとある。しかし書經には皐陶を士としたとある。大理といふは夏の時代からであるらしい。しかし士といつても、大理といつても同じく司法官である。皐陶は堯の時から舜の時にかけて、士に任ぜられてゐた人物である。これは孟子の門人桃應といふものが孟子に問うて、「舜が天子であつた時に、其の父の瞽瞍が人殺をしたと假定して、その時に司法官として有名な皐陶が職に在つた時には、それはどう處分するであらうかといふ。孟子はそれに無造作に答へて、それは何でもない。捕へたらよいといふ。そこで桃應が更に問ふのに、それでは、舜が天子であるからその父を執ふることを禁じないのであるかといふ。孟子曰はく、「舜は天子であつて、天下の大法を維持して行くべき大任をもつものである。それ故にどうして、惡人を執へてはならぬと禁ずることが出來ようか。ことに皐陶は堯の時から司法官になつてゐて、その法を傳へて來てゐる。今更枉ぐる譯はない」桃應が曰はく「それならば舜はこの時に何いふ處置をとるであらうか」孟子曰はく「舜は天下の大法を枉ぐることはもとよりしない。さりとて己の父を子として處分するといふことは道ではない。そこで舜はさやうな場合には惜げもなく天子の位をすてゝ、こつそりと父を負うて逃げ去つて世間離れた片田舍の海濱などに行つて、貧しい生活をしつゝ、しかも一生涯、心には別に、帝位を捨てた事を悔むやうな事もなく、むしろそんな事をすつかりわすれて、漁夫にでもなつて父を養うて天然を終ふるであらう」といふ。これについてわが伊藤仁齋は次の樣に言つてゐる。「此の章は孟子が直に義理に據つて、聖人心を用ゐるの極を發す。一は以て天子の尊きを以て、敢へて天下之法を枉げざるを見はし、一は以て天下の富を以てしても敢へて父子の親に易へざることを見はす。仁之至、義之至、孟子に非ずんば能く言ふこと莫きなり」と云つてゐる。

（大賢の敎へなれば、忠孝の道顯れて面白く侍り） 大賢とは孟子をさす。朱熹の孟子序說に「程子曰顏子去二聖人一只毫髮

問、孟子大賢亞聖（即ち顏子）之次也」とある。親房は朱注を讀まれた筈であるから孟子を大賢といはれたことは基づく所明かである。上の比喩はさすがに大賢人の教へであるから、忠孝の道がよく明かに示されて、實に感動せしめらるる。

（說）以上「面白く侍り」と云つただけで力強くこれを主張せられないのは物足らぬやうではあるが、これだけの說明があれば、心ある人は皆十分に會得するであらうと思ひ、くどく言つて厭はしい感を起されてはかへつて如何なれば、あつさりと言つてのけたものであらう。

（保元平治より以來天下亂れて武用さかりに王位輕くなりぬ） 保元の亂平治の亂と打つゞいて戰亂があり、それより以來天下が、とかく騷がしくなつて、武士を用ゐらるゝこと盛んになり、それが爲に天皇の稜威が輕くなつたといふのである。これは何か事起れば、武士の力を借ることになるから、自然武士の力といふものが重んぜられて、天皇の御稜威も、その武士の力を借りらるゝ事になれば、結局實力は武士に歸するといふ事になるからである。

（未だ太平の世に歸らざるは） この「未だ」の一語をよみて、淚を落さぬものは純忠の士にはあらざるべし。保元の頃より著者がこの書を草せし頃まで約二百年。然して志ある士は相應に苦心努力してわが國家を太平の世に安定せしめむとしたにかゝはらず、その事の實現せられぬ原因は如何といふに、それは

（名行の破れ初めしに依れる事とぞ見えたる） と著者が述べた通りである。

（說）我國の治亂に對しては所謂政治なるものは一時的の對症療法に止まるものである。拔本塞源の方法としては、名行を正しくするより外に方法は存しない。保元平治の亂はもと〳〵、名教の破れから生じた破綻であるが、それがその亂によりて一層破れが甚しくなり、富士山の巓より大石をころがし落すが如く轉々して止むること能はずして、亂は亂をよび、たま〳〵之を正にかへさうとすれば、ます〳〵亂れてかの南北朝の大亂となつたのである。著者の大議論はこゝに至つて極まつてゐる。この點から見れば、本書の議論の頂點はまさにこゝに存するのである。讀者の活眼を開いてこれを熟視するを要する。

かくて次の段は武士ことに平氏が權力を恣にするに至つたはじめを敍する。而してこれ皇室の權威の衰への具體的に見ゆるはじめである。

かくて暫し靜まりしに、主上、上皇、御中あしくて、主上の外舅大納言經宗（後に召し返されて大臣大將まで成りき。）御めのこの子、別當惟方等上皇の御意に背きければ、清盛朝臣に仰せて、召し取らへられ、配所に遣はさる。是より清盛天下の權を恣にして程なく太政大臣に上り、其子大臣大將になり、剩、兄弟左右の大將にてならべりき。（此御門の御世の事ならぬもあり。ついでにしるしのす。）天下の諸國は半ば過ぐるまで家領となし、官位は多く一門、家僕にふさげたり。王室の權更になきが如くに成りぬ。

（かくて暫し靜まりしに、主上上皇御中あしくて）　この御中惡しくなつた原因は、天皇は親ら政をとらうと遊ばさるるに、上皇は舊來のまゝ院中で政をとりたまうて、天皇に御政をかへさうとせられず、これが爲に、朝臣の間にも二派の黨が出來たやうであつた。さうしてこの鷸蚌の爭に漁夫の利を占めたのが清盛であつた。平氏の隆盛は要するに、皇室の内に相爭はれたのが動機となつたといつてよい。而してこの御不和の事情を深くしたのは、次にある惟方經宗の二人である。それは愚管抄に「かやうの事どもにて、大方此二人して、世をば、院にしらせまいらせじ、内の御沙汰にてあるべしと云けるを聞召して、院は清盛をめして云々」と云つてゐるのでもわかる。而してその次の後の事も愚管抄に見ゆるが、それは後にひく。

（主上の外舅大納言經宗云々）　外舅は母方の伯叔父をいふ。經宗は二條天皇の御母懿子の兄弟である。天皇の外舅なる事を以て御親任があつく、保元年中に權大納言正二位に至つた。平治の亂の時に、惟方と共に信頼の腹心となつたが、

中ごろ心變して、天皇を救ひ出し奉つた事は上に云つた通りである。亂平いでから、更に天皇親政といふ事を主張したことは上に述べた。この人はこの時に流罪に處せられた。後應保二年にめしかへされて官爵を復せられ、高倉天皇の御世に左近衞大將、左大臣從一位に進んだ。

（御めのとの子、別當惟方等） 惟方は中納言顯頼の二子で、その母が、二條天皇の乳母であつた爲に、天皇の御信任があつく、平治の頃には參議、左兵衞督、檢非違使別當に任ぜられてゐた。妹の子信頼が亂を起した時、經宗と共にそれと結託してゐたが、兄光頼に責められて後悔し、天皇を六波羅に出し奉つたことは前に云つた。亂平いで後も、經宗と結託して、天皇の親政をすゝめ、これによつて天皇と上皇との御中をさくやうになつた。「惟方等」とあるのはこの二人だけでなく、他にも仲間が在つた事を示してゐる。今鏡には源光保光宗父子も流された事が見ゆる。

（上皇の御意に背きければ淸盛朝臣に仰せて召し取らへられ、配所に遣はさる） この事は今鏡に「世みな靜まりたれば、内の御まつりごとのまゝなりしに、みかどの御母方、又御めのとなどいひて、大納言經宗、別當惟方などいふ人ふたり、世を靡かせりしほどに、院の御ため御心にたがひてあまりの事どもやありけん、ふたりながら内に候ひける夜あさましき事どもありておもひたたしきさまに聞こえけるを法性寺のおほおとど（太政大臣忠通）のせちに申しやはらげ給ひておの〱流されにき」とある。又愚管抄には「かやうの事どもにて大方此二人して世をば院にしらせまいらせじ、内の御沙汰にてあるべしと云けるを聞召て、院は淸盛をめして、わが世にありなしはこの惟方經宗にあり。是ら思ふ程いましめてまいらせよとなく〱仰有ければ云々」とあつて、その程の有様を書いてある。さてその淸盛をして二人を搦め捕へしめられたのは平治二年（永暦元年）二月廿日であるが、死を以て臨まれたが、前關白忠通の諫によりて、三月十一日に經宗は阿波國、惟方は長門國へ流された。

（說） 上皇が、天皇の左右の權臣を壓倒せむとしてその爪牙とせられたのは平淸盛であつたが、當時倫常の觀念甚しく衰へ、たゞ權をのみ得むと希ひ、その權を得むには理否は第二として、力の强大なるものが實權を得るといふのみで正善といふ道によらなかつたから、平淸盛が當時の力の源である狀態で、力のある所に權勢が歸し、權勢のあるがまゝに振舞うたから、かの平氏二十年の榮花を導いたのである。これはあながち上皇の爪牙とせられた爲ばかりではなく旣に親房卿の論ぜられた如く、名敎の衰へがこれを馴致したのである。しかし、その間に於いても、何等かの方法でこれを挽回せうとすれば、一時には效を奏せずとも、甚しきに至らなかつたであらう。然る處上下共にこれに心を注

がず、ます〳〵力と權とにのみ走つたから、いよ〳〵その衰勢を甚しくしたのであらう。

（是より淸盛天下の權を恣にして程なく太政大臣に上り、其子大臣大將になり、剩兄弟左右の大將にてならべりき云々）これら平氏の榮花は平家物語に委しく說いてゐるが、今淸盛の昇進のさまを見易く次にあげて見る。

後白河　保元元年（三十九歲）播磨守
　同　三年（四十一歲）太宰大貳
二條　平治元年（四十二歲）參議　右衞門督　正三位
同　應保元年（四十四歲）權中納言　右衞門督　檢非違使別當
同　長寬元年（四十六歲）權中納言　皇太后宮權大夫　從二位
同　永萬元年（四十八歲）權大納言　兵部卿　皇太后宮權大夫
六條　仁安元年（四十九歲）內大臣　正二位
同　仁安二年（五十歲）太政大臣　從一位

崇德　大治四年（十　歲）左兵衞佐　從五位下
近衞　久安二年（二十九歲）安藝守　正四位下

この昇進の有樣を見ると、保元元年まではその官途は微々たるものといはねばならず、而して保元の亂には戰功があつたと云つても、それは義朝の下風に立つべきものであつた。さて平治の亂の後參議になつたのが、その勢力を政界の表面に得たはじめで、それから六年の間で、權大納言まで上つたのも異數であるが、それが後二年で直ちに太政大臣に上つたといふ事は非常な躍進であるといはねばならぬが、要するにこれも、その權と力とが名と實とに於いて一に歸したといふより外に評のしかたもない。淸盛の子で、大臣大將になつたのは、重盛が內大臣左近衞大將となり、宗盛が內大臣右近衞大將になつたことをさすのであるが、大臣は文官の極であり、大將は武官の極であるから、この二官を兼帶するのは、古來非常の名譽としたのである。又「兄弟左右の大將にてならべりき」とあるのは、高倉天皇の安元三年（治承元）正月廿四日に大納言平重盛が左近衞大將、權中納言平宗盛が右近衞大將に任ぜられた事をさす。このやうに兄弟が左右の大將の任に同時に在ることも甚だ稀な事で、亦家門の榮花とするのであるが、平家物語にはこれより前には「纔に三四箇度也」と云つてゐる。注はこの天皇の御世以前の事も平家の榮花を論ずる爲に、同時に論

及したと云ふのである。

（天下の諸國は半ば過ぐるまで家領となし）　平家物語にこれを「日本秋津嶋はわづかに六十六箇國平家知行の國三十餘國すでに半國にこえたり」と云つてゐる。これは一門の受領（國司）が三十餘國に及んだ事によつて證せらるるが、その私領たる莊園が五百箇所に及んで、富は皇室に比するに至つたといはれてゐる。

（官位は多く一門家僕にふさげたり）　これも平家物語に「すべて一門の公卿十六人、殿上人三十餘人、諸國の受領衞府諸司都合六十餘人也」とある。

（王室の權更になきが如くになりぬ）　これは平家の一族が表面上顯要の官職を占めたといふ事に止まらないので、天下の權を淸盛が私して皇室の稜威が行はれない有樣であつた事をいつたのである。表面上の事だけを見ると、淸盛は仁安二年二月十一日に太政大臣に任ぜられ在官三ケ月、五月十七日にこれを辭してゐるのでその後は前太政大臣たる一私人の資格であつた。しかも、その薨するまで十三四年の間天下の實權を全く掌にしてゐたのである。即ちこの時は官職位階等は表面だけの事で、たゞ〳〵力のあるものが、天下を左右してゐたといふに止まつたと云はなければならぬ。時世の變は既に事實に於いて絕頂に達してゐたと云ふべきである。

此天皇天下を治め給ふ事七年。二十三歲御座しき。

（釋）　永萬元年六月二十五日に病によつて皇太子に讓位あらせられた。保元三年八月十一日の踐祚からこの時まで、約七年である。ついで、七月二十八日に二條院で崩御あらせられた。御年には異說は無い。

第七十九代、六條院、諱は順仁、二條の太子。御母、大藏少輔伊岐兼盛が女也。其品賤くて贈位までもなかりしにや。乙酉の年即位。丙戌に改元。天下を治め給ふ事三

年。上皇世を知らせ給ひしが、二條の御門本より御心よからぬ御事なりし故にや、いつしか讓國の事在りき。御元服なんどもなくて十三歳にて世を早くしましましき。

(二條の太子) 今鏡、百錬鈔には二條天皇の第二子とし、帝王編年記、一代要記等には第一子としてゐる。永萬元年六月二十五日皇太子に立ち、その夜に讓を受けて踐祚せられたのである。

(御母大藏少輔伊岐兼盛が女也云々) この天皇の御母百錬鈔に「母中宮育子、左大臣實能女也」とある。しかもそれは今鏡に「この帝(六條)の御母徳大寺の左大臣(實能)の御むすめと申すめりしも、うるはしき女御などに參り給へるにあらで忍びて僅に參り給へるなるべし。さればたしかにもえうけ給はり侍らず。帝尋ねいで奉りて後中宮(育子)養ひ奉り給ひて母后におはしますなり」とあるから、百錬鈔のはその表面の事實を記したに止まるのであらう。が、今鏡にも誤りがある。今鏡には徳大寺左大臣實能の御女と、中宮育子とを別人として中宮を攝政忠通の子としてゐるが、それは誤で、中宮育子、即ち實能の女である。それは結局中宮が、他の所生のこの天皇を子として育てられたといふだけの事を誤傳したのである。しかし、その御母は女御などよりも身分のひくき方であつたといふことを傳へてゐるのであらう。愚管抄には「母不分明」と記しなほ「寄事大藏大輔伊岐宗遠女子云々」とあり、紹運錄には「實大藏大輔伊岐善盛女」とあり、本書は亦上の如くちがふ。いづれが正しいか容易くはいひ難い。しかし父が大藏の大輔か少輔かであつて、伊岐氏の女であつた事は一致してゐる。恐くはこの伊岐氏は宮中に奉仕した宮人であつたのであらう。注は、大抵天皇即位の後に御母及び外祖に贈官贈位がある例であつたが、その沙汰が聞えないのは、その身分家柄が賤しくてその事が行はれなかつたのかも知れぬと云ふ。

(乙酉の年即位) 乙酉の年即ち永萬元年六月二十五日に受禪踐祚、七月二十七日に即位あらせられた。時に御年二歳。

(丙戌に改元) 翌年八月廿七日に改元、仁安と號せられた。

（天下を治め給ふ事三年云々） 仁安三年二月十九日に讓位の事があつた。この天皇御年五歲であるから何事も知ろしめさぬ筈で、この御讓位も要するに後白河上皇の御意に基いたものであらう。今鏡に「世をたもたせ給ふ事三年にやおはしますらむ。一院（後白河）おぼしめしおきつる事にて東宮に位を讓り給ひてまだ幼くおはしますに太上天皇と申すもいとやんごとなし」とある。これもあさましい世相のあらはれの一である。

（御元服などもなくて） 御元服もなくして太上天皇にならせられたことも異例であるが、最後まで御元服もなく、童形のまゝで、崩御になつた。

（十三歲にて世を早くしましましき） 安元元年七月十七日に病で崩御になつた。御年には異說が無い。

第八十代、第四十三世、高倉院、諱は憲仁、後白河第五の御子。御母、皇后平の滋子、（建春門院と申す。）贈左大臣時信の女也。戊子の年即位。己丑に改元。上皇天下を知らせ給ふ事本の如し。

（後白河第五の御子） 一代要記には第四子とあり、百錬鈔は第三子とし、愚管抄には本書と同じく第五子としてゐる。大日本史には御年齡から推して、第四子が正しいとしてゐる。

（御母皇后平の滋子云々） この御方は初め小辨と稱へた宮女で後白河上皇の宮女であつたが、殊寵をうけて應保元年に高倉天皇を生み奉り、仁安二年に女御になられたのである。高倉天皇即位の際に皇太后の尊號を上られ、その翌年建春門院の號を上られたのである。それ故に本書に皇后とあるのは、少しく事實に違ふ。

（贈左大臣時信の女也） 建春門院の御父平時信は桓武天皇の孫高棟王（淸盛等の祖たる高見王の弟）の後で、高棟王が平姓を賜はり、それから十世の孫で生前兵部少輔正五位であつた。この天皇即位の後外祖たる故を以て左大臣正一位を贈られたのである。

（**戊子の年即位**）　戊子の年即ち仁安三年二月十九日に踐祚、三月二十日に即位の禮を行はれた。時に御年八歳。

（**己丑に改元**）　翌年四月八日に嘉應と改元せられた。

（**上皇天下を知らせ給ふ事本の如し**）　二條天皇の時には天皇親ら政をとらせられて、とかく、院の政を好まれなかつた。それが原因で、幼沖な六條天皇も二條天皇の御子なる故に退かれねばならぬ事になつたのであるが、高倉天皇御即位からまた後白河上皇の院政が本の如く自由に行はるる事になつたのである。

清盛權を專らにせし事は殊更に此御代の事也。其女徳子入内して女御とす。即立后在りき。末つ方やう〳〵所所に反亂の聞えあり。清盛一家非分のわざ天意に背きけるにこそ。嫡子内大臣重盛は心ばへさかしく父の惡行なども諫めとゞめけるさへ、世を早くしぬ。彌々憍を極め、權を恣にす。時の執柄にて菩提院の關白基房の大臣おはせしも中らひ宜しからぬ事在りて太宰權帥に遷して、配流せらる。妙音院の師長の大臣も京中を出さる。其外に罪せらるる人多かりき。從三位賴政と云ひし者、院の御子以仁の王とて元服は在りしかど、親王の宣なんどだになくて、傍なる宮におはせしを勸め申して、國々に在る源氏の武士等に相觸れて平氏を失は

「聞」底本「門」とす、誤なること著し。他諸本によりて改む。

「わざ」底本「ワケ」とす、他諸本によりて改む。

「とゞめ」底本「留メ」に作る。他諸本による。

「菩提」底本「其ハ」に作る。他諸本によりて改む。

「ぞ」底本「ハ」とす、他諸本による。

んと計りき。事顯れて皇子も失はれ給ひぬ。頼政も滅びぬ。かゝれども、それより亂れ初めてけり。義朝朝臣が子頼朝前右兵衛佐従五位下、平治の比六位の藏人たりしが、信頼事を起せる時に任官すとぞ。平治の亂に死罪を申しなだむる人在りて伊豆國に配流せられて、多くの年を送りしが、以仁の王の密旨を受給はり、院よりも忍びて、仰せ遣す道在りければ、東國を勸めて義兵を起しぬ。

（清盛權を專らにせし事は殊更に此御代の事也） 清盛が太政大臣の榮位に上つたのは前代六條天皇の御世であつて、この御代には前太政大臣入道であつたが、しかし清盛が勢力を恣にしたのはこの天皇の御代に於いての事である。これにはその原因は一二であるまいが、天皇の御母建春門院の姉が清盛の妻であつた事なども、相當に關係のあつた事と考へらるる。現にこの建春門院又清盛の妻の兄である時忠が、父が生前兵部少輔に止まつたのに、この人は大納言檢非違使別當となり、その弟親宗が中納言に上つてゐた。ことに時忠は時人から平關白といふ綽名をつけられた程の權勢家となつて、清盛と同心一體になつて活動したのである。而して、六條天皇御讓位にも内々は策動もしたと思はるるさまが愚管抄にみゆる。

（其女德子入内して女御とす。卽立后在りき） 百錬鈔に承安元年十二月二日に「入道太政大臣女爲上皇御猶子參入」とあり、その二十六日に女御となり、翌年二月十日に中宮に立たれたのである。

（末つ方所々に反亂の聞えあり） この天皇の御世の末つ方である。卽ち御在位十二年その末の頃四五年から世の中さわがしくなつた。大體世の亂れは治承元年から明かに見えはじむる。この年に白山の僧徒が神輿を奉じて延暦寺に至り、延暦寺の僧徒が加擔して日吉白山の神輿を奉じて宮闕を犯すといふさわぎがあり、都下に流言屢行はれ、京都に大火ありて大内裏に延燒し、權大納言成親以下の一黨平家を亡ぼさうと謀つた事があらはれて、その一類或は流され、或は

殺され、一旦は落着したやうであつたが、それから後人心が平家を離れた事が漸くに明かになり、終に大亂に及ぶやうになるのである。

（**淸盛一家非分のわざ天意に背きけるにこそ**）　此天皇の御世の末の世間の騷がしくなつたといふ事は皇室の權威に全く無關係といふ事では無いが、要するに、平家の分不相應の榮花を極め、專横をした事に對する反感が主になつたのである。

（**嫡子内大臣重盛は心ばえさかしくて父の惡行なども諫めとどめけるさへ世を早くしぬ**）　重盛は當時平家第一の人望家であつたと見えて、愚管抄にも「この小松内府はいみじく心うるはしくて、父入道が謀反心あるとみてとく死なばやなど云と聞えしに云々」とある。重盛は治承三年八月に年四十二で薨じた。

（**彌憍を極め權を恣にす**）　常に父を諫め極端なる行動に出でぬやうに注意してゐた重盛さへ薨じたから、その後は諫むる人も無いまゝに、淸盛がいよ〳〵驕をきはめ權を恣にしたといふのである。

（**時の執柄にて菩提院の關白基房の大臣おはせしも中らひ宜しからぬ事ありて、太宰權帥に遷して配流せらる**）　藤原基房は忠通の二男で松殿といひ、又中山と號した。永曆年中に內大臣に任ぜられ、長寛二年に左大臣に轉じ、仁安元年兄基實の薨じた後を受け、攝政氏長者となり、嘉應二年太政大臣に進み、承安二年に關白となつた。この人の淸盛と中のよくなかつた事は、愚管抄に見えてゐる。治承三年七月に平重盛が薨じたのであるが、この關白流罪のさわぎは十一月で、その十五日に淸盛が奏請して、基房の關白をやめて、基房の兄基實の子基通（基通の母は淸盛の女なれば、基通は外孫であり、時に年二十にして、右近衞中將であつた）を內大臣に任じ、關白を命ぜられた。かやうに、大臣にも納言にもあらぬものが一躍して關白になるといふことは古來かつてなかつた事である。さうして十七日には太政大臣以下三十九人の官爵を止めて十八日に基房を太宰權帥に左遷した。この太宰權帥といふ官は、實際の官職ではあるが、往々大臣以上の人を配流に處せらるゝ時の名義で、その精神でこれに任ぜられた人は事實太宰府の所在地に配流せられたのである。著しい例は菅原道眞である。基房ももとより配流の爲であつたから、筑前に下るべきであつたが、その途上鳥羽で出家した。そこで昔から流罪人が出家すれば、約束の國に遣さぬ慣例であつたによつて備前國に流されたのであつた。菩提院といふのはその出家後の號である。

（**妙音院の師長の大臣も京中を出さる**）　師長は保元の左大臣賴長の第二子で、久壽年中權中納言に任ぜられたが、保元の亂の時父の罪に坐して、土佐の幡多（ハタ）に流され、長寛二年に赦に逢ひて歸京した。仁安年中に大納言に轉じ、左近衞大將に

任ぜられ、安元元年に內大臣に任ぜられ、治承元年に太政大臣に任ぜられたが、上述の如く治承三年の十一月十七日に官を奪はれて、尾張の井戶田に流された。やがてその地で出家した。妙音院といふのはその出家後の號である。

（其外に罪せらるゝ人多かりき） これは後白河法皇の近臣が平家を謀るといふ事をきいて、清盛が行つた暴擧であつたが、上述の如く、關白太政大臣以下法皇昵近の人々は北面に至るまですべて三十九人の官職と位階をとゞめたのである。この人數は平家物語には四十三人、源平盛衰記、保曆間記には四十二人とあり、山槐記には四十人の名をのせてあるが、玉葉、百錬鈔に三十九人とあるのが正しいと思はるる。

（從三位賴政と云ひし者） 賴政は源賴光の玄孫で、その父は兵庫頭仲正である。久壽二年に兵庫頭に任ぜられたが、保元の亂には勤王し、平治の亂にも淸盛に屬して、すべての源氏が亡びたうちにたゞ一人わづかにその家を保つたのであつた。この人武略に長じ、射術の達人であり、又和歌をよくした。この人が述懷の歌をよみ、それが叡聞に達して殿上人たることを許され、又從三位に敍せられたことは有名な話であるが、その從三位に敍せられたのは治承二年十二月廿四日であるが、それからは源三位と呼ばれた。

（院の御子以仁の王とて元服はありしかど親王の宣なんどだになくて傍なる宮おはせしを） 以仁王は後白河法皇の第二の御子で高倉天皇の皇兄である。學識才藝がおはしまして人望のあつた方であつたが、どういふ譯であつたか、年三十になりましても親王の宣下もなくて「かたはらなる宮」とは片隅に押しやられてあるやうな宮樣であるといふのである。この頃は皇子でも宣下がなければ親王と稱する事が出來ぬ慣例であつた。これはもとより親王といふ貴い稱號を叨りに授けぬといふ意味もあつたらうが、一面には經濟がつきまとうた。卽ち親王にはそれ〳〵品位を賜はり、それ〳〵相當の品田食封が下賜せらるべき規定であつたから、その選を嚴にせられたのであつたのが本源らしいが、後には種々の事情がこれに伴つたやうであつた。而して通例は元服卽ち成人の式を行はるる時に親王宣下のある例となつたやうである。それでこの皇子は永萬元年十五歲で元服せられたけれど、親王の宣下もなく諸王でゐられたのである。その理由はこの宮の御母の身分が卑しかつたといふけれど、さうではあるまい。この宮の御母は大納言季成の女で、御兄弟に守覺法親王がゐらせらるる。大臣の女でこそなけれ、大納言の女の腹から出られ天位に卽かれた例は少くはない。それ故に御母の身分が卑しいといふのは事實と違ふ。これもやはり御母が、平氏と緣故のうすい爲の結果と思はるるのである。

（**勸め申して云々**）　頼政が以仁王を勸めて平氏の顚覆を企てたことは、平家物語に委しく書いてゐるが、それは治承四年四月の事と見ゆる。さうして源行家を使として、國々に散在してゐる源氏の武士共に以仁王の令旨を下して、平氏を亡さうとしたのであつた。その命を受けた武士の名どもは平家物語に見ゆる。

（**事顯はれて皇太子も失はれ給ひぬ。頼政も滅びぬ**）　所がその事が間もなくあらはれて、朝廷では以仁王を土佐に流すことに決定せられて、檢非違使をして王の第を圍ませたが、王はその前にのがれて園城寺（三井寺）に入り給うた。園城寺は王の入來を光榮としてこれを奉じ、延暦興福の二寺に援を求めた。興福寺は承知して援兵を送ることを約束したが、延暦寺は反對した。そのために園城寺に居ては危い事になり頼政は王を奉じて奈良に赴かうとした。所が、平氏の軍があとを追うて來た爲に宇治で合戰が起つた。頼政は自ら止まり防いで、その間に王を奈良に送り奉らうとしたが、皇子は途中で追兵に遭ひ、流矢にあたりて薨去あり、頼政以下も多くは宇治で戰死し、一旦この戰は落着した。この宇治の戰は治承四年五月二十六日の事であつた。

（**かかれどもそれより亂れそめてけり**）　以仁王頼政の騷動は上の如く一旦落着したが、しかしその以仁王の令旨を下して諸源をして平氏を攻めしめられた事からして天下の大亂がはじまることになつたといふ。

（**義朝朝臣が子頼朝云々**）　頼朝は義朝の第三子で、範頼義經等の兄である。頼朝は平治元年に六位の藏人であつたが、平治の亂の時に、信頼が從五位下、右兵衞權佐に任じたのである。

（**平治の亂に死罪を申しなだむる人在りて云々**）　この時義朝の子大人しきものは大抵殺された。頼朝は父に從つて東國に赴からとしたが、途中で道を迷ひて、平頼盛の家人平宗清にとらへられて六波羅に送られた。頼盛の母池禪尼は清盛の繼母であるが、頼朝の容貌が禪尼の實子で早世した家盛に似てゐると聞いて、重盛によつて死罪を申し宥めて流罪せらるることになつて、伊豆の蛭ケ島に流された。

（**伊豆國に配流せられて多くの年を經たりしが**）　頼朝が流罪に處せられたのは永暦元年で、以仁王の令旨を受けたのは治承四年であるから二十一年目にあたるのであらう。

（**院よりも忍びて仰せ遣す道在りければ**）　頼朝に以仁王の平氏討滅の令旨の下つたのは他の源氏と大差はないが、頼朝には他の諸源の持たない平氏討滅の院宣が後白河法皇から密に授けられてあつた。これが後來頼朝が天下の權をとるに至つた因をなすものである。この法皇院宣の事は大日本史には認めてゐないが、平家物語には明かに二ケ所もこれを

書いてゐる。この院宣と以仁王の令旨とによつて、頼朝が立つて關東八ケ國の兵を集めて兵を起したのである。義兵とは道理の爲に起す兵をいふ。頼朝がかく院宣を奉じて兵を起したといふことは、公憤の爲に兵を集めたといふ事になるのである。そこで義兵を起したといふことにもなる。

清盛いよいよ惡行をのみなしければ、主上深く歎かせ給ふ。俄に遜位の事在りしも世を厭はせましける故とぞ。天下を治め給ふ事十二年。

（清盛いよいよ惡行をのみなしければ、主上深く歎かせ給ふ） この清盛の惡行とは何をさすか。平家のしわざにて最も高倉天皇の宸襟をなやまし奉つたのは後白河法皇をば清盛が幽閉し奉つたことである。かやうな事の爲に日頃御孝心深くあらせられた天皇にはいたく御心をいため給うたのである。

（俄に遜位の事在りしも世を厭はせましける故とぞ） 治承四年二月に天皇不豫あり、二十一日に俄に御讓位の事があつた。これは清盛の跋扈によりて皇威の振はぬ事を憂ひ給ひての餘りと傳へてゐる。平家物語にその次第をかいてゐる。

（天下を治め給ふ事十二年） 仁安三年二月十九日の踐祚、治承四年二月二十一日の讓位で、御在位は滿十二年を過ぐること三日である。

世の中の御祈にや、平家の取分き崇め申す神なりければ、安藝の嚴島になん參らせ給ひける。此御門御心ばへも目出度く孝行の御志も深かりき。管絃の方も勝れておはしましけり。尊號在りて程なく世を早くし給

ふ。二十一歳御座しき。

(世の中の御祈にや平家の取分き崇め申す神なりければ安藝の嚴島になん參らせ給ひける) 安藝の嚴島神社は清盛の殊に崇め奉る神であつたから、上皇となりたまうてから、世の中の太平にならん爲の御祈もあり、且つは清盛の心も和らいで又法皇の幽閉もゆるやかになるやうにとの御祈と平家物語に記してゐる。その文をよむものは忝さに落涙せぬものはあるまい。當時の御幸の有様は源通親の記しておいた嚴島御幸記があり、又嚴島の神に奉られた願文は平家物語にのつてゐる。

(御門御心ばへも目出度く孝行の御志も深かりき) 此天皇の御心ばへのすぐれて入らせられた事は平家物語に御事蹟をのせてゐるのでもわかるが、源通親の高倉院升遐記にも見ゆる。又孝行の御志の深かつたのは、これも平家物語に見ゆるが、御母建春門院崩御の時に悲み慕ひ遊ばされた事を玉葉に記してある。

(管絃の方も優れておはしましけり) 音樂にもすぐれて入らせられた事は玉葉や禁祕抄に見ゆる。

(尊號在りて程なく世を早くし給ふ云々) 治承四年二月二十一日御讓位あり、二十七日に新帝から太上天皇の尊號を奉られたが、翌年正月十四日に崩御になつた。御年齡に異說はない。

第八十一代、安德天皇、諱は言仁、高倉第一の子。御母中宮平德子(建禮門院と申す)。太政大臣清盛女也。庚子の年卽位。辛丑に改元。法皇尙世を知らせ給ふ。

(建禮門院と申す) この院號は養和元年十一月二十五日に上られたのである。

「丑」底本「未」に作る。他諸本によりて改む。

「あさまし」同上

（庚子の年即位） 庚子即ち治承四年二月二十一日受禪踐祚。四月二十二日に即位の式を行はせられた。御年三歳。
（辛丑に改元） 翌治承五年七月十四日に改元、養和と號せられた。
（法皇尙世を知らせ給ふ） 後白河法皇が引きつづき先帝の御世同樣に院政を行はれたことをいふ。

平氏は彌憍をなし、諸國は旣に亂れぬ。都をさへ遷すべしと云ひて攝津國福原とて、淸盛すむ所の在りしに行幸せさせ申しけり。法皇上皇も同じく遷し奉る。人の恨多く聞えければにや返し奉る。幾程なく淸盛隱れて、次男宗盛其跡を續ぎぬ。世の亂をも顧みず、內大臣に任ず。天性父にも兄にも及ばざりけるにや。威望もいつしか衰へ、東國の軍旣に强くなりて平氏の軍所々にて利を失ひけるとぞ。法皇忍びて比叡山に登らせ給ふ。平氏力をおとし、主上を勸め申して、西海に沒落す。中三年計り在りて平氏悉く滅亡、淸盛が後室、從二位平の時子と云ひし人此君を懷き奉り、神璽を懷にし寶劍を腰に挿みて海中に入りぬ。あさましかりし亂世也。天下を治め給ふ事三年。八歲御座しき。遺詔等の沙汰なければ

にや、天皇と稱し申す也。

（平氏は彌憍をなし諸國は既に亂れぬ） 以仁王の令旨で東國の諸源が先づ蜂起し、又近江河内の源氏も兵を起し、木曾義仲は信濃より起りて勢當るべからず、養和元年に至りては河野通信は南海道に、緒方惟能、菊池隆直等いづれも源氏に應じて平氏に反いた。而して園城寺、延暦寺、興福寺の僧徒も源氏を援けたれば、清盛は園城寺を燒き、又奈良の僧兵を討たしめたが、東大寺、興福寺が兵火にかゝりて燒失せた。

（都をさへ遷すべしと云ひて攝津國福原とて清盛すむ所の在りしに行幸せさせ申しけり云々） 百錬鈔に「治承四年六月二日行幸攝津國福原法皇新院同以臨幸」とあるのは、この事をさす。清盛は常に叡山南都の僧徒の日吉、春日の神威をかりて屢々宮闕に嗷訴することを厭ひ、都を攝津に遷さうと欲してゐたが、高倉宮の亂の有つてから益々この決心をかため、終にこれを決行したのであつた。しかし當時にはかの事であつて、宮城の設がなかつたから、假に弟賴盛の別莊を以て皇居にあて、己が第に高倉上皇を、弟敎盛の第に後白河法皇を入れ奉る。間もなく己が第を皇居とし奉り上皇を賴盛の第に入れ奉つた。この時清盛は大内裏を新都に營まうとして、大納言藤原實定、參議源通親等をして、輪田の地を相せしめたが土地狹くて條里をわるに足らなかつたから、或は昆陽野に定むべしといひ、或は印南野に定むべしといひて議論まち／＼であつた。しかし清盛は前大納言藤原邦綱に命じて周防國に課して假の內裏をつくらしめた。それが十一月に成つて十一日に天皇はこれに移り住ませられた。

（人の恨多く聞えければにや返し奉る） 然るに、延暦寺から屢狀を上りて舊京に還られむことを請うた。清盛はやゝ悔ゆる心あつて、百官を集めて兩都の利害を言はしめた所が、多くの人は清盛の意を迎へて新都の美をたゝへたが、ひとり左大辨藤原長方のみが、抗議して新都の不便を主張した。清盛はこれを懌ばなかつたが、俄に公卿に命令を發して舊都にかへらしめ、十一月二十六日に天皇上皇法皇も舊京に還幸なつて、福原遷都の擧は徒らに人心を動かしただけの結果に了つた。

（幾程なく清盛隱れて） 養和元年閏二月四日に清盛が年六十四で薨じた。

（宗盛其跡を續ぎぬ） 宗盛は清盛の次男である。清盛の跡は嫡子重盛がつぐべきであつたが、父に先だつて薨じたから宗

盛がその跡を續いだ。これは淸盛が生前に定めておいた事と思はるる證がある。

（世の亂をも顧みず、內大臣に任ず云々） 宗盛は權大納言であつたが、父の喪に丁りて辭任し、翌壽永元年九月四日に喪を終つて還任し、十月三日に內大臣に任ぜられたが、その翌年二月廿七日に辭任したのであつて、父の歿後直ちに官位昇進したものでなく、父の喪に在ること一年七ケ月にわたる。而して事實上平家の首班として當時の勢、內大臣に上ることは寧ろ當然で、あながち僭越の沙汰ともいはれぬ。しかし、諸國に源氏が蜂起して、これを如何に處置すべきかが問題であるのに、華美な儀式を行つて、この任を受けた事は批難を受くべきしわざであつたらう。大體宗盛は重盛程の德望も無く、淸盛程の手腕も膽氣も無かつたが、この人の時に平家は亡びた爲に宗盛の暗愚が平家を滅亡に導いたやうに言はるるが、實は平家の運命は淸盛が專橫をやつた事で既に決定してゐたので、その衰亡はたゞ時間の問題にすぎなかつたのである。宗盛はその素質が父兄より劣つてゐたのと、その衰亡の運を一人で負つたのとで、その本質以下に甚しく劣つてゐるやうにいはるるも止むを得まいが、彼は惡人でもなく、全くの暗愚でもない。治世であらば、好々爺として一世を完くし得た人物であらう。

（威望もいつしか衰へ） これは上述の次第で明かであらう。

（東國の軍既に強くなりて平氏の軍所々にて利を失ひけるとぞ） これより先源賴朝を討つ爲に、平維盛、平忠度等が駿河國まで下つたが、源賴朝の勢威の盛んなるに壓倒せられて、戰はずして軍が潰えたといふ驚くべき事件があつて、平家の威力の衰はこの一事で天下に暴露し、これから諸國が一層亂れたのであつた。その後所々に源平の交戰があつて必ずしも平家が敗れてばかりゐたのではないが、木曾義仲が信濃から越後を侵し、越中を從へ、加賀越前までこれに應ずるに及んで、平家又大軍を發してこれを討つたが、越中礪波山の戰で、平家の軍は大方亡び、次に加賀の篠原で又まけて殘兵僅に京に逭げかへるといふ有樣であつて、この義仲との交戰は平家の運命の決勝點に於いての敗北であつたのである。そこで、義仲は長驅して近江に入り、比叡山の僧徒の同心を得てまさに京に攻め入らうとした。これは壽永二年五六月の間の事で、七月に義仲が近江に入り、廿二日に義仲が延暦寺の總持院に據つたのである。

（法皇忍びて比叡山に登らせ給ふ） 後白河法皇はその七月二十四日の夜ひそかに法住寺殿を出でゝ比叡山に入り延暦寺の圓融房に入らせられたのである。

（平家力をおとし、主上を勸め申して西海に沒落す） 平家はかねて、いよ〳〵力及ばずとならば、天皇及び法皇を擁し奉

つて、自家の安全を謀る方針を立てゝゐたらしい事は平家物語にも見ゆるが、その法皇が、窃かに平家の手を脱して義仲の據つてゐる延暦寺に御幸あらせられたのであるから、平家としてかねての計畫が畫餅に歸したので頗る力を落した事であつたらうと思はるる。そこで、法皇の御事は止むを得ずとして天皇をおすゝめ申して西海道へ落ち行くのであるが、この時天皇は御年六歳何事も平家の心に任せられた事は止むを得ずとして誠に申すも畏き極みであつた。平家はこの時天皇神器及び建禮門院を奉じて一族擧つて供奉したのであるが、たゞ一人頼盛だけが頼朝の内旨をうけてゐたので都に止つたのである。

(中三年計リ在リて平氏悉く滅亡)　平家一旦九州に下り、九州四國の兵を具して室山水島等の戰に勝ち、攝津福原の舊地によつて城郭を構へて一時は稍勢力を恢復したが、源範頼同義經に攻められて落城し、退いて讃岐屋島に據つたが、こゝも攻めとられ、長門の壇浦に於いて、義經の攻撃に遭つて力戰したが力及ばず、宗盛父子等少し許りを除く外は平家一族悉く長門の海底の藻屑となつた。これは壽永四年三月二十四日である。平家が都を落ちてから三年目である。

(淸盛が後室、從二位平の時子)　後室は後家(未亡人)と同じ意で、その敬語で、大臣納言などの後家を稱ふる語である。淸盛の妻は、建春門院の御姉で、平時信の女であることは上にも述べた。從二位に叙せられ、後に出家したによつて二位尼と稱へられた。

(此君を懷き奉リ、神璽を懷にし、寶劒を腰に挿みて海中に入リぬ)　二位の尼が、この壇浦の最後の時に安德天皇を抱き奉りて海に入り、恐くも天皇は崩御あらせられたのである。この事は愚管抄に「長門の門司關だんの浦と云ふ所にて、船いくさして主上をばむば(祖母)の二位(宗盛母)いだきまいらせて神璽寶劍とり具して海に入りにけり。ゆゝしかりける女房也。」とあり、この際の神璽寶劍の事は次の天皇の條に述べてあるからこゝには省く。

(あさましかリし亂世也)

(說)　この一句感慨無量である。名敎の衰實にこの言語道斷の不祥事を現出するに至つた。先づこの時に於ける平家の行動、天皇を擁して天下に號令せうとしたその根本精神に誤謬があつたのである。天皇は大日本國の君主であらせられ、ただ平家一門の君主ではない。平家はかやうにして天皇をわが家の主人公とし奉つてゐたが、大日本國の君主であらせらるることを少しく顧みれば、彼れら一門はたとひ全滅すともそれと共に天皇を死出の旅に伴ひ奉つたといふことは實に天地の容れぬ大逆であるといはねばならぬ。平家の日比の暴逆はこの大逆に比ぶれば物の數にもあらぬ事であ

る。然るに、世の歴史家宗盛の暗愚平家を滅亡せしめた事を咎むるが、この安徳天皇の早世を惹き起し奉つた責任をとはぬは何たる事であるか。わが大日本國の君主の御命を非命に終らしめ奉つた罪は平家一門の全滅を以てしても償ひうるものでは無い。平家一門の暗愚はこの點に於いては極まつてゐる。この故に宗盛も平時忠もこの點に於いては愚昧の俗物に止まつたといふべきである。しかしこれは平家一方だけの責任ではない。源氏の將たる範頼義經がこの戰に天皇の御座す所を知つて如何樣なる手續をとつたのであるか。この時に主として活動したのは義經であるが、その合戰のはじめにあたつて義經は天皇の御上に對して何等の手續をとつたか、史には一もこれを傳へない。義經にして君臣の大義を心得てあるならば、平家は攻めても天皇には反抗し奉るのでないから、天皇の御事について豫め方法を立つるなり、平家に交渉するなりし、御安全をはからなければならなかつた筈である。然るに義經は少しもこの擧に出でなんだ。頼朝はかねてこの事を憂へて屢範頼に手紙を與へて深き注意を加へよと云つてゐる。その手紙は東鑑にある。然るに、義經はこれにつきて何等の方法を講じないで、短兵急に戰功をのみ急いだのであつた。その結果がこのやうな事になつたのである。若し、平家にも道理の分る人があり、源氏にも道理の分る人があつたならば、主上、神器、建禮門院等の御事は決してかやうな悲慘事に御遭ひ遊ばされずして穩當な處置がついた筈である。それにも拘らず雙方共たゞ私あるを知つて公の道を知らぬ暗愚の徒輩のみであつて、かやうな結果に立ち至つた。この一事を以てして平家の後のないのは當然ともいふべく、義經が頼朝に容れられず、終を完うし得なかつた事はこれ亦自業自得果といふべきであつて、その點からは何等義經に同情しうべき點を感じないのである。さりながら、この事は、平家と義經とだけを責むる譯には行かぬ。當時の宮廷に大義の分つた人が幾人居たか。安徳天皇のおはしますに、はや都に天皇を立て、東西二天皇あらせらるる姿をつくり出したのは當時在京の宮廷では無かつたか。正統の天皇が三種の神器を奉じて西に居たまふに、別に天皇を立つるといふことは三種の神器を輕んずる所以で、到底正理のゆるすべき問題ではない。そこで東西二天皇の居たまふ時に、愚昧なものが安徳天皇を蔑にし奉るといふ事は起りがちの事である。かやうに論ずると、源義經の如き人物が彼のやうな擧に出た事の半分は宮廷の臣僚の負ふべきものである。而して、宮廷の臣僚をして京都に主なくして一日もあるべからずといふ誤つた考へから新主を立つるやうにさせたのは、平家が安徳天皇を私の主の如くにして擁し奉つた事から起るのである。かくしてすべては當時上下のあらゆる人々が愚昧にして國家の大局、公私の別を知らなかつたといふ事に基づくのである。實にも「あさましかりし亂世也」といふべ

きである。

（天下を治め給ふ事三年）　これは安德天皇御踐祚治承四年二月廿一日から壽永三年七月廿八日、後鳥羽天皇が京都の宮延に擁立せられ給ふまでの三年半ばかりになるのをさしたのである。この際卽ち壽永二年八月廿日に强ひて尊號を上つて御讓位の形に取扱つたのである。しかし、この天皇の御在位は當然壽永四年三月二十四日の崩御まで〻あるべきで、その間は五年を少しく過ぎてゐる。本書に三年と云つてゐるのは、此の著者が未だこの點について正しい見識を得てゐなかつたからである。

（八歲御座しき）　八歲で非命にはてさせ給うた事は上述の通りである。

（遺詔等の沙汰なければにや天皇と稱し申しき）　從來の例天皇上皇崩御の際遺詔ありて、御葬儀、山陵、尊號等の事を豫め定めおかるる事が多い。今さやうな事もなかつたから某院と申し上ぐることをせず、安德天皇と稱し奉るといふ。この御號は文治三年四月廿三日に奉られたのである。建久二年に敕して長門國に阿彌陀堂を建てゝ天皇の冥福を薦められた。

丙

帖

「殖」底本「德」とす、他諸本による。

「おとゞ」底本「臣」とす、梅青二本による。

巻四

第八十二代、第四十四世、後鳥羽院、諱は尊成、高倉第四の子。御母七條院藤原殖子（先代の母儀多くは后宮ならぬは贈后也。院號在りしは皆先立后の後の定め也、此七條院、立后なくて院號の初也。但、先准后の勅あり。）入道修理大夫信隆女也。先帝西海に臨幸有りしかども、祖父法皇の御世なりしかば、都はかはらず。攝政基通のおとゞぞ平氏の縁にて供奉せられしかど、諫め申す輩在りけるにや、九條の大路より留まられぬ。其外平氏の親族ならぬ人々は御供奉る人なかりけり。還幸有るべき由院宣在りけれども、平氏承引し申さず。仍りて太上法皇の詔にて此天皇たゝせ給ひぬ。親王の宣旨までもなし。先づ皇太子とし、卽受禪の儀あり。翌年甲辰に當る年四月に改元、七月に卽位。此同胞に高倉の第三の御子ましましゝかども

「えらび」底本「撰ヒ」とす、他諸本による。

法皇此君をえらび定め申し給ひけるとぞ。

（御母七條院云々） 七條院は藤原殖子で本書にいふ如く修理大夫信隆の女である。初め建禮門院に事へてゐたが、高倉天皇の寵を蒙り、典侍となり、天皇を生み奉られた。この方は建久元年四月十九日に三后に准ぜられ、二十二日に七條院の尊號を受けられた。その第が七條に在つたからである。

（先代の母儀多くは后宮ならぬは贈后也） これは今までの記事を見ればわかる事であるが、贈后であらせられぬは、六條天皇の御母儀だけである

（院號在りしは皆先立后の後の定め也） こゝの院號は女院の號の事であるが、その女院號は、その前に先づ皇后なり、皇太后に立たれてから後に奉らるる例になつてゐた。その一二例をいはば最初の女院東三條院はもと女御であつたが、先づ皇太后に立たれ、後に東三條院の號を奉られたし、美福門院は初め女御、次に三后に准じ、次に皇后となり、後院號を受けられた。

（此七條院立后なくて院號の初也、但先准后の勅あり） この准后の勅あつて後院號の在つた事は前に云つた。さて立后なくして直ちに院號のあるのはこの七條院が初めであるといふこの說は著者の記憶の違ひであらう。鳥羽天皇第三の皇子暲子内親王は何等後宮に入らせたまうた譯ではないが、近衞天皇の久安二年に三后に准ぜられ、二條天皇の應保元年に准母として八條院の號を奉られた。されば八條院を以てこの例の初めとすべきである。

（先帝西海に臨幸有りしかども祖父法皇の御世なりしかば都はかはらず） 安德天皇が平家に擁せられて西海道に臨幸有つたけれども、御祖父後白河法皇の院政の御世であつたから、政令は京都から出たから都はやはり、もとのまゝであつたといふのである。

（說） しかしこの點、著者の意見は曖昧である。著者が、後醍醐天皇の條に「内侍所神璽も吉野におはしませばいつくか都にあらざるべき」と云つた精神からいへば、こゝの言は自家撞着であるといはねばならぬ。正しい天皇が一時地方御巡幸などの場合には都はかはつたとはいひ得ないが、さうでなくて天皇が内侍所をはじめ神器を奉じて他に遷らせ給うた場合はそれは遷都である。院政といふものも要する天皇親政の代行に止まつてゐる。著者の意見はこゝに於い

ては本末を誤つてゐると評せねばならぬ。

(攝政基通のおとどぞ平氏の縁にて供奉せられしかど諫め申す輩在りけるにや九條の大路より留まられぬ) 基通は平清盛の外孫で、清盛の推薦で攝政になつた事は前に述べた通りであるが、そのやうに平家に深い縁故が在るから、安德天皇の西海臨幸にも御供申し上げたのであるが、その途中で諫むるものがあつて(これは進藤高直が諫めたのである。)九條の大路まで供奉したが、そこから引きかへしたといふのである。この事は春日權現驗記には春日大明神の示現で五條大宮邊から引きかへされたとあり、平家物語には、同じく春日の神の示現で七條大宮から引かへしたとあつて、本書と少しく違ふ。百錬鈔にはこの事を「攝政自二途中一廻レ轅逐電」とある。

(其外平氏の親族ならぬ人々は御供奉る人なかりけり) これは如何にもその通であつたやうに傳へられてゐる。これを見ると、この日頃平家が世間より同情を失つてゐたさまがよくうかがはるる。

(還幸有るべき由院宣在りけれども平氏承引し申さず) この事は一再ならず行はれた事は玉葉に見えてゐる。當時平家一族悉く官職を解かれたが只一人大納言平時忠だけが解官せられなかつた。これは時忠が、二位尼の兄であり、宗盛の伯父であるから、それによつて平家を諭して三種神器を返納させようといふ下心であつた事が玉葉に見えてゐるが、玉葉の筆者はかやうの小細工を冷笑してゐる。當時の宮廷には輕薄なる才子だけで、大局を達觀し、大義を守り、名分を正しくするやうな正義の士が乏しかつたものと見ゆる。嘆いても足らない事であるといふべきである。

(仍りて法皇の詔にて此天皇たたせ給ひぬ)

(説) この時の事は愚管抄の説が簡明であるから次にひく。曰はく「かくてひしめきて有ける程に、いかさまにも國王は神璽寶劍内侍所相具して、西國の方へ落給ひぬ。この京に國主なくてはいかでかあらんと云沙汰にてありけり。父法皇おはしませば西國王安否の後擧などやう〳〵に沙汰ありけり。この間の事は左右大臣松殿入道など云人に仰合けれど、右大臣(藤原兼實)の申さるゝ旨ことにつばひらか也とてそれをぞ用ひられける。さていかにも〳〵踐祚は有べしとて、高倉院の王子三人をはします。一人は六波羅の二位(清盛妻)養ひて船に具し參らせてありけり。いま二人は京にをはします。その御中に三宮四宮なるを法皇よび參らせて見まいらせられけるに、四宮をもぎらひもなくよびをはしましけり。又御うら(占)にもよくをはしましければ、四宮を壽永二年八月廿日御受禪行はれにけり。」とある。さうしてそれは時の右大臣兼實の意見によられたものとあるが、その意見はこの兼實の日記玉葉の壽永二年八月六日の條に

載せてある。「但愚案之所及、立王于今懈怠愚臣之所傾思也。其故先京華狼藉于今不止是人主不御座令然也。是次須被急征討之處平氏等奉具主上及三神已赴海西不立主有征伐於議有妨是次我朝之習不得劍璽踐祚曾無例而繼體天皇爲臣下被迎之時、如國史文書之踐祚。甲申天皇移樟葉宮辛卯得璽符鏡劍即位云々、往古雖無讓位即位之分別如今文者即位以前已稱天皇又謂踐祚即被移皇居其後得劍璽即位云々、然則准據尤可合之由所存也。是三凡天子之位一日不可曠。政務悉亂云々于今遲々之條萬事違亂之源也、早速可有沙汰不可有異議者、左大臣同參候云々。非一所兼光參上、小時來歸云所申可然、就中爲征伐可奉立人主之條事之肝心也。仍早可有立王之事云々者、愚案次第之沙汰悉以違亂散々凡不能左右々々未曾有之事也、天下滅亡只此時也可悲々々」とある。これ兼實が三條の理由をあげて京都に帝王を立て奉るべきを主張したが、そのうちの第二條を主とせられたことは順序が違ふと云つて慨歎した言である。もとより、この平家の方に安德天皇のおはしますに對して、征伐を行ふが爲といふやうな事は最初から間違つた事であるが、これを以て新主擁立の本旨とせらるるといふ事はもとより不當の事である。さりとて兼實のいふ所もわが日本國體よりしては決して認容することが出來ぬ。正しい天皇を無視して別に天皇をたて、あまつさへ、神器なくして踐祚といふ事はありうべからぬ事である。繼體天皇の御時とはこの時の事は事柄がまるで違ふのである。

さてこの時は太上法皇の宣命を以て踐祚あらせられた事であるが、その踐祚の宣命は今傳はつてゐるか否かを知らぬ。玉葉の八月十九日の條には「然者太上天皇詔ニモ皇子並踐祚、前主不慮脱履、攝政如舊事等ヲ可書載。於院殿上奏清書可傳給中務之由可仰外記」とあり、當日の條には「次大臣召大内記、仰宣命事可載太上天皇詔旨之旨可仰下之、又攝政事可載之、先帝不慮脱履事同可載歟」とある。これを以てその大要は察すべきである。

（親王の宣旨までもなし、先づ皇太子とし卽受禪の儀あり）　この時、この天皇はただの諸王で、親王とも申し奉らなかつたのであるが、その事が急であるによつて、親王の宣下を行はるるほどの餘裕もなく、壽永二年八月二十日に皇太子として即時に受禪の儀があつたのである。この受禪といふのは當時の宮廷で强ひて、安德天皇に尊號を上つて御讓位の形にし、その禪をうけて踐祚せられた形にしたのであらう。安德天皇が正當の方法で御位を讓られたのでないからこれを受けらるる道理は成立たぬ。

（說）　この間の政治は條理がなくて常識の在る者のこれを理解しうべからぬ事が、少からず平然として行はれたのである。

人心の暗黒になつてゐた事は明に考へらるる。これでは皇室の威權が空しくなり行くのも止むを得なかつたであらう。

（翌年甲辰に當る年四月に改元） 甲辰に當る年は壽永三年であるが、その四月十六日に京都で改元あつて元暦と號せられた。但し、これは正理からいへば、この時まだ安德天皇の御治世であるから、この元暦の年號は正しきものでなく閏年號といふべきである。

（七月に即位） 壽永三年（元暦元年）七月廿八日にこの天皇の即位式を太政官廳で行はれた。この時に御年五歲である。

（說） この即位も正しいものではない。安德天皇御在位の間に、强ひて、御讓位の形式をとりて、京都の宮廷でこの御取計をしたのである。剩へ、三種の神器の一をも傳へずしての即位は決して正位とは認めらるべき道理の無いものである。若しこれを正位と認むるならば、天祖の神勅も皇位の神璽もすべて無視せらるゝに至るであらう。この見易き道理を知るか知らぬか、當時一人も正義を唱ふる士の無かつたのは實に驚くべく嘆くべき事といはねばならぬ。この時に兼實の述べた意見もあるが、それは次に述ぶる。

（此同胞に高倉の第三の御子まし〳〵しかども、云々） この事は上に引いた愚管抄に述べてあるから委くはいはぬ。この擇みに洩れられた方は愚管抄に三宮とある方で惟明親王である。然るに、增鏡などには守貞親王であると云つてゐる。これは守貞親王を三宮とする誤傳に基づくものである。守貞親王の事は後堀河院の條に述べてあるから、そこを參照せらるゝがよい。

先帝三種の神器を相具せさせ給ふ故に踐祚の初め違例に侍りしかども、法皇國の本主にて正統の位を傳へまします。皇太神宮、熱田の神明かに守り給ふ事なれば、天位恙ましまさず。平氏滅びて後内侍所神璽は返り

入らせ給ふ。寳劍は終に海に沈みて見えず。其比ほひは晝の御座の御劍を寳劍に擬せられたりしが　神宮の御告にて神劍を奉らせ給ひしに依りて近比までの御守なりき。

（先帝三種の神器を相具せさせ給ふ故に、踐祚の初め違例に侍りしかども） これは論ずるまでもなく、國體の上より論じて不正理の事である。兼實は神器なくして踐祚せられた先例が繼體天皇の御時にあると云つた。それも必ずしも正論ではないが、姑くそれをゆるすとしても、神器なくして即位禮を行はれた事は明かに國體を蔑視した事である。この事は兼實も、屢痛論して朝廷に訴へてゐることが玉葉に見ゆる。兼實の言の一二を次に抽き出す。「先我朝之習以劍璽主爲國王不待璽踐祚之例、書契以來未曾聞、然而依無止事有立王事天子位不空一日之故也、然而至于即位者、待劍璽之歸來可被行也」（壽永三年六月廿六日）「何況不帶劍璽即位之例出來者後代亂逆之基只可在此事」（同廿八日）「依攝政及左大臣等申不備劍璽踐天子之位、異域雖有例我朝曾無蹤」（廿八日）しかるに、兼實が言つた如く「然而依叡慮（法皇）并識者（在廷の臣僚）等議奏不知天意不測神慮所被行」たのである。しかも、兼實が先に踐祚を主張した事も根本に於いて誤謬である。既に踐祚あらば、卽位になるのはこれは自然の順序である。兼實がこの意見を純粹にせば踐祚をも諫めなければならなかつた筈である。

（法皇國の本主にて正統の位を傳へまします）

（說） この說は便宜論としては一往尤の樣に思はるるが、正しく道理を立つれば成り立たぬ論である。大日本國の本主は天皇御一人の外にあるべき道理は無い。その以外に國の本主があるといふ事は皇位の神聖を瀆すものといふべきである。それ故にこの說は侃々諤々の著者の論としては決して本心を吐露してゐるとは思はれぬ。今一歩を讓つて、この本主といふことを、本と國王にてましまし、又國王の御正統の基づくといふことにすれば、實質的には決してこれは不條理とはいはれぬ。しかも「正統の位を傳へまします」といふのは如何なる意であるか。これは恐らくは法皇から

してその正統の位を後鳥羽天皇に傳へましますといふ意であらう。しかし、これも、天皇の位を御祖父たる法皇が、與奪せらるゝといふ事になつて、正しい條理には合はぬ。しかし、これらの時代には平家が既に安德天皇を强ひて奉じて居て、私有の如くにしてゐた時代だから變態の止むを得ざるに出でたのであらうが、その情實からいへば兼實の言の如くである。さりながら國體無視倫常を敗る如き事の頻々として出でた事は眞に名敎のやぶれた生々しい事例である。たゞこの際に於いて、我等の心づよく思ふ事は後鳥羽天皇が、逆賊の擁立した事によつて天位につかれたのでなく、法皇の御本意に基づいた事である。而して法皇は院政を行はれた事によつて、實際上の國權を執行せられたからして實質的には皇室以外に大權が動き去つたのでは無かつた事だけがせめてもの事であつた。著者も恐らくはこの精神であつたであらう。

（皇太神宮熱田の神、明かに守り給ふ事なれば云々） こゝにこの二神をあげたのは、後に三種の神器を論ずる伏線ともなるが、事實は伊勢の皇太神宮の御神體が、天照大御神より傳へられた神鏡であり、尾張の熱田神宮の御神體が 同じく天照大御神より傳へられた御劍である所からして云つたものである。この三種の神器にやどらせ給ふ三神のうち二神が、明かに守り給ふ事であるから、たとひ劍鏡が御身に副はずとも二神の御守護によつてこの天皇の御身に御障も在らせられぬといふのである。これは御恙もなくて安德天皇崩御の後、位を正しくせられた事を神明の御加護が在つたからであると云つたのであらう。

（平氏滅びて後內侍所神璽は返り入らせ給ふ） 壇浦の戰の時に、內侍所即ち神鏡は唐櫃に納めたまゝ御座船においてあつたのを大納言平時忠が守護して義經に渡した。神璽は上に述べてある通り、二位尼が、安德天皇を奉じて入水する時に懷に入れて海中に入つたが、その神璽は筥に入つたまゝ海に浮び出て漂うてゐたのを義經の部下片岡經春といふものが、取り上げ奉つたのであつた。そこで、義經はこれらの次第を注進して飛脚を以て京都に奏上し、後 神器を奉じ平家の捕虜を具して上京したが、朝廷では鳥羽まで勅使參向して迎へ奉られたのである。百鍊鈔に曰はく「文治元年（壽永四年）四月「廿五日戊寅戌時神鏡璽自鳥羽入御、座朝所（太政官の廳舍）權中納言經房卿、參議泰通卿、權辨兼忠朝臣已下次將等供奉」とあり又「廿七日庚辰自閑院行幸大內內侍所自官朝所渡御溫明殿、自今夜三ケ日有御神樂事神璽同奉渡也」とある。この事が在つてはじめて、後鳥羽天皇の御位が正當の皇位となつた筈である。

（寶劍は終に海に沈みて見えず） 二位尼入水の時三種神器の一たる寶劍を腰に挿んで、海中に入つたが、寶劍はこの際海

「は」底本「二」とす、他諸本による。

底に沒したものと見えて見えずなつた。この寶劔の事は帝王編年記に壇浦の戰の事を叙して「外祖母准后二品取寶劔奉懷先帝沒于海底崩御畢」とあり、吾妻鏡には「二品禪尼持寶劔按察局奉抱先帝共以沒海底」とある。かくて、範頼に詔して寶劔を尋ね奉らしめ、又廿二社に奉幣があつてこの事を祈請あらせられ、さまぐに捜り求め奉られたけれども、終に求め出で奉ることを得なくなつた。

（其の比ほひは晝の御座の御劔を寶劔に擬せられたりしが） 晝の御座は清涼殿の内に天皇の晝まします所である。こゝに常に備へおかせ給ふ御劔を晝御座の御劔といふ。これの最初のものは備前國の鍛冶介成友成の父子が、一條天皇の永延年中に打つて上つたものであつて、長さ二尺五寸四分であつたといふ。その後度々紛失して別の劍を用ゐられた。この御劔は御讓位の前に攝關に付して新帝に上るのが例となつてゐた。さて寶劍が失せたからその當時は晝御座の劍を以て寶劍に擬せられた。その事は玉葉によると文治六年正月三日後鳥羽天皇御元服の事のあつた時にはじめて、これを代用せられた事から起つた様に見ゆる。心記にはその事を委しく記してゐる。

（神宮の御告にて神劔を奉らせ給ひしに依りて近比までの御守なりき） この事は順徳天皇の御撰の禁祕御抄に見ゆる。曰はく、「御劍者（中略）壽永入海紛失之後　院（後鳥羽）御時以後廿餘年、被用清涼殿御劍仍以璽爲先。而承元（土御門）讓位時有夢想自伊勢進之已來、又准寶劍以劍爲先也。此劍普通蒔繪也」とある。

（說） こゝに神器の一たる寶劍の亡びた事は實に一大事變といはねばならぬ。而してこれについて、神代からの寶劍が失せて正しい三種の神器の一が缺けたやうに考ふる人間も無いとはいはれぬ。次の議論は著者がこれを顧慮してのべたものであらう。

三種の神器の事は所々に申侍りしかども、先づ内侍所は神鏡也、八咫の鏡と申す。正體は皇太神宮に齋ひ奉る。内侍所に御座すは崇神の御代に鑄替へられたりし御鏡也。村上の御時、天德年中に火事に相ひ給ふ。そ

「より」底本脱す。他諸本により補ふ。

れまで圓規缺けましまさず。後朱雀の御時、長久年中、重ねて火在りしに灰燼の中より光をさゝせ給ひけるを、納めてぞ崇め奉られける。されども正體恙なくて万代の宗廟にまします。寶劍も正體は天聚雲の劍（後には草薙と云ふ。）と申すは熱田の神宮に齋ひ奉る。西海に沈みしは崇神の御代に同く作り替へられし劍也。失せぬる事は末世の驗にやと恨めしけれども熱田の神新なる御事也。昔、新羅國より道行と云ふ法師來りて盜み奉りしかども神變を顯して我國を出で給はず。彼兩種は正體昔にかはりましまさず。代々の天皇の遠き御守として國土の普き光と成り給へり。失せにし寶劍は本より如在の事とぞ申し侍るべき。神璽は八坂瓊の曲玉と申す。神代より今にかはらず、代々の御身を離れぬ御守なれば海中より浮び出で給へるも理也。三種の御事は能く心得奉るべき也。なべて物しらぬ類は、上古の神鏡は天徳長久の災にあひ、草薙の寶劍は海に沈みにけりと申し

「三」底本「王」とす。

傳ふる事侍るにや、返々僻事也。此國は三種の正體を以て眼目とし、福田とする事なれば、日月の天を廻らん程は一も缺け給ふまじき也。天照太神の勅に寶祚のさかえまさん事天地と極りなかるべしと侍れば、爭か疑ひ奉るべき。今より行くさきもいと憑敷くこそ思ひ給ふれ。

(三種の神器の事は所々に申侍りしかども) これは、この神器の事は前に屢々述べたけれども、こゝに更に論ぜらとする言の前提である。

(先づ内侍所は神鏡也) 内侍所の事は、崇神天皇の朝に鏡劍を摸造せられて、宮中にその摸造の鏡を止めて奉齋せられた所に端を起すのである。而して宮中に於いては溫明殿に奉齋せられたが、これを「カシコドコロ」といひ、文字では「威所」(村上天皇宸記　扶桑略記等)「尊所」(御堂關白記)「恐所」(小右記)「畏所」(中右記)「賢所」(日本紀略)と書く、上の四は意義を以て記し、賢所は借字にて示したものである。こゝは内侍といふ女官の奉仕守護する所なるが故に内侍所といふのである。

(正體は皇太神宮に齋ひ奉る) この御神體は八咫鏡で、天照大御神をいつき奉らるゝ所であるが、内侍所に奉齋せられてあるのはかの摸造の御鏡であつて、天照大御神から直接に御授けになつた正體は伊勢の皇太神の宮にいはひ奉るのであるといふのである。

(村上の御時云々) この事は村上天皇の條に既に述べてある。

(後朱雀の御時云々) この事も後朱雀天皇の條に述べてある。

(されども正體恙なくて万代の宗廟にまします) 上述の如く、崇神天皇の朝に摸造せられた神鏡即ち内侍所は甚しからぬまでも、多少の災厄にあはせられたが神代からの本體たる神鏡には聊の故障もなく、神代からのまゝに皇太神の宮に奉

齋せられて、萬世不窮の宗廟として仰がれたまふといふのである。これは眞實その通りで、この著を撰して後今まさに六百年に垂んとするに一毫の變化もましまさぬのである。

（寶劔も正體は天叢雲の劔と申すは熱田の神宮に齋ひ奉る）　寶劍も上述の如く摸造せられたが、その正體は、天叢劔と申し、天照大御神より皇孫に親しく授けられたものであるが、それはかの崇神天皇の朝に神鏡と共に別宮に奉齋せられたが、日本武尊の東夷征討の時にこれを奉じ行かれ、その時の緣によりて草薙の劒といふ名が生じたが、日本武尊が尾張の熱田に止めおかれたによつてこれを熱田神宮に齋ひ奉つて、これも今に儼然たるものである。

（西海に沈みしは崇神の御代に同く作り替へられし劔也）　崇神の御代に摸造せられた神劍はその後正體たる劍の代理として宮中に奉安せられ、代々の天皇うけ傳へられたが、かの壇浦で終に海底に沈んで失せたのである。

（失せぬる事は末世の驗にやと恨めしけれど）　眞に然り、人心の澆季にならずば、かゝる大變の起るべきでは決してない。これは實に痛恨やる方もない事である。然しながら

（熱田の神）　が儼然としてまします故に吾人は心を強くすべきである。況んや、その靈感が

（新なる御事也）　といふべきにおいてをやである。「新なる」とは神威のいつにても盛んなることが、神鏡のくもりなくかがやきわたりて新しき鏡の如くなるをたとへていふ。その神威のあらたなる事の一例は次にあげてある。

（昔、新羅國より道行と云ふ法師來りて盜み奉りしかども神變を顯して我國を出で給はず）　これは天智天皇の七年に在つた事で日本紀に載せてある。曰はく「是歳沙門道行盜ニ草薙劔一逃ニ向新羅一而中路風雨芒迷歸」とあり。又古語拾遺にも「草薙劔者尤是天璽自ニ日本武尊愷旋之年一留ニ在尾張國熱田社一外賊偸逃不レ能レ出レ境神物靈驗以レ此可レ觀」とある。この妖僧道行は新羅の爲に、かゝる非行をしたが、この寶劔を身に副へてゐる爲に、船に乘つても暴風雨に逢つて船が本にかへり、もてあまして棄てうとすれどもすつることがどうしても出來ず、困りきつた末、自白して罪を請うたとある。それで神劔を收めて罪に行はれたのである。神威の新なることを見るべきである。

（彼兩種は正體昔にかはりましまさず）　眞正の神鏡と神劔とは、崇神天皇の朝より宮中にまさずして別處に奉齋せられたが、古今に通じて一毫のかはりもましまさぬことは上述の通りである。かやうにして、崇神天皇の遠き慮の如く、

（代々の天皇の遠き御守として國土の耆き光と成り給へり）　即ち代々の天皇をば遠き地より御守りましてわが大日本國の臣民すべての仰ぎ奉る神として光を垂れたまうてまします。即ち國民すべてその神威を仰ぐ事を得るのも、宮中に奉

齋せられずして何人も仰ぎ奉らるゝやうに別處に奉齋せられた爲である。この事は今日に至つてます〳〵意義深く拜祭し奉らるゝのである。

（失せにし寶劍は本より如在の事とぞ申し侍るべき） 壇浦で失はれた寶劍は失はれたには相違ないが、しかし、その正體は熱田神宮にましまし、宮中の寶劍はその代官であらせられたのであるが、その代りに晝御座劍なり、神宮よりの神劍なりを用ゐられても、正體たる寶劍の代官たる資格にはかはりはない筈であるから、やはり在すが如しと云つてもよいと思はるるといふのである。

（神璽は八坂瓊の曲玉と申す） この八坂瓊曲玉の事は神代の天孫降臨の條に見ゆるから、そこを見らるべきである。

（神代より今にかはらず代々の御身を離れぬ御守なれば） この神璽は崇神天皇の御時に摸造せられたといふ事もなく、天照大御神の授けられたそのまゝの正體が代々の天皇の御身の守として離たせたまふこと無い御掟であつて、これが、現在も宮中に至尊の御守として奉安せられてあるのである。誠に尊い極みである。さやうな譯であるからしてこの壽永の大亂に海中に一旦は入れられたが、

（海中より浮び出て給へるも理也） とこの著者が感嘆してゐるのも、それも道理であるといふべきである。

（三種の御事は能く心得奉るべき也） 三種の神器の御事は能く心を加へて、その事實を承り知りておくといふ事は臣民たるものゝ一の大なるつとめである。

（なべて物しらぬ類は上古の神鏡は云々） 一般に物しり顔してしかも事物の道理を十分に心得ぬものは神代からの神鏡は村上天皇の御代、又後朱雀天皇の御代の火災に逢ひ、又草薙の寶劍が源平の大亂に海に沈んだなどといふ事をいひふらしてゐるといふうはさであるが、それは所謂一知半解の蒙昧の徒輩のいふことで、何と云つてもそれは僻說である。神代からの三種の神器は、その神鏡は伊勢の皇大神宮に、神劍は熱田神宮に、神璽は宮中にと三所に分れて存したまふことは、儼然として疑ふべからざる事實で、わが國體の尊嚴がこれによりて標示せられてあるのである。

（此國は三種の正體を以て眼目とし、福田とする事なれば、日月の天を廻らん程は一も缺けたまふまじき也） 眼は人心の最もよく外物を識認する所で、又人心の最もよくあらはるゝ所であるから眼目はその最要なる所をさす。福田とは佛經の語で、福德の生ずることが田地の如くなるをいふ。即ちこの三種の神器の正體を以てわが日本國の精神の宿る所ともし、又わが日本國の幸福を生ずる源ともする事である。それ故に、日月の天に懸つてゐる間はこの三種の正體は

一も缺けたまふべき筈がないといふのはわが日本國民の信念である。それは
存する以上、如何なる人も
(天照太神の勅に寶祚のさかえまさん事天地と極りなかるべし) と、かの天孫降臨の際に下された神勅がある、この誓が
(爭か疑ひ奉るべき) である。されば、
(今より行くさきもいと憑敷くこそ思ひ給ふれ) 「給ふれ」とは謙遜の敬語で、「思ひ給ふれ」は「思ひます」といふに似てゐる。即ち、今までも三種の神器の正體が儼然として日本國に普き光を垂れ給ふが、今より後もこれを思へば、わが國家の萬世無窮なることを思へば憑もしいことであるといふ。かくて著者の後六百年の今日かくわが國は榮えてゐる。著者の信ずる所まことに當を得てゐる。

「中の」の「の」底本なし、他諸本による。

「をおさへ」底本「をさへ」とせり。青、白、從三本による。

「ぞ」底本「ヲ」とす。他諸本による。

「あさまし」同上。

「弟」底本なし。他諸本によりて補ふ。

平氏未だ西海に在りし程、源義仲と云ふ物先入京す。兵威を以て世の中の事をおさへ行ひけり。征夷將軍に任ず。此官は昔、坂上の田村丸までは東夷征罰のために任ぜられき。其後將門が亂に右衛門督忠文の朝臣征東將軍を兼ねて節刀を給ひしより以來、久しく絶えて任ぜられず。義仲ぞ初めて成りにける。餘なる事多くて、上皇御憤の故にや、近臣の中に軍を起し、對治せんとせしに、事ならずして中々あさましき事出來にし。東國の賴朝、弟範賴義經等を指し上せしかば、義仲は軈て滅びぬ。

「れ」底本「ル」とす。他諸本による。

さて其より西海へ向ひて平氏をば、平げし也。天命極りぬれば巨猾も亡びやすし。人民のやすからぬ事は時の災難なれば、神も力及ばせ給はぬにや。

（平氏未だ西海に在りし程、源義仲と云ふ物先入京す） 義仲は爲義の孫で義賢の第二子である。父義賢は姪義平に殺されたのであるが、その時に義仲は二歳であつた。齋藤實盛がこれを憐んで、義仲の乳母の夫中原兼遠に託せむとて信濃に送る。そこで義仲は信濃の木曾で育つたのであるが、幼より家門の衰を歎き源氏を再興せうとする志があつた。年十三の時ひそかに京に出で、石清水八幡宮に詣でゝ元服を加へた。以仁王が令旨を諸源に下された時 義仲もこれに應じて兵を起して、源頼朝に應じて平家を攻めたが、下野の足利、甲斐の武田、上野の那和等の豪族が、來り屬して勢が盛んになつた。養和元年六月に越後の城長茂の兵を破り、越後の國府に入り、壽永二年四月には越中加賀に於いて平家の大軍を破り北ぐるを追うて長驅して近江に入り、比叡山に據つたのは七月であつた。その時後白河法皇が比叡山に御幸なつたので、平家望を失つて七月廿五日に都を落ちて西國に赴いた。而して後福原に歸り一谷に城を築いた。大體その間が義仲の都に居つて、威を振つてゐた時なのである。

（兵威を以て世の事をおさへ行ひけり） 義仲が京都に入り戰勝の餘勢をたのみて、その軍隊の威力を以て壓倒し天下の政事にまでも干渉したことをいふ。

（征夷將軍に任ず） 百錬鈔によると、後鳥羽院元暦元年（壽永三年）正月十一日に「以㆓伊豫守義仲㆒可㆑爲㆓征夷大將軍㆒之由被㆑下㆓宣旨㆒」とある。

（說） この征夷大將軍といふ官はこれから後武家の統領の稱號のやうになつたのであつて、當時から德川幕府の亡ぶるまでは特別の意味を以て考へられたものであるが、次に著者は特にこれについて說明を加へてゐる。

（此官は昔坂上田村丸までは東夷征討のために任ぜられき） 本朝にて征夷といふ語の本義は東夷即ち蝦夷を征伐する意味

であつたので　その語のはじめて史に見ゆるは元正天皇の養老四年九月に多治比縣守が、持節征夷將軍に任ぜられたのである。次に神龜二年閏正月に天皇が朝に臨んで、征夷將軍已下に勳位を敍せられた事があり、それから後多くは征東將軍征東大使と云つて征夷とはいはない。桓武天皇の御宇に征東の語を征夷に改められたのである。そのはじめは大伴弟麿が征夷大將軍に任ぜられ、次に坂上田村麿がこれに任ぜられた。又嵯峨天皇の御世には、文屋綿麻呂が征夷將軍に任ぜられ、次に征夷大將軍に任ぜられた。が、その後は、征夷大將軍の任命は中絶したのである。

（其後將門が亂に右衛門督忠文の朝臣、征東將軍を兼ねて節刀を給ひしより以來久しく絶えて任ぜられず）　この忠文の事は、上の朱雀天皇の條にあるからそこで言つた事はこゝにはいはぬ。節刀とは天皇から將軍出征の時、又遣外の大使に賞罰黜陟の權を附與する標として授けらるゝ刀で、昔は宮中にこれを備へてあつたものである。而してその將軍又は大使が任を終へた時に返納するものである、さてこの忠文の時は征東將軍であつて征夷將軍では無いから名義は同一でない。しかしそれとても珍しい例である。

（義仲ぞ初めて成りにける）　この度義仲が東夷征伐に無關係なのに征夷大將軍に成つたのは先例もない事であるが、かやうな事がどうして起つたのであるか。何人かのすゝめによつたものであらう。とにかくこれが先例となつて、源賴朝の征夷大將軍となつたのもそれに基づいたものである。義仲は京に入つてから從五位下伊豫守となり、院の昇殿を聽され、平家の故地百十ケ所を賜はつたが、己が奉じてゐた北陸宮（以仁王の王子）を皇位に即け奉らうと望んだが、その望が達せられなかつたことから橫暴を始めたによつて、これを緩めむ爲に征夷大將軍に任ぜられたのである。吾妻鏡にはこの時の事を敍して次のやうに曰つてゐる。「粗勘二先規一於二鎭守府宣下一者坂上中興以後至二藤原範季一（安元二年三月）雖レ及二七十度一至二征夷使一者僅爲二兩度一歟。所謂桓武天皇御宇延曆十六年丁丑十一月五日被レ補二按察使兼陸奧守坂上田村麻呂卿一、朱雀院御宇天慶三年庚子正月十八日被レ補二參議右衛門督藤原忠文朝臣一等也。爾以降皇家廿二代歲曆二百四十五年絶而不レ補二此職一之處、今始二例於三翟一可レ謂二希代朝恩一歟。」とある。

（餘なる事多くて上皇御憤の故にや、近臣の中に軍を起し、對治せんとせしに事ならずして中々あさましき事出來にし）

上述の如く、義仲の心を和げうとして種々に心をとられたが、義仲は怒を收めず、部下の兵をして京都の附近の院の御領以下公卿の莊田を荒すことをも制せず、貴賤の資財を掠むることをさへしたから京都が騷しく成つた。壽永二年十一月に法皇が、檢非違使平知康といふ無智の近臣のすゝめによつて、延曆寺園城寺の僧兵を召して義仲を討たうと

いふ計畫を立てられたから、義仲がこれを聞いて大きに怒り、法皇の法住寺殿を侵して、その兵を破り、攝政基通の職を留め藤原師家（權大納言）を攝政とし、法皇の近臣數十人の官職を奪ふに至つた。これを本書に「中々（かへつてといふ意）あさましき事出來にし」といつたのである。この後に征夷大將軍に任ぜられたのである。

（東國の頼朝、弟範頼義經等を指し上せしかば、義仲は聽て滅びぬ） 範頼は蒲冠者といつて、義朝の第六子であり、義經は義朝の第九子で、九郎冠者といつた。頼朝がこの二人を以て己が代理として、部下の兵を統領せしめて上京させたのは元來平家追討の爲であつた。所で、これらが尾張國まで來た時に義仲の亂を聞いたので、頼朝の命を待つた。暫くして頼朝から先づ義仲を討てといふ命が來たによつて、二手に分れ範頼は近江勢田から義經は山城宇治から攻めた。さうして、義經が京に入つて義仲を追ひ落したが、義仲は勢田に遣した兵と一になつて、粟津で戰死した。これが壽永三年正月二十日である。

（さて其より西海へ向ひて平氏をば平げし也） 範頼義經は義仲を亡してから西海道の方に進發して、平家を亡したのである。

（天命極りぬれば巨猾も亡びやすし） 猾とは亂をなす者のことで賊といふにおなじい。巨大なる猾賊といふこと。巨猾はその勢威に乘じて一時横暴をなすことありても、やがて天の命數も盡きてしまふによつて、さうなれば亡び易いものである。これは平家、又義仲の如き一時暴威を振つたものゝ忽にして亡びた理由をいふのである。

（人民のやすからぬ事は時の災難なれば、神も力及ばせ給はぬにや） 上來述べたやうに保元以後天下太平ならずして人民が安堵することの出來ないやうな事のあるのは、これは時の災難で、天然の運命とはいふ事が出來ぬのであるが、この時の災難といふものは、人間の身に病のあるやうな譯で、神の力でもこれを如何ともし難いものと思はるるといふのである。この考へは古來わが國にあつたのであるか、又支那印度から傳はつた思想であるか、委しいことは未だわからぬが、恐らくは外來の考へ方であらうと思はるる。淮南子の詮言訓に「内修極而横禍至者天也、非人也」とある。かやうな思想がこゝにあらはれてゐるのであらうか。

かくて平氏滅亡してしかば、天下本の如く、君の御まゝなるべきかと覺

「守」底本「主」とす。他諸本による。

えしに、頼朝勳功誠に様なかりければ、自も權を恣にす。君も又打任せられければ、王家の權は彌々衰へにき。諸國に守護を置きて、國司の威をさへしかば吏務と云ふ事名計に成りぬ。所有庄園郷保に地頭を補せしかば本所はなきが如くなれりき。

（かくて平氏滅亡してしかば、天下本の如く君の御まなるべきかと覺えしに） さて上述の次第で多年專横を極めてゐた平家が滅亡したのであるから、これからは淸盛出現前のやうに天下の政が、天皇又は上皇の御心のまゝに行はるべき事かとおもはるる譯であるのに、結果はさうはならなかつた。即ち

（頼朝勳功誠に様なかりければ、自も權を恣にす） 頼朝は鎌倉に居て、自ら手を下さなかつたけれども、義仲を亡し、平家を平げた。その實戰上の功績は範頼義經にあつたが、しかしそれは頼朝の命によつたものであつて見れば、これをその基づく所の頼朝の大功とせねばならぬ。そこで頼朝は武士の統領として日本國の總追捕使となりて、日本全國の警察權を統括し、征夷大將軍に任ぜられて、新に幕府を開いて全國の武士に號令を下し、又警察權を執行したのである。これによつて、政治上の實權がおのづから頼朝の手に歸したのである。

（君も又打任せられければ、王家の權は彌々衰へにき） これははじめ總追捕使たらむことを奏請した時に、法皇は過分の申條哉と仰せられたさうであるが、朝廷の臣僚の議によつてこれを委任せられたとある。このやうな次第で皇家の大權もいつしか頼朝の手に盜まれて皇威も衰へたのであつた。

（諸國に守護を置きて國司の威をおさへしかば吏務と云ふ事名計に成りぬ） 頼朝は行家義經と中惡しく成つたから朝廷に迫つて院宣を下して行家義經を捕へしめ、大江廣元の議を用ゐて北條時政をして奏して行家義經を搜し捕へむに、聞くに隨ひて兵を發してゐては郡國が疲弊して其費用はかられざらむ。因りて諸國には守護を置き、莊園には地頭を置き、

いづれも己が家人をこれに補して、二人の所在について檢へしむる時はやがて勞せずして天下定まるべし。而して自ら總地頭となりてこれを統べようといふ事であつた。法皇はこれを聽し給うた。守護とはもと一國を守護する意の職で、奸徒を捕ふるだけの職掌であつたが、後には鎌倉幕府の威をかりて、行政の事にも立ち入り國司の職權をも侵害することに成り行いたからして、國司の行ふべき吏務といふ事は有名無實になつたのである。吏務は文字面では一般に官吏の職務といふ事のやうに見ゆるが、實際はさうでなくして地方の民政をさすのである。これは吏は元來官吏のすべてをさす語であるが、後には位の高きを官といひ、卑きを吏といふことにもなり、又地方官をさすことにもなつた。漢書の顔師古の註に「吏ハ理也、主二理其縣內一也」とあるのは地方官を吏と云つたのである。それ故に、吏務即ち地方官の職務といふことになる　下後醍醐天皇の條下（六一六頁）に吏途とあるのも同じ事をさすのである。

（所有庄園郷保に地頭を補せしかば、本所はなきが如くなれりき）　庄園は私有地で、政府に租税を輸さぬものである。此等はそのもと先祖の賜はつた功田、又は空閑の地を賜はつてこれを開墾したものなどを子孫に傳へたのが、自然と私有に歸して庄園となつたのである。その庄園を領するものを領家とも領主とも本所とも云つた。本所の下に使はれて庄の事務を掌るものを庄長、庄預、庄司といふ。權門勢家の庄園の多くなるにつれて、公の土地が減少して租税の收納も少くなり、朝廷の財政貧しくなり、かくて皇室の權威も衰へ、諸政も廢せられたのである。鄕は郡の下にある行政區劃の名で、今の町村といふやうなものである。保は市街地の坊(マチ)の下にある行政區劃の名であるが、鄕保を一にして地方行政區劃の單位と見るべきである。地頭はもと莊園の年貢米や冥加錢を取り立つる役であつたが、鎌倉の家人を以て莊園といはず、鄕保といはず、諸國一圓に地頭といふものを補した。これももとは兵糧米徵發の事を掌らしめたのであるが、後には鎌倉の威をかりて庄園の事務にまでも干渉することになつたから、領家も本所も亦有れどもなきが如き有様になつた。

頼朝(ヨリトモ)は從五位下(ジウゴヰゲ)前右兵衛佐(サキノウヒヤウヱノスケ)なりしが、義仲追討(ヨシナカツイトウ)の賞(シヤウ)に越階(ヲツカイ)して正四位下(シヤウシヰゲ)に叙(ジヨ)し、平氏追討(ヘイジツイトウ)の賞(シヤウ)に又越階(マタヲツカイ)して從二位(ジウニヰ)に叙(ジヨ)す。建久(ケンキウ)の初(ハジメ)にや、始(ハジ)め

「又」底本「入」に作る。他諸本による。

「奨」底本「契」とす。他諸本による。
「より」底本なし。他諸本により補ふ。

て京上して驪て一度に權大納言に任ず、又右近大將を兼ぬ。賴朝頻りに辭し申しけれども、叡慮に依りて朝奬在りきとぞ。程なく辭退して本の鎌倉の館になん下りし。其後征夷大將軍に拜任す。其より天下の事東方のまゝに成りにき。

(賴朝は從五位下前右衞佐なりしが) 賴朝のこの官は上にもいふ如く、平治の亂の時に、信賴の取計で任叙せられたもので、その流罪に逢つた以上位も官もすべて見任ではない。しかし壽永二年十月九日に本位に復せられた。

(義仲追討の賞に越階して正四位下に叙し) 公卿補任をみると、壽永三年三月廿七日正四位下とあつて「追二討前伊與守源義仲一賞、其身不二上洛一猶在二相模國鎌倉一」とある。越階とは位に叙せらるるは通規では一階級づゝ上せらるる筈だが、二階三階と一度に超えて叙せらるる特別の取扱をいふ。

(平氏追討の賞に又越階して從二位に叙す) 公卿補任を見るに、從二位に叙せられたのは文治元年四月二十七日である。これも「召二進前內大臣平朝臣一賞。其身在二相模國一」とある。

(建久の初にや始めて京上して驪て一度に權大納言に任ず、又右近大將を兼ぬ) 賴朝は初め屢入朝をすゝめられたが、鎌倉を出でずして天下の大權を制してゐた。建久元年十一月にはじめて京都に上り、七日に先づ後白河法皇に謁し、然る後に、天皇に朝す。さて十一月九日に權大納言に任ぜられ、同二十四日に右近衞大將に兼任せられた。

(賴朝頻りに辭し申しけれども叡慮に依りて朝奬在りきとぞ) 賴朝は元來名より實をとるを主義とした人と見えて、この大納言大將の兩職をば上奏して辭退したからして同年十二月四日に辭職を認められた。(この辭職は普通に賴朝の謙遜であるといふけれども必ずしもさうではあるまい。元來、大納言も大將も現任である以上、京に住すべき筈である。賴朝は鎌倉に住むものであるからしてこれを完全に奉仕することが出來ず。現任を完全に果すには鎌倉を去つて京に移

住しなければならぬ譯である。それ故に、頼朝がこれを拜辭したのは、當然の處置であつて、謙遜などいふ筋合のものであるまい。)さてかやうに官職の辭任を許されたけれども後白河法皇は頼朝を厚く過せられて、特に半蔀の車に乘ることを許し、大功田一百町を賜はつた。半蔀車は大將以上の乘るものであるが、大將を辭するものはこれに乘ることを得ない規定であるが、特にこれを許されたのは即ち叡慮に依つて朝奬ありと云つた譯である。

(程なく辭退して本の鎌倉の館になん下りし) 相模國はかつて頼義が守で在つた時から源氏に由緒ある地となり、その鎌倉の地には八幡宮も在つて源氏に縁故ある地であつた。頼朝は安房から出て關東を徇ふる時に鎌倉を根據とする方針を定め、その大倉鄕に居館を營み、八幡宮をその隣地小林鄕に遷し奉つた。これが今の鶴岡八幡宮である。初め鎌倉は漁戸農家の住む地で在つたが、頼朝の居館を營んでから天下の實權の所在地として、都會の地となつたのである。

(其後征夷大將軍に拜任す) 頼朝が征夷大將軍に任ぜられたのは建久三年七月十二日である。

(其より天下の事東方のまゝに成りにき) 大將軍は遣外の任であるから、その居住の地に、その事務を取扱ふ爲に幕府を開いた。幕府は元來將軍の軍務を取扱ふ役所であるが、頼朝はそれを、京都の執柄家の政所の制に傚つて設けたのであつた。執柄家ではその家禮、家政、又莊園などに下す私的政事が多端であつた。それを學んで、行つたのであるが、こゝにこの幕府はその頼朝の威權の及ぶ範圍を以てその職務の範圍としたもので、その權威の盛大になるにつれて幕府の職務の範圍も弘まつたもので、後には天下の實權が、殆どすべてこゝに歸した姿を呈する樣になつた。

平氏の亂に南都の東大寺興福寺やけにしを、東大寺をば俊乘と云ふ上人勸め立てければ、公家にも委任せられ、頼朝も深く隨喜して、程なく再興す。供養の儀古き跡を尋ねて行はれける、有りがたき事にや。頼朝も重ねて京上しけり。且は結縁のため、且は警固のためなりき。

（平氏の亂に南都の東大寺興福寺やけにしを）　これは治承四年十二月に南都の僧徒等が以仁王に加勢した事よりして、平重衡が清盛の命を受けてこれを攻め、交戰中に火を放つて、この二大寺を燒いた事をいふ。

（東大寺をば俊乘と云ふ上人勸め立てければ）　俊乘は、正しくは俊芿と書くといふ說があるがそれは別人（二九〇頁に見ゆ）である。本名は重源で俊乘坊と唱へた。姓は紀氏で刑部左衞門尉と云つて瀧口左馬允季重の三男であつた。出家して仁安二年に宋に行き、天台山に登つて修行し、三年を經て歸朝し、黑谷の源空の弟子となり、東大寺の再建を勸進したのである。そのはじめに、再建の願を發してから、衆庶を勸進奉加して之を達せうと企て朝廷に申して允許を請うたが、治承五年六月に允許の勅書を賜はつたから、重源はこの勅書と自分の勸進帳とを捧げて一輪車をつくり、その左右に勅書の要旨と勸進の次第とを記した紙を貼し、これを曳かしめて諸國を經廻つて勸進した。賴朝も喜んで歸服して大に力を添へた。即ちはじめには米一萬石黃金一千兩絹一千疋を與へ、次に播磨の租稅を與へ、工事を監督させた。それ故に東大寺造立供養記には「大佛成就之根元、始終无㝵之次第偏右大將軍之威力也」と云つてゐる。それで公家武家力を併せて助成したから建久六年に成就した。重源が發起してから十五年目である。

（供養の儀古き跡を尋ねて行はれける云々）　大佛殿再建落成して供養は建久六年三月十二日に行はれた。この式には天皇は七條院と共に百官を率ゐて臨御あらせられたが、その式は聖武天皇の古き式を尋ねて、それに準じて行はれた。この時天皇の御願文あり、諸僧すべて三千人である。聖武天皇の時の一萬人に比ぶれば三分一に足らぬが、しかし後世に見ない盛儀であつたであらう。「有りがたき事」とは世に稀なる事の意である。

（賴朝も重ねて京上しけり、且は結緣のため且は警固のためなりき）　賴朝はさきに一度京上しただけであつたが、この東大寺の落成の供養に參列する爲に再び上京した。この時は妻子を伴つたのであるが、建久六年二月十四日に出發し、三月四日に上京し、十日に南都に赴き、十二日の式に參列し、且つその隨兵をして非常を警固せしめた。それが結緣の爲であつた事は吾妻鏡建久六年二月十四日の條に「將軍家自鎌倉御上洛、御臺所幷男女御息等進發給。是南都東大寺供養之間依可有御結緣也」とある。結緣とは佛に緣を結んで、この緣によつて救はれむことを豫約するをいふ。

法皇(ホフワウ)隱(カク)れさせ給(タマ)ひて、主上(シユシヤウ)世(ヨ)を知(シ)らせ給(タマ)ふ。都(スベ)て天下(テンカ)を治(チサ)め給(タマ)ふ事(コト)十五(ジフゴ)

年在りしが、太子に譲りて尊號例の如し。院中にて又二十餘年知らせ給ひしが、承久に事在りて、御出家、隱岐國にて隱れ給ひぬ。六十一歳御座しき。

（法皇隱れさせ給ひて、主上世を知らせ給ふ） 後白河法皇は建久三年三月十三日に崩御になつた。法皇御在世中は院政であつたが、法皇崩御の後は天皇の親政になつたのである。

（都て天下を治め給ふ事十五年在りしが、太子に譲りて尊號例の如し。） 壽永二年八月廿日の踐祚から建久九年正月十一日の御讓位まで、滿十五年に少しく足らぬ。この間後白河法皇の院政が約九年、その後が親政、これをすべて十五年の間この天皇の御治世であつたから「都て」と云つたのである。太子は即位あつて土御門天皇と申す。この方に御讓位になつたが、その月二十日に新帝から太上天皇の尊號を奉られた。

（院中にて又二十餘年知らせ給ひしが） 土御門天皇の御在位中と順德天皇の御在位中とはすべてこの上皇の院政であつて、その間二十三年を超えてゐる。

（承久に事在りて御出家、隱岐國にて隱れ給ひぬ） 承久三年五月に北條義時を伐たれたが、官軍が敗れた結果、その責任を受けられて七月に御出家あらせられ、北條氏は恐多くも隱岐國にうつし奉つた。かやうにしてその地におましますこと十九年。四條天皇の延應元年二月二十二日に崩御になつた。

（六十一歳御座しき） 百錬抄、增鏡、吾妻鏡、一代要記に御年六十としてある。增鏡に「治承四年七月十五日に生れ給ふ」とあるによればまさしく六十歳である。その他の諸書にも治承四年七月の御降誕であるには異説が無い。されば、本書は誤りであるとせねばならぬ。

第八十三代、第四十五世、土御門院、諱は爲仁、後鳥羽の太子。御母承

明門院源在子、内大臣通親の女也。父御門の例にて親王の宣下なし。立太子の儀計にて、即踐祚あり。戊午の年即位。己未に改元。天下を治め給ふ事十二年。太弟に讓りて尊號例の如し。

（後鳥羽の太子） 後鳥羽天皇第一の皇子で、皇太子に立ち給うたのである。

（御母承明門院源在子云々） 百錬抄に「御母承明門院 内大臣源通親公女實能圓法印女」とあり。增鏡には「御母は能圓法印といふ人のむすめ、宰相の君とて 仕うまれるほどに この御門生れさせ給ひて 後には内大臣の御子になり給ひて 末には承明門院ときこえき」とある。能圓は少納言藤原顯憲の子で法勝寺の執行（法印は最高の僧位）であつた。能圓の妻は刑部卿藤原範兼の一女である。平氏が西海に走つた時に、能圓は平氏に從つて都を去つたが、妻子は京都にとゞまり、在子は源通親の養女として宮仕に出たので、增鏡の說は少しく違ふ。この天皇即位の後三宮に準ぜられ、建仁二年に承明門院の尊號を上られた。

（立太子の儀計にて即踐祚あり） 親王と申し上ぐる事なく、建久九年正月十一日に皇太子に立ち、即日禪を受けて踐祚あらせられた。

（戊午の年即位） 戊午は踐祚あらせられた建久九年である。その年の三月三日に即位の禮を行はせられた。この時御年四歲である。

（己未に改元） その翌建久十年四月廿七日に改元、正治と號せられた。

（天下を治め給ふ事十二年。太弟に讓りて尊號例の如し） 承元四年十一月廿五日に御讓位あつたのであるが、御在位は滿十二年を超えてゐる。皇太弟に讓位になつて、十二月五日に新帝から太上天皇の尊號をうけられた。

「うつされ」底本「寫され」に作る。他諸本によりて改む。

此御門正しき正嫡にて、御心ばへも直しく聞えさせ給ひしに、上皇鍾愛にうつされましけるにや、程なく讓國あり。立太子までもあらぬ樣に成りにき。承久の亂に時の至らぬ事を知らせ給ひければにや、樣々諫めましけれども事破れにしかば、玉石共にこがれて阿波國にて隱れさせ給ふ。三十七歳御座しき。

（**此御門正しき正嫡にて**）こゝの正嫡は第一の皇子といふ意で、皇后の御出といふ意味は無い。

（**御心ばへも直しく聞えさせ給ひしに**）增鏡に「父御門よりは少しぬるくおはしましけれど、御情ふかう物のあはれなど聞し召しすぐさずぞありける」とある。

（**上皇鍾愛にうつされましけるにや程なく讓國あり**）上皇の鍾愛の心に移されましました爲にか、幾程もなく讓位の事が行はれたといふのである。この際に土御門上皇は御年十六歳でゐらせられた。上皇が順德天皇を鍾愛せられた事は增鏡に「この御子を院かぎりなくかなしきものに思ひ聞えさせ給へれば、になくきよらを盡しいつくしうもてかしづき奉り給ふ事なのめならず」とある。

（**立太子までもあらぬ樣に成りにき**）從來の例、皇位を兄弟の間に讓り給うた場合は、多くは先帝の皇子を今帝の皇太子に立てらるゝ樣になつてゐたが、この土御門院の場合には院の御子が御生れになつても皇太子に立てらるゝことも行はれぬやうに成つてしまつたといふのである。

（**承久の亂に時の至らぬ事を知らせ給ひければにや樣々諫めましけれど**）この天皇の後鳥羽上皇を屢諫止せられたといふ事は保曆間記にも見えてゐる。

（**事破れしかば**）北條氏討伐の事が失敗に歸したからといふ義。

（玉石共にこがれて） これは書經胤征篇に「火炎崑岡玉石俱焚」といふ語から出たもので、玉も石も俱に燒かるるといふ意で、善きも惡しきも共に亡ぶることの譬である。今こゝの場合は後鳥羽上皇、順德上皇は北條氏を伐たうとせられ、土御門上皇はこれを諫められたのに、共に同じやうに北條氏の虐遇をうけられた事をいふ。これは北條氏の立場からの詞であらうが、言葉が過ぎてゐると思はるる。但し、この土御門上皇は擧兵に御關係が無いといふ廉で、とがめ奉らなかつたが、御心からして增鏡に「父の院遠にうつらせ給ひぬるに、のどかにて都にてあらむ事いとおそりありと思されて御心もてその年閏十月十日土佐國のはたといふ所に渡らせ給ひぬ」といふやうに御孝心のあまり、北條氏に父皇と同樣の取扱をせよと仰せられたのである。北條氏は最初、土佐にうつし奉つたが、あまり都が遠いからと云つて、後、阿波國にうつし奉つたのである。後堀河天皇の寬喜三年十月十二日阿波で崩御になつた。御年には異說は無い。

第八十四代、順德院、諱は守成。後鳥羽第三の子。御母、修明門院藤原の重子、贈左大臣範季の女也。庚午の年即位。辛未改元。

（後鳥羽第三の子） 百鍊抄、一代要記には第二皇子とあり、增鏡には二の宮とある。しかし明月記の正治元年立太子の事の記事には「第三皇子」とあるから、本書の方が正しいのであらう。

（御母修明門院藤原の重子云々） この門院御名重子、式部少輔藤原範季の女である。後鳥羽天皇の後宮に入りて寵を受け、建久八年に順德天皇を生み奉り、建久九年に從三位に叙せられ、尋いで從二位に進み、承元元年に三宮に准ぜられ、修明門院の號を上られた。門院の父範季は南家の儒門の出で、大學頭季綱の孫式部少輔能兼の子で、兄大學頭範兼の猶子となり、承安五年に式部權少輔に任ぜられ、後木工頭に進んだが、これを辭し、建久八年から御侍讀となり、その勞で、從三位に叙せられ、後、從二位まで陞つて元久二年に薨じた。順德天皇御即位の後、外祖の故を以て贈左大臣、從一位に叙せられた。

（庚午の年即位） 庚午の年即ち承元元年十一月廿五日に土御門天皇の讓を受けて踐祚、十二月二十八日に即位の禮を行は

れた。

（辛未改元）その翌年三月九日に建暦と改元せられた。

此御時、征夷大將軍頼朝次郎實朝、右大臣左大將までに成りにしが、兄左衛門督頼家が子に公曉と云ひける法師に殺されぬ。又續ぐ人なくて頼朝が跡は長く絶えにき。頼朝が後室に從二位平の政子とて時政と云ふ物の女なりし、東國の事をば行ひき。其弟義時兵權を取りしが、上皇の御子を下し申して仰ぎ奉るべき由奏しけれども、不許にや在りけん、九條攝政道家のおとどは頼朝の時より外戚につづきて好おはしければ、其子を下して扶持し申しける。大方の事は義時がままに成りにき。

（此御時征夷大將軍頼朝次郎實朝右大臣左大將までに成りしが）鎌倉は、頼朝が正治元年に薨じて、長子頼家がその職を襲いだが、建仁三年に伊豆に幽せられ尋いで殺された。頼家の後は頼朝の次男（次郎は第二の男子の義）實朝が、その後をついで將軍となり、官途は建保六年正月に權大納言、三月に兼左近衛大將に任ぜられ、同年十月に内大臣に、十二月に右大臣に進み左大將を兼ね、父祖に未だ無かつた榮位に上つた。

（兄左衛門督頼家が子に公曉と云ひける法師に殺されぬ）頼家は北條義時の手に弑せられたのであるが、その長子一幡は

「は」の上底本「シ」あり。他諸本によつて改む。

「が」底本なし。他諸本による。

先に殺され、次子が法師になつて公曉と云つてゐたが、後、鶴岡八幡宮の別當に成つてゐた。これが、義時の使嗾によつて實朝と義時とを父の仇として狙つて居たが、建保七年（承久元年）正月二十七日八幡宮に參詣して任大臣拜賀の式を行ふ際に實朝を殺した。

（又續ぐ人なくて頼朝が跡は長く絶えにき）　頼朝兵を起してから三代四十年で、源氏の正統が絶えたのである。

（頼朝が後室に從二位平の政子とて時政と云ふ物の女なりし東國の事をば行ひき）　政子は北條時政の長女で、頼朝が伊豆に流人としてゐた時に、その妻となつたので頼家、實朝の母である。頼朝薨じて後尼となつた。建保六年に熊野に參詣して途京都に至り從三位に叙し、數ケ月にして從二位に進む。この故に世に二位尼といふ。幕府の實權を掌握してゐたからして尼將軍とも稱せられた。增鏡には實朝の歿後のさまをいひて「いまだ子もなければ立ちつぐべき人もなし。事鎭りなむ程とて故大臣の母北方二位殿政子といふ人二人の子を失ひて涙ほすまもなくしをれ過すをぞ將軍にもちひける」とある。

（其弟義時兵權を取りしが、上皇の御子を下し申して仰ぎ奉るべき由奏しけれども不許にや在りけん）　政子の弟北條義時が政子と內外相應じて、幕府の權を專らにして、實朝の時から實權は北條氏の手に歸してゐたのであるが、政子は義時と議りて朝廷に奏し、後鳥羽上皇の皇子冷泉宮（雅成）六條宮（頼成）の中一人を擇びて鎌倉幕府の主と仰がうとして請うたが、許されなかつたと見えて實現せられなかつた。

（九條攝政道家のおとどは頼朝の時より外戚につつきて好おはしければ、其子を下し扶持し申しける）　道家は關白兼實の孫攝政良經の子で攝政關白になり、光明峯寺殿と云つた。この大臣と頼朝との緣故は頼朝の妹が、權中納言藤原能保の妻となり、その生んだ女子一人は攝政良經の妻となつて道家を生み、一人は太政大臣藤原公經の妻となり、その女が道家の妻となり、がくて生れた子が頼經である。この故に外戚ではあるが、頼朝とは血緣が大分濃厚であるによつて、政子と義時とが取計つてその頼經を申し下して鎌倉の主としてこれをもり立てたのである。

（大方の事は義時がままに成りにき）　この時に頼經は二歲である。政子はもとより大綱をとつて放さなかつたが、幕府の政事は大抵義時の意見のまゝに行つたのである。增鏡にも「萬の事さながら右京權大夫義時朝臣心のまゝなり」とある。

「うつされ」底本「寫サレ」に作る。他諸本による。

天下を治め給ふ事十一年。讓國在りしが、事亂れて佐渡國にうつされ給ひき。四十六歳御座しき。

（天下を治め給ふ事十一年）承元四年十一月二十五日に踐祚、承久三年四月二十日に讓位であるから、御在位は十一年五ケ月許である。

（讓國在りしが、事亂れて佐渡國にうつされ給ひき）上述の如く、四月二十日に御子仲恭天皇に御讓位有つて、二十三日に院號あつて新院と申し奉つたのである。これは主として北條氏討伐の事の便の爲に御讓位も在つたらしいが、五月にその謀があらはれて戰亂になり、官軍が敗れて後鳥羽院は隱岐にうつされ、土御門院は土佐にうつされましましたが、この院も佐渡にうつされまし〳〵た。

（四十六歳御座しき）仁治三年九月二十六日佐渡で崩御。御年に異說は無い。

廢帝、諱は懷成、順德の太子。御母、東一條院、藤原の光子、故攝政太政大臣良經の女也。

（廢帝）この御號は實に恐れ多い極みである。歷代皇記には九條廢帝と申し、帝王編年記には後廢帝と申し奉る。これはかの奈良朝の淳仁天皇を廢帝と申し奉つたに次いだ名目であらう。明治三年七月に至つて、明治天皇の御意からして仲恭天皇といふ諡號を上られたのである。

（順德の太子）歷代皇記、帝王編年記等に順德院第一皇子とするが、皇代記には第三皇子としてゐる。建保六年十月十日に御降誕、十一月廿一日に親王となり、同廿六日に太子に立たれたのである。

（御母東一條院藤原の光子云々） この中宮は名高い後京極攝政良經の女で入らせらるるが、御名は一代要記、歴代皇記、皇胤紹運錄、女院小傳等では立子とある。光子といふ御名の據を未だ知らぬ。承元三年東宮に入り、四年女御となり、建暦元年中宮に立ち給うたが、承久の亂後淋しく御過し遊ばされた。後堀河天皇即位の後、東一條院の尊號を上られたのである。

承久三年の春の比より上皇思召し立つ事在りければ、俄に讓國し給ふ。順徳御身を輕しめて合戰の事をも一御心にせさせ給はん御謀にや。新主に讓位有りしかども、即位登壇までも無くて、軍敗れしかば、外舅攝政道家の大臣の第へ遁れさせ給ふ。三種の神器をば閑院の内裏に捨ておかれにき。讓位の後、七十七日の間、暫く神器を傳へ給ひしかども、日嗣には加へ奉らず。飯豐の天皇の例になぞらへ申すべきにこそ。元服なんどもなくて十七歳にて隱れ御座す。

（承久三年の春の比より上皇思召し立つ事在りければ） 上皇は後鳥羽上皇であつて、これは北條氏討伐の御企をいふが、それは承久三年からはじまつたのではなくて、かねて鎌倉幕府の專權を憤らせられて御計畫はあつたものである。増鏡に「院のうへ（後鳥羽）忍びて思したつ事などあるべし。近くつかうまつる上達部殿上人、まいて北面の下臈西おもて

などいふも皆この方にほのめきたるはあけくれ弓矢兵仗のいとなみより外の事なし。云々。かやうのまぎれにて承久も三年になりぬ」とある。さてこの北條氏討伐の便宜の爲に俄に順德天皇も御讓位になつたのである。この時新帝は御年四歲である。

(順德御身を輕しめて合戰の事をも一御心にせさせ給はん御謀にや) 後鳥羽上皇が順德天皇と御謀りあつて鎌倉を滅さうと思召し立つたから順德天皇は俄に位を新帝に讓り、御身を輕く、自由にして討伐の事を上皇と共に御計畫あらせられようといふ御考であつたやうであるといふ。增鏡に「新院はおなじ御こゝろにてよろづ軍の事などもおきて仰せられたり」と見ゆる。

(新主に讓位有りしかども卽位登壇までも無くて) 御讓位が有りてこの天皇の踐祚あらせられたのは、承久三年四月二十日で、その後まだ御卽位の禮も行はせられぬうちに戰亂となつたのである。登壇といふのは高御座に登らせらるることで卽ち卽位禮を行はせらるることをいふ。諸書に登壇を大嘗祭にあたるかのやうに說いてゐるが、根據のない事である。壇の字が高御座である事は日本紀雄略卷にその證がある。

(軍敗れしかば外舅攝政道家の大臣の第へ遁れさせ給ふ) 官軍敗れて東軍、京を犯したからして天皇は七月八日に密に九條道家の邸に遁れ給ふ。この事は百錬抄の七月八日の條に「今日一院幷修明門院於二鳥羽殿一御出家云々。主上密々渡二御九條殿一云々」とある。道家は良經の子で、天皇の御母東一條院の兄であつて、この天皇の踐祚の時左大臣で攝政となつたのである。

(三種の神器をば、閑院の內裏に捨ておかれき) 閑院の內裏はもと閑院左大臣冬嗣の第で、二條の南、西洞院の西に在つて東西一町南北二町あつた。これが太政大臣公季に傳へられて來たが、高倉天皇の時から皇居となつた。その後地震火災等があつたが、建曆二年に將軍實朝が新造して奉り、その賞によつて、實朝は從二位に敍せられた。この時はその結構概ね大內裏の制に準じたのである。その後また火災にかゝつたが、この時は實朝造進の內裏であつた。この時三種の神器を內裏にそのまゝさしおかれた事は、本書だけでなく、皇年代略記にも同じ樣に傳へてゐる。曰はく「神璽鏡劍棄二置閑院一密令レ遷二九條第一未二卽位一」とある。この事は甚だ恐れ多い事であるが、この御有樣では甚だ輕々しい事といはねばならぬ。亂劇の際とはいへ、廷臣の中に確かな人物の無かつた爲であると思はるる。

(讓位の後、七十七日の間暫く神器を傳へ給ひしかども、日嗣には加へ奉らず) 四月二十日の踐祚から七月八日の遜位ま

で、七十七日間の御在位である。然れども歷代のうちにかぞへ奉らぬといふのである。

(說) 本書にはこの主旨で、この天皇の御代には「第何代」といふ標を置かぬ。これと同じ樣に取扱つてゐるものは、百錬抄である、百錬抄には

順德 佐渡院十一年
不書入之 先帝四箇月 治八十日
承久三年四月受禪四歲

といふ事が、卷十二のはじめにあるだけで、この天皇の爲に本紀を立てぬ。しかし、歷代皇紀には「八十五代九條先帝」と記し、帝王編年記には「八十五代後廢帝」とかき、皇代略記、皇年代略記、皇代記にもまた廢帝と書いて月日を繫けてゐる。これは當然御歷代に入らせらるべきである。或は御卽位禮を行はせられぬから眞の天皇でないといふ論があるかも知れぬが、御卽位は禮儀の方の名目で、皇位につかれた實は踐祚の時に生じてゐるものである。名分を正しくすべき著者が、こゝに至つて俗論に左袒したのはその意を得ぬわざである。如何に本書の議論といふともこの說には承服することは出來ぬ。大日本史がこの天皇を本紀に立て、明治天皇がこれを嘉納せられて諡號を奉られたのは名分を正しくせられた事で、かやうにしてはじめて名敎の源が淸くなるのである。誠に忝い事といはねばならぬ。

(飯豐の天皇の例になぞらへ申すべきにこそ) 飯豐の天皇は飯豐青尊の事で、この事は顯宗天皇の條に出てゐる。

(元服なんどもなくて十七歲にて隱れ御座す) この天皇四歲にて御踐祚、間もなく位を遜れ遊ばされたが、世の亂に逢はせ給うた爲に、淋しく閑居あらせられ、御元服の御儀もなく、童形のまゝで、文曆元年五月二十日九條院で崩御あらせられた。御年には異說はない。

(說) これより下は承久亂についての著者の議論を述べたものである。

さても其世の亂を思ふに、誠に末の世には迷の心も在りぬべく、又下の上をしのぐ端とも成りぬべし。其謂を能く辨へらるべき事に侍り。賴朝

「ほとほと」底本「種々」に作り、梅本「ほとんど」に作る。今青本による。
「塵」底本「光」とす、底本イ及他諸本による。

勳功は昔より類無き程なれども、偏に天下を掌にせしかば、君としてやすからず思し召しけるも理也。況や其跡絶えて、後室の尼公、陪臣の義時が世に成りぬれば、彼跡を削りて御心のまゝにせらるべしと云ふも一往の謂なきに非ず。然れども、白河、鳥羽の御代の比より政道の古き姿やう〳〵衰へ、後白河の御時兵革起りて奸臣世を亂る。天下の民ほとほと、塗炭に落ちにき。頼朝一臂を振ひて其亂を平げたり。王室は古に歸るまでなかりしかども、九重の塵も治り、万民の肩も息まりぬ。上下堵をやすくし、東より西より、其徳に伏せしかば、實朝なく成りても背く物ありとは聞えず。是にまさる程の徳政なくして、爭たやすく覆さるべき。設又失なはれぬべくとも、民やすかるまじくば、上天よもくみし給はじ。次に王者の軍と云ふは科在るを討じて疵なきを亡さず。頼朝高官に昇り、守護職を給ふ。是皆法皇の勅裁也。私に盜めりとは定めがた

「彼が」底本「カレ」に作る。他諸本による。

「反」字上に屡いへり。

「べかりし」底本「べりかりし」に作る。他諸本による。

し。後室其跡を計らひ、義時久しく彼が權を取りて、人望に背かざりしかば、下には未だ疵在りと云ふべからず。一往の謂計りにて追討せられんは上の御科とや申すべき。謀反起したる朝敵の利を得たるには比量せられがたし。かゝれば、時の至らず、天のゆるさぬ事は疑なし。但下の上を尅するは極めたる非道也。終にはなどか皇化に不順るべき。先、誠の德政を行はれ、朝威をたて、彼を尅する計の道在りて其上の事とぞ覺え侍る。且は世の治亂の姿をも能く知らせ給ひて、私の御心なくば、干戈を動かさるる歟、弓矢ををさめらるる歟、天の命に任せ、人の望に隨はせ給ふべかりし事にや。終にしては繼體の道も正路に歸り、御子孫の世に一統の聖運を開かれぬれば御本意の末達せぬには非ざれども、一旦もしづませ給ひしこそ口惜しく侍れ。

（さても其世の亂を思ふに、誠に末の世には迷の心も在りぬべく、又下の上をしのぐ端とも成りぬべし）其世の亂とは承

久の亂をいふ。この承久の亂を考へてみるに、これは我國史あつての大亂であつて、これにつきてよく考を定めておかぬときは後世の人々が去就に迷ひ順逆を辨ふること能はぬやうな點もあるに至るであらうし、又その事蹟だけを見ると、下として上を侵す端緒を發したものとも見えて、後世の亂臣賊子に口實を與ふるといふやうな事にもなる虞れがあるのである。增鏡には「今のやうにむげの民とあらそひて君のほろび給へるためし、この國にはいとあまたも聞えざンめり」といひ、又「かゝればふりにし事を思ふにもなほさりともいかでか上皇今上あまたおはします王城のいたづらに亡ぶる樣やはあらむと賴もしくこそおぼえしに、かくいとあやなきわざの出で來ぬるはこの世ひとつの事にもあらざらめども、まよひのおろかなるまへには猶いとあやしかりし」とも言つてゐるが、如何にも尤もの事である。そこで、著者はこの亂に就いて一種の意見をもつてゐるのでそれをこれから述べようとする。その冒頭として

（其謂を能く辨へらるべき事に侍り）　といつて、讀みたまふべき人に注意を與へてゐる。

（說）　そこで著者はその意見をば、當時の形勢と順逆名分の論と、民政上の得失と種々の方面から論及してみてゐるが、その一々は次第に明かになるであらう。先づ、賴朝の功罪から論を起してゐる。

（賴朝勳功は昔より類無き程なれども、偏に天下を掌にせしかば、君としてやすからず思し召しけるも理也）　賴朝が、義仲及平氏を亡して天下を平げ、朝廷を安んじ奉つたその勳功は昔より比類の無い程の事であるが、元來、臣下の道として、その本分を盡す精神であるべきものとして見れば、總追捕使、總守護、總地頭などの名目を以て、天下の政事上の實權を掌中に握り、大權を盜んだ形になつてゐるのは不都合な事であるからして、朝廷に於いて、甚だ穩かならぬ事であると思ひ給うた事はそれも尤もな事で、決して不道理の譯ではないのである。

（況んや其跡絕えて後室の尼公、陪臣の義時が世に成りぬれば、彼跡を削りて、御心のまゝにせらるべしと云ふも一往の謂なきに非ず）　賴朝の子孫が絕えたといふことは、一面からいへば、幕府存立の根柢を失つたものである。賴朝は源氏の正嫡で在つた爲に御親任もあつたのでその子孫はかれが子孫といふ點で御委任も在るべきはこれ自然の勢ともいふべきである。況や賴朝に大功田を賜はつたが、その大功田は世々に傳ふといふ令の規定であつても、その世々に受くべき子孫が絕ゆるときは朝廷に返納するのが當然の事である。それ故に實朝が殺されて賴朝の子孫が絕えたと共に幕府の存立の理由が無くなつたといふことは名分論から言へば當然の事といふべきである。然るに、賴朝の後室の政子が、將軍の實權をとり、義時が源氏の家臣の身として天下の大權を私するといふ事に至つては、名分上からいへば更に根

據のないものである。それ故に、その頼朝の跡としては有名無實になつた幕府（即ち北條氏の幕府といふべき實狀であるが故に）を滅して、天皇上皇の御心のまゝに天下を左右せられようといふ事も一往は道理の無い事ではないといふのである。

（說）以上の事は名分上より論じ、又純粹理論からいへば、必然的の事で「一往の謂なきに非ず」などいふ方便論では無いのである。その點からいへば、著者のこの論は不徹底で微温的妥協的であつて、國體の本義を顧みれば、容易に左袒し難いものといはねばならぬ。しかし、著者がかやうの論を述べたのはその胸臆に深き惱みがあるものと考へらるる。それは何かといふに、かの二條院の條で「保元平治より以來天下亂れて武用さかりに、王位輕くなりぬ。いまだ太平の世にかへらざるは名行の破れそめしによれる事とぞみえたる」と云つた事が、最も大なる惱である。而してその名行の破れそめたのは、一朝一夕の事ではないが、さやうな名行の破れてゐるやうな政事では上が上としての正しい事を行はれてゐないので、その結果かやうな不條理の事をも行ふ臣下の生じたのであるから、その源を正さずして末に走つて遽に名分だけ論じても、事が正しく行はるる道理が無いといふ悲憤に堪へぬ姿を呈した世態である。それ故にその名分論は名分論としてはもとより至當の事であるけれど、世態を正しくせずしては行はれ難いから「一往の謂云々」と云つたものと見ゆる。それ故、次下は政治の實際論にうつるのである。

（然れども白河鳥羽の御代の比より政道の古き姿やう／＼衰へ） これは白河上皇の院政を主として云つたものと思はるるが、この院政といふものは名分論から云へば甚しい不合理のものである。院にありて政治を行はせらるゝ程ならば、皇位にそのまゝ御座して親政あらせらるべき筈のものである。攝政關白の專權といふことはもとよりよい事では無いが、天皇の大權を待たずしては攝政にも關白にもなり得ぬものであるし、又大權の發動によつて攝關も直ちにその權限を失ふものである。それ故に攝關の專權といふも大權の範圍内に止まるものである。然るに院政に於いては、上皇は實質上天皇の父で入らせらるゝからして、その威權の偉大であらせらるゝ事には異論もないが、天皇が國家最高の主權者であらせらるる事が、この院政に於いて無視せられてしまふのである。次には、天皇にあらず、又天皇より委任を受けられたるにもあらずして天下の大政を掌握せらるゝといふ事は名分上からあるべからぬ事である。そこでこの院政なるものは皇室親政とはいひえようが、天皇親政の根本義を破壊した制度である。即ちこゝに於いて、わが國政治上の一現象として實力上天皇以上の權力者を認むることゝなつたのである。これは攝關の專横などいふ區々たる

問題ではなくて、政治上ゆゝしい大事件である。而して一旦、天皇以上に實力あるものを認むる以上、こゝにその實力さへあれば、何事も出來るといふ觀念を生じ易くなる。卽ち名分論が、この院政で、こはされた形である。されば朝廷に於いて自らこの名分を破られてありながら、臣下にのみ名分論を强ひらるるといふ形に見ゆるときには何人も心服しなくなる。親房のこの政治論の要旨もその世人の心服を得なくて何事も出來ぬやうになつた世相を論じてゐるものと考へらるる。

(後白河の御時兵革起りて奸臣世を亂る) これは保元平治の亂からして源平の戰亂までを云つたのである。奸臣は賴長、信賴、淸盛、義仲の如きをさす。かやうになるのは、單に時世の然らしむる所とだけは言はれぬ。やはり政治の正しくない事と名敎のすたれた事とが、根本になつてゐることは申すまでもない。

(天下の民ほとほと塗炭に落ちにき) 「塗炭に落つ」とは書經仲虺之誥に「有夏昏德民墜塗炭」とある語から起つたもので、これは夏の桀の政が昏亂して下民を恤へず、民の危險なことは泥(塗)に陷り(炭)火に墜ちて、救ふ者無きが如くにあるのをいふ。この頃の政のさまが、夏の桀ほどにはもとより無いが、民の苦みは殆どその時にも近かつたといふのであらう。これは頗る甚しい譬喩であるが、畢竟君主又は執政の臣たる人の心得の爲に極論したのであらう。

(賴朝一臂を振ひて其亂を平げたり) 一臂を振ふとは一身の力を以てする意であらうか。賴朝はその一己の力で、義仲及び平家の亂を平げたといふのである。その結果は

(王室は古に歸るまでなかりしかども、九重の塵も治り、万民の肩も息りぬ) この賴朝の功によつて天下の亂は靜まつたが、その結果は皇室と民間とに於いて影響が違つたのである。卽ち皇室は往古の姿に復歸するまでには至らなかつたが、しかし、京都に戰亂もなく、宮中が馬蹄にかけらるるといふ不都合はなくなつた。而して一方人民に於いて負擔も輕くなり、戰亂もないによつていづれも安心することになつた。

(上下堵を安くし、東より西より其德に伏せしかば) 「堵を安くし」とは堵はかきで人々みなかきの内に安じて動搖せぬをいふ。「東より西より云々」は詩經大雅の文王有聲篇に「自東自西、自南自北、無思不服」とあるによつたもので、これは文王の德を慕うて四方の人民が歸服した事をいふのである。今この語を用ゐて、鎌倉幕府の民政の要をいつて、上のその前の暴政に對せしめてゐる。これによれば、その前は桀紂に比せられ、幕府の民政が、文王に比せられてゐる譯であるが、これも、一種の極論といはねばならぬが、在上者の反省を求むる爲の論であつて、稍行きすぎた感が

ある。さてかやうな次第で人民の歸服する所であるからして、

（實朝なく成りても背く物ありとは聞えず） と著者が言つてゐるものはその實狀である。實際上、この時源氏の正統が絕えたから、幕府をやめて天皇の親政の下に一統しようといふ事を下からいひ出した事を聞かぬ。これは一方名教の地に墜ちて、天皇親政がわが國體の本義であるといふ事を知らぬものが、多かつたといふ事にもよらうが、その主のない幕府に反抗しようともせぬのは、その民心を得てゐたといふ反證にもなる譯である。それ故に

（是にまさる程の德政なくして爭かたやすく覆さるべき） といふのである。卽ち賴朝が立てた政治は人民からみれば一種の仁政とも見られてゐたが、それにまさる程の仁德美政を施されずしては、たやすくその幕府を覆しうべきものでは無いといふのである。

（設又失はれぬべくとも民やすかるまじくば上天よもくみし給はじ） たとひ、朝廷の思召が道理で、御企の通り鎌倉を打ち滅し給ふことが當然であるとしても、人民が安堵せぬやうでは、上天（支那流のいひ方であるが要する に天神地祇）も恐くは同意せられぬであらう。

（說） 以上は天理に背いては事の成り難いことを述べたのである。而して親房の政治上の主義は大分に支那流に近いもので、善政を行はねば、君主としての實質が不十分であるとする方に傾いてゐると見らるる。以上は政治論であるが、次には王者の軍といふことに就いて論ずる。

（次に王者の軍と云ふは科在るを討じて疵なきを亡さず） これは支那流の王道論に基づくものである。王道は覇道と相對するもので、功利を目的とし力を以て天下に臨むを覇といひ、道德を目的とし仁を以て天下を化するを王といふ。而してその王者の德は書經洪範篇に「無㆑偏無㆑黨王道蕩蕩、無㆑黨無㆑偏王道平平」とあつて、中正にして公平なることを理想とする。而して天下萬民の德を慕ひ往き歸する者をば王者と云つてゐる。兵書の尉繚子に曰はく「王者伐㆓暴亂㆒本㆓仁義㆒」とある如く、叨りに武を用ゐないのが王者の道である。

（賴朝高官に昇り、守護職を給ふ、是皆法皇の勅裁也云々） 賴朝が、大納言、大將、征夷大將軍といふ高官に昇つたのも、全國の總守護職となつたのも、いづれも後白河法皇の勅裁に出でたものであることは明かで、私にこの官職を盜んだとは決定し難いといふ。

（說） こゝに「定めがたし」といふには含蓄がある。これはすべて快く勅裁の在つたものでもない。その大納言大將の官

職は、京都に住んで朝廷に奉仕せねばならぬから、頼朝はこれを辭した。而して征夷大將軍は所謂閫外之任であるから頼朝は喜んでこれを受けた。殊に總守護職は强請した趣が在る。それ故に全然朝意から出たとはいはれぬが、しかも、止むを得ずとはいへ、勅裁を經てゐるから私に盜んだとは斷言し難いといふのである。しかし、この著者の言は一往尤もであるが、頼朝が征夷大將軍といふ臨時の任を常設の官の如くにして天下の武士を悉く家人の列とし、守護地頭をして、國司、莊園の職務を奪はせた。即ち朝廷から與へられた名義と頼朝の行つた實際とは甚だ違つてゐるのであるから、如何にしても辯護の餘地があるとは思はれぬのである。この故に「定め難し」といつて「さうでない」とは斷言し得ないのである。

（後室其跡を計らひ、義時久しく彼が權を取りて人望に背かざりしかば下には未だ疵在りと云ふべからず）鎌倉幕府としては既定の事實をそのまゝ繼承したといふ事に心得てゐたらしいのであることは、增鏡に義時の語として「賤しけれども義時君の御ために後めたき心やはある。されば横ざまの死をせむ事はあるべからず」と云つてゐるが、これは自分が不都合を働いてはゐないと信じてゐた事を告ぐるものであらう。さうして幕府の政治は人民から怨を受くるやうの事も聞えなかつたからして、これらを見れば、鎌倉の方に大なる缺點があつたとは考へられない。

（一往の謂ありにて追討せられんは上の御科とや申すべき）ここにいふ一往の謂とは、上にいつた名分論を主として言つたものか、又この時討幕の直接の動機になつたといはるる龜菊の事（これは後鳥羽上皇が攝津國長江倉橋の二莊を白拍子龜菊に賜うたが、地頭が龜菊をあなどつて領主としての待遇をせぬによつて龜菊がこれを上皇に訴へたにより、義時に命じて地頭を停めしめられたのに、義時が命を奉じなかつたから上皇怒り給ひ、終に鎌倉討伐の御志を起し給ふに至つたといふことである）をいつたのか、いづれにしても、この時の勢は表面だけの道理では通用しなくなつたといふ淺ましい時世であつたのであるが、さてさやうな一通の理由でこれを追討せらるるといふ事は、これは朝廷の御無理であると申すべきやうに思はるるといふのである。

（謀反起したる朝敵の利を得たるには比量せられがたし）これは如何にも尤の議論で、北條氏が鎌倉の執權として陪臣でゐながら大政を左右した事は不都合とはいふが、それも在來のまゝの事を循行してゐたのである所に、遽に討伐といふ事になつたから防ぎ奉つたといふ次第であるから、謀反を起した朝敵が利を得て政權を掠めた事とは比量（比べ量る義）即ち同じ樣には論じがたいといふのである。

（說）水戸にて大日本史編述のはじめに、義時を叛臣傳に入れようといふ議論もあつたさうだが、本書のこの論斷によつて、終に將軍家臣傳に入れられたといふ事である。

（かゝれば時の至らず天のゆるさぬ事は疑なし） 以上の事情と理由とを考へてくると、この幕府討伐といふことは、未だ時節を得なかつたのであるし、又天理に於いてもこれをゆるさなかつたので、それが爲に、成功せなかつたといふ事は疑ないといふのである。

（但下の上を剋するは極めたる非道也） 「剋す」は「勝つ」ことである。下が上を支配するといふことは、道理にはづれたことで、支配すれば既に下でなくなるのであるから、この上も無い非道のわざである。これは北條氏が、陪臣の身を以て皇位を左右し、三上皇を遷し奉つた事をさすのであるが、この擧は如何にしても辯護の餘地が無いわざである。この點は義時はもとより、民政の神の如くにいはれてゐた泰時も內心穩かではなかつたのである。それ故に泰時は栂尾の明惠上人にその苦衷を訴へて辯疏をしてゐる。その事は明惠上人傳に見ゆるから、次にその文をあぐる。

泰時朝臣この山中に入來せり。法談のついでに、上人問ひ奉りていふ。古賢の曰はく、人多時則勝レ天天定破レ人云々、しかるに只武威を以て國を傾けたまふといへども其の德なくは果して禍來たらんこと久しからじ。賢聖の詞疑ふべからず。古より和漢兩國に力を以て天下を取る類、更に長く持てるものなし。かたじけなくも我が朝は神の代より今に至るまで九十代におよびて世々に受けつぎて皇祚他を雜へず、百王守護の三十番神末代といへどもあらたなるきこえあり、一朝の萬物はことごとく國王の物にあらずといふことなし。然れば國王として之を取られんを是非につきて拘へをしまんずる理なし。たとひ無理に命を奪ふといふとも、天下に孕まる類義を存せんもの豈いなむ事あらんや。もしこれを背くべくば此の朝の外に出でて天竺震旦にもわたるべく、伯夷叔齊は天下の粟を食はじとて蕨を折りて命を繼ぎしを、王命に背けるもの、豈王土の蕨を食せんと詰られて其のことわり必然たりしかば、蕨をも食はずして餓死したりき。理を知り心を立つる類皆かくの如し。されば公家より朝恩を召し放たれ、又命を奪ひたまふといふとも力なし、國に居ながらをしみ背き奉りたまふべきにあらず。しかるを剰、私に武威をふるひて官軍を亡し、王城を破り、剰、太上天皇を取り奉りて遠島にうつし奉り、皇子后宮を國々に流し、月卿雲客を所々に迷はし、或は忽に親類にわかれて殿閣に喚び、或は立所に財寶を奪はれて路巷に哭する體を聞くに、まづ打ち見るところ、其理に背けり。もし理に背かば、冥の照覽天のとがめなからんや。大に愼しみ給ふべし。おぼろげの德

を以て、此の災を償ふことあるべからず。これを償ふことなくんば、禍の來らんこと踵をめぐらすべからず。なみなみの祭を以て此の罪を消す事あるべからず。之を消すことなくんば、豈地獄に入らんこと矢の如くならざらんや。御樣を見奉るに、これほどの理に背くべき事し給ふべき事にあらぬに、何とありけることにかと拜謁の度には且は不思議に且はいたはしく存ずと云々。泰時朝臣こぼれ落つる涙をさらぬ體におし拭ひて疊紙を取り出だし、鼻かみなんどして、押し靜めて答へ申して云ふ。此のこと所存の趣、日來も委しく語り申したく存じ候ひつるを指して事のついでもなく候ひて自然に罷り過ぎ候ひき。故將軍平大相國禪門の一類を亡ぼし、龍顏を休め奉り萬民の愁を助け、君の爲に忠をつくし、忠の爲に私をわすれ、滋味を嘗めてはまづ君に備へんことを營み、珍しき財を儲けては、則公に獻ぜんことを専にす。ある時は諫め申し、ある時は隨ひ奉りしかば、大將の門にありとし在るもの上一人を重くし奉らずといふ事なし。かくの如きの功を感じおぼしめしけるにや、官位俸祿日々にそひ、年々に重なり、大納言大將になさるるのみにあらず、日本國の總追捕使を賜られき。かゝる時は毎度かたく辭し申されていふ。頼朝凶徒を鎭めて叡慮を休め、貧民を撫でて、勅裁を亂らざらんことを存ず。是わかきより性に禀けて願ひ來たりし所なり。しかるに今飽くまで官位をきはめ、恣に俸祿に飽き、且つは此の志を汚すに似たりとて、かたく仔細を申されけれども勅定再三に及びければ、力なく勅命背き難きによりて泣く〳〵領掌申されけり。之に依りて親類眷屬恩賞に浴する中に、祖父時政、父義時、殊に鴻恩に誇る。これ皆故法皇の御めぐみの下を以て榮運を開けり。されば彼の御子孫に於てはいよ〳〵無二の忠を致し、純一の功を勵すべき旨、深く心中に挿み候ひき。しかるに法皇崩御なり、幕下逝去の後公家の御政もすたれ果てゝ、忠あるも忠を失ひ、罪なきも罪を被る輩あげて計るべからず。諸國大にわづらひ、萬民甚だ愁ふ。させるあやまりなき族、重代相傳の莊園を召し放たれ、朝に賜ふものは夕に召され　昨日下さるる所は今日改めらる。一郡一莊に三人四人の主ありて國々に合戰たゆる事なし。處々に浪牢の人おほくして山賊海賊充滿せり。諸人安堵のおもひなく旅客の通ずること稀なり。さるにつきては飢寒に責めらるゝもの多く、妖亡に遇ふもの數を知らず。此の事、此の兩三年殊に放廣の間關東深く歎じて存ずる刻み、結句あやまりなき關東亡さるべきよし內々洩れ聞え候ひしかど、さしたる支證なく候ひしほどに、愁へ申すに及ばず、謹みて恐怖せし所に、已に伊賀判官光末に課して數萬騎の官軍關東へ發向のよし聞こえ候ひし間、父義時ひそかに予を招き、語りて曰はく、既に天下此の儀に及ぶ。如何が計らふべき。內儀を能く談じて後、竹の御所に參りて二位

家に申し合はすべきよし申し候ふ間、泰時答へ申していふ。平大相國禪門君を惱し奉り國を煩はし候ひしによりて、故大將殿御氣色を蒙りて討ち平げ、上をやすめ、下を治めてより以來、關東忠ありてあやまりなき所に、過なくして罪を蒙らん事これ偏に公家の御あやまりにあらずや。しかれども、一天悉くこれ王土にあらずといふことなし、一朝に孕まるゝもの、よろしく君の御心に任せらるべし。されば、戰ひ申さんこと理に背けり。しかじ、頭を低れ、手を束ねておの〳〵降人にまゐりて歎き申すべし。此の上になほ頭を刎ねられれば、命は義に依りて輕し。何のいなむ所かあらん。力なき事なり。もし又御優免を蒙らばしかるべき事なり。如何なる山林にも住み、殘年を送りたまふべきかと申したりしほどに、義時朝臣しばし案じて、尤此の義さる事にてあれども、其は君王の御政正しく國家をさまる時の事なり。今この君の御代となりて國々亂れ、處々安からず、上下萬人愁を抱かずといふ事なし。然るに關東進退の分國ばかり、聊此の王難におよばずして萬民安穩のおもひをなせり。もし御一統あらば、禍四海に充ち、煩一天に普くして安き事なく、人民大に愁ふべし。これ私を存じて隨ひ申さざるにあらず、天下の人の歎に代りて、たとひ、身の冥加盡き命を捨つといふとも痛むべきにあらず。これ先蹤なきにあらず。周の武王漢の高祖已に此の義に及ぶか。其はなほみづから天下を取りて天位に居せり。これは關東若運を開くといふとも此位を改て別の君を以て御位に卽け申すべし。天照大神正八幡宮も何の御とがめかあるべき。君をあやめ奉るべきにあらす、申し進むる近臣共の惡行を罰するまでにこそあれ。急ぎ罷り立つべし。此の旨を二位家に申すべしとて坐を立ちしかば力及ばず。これ又一義なきにあらざる上は父の命背きがたきに依りて隨ひき。仍りて打ち立ちて上洛仕り候ひしに、先、八幡大菩薩の御前にある赤橋の本にして馬より下り、頭を低れて信心を致して祈り申していふ。此の度の上洛理に背かば、忽に泰時が命を召されて後生を助けたまふべし。もし天下の助となりて人民を安んじ佛神を興し奉るべきならば、哀憐を垂れたまへ。冥慮定めて照覽あらんか。聊私を存せずと云々。また二所三島明神の御前にして誓を立つる事おなじ。其の後は偏に命を天にまかせて、只運のきはまらんことを待ちたり。しかるに、いさゝかの難なくして、今に存せり。かくの如きは始の願の果す所か。然るにもし予緩怠にして佛神を興さず、國家の政を太に資けずんば、罪一身に歸すべし。仍りて一度食するに士來れば終へずして急ぎ、これを聞き、一度髮梳るに士來たれば終へざるに、まづこれに逢ふ。一休一寢なほ安からず、士愁を懷きて待たんことを恐る。進んではふかく萬民を撫でんことをはかり、退きては必一身に失あらん事をおもふといへども、天性蒙昧にして及ばざる所あら

んか。誠にその罪のがれがたし。今慈悲の仰を承りて感涙禁じがたしと云々」

これによれば、北條氏は内心に於いて安んじなかつたことは明かであつて、泰時の仁政にこれが償ひの精神も含められたのであるまいかの疑がある。

(終にはなどか皇化に不順るべき) 上のやうに北條氏の致し方も亦臣下の道にはづれてゐるからして、一旦彼れらがその志を得て自由の振舞をしても、終には皇室の威德に服從せぬといふ事はない筈である。

(說) しかしながら、それには相當の道がある。その道を踐まれねば、その事は行はれ難い。その道を次に述べてゐる。卽ち、

(先、誠の德政を行はれ、朝威をたて、彼を尅する計の道在りて其上の事とぞ覺え侍る) その道とは先、眞實の德政卽ち人心を感孚するだけの仁德の善政を行はれ、それと共に名分を明にして朝廷の威權を立てゝ、朝廷の威德が彼の幕府の徒輩を壓倒するだけの實質を具へてゐるほどの事を行はれて、その上で、はじめてその私してゐる政權をとりかへすなり何なり、然るべき方途を講ぜらるべきことである。

(說) しかし、上の如き方途を立てられてそれが相當の程度に達したといつても、これ亦一概に俄に行はるべきことでない。これには又その時勢機會といふものを見計らはなければならぬ。として次の論を述ぶる。

(且は世の治亂の姿をも能く知らせ給ひて、私の御心なくば、干戈を動かさるる歟、弓矢ををさめらるる歟、天の命に任せ、人の望みに隨はせ給ふべかりし事にや) 卽ち政治は活物のやうなもので、單純な理論だけでは行はれないものであるから上のやうな御取計ひがあつたとて、それで直ちに何事も行はるるといふ譯のもので無いから。一方に於いて、古來の歷史に鑑みて、世の治亂の機の存する所をよく考へ給ふべきであるが、かやうに內外につけて、十分に御考究になつた上で、さて朝廷に於いて、私慾なく不偏不黨の大御心ましますならば、天命の道理に任せ、人望に隨ひて、或は兵を起さるゝとも、又は兵を起し給はぬとも、いづれにてもその時の宜しきに隨ひ給ふべき事であつたらうと思ふといふのである。「干戈」は漢語で兵器の代表的のもの、弓矢は日本語で軍陣の代表的の語とする。いづれも兵器の意に用ゐてある。

(說) 以上にして、承久の擧兵の評論を終へたのであるが、要するに、表面的には朝廷に道理のある事であるが、內實に

立ち入れば、朝廷のなされ方に無理もあり、又時機は當を得てゐないといふことになる。さりながら、もと〳〵鎌倉幕府に非理の事が在るのが根源であるからして、一旦は上述のやうな逆な事も行はれたが、所謂天定つて人に勝つの理で、終に北條氏亡び、天皇親政の正しきにかへつた事を次に述べてゐる。

(終にしては繼體の道も正路に歸り) 承久の大亂の結末は北條氏の非道の仕打で、三上皇播遷といふ非常事件を生じたがしかし、後には皇位の繼承も正しい道に復歸したといふのである。が、これは仲恭天皇遜位の後に後堀河、四條の二代もあつたけれど、その後には土御門天皇の御子後嵯峨天皇立ち給うて、やはり、後鳥羽、土御門の御子孫が皇位繼承の御嫡統とならせられた事をいふ。その關係は次の通りである。

高倉(四十三世)┬(後高倉)─後堀河─四條
　　　　　　　└後鳥羽(四十四世)┬土御門(四十五世)─後嵯峨(四十六世)─龜山(四十七世)─後宇多(四十八世)─後醍醐(四十九世)
　　　　　　　　　　　　　　　　└順徳─仲恭

(御子孫の世に一統の聖運を開かれぬれば) これは後醍醐天皇の御世に至りて北條氏を亡し、幕府を廢して天下一統天皇親政の御運を開かれた事をいふ。後醍醐天皇は後嵯峨天皇の曾孫で入らせらるるからして、後鳥羽天皇の御素志は御子孫の後醍醐天皇の御盡力によりて實現せられた譯である。それ故に

(御本意の末、達せぬには非ざれども) と云つたのである。さてかく後には御素志が貫かれた事ではあるが、

(一旦もしづませ給ひしこそ口惜しく侍れ) といふ。これはたとひ一時の事としても三上皇播遷といふ重大事にあはせ給うた事は誠に殘念の事に思はるゝと慨いたのである。

(說) この慨嘆の趣旨は、承久の擧兵が十分に當を得なかつた爲に、皇室の陵遲をまざ〳〵と國民の前に示した事を深く慨いたものであらう。

著者のこの論は上爲政の局にある方々への忠言として見れば、善政を行ふにあらずば、名分論も、十分の效を奏せぬ次第を諄々として說けるものとして諒とすべき點あれど、純理の論より見れば、不徹底といはねばならぬ。大町桂月曰はく「承久の擧は建武中興の先驅也。承久の擧が非ならば、建武中興も非也。然るに親房は建武の擧を非とせずして承久の擧を非とするは如何にや。義時朝命を奉ぜず、之を討ち給ふに何の非かあらむ。唯建武の際は北條氏の德政

衰へたれども、承久の際は北條氏の徳政正に盛也。これ承久の擧の失敗に終り、建武中興の成功したる所以也」といつた。これは正論である。即ち國體の本義からいへば、北條氏のなす所是認すべからず。しかも世態は既に變なり。親房の論は國體上の論にあらずして、教育論はた政治論なり。基點一ならざれば、かくの如き相違を呈するも亦止むを得ぬといふべきであらうか。

第八十五代、後堀河院、諱は茂仁、二品守貞親王（後に後高倉院と申す。）第三の子。御母、北白河院、藤原陳子、入道中納言基家の女也。

（二品守貞親王第三の子） 守貞親王は高倉天皇の第二の皇子で、後鳥羽天皇の同母の御兄でおはします。壽永二年に平家が安徳天皇を奉じて西國に赴いた時に、この宮をも伴ひ奉つて、皇位御繼承の儲位に擬したのであつたが、亂平いでから上京せられた。文治五年に親王の宣下があつた。建久二年に三品に叙せられたと、皇年代略記に見ゆるが、皇胤紹運錄には二品とある。本書はその二品説に依つたのである。後堀河天皇はこの守貞親王の第三の御子である。一代要記と吾妻鏡とは第二の御子としてゐる。しかし、帝王編年記、歷代皇紀、皇代紀、皇年代略記等は第三の御子としてゐる。守貞親王は建暦二年に出家せられたが、この天皇御即位の後、太上天皇の尊號を上られ、崩御の後に、後高倉院と申し上ぐる事になつた。

（御母北白河院藤原陳子云々） 北白河院は、守貞親王の妃としてこの天皇を產み奉られたが、天皇即位の後に從三位に叙し、三宮に准じて北白河院の尊號を奉られた。その父は中納言藤原基家であるが、天皇即位の後、外祖の故を以て太政大臣を贈られた。

入道親王は高倉第三の御子、後鳥羽同胞の御兄、後白河の御えらびに漏

れ給ひし御事也。承久に事在りて、後鳥羽の御流の外、此御子ならでは皇胤ましまさず。仍りて此孫王を天位に付け奉り、入道親王尊號在りて太上皇と申して世を知らせ給ふ。追號の例は文武の御父草壁の太子を長岡天皇と申、淡路の帝の御父舍人親王を盡敬天皇と申、光仁の御父施基の皇子を田原天皇と申。早良の廢太子は怨靈を息められんとて崇道天皇の號を送らる。院號在りし事は小一條院ぞましける。

（入道親王は高倉第三の御子後鳥羽同胞の御兄） 入道親王とは親王の位地に居らるる方の出家せられたのをいふ。こゝにいふ入道親王は守貞親王のことである。この方が後鳥羽同胞の御兄といふことは相違ないが、高倉第三の御子といふことは、誤である。尤もこれは增鏡なども同じ説であつて、本書だけでないから、一般に誤り傳へられたものであらう。山槐記によると守貞親王は治承三年二月二十八日の御誕生で、同年四月十一日に惟明親王が誕生せられた。この御兄弟は同年の御誕生で、しかもその月日の隔りが少い爲に往々次第をとり違へて傳へられたものと見ゆる。

（後白河の御えらびに漏れ給ひし御事也） これも前に述べた如くに誤りである。當時守貞親王は平家に件はれて西國にましましたのであつて、當時京に居られたのは第三の皇子惟明親王と第四の皇子なる後鳥羽天皇とであつて、その際の御えらびに漏れ給うたのは惟明親王であつたのである。しかしこの説も古くから誤り傳へられたものと見えて、增鏡にも本書と同じやうに記してゐる。

（承久に事在りて、後鳥羽の御流の外、此御子ならでは皇胤ましまさず） 承久三年の大亂が有つて、後鳥羽、土御門、順

德の三上皇遷され給ひ、仲恭天皇御遜位になつたが、北條氏はもとより後鳥羽上皇の御一統を畏れて、皇位に卽き給ふことを好まず、その外に皇胤を尋ぬると、この守貞親王以外にはましまさなかつたといふのである。それはかの惟明親王もこの年までおはしましたのであるが、その月の五日に薨じたまうた。

（仍りて此孫王を天位に付け奉り） そこで、この親王に依らうとしたが、入道してゐたまうたによりその御子卽ち孫王を天位に卽け奉つたのが、後堀河天皇である。

（入道親王尊號在りて太上皇と申して世を知らせ給ふ） この入道親王は今上の御父であるによりて、承久三年八月十六日に太上天皇の尊號を上られたのであるが、當時天皇は御年十歳であつたから、この太上天皇が院政を行はれた。

（說） こゝに天皇にあらずして太上天皇の尊號を上られたについて、その舊例を按じて次にあげた。

（追號の例は云々） 追號とは生前皇位に上らせられずして、後に天皇の尊號を上らるゝをいふ。

（文武の御父草壁の太子を長岡天皇と申） この事は持統天皇の條に說いてある。

（淡路の帝の御父舍人親王を盡敬天皇と申） この事は淡路廢帝の條に說いてある。

（光仁の御父施基の皇子を田原天皇と申） この事は光仁天皇の條に說いてある。

（早良の廢太子は怨靈を息められんとて崇道天皇の號を送らる） この事は桓武天皇の條に說いてある。

（說） 以上はみな追尊天皇であつて、今の場合の太上天皇とは趣が違ふ。同一に論ずべきでない。

（院號在りし事は小一條院ぞましける） この事は後一條院の條に說いてある。

（說） 小一條院は追尊でなくて御在世中の事である。しかしこれは太上天皇の尊號を受けられたのではないし、又院號が在つても院政を行はれた譯でもない。それ故に、この後高倉院太上天皇の院政はこれまた、甚しい異例である。從來の院政は天皇のおりゐの後の政治であるに、これは皇位につかれた事もない方の院政である。名分の亂れがこゝに至つてます〳〵甚しくなつた事を見るべきである。

此天皇辛巳の年卽位。壬午改元。天下を治め給ふ事十一年、太子に讓り

「如し」の「し」底本「ニ」に作る。他諸本による。

て尊號例の如し。暫く政を知らせ給ひしが、二十一歳にて世を早くしおはしましき。

（此天皇辛巳の年即位）　辛巳の年は承久三年であるが、七月九日に踐祚あり、十二月一日に即位の禮を行はれた。

（壬午改元）　翌年四月十三日貞應と改められた。

（天下を治め給ふ事十一年）　貞永元年十月四日に讓位あり、踐祚から滿十一年と三ケ月の御在位である。

（太子に讓りて尊號例の如し）　太子は四條天皇であるが、十月四日の御讓位で、同七日に太上天皇の尊號を受けられた。

（暫く政を知らせ給ひしが、二十一歳にて世を早くしおはしましき）　新帝が僅に二歳で入らせられたから院政を行はれたが、中一年を隔て文暦元年八月六日に崩御になつた。御年は二十三歳であつた。御降誕が建暦二年であるから諸書みな二十三歳としてゐる。本書に二十一歳とあるのは誤である。

第八十六代、四條院、諱は秀仁、後堀河の太子。御母藻壁門院藤原竴子、攝政左大臣道家の女也。壬辰の年即位。癸巳に改元例の如し。

（後堀河の太子）　この天皇は百錬抄に「後堀河院第一皇子」とある。寛喜三年二月に御降誕四月に親王宣下、十月に皇太子に立たれた。

（御母藻壁門院藤原竴子云々）　この女院は藤原道家の女で、寛喜元年に女御となり、二年に中宮となられた。この天皇即位の後、天福元年に藻壁門院の尊號を上られたのである。

（壬辰の年即位）　壬辰即ち貞永元年の十月四日に受禪踐祚、十二月五日に即位の禮を行はれた。時に御年二歳。

（癸巳に改元） その翌年四月十五日に天福と改元せられた。

（例の如し） これは天皇の御代がはりに改元せらるることが例規であるからその通り行はれたといふのである。

一年計り在りて上皇隠れ給ひしかば、外祖にて道家のおとど、王室の權を取りて、昔の攝政の如くにぞ在りし。東國に仰ぎし征夷大將軍賴經も此大臣の胤子なれば。文武一にて權勢おはしけりとぞ。

（一年計り在りて上皇隠れ給ひしかば） 御幼冲であつたから上皇の院政であつたが、その上皇も中一年を隔て文暦元年に崩御になつたからして、卽ち

（外祖にて道家のおとど王室の權を取りて昔の攝政の如くにぞ在りし） 道家は先帝の時關白職を長子右大臣敎實に讓つてあつたから、この天皇踐祚と共に敎實攝政となつてあつた。さて敎實は文暦二年三月に病で薨じたからして、道家が再び攝政になつた。さてその後嘉禎三年三月に道家は攝政をやめて、左大臣藤原兼經が攝政になつた。しかしながら增鏡に「天の下はさながら大殿（道家）の御心のまゝなればいとゆゝしくなむ」と云つてゐるやうに、今上の外祖父として昔の攝政良房などのやうに王室の權を左右してゐたのであつた。

（東國に仰ぎし征夷大將軍賴經も此大臣の胤子なれば） この事は上（五一六頁）にいつた。

（文武一にて權勢おはしけりとぞ） 文官としては帝王の外祖父として攝政關白の權を握り、武家としての征夷大將軍の父としてあれば、文武の權を一手に握りたる狀で、權勢が盛であつたといふことである。

「女」の下底本「也」あり、他諸本になし。

天下を治め給ふ事十年。俄に世を早くし給ふ。十二歳御座しき。

（釋）仁治三年正月九日疾によりて崩御。踐祚よりこれまで十年に滿たぬ。御年には異説はない。

第八十七代、第四十六世、後嵯峨院、諱は邦仁、土御門院第二の御子。御母、贈皇太后源通子、贈左大臣通宗の女、内大臣通親の孫女也。

（土御門院第二の御子）この天皇の御兄弟の次第は書によりて區々である。一代要記にはこの天皇を第七皇子とし、大日本史はこれによる。本書と同じいのは皇年代私記皇代略記等である。

（御母贈皇太后源通子云々）この方は源通親の孫で早く身まかられたのである。この天皇即位の後仁治三年七月十一日に追尊して皇太后の位を贈られ、その父通宗は生前參議であつたが、外祖父たるに依つて左大臣正一位を贈られたのである。

承久の亂在りし時二歳にならせ給ひけり。通親の大臣の四男、大納言通方は父の院にも御傍親、贈皇后にも御ゆかりなりしかば、收養し申して隱し置き奉りき。十八の御年にや大納言さへ世を早くせしかば、いとど無賴に成り給ひて、御祖母承明門院になんうつろひまし〱ける。二十

「申ける」底本「申させ給ける」に作る。他諸本によりて改む。

二歳の御年、春正月十日、四條院俄に晏駕、皇胤もなし、連枝の御子もましまさず。順徳院ぞ未だ佐渡に御座しけるが、御子達もあまた都に留り給ひし、入道攝政道家のおとど、彼御子の外家におはせしかば、此御流を天位に即け奉り、本の如くに世を知らんと思はれけるにや、其趣を仰せ遣しけれど、鎌倉の義時が子、泰時計ひ申して、此君を居ゑ奉りぬ。誠に天命也、正理也。土御門院御兄にて御心ばへもおだしく、孝行も深く聞えさせ給ひしかば、天照大神の冥慮に替りて計らひ申けるも理也。

（承久の亂在りし時二歳にならせ給ひけり） これは増鏡新島もりの巻に「去年の二月にや若宮いできたまへり。承明門院の御せうとに通宗の宰相中將とて若くてうせ給ひし人のむすめの御腹なり」とある事實をさす。

（通親の大臣の四男、大納言通方は父の院にも御傍親、贈皇后にも御ゆかりなりしかば） 源通親は、土御門天皇の御母承明門院の養父であるにより、その子大納言通方は承明門院の御兄弟であり、又この天皇の御母贈皇太后の御父通宗の弟であるから御緣故が深い譯である。それ故に承久の亂の際に通方が、この天皇を

（收養し申して隱し置き奉りき） 卽これは増鏡上文のつゞきに「やがてかの宰相の弟に通方といふ人の家にとゞめ奉り給ひて」とある事をさすのである。

（十八歳の御年にや大納言さへ世を早くせしかば） 通方は暦仁元年十二月に薨じたから、その時の天皇の御年は十九歳で

ある筈である。

（いとど無頼に成り給ひて） 無頼とは今いふとは意味が違ふ。これは依頼する所が無いといふことで、保護者の無い事をいふ。増鏡に「大納言さへ暦仁の頃うせにしかば、いよ〳〵眞心に仕うまつる人もなく心ぼそげにて何を待つとしもなく、かがつらひておはしますも人わろくあぢきなう思さるべし」とあるのはこの意である。

（御祖母承明門院になんうつろひましましける） この事は五代帝王物語に委しく見ゆる。

（二十二歳の御年、春正月十四日四條院俄に晏駕、皇胤もなし、連枝の御子もましまさず） こゝに二十二歳とあれど、上の例より推して二十三歳とあるべきである。百錬抄も増鏡も二十三歳としてある。又四條天皇の崩御を本書に正月十日としてあるが、増鏡その他諸書に九日とあつて、十日とある書を知らぬ。何か據の在る事であらうか、或は誤であらうか。さてこの間の事は増鏡に見えて、「いまだ御つぎもおはしまさず、又御はらからの宮なども渡らせ給はねば世の中いかになりゆかむずるにかとたどりあへるさまなり」とある。

（順徳院ぞ未だ佐渡に御座しけるが） 順徳天皇は仁治三年九月の崩御であるからこの正月には御在世であつた。

（御子達もあまた都に留り給ひし） 順徳天皇の御子は七人御座したが、仲恭天皇の外には法體にならせ給うた方が二人、その他には忠成王　善統親王、彦成王等おはして京都に在住せられた。

（入道攝政道家のおとど、彼御子の外家におはせしかば、此御流を天位に即け奉り、本の如くに世を知らんと思はれけるにや） 順德天皇の中宮東一條院は攝政道家の姉である。所で道家が擁立しようとした忠成王は中納言藤原清季の女の生み奉つた方であるから、忠成王に對しては道家は血縁はない。しかし忠成王の御父順德天皇に對しては外戚であるから、ひろく外家と云つたものであらう。

（其趣を仰せ遣しけれど、鎌倉の義時が子泰時計ひ申して此君を居ゑ奉りぬ） 順德天皇の御子忠成王御即位あつて然るべしといふ事を關東へ通じたけれど、鎌倉ではこれを用ゐずして、此天皇をすゑ奉つた。この時には鎌倉の實權はもとより北條氏にあつたが、義時は後堀河天皇の元仁元年に死んでその子泰時が實權を握つてゐた。即ちこれは泰時の取計らひである。

（誠に天命也　正理也） かやうにして土御門天皇の御末のこの天皇の御即位になつた事は、誠に天命の然らしむる所であり、又正しい道理によつた所である。と著者がこれを批判してゐるのである。そこでかやうにいふ理由を次に述べてゐ

る。

（土御門院御兄にて御心ばへもおだしく、孝行も深く聞えさせ給ひしかば） 土御門天皇は後鳥羽天皇の長子で、御性質温和にあらせられた事は上にも言つてある。又御孝行の御事は、かの父帝が隱岐にましますに一人安らかに都にあることは恐多いと思ひ給ひて、御心から出でゝ、土佐にうつらせられた御行でも明に知らるる。

（天照大神の冥慮に替りて計らひ申ける理也） 泰時のこの取計は天照大御神の神慮にかはりて行つたものと思はるるといふのである。

（論） この論も必ずしも正しいとはいはれぬ。この時四條天皇正月九日に崩御になつたのに、皇室に於いても廷臣に於いも御繼嗣を定め奉ること能はず、その御繼嗣を定めようと考へた前攝政道家がさばかりの權臣であるけれども、ただ關東の鼻息を窺ふだけであつて、當時順德天皇の皇子忠成王の側とこの天皇の側とが、ひたすら關東からの上申如何と氣を揉んでゐた事は增鏡に手にとるやうに描かれてある。卽ち當時、皇位を左右するものは北條氏であつたのである。泰時はもとより私心を挾まなかつたかも知れぬが、しかしこれは全く冠履顚倒した世相である。著者がこれを讃美してゐるのは如何なる趣旨であらうか、深く考へなければならぬ。恐らくはこれは一面に於いて朝廷に正義鯁直の風が地を拂つてなくなつてゐたことを告ぐるものゝやうにも思はるる。次には正直にして私心を挾まぬことが神道の極致であるから、泰時が私心を挾まず公平に取計つたといふことが神慮に通ずるものと考へたのであらう。さりながら泰時の承久の時の行動はたとひ父の命によるとはいへ、決して臣子としての正しい行動とはいはれない。然るに著者の泰時を謳歌することは豫想以上である。これはその分をよく守り、又よく世を治めた事を賞して云つたものと思はるる。

（說） 以上、泰時の取計を是認したにつれて泰時についての評論を次に試みたのである。

大方泰時心たゞしく政すなほにして、人を育み、物に憍らず、公家の御事を思ひ、專ら本所の煩をとゞめしかば、風の前に塵なくして天下則靜

「すなほ」底本「舜」に作る。他諸本による。
「とゞめ」底本「留」に作る。

他諸本による。

「塵」底本「岩」に作る。他諸本による。

「とれり」の「れ」底本なし他諸本による。

「高き」諸本「高」一字とせるを訓讀す。白山本のみ「高官高位」とせり。

「なし」底本「ナン」に作る諸他本により て改む。

りき。かくて年を重ねし事偏に泰時が力とぞ申侍るめる。陪臣として久しく權を取る事は和漢兩朝に先例なし。其主たりし頼朝すら二世をば過ぎず。義時いかなる果報にか、計らざる家業を始めて、兵馬の權をとれりし、樣希なる事にや。されども才德は聞えず。又大名の下に誇る心や在りけん、中二年計ぞ在りし。身まかりしかども、彼泰時相繼ぎて德政を先とし、法式を固くす。己が分を計るのみならず、親族幷に所有武士までも誡めて高き官位を望む物なかりき。其政次第のままに衰へ終に亡びぬるは天命の了る姿也。七代までたもてるこそ彼が餘薫なれば恨む所なしと云ひつべし。

（大方泰時心ただしく政すなほにして人をはぐくみ、物に慉らず）「大方」といふのは概括する意で、一々については是非さまざまであらうが、概括してみれば、泰時はよき人物であることをいはうとするのである。泰時の政治は節儉質素を旨とし、人民を子の如く撫養し、又恭謙にして驕らなかつたことは古來有名な話である。その驕らなかつた一例をあぐると、「かつて法華堂に詣でて堂下に拜せしかば、寺僧が、堂に登り給へといひしに、曰はく將軍在世の日に輙く近づくことを得ざりき。薨じて後豈に禮節を易へむやといひき」と東鑑に見えてゐる。

（公家の御事を思ひ） 公家は朝廷である。朝廷の事を大切に思うたことは、承久の時父、義時より計策を問はれた時に「天子に抗するは臣子の義にあらず、宜しく身を束ねて闕に詣り、唯命是れ聽き、天威尙ほ霽れざる時は族を擧げて刑に就くとも亦何をか憾みむ。もし赦宥を蒙らば、迹を山林に晦まし、以て餘生を保たむ」と諫めた事あり、又出發の際單騎道より還りて「もし天子親征し給はゞ、何をもつて自ら處せむ」と義時に問うたこともあり、又四條天皇崩じて皇嗣なく、その報知が鎌倉に至つた時は、泰時が叔父時房と歡飮してゐたが、俄に席を起ち歎じて「天位は至重にして、神人のつかさどる所なり。吾もし緘默して廷臣をして專ら策を定めしめなば、安危未だ知るべからず」とてやがて戶を閉ぢて沈吟し、ほとんど寢食を忘れ、鶴岡八幡宮に詣でゝ籌を探り、終に皇統の正嫡たるこの後嵯峨天皇を立て奉つたといふ事である。それ陪臣として天位を左右した事はもとより不可であるが、當時朝廷の臣に正しい政治を行はうとした人が居たかどうか頗る疑はしいので、泰時がこの擧に出たのは時勢或は止むを得なかつたかも知れぬ。それ以上の事は述者としてはいふことが出來ぬ。

（本所の煩をとどめしかば） 本所は上に言つた通り、莊園の領主であるが、當時往々地頭が幕府の威をかりて領主を蔑にして命を行はず、又租稅などについて爭を起すこと少からずあつたが、泰時は理否によつて斷じ、情實を容れなかつたから、地頭の押妨を禁じて領家をして安堵せしめた事の少くなかつた事は當時の史乘に散見する。

（風の前に塵なくして天下則靜りき） これは風塵といふ語に基づくのである。風塵といふは兵亂をいふ熟語で、「邊境時有㆓風塵之警㆒」（漢書終軍傳）「風塵之變出㆓於非常㆒」（晉書陶璜傳）などいふのであるが、こゝは戰亂などの事なく天下泰平に治まつた事をいふ。

（かくて年を重ねし事偏に泰時が力とぞ申侍るめる） 承久の亂以後、天下に兵亂なきこと二十年以上に及んだのは泰時執權の時代である。それは結局が政治の致す所であると世に申し傳へてゐる。泰時はこの天皇御卽位の年仁治三年六月十五日に卒したのであるが、百錬抄にこれを記して「都鄙貴賤如㆑喪㆓考妣㆒」とあるが、これで上下一般に惜まれた事が想像せらるる。

（陪臣として久しく權を取る事は和漢兩朝に先例なし） 北條氏はどこまでも鎌倉將軍の家臣であるから、天皇から見たまへば陪臣である。然るに、その陪臣たる北條氏が、承久の亂以後、事實上天下の大權を左右してゐた。しかもそれは義時から、泰時、經時、時賴、時宗、貞時、高時まで七代に及び、年數は百十三年に及んでゐる。陪臣が一時の都合

や權宜で國政をとるといふことは、多少どこにも有りがちの事であらうが、かやうに久しく權を取るといふ事は日本にも支那にも先例がないといふのである。

（其主たりし頼朝すら二世をば過ぎず）北條氏の主人たりし頼朝さへ二世を過ぎぬといふのである。頼朝の後頼家、實朝の二代あれど、いづれも頼朝の子であるから二世で亡びたどいふのである。

（義時いかなる果報にか）北條義時が、かやうに陪臣にして國政をとることを初めたといふのは如何なる果報によるのであるかといふ。果報とは佛教の思想で、過去の所業の因緣により導かれて生ずる境界をいふ。卽ちかやうの事のあるのは義時が過去に如何なる善業を行うた果報によるのであるかといふのである。

（計らざる家業を始めて兵馬の權をとれりし、様希なる事にや）「はからざる」は思ひもよらぬといふ義。北條氏が頼朝の臣として鎌倉幕府の執權となつて將軍を輔佐するのはこれは自然の事といふべきであるが、その幕府の執權たるものが、兵馬の大權を掌握し、進んでは天下の大政を左右する如き地位を得て、これを家業の如く世襲して子孫に傳へたといふことは、これは豫期した事であるまいし、又實に傍例もない事と思はるる。

（されども才德は聞えず）義時はかくの如き大果報を得たが、さてその人物については別に才能ありとも聞えず、又有德の人とも聞えぬといふのである。

（又大名の下に誇る心や在りけん、中二年許ぞ在りし）義時は上述の如き權力を得たるにつけ、その大名譽を自負して下のものに誇る心が在つたであらうか、中二年程で死んだといふのであるが、義時の死は承久三年の亂後二年を隔て元仁元年であつて、それは近習のものに刺し殺されたのであつた。

（身まかりしかども、彼泰時相繼ぎて德政を先とし、法式を固くす）義時が死んだけれども、泰時がその後を繼ぎて執權職となり、先にいへる如く有德の政を行ひ、又有名なる貞永式目五十一條を制して幕府の政治の基礎方針を定めたのである。

（已が分を計るのみならず）泰時は一方に於いて節儉を守り、又元來陪臣として政權を執つてゐるのであるから、將軍は幼少なりといふとも、これを貴んで自ら陪臣たる分限を守つて、高位高官に昇らなかつた。所謂よく恭儉自を持したのである。かつて四位に叙せらるゝ仰のあつた時に、陰陽助安倍忠尙を召して、「我功勞なくして、冒りに崇斑を進めらる。恐らくは終を全うし難からむ。宜しく神明に禱りて寵錫を保つべし」と言つて泰山府君を家庭に祭つたといふ。

かやうであるから、己が親族幷に所有ゆる武士どもをもよく誡めたから、泰時の時にはそれらは高い官位を望む者がなかつた。

（其政次第のままに衰へ終に亡びぬるは天命の了る姿なり） その泰時の善政、又その政治上の方針が次第次第に衰へ、高時に至つて終に亡びてしまつたのは天命の盡きた姿樣子と見ゆるといふのである。

（七代までたもてるこそ） 北條氏は通常九代といふ。それは時政から高時まででゞあるが、次の表に見ゆる通りである。

○時政（政所別當）――○義時（執權）――○泰時（執權）――○時氏――○經時（執權）――○時頼（執權）――○時宗（執權）――○貞時（執權）――○高時（執權）

然るに、時政は政所別當であつて、當時未だ執權の名も實もなかつた。義時の時、侍所別當和田義盛を滅して、政所侍所の職を倂せてその長となり執權となつて幕府の全權を掌握したのである。それより後は北條氏が天下の兵馬の大權を掌る事になつたのであるが泰時の子時氏は父に先だつて死し、孫經時、時頼が相繼いで執權になり、その後時頼の子孫が相續したのである。そこで、義時をはじめとして執權になつたものをかぞふると七代になるから、本書に「七代まで保てる」と云つたのであらう。

（彼が餘薰なれば、恨むる所なしと云ひつべし） かく七代までつゞいたのは泰時の德の餘りであつて、若し泰時が出なかつたら、かくまで續かなかつたかも知れぬといふ意味がある。餘薫とは香氣の遠くまで至り及ぶにたとへて先祖の功德のなごりで子孫が榮ゆる事を云つたのである。

（說） 以上泰時論であるが、次に更に一段進めて、前に述べた賴朝論をも受け、二者の政治上の位置を論じ、以て爲政者の鑑戒としようといふ精神を發揮するのである。

凡保元平治より以來の亂りがはしさに、賴朝と云ふ人もなく、泰時と云ふ物なからましかば、日本國の人民いかゞ成りなまし。此謂を能く知ら

ぬ人は故もなく、王威の衰へ、武備のかちにけると思へるは誤也。

(凡保元平治より以來の亂りがはしさに賴朝と云ふ人もなく泰時と云ふ物なからましかば、日本國の人民いかが成りなまし) これは賴朝泰時が民政上の功績をあげたことを述べたのである。賴朝泰時が大權の一部を武門に收めたといふ事は、もとよりよくない事であるが、民政上には多少の功績を認めねばならぬ。即ち保元平治以來の亂れた政治の世に若しこの二人の樣な人が出なかつたとしたならば、理想もなく、法式もたゝぬ名ばかりの政治であるに相違がなく、それでは人民が塗炭の苦を受くるだけで、安堵することは恐らくは出來なかつたであらうといふのである。これは政治論の範圍に於いては否定し得ない事實と思はるる。

(此謂を能く知らぬ人は故もなく、王威の衰へ、武備のかちにけると思へるは誤也) 此理由を能く知らぬものは、理由も原因もなく天皇の稜威が衰へ、源氏や北條氏といふ武家が勝つたのであると思ふのは誤解である。政權を幕府がとつた事はもとより不都合であるが、しかし若し賴朝、泰時などいふものがなかつたならば、天下がどんなに亂れたか分らぬ、恐らくは非常の大亂に及んだであらうといふのである。これは後世足利氏の政治の結果、應仁の大亂、及びその以後の戰國の狀態を見れば、思半にすぐるであらう。

(說) 以上泰時の取計が天意に出づることを說いたが、これからは上の意をうけ、更に敷衍して皇道も畢竟民を安んずるに存することを說く。

所々に申し侍る事なれど、天日嗣は御讓に任せ、正統に歸らせ給ふに取りて用意在るべき事の侍る也。神は人を安くするを本誓とす。天下の万民は皆神物也。君は尊くましませど、一人を樂しましめ、万民を苦むる

事は天も許さず、神も幸せぬ謂れなれば、政の可否に隨ひて、御運の通塞在るべしとぞ覺え侍る。

（所々に申し侍る事なれど） これからは天皇の天職を論ずるのであるが、それは前の所々で述べた所であるけれど、更に一括して此所で論ずるといふのである。

（天日嗣は御讓に任せ正統に歸らせ給ふにとりて用意在るべき事の侍る也） 天皇の御位は時として傍系に從り傳はることが在つても天照大御神の神慮の御計に任せて、自然、終には正統に歸着すること、前に屢々述べ來つた所の如き次第である。さやうな譯であるによつて、皇統に在らせらるゝ方々は十分にそれらの事を御心得あるべきことであるといふのである。

（神は人を安くするを本誓とす） 本誓とは本來の誓約をいふ。この事は豐受太神宮御鎭座本紀に見ゆる。「金剛水不レ朽火不レ燒、本性精明故亦名曰二神明一、亦名二大神一、任二大慈本誓一、毎人隨レ思雨レ寶如二龍王寶珠一利二萬品一如二水德一故亦名二御氣都神一也」とある。

（天下の万民は皆神物也） 神物とは神の物で、一己人の所有物ではないといふこと。この語は御鎭座傳記に倭姬が受けられた皇太神並に止由氣太神の神勅といひてのせた文の中にある。「汝正明聞給倍 人乃天下之神物也。莫レ傷二心神一云々」とあるのがそれである。

（君は尊くましませど、一人を樂しましめ万民を苦むる事は天も許さず、神も幸せぬ謂れなれば） 君の尊くましますことはいふまでもない。しかし、君の尊くましますといふことは下に萬民がある故である。君一人だけおはしまして下萬民が無くては尊卑といふ考も生ぜぬ譯である。それ故に下萬民を安んじ給ふ天職即ち天皇の御位といふべきである。されば、上一人を樂ましめて下萬民を苦むる事は道理に於いて存在せぬわけであるし、又神もさやうな事では幸を下し給はぬ道理であるからといふ意。こゝの天は支那流の語であるが、天道即ち自然の道理といふ程の意に見ても差支あるまい。

「おぢ」底本「悕」に作る他諸本による。

「田の」の「の」底本なし。他諸本によりて補ふ。

（政の可否に隨ひて御運の通塞在るべしとぞ覺え侍る） 上述のやうな道理が有るからして、その行はるる政治の是非良否によつて、その天皇の御運命の良否があるであらうとおもはるるといふのである。通とは運命の進路の開いてゐることで仕合せの善いこと、塞とはその進路の塞がつてゐることで仕合せの惡いこと。

（說） 以上は天皇の人民を大切にし、政治を愼ませ給ふべき事を論じたのであつて、これから下は、臣の心得を論ずるのである。

増して人臣として、君をたふとみ、民を哀み、天にせくゝまり、地にぬき足し、日月の照すを仰ぎても心の黒くして光に當らん事をおぢ、雨露の施すを見ても身のたゞしからずして惠に漏れん事を顧るべし。朝夕に長田狹田の稻の種をくふも皇恩也。晝夜生井榮井の水の流を呑むも神德也。是を思ひも入れず、在るに任せて慾を恣にし、私を前として、公を忘るる心在るならば、世に久しき理侍らじ。

（増して人臣として君をたふとみ、民を哀み） これは君命を受けて人民を治むる地位に在るものゝ道を說いたのであるがそれらの人は上は君をたふとみ、下は民を哀みて、善政を行ふべきことはいふまでもない。

（天にせくゝまり、地にぬき足し） これは詩經の小雅正月篇に「謂天蓋高不敢不局、謂地蓋厚不敢不蹐」とあるに基づく語であるが、天は高く且つ大なれば、いかに脊を高くし肩を張りて步くとも妨ないやうであるけれども、やは

り丈を縮めて行くがよく、地は厚く且つ廣ければ、いかに強く踏むとも、差支へないやうであるけれども、やはり足を靜かにして行くがよいといふので、人に誇らず、身を愼むべきことを譬へて言つたのである。

（日月の照すを仰ぎても心の黒くして光に當らん事をおぢ） 日月の明らかに照すを見てはわが心をこれに比べて、果して黑い點が無いかと省み、邪に穢れた心で日月の淸き光にあたることは恐れ多い事と思へといふのである。

（雨露の施すを見ても身のただしからずして惠に漏れん事を顧るべし） 自然生の草木、田畠に作る諸の作物、すべて天地の雨露の惠をうけて育つものであるから、それを見ても、わが身の正しからずして天地の惠に漏れざらん事を顧みおもへといふこと。即ち身不正では天恩いかに洪大でも、惠を下すに由ない事が生ずる。それ故に心を直く身を正しくせよといふ。

（朝夕に長田狹田の稻の種をくふも皇恩也） 朝夕に米をくふも天皇の恩であるといふこと。これは今の人は何とも思はずに、この國に生ずる米を食うてあれど、それはその源を思はぬからである。わが日本米の源は天照皇大神が蒼生の爲に天狹田長田につくり給ひし稻穗を皇孫瓊々杵尊に授け給ひ　瓊々杵尊この土にこれを植ゑ生し給ひしその稻種を源として、世々の農家が心をこめて改良に改良を加へて今日に至つたものである。而して年々の新嘗祭、天皇御一代一度の大嘗祭はこれの報恩の御祭であることを思ふときに、誰れの人か、この朝夕食ふ米が天照皇大神の天狹田長田の稻の種でないといひ得るであらうか、はた又これが、歷史ありて以來でも三千歲の間、その以前悠久の古よりの皇恩でないといひ得ようか。日本米が世界に於いてすぐれた種であるといふ事もかやうな嚴重な事實に基づくものである。これはわれらの日夕に忘れてはならぬ事である。

（晝夜生井榮井の水の流を吞むも神德也） 生井榮井は善良な井水をあがめたゝへていふ語。その井水を吞みて、人は生き又榮ゆるによりてその恩德をほめていふので、決してたゞの飾り語でない。若し、汚水、濁水、又は鑛物質の甚しき水又は毒水などのみであつては、人間はそこに一日も生存し得ぬのである。これを思へば、その生井榮井の水を晝夜飮みうる事は偉大なる神の恩惠であるといふ事がわかる筈である。

（是を思ひも入れず、在るに任せて欲を恣にし　私を前とし公を忘るる心在るならば世に久しき理侍らじ） 上述の如き神恩皇恩の忝ない事を深くも考へず、日月雨露の忝いことをも忘れこれを疎略にし、水の如きもの米の如きもの日常在るにまかせてこれを妄に費し、私慾を恣にし、公の務を忘るゝやうな心が在るならば、さやうな人は世に久しく榮えて

在る道理はあるまいといふのである。昔妙心寺の開祖關山和尙は、その同行の徒が琵琶湖に浴して水を疎略にした事をさへ誡めたといふ逸話がある。さうしてさやうな謙遜な和尙の開いた寺であるによつて妙心寺は有福に今日までも榮えてゐるのであるといはれてゐる。古人の謙遜な心掛はかくまでにゆかしいものである。而して關山和尙はこの書の著者と時代を同じうするのであるのを見ると、偉人の言と行とは期せずして一致するものであると思はれて、誠に慕はしい事である。

（說）　以上、人臣の道を說いたが、次にはそのうちにても重要の地位に立つものを特に說く。

況や國柄を取る仁に當り兵權を預る人として正路を踏まざらんにおきて爭か其運を全くすべき。

（況や）　普通の臣としてすら上の如くである。ましてその上に位するものに於いては一層責任が重いといふことを導き出す爲の語である。

（國柄を取る仁に當り）　「國柄」とは國家の政柄といふこと、「仁」とはわが國中世以降「人」と略通じて用ゐたのであるが、人物の意味に近い。卽ち國民の上に立つて政權を取扱ふ人物に於いてはの意。卽ち攝關大臣等をいふ。

（兵權を預る人として）　兵馬の大權を預つて天下に號令する人卽ち大將軍をさすが、今は幕府の執權もそのうちに入る。

（說）　以上で、上天皇より下一般の爲政者の心得を一往論じたにより、更に立ちかへりて上來の論旨を總括して、この論を結ばうとするのである。

泰時が昔を思ふには誠在る所在りけんかし。子孫はさ程の心あらじなれ

ども固くしける法のままに行ひければ、及ばずながら世をも重ねしにこそ。異朝の事は亂逆にして紀なき樣多ければ、例とするに足らず。我國は神明の誓ひ掲焉くして上下の分定れり。然も善惡の報明に、因果の理り空しからず、且は遠からぬ事共なれば、近代の得失を見て、將來の鑒誡とせらるべき也。

「定れり」底本「足レリ」に作る。梅本「サタマレリ」とし、他諸本に同じ。よりて改む。
「近代の」の「の」底本なし。他諸本による。

（泰時が昔を思ふには誠在る所在りけんかし） さて以上の論を立て、而して昔の泰時の時の事を思ひめぐらすに、彼泰時といふ人物には至誠といふ心の存する點が在つたのであらう。それ故にあれだけの事も行ひえたのであらうといふのである。

（說） こゝに「誠在る所在りけん」といつてゐるのは意味深長である。泰時の行うた所をば、徹頭徹尾謳歌してゐるのではなく、彼の行つた所を見ると、どこかに誠といふ心が在る所を認めうるといふのである。

（子孫はさ程の心あらじなれども、固くしける法のままに行ひければ、及ばずながら世をも重ねしにこそ） 泰時の子孫は泰時ほどの至誠があつたかどうか疑はしい、恐らくは泰時ほどの心は持つてゐなかつたであらうけれども、泰時が確立しておいた法式や遺訓を守つて萬事行つたから、泰時に及ばないながらも、やはり世の固めとなつて五六代までもつゞいたのであらうといふ意。

（異朝の事は亂逆にして紀なき樣多ければ例とするに足らず） 外國即ち支那や印度の事は、本書のはじめに說いてある如く、わが國と國體が違ふ爲に逆亂がつゞき、君臣上下の紀律もないといふやうな實例が多いのであるから、それらの國の事實は、わが國の先例とするには足らない。

（說） この一句と次の一句とはわが國體の特異なる點に基づくものである。

（我國は神明の誓ひ掲焉くして上下の分定れり） わが國は神明の御誓約が著しくて君臣の分昔より定まつて少しの混亂もないといふ意。卽ち天照皇大神の神勅以來、皇統一系萬世にわたりて變らず、支那及び諸外國の如く、臣が君となるといふやうな事は開闢以來更にないのである。

（然も善惡の報明に、因果の理り空しからず） 上の如く、君臣の分は明かに、皇統一系萬世無窮であることは一毫も疑ひがなくその點は決して動くもので無いが、しかも、その一系の君統のうちで、種々の事が起伏する。その起伏するのはつまりは因あれば果あるといふ理によつて、過去の善惡の業によつて相應の果報を受けらるる爲であつて、その理法が適切である。この理は本書の著者が、これまであちらこちらで指摘してゐる。

（且は遠からぬ事共なれば） それらの因果應報のありさまは上代から見ゆるが、ここに論ずる事の如くそのうちには遠からぬ世にも著しい事が多く見ゆる事であるからといふ意。

（近代の得失を見て將來の鑒誡とせらるべき也） かやうな譯合故に、この近代（ことに保元平治以後をさすのであらう）の政治の得失を見て、將來の政治の手本とも誡ともせらるべきであるといふ意。

（說） これでその政治論は一且結末を告げたのであるが、久米幹文曰はく「此は泰時を假りて後に尊氏を論ぜむとする伏線なり」といつてゐる。如何にもさやうに考へらるる。讀者はこゝに注意するを要する。

なほ以上の政治論はもと、泰時がこの天皇を擁立した事に因んで起したものである。今この論を終へたからもとに返つて、この天皇の御卽位の事情を次に述べる。

抑、此天皇、正路に歸りて日嗣を受け給ひし、先立ちて樣々奇瑞在りき。又土御門院、阿波國にて告文かかせまして、石淸水の八幡宮に啓白せさせ給ひける、其御本懷、末通りにしかば、樣々の御願を果されしも哀な

る御事也。終に繼體の主として、此御末ならぬはましまさず。

（抑此天皇正路に歸りて日嗣を受け給ひし）此天皇の前に皇統が一旦傍系にわたつたけれども、この天皇に至りて、正系に立ち歸つて天位を受け給うたことはの意。

（先立ちて樣々奇瑞在りき）その御卽位に先立つて樣々の不思議な瑞相があつたといふのである。その事は增鏡に出てゐるのであるが、父天皇土佐に遷され給うた時にはこの天皇僅に二歲で、外戚源通方をたよつて京に止まつてゐられたが、通方が薨じたから、御祖母承明門院の御方に徙り給ひ、長ずるに及んで世をはかなみ給うて僧とならうとせられたが承明門院がこれを止められた。そこで天皇は御意に決しかねて潛に石淸水八幡宮に詣で通夜して默禱せられた所が、夢に壇上で、椿葉の影再改まる（これは新撰朗詠に載せた德是北辰椿葉之影再改、尊猶南面松花之花十廻といふ句で、北辰は天子の居にたとへ、南面は天子の位であるから、行末天子になり給ふべきを神の告げ給うたものと思はれねばならぬのである）と聞えたから、天皇は覺めてこれを喜び、僧となることをやめて是から學問に勵精せられたとある。又上にも述べた所の泰時が鶴岡八幡宮で籤をとつたが、この天皇立ち給ふべしといふ事が出た事などをさしたのであらう。

（又土御門院阿波國にて告文かかせまして石淸水の八幡宮に啓白せさせ給ひける）この事は增鏡に見えてゐるが、土御門上皇が阿波から願文を石淸水八幡宮に奉りて祈願せられたその御願意が達したから、この天皇は篤く石淸水宮を信仰せられ、みづから經論を寫して八幡宮に藏め、每春この宮に詣でゝ齋み籠りたまふこと七日に及ぶとある。

（終に繼體の主として此御末ならぬはましまさず）この天皇よりして後皇位繼承の方々いづれもこの天皇の御子孫であらせらるゝといふこと。

壬寅の年即位。癸卯の春改元。御身を愼み給ひければにや、天下を治め

給ふ事四年、太子をさなく御座しかども讓國あり。尊號例の如し。院中にて世を知らせ給ふ。御出家の後もかはらず、廿六年在りしかば、白河鳥羽より以來にはおだやかに目出度き御代なるべし。五十三歳御座しき。

（壬寅の年即位） 壬寅即ち仁治三年正月二十日踐祚、三月十八日に即位せられた。御年二十三。

（癸卯の春改元） 翌年二月二十八日に寬元と改元せられた。

（御身を愼み給ひければにや天下を治め給ふ事四年、太子をさなく御座しかども讓國あり） この天皇寬元四年正月二十九日に御讓位があつた。御在位滿四年。皇太子はこの時に御年四歳で入らせられた。かく幼ない皇太子に御位を讓られたのは、御身を愼み給うた爲であらうといふ。それは尊貴の位に永くゐたまふことを御謙遜あつたといふ意であらう。

（尊號例の如し。） 太上天皇の尊號例の如く新帝より上られた、それは二月十三日であつた。

（院中にて世を知らせ給ふ） 御讓位の後院政を行はせられた。

（御出家の後もかはらず） 文永五年十月に御出家あらせられたが、院政は相かはらず行はせられた。

（廿六年在りしがば） その院政は、後深草龜山の二代にわたり、寬元四年の御讓位から文永九年二月十七日の崩御まで、滿二十六年を超えたのである。

（白河鳥羽より以來にはおだやかに目出度き御代なるべし） 院政を行はれた方々は白河院四十餘年、鳥羽院二十餘年、後白河院三十餘年、後鳥羽院二十餘年、後堀河院三年であるが、後白河後鳥羽の二院の時代は天下大亂に及んだのである。この院の院政時代は幕府は泰時時賴の執權であつて天下が治まつてゐたのである。それ故に白河鳥羽以後のおだやかな結構な時代であらうといふ。

（說） こゝに「おだやかに目出度き御代なるべし」といふ語には微意があるであらう。

（五十三歳御座しき） 御年齡に異說は無い。

第八十八代、後深草院、諱は久仁、後嵯峨第二の子。御母、大宮院藤原の姞子、太政大臣實氏の女也。丙午の年四歳にて即位。丁未改元。

（後嵯峨第二の子） 皇胤紹運錄、歴代皇紀、皇年代畧記には本書と同じく第二の皇子とすれど、百錬抄、帝王編年記、皇代記、東鑑には第一子とある。蓋しこの第二子とあるは第一の御子宗尊親王をかぞへ奉るからであり、第一の御子とするのは后腹の御子だけについてかぞへ奉るので、結局はいづれも誤ではないのであらう。

（御母大宮院、藤原の姞子、太政大臣實氏の女也） 大宮院は後嵯峨天皇の中宮で、太政大臣從一位西園寺實氏の長女である。御名は百錬抄に嬉子とあるけれども、誤であることは定論で、本書の如く姞子とあるのが正しい。正統記でも白山本、類從本以下の流布本みな嬉子としてゐるが、底本梅小路本靑蓮院本は正しく書いてゐる。この御方は仁治三年に女御となり、ついで中宮に立たれた。この天皇御即位の後寶治二年六月に大宮院の尊號を上られたのである。

（丙午の年四歳にて即位） 寛元四年正月二十九日受禪踐祚、三月十一日に即位の禮を行はれた。

（丁未改元） 寛元五年二月二十八日に寶治と改元せられた。

天下を治め給ふ事十三年。后腹の長子に御座しかども、御病ひに御座しければ、同母の御弟恒仁親王を太子に立てゝ讓國尊號例の如し。伏見の御代にぞ暫く政を知らせ給ひしが、御出家在りて政務をば、主上に讓り申させ給ふ。五十八歳御座しき。

（天下を治め給ふ事十三年） 正元元年十一月に讓位あり、御在位滿十四年に足らぬこと二ケ月。

（后腹の長子に御座しかど） 大宮院の所生は後深草天皇、恒尊親王、龜山天皇、雅尊親王、貞良親王、月華門院の六人ましました。その長子でこの天皇はいらせられた。

（御病に御座しければ） この御病の事未だ他の書に見ぬ。されど、著者は虛構の事を記すべき人でない。必ず事實であつたらうと思ふが、今その旁證をなすことが出來ぬ。

（同母の御弟恒仁親王を太子に立てゝ） 恒仁親王は卽ち龜山天皇である。正嘉二年八月七日に恒仁親王を皇太弟に立てられた。本文太子に立ててとあるのは汎くいつたので必ずしも誤ではあるまい。而して、この皇太弟に立ちたまうたのは後嵯峨院の思召によつた事は增鏡等に明かである。

（讓國） この讓位は正長元年十一月二十六日であつた。時に御年十七歲。

（尊號例の如し） 正長元年十二月二日に新帝から尊號を上られたのである。

（伏見の御代にぞ暫く知らせ給ひしが） 龜山天皇御卽位の後も後嵯峨院の院政であり、後嵯峨院崩御の後は龜山天皇の親政で、院政は行はれず、ついで後宇多天皇の御代には龜山上皇の院政であつて、その間三十年ばかりはこの天皇は政務に無關係で入らせられたが、伏見天皇卽位後、院政を行はせられた。しかしそれも御出家在つてからは政務を伏見天皇に御讓りになつたから、この天皇の院政は伏見天皇御卽位の弘安十年十月から正應三年二月の御出家まで三年未滿であつた。

（五十八歲御座しき） この天皇は、後二條天皇の嘉元二年七月十六日に崩御になつた。御年は增鏡、歷代皇紀、皇年代略記に六十二とある。本書に五十八歲とするのは何によられたか分らぬが、誤りであらう。

第八十九代、第四十七世、龜山院、諱は恒仁、後深草院同母の御弟也。

己未の年卽位、庚申に改元。

（己未の年卽位）　正元元年十一月二十六日皇太弟として受禪踐祚。十二月二十八日に卽位の禮を行はれた。御年十一。
（庚申に改元）　正元二年四月十三日に文應と改元せられた。

此天皇を繼體と思召し置きてけるにや、后腹に皇子生れさせ給ひしを後嵯峨取り養ひまして、いつしか太子に立て給ひぬ。後深草（其時新院と申しき。）の御子も先立ちて生れ給ひしかども、引きこされましき。（太子は後宇多に御座す。御年二、後深草の御子に、伏見、四歳にて御座しき。）後嵯峨隱れさせ給ひて後、兄弟の御あはひに諍はせ給ふ事在りければ、關東より母儀大宮院に尋ね申しけるに、先院の御素意は當今に御座す由を仰せ遣はされければ、事定りて禁中にて政務せさせ給ふ。

「も」底本「二」に作る。他諸本による。
「後」梅本によりて補ふ。
「けるに」の「に」底本なし。他諸本による。

（此天皇を繼體と思召し置きてけるにや、后腹に皇子生れさせ給ひしを後嵯峨取り養ひましていつしか太子に立て給ひぬ）　後嵯峨天皇が、この龜山天皇をば皇位繼承の御系統と定めようと思召したのであるであらうか、この天皇の皇后の御腹に皇子（卽ち後宇多天皇である）の生れあそばしたのをば、後嵯峨天皇が引きとり養育し奉らせ給うて、やがて間もなく、皇太子に立て給うたといふのであるが、この立太子は文永五年八月で、太子二歳の時である。

（後深草の御子も先立ちて生れ給ひしかども引きこされましき）　後深草院（この文永の頃には後嵯峨、後深草の二院ましましたので、後嵯峨を本院、後深草を新院と申し上げた）の御子（これは伏見天皇である）も先立つて（文永二年の御降誕で、後宇多天皇より二歳の御兄）生れ給うたが、先をこされたまうた。

(太子は云々) この注の事は上に述べた。

(後嵯峨隱れさせ給ひて後、兄弟の御あはひに諍はせ給ふ事在りければ) 後峨嵯院の崩御は上にいうた通り、文永九年二月であるが、この崩御の後に、後深草、龜山二帝の間に皇位繼承に關して御諍の事が在つた。これは、増鏡によるに、御父後嵯峨院、御母大宮院共に龜山天皇を愛し、龜山天皇の御子孫をして長く大統をつがしめむと欲し、後嵯峨院崩ずるに臨み、大宮院にこの旨を遺詔したまひ、又朝廷に古から坂上田村麿の劍を藏め傳へて鎭國の寶としてあつたのをも、大宮院が龜山天皇に傳へ給うた。これによつて後深草院が大宮院を快からず思はれたといふことである。

(說) この御諍は、院と天皇との御諍といふよりも、その祗候人の爭に基づくものと思はるる。増鏡には「かゝればいつしか院方(後深草)內方(龜山)と人のこゝろ〳〵も引き分るゝやうに、うちつけ事どもいできにけり。人ひとりおはしまさぬあとはいみじきものにぞありける」とある。さて同じく増鏡に「さてしもやはなれば、このよしをも關の東への給ひつかはしける」とある。これは、この御諍を鎌倉幕府に訴へられた事で、これまた皇威を輕くする漸をなしたものであつて、後の兩統迭立の大事を起す源となるのであるが、これも、後深草院の近臣の物の理を知らぬもののしわざであらうが、慨嘆にたへぬ事である。

(關の東より母儀大宮院に尋ね申しけるに、先院の御素意は當今に御座す由を仰せ遣はされければ) 後嵯峨天皇が、龜山天皇の御血統を以て皇統とおぼしめした事は増鏡「あすか川」の巻に後嵯峨天皇崩御の條に「世の中は新院(後深草)かくておはしませば、法皇の御かはりに引きうつして、さぞあらむと、世の人も思ひ聞えけるに、當代(龜山)の御ひとつすぢにてあるべきさまの御おきてなり」とあつて、この事は明かである。さてその事をば關東より大宮院に伺ひ奉つた事は、本書以外には未だその說を傳へたものを見ないが、これはもとより事實であらう。増鏡「あすか川」の巻に「朝の御まもりとて田村の將軍よりつたはりまゐりける御はかしなどをも、かの御けしきのしかおはしましけるにや、御かくれの後やがて內裏へたてまつらせ給にしかば、それなどをぞ女院(大宮院)のうらめしき御ことには院(後深草)も思きこえさせ給ける」とある。この記事によれば、大宮院が關東の伺に對して本文のやうに御答あつたことは當然の事であつたと思はるる。

(事定りて) その諍も落着して、この天皇の御政といふ事に治定したのをいふ。

(禁中にて政務せさせ給ふ) 天皇の御親政あつた事をいふ。この御親政も北條の諒解を得なければならぬといふ事になつ

「も」底本なし。他諸本によつて補ふ。
「あらたまり」底本「新り」に作る。他諸本による。

てゐた事を思へば、慨いてもあまりある事である。

天下を治め給ふ事十五年。太子に譲りて尊號例の如し。院中にても十三年まで世を知らせ給ふ。事あらたまりにし後に御出家。五十七歳御座しき。

（天下を治め給ふ事十五年）　正元元年十一月の踐祚から文永十一年正月二十六日御譲位まで、御在位は足かけ十五年である。

（太子に譲りて、尊號例の如し）　太子は後宇多天皇である。太上天皇の尊號は新帝踐祚の後文永十一年三月二十六日に上られた。

（院中にても十三年まで世を知らせ給ふ）　御譲位後院中に在りても舊の如く政務をとりたまふこと十三年間であるといふのであるが、これは後宇多天皇御在位の間この院の院政であつたのである。

（事あらたまりにし後に御出家）　事あらたまりにし後といふのは、北條氏の干渉でこの龜山天皇の御一統のみが皇位をつがせ給ふべしといふ先帝の遺詔が奉行せられずして、後深草、龜山二天皇の血統が、かはる〴〵立たるるといふ新な内規が出來、それによつて、後宇多天皇の御譲位で伏見天皇の御即位となり、世は後深草上皇の院政となつたことをいふ。それからはこの天皇の院政はなくなつた。その後に御出家あつたといふのであるが、御出家は伏見天皇御即位の翌年正應二年九月である。

（五十七歳御座しき）　後二條天皇の嘉元三年九月十五日に崩御。御年に異說はない。

第九十代、第四十八世、後宇多院、諱は世仁、龜山の太子。御母、皇后

藤原の佶子、後に京極院と申す。左大臣實雄の女也。甲戌の年即位。乙亥に改元。

（御母皇后藤原の佶子云々） 御名をば、一代要記其他には姞子と見ゆるが、それは大宮院の御名であるから誤である。又正統記でも、類從本以下は姞子としてゐる。又慶安本には葮子としてゐ、白山本には實子としてゐる、いづれも誤であつて、本書のが正しいのである。この方は山階左大臣といはれた西園寺實雄の長女である。文應元年に女御となり、弘長元年二月に中宮に立ち、八月に皇后になられた。龜山天皇御在位中文永九年八月に崩御、京極院の號を贈られた。それ故に本書に「後に云々」といつたのである。

（甲戌の年即位） 文永十一年正月二十六日に受禪踐祚、三月二十六日に即位禮を行はれた。時に御年八歲。

（乙亥に改元） 文永十二年四月二十五日に建治と改元せられた。

丙子の年、唐の宋の幼帝德祐二年に當る。今年北狄の種、蒙古起りて元國と云ひしが、宋の國を亡す。金國起りにしより宋は東南の杭州に遷りて百五十年になれり。蒙古起りて先金國をせめ、其國をあはせ、後に江を渡て宋をせめしが、こ年終にほろぼさる。辛巳の年蒙古の軍多く船をそろへて、我國ををかす。筑紫にて大に合戰あり。神明威を顯はし、形を現じて防がれけり。大風俄かに起りて數十万艘の賊船皆漂倒破滅しぬ。末世と云へども、神明の威德不可思議也。誓約のかはらざる事是にて押計るべし。

「種」底本「秋」とす、他諸本による。

「せめ」底本「責」とす。他諸本による。

(丙子の年、唐の宋の幼帝徳祐二年に當る) この天皇の御世の丙子の年は建治二年で、支那には宋の恭宗皇帝の徳祐二年に當る。ここに幼帝といふはこの恭宗の事である。

(今年、北狄の種蒙古起りて元國と云ひしが、宋の國を亡す) 北狄卽ち支那北方の夷狄の種族である蒙古が、これより前に起りて勢が强大になり、金を壓倒し後宋と連合して金を亡し、その後は直ちに宋に迫つて屢戰つてこれに勝ち、勢益大になり、わが龜山天皇御卽位の年には元の世祖といふものが位に卽き、その至元八年（わが國の文永八年）に國號を立てて元と云つたが、その十三年卽ち徳祐二年に、元は宋を攻めて、その帝都を陷れ、幼帝及び皇太后、皇族をとらへて北に去り、帝を廢した。ここに於いて宋は一旦亡びたのである。然れども、文天祥、張世傑、陸秀夫などの忠臣ありて、恭宗の兄益王是を立てて帝として宋朝を興した。この帝は端宗といふのである。この時徳祐二年を改めて景炎元年とした。景炎三年に端宗崩じて衞王昺が帝と稱したが、それは殆ど名のみで、その翌年に軍敗れ、陸秀夫帝を負ひて海に入つて宋全く亡びた。本書はその端宗の時に一旦亡ぼされたことを主としていつたのである。

(金國起りしより、宋は東南の杭州に遷りて百五十年になれり) この宋の南渡の事は崇徳の條に述べてある。その南渡からこの時まで、正しく百五十年になるのである。

(蒙古起りて先金國をせめ其國をあはせ、後に江を渡て宋をせめしが、己年終にほろぼさる) 當時宋は江南に偏在し、支那の本國は金の盤踞する所であつたが、蒙古は南宋と聯合して金國をせめて、其國をあはせ、その後宋と境を接するやうになつてから又宋をせめて、つひにこれを亡したのであることは上にもいつた。

(辛巳の年蒙古の軍多く船をそろへて我國ををかす) 辛巳の年は弘安四年である。これより先文永五年に蒙古の使者が太宰府に來つてその牒狀を送つた。太宰少貳覺惠がこれを受けて鎌倉に致し尋いで朝廷に奏上した。その牒狀はもとより無禮のものであるが、その本旨はわが國を名義上でもよいから屬國とせうとするに在つたらしい。もとよりその書辭が不禮であるによつて返書は遣はされなかつたのである。しかし、この際かねて計畫せられてあつた後嵯峨上皇五十の御賀の儀も中止せられ、二十二社に幣帛を奉つて國家の安寧を祈られた。文永八年に又蒙古の使者が來たが、これ亦退けられ、文永十年にも同じ事が繰返された。文永十一年十月には終にその兵が對馬を侵し、壹岐を攻め、進んで博多に迫つたが、わが軍は苦戰してこれを退けた。朝廷には折節大嘗祭を行はせらるる時にあつた。それで御祭の儀、節會のみ行はれて、五節舞等は止められたといふ。さて建治元年に蒙古の使者がまた來たから鎌倉の執權北條時

宗がこれを斬つた。かやうな譯で、元と我國との間には一大衝突を見ずば止まぬといふ勢になつた。そこで幕府も武士に命じて、その用意を怠らなかつた。弘安四年五月に元の兵が大擧して來り寇した。その兵十萬と稱した。

（**筑紫にて大に合戰あり**）この役は主として博多灣附近に行はれ、わが軍も苦戰したが、終に元軍を鏖にしたことは今に人口に膾炙する所である。

（**神明威を顯はし形を現して防がれけり。大風俄かに起りて數十万艘の賊船皆漂倒破滅しぬ**）この年閏七月勅使を伊勢に遣し、大神宮に元寇をやめむことを祈りたまふ。増鏡によるに、龜山上皇は御命を以つて國難にかはらうといふ御願文を上りたまふとある。この時に大風が起りて元の軍艦が悉く肥前鷹島の邊で沒して元兵が殆ど盡きたといふ。その大風の起つたのは弘安四年七月晦日の夜から閏七月一日の夜までであつたといふ。又此時宇佐八幡の宮が鳴動し、鏑矢が神殿中から出て西に向つて飛び去つたなどいふやうなさまざまな説があつた。本書はこれらの説にもよられたものであらう。

（**末世と云へども**）末世とは佛教の語で末法の世といふこと。末法とは佛の世を去ること長く遠くして教法の衰へて微になつた時期をいふ。

（**神明の威徳不可思議也**）これはいふまでもないが、末世といひながら、上述のやうに神威赫々たるものがあるといふのである。八幡愚童訓にこの時の事を敍した末に「濁世末代ニウケ謀叛殺害ノ時ニアエルハ悲トモ云計ナシト雖トモ大菩薩靈驗新ニ不思議神變現サセ給ヘル時ニ生シ合セ、結ニ和光同塵ノ縁ニ皆得ニ解脫恵ニ云々末代迄モ盡セヌハ只八幡大菩薩靈威也」とあるのも同じ考へである。

此天皇天下を治め給ふ事十三年。思の外に遁れまし〳〵て十餘年在りき。後二條の御門、立ち給ひしかば、世を知らせ給ふ。遊義門院隱れましまして御歎の餘にや出家せさせ給ふ。前大僧正禪助を御師として、宇多圓融の

「座」底本「府」に作る。他諸本による。
「ぞ」底本「ヲ」に作る。他諸本による。

例により東寺にて灌頂せさせ給ふ。珍らかにたふとき事に侍りき。其日は後醍醐の御門、中務の親王とて、王卿の座につかせ御座す。只今の心地ぞし侍る。後二條隠れさせ給ひし後、いとゞ世を厭はせ給ふ。嵯峨の奥、大覺寺と云ふ所に、弘仁寛平の昔の御跡を尋ねて、御寺など數立てぞ行はせ給ひし。其後、後醍醐の御門位にまし〳〵しかば、又暫く世を知らせ給ひて三年計在りて讓り御座しき。

（此天皇天下を治め給ふ事十三年） 弘安十年十月廿一日の讓位であるから、踐祚の時から十三年を過ぎ十四年に近い。

（思の外に遁れまし〳〵て） 案外に位を去らせ給うたことをいふ。これは執權北條時宗の計らひで位を皇從兄伏見天皇に讓り給うたことをいふ。初め後嵯峨天皇崩御ありて後、後深草上皇と龜山天皇と諍を生じ給ひ、上皇使を遣して、先帝の素志未だ必ずしも正嫡を廢して庶流を立て給はざるなりと宣うたから、時宗がこれを御母大宮院に伺ひ奉つた所が、先帝の御意は龜山天皇にましました由を仰があつたから已むを得ず、その儘で止まつた。さて後宇多天皇御卽位に及んで、後深草上皇が憤られて、出家せられようといふ事を時宗が聞いて、御氣の毒に思ひ奉り、因て議して、先帝の御意が專ら龜山天皇にましましたと云ふとも本を推して申さば、後深草天皇は先帝の皇嫡子におはして、御在位中も別に失德もない。されば、皇太子を置かれむには宜しく後深草上皇の御子を立つべしと云つて遽に龜山上皇に奏して、後深草天皇の皇子煕仁親王を立て後宇多天皇の皇太子とし奉つた。この時又關東から奏上して御讓位あるべきよしを申し奉つた。それにより後宇多天皇は心ならずも、位を讓らせられたことを云つたのである。

（十餘年在りき） その御讓位後、伏見後伏見二代の間十四年許の間は閑散の境遇に居たまうたのである。

（後二條の御門立ち給ひしかば、世を知らせ給ふ）　後二條天皇はこの天皇の御子で、後伏見天皇の後をうけて御卽位になつた。この時にこの天皇は上皇として院政を行はせ給うたといふのである。

（遊義門院隱れまして御歎の餘にや出家せさせ給ふ）　遊義門院は後宇多天皇の皇后で入らせらるる。後深草天皇の長女で御名を姈子と申す。御子が無く、後二條天皇の准母として、伏見天皇の正應四年八月に遊義門院の號を上られた。後二條天皇の德治二年七月御年三十八で崩御になつた。この上皇が之を哀ませられて同月に御出家になつたのである。

（前大僧正禪助を師として宇多圓融の例により東寺にて灌頂せさせ給ふ）　前大僧正禪助は内大臣源通成の子で、仁和寺に入りて僧となり、正應五年には東寺長者となり、永仁元年に大僧正に任ぜられ、同二年に法務となり、七月二日に大僧正を辭した。それ故にこゝに前大僧正とある。仁和寺御傳を見ると「德治三戊申年正月二十六日於㆓東寺㆒傳法灌頂奉㆑授㆓太上法皇㆒勸賞以㆓益信僧正㆒號㆓本覺大師㆒」とあり、その御灌頂の事を從三位隆長卿が記した文は後宇多院御灌頂記と題して今に傳はり、群書類從に收めてある。この時の御灌頂は上の如く傳法灌頂であつた。本書に宇多圓融の例により云々とあるが、それはこの二法皇の御灌頂をうけられた先例によらせられたといふのであるが、元來傳法灌頂は密教でも重大な事であつて、深い御修養が無くてはならず、容易な事では無いのであつて、この御灌頂は宇多天皇の先例によらせられたのである。（御諡を後宇多天皇と申し上ぐるも尋常の意味では無い）增鏡に「仁和寺の禪助僧正を御師範にてかの寛平のむかしをやおぼすらむ。密宗をぞ學せさせ給ひける」とある。それ故に

（珍らかにたふとき事に侍りき）　と云つたのである。

（其日は後醍醐の御門中務の親王とて王卿の座につかせて御座す）　この御灌頂は上に述べた通り德治三年の正月二十六日の事であつた。續史愚抄に「二十六日丙戌法皇被㆑遂㆓御灌頂於東寺㆒、先御㆓于灌頂院㆒、王卿中務卿尊治親王右大將具守已下三人、殿上人藏人頭治部卿仲親朝臣已下十五人供奉。次於㆓西院道場㆒有㆓御灌頂㆒大阿闍梨前大僧正禪助、教授無品性融法親王西院蓮華光院勅使藏人左少辨光忠參向。今夜法皇入㆓御内道場㆒向㆑曉有㆓後夜御入堂㆒。已上奉行院司權右中辨隆長朝臣」とある。この隆長の記した文が上に述べた通り群書類從にも收めてあるが　ここに中務卿尊治親王とあるのが卽ち後醍醐天皇である。この時に後宇多上皇の御二子として、ここに奉事せられたのである。この親王は德治二年三月に太宰帥に任じ、五月に中務卿を兼任せられたのである。「王卿の座」といふは、朝儀の際の親王公卿の座をいふ。たとへば、江家次第に、元日の節會に「當㆓御帳第二間中央㆒東西兩行設㆓親王公卿座㆒」とあるが如きこれである。内裏式

によれば、東は上首太政大臣、次左大臣、次大納言等、西は上首親王、次右大臣、次非參議一二位等である。後宇多院御灌頂記に門外行列に先殿上人（十五人）次公卿（三人）次中務卿親王とあり、又著座の條には「次王卿着座」とあり、又王卿の列立などと見ゐる。さてこの時親王御年二十一であらせられた。

（只今の心地ぞし侍る）その時を今思ひ見るに、目の前にある如く思はるるといふのである。當時親房は年十六で、從三位彈正大弼であつたが、當時から後醍醐天皇に親しく奉事してゐたらうと思はるるから、この文をかきつつ往事の盛儀と、この天皇の御若くあらせられた時のはれ〴〵しさを思ひ出して感慨を催したものであらう。

（後二條隱れさせ給ひし後いとど世を厭はせ給ふ）後二條天皇が崩御あらせられたのは、御灌頂の後間もなく卽ち德治三年八月二十五日であつた。御子に先立たれさせ給ひし事であるから、一層この世をはかなく思召し厭はせ給ふ。

（嵯峨の奧大覺寺と云ふ所に弘仁寛平の昔の御跡を尋ねて御寺など數立て行はせ給ひし）嵯峨の里の奧にあつた大覺寺はもと嵯峨天皇の離宮であつて、嵯峨天皇御讓位の後はここに遷り御座し、後に淳和天皇の皇后正子内親王（嵯峨天皇の皇女）尼となりてここに居たまひ、貞觀十八年にこの離宮を改めて寺となし、勅額を賜ひて大覺寺と號し、淳和天皇の皇子恒寂法親王（廢太子恒貞）に賜はつた。さて延喜年中宇多法皇が、この寺で兩部灌頂を行ひ給うた。それ故に、ここに「弘仁寛平の昔の御跡を尋ねて」とあるのである。さて文永年中に後嵯峨上皇ここにうつり給ひ、正應年中には龜山法皇が入らせましました。（これによつてこの御一流を大覺寺統と申し上ぐる）弘安十年に後宇多天皇讓位の後この寺に移りたまひ、伽藍僧房を建て、更に敎王成就院を創めて寺院の法規を定め、王法佛法の訓誡を垂れ、崩御の際皇子性圓法親王を住職とせさせ給ひ、永遠に密敎を傳へ遊ばされた。

（其後、後醍醐の御門位にまし〳〵しかば、又暫く世を知らせ給ひて三年計在りて讓り御座しき）さて後二條天皇の次は花園天皇で、伏見上皇の御院政であつたが、文保二年に後醍醐天皇御卽位になつてからは又この法皇の御世となつて大覺寺殿で院政を行はれたが、元亨元年に至つて、院政をやめて、今上、後醍醐天皇の御親政に遊ばさるるやうに御決心遊ばされたが、御一存で御きめ遊ばすことが出來ぬので、吉田大納言定房等を勅使として關東へ遣はされ、北條高時の承認を求められたが、十一月九日に勅使が歸參して北條高時が御承諾申し上げた事を申し上げたによつて、卽夜に關白藤原内經を以て院より天皇にこの御親政の事を申され、それから後醍醐天皇の御親政となつた。

（說）天皇の御親政も上皇の御院政も一々幕府の鼻息をうかがはせられた世の有樣は今日の吾等から考へても慨歎に堪へ

「侍」底本「傳」に作る。他諸本による。「文學」底本「文字」に作る他諸本により て改む。

ぬ次第である。増鏡にこの時の事を叙して次のやうに云つてゐる。曰はく「その夏の頃、定房の大納言あづまへ遣さる。御門に天の下の事讓り申さむの御消息なるべし。大方はいとあさましうなりはてたる世にこそあめれ。かばかりの事は父御門の御心にいとやすく任せぬべきものをとめざましけれど、きのふ今日はじまりたるにもあらず。承久よりこなたはかくのみなりもて來にければなゝめり。」と言つてゐるが、かやうな狀態であれば、後醍醐天皇の幕府を亡さうと御企てになつたのも當然の事といはねばならぬのである。本書にはこの事を洩してゐるけれど、これはこの當時の世相を考ふるに重要な事であるからあげたのである。さて又、北條氏が外に居て、かくの如く、天皇の御位をも御政治をも左右する有樣であるが、然らば、朝廷の臣下はどうかといふに、これまた不純な人間が多かつたらしい。これは増鏡の上文のつゞきに次の如く言つてゐるので考へらるる。曰はく「内に近くさぶらふ上達部などのなま腹ぎたなき、わが思ふ事のとどこほりなどするをなほ法皇をうれはしげに思ひ奉りて、この事、いかであづまより申すわざもがなといのりをさへぞしける」とある。かやうな腹ぐろい廷臣が後醍醐天皇の御左右にも居たのである。これを以て見ると、建武の中興が一旦成つて而して間も無くくづれた事も、かやうな人間が左右に居た爲でもあらう。しかし、その誰人であるかは今日よりして知ることが出來ぬ。

さてこれからは少しく方面をかへて、この天皇の英明にわたらせられた事を述ぶるのである。

大方此君は中古より以來には在りがたき御事とぞ申し侍るべき。文學の方も後三條の後にはか程の御才聞えさせ給はざりしにや。

（大方此君は中古より以來には在りがたき御事とぞ申し侍るべき） 概括的に申しあぐれば此後宇多天皇は中古以來稀なる英主と申し上げ奉るべき御方である。

（文學の方も後三條の後にはか程の御才聞えさせ給はざりしにや） 後三條天皇の御學才の事はその御世の條に云つてある

が、その以後の歴代の天皇には、この天皇程の御學才を有し遊ばされた方は出で給はなかつたやうである。

（說）これから、上の御學才に連關して帝王の御學問についての著者の主張を述ぶるのである。

「の」底本なし。他諸本により補ふ。「古」底本「右」に作る。他諸本による。「云ふ」底本「云い」とあり。誤なること著しければ改む。

寛平の御誡には帝皇の御學問は群書治要などにて足りぬべし。雜文に付きて政事を妨げ給ふなと見えたるにや。されども、延喜、天曆、寛弘、延久の御門は皆宏才博覽に諸道をも知らせ給ひ、政事も明かに御座しかば、先二代は事古りぬ。次ぎては寛弘延久をも賢主とも申すめる。和漢の古事を知らせ給はねば、政道も明かならず、皇位も輕くなる、定れる理也。尙書に堯舜禹の德を譽むるには、古若稽と云ふ。傅說が殷の高宗を敎へたるには、事古を師とせずして、世に長き事は說が聞かざる所也とあり。唐に仇士良とて近習の宦者にて、內權を取る極めたる奸人也。其黨類に敎へけるは人主に書を見せ奉るな。はかなき遊び戲れをして御心を亂るべし。書を見て此道を知り給はば、我輩は失せぬべしと云ひけ

「ほと〱」底本「程」に作る。梅本による。

「あさましき」同上。

る、今も在りぬべき事にや。寛平の群書治要を指しての給ひける、部せばきに似たり。但此書は唐の太宗、時の名臣魏徴をして撰ばせられたり。五十卷の中に所有經史諸子までの名文をのせたり。全經の書、三史等をぞ常の人は學ぶなる。此書にのせたる諸子なんどは見る物少し。ほと〱名をだに知らぬ類もあり。まして万機を知らせ給はんに、是まで學ばせ給ふ事よしなかるべきにや。本經等を習はせましそにては在るべからず。既に雜文とてあれば、經史の御學問の上に此書を御覽じて、諸子等の雜文までなくともの御心也。寛平は殊に廣く學ばせ給ひけるにや。周易の深き道をも愛成博士に受けさせ給ひき。延喜の御事は左右にあたはず。菅氏輔佐し奉られき。其後、紀納言、善相公等の名儒在りしかば、文道の盛なりし事も上古に及べりき。此御誡に付きて天子の御學問さまでなくともと申す人の侍る、あさましき事也。何事も文の上にて能く料簡在

るべきをや。

(寛平の御誡には帝皇の御學問は群書治要などにて足りぬべし。雜文に付きて政事を妨げ給ふなと見えたるにや) 寛平の御誡は上にも云つた通り宇多天皇が御讓位の際に醍醐天皇に遺し給うた御敎訓の文であるが、それは寛平御遺誡といふ題目で今に傳はつてゐる。しかし現存の本は端が闕けて不完全な本であつて、ここに引かれた文は見えぬ。けれども明文抄にはこの文が引用せられてあるからもとあつたものであることは疑ふべくもない。曰はく「天子雖レ不レ窮二經史百家一而有二何所一恨乎、唯群書治要早可二諳習一、勿下就二雜文一以消中日月上耳」とある。少しく文句が違ふが大意をとつたものと見て、卽ちこの文をさすのであらうと思はるる。群書治要は五十卷あつて、唐の名臣魏徵が、太宗の勅を奉じて撰したもので、周易、尙書、毛詩、春秋左氏傳、禮記、周禮その他經史諸子等群書六十七部の中から治政の要に關するものを拔いて編したもので、分ちていへば周易治要、尙書治要等といひ、合していへば群書治要といふ。唐にては諸帝最も此書を重んじたのであるが、宋の初めには旣に散佚して傳はらなくなつた。この書の本邦に渡來したのはいつであるか明かでないが、仁明天皇の承和五年六月に天皇淸涼殿に御して群書治要第一卷を讀ませられたことが續日本後紀に見え、その後歷代の天皇皆これを尊崇せられた事は史籍に明かである。その後第四、第十二、第二十の三卷を佚したが、他の四十七卷は今に傳はり、德川將軍が元和二年にこれを出版し、天明五年に名古屋藩またこれを開版した。その後支那に傳はり、彼國でもこれを覆刻した。「雜文」とは治要に載せぬやうな種々雜多の文章をいふ。(下の著者の言に、群書治要の内の諸子類をいふといふが、これでは群書治要自身をも擇ぶことになりて意味徹底せぬ。さやうな事ではない。治政の要旨に關係ない雜文をいふことであるのは明かである)

(延喜天曆寛弘延久の御門は皆宏才博覽に諸道をも知らせ給ひ、政事も明かに御座しかば) 延喜は醍醐天皇、天曆は村上天皇、寛弘は一條天皇、延久は後三條天皇をさし奉る。この御方々は御學才も博くわたらせられ、又漢學のみならず、その他の種々の學藝にもわたらせたまひ、又政事の道にも深く通じて御座しましたからといふのであるが、「御座しかば」から下の文には直ちにつづかぬ。この下に或る語がなくてはならぬ。或は略していはぬのであらう。略したとすれば、たとへば「その御學問は群書治要に止まらせ給ひしものとは見えず」といふやうな意味が在つたと見ねばなら

ぬ。

(先二代は事古りぬ) 醍醐村上の二代の御事は、昔からいひふるして誰人も熟知の事であるから、今更申し上ぐるまでもないとの意。

(次ぎては寛弘延久をも賢主とも申すめる) 延喜天暦の二代に次いでは、一條後三條の二代をも世には賢王と申し上げてゐるといふ意。この事も上に述べてある。

(説) これから天子の學問の實體論に入る。

(和漢の古事を知らせ給はねば政道も明かならず、皇位も輕くなる、定れる理也) ここに和漢の古事といふのは、ただ學者机上の空論としてその事蹟を穿鑿するといふ意味ではない。時世と人物と、その行はれた事實とをよく照し合せて考へて、政事の要諦を知る手本にする爲に古事を知る必要があるのである。古事を知れば、大體似た樣なる事情が生じた時にその先例を考へて、これに處する方法を略、過誤なく講ずる事が出來る等のことは少くない。それ故に古來わが國の歴史の書に、大鏡、水鏡、今鏡、吾妻鏡、増鏡などの名を附けてゐるのは、古に鑑みて今を知る意に基づくものである。「皇位も輕くなる」をば、群書類從本に「皇威」と改めてゐるが、それはかへつて不可である。ここは天皇の位を輕くするやうな事が起るといふので、天皇の御稜威といふやうな意味ではなく、皇位そのものを輕くするといふ重大な意味があるのであるから「位」でなくてはならぬ。即ち和漢の古事を知らせ給はぬ時は政事の爲方も明かでなく、又天皇の位の重いといふ事も分らなくなるのは必然的に生じてくる道理である。而して天子學問の要旨この一句にこもつてゐる。

(尚書に堯舜禹の徳を譽むるには古若稽と云ふ) これは尚書堯典のはじめに「曰若稽レ古帝堯」舜典のはじめに「曰若稽レ古帝舜」又大禹謨のはじめに「曰若稽レ古大禹」とある「若古稽」を日本流に書いたのである。その孔氏傳に曰く「若順稽考也、能順考二古道一而行レ之者帝堯」とある。この若稽古は即ち古事を稽へ、その本旨を知りて、當面の政事を處置するといふ意である。

(傅説が殷の高宗を敎へたるには、事古を師とせずして世に長き事は説が聞かざる所也とあり) 傅説は支那殷の高宗の時の賢者で、高宗が夢に賢人を得て、その人の姿を圖して天下に求めて、その人を得て宰相としたといふ名臣である。この人が、高宗に敎へたといふ語は尚書説命下篇にある。それは「王人求二多聞一時惟建レ事、學二于古訓一乃有レ獲、事不レ

師㆑古以克永㆑世匪㆓說攸㆑聞㆒」とある文であるが、この古訓は古來の遺訓である。その古來の遺訓を法としてこれによらねば、世を永く保つことは出來ぬといふのである。

（唐に仇士良とて近習の宦者にて內權を取る極めたる奸人也） 仇士良は唐の文宗の時の宦官である　宦官は宮中の奥に仕ふる下等の官吏で、男子の虛勢した者が任ぜられてあるから宦者ともいはれる。內權といふのは宮中に於いての權勢をいふ。唐には宦者を宮中の近臣として用ゐたが、はじめは人數も少く位も卑かつた。中宗の時に嬖倖多く宦官の位も高くなり、七品以上のもの千餘人あるに至り、玄宗の時には三千人に上つた。これよりは宦官の權强く禁軍をつかさどり、政務に參與し、終に弑逆廢立をも恣にするやうになつた。文宗も宦官王守澄といふ者の擁立する所であつたが、その專橫を忌んで仇士良を拔擢して王守澄の權を分けしめたが、後には他の宦官の勢力あるものを殺して仇士良獨り權を恣にして、皇帝も宰相も宦官の府たる內侍省（宦官の役所）の決した事を名義上行ふ機關となつた。ここに「極めたる奸人也」といふのは事實である。

（其黨類に敎へけるは人主に書を見せ奉るな、はかなき遊び戲れをして御心を亂るべし、書を見て此道を知り給はば我輩は失せぬべしと云ひける） 仇士良が言は唐書宦官列傳仇士良の傳中に見ゆる。曰はく「士良之老中人擧送㆑還㆑第。謝曰、諸君善事㆓天子㆒能聽㆓老夫語㆒乎。衆唯唯。士良曰、天子不㆑可㆑令㆓閑暇㆒、暇必觀㆑書、見㆓儒臣㆒。則又納㆑諫、智深慮遠減㆓玩好㆒省㆓游幸㆒。吾屬恩且薄而權輕矣。爲㆓諸君㆒計、莫㆑若㆘殖㆓財貨㆒盛㆓鷹馬㆒日以㆓毬獵聲色㆒蠱㆗其心㆖。極㆓侈靡㆒使㆑悅、不㆑知㆑息、則必斥㆓經術㆒闇㆓外事㆒、萬機在㆑我恩澤權力欲焉。往哉。衆再拜」とある。これをさしたのであらう。眞に怖れ愼むべきことである。

（今も在りぬべき事にや） 上の仇士良の事は支那の昔の事なれど、今日でもまたかやうな事がないともいひ難い。されば帝王はこれに鑑みて、よく學問をし、古今治亂の理を明らめて、かやうな奸人の近づかぬやう、かやうな奸人の奸策にかかられぬやうにし給ふべしといふのである。これは現在でも同じ事である。

（說） この一段先づ、若稽古の例をあげて聖王の行につきてその證をあげ、次に賢臣の格言を引いてその說を確にし、末に奸臣の奸策を以て人主を暗愚にせうとする反對の事實を以てして、すべて人主には治要の爲の學問の必要であることを說明した。周到な敍論の法といふべきである。

さて又立ちかへりて次に群書治要を的として、實際の上から天子の學問を論ずる。

（寛平の群書治要を指しての給ひける、部せばきに似たり）

（説） 寛平の御遺誡に群書治要をさして、天子は、經史百家の書を窮めずともよい、唯群書治要一部をよめばよいと仰せられたのは、その御眞意は天子は生字引のやうな物識りになり給ふことはいらぬ、政治の要道を知らむが爲に、書を讀まるゝのであるから、それならば、群書の治要はこの一書に網羅してあるから、それ一部で十分な筈と思召しての御事と拜察しうるのであるが、この著者はこの書一部でよいと仰せられたのは、範圍が狭いと思はるるといふのである。そこで、進んで群書治要について立ち入つていふ。

（但此書は唐の太宗、時の名臣魏徴をして撰ばせられたり） この事は上に述べた。魏徴は唐代の賢臣で、太宗が魏徴を以て鏡とするとまでいはれた程の信任があつた人である。

（五十巻の中に所有經史諸子までの名文をのせたり） この事も上に述べたが、なほ少しくいふ。經は修身治國の大道を説いた聖賢の書をいふ。群書治要にとつたものでは、周易、尙書、毛詩、春秋左氏傳、禮記、周禮、孝經、論語等がそれである。史は所謂歴史であるが群書治要にとつたものでは史記、漢書、後漢書、魏志、蜀志、吳志、晉書等がそれである。諸子とは經書以外で學者の意見を記した書をいふ。これに陰陽家、儒家、道家、墨家、名家、法家、農業、兵家等種々の區別を立つることが出來る故にこれを總稱して諸子といふ。群書治要にはこの諸子をとつた部分が少くない。少しくその名をあぐれば孔子家語、六韜、鬻子、管子、司馬法、孫子、老子、鶡冠子、列子、墨子、文子、曾子、吳子、孟子、尉繚子、孫卿子（荀子）呂氏春秋、韓子（韓非子）三略、淮南子等で、經史あはせて十九部、諸子あはせて四十八部である。さてそれらの諸書のうち、政治の要とするに足る名文を抄錄したのが群書治要である。

（全經の書） 全經は孝靈天皇の條に「孔子の全經日本に留まる」とある全經で、經書の全體である。經は六經と云つて、詩、書、易、禮、樂、春秋の六であるが、樂には書が古から無いので、他の五經を以て全經とする。この五經がわが國に入つたのは繼體天皇の七年で、百濟國から五經博士を貢したのがはじめである。爾來わが國教學の根本となつたのである。

（三史） 拾芥抄に「毛詩、尙書、禮記、周易、左傳已上謂之五經、史記、前漢書、後漢書已上謂之三史、或説史記、漢書、東觀記謂三史見史記發題也。吉備大臣三史櫃入此三史云」とあるが、普通には史記、前漢書、後漢書をいふ。支那の正史として最も古いものから三を合せていふ。以上の經書、三史等をば、わが國の普通の人は學んでゐるのであ

他諸本多くは「ならはせましますまでは有るべからず」とする。それにては意をなさず。書及寄蓮本によりて誤を正すべし。

るといふこと。

（此書にのせたる諸子なんどは見る物少し） これは如何にも事實で在つたらうと思はるる。

（ほと〲名をだに知らぬ類もあり） 殆ど、その諸子の書名をさへ知らぬやうな人もあるといふこと。

（まして万機を知らせ給はんに、是まで學ばせ給ふ事よしなかるべきにや） 萬機とは天下の政務のしげきをいふ。尙書に「一日二日萬幾」といふ語から出たもので、幾は機ともかく、樞機の機で、其機の發する所極めて多端であるが故に一日二日の間に萬にも至るといふ所から萬機といふ。普通の學者すら五經三史位を研究してゐるだけで足りてゐるに、況んや帝王は一日二日萬機の政をきかせ給ふ事であつて、その御暇に學問を遊ばさるゝ事ゆゑ、諸子まで學ばせ給ふことは必要があるまいかと思はるるといふ。

（本經等を習はせましそにては在るべからず） 「本經」とは群書治要にあげた經書の抄文に對してその全篇のまゝの經をいふ。「本經等」といふのは、その全篇のまゝの五經三史をさす。「習はせましそ」とは正しくは「な習はせましそ」といふべきである。それは「なそ」の格といつて、上に「な」といふ禁止の語があり、下に「そ」といふ念を押す語があつて、その中間に用言をはさんで禁止をあらはす古い語格の一であるが、この頃に往々上の「な」を省き、下の「そ」だけでこの用に供することが行はれた。嚴密に論ずれば、誤といふべきだが、時世の慣習として往々このやうな事が行はれた。著者もこの誤をしてゐるのであるが、その意は了解出來るのである。寛平の御遺誡に群書治要一部だけでよいと仰せのあつたのは、經史の全書を御覽あるのはよくないと仰せられた御旨趣ではあるべきでないといふ意。諸註本文を誤つたために意をなさず。

（既に雜文とてあれば、經史の御學問の上に此書を御覽じて諸子等の雜文までなくとも御心也） これは著者が、かの寛平御遺誡の「雜文云々」の文についての見解である。この見解では「雜文につきて政事を妨げ給ふな」と見えてあるのを見ると、これは經史の御學問の上にこの群書治要を御覽じて、その中の諸子等の雜文は不用であるとの御意見でしるしおかれたものであらうといふ意である。

（說） ここの文を著者は上のやうにとつてゐるが、既に述べた通り、そのやうなことでは「群書治要などにて足りぬべし」と仰せられた意味が徹底せぬ。加之たとひそれらは諸子の言であるとはいへ魏徵が金言として抄出したものであつて、それを雜文といひて見下すといふことは、群書治要にて足りぬべしとの御精神には合致せぬ。これは著者のふとした

思違ひであると思はるる。

（寛平は殊に廣く學ばせ給ひけるにや、周易の深き道をも愛成博士に受けさせ給ひき） 宇多天皇の儒佛二道に通じ給うた事は有名な事であるが、ことに經書中でも最も困難な周易の深遠なる道理を大學博士善淵愛成に學ばせられた。愛成は本姓六人部氏で、兄永貞と共に今の姓を賜はつた。貞觀中、右中辨山城守となり、淸和天皇の爲に群書治要を讀んだ事があつた。後大學博士となり、侍讀となつた。周易を進講したのは仁和四年十月九日からはじめられたことは日本紀略にも見ゆるが、田氏家集には同三年六月十三日講畢と見ゆる。而して、その御研究の名殘を拜しうる御宸翰周易抄が東山御文庫に傳へられて存すると承る。

（延喜の御事は左右にあたはず） 醍醐天皇の御事はとやかく申上ぐることが出來ぬ。何となれば、**（菅氏輔佐し奉られき）** 菅原道眞が御輔佐を申し上げ奉られたから、いふをまたぬといふこと。

（其後） 菅原道眞左遷の後

（紀納言善相公等の名儒在りしかば） 紀納言は中納言紀ノ長谷雄、善相公は參議三善淸行のこと。參議の唐名（カラナ）を宰相といつたから相公といふ。これらの人々は世に稀な儒者であつて、それがこの御世に出たので、學問の道の盛だつた事は上古に匹敵する程度であつた。

（此御誡に付きて天子の御學問さまでなくともと申す人の侍るあさましき事也） さて此の寛平の御遺誡は活學を學び、死學をしたまふなの御本旨である。それ故に治要の文を學んで雑文に心を奪はれ給ふなと諫められたのである。然るにその御本旨を誤解して、この御誡の文を證として天子の御學問はさほど多くなくてもよろしからうと申す人のあるといふことであるが、これは誠に案外な驚くべき事であるといふ意。

（何事も文の上にて能く料簡在るべきをや） 文の上は書籍の上といふことで、何事も古典などに照してよく考へ、よく慮れば分別が生ずるものであるによりて、學問は大切であるといふのである。（料簡はもと佛經の語で、義理をはかりえらびわくることで、解釋といふに異ならなかつたが、俗語には思慮分別の意に用ゐる。）ここは學問が無ければ大事な判斷も出來ぬといふ事を述べたのである。

（說） 以上で帝王の學問についての意見を述べ終へたから、再び、後宇多天皇の御上の叙述にもどる。

「後深草」の「後」底本なし。類本によりて補ふ。

此君は在位にても政事を知らせ給はず、又院にて十四年閑居し給へりしかば、稽古に明かに、諸道を知らせ給ふなるべし。御出家の後も念比に行はせましましき。上皇の出家せさせ給ふ事は聖武、孝謙、平城、清和、宇多、朱雀、圓融、花山、後三條。白河、鳥羽、崇德、後白河、後鳥羽、後嵯峨、後深草、龜山にまします。醍醐、一條は御病重く成りてぞせさせ給ひし。加樣に數聞えさせ給ひしかども、戒律を具足し、始終かくる事なく、密宗を極めて大阿闍梨をさへせさせ給ひし事いこ在りがたき御事也。此御末に一統の運をひらかるゝ、有德の餘薰とぞ思ひ給ふる。元亨の末、甲子の六月に五十八歲にて隱れ御座しき。

〔此君は在位にても政事を知らせ給はず〕 此天皇御在位の間、十三年は全く龜山上皇の御院政で、この天皇は實際の政事には御關係がなかつた。

〔又院にて十四年閑居し給へりしかば〕 さて又御讓位の後院には居させられたけれども、伏見後伏見二代の間十四年はこの君の御院政でなかつたから、全く閑居の御有樣で居させられたのである。

〔稽古に明らかに諸道を知らせ給ふなるべし〕 かやうに引きつゞき三十年近くも御閑散の御身で居させられたからして、

學問も諸道もよく修め給ふことになつたのであらう。「稽古」は上にあげた尙書の「若稽古」から起つた熟語で、古道を考へ明らむることであるが、主として儒教の學をすることをいふ。

(御出家の後も念比に行はせまし〳〵き) 御出家の後もなほそれらの學問諸道をば心をとめて行はれたといふ。

(上皇の出家せさせ給ふ事は云々) この十七方の事は既に上に述べて來た。

(醍醐一條は御病重く成りてぞせさせ給ひし) 醍醐天皇には御讓位の後御病重くなり延長八年九月二十九日に御出家あつて、その日に崩御、一條天皇は寛弘八年六月十三日に病氣によつて御讓位あつて御出家、二十二日に崩御になつた。この事をいふのである。

(加樣に數聞えさせ給ひしかども) 上皇の御出家と云ふ事は上の樣に多くおはしましたけれども、下にいふ如くこの天皇の如きは稀であるといふのである。

(戒律を具足し始終かくる事なく) この戒律は佛敎の語で、分くれば戒法と律儀とになるが、戒律と熟すれば戒法と同じ意である。戒法は佛がその弟子の爲に制定した法規で、五戒、八戒、十戒等あり(律は梵語毘奈耶の譯で道德的規律の意)その戒法を具足すといふのは具足戒をさすのであらう。「具足」とは圓滿の義で、比丘、比丘尼の持すべき戒法を具足戒といふ所以は、比丘、比丘尼は佛の制し給ふ所の戒法を一として持せざるなきが故である。而して比丘には二百五十戒、比丘尼には三百四十八戒あり。今、後宇多法皇は比丘としての具足戒を完全にたもたれて始終かくる事なくあらせられたといふのであるが、この事は增鏡を見てもそのやうに傳へてゐる。浦千鳥の卷に曰はく「院もそれゆゑ(遊義門院の御事)御ぐしおろして、ひたぶるに聖にぞならせたまへる」又曰はく「御ぐしおろし給ひて後は大方女房はつかうまつらず、男、番におりて御臺などもまゐらせ、よろづにつかうまつる。いつも御持齋にておはします」とある。

(密宗を極めて大阿闍梨をさへせさせ給ひし事いと在りがたき御事也) 阿闍梨は梵語の音譯で軌範師と譯する。弟子僧俗の學解行儀を糺正指導すべき師範職であつて、この名目は天台宗眞言宗律宗の間に用ゐらるる。さて天台眞言の兩宗では祕密眞言の解行の勝れた者の學位としてこれを與ふるが、東密卽ち、仁和寺東寺一流では金剛界胎藏界兩部の大法を傳法したものを傳法灌頂大阿闍梨位といつて極位とする。この法皇は東密のこの大阿闍梨となられたのである。花園院宸記正中元年六月二十五日の條にこの法皇の御事を記されてあるがその文中に「中遇二遊義門院之早世一一旦落飾入二佛道一續有二後二條院之晏駕一彌厭二俗塵一深歸二釋家一習二律義一學二密宗一以二西郊大覺寺一有二棲霞之仙居一擬二寛平法皇座二仁

和寺。德治中對前大僧正禪助受祕密灌頂以來密宗之高德少比肩者、二品親王、道意僧正以下受法皇之密灌頂者多矣」とある。これを以てその盛んな御修行の有樣を髣髴として知るべしである。

(此御末に一統の運をひらかるゝ、有德の餘薰とぞ思ひ給ふる) 此御末とは御子後醍醐天皇をさす。後醍醐天皇の御世に幕府を廢して天下一統、天皇の親政に復するといふ御運を開かるゝといふことは、後宇多天皇の御高德の餘薰と思はるゝとなり。

(說) この一節は事も無きやうで、しかも天皇の御學問といふものは不要のものであるといふ說は、この天皇の御有德の餘薰といふ事を考へてみても不可であるといはねばならぬことを示してゐる。この天皇の御有德の德化の及ぶ所御子孫に及んで、この天下一統といふ承久の大亂以後の皇室陵遲の大勢を挽回しうる事になつたといふ意を示さうとしてゐることは明かである。

(元亨の末甲子の六月に五十八歲にて隱れ御座しき) 後醍醐天皇の元亨四年甲子の歲(この年十二月九日に正中と改元せられたによりて元亨の末と云つた)六月二十五日に大覺寺で崩御あつた。御年に異說はない。

第九十一代、伏見院、諱は凞仁、後深草第一の子。御母玄輝門院、藤原愔子、左大臣實雄の女也。後嵯峨の御門、繼體をば、龜山と思召し定めければ、深草の御流いかゞと覺えしを、龜山弟順の儀を思召しけるにや、此君を御猶子にして、東宮にすゑ給ひぬ。其後御心もゆかず、惡樣なる事さへ出來て、踐祚在りき。丁亥の年即位。戊子に改元。東宮にさへ此

天皇の御子居給ひき。天下を治め給ふ事十一年。太子に讓りて尊號例の如し。

（後深草第一の子）一代要記、帝王編年記も本書と同じく第一の皇子とあるが、歷代皇紀、皇年代略記、皇代略記等には第二子としてある。大日本史は第二子說を正しいといつてゐる。

（御母玄輝門院藤原愔子云々）この方は左大臣實雄の女で、龜山天皇の皇后京極院の妹である。後深草天皇の宮に入りて東御方と申し、この天皇を生み奉つて後、弘安三年に從三位に叙し、三宮に准ぜられ、正應元年十二月十六日に玄輝門院の尊號を上られた。

（後嵯峨の御門繼體をば龜山と思召し定めければ）この事は龜山院の條下に見ゆる。

（深草の御流いかゞと覺えしを）深草の御流とは後深草天皇の御子孫をいふ。「いかゞと覺えし」とはいかゞあらんかとおもはれたといふ。卽ち後深草天皇の御末が皇統をつがせらるるかどうかとおもはれたといふ意。

（龜山弟順の儀を思召しけるにや此君を御猶子にして東宮にすゑ給ひぬ）この天皇の東宮に立たせ給うた時の事は後宇多天皇御讓位の條に述べた通りで、北條時宗の奏上に基づいたので、龜山上皇の御素志ではなかつたのであらう。されば若し、龜山上皇が、後嵯峨天皇の御遺詔といふ事を強く主張せられたならば、どのやうな結果を生じたかわからぬ。卽ち龜山上皇が穩便にすむやうにその奏上を聞届けられたことをば、こゝに言つてゐるものと思はるる。さてこの伏見天皇をば龜山上皇の御猶子とせられたといふ事は他に未だその證を知らぬ。しかしこの事は、著者が近く見聞した時代の事でもあり、又著者がかやうな國家の大事に輕々しい言をもいふ筈がないから、いづれ他からこれを證する事實が發見せらるるであらう。この東宮に立ち給うたのは建治元年十一月五日である。

（其後御心もゆかず惡樣なる事さへ出來て踐祚ありき）「御心もゆかず」とは思ひの通りにならず滿足せぬこと、こゝは伏見天皇の御側からみた詞ではなく、後宇多天皇の御側から見た詞である。卽ち不愉快で不都合な事までが生じて、後宇多天皇の御讓位が在つたことをさす。それは關東から御讓位あるべき由を申し出でた。この邊の事は、增鏡はその

立太子の事を叙したところに「新院(龜山)は御心ゆくとしもなくやありけめど大方の人めには御中いとよくなりて云々」と。又この御讓位の時に關東の使が屢々京都に往復し、後深草龜山兩院からも使を鎌倉に遣はされたのである。これらで大分こみ入つた事の在つたらしいといふことを想像する。さてこの天皇の踐祚は弘安十年十月二十一日である。

(丁亥の年即位) 丁亥の年は弘安十年であるが、御卽位は弘安十一年三月十五日である。時に御年二十四。本書は誤である。

(戊子に改元) 戊子卽ち弘安十一年四月二十八日に正應と改元せられた。

(東宮にさへ此天皇の御子居給ひき) 後深草天皇の御末として御卽位あることも、はじめはいかゞと危まれたが、今は皇太子もこの天皇の御子が立たれたといふのである。この東宮は後の後伏見天皇で、正應二年四月に皇太子に立ち給うたのである。

(天下を治め給ふ事十一年) 弘安十年十月二十一日から永仁六年七月廿二日の御讓位まで足かけ十一年である。

(太子に讓りて尊號例の如し) 永仁六年七月二十二日御讓位。八月三日新帝から太上天皇の尊號を上られた。

院中にて世を知らせ給ひしが、程なく時遷りにかしども、中六年計在りて、又世を知り給ひき。關東の輩も龜山の正流を受け給へる事は知り侍りしかども、近比ご成りて世を疑はしく思ひければにや、兩皇の御流をかはる〴〵する申さんと相計ひけりとなん。後に出家せさせ給ふ。五十歳御座しき。

（院中にて世を知らせ給ひしが） 御讓位の後は御子後伏見天皇の御世であつたから院政を行はせられたのをいふ。

（程なく時遷りにしかども） 後伏見天皇の御在位は三年で、後二條天皇の御世になつては時世がかはつて、この上皇は院政をきこしめさぬ事になつたのをいふ。

（中六年計在リて又知リ給ひき） さて後二條天皇は六年餘あつて崩御あり、花園天皇が御卽位になつた。この天皇は又この上皇の御子にましましたから院政を行はれたのである。

（關東の輩も龜山の正流を受け給へる事は知リ侍リしかども　近比となリて世を疑はしく思ひければにや兩皇の御流をかはる〲すゑ申さんと相計ひけリとなん） 關東の輩は北條氏のものどもをいふ。これらが、後嵯峨天皇の遺詔により龜山天皇の御一流が正しい繼體の君でましますといふ事は知つて居たが、この頃になつて世を疑はしく思うたといふのは、龜山天皇の御一流は政權御回收の御志が傳へられてあるのでないかと疑ひを思ひついたといふのであるが、これは伏見天皇が密に執權貞時に諭して、龜山天皇位におはしました折、汝の先祖義時が後鳥羽天皇を海島に遷し奉つたことを御憤りあつてこれに報いようと思ひたまうたが、機會がなくて輕々しく動き給はぬのである。それ故もしその御子孫をして代々位に在らしめたら、必ず汝の家の爲になるまい。朕は先帝の餘德によつて天位に卽いたが、願はくは汝と心を同じうし力を戮せて天下の安全をはからむと宣ひしによつて、貞時深くその旨を然りとして、龜山天皇の後の復大統を承けらるゝことを望まず、伏見天皇と謀りて後伏見天皇を太子に立て、終に御卽位にもなつた。是に於いて後宇多上皇が不快に思召し、使を鎌倉に遣し、貞時をせめて「國に二主あるべからざるに　何故に先帝の遺詔に背くか」と仰せられたによつて、貞時が、遂に後深草龜山二天皇の後をして十年を限りて迭に立ちたまふべしといふことに爲し奉つた。これが所謂兩統迭立といふことの始まりである。その後深草天皇の統を持明院流といひ、龜山天皇の統を大覺寺流といふ。これはいづれもその御居所について名づけたのである。その御略系と皇位繼承の次第とは次の通りである。（代數は本書のによる）

持明院流　八八後深草──九一伏見──九二後伏見──光嚴
　　　　　　　　　　　　　　　└九四花園

大覺寺流　八九龜山──九〇後宇多──九三後二條──邦良
　　　　　　　　　　　　　　　└九五後醍醐

「鏱」底本脱す。梅類諸本によりて補ふ。

「弘」底本「和」とす。他諸本による。

而して元弘以後の大亂がこゝに胚胎するのである。

（**後に出家せさせ給ふ**） 花園天皇の正和二年十月に院政を後伏見上皇に讓つて御出家あらせられた。

（**五十歳御座しき**） 文保元年九月三日崩御。御年五十三歳であることは御降誕の年から計算して明かである。帝王編年記、皇胤紹運錄等皆五十三とある。本書は誤つたのである。

第九十二代、後伏見院、諱は胤仁、伏見第一の子。御母、永福門院藤原鏱子、入道太政大臣實兼の女也。實の御母は准三宮藤原の經子、入道參議經氏の女なり。戊戌の年即位。己亥に改元。天下を治め給ふ事、三年。推讓の事あり。尊號例の如し。正和の比父の上皇の御讓にて世をしらせ給ふ。時の御門は御弟なれば、御猶子の儀なりとぞ。元弘に世の中亂れし時、又しばらくしらせ給ふ。事あらたまりても、かはらず都にすませまし〳〵しが、出家せさせ給ひて四十九歳にてかくれさせまし〳〵き。

（**御母永福門院藤原鏱子、入道太政大臣實兼の女也**） この御方は太政大臣西園寺實兼の女で、伏見天皇の中宮となりたまうたが、御子が無いにより敕してこの天皇を以て子とせられた。この天皇御受禪の後永仁六年八月に尊號を上りて永福門院と號せられた。

(實の御母は准三宮藤原の經子、入道參議經氏の女なり)　この方もこの天皇即位の後三后に准ぜられ、中園の准后と申し上げた。

(戊戌の年即位)　永仁六年七月二十二日に踐祚、十月十三日に即位。御年十一。

(己亥に改元)　永仁七年四月二十五日に正安と改元せられた。

(天下を治め給ふ事三年)　正安三年正月二十一日の御讓位まで御在位は足かけ四年であるが、滿二年半許である。

(推讓の事あり)　正月二十一日に皇太子に御讓位になつたのであるが、これも關東より使を上せて御讓位あるべしと奏上したのによつたのである。それ故に御本心から出た御讓位では無かつたのである。

(尊號例の如し)　同年正月二十八日に新帝から太上天皇の尊號を上られた。

(正和の比父の上皇の御讓にて世をしらせ給ふ)　正和は花園天皇の時で、その二年十月まで伏見上皇の御院政であつたがその政をこの上皇に御讓りになつたから、その時からこの上皇が院政を行はれたのである。而してそれは花園天皇の御世文保二年までつゞいた。

(時の御門は御弟なれば御猶子の儀なりとぞ)　花園天皇は御弟であるから、御猶子の御取扱で、それで院政を行はれたのであるさうだといふこと。

(元弘に世の中亂れし時又しばらくしらせ給ふ)　元弘六年に北條氏が、後醍醐天皇を推しおろし奉り、この上皇の御子皇太子量仁親王を擁立して光嚴天皇と稱してゐた時に二年まで院政を行はれた。

(事あらたまりてもかはらず、都にすませまし〱しが)　「事改まる」とは建武の中興となりて、量仁親王の帝位も廢せられたが、後醍醐天皇の方からは別にこれといふ御干渉もなく、相變らず、都に御住み遊ばされたがといふ意、

(出家せさせ給ひて)　元弘三年六月持明院で御出家あらせられたのである。

(四十九歲にてかくれさせまし〱き)　延元元年四月六日持明院殿で崩御。御年には異說は無い。

第九十三代、後二條院、諱は邦治、後宇多第一の子。御母、西花門院、

源基子、內大臣具守の女也。辛丑の年即位。壬寅に改元。天下を治め給ふ事六年有りて、世をはやくし給ふ。二十四歲おましく〳〵き。

（御母西花門院源基子、內大臣具守の女也）　內大臣堀川具守の女で、宮中に奉仕して帝を生み奉つた。後二條天皇崩御の時出家し、延慶元年に准三宮となり、西花門院の尊號を受けられた。
（辛丑の年即位）　正安二年正月二十一日踐祚、三月二十四日に即位。御年十七。
（壬寅に改元）　正安四年十一月二十一日に乾元と改元せられた。
（天下を治め給ふ事六年有りて、世をはやくし給ふ）　德治三年八月二十五日に崩御、御年二十四であるから世を早くし給ふと云つた。御在位は中六年、足かけ八年である。御年齡に異說は無い。

第九十四代の天皇、諱は富仁、伏見第三の子。御母顯親門院藤原季子、左大臣實雄の女也。戊申の年即位、改元。父の上皇世をしらせ給ひしが、御出家の後には御讓にて御兄の上皇しらせます。法皇かくれ給ひても諒闇の儀なかりき。上皇御猶子の儀とぞ。例なきこと也。天下を治め給ふこと十一年にて遁れ給ふ。尊號例の如し。世の中改りて出家せさせ給ひき。

「顯」底本「願」とす。他諸本によりて改む。

（第九十四代の天皇）

（說）これはこの著述をした延元四年の時にしても、又修正した興國四年にしてもこの天皇の御在世の時であるから御諡號の在る道理が無い。隨つて右のやうにかくより外に方法が無かつた筈である。然るに明治年間以後の神皇正統記の殆とすべてが、「第九十四代花園院」と書いてあるのはどうした理由によるのであるか。「花園院」といふ稱號は遺詔によることは皇年代略記に「奉レ號二花園院一依遺勅也」とあるのでもわかる。今底本とする本には「天皇」の傍に「花園院」と小く注してあるが、これは後人の記入に相違ない。而して梅小路本、淸家本には完全に「天皇」とあるだけである。又慶安の版本と川喜田眞彥の評注本とには「天皇」の下に「花園院又號萩原院」と二行に注してゐるが、これも後人の記入に相違ない。しかし、以上の記入はみな本文とは別になつてゐるから、後人の記入であることを識別し得るのである。然るに、今の流布本は「花園院」として「天皇」の文字を省いてゐるが、古書の實を淆亂するものといはねばならぬ。そこで、このやうな事がどうして起つたかとその源をしらべて見ると、今、國寶になつてゐる白山本と群書類從本とは「天皇」の二字を削つて「花園院」としてゐる。これによると、この二本は後人のさかしらを加へた本たる事は明かであるが、從來群書類從本は善本と信ぜられてゐたからして、今の流布本はこの群書類從本によつたものらしい。而して白山本と群書類從本との同樣な杜撰はなほ下にもある。

（**御母顯親門院藤原季子、左大臣實雄の女也**）この方は京極院、玄輝門院の異母妹である。伏見天皇崩御の後御出家あらせられたが、嘉曆元年に三宮に准ぜられ、顯親門院の號を上られた。

（**戊申の年卽位改元**）德治三年八月廿五日後二條天皇崩御により二十六日踐祚、十一月十六日に卽位の禮あり。御年十二。これより先十月九日に改元あつて延慶と號せられた。

（**父の上皇世をしらせ給ひしが御出家の後には御讓にて御兄の上皇しらせます**）御卽位の當時は父伏見上皇の院政であつたが、伏見上皇正和二年に御出家の後は、その御讓によりて御兄の後伏見上皇が院政を行はせたまうた。

（**法皇かくれ給ひても諒闇の儀なかりき。上皇御猶子の儀とぞ**）增鏡浦千鳥卷に「そこはかとなく御惱月日へて、文保元年九月三日かくれさせ給ひにき。伏見院と申しき」とあり、又「御門は御輕服の儀なれば天下も色かはらず」とある。これは花園天皇は伏見法皇の御子ではあるが、後伏見上皇の猶子にならせ給うてあるによつて、御祖父の儀であるからして御重服の錫紵を召させ給ふに及ばぬよしで隨つて天下も諒闇でなく黑衣の喪服を著用しないといふので、こゝ

の説明に役立つ文である。

（例なき事也）先帝の崩御に諒闇が行はれぬといふ事は、先例の無い事であると批判したのである。

（說）これは一言であるけれど、非常に重大な事である。名敎の廢れといふことはかやうな事によつて證明せらるるものであり、又かやうな事からます〱名教が廢れてゆくのである。それ故に一言なれども重いと見る。

（天下を治め給ふこと十一年にて遁れ給ふ）延慶元年八月二十六日の踐祚から十一年目の文保二年二月二十六日に御讓位になつたのである。

（尊號例の如し）文保二年三月十六日に新帝後醍醐天皇から太上天皇の尊號を上られた。

（世の中改りて出家せさせ給ひき）建武中興の後、建武二年十一月に出家せられて、萩原殿に居られたによりて、世に萩原法皇と申し上げた。

（說）底本、梅小路本、淸家本、靑蓮院本慶安版本、川喜多の評注本みな上の通りで終つてゐる。然るに、今の流布本及び白山本、群書類從本「五十一歲おましましき」とある。今これを考ふるに、この御享年は崩御の後でなくては書きあらはす事の出來ぬものであることは明かであつて、本書の著述當時の文でない事は明白である。つまりこれは上の「天皇」の文字を「花園院」と改めたと同じ人間のしたさかしらである。これらのさかしらを加へてゐる本の信憑するに足らぬことはいふをまたぬ。かやうな惡本のみが跋扈してゐることは道の爲に嘆はしいことである。

第九十五代、第四十九世、後醍醐天皇、諱は尊治、後宇多第二の御子。御母、談天門院藤原忠子、内大臣師繼の女、實は入道參議忠繼女也。御祖父龜山の上皇養ひ申し給ひき。弘安に時うつりて龜山、後宇多世をしろしめさずなりにしをたび〱關東に仰せ給ひしかば、天命の理、忝

「ゆゑ」底本「らへ」に作る。他諸本による。

くおそれ思ひければにや、俄に立太子のさたありしに、龜山はこの君をするたてまつらむと思食して八幡宮に告文を納め給ひしかど、一のみこさしたるゆゑなくて捨てられがたき御事なりければ、後二條ぞゐ給へりし。されど、後宇多の御心ざしも淺からず。御元服ありて、村上の例により太宰の帥にて節會などに出でさせ給ひき。後に中務の卿を兼せさせ給ふ。後二條世を早くしまし〳〵て父の上皇歎かせ給ひし中にもよろづこの君にぞ委附し申させ給ひける。軈て儲君の定め有りしに、後二條の一のみこ邦良の親王ゐ給ふべきかと聞えしに、思食すゆゑありとて、此親王を太子にたて給ふ。彼一のみこをさなくましませば、御子の儀にて傳へさせ給ふべし。若、邦良親王の早世のことあらば、此御末繼體たるべしとぞしるしたかせまし〳〵ける。かの親王鶴膝の御病有りてあやふく思食しけるゆゑなるべし。後宇多の御門こそゆゝしき稽古の君にまし

ましに、其御跡をばよくつぎ申させ給へり。剩へ諸道を好みしらせ給ふこと、ありがたきほどの御事なりけんかし。佛法にも御心ざし深くてむねと眞言を習はせ給ふ。始は法皇に受けまし〳〵けるが、後に前大僧正禪助に許可まで受け給ひけるとぞ。天子灌頂の例は唐朝にもみえはべり。本朝にも淸和の御時、禁中にて慈覺大師灌頂を行はる。主上を始め奉り、忠仁公なども受けられたる、これは結緣の灌頂かとぞ申すめる。このたびは實の授職と思食ししにや。されど猶許可に定まりきとぞ。其ならず。又諸流を受けさせ給ふ。又諸宗をも捨て給はず。本朝異朝禪門の僧徒までも內にめしてとぶらはせ給ひき。都て和漢の道にかね明かなる御事は中比よりの代々には越えさせまし〳〵けるにや。

（說）以上は先づ後醍醐天皇の御生立と御人柄とを說き奉ることを主としたものであるが、先々の御世の條の始めに比すれば遙に委しいのは、著者がこの天皇の御世の記事に主力を注ぎ、又大に論ぜむとする勢を指示してゐるものである。

（御母談天門院藤原忠子云々）この方は參議花山院忠繼の女で、同族內大臣藤原師繼（有名なる師賢の祖父）の養女として

後宇多天皇の宮中に入り典侍となり、この天皇等四人を生み奉られた。正安三年七月に三宮に准ぜられ、嘉元元年九月に出家せられたが、この天皇御即位の後文保二年四月に談天門院の尊號を上られた。

（御祖父龜山の上皇養ひ申し給ひき） この天皇の御世の事は本書の記事を第一の典據とすべき事で、他に傍證を求むる必要のない事である、しかし、この事は增鏡にも見ゆる。曰はく「この帥宮（この天皇）と聞ゆるを法皇（龜山）とりわき御傍さらずならはし奉り給ひて、いみじうらうたがり聞えさせ給ひしかば、人より殊におぼし數くべし。」

（弘安に時うつりて） 弘安年間に時世がかはつたといふ事であるが、それは、伏見天皇の御即位で、後深草天皇の御流の御世となつたことをさす。

（龜山後宇多世をしろしめさずなりにしを） 後宇多天皇御讓位となつたが、院政は後深草上皇の御手に出で、龜山後宇多二上皇ともに政務に御關係のない事になつたのをいふ。

（たび〳〵關東に仰せ給ひしかば） さて伏見天皇の後に、更にその御子の後伏見天皇が即位せられた事は、後嵯峨天皇の御遺詔に背く旨を龜山上皇から北條氏に對して責め給うたこと。

（天命の理忝くおそれ思ひければにや） 天命は天皇の仰せをいふ。この天皇の御下命には道理のある事であるによりて忝く恐れ奉つたのであらう。

（伐に立太子のさたありしに） 北條氏が遽に後伏見天皇の御讓位といふ事をいひ出して、その後をつぎ給ふべき皇太子を立て奉ることについての評議が在つたこと。

（龜山はこの君をすゑたてまつらむと思食して八幡宮に告文を納め給ひしかど）「八幡宮」は男山なる石淸水八幡宮である。この時の御告文は述者は知らぬが、著者が當時の事をかいたのであるから信ずべきことである。

（一のみこさしたるゆゑなくて捨てられがたき御事なりければ、後二條ぞゐ給へりし） 一の御子は後宇多天皇第一の御子卽ち後二條天皇である。これといふほどの事故なくして第一皇子をさしおかるべきでないによりて、後二條天皇が皇太子の位に居給うたといふ。

（されど、後宇多の御心ざしも淺からず） こゝに龜山上皇の御名の無いのは、後二條天皇の嘉元二年に崩御になつたから、その後は御父後宇多上皇の思召を主とすべきであるによる。さて龜山上皇の御寵愛は一方でなかつたが、後宇多天皇も御同樣に深く御寵愛あつたといふこと。

（御元服ありて村上の例により太宰の帥に）　御元服は後二條天皇の嘉元元年十二月に行はれ、その時三品に叙せられ翌二年三月に太宰帥に任ぜられた。これは村上天皇が當代朱雀天皇の皇弟として太宰帥に任じて後に皇太弟となり、即位せられたその先例を追はれて、當代後二條天皇の皇弟として太宰帥に任ぜられたといふこと。

（節會などに出でさせ給ひき）　節會は恒例又臨時の朝廷の儀式及び宴會のこと。恒例には元日、白馬、踏歌、豐明の節會などあり、臨時には御即位、立后、立太子、任大臣の節會などがある。增鏡に、この天皇の御子尊良親王の事をいふうちに「む月の十六日の節會（踏歌）にめづらしく出で給ふ。御門も（後醍醐）徳治の頃、（續史愚抄に、徳治二年正月七日とある）帥にて七日の節にいでさせ給へりしためしおぼしいづるにや」とある。

（後に中務の卿を兼せさせ給ふ）　この兼任は徳治二年五月に命ぜられたこと歴代皇紀、皇年代略記等に見ゆる。

（後二條世を早くしまし〳〵て、父の上皇歎かせ給ひし中にも、よろづこの君にぞ委附し申させ給ひける）　後二條天皇の崩御を後宇多上皇のいたく歎かせられた事は、後宇多法皇佛法御歸依の事を述べた下に引いた花園院宸記の文で見ても明かである。しかし、さる御歎のうちにも萬事この君の御上に望を屬して御出になつたといふこと。

（聽て儲君の定め有りしに）　後二條天皇崩御の後はその時の皇太子が御即位になつた。即ち花園天皇であるが、その皇太子には大覺寺統の御方が立ち給ふべき約束であつて、その詮議が在つたといふこと。

（後二條の一のみこ邦良の親王ゐ給ふべきかと聞えしに）　順序からいへば、後宇多天皇の第一の御子が、後二條天皇、その第一の御子が、邦良親王であるから、邦良親王が儲君の位にゐ給ふべきかといふとり沙汰があつたけれどもといふこと。

（思食すゆゑありとて此親王を太子にたて給ふ）　後宇多天皇が思召す次第があるとて、この親王を太子に立て給うたといふこと。この立太子は延慶元年九月十九日である。增鏡にこの時の事を次のやうに書いてある。「大覺寺殿（後宇多）には遊義門院の御事に（後二條崩御）うちそへて御涙のひる世なくおぼさるべし。帥のみこ（後醍醐）の御事をあづまへの給ひ遣したる、相違なしとて九月十九日立太子の節會ありて坊に居給ひぬ」とある。

（彼一のみこをさなくましませば、御子の儀にて傳へさせ給ふべし、若邦良親王の早世のことあらば、此御末繼體たるべしとぞしるしおかせまし〳〵ける）　彼一のみこは邦良親王である。邦良親王はをさなくましますから（後醍醐天皇即位の年に邦良親王は御年十九で天皇は御年三十一）御子の儀で、御位を傳へ給ふことゝせらるべく、若し邦良親王早世の事

もあるならば、この天皇の御子孫が皇位繼承の順位にたゝせ給ふべしと後宇多法皇が記しおかせられたといふことであるが、然らば、この事を記して後世に示された文書があつたに相違ないのである。それは御遺告の形式であつたかどうか、今日ではこれを見ることが出來ぬかも知れぬが、著者の言を信ずべきである。而して、この天皇踐祚の後間もなく、文保二年三月九日に邦良親王を皇太子に立てられたのである。

（かの親王鶴膝の御病有りてあやふく思食しけるゆゑなるべし） 鶴膝の病とは鶴膝風と云ふ病である。諸病源候總論に「小兒稟生血氣不足、即肌肉不充、肢體柴瘦、骨節皆露、如鶴之脚節也」とある。かやうの御持病が邦良親王にあつたために、將來危くおもはれ、それがために、この天皇を皇位につけ奉り、又上述のやうな御文書をも殘し置かれたのであらう。

（說） 以上、この天皇が、第二皇子として天位に卽き給ふ事になつたいはれを說いたのであるが、これから、この天皇の御人柄を申し上ぐるのである。

（後宇多の御門こそゆゝしき稽古の君にましく〲しに、其御跡をばよくつぎ申させ給へり） 「稽古」の意は既に述べた。「稽古の君」とは學問にすぐれられた君主といふ義。「ゆゝしき」はこゝでは並々ならぬの意。上に述べてある如く、後宇多天皇は非常に學問にすぐれられた君主に御座したが、この天皇は其の後繼として恥ぢぬ英明の御方であらせられたといふ。

（剩へ諸道を好みしらせ給ふこと、ありがたきほどの御事なりけんかし） この御事は太平記にも見ゆるが、增鏡には「才（御學才）もいとはしたならものし給へば、萬の事くもりなかゝめり。三史五經の御論議などもひまなし」とあり、又和歌管絃の道にも達せられた事が同書にも見ゆる。又建武年中行事及び日中行事の御著述なども見ゆる。かやうの御著述は後三條天皇、順德天皇を除き奉れば、先例が無い程の御事である。それ故に著者が上のやうに述べたのである。

（佛法にも御心ざし深くてむねと眞言を習はせ給ふ） 儒學又諸道のみに止まらず佛法にも御熱心であつて、佛法の中でも眞言宗を主として學ばれたといふ。これらの事も太平記に見ゆる。

（始は法皇に受けましく〲けるが、後には前大僧正禪助に許可まで受け給ひけるとぞ） 最初は後宇多法皇にその密教を傳へ受け遊ばされたが、後には法皇に密敎を授け奉つた前大僧正禪助（この人の事は後宇多天皇の條に見ゆる）に學ばれたといふのである。許可とは許可の灌頂の事で、この事は宇多天皇の御世の條に淳祐が元杲に許可を授けた條の下

に述べてある。（三五三頁）

（天子灌頂の例は唐朝にも見え侍り） この事は天寶五載に唐の玄宗皇帝が不空三藏から灌頂を受けた事などをさしたのであらう。

（本朝にも清和の御時禁中にて慈覺大師灌頂を行はる、云々） これは在位の天皇の御灌頂の例をあげたので、宇多、圓融、後宇多三代の讓位後の御灌頂の事とは別である。この灌頂の事は清和天皇の御代の條に見ゆる。

（これは結緣の灌頂かとぞ申すめる） この清和天皇の御時の禁中の灌頂は結緣灌頂であつたやうに申し傳へてゐるやうだといふこと。結緣灌頂とは結緣の爲の灌頂で、結緣とは佛法に緣を結ぶこと、即ち未來得度の因緣を創むるといふ意である。この灌頂の儀は灌頂壇に入れて、その本尊の印、眞言を授くるのであるが、傳法灌頂と異なる第一義は祕法の授受が無いことにある。

（このたびは實の授職と思食ししにや、されど、猶許可に定まりきとぞ） この時の灌頂をば天皇は授職灌頂を受けようと思したやうに思はれたが、しかしそこまで許されず、許可灌頂に定まつたといふことである。この灌頂は何時行はれたことか、明かでない。禪助大僧正は元德二年二月に寂して、この天皇御即位後十三年間生存してゐたから、その間に在つた事であらう。

（其ならず、又諸流を受けさせ給ふ） 眞言宗は先づ、小野廣澤の二流に分れ、その各流又各六派に分れたが、この天皇の主として受け遊ばされたのは、仁和寺即ち廣澤流の密敎であるが、その他の諸流の密敎をも傳へられたといふのである。

（又諸宗をも捨て給はず） 密敎のみならず、他の諸宗を捨て給はなんだといふこと。この事實は一々その證據を知らぬが、禪宗の事は次に記す。

（本朝異朝禪門の僧徒までも內にめしてとぶらはせ給ひき） 禪門といふ語は禪定の法門といふ義であるが、普通在家にして入道した人を某禪門といふ習慣になつてゐるけれど、こゝはさやうな意ではなくて達磨所傳禪宗の法門の義で、即ち禪宗の事である。禪宗所傳の戒法を禪門戒といひ、禪宗の書名に禪門寶訓、禪門諸祖偈頌などいふのがその例である。この天皇の禪宗に歸依せられた事の著しい證は、大德寺の開祖大燈國師宗峰を信じ給ひ、淸涼殿に請じて說法を聞き給うたことあり、その禪法御問答の御宸翰が、今も大德寺に寶藏せられて國寶となつてゐる。又元德年中に支那の元から來朝した禪僧楚俊（所謂俊明極（シンミンキ））を宮中に引見して禪法を問ひ給うたことがあり、やがて南禪寺に居しめら

れた事は名高い話である。

（都て和漢の道にかね明かなる御事は中比よりの代々には越えさせましくけるにや）「にや」の下に「ありけん」を補ひて見よ。

戊午の年即位。己未の夏四月に改元、元應と號す。始つかたは後宇多院の御政なりしを中二とせ計有りてぞ讓り申させ給ひし。其よりふるきが如くに記錄所をおかれて、つとにおき、夜はにおほとのごもりて民の愁をきかせ給ふ。天下こぞりて是をあふぎ奉る。公家の古き御政に歸るべき世にこそと高きも賤きもかねてうたひはべりき。

（戊午の年即位）　戊午卽ち文保二年二月二十六日に花園天皇の讓を受けて踐祚、三月二十九日に卽位の禮を行はれた。御年三十　。

（己未の夏四月に改元、元應と號す）　この改元は文保三年四月二十八日に行はれた。

（始つかたは後宇多院の御政なりしを中二とせ計有りてぞ讓り申させ給ひし）　この事は後宇多天皇の條の下に說いてある。さて後宇多上皇の政をかへされたのは元亨元年十二月九日であるから、その後に御親政が行はれたのである。

（其よりふるきが如くに記錄所をおかれて）　記錄所は後三條天皇の御世に置かれたのであるが、この天皇の時これを再興せられたのである。この事は太平記、保曆間記にも見ゆる。

（つとにおき、夜はにおほとのごもりて）　おほとのごもり」は天皇の御寢あるをいふ。これは詩經小雅、小宛篇に「夙興夜

寐、無レ忝ニ爾ノ所生一」から出た語で、朝は早くより起き、夜は遲く寢て、その職にいそしむことをいふ。ここは天皇が御政に勵精せらるることをいふ。

（民の愁をきかせ給ふ） これは上の記錄所をおかれて政務にいそしまれたその目的こゝにあつたことをいふ。愁は愁へ訴ふる所である。

（天下こぞりて是をあふぎ奉る） 天下の人悉くこの天皇の御政を歡迎して感謝し仰ぎ奉つたといふこと。增鏡にこの御親政の事を叙して「院の文殿（文殿は院政の時に院中に置かるるもので、禁中の記錄所の變形である。名目抄院中の條に「文殿、御治世之時被レ置レ之、移ニ記錄所一」とある）議定所にうつされ、（これ卽ち院の文殿をこゝにうつして記錄所のもとの姿に復せられたのである）評定衆など、せう／＼かはるもあり、さて世をしたゝめさせ給ふ事、いとかしこうあきらかにおはしませば、昔に恥ぢず、いとめでたし」とある。

（公家の古き御政に歸るべき世にこそと） 公家は皇室である。天皇御親政の古に復する、卽ち王政の復古すべき御世にこそ（あらめ）といふ意。

（高きも賤きもかねてうたひはべりき） 「高き」は身分の尊きものをいふ。貴賤上下いづれも、王政復古になるべき御世であらうと豫期して（かねて）謳歌し奉つたといふこと。「うたふ」は謳歌といふことを譯したのであらう。謳歌とは孟子にある語で 天子の德を稱へ詠じてこれにむかひ歸する意味をいふのである。後の事ではあるが、この天皇崩御の事をきいて、中院一品記に書した語に「天下之重事、言語道斷之次第也。公家之衰微不レ能ニ左右一、愁歎之外無ニ他事一。諸道再興偏在ニ彼御代一、賢才卓ニ爍于往昔一、衆人不レ可レ不ニ悲歎一者歟」と云つてゐる。 北朝の廷臣さへかやうに惜み奉つてゐる。その人望のおはしました事はこれで一斑を推すことが出來る。

かゝりし程に、後宇多院かくれさせ給ひて、いつしか東宮の御方にさぶらふ人々そば／＼に聞えしが、關東に使節を遣され、天位を諍ふまでの御

「給ひぬれ」底本「給フヘシ」に作る。梅本青本等による

中らひに成りにき。あづまにも東宮の御事を引立て申す輩有りて御いきどほりの始と成りぬ。元亨甲子の九月のするつかた、漸く事顯れにしかども、承り行ふ中に、いふかひなき事出で來にしかど、大方はことなくてやみぬ。其後程なく、東宮かくれ給ふ。神慮にもかなはず、祖皇の御いましめにもたがはせ給ひけりとぞ覺えし。今こそ此天皇うたがひなき繼體の正統にさだまらせ給ひぬれ。されど坊には後伏見第一の御子、量仁の親王ゐさせ給ふ。

（かゝりし程に後宇多院かくれさせ給ひて） 後宇多法皇の崩御は元亨四（正中元）年六月二十五日である。

（いつしか東宮の御方にさぶらふ人々そば〳〵に聞えしが） この天皇と東宮邦良親王との御中、よくなかつた事は増鏡の後宇多法皇の崩御の際東宮が法皇の御所に行啓あつた時の記事に、「御門（後醍醐）の御なからひ、うはべはいとよけれどもまめやかならぬをいと心苦しと思さるれど、ことにいで給ふべきならねば、云々」とある。「そばそば」は源氏物語や宇都保物語などにある「そばそばし」といふ形容詞の語幹で副詞に化したものである。その意はよそ〳〵しく親しからぬといふことである。さて法皇御かくれの後はこの御中のよくおはしまさぬ事が漸く露骨になつて來たといふのであるが、こゝに

（東宮の御方にさぶらふ人々） とあることは注意を要する。これは増鏡によると、中御門大納言經繼、その子左衞門佐俊顯、六條中納言有忠、右衞門督敎定などである。元來、かやうな高貴の方々の御中のよくないやうに見ゆるのは多く

は側近の臣の私から出でて事を構ふるのである。而して、この時代の事はかつて花園院宸記を拜讀して當時の廷臣の有樣を推察し、天皇の御慨嘆の樣を想ひ奉りて落淚した事であつた。

（關東に使節を遣され、天位を諍ふまでの御中らひに成りにき） この事は增鏡にも明かに記してゐる。曰はく、「有忠の中納言先坊の御使にて東に下りにし、いつしかと思ふさまならむ事をのみ待ち聞えつる、踐祚の御使の都に參らむと同じやうにのぼらむとて、いまだかしこにものせられつるに、かくあやなき事の出できぬれば、いみじともさらなり。三月三十日やがて、かしこにてかしらおろす」とある。これは邦良親王薨去の後の記事であるが、この記事によれば、中納言六條有忠が早く東宮御卽位あらん事を望み御使として關東に下向して東宮の踐祚あるべきことを請求したが、その望を達した。卽ち北條高時がこれに同意して東宮踐祚の爲の使を都に上せうといふ事になつたから、それと同道せうと思うて、鎌倉に滯留してゐるうちに東宮薨去の事になつた。そこで、有忠はそのまゝ鎌倉に居て後に出家したのである。公卿補任を見ると嘉曆元年の條に「前權中納言正二位源有忠、月日出㆓家於關東㆒法名賢忠」とある。卽ち、この時高時は後醍醐天皇御讓位、邦良親王卽位といふ事に極めてゐた事は明かであつて、邦良親王が薨去せられなかつたならば、嘉曆元年には後醍醐天皇は讓位せられなければならなかつたことゝ考へらるる。

（あづまにも東宮の御事を引立て申す輩有りて御いきどほりの始と成りぬ） 關東で東宮の御方に加擔した事は上の通りであるが、上の增鏡の記事では嘉曆元年の事だけが記してあるが、それは最後の事をあげたのであるから後宇多法皇崩御の後間もなくこの事が企てられ、關東の輩と內外相應じて策を行つたものであらう。その事をこゝに云つてゐるのであらう。さやうな譯でこの事が、後醍醐天皇が北條氏討伐の御志を起したまふ端緒となつたといふのであるが、これはもとより今の語でいふ動機となつただけのもので、天皇の遠大の御志は幕府を廢して天皇親政の古に復し給ふことにあつたのであらう。

（元亨甲子の九月のすゑつかた） 元亨甲子は元亨四年（十二月九日に正中と改元せられた）九月の十九日に土岐十郞賴兼、多治見藏人國長といふものが京都で、六波羅の兵に攻められて自殺した。これは後醍醐天皇の討幕の密勅をうけてゐたといふ事である。これから一事變が生じてその月下旬はこれが爲に天下大騷動となつた。「漸く事顯れにしかども」といふのはこの事をさす。さてここに「事顯れにしかども」といふ語は次の一句と相並んでその下の「大方はことなくてやみぬ」につゞくのである。

(承り行ふ中にいふかひなき事出て來にしかど)「承り行ふ」とは天皇の命を承つてその事を行ふことであるが、「いふかひなき事」とは折角の企が、未だ熟せぬうちに早くもあらはれてその效のなくなつた事をいふ。即ち、この事露れてかの二人の武士は自殺し、その計畫に專ら當つた權中納言日野資朝、右中辨藤原俊基の二人は九月廿三日に捕へられて、やがて關東に護送せられたのである。

(大方は事なくてやみぬ) かやうに大騷動になつて、資朝は佐渡に流さるるといふやうな事もあつたが、(俊基は釋されて京に歸つた) 先づ大體穩に落着したといふのである。その落着したのは、後醍醐天皇から誓書を北條高時に賜つた爲である。

(其後程なく東宮かくれ給ふ) 邦良親王の薨去はその騷から中一年を隔てた嘉暦元年三月である。

(神慮にもかなはず、祖皇の御いましめにもたがはせ給ひけりとぞ覺えし) これは邦良親王の早く踐祚あらせられむとして、かやうに天皇と御位爭のやうな事をしたまうた事は天祖の神慮に叶はぬ事であらうし、又御祖父後宇多法皇の御遺詔に違はせられた爲に御早世になつた事と思はるるといふ著者の想像である。

(今こそ此天皇うたがひなき繼體の正統にさだまらせ給ひぬれ) これは上にある邦良親王立太子の時の後宇多上皇の仰せに對應してゐるので、あの仰には「若し邦良の親王早世の御事あらば、この御末繼體たるべし」と仰せおかれた旨によると、邦良親王早世ましましたによつて、この天皇の血統が繼體の正統と定まらせられて、彼是の疑論もなくなつたといふのである。

(されど、坊には後伏見第一の御子量仁の親王ゐさせ給ふ) 後宇多天皇の御遺詔では、この天皇の御繼體といふ事に確定してゐたのであるけれども、北條高時はやはり、兩統迭立の事を主張して、坊(卽ち春宮坊の略で、東宮の事をさす)には持明院統の御方をといふ事で、後伏見天皇第一の御子量仁親王をする奉つた。この立太子は嘉暦元年七月二十四日に行はれた。

(說) これから所謂元弘の大亂の事を叙する。

かくて元弘辛未の年八月に俄に都を出でさせ給ふ。奈良の方に臨幸有りしが、其所よろしからで、笠置と云ふ山寺のほとりに行宮をしめ、御志

「かたく」底本「堅ク」に作る。他諸本による。

ある兵を召し集めらる。たび〳〵合戰有りしが、同九月に、東國の軍多く集り上りて事かたく成りにければ、他所にうつらせ給ひしに、思の外の事出で來て、六波羅とて承久よりこのかた、しめたる所に御幸なる。御共に侍りし上達部うへのをのこども、或はとられ或は忍びかくれたるもあり。

（かくて元弘辛未の年八月に俄に都を出でさせ給ふ） 辛未の年は元徳四年である、その八月十日に元弘と改元せられたのである。この年五月から天皇御病に臥させ給ひてゐさせられた。その頃に、幕府がかの一旦ゆるした俊基を捕へようとしたが、俊基は禁中に逃げたのを武士共が禁中に闖入してこれを捕へた事がある。天皇の御病中をもかへりみず、かかる不敬な事を敢行したので、ここに又天皇の御憤りが一層甚しくなつて、かねての討幕の事をここに速に實行せうとして御用意あつたといふ事を増鏡に言つてゐるが、俊基の捕へられたのはその計畫が中止せられずして繼續せられてゐた事を北條氏がさとつたのであらう。さてこの時分皇女一品懽子内親王が伊勢の齋宮に定まらせ給ひ、この九月すぎに伊勢に發向あらせらるるから、その御支度が終つたら、先づ六波羅の北條氏を御征伐あるべしといふかねての宣旨があり、源中納言具行が内々その事を奉行したと増鏡に見ゆる。さうしてこの事には延暦寺の衆徒も加擔するといふやうな事も在つたが、その事が北條氏に漏れ聞えて彼もその用意をしてゐたが、元弘元年八月二十四日に天皇が記錄所におはしまして人民の雜訴を聞召し、後その日の御政務も終つて御休息あつた所へ、大塔宮尊雲法親王から内々の御使があつて、關東の使の上洛する事、その目的は又天皇を遠國に遷し奉ること、尊雲法親王を死罪に行はうとすることでありますから、今夜急ぎ奈良の方へ御忍びあるべしと内奏せられたから俄に都を出でさせられたのである。

（奈良の方に臨幸ありしが）　かねての御計畫では比叡山に行幸あつて、そこで兵を召さるる御豫定であつたが、俄な事でその事の豫定通りに運ばなくて、尊雲法親王の内奏の通り奈良に赴かせられたのであるが、奈良には二十五日につき給うた。

（其所よろしからで笠置といふ山寺のほとりに行宮をしめ御志ある兵を召し集めらる）　奈良では御都合がよくないので、中一日あつて廿七日に山城の相樂郡和束の鷲峯山金胎寺に入らせられたが、そこもあまり御要害の地でなくて、同じ郡の笠置山に行幸なり、その山寺の邊に行宮をつくりこれに居給ひて、近國の兵を召し集められた。増鏡によると、「大和、河內、伊賀、伊勢より兵ども參りつどふ」とあるが、楠正成がはじめて天皇に拜謁したのもこの行宮である。

（たび〳〵合戰有りしが）　さて延暦寺へは大納言師賢が天皇と稱して赴き、世上には天皇が延暦寺に入らせ給ふと披露したから、北條氏の兵が比叡山をせめたが、後に天皇の笠置におはしますといふ事が明かになつて、今度は北條氏の軍が皆笠置に押しよせて、たび〳〵合戰の在つた事をいふ。

（同九月に東國の軍多く集り上りて）　賊將大佛貞直、金澤貞冬、足利高氏が、北條高時の命をうけて上り來り、大軍を以て九月二十七日に笠置に逼つたのである。

（事かたく成りにければ）　「かたく」は事難儀に及んだことをいふ。卽ち、賊兵が笠置の後方から上りて御親兵を敗り、行在所を侵したのである。これは九月二十八日である。

（他所にうつらせ給ひしに）　かねての手筈には楠正成の獻策によつて、笠置が若し危くなつたら、河內の正成の許に至り給ふ豫定であつたから、この時に笠置を立ち出でて河內へ志したまうたものと思はるる。この事は増鏡に明記してある。

（思ひの外の事出で來て）　山城國綴喜郡多賀村といふ處で賊兵山城國の民、深須(ミス)五郎入道といふものに見出され給ひ、それから賊將大佛貞直の手に渡らせ給うたことをいふ。御本意と全く違つた事件となつたのである。これが九月三十日の事である。

（六波羅とて承久よりこのかた、しめたる所に御幸なる）　六波羅は六波羅密寺のあつた所で地名であるが、ここにもと平清盛の邸があつたのを平家が亡びてから賴朝が占領し、それから幕府の出張所をここに設けたのであるが、承久以來ここに南北二つの役所を置き、京都守護二人がこれに居つた。この時戰亂の際の萬一をはかつて、北條氏は持明院の

後伏見、花園の兩院及東宮量仁親王を「六波羅の北に代々の將軍の御料とてつくりおける檜皮屋ひとつあるに兩院春宮いらせ給ふ」と增鏡にあるやうにここに移し奉つてゐたのである。さて後醍醐天皇をば一旦宇治の平等院へ行幸なし奉り、十月三日都に入らせ給うたが、かの六波羅の北の檜皮屋には兩院春宮が在しますによつて、この天皇をば北方の板屋にすゑ奉つたのである。

（御共に侍りし上達部うへのをのこども或はとられ或は忍びかくれたるもあり）　これは笠置の行宮に御共した公卿、殿上人の身の上をあげたのであるが、天皇の笠置を出で給ひし時に御共に參つたものは中納言藤原藤房、同源具行、大納言藤原師賢等であるが、これらの人々は皆この時に捕へられた。その他の人々はあちらこちらに迯げかくれたといふのである。

「もよほし」底本「傀シ」に作る。他諸本によりて改む。

かくて東宮位につかせ給ふ。次の年の春隱岐の國にうつらしめまします。みこ達もあなこなたたにうつされ給ひしに、兵部卿護良の親王ぞ山々をめぐりもよほして、義兵をおこさむと企て給ひける。河內國に楠の正成と云ふ者ありき。御志深かりければ、河內と大倭との境に、金剛山と云ふ所に城を構へて、近國をかし平げしかば、あづまより諸國の軍を集めて責めしかど、かたくまぼりければ、たやすく落すにあたはず。世中亂れ立ちにし。

（かくて東宮位につかせ給ふ）　東宮量仁親王が、北條高時の取計で御踐祚といふ事になつた。これ即ち光嚴院である。この御踐祚は元弘元年九月二十日の事であつて、後醍醐天皇の笠置におはしました間の事である。この時、後醍醐天皇は内侍所をはじめ神璽寶劍をも御伴ひ奉られたからして、この御踐祚には神器は傳へられなかつた。これが、この光嚴院の御位をば、大日本史その他に正位と認めない根本の理由である。神器はその後北條氏が後醍醐天皇に强請して十月六日に皇居に渡御あつたといふ事であるが、皇年代略記に「或說神璽聊有子細」とある。これは後醍醐天皇が僞器を渡されたのであるといふ。さて新帝光嚴院の御即位式は元弘元年三月二十二日に行はれた。

（次の年の春隱岐の國にうつらしめまします）　北條氏は承久の亂の先例にまかせて後醍醐天皇を隱岐國にうつし奉るべき事に定めて、長井右馬助高冬といふ者を上せて、この事を行はせた。天皇は元弘二年三月七日に都を出でられ、四月二日に隱岐國の國分寺に着かせられたといふ事である。

（みこ達もあなたこなたにうつされ給ひしに）　北條氏が後醍醐天皇の皇子達の成人し給へるをば、各所に配流し奉ることとしたのである。即ち尊良親王は土佐に、尊澄法親王は讚岐に、恒良親王は但馬に、いづれも遷され給うた。

（兵部卿護良の親王ぞ山々をめぐりもよほして義兵をおこさむと企て給ひける）　護良親王は、その當時は大塔の尊雲法親王と申し奉つたのであるが、かの際に危き所をのがれて、北條氏の手にかからず、彼方此方とさすらへおはしましつつ山々寺々をすすめ、王政を復せむと謀り、令旨を諸方に下して義兵を募られた。その間に自ら還俗せられてもとの御名護良親王を名のられたのである。又兵部卿も御剃髮以前の御任官であつた。さて建武中興の時六月十三日に新に征夷大將軍、兵部卿に任ぜられ給うた。而してその間に令旨をうけて兵を起したものが續々生じたが、そのうちの中堅となつたのは楠正成である。增鏡久米のさら山の卷に曰はく、「大塔の法親王、楠木の正成などは猶同じ心にて世を傾けむ謀をのみめぐらすべし」とある。

（河内國に楠の正成と云ふ者ありき）　ここに「ありき」とあるのは他と例が違ふ。恐らくはこれはこの記を起草した時に正成は既に世に亡き人であつたので、それを追懷する心地で記したものであらう。增鏡むら時雨の卷に笠置にての事を敍して、「事のはじめより頼み思されたりし楠木兵衛正成といふものあり。心猛くすくよかなるものにて河内國におのがたちのあたりをいかめしくしたゝめて、このおはします所もし危からむをりは行幸をもなしきこえむなど用意しけり」とあり、後醍醐天皇の笠置を出で給うたのも、その正成の館を心ざして出でましたのであつた。それで護良親王

と心を合せて復興の事を謀つたのである。正成は橘諸兄の末孫で、世々河內國赤坂城に住み、この以前から世間にも北條氏にも名を知られてゐた勇士であつた事は當時の史乘に明かである。

(御志深かりければ) 諸の註釋皆、天皇が正成に御志ふかく依賴したまひしかばの意にとるべしと云つてゐるが、これは國語といふものに何の理解も無い無智の徒の言といふべきであるのみならず、極言すれば、甚しい不敬な語であるともいはねばならぬ。上の註釋書のやうな解釋は正しい國語としては未だかつて見聞せぬ所である。これはいふまでもなく、正成が天皇に御奉公の志が深く在つたからといふ意である。增鏡つげの小櫛の卷に龜山法皇崩御の後の事を叙して、「誰も〳〵夢の心ちしてほの〳〵と明けゆく程に、おのおのまかで給ふ。三條大納言入道公貫、萬里小路大納言師重などは、とりわき御志深くて御荼毘のはつるまで墨染の袖を顏におしあてつゝ候ひ給ふ」とあり、又本書のこの下にも「都近き所々にも御志ある國々の兵より〳〵うち出づれば合戰もたび〳〵になりぬ」とあり、なほ他に同じ語がある。これは御爲に志を運ぶことをいつたので當時の語遣である。諸の註釋書のやうにすれば、上の例どもをどう解釋すべきか解らぬ事になる。本書には上にも屢この語が見ゆる。(四五四頁、五九七頁)

(河內と大倭との境に金剛山と云ふ所に城を構へて、近國ををかし平げしかば) これは河內と大倭との境に金剛山と云ふ所があるが、その金剛山と云ふ所にといふ程のいひ方である。その城は所謂千早城である。增鏡くめのさら山の卷に「正成は金剛山ちはやといふ所にいかめしき城をこしらへて、えもいはず、武きものども多く籠り居たり。さて大塔宮の令旨とて國々の兵をかたらひければ世にうらみあるものなど、ここかしこにかくろへばみてをるかぎりはあつまりつどひけり。宮(大塔宮)は熊野にもおはしけるが、大峯をつたひて、しのび〳〵吉野にも高野にもおはしましかよひつゝ、さりぬべきくま〳〵にはよく紛れものし給ひて、武き御ありさまをのみ顯し給へば、いとかしこき大將軍にていますべしとて附隨ひ聞ゆるものいと多くなり行きければ、六波羅にもいと安からぬ事ともてさわぎて、猶かの千はやをせめくづすべしといへば、つはものなどのぼりかさなると聞ゆ。」とある。

(あづまより諸國の軍を集めて責めしかど、かたくまぼりければ、たやすく落すにあたはず) この時の北條氏の軍は太平記によれば、「千劒破城の寄手は前の勢八十萬騎に又赤坂の勢、吉野の勢馳加はりて百萬騎に餘りければ、城の四方二三里が間は見物相撲の場の如く打圍で尺寸の地を餘さず 充滿たり」とあるが、これには誇張もあると思はるるが、北條氏が日本國の軍兵をつくして攻めても落し得なかつたことは事實である。增鏡久米のさら山の卷には「正成は塗

德太子の御堂の前を軍(イクサ)のそのにして、いであひかけひき、寄せつ返しつ潮のみちひく如くにて、年はただくれに暮れはてぬれば、春になりて事どもあるべしなどいひしろふもいとむづかしう心ゆるびなき世のありさまなり」といひ、太平記には「千劒破城軍事」をはじめ「楠出張天王寺事」などの條に於て、これらの事實を叙してゐる。

(世中亂れ立ちにし) 大塔宮の令旨、又楠正成の奮闘で、北條氏の權威が、段々に薄らいで天下が戰亂の巷となるべき有樣となつたこと。

次(ツギ)の年(トシ)癸酉(ミヅノトトリ)の春(ハル)、忍(シノ)びて御船(ミフネ)にたてまつりて隱岐(オキ)を出(イ)でて、伯耆(ハウキ)につかせ給(タマ)ふ。その國(クニ)に源長年(ミナモトノナガトシ)と云(イ)ふ者(モノ)あり。御方(ミカタ)にまゐりて船上(フナノウヘ)と云(イ)ふ山寺(ヤマデラ)にかりの宮(ミヤ)を建(タ)ててぞすませ奉(タテマツ)りける。彼(カノ)あたりの軍兵(グンビヤウ)しばらくは競(キホ)ひて襲(オソ)ひ申(マヲ)しけれど、皆(ミナ)なびき申(マヲ)しぬ。

(次の年癸酉の春、忍びて御船にたてまつりて隱岐を出でて伯耆につかせ給ふ) 癸酉の年は元弘三年である。その閏二月二十四日に後醍醐天皇はひそかに隱岐を出でさせ給ひて、その日に出雲國につき給ひ、廿五日に伯耆國につき給うたのである。

(その國に源長年と云ふ者あり) 增鏡月草の花の卷に「この國に奈和の又太郎長年といひて、あやしき民なれど、いとまうに富めるが、たぐひひろく、心もさか〳〵しく、むね〳〵しきものあり」とある。この人は村上源氏で、但馬前司行盛の子、本名は長高と云つたのを後醍醐天皇より長年の名を賜はつて改めたのである。

(御方にまゐりて船上と云ふ山寺にかりの宮を建てゝぞすませ奉りける) 船上山は伯耆國東伯郡以西村にある。增鏡月草の花の卷に「かれ(長年)がもとへ宣旨を遣し給ひたるに、いとかたじけなしと思ひて、とりあへず五百餘騎の勢(イキホヒ)に

て御迎にまゐれり。又の日賀茂の社といふ所にたち入らせ給ふ。都の御社おぼしいでられていとたのもし。これより船上寺といふ所へおはしまさせて、九重の宮になずらふ」とあり、又「これよりぞ國々のつはものどもに御かたきを亡すべきよしの宣旨遣はしける。比叡の山へものぼせられけり。」ともある。

（**彼あたりの軍兵しばらくは競ひて襲ひ申しけれど、皆なびき申しぬ**）　隱岐の守護佐々木清高が、天皇の遁れ給うた事を翌日にさとり兵を率ゐて攻めて來たが、長年等がこれを敗りて追ひかへした。梅松論に「主上には舟上臨幸の翌日佐々木清高三百餘騎にて押寄たりけるに、長年が親類身命を捨て終日攻戰ふ間、寄手の軍勢數輩討捕られ創を被る者多かりければ引退畢」と見ゆる。

「と」底本「ノ」に作る。他諸本によりて改む。

都近き所々にも御志ある國々の兵より〳〵うち出づれば、合戰もたび〳〵になりぬ。京中さわがしくなりては、上皇も新主も六波羅にうつり給ふ。伯耆よりも軍をさしのぼせらる。爰に畿内近國にも御志ある輩、八幡山に陣をとる。坂東よりのぼれる兵の中、藤原親光といふ物も彼山に馳せくははる。御方にまゐる輩多く成りにけり。源高氏と聞えしは、昔の義家朝臣が二男義國と云ひしが後胤なり。彼義國が孫なりし義氏は平義時朝臣が外孫也。義時が世と成りて源氏の號ある勇士には心をおきければにや押しすゑたる樣なりしに、これは外孫なれば、取り立て領す

「かへりみ」底本「願」に作る。他諸本によりて改む。

る所などもあまたはからひおき、代々になるまで隔てなくてのみ有りき。高氏も都へさしのぼせけるに、疑を遁れむとにや、告文を書き置きてぞ進發しける。されど、冥見をもかへりみず、心がはりして御方にまゐる。官軍力を得しままに、五月八日のことにや都にある東軍みな破れてあづまへ心ざして落ち行きしに、兩院新帝同じく御幸あり。近江國馬場と云ふ所にて御方に志ある輩うち出でにければ、武士はたゝかふまでもなく、多くは自滅しぬ。兩院新帝は都に返し奉り、官軍是をまぼり申しき。かくて都より西ざまほどなく鎭りぬときこえければ、還幸させさせ給ふ。實にめづらかなりしことになむ。

（都近き所々にも御志ある國々の兵より〳〵うち出づれば合戰もたび〳〵になりぬ） 近畿地方にも義兵が、彼方此方に打ち立ちて、北條氏を攻めたことを述ぶる。楠正成が　この復興の義兵の中心で、其の勢が强くて屈伏しなかつた事が全國の士氣を振ひ起したのであるが、正成の擧兵と前後して備後の人櫻山玆俊が一宮城を築いて兵を起し、つゞいて赤松則村が、護良親王の令旨を奉じて播磨に兵を起し、山陰山陽兩道を絕ち、進んで京に入らうとし、元弘三年二月には伊豫の人土居通治、得能通言の二人が義兵を起し、延暦寺の僧徒も亦護良親王の令旨によりて兵を起して京都を

攻めた。かやうにして到る所に勤王の兵起りて合戰が各地に行はれたといふ。

（京中さわがしくなりては上皇も新主も六波羅にうつり給ふ）　増鏡月草の花の卷に曰はく「やよひ（元弘三年）にもなりぬ。十日あまりのほど、俄に世の中いみじうのゝしる。何ぞと聞けば播磨の國より赤松なにがし入道圓心とかやいふもの、先帝の勅に從ひて、攻めくるなりとて都の中あわてまどふ。例の六波羅へ行幸なり。兩院も御幸とて上下たちさわぐ。馬車走りちがひ武士どものうちこみのゝしりたるさまいとおそろし」とある。上皇は後伏見、花園の兩院で、新主は北條高時の擁立した光嚴院である。これは三月十二日の事である。

（伯耆よりも軍をさしのぼせらる）　後醍醐天皇はこの時まだ伯耆船上山にましましたが、左近衞中將源忠顯に勅して山陽山陰兩道の兵を帥ゐて赤松圓心入道則村を援けて京都を攻めさせられた。この勅は三月十三日に下されたのであるが忠顯は丹波に至りて但馬の守護太田守延が恒良親王を奉じて歸順するを容れ、四月に恒良親王を奉じて京都に迫つて西山の峯堂に陣をとり、これより屢京都を攻めた。

（爰に畿內近國にも御志ある輩　八幡山に陣をとる）　八幡山は石淸水八幡宮の鎭座する男山をさす。この山に官軍の據つたはじめは、三月十五日に赤松則村が、男山と山崎とに屯營して西海道を塞いだ事に起る。かくて、この地が、京都を攻むる官軍の根據となり、四方の義兵がここに集まることになつた。四月八日には源忠顯も京都を攻めたが敗れて男山に入つたのである。

（坂東よりのぼれる兵の中。藤原親光と云ふ物も彼山に馳せくははる）　藤原親光は結城氏、宗廣の子である。陸奥の白川の豪族であつた。この時宗廣は鎌倉に在り、親光は北條氏の催促を受けて京都の軍勢中に在つたが、この時に歸順して八幡山の官軍に加入したのである。この時、ここには赤松圓心、左近衞中將中院定平、源忠顯等が主領としてゐた。

（說）　ここに特に結城親光の名をあげたのは、親光の歸順といふことは官軍の勢力に大きな影響を與へた點にもよる事勿論であるが、その後親光は足利高氏を刺さんとして事成らずして戰死し、その父宗廣その後勤王を以て終始して伊勢に客死したが、親光の弟親朝が白河に居て兩端を持して形勢を觀望し、著者がこの書を草せられた當時、常陸國關城は北條氏の大軍に包圍せられ危急の秋であつて、親房は屢書を送つて親朝の來援を促した時であつたから、ことに親光に關心する點が深かつた爲でもあらうと思はるる。

（源高氏と聞えしは昔の義家朝臣が二男義國と云ひしが後胤なり）　源高氏はいふまでもなく足利高氏である。昔の義家朝

臣といふことは、昔名高かつた義家といふ意である。義家の長男は義親でその子孫が鎌倉將軍となり、二男義國その長男義重が新田氏の祖で、次男義康が足利氏の祖である。義康から六代にして貞氏、その子が高氏である。

(彼義國が孫なりし義氏は平義時朝臣が外孫也) 足利義國の子義康、その子義兼、その子義氏であるから、義氏は義國の曾孫である。又義氏の母は北條時政の女であるから、義氏は時政の外孫である。本書は記憶の誤りであらう。

(義時が世と成りて源氏の號ある勇士には心をおきければにや押しすゑたる樣なりしに) 北條義時が實權を握る世になつては、源氏を號してゐる武勇の士には用心をして、成るべく勢力をつけないやうに壓迫してゐたのであるが、足利だけは特によい待遇をしたのである。

(これは外孫なれば、取り立て領する所などもあまたはからひおき、代々になるまで隔てなくてのみ有りき) このやうに諸の源氏が、北條氏に壓迫せられたるうちに於いて、足利氏のみが、多少勢力のあつたのは、ここに記してある通り、北條氏と姻戚の關係に在つた爲である。もと足利義康の妻は賴朝の妹で、賴朝と親しかつた上に、その子義兼が賴朝の妻の妹北條氏を娶り、その子が義氏である。故に義氏は三男であつたけれど、北條氏の外孫であるが爲に足利氏の本宗となり、北條泰時の女を娶つた。而して承久の亂に北條氏の爲に大に力を致し、屡食邑を増し、義氏の子泰氏、又北條泰時の外孫として勢力あり、泰氏の子賴氏も北條氏の外孫であり、賴氏の子家時、家時の子貞氏、この貞氏も北條氏の外孫で高氏の父である。かくの如く北條氏と足利氏とは極めて深い姻戚の關係があるのである。

(高氏も都へさしのぼせけるに、疑を遁れむとにや告文を書き置きてぞ進發しける) 高氏は以前にも笠置攻の將として上せられたのであるが、この時又六波羅の援兵として大將名越高家と共に上京の命を受けて進發したのである。增鏡月草の花の卷に曰はく「卯月十日あまり、又あづまよりものゝふ多くのぼる中に、をとゝし笠置へもむかひたりし足利の治部ノ大輔源高氏のぼれり。院(後伏見)にもたのもしくきこしめして、かの伯耆の船上へむかふべきよし院宣たまはせけり。東を立ちし時もうしろめたく二心あるまじきよしおろかならずちかごとぶみを書きてけれども、そこの心やいかゞあらむ。とかく聞ゆるすぢもありけり。この高氏はいにしへの賴義朝臣のなごりなりければ、もとのねざしはやむごとなき武士なれど、承久よりこのかた頭さしいだす源氏もなくて、うづもれすぐしながら、たゞひろく、勢四方にみちて、國々に心よせのもの多かれば、かやうに國の危きをりをえて思ひたつ道もやあらむなど、したにさゞめくもしるくぞ見ゆる」とある。これによるとこの頃高氏に野心ありといふ風聞が、既に世に行はれてゐたものと思はる

る。それで、その疑を遁れむ爲に、起請文をかいて北條高時に出して上京したのであらう。告文とはこの起請文をさすのであらう。この邊の事は太平記にも同じ趣に見えて、一枚の起請文を書きおいて上洛した由に見ゆる。

(されど冥見をもかへりみず、心がはりして御方にまゐる) かやうに起請文を書いて北條氏に二心あらば、直ちに神罰を蒙るべしなど書いたに相違ないのに、その神明の幽冥界からの、照覽あらむことをも顧みず、即ち起請の事を無視して、變心して後醍醐天皇の御方に參じた。即ち後伏見院から伯耆の船上山に發向すべき旨の院宣を受けたが、四月廿七日には名越高家が久我繩手で戰死して形勢利あらずと見た爲でもあらう。伯耆に向ふべしとして出發し、丹波の篠村まで行きてそこより引きかへして、五月七日の未明に源忠顯等と策動して共に俄に六波羅を攻めたのである。

(官軍力を得しままに、五月八日のことにや都にある東軍みな破れてあづまへ心ざして落ち行きしに兩院新帝同じく御幸あり) さて五月七日に源忠顯、足利高氏聯合して六波羅を攻めたのには東軍敵しかねて、五月八日には兩六波羅の北條仲時同時益は京都を引きあげて東國をさして退却をはじめた。この時に北條氏の兵に擁せられて、後伏見、花園兩上皇及び、新帝光嚴院も共に東國をさして出發あそばされたのである。増鏡月草の花の卷に「兩六波羅東(ヒガシ)をさしてあづまへと心がけて落ちければ、御幸もおなじさまになし奉りけり」とある。

(近江國馬場と云ふ所に御方に志ある輩うち出でにければ、武士はたゝかふまでもなく多くは自滅しぬ) この時六波羅の仲時、時益以下の武士が、兩院新帝を奉じて、東國さして、近江國から美濃路を經て行かうとして進んだが、所在に兵が起りてこれを脅かし、又京都から追兵も來た。それが爲に、南六波羅の將北條時益は守山で戰死した。北六波羅の北條仲時は兩院新帝を奉じて近江國番場といふ地の寺まで至つたが、ここで、勤王の兵にあひて自殺した。(これは五月九日の事である) この時の事を太平記には近江美濃等の强盜溢者共二三千人が、龜山院の第五の宮を奉じて仲時等を討つたとあるが、増鏡月草の花の卷には次の如くいふ。「さて御幸は近江國におはしますほどに、いぶきといふほどになにがしの宮(守良親王)とかや法師にていましけるが、先帝(後醍醐)の御心よせにてかやう(武勇)のかたもほの心え侍りけるにや待ちうけて矢を放ちたまふ。又京よりも追手かゝるなど聞えければ、六波羅の北といひし仲時、内(光嚴)東宮(邦良親王の御子康仁)兩院具し奉り、番馬といふ所の山のうちに入れ奉りぬ。手のものどもも、なほ殘りて隨ひつきけれども、戰もかなはずやありけむ、遂にこの山にて腹切りにけり」とある。ここになにがしの宮といふは龜山天皇の皇子、守良親王で、法名を覺靜と申し、五辻宮と稱せられた方である。番場は近江國阪田郡息郷村大

字番場で、その路傍の佛寺に入れ奉つたのである。その時に自殺したもの仲時以下四百三十餘人、それらの墓及び過去帳が今もこの地の蓮華寺に存する。

（兩院新帝は都に返し奉り、官軍是をまぼり申しき）　この時、後伏見、花園の二上皇、光嚴院をば守護して都にかへし奉りて官軍が守り奉つたといふのである。その御還幸は五月二十八日である。これより先五月三日に後醍醐天皇が源忠顯に軍中の條制を下された。その文は光明寺殘篇に載せてある。そのうちに「官軍等於仙洞邊不可致狼藉若誤而有無禮事可處重科」とある。又この際に後伏見院から後醍醐天皇に對して御消息あつて各院共に御出家の御希望であると申されたけれど、後醍醐天皇が固く止められた由である。增鏡月草の花の卷に曰はく「一院は歸り入らせ給ふ御門（歸洛あらせらる天皇の意）に御文を奉り給ひて、面々に御出家あるべしなどまで申させけれども思ひもよらぬよしをかたく申され給けるとかやとぞ聞えし」とある。

（かくて都より西ざまほどなく鎭りぬときこえければ、還幸せさせ給ふ）　「都より西ざま」は京都以西の國々をいふ。京都以西が皇威に服したによりて後醍醐天皇は京都へ還幸の途に出で立たれたといふのである。諸書これを濟京の事にとる故に、とかくの議論が生ずるのである。これは伯耆を發して京都へ還幸せらるることをいふのである。事實、この捷報の船上山に達したのは五月十二日であつて、當日群臣を召して還幸の事を議せしめられた。その時に勘解由次官藤原光守は、京都には北條の餘黨があらうから今暫く船上山にましますべき旨を奏上した。天皇これをきかれて猶豫せられたが、御親ら周易を以て卜はれたに吉を得られたからして、乃ち敕して還幸の用意を命ぜられ、二十三日に船上山を發駕せられたのである、卽ち、前年の三月にはこの邊を隱岐へいでまさうといふ事で通御せられたが、一年後の今は花々しく還御の御旅に出で立たれたのである。これ故に

（實にめづらかなりしことになむ）といふ感は誰人にもあつたであらう。

東にも上野國に源義貞と云ふものあり。高氏が一族也。世の亂におもひをおこし、いくばくならぬ勢にて鎌倉に打臨みけるに、高時等運命極りにけ

「いたり」底本「キヌル」とす、梅本による。

れば、國々の兵付き隨ふこと風の草をなびかすごとくして五月廿二日にや高時を始めとして多くの一族皆自滅してければ、鎌倉又平ぎぬ。符契をあはする事もなかりしに、筑紫の國々、陸奥出羽の奥までも同じ月にぞしづまりにける。六七千里の間、一時におこり合ひにし、時のいたり、運の極りぬるはかゝることにこそと不思議にもはべりしものかな。君はかくともしらせ給はず、攝津國西の宮と云ふ所にてぞきかせましくける。

（東にも） この一句は上の「都より西ざま程なくしづまりぬ」に對していつたので、東國にも下に言ふやうな事が起つたといふので、「鎌倉又平ぎぬ」までにかゝるのである。

（上野國に源義貞と云ふものあり、高氏が一族也） 新田氏は足利氏と一族ではあるが、足利氏の末ではなく、寧ろ足利氏の祖の兄の家である。その關係は次のやうである。

義家─義國─義重（新田祖）─義兼（足利義兼と同名異人）─義房─政義─政氏─基氏─朝氏─**義貞**
　　　　　└義康（足利祖）

かやうな家柄であつて、足利氏に對しては寧ろ嫡流であつたけれども、頼朝に媚びなかつた爲に、勢力を得なかつたので、自然足利氏の一族といふやうに世間から見られてゐたのである。

（世の亂におもひをおこし） 義貞もはじめは北條氏の命を奉じて金剛山城を攻むる軍に加はつてゐたが、この時に己が源氏の名家でありながら、北條氏の命をうけて奔走することを屑しとせず、勅命を奉じて北條氏を亡し家名を恢復せう

といふ志を生じたらしいので、その志を護良親王に通じて令旨を受け、病と稱して郷國にかへつてその用意をしてゐたものらしい。この事は増鏡月草の花の巻に「さる程に東にもかねて心得けるにや、高氏のすゑの一族なる新田ノ小四郎義貞といふもの、今の高氏の子(義詮)四になりけるを大將軍にして(これは訛傳であるのをそのまゝ採つたのである。但しこれで見ても、當時足利氏といふものは源氏の名族として世に信用あつた事がわかる)武藏國より軍をおこしけり」とある。

(いくばくならぬ勢にて鎌倉に打臨みけるに)　この事は太平記によると頗る誇張して書いてあると思はるるが、五月八日に上野國生品明神の御前で旗を擧げ綸旨を拜讀して後笠懸野に打出で、五月九日に武藏國に打越えた時に、紀五左衞門といふ者高氏の子千壽王(義詮)を奉じて二百餘騎で參加し　是より上野、下野、上總、常陸、武藏の兵共、催さざるに馳せ集りてその日の暮程に二十萬七千餘騎になつたとある。これを下に「國々の兵付き隨ふこと風の草をなびかすがごとくして」と云つたのである。

(高時等運命極りにければ)　これは事實を述べたのは勿論であるが、「運命極りにければ」といふ語は運命の盡きて亡ぶべき時が來たといふ意をあらはし、ただ人力だけではなく、天運の然らしむる所であるといふ意を示してゐる。當時これを人力のみに歸してゐたらしい事に對しての一種の反動の思想を含んでゐると思はるるのである。

(五月廿二日にや高時を始めとして多くの一族皆自滅してければ鎌倉又平ぎぬ)　増鏡月草の花の巻に曰はく「鎌倉はじまりし頼朝の世時政より今にいたるまで多く年月をつめり。僅かなる新田などいふ國人にたやすくいかでかは亡さるべきと覺えしに程なく十五日にかたき既に鎌倉に近づくよしきこえて家々を毀ちさわぎのゝしる。世の滅するにやとおぼえしとぞ人はかたり侍りし」とあり、又「四郎左近大夫入道(北條高時の弟泰家、義貞を討手の大將)軍にうち負けゝるにや、隨ふ武士ども殘りなく新田が方へつきぬれば、えさらぬものどもばかり五六百騎にて十六日の夜に入りて、鎌倉へ引きかへる。僅に中一日にてかくなりぬる事夢かとぞおぼえし。かくて日々の軍にうち負けければ、おなじき廿二日高時以下腹切りて失せにけり」とある。

(符契をあはする事もなかりしに)　符は竹符といつて竹の割符で、もと支那漢の制に竹の長さ六寸なるを打ち割りて兩片となし、各其一を持ちて信としたのをいふ。契は(合之以爲徵信者也)も同樣のもので、本邦の古制、木片に須要の文字を記してこれを打ち割りて兩片となし、各一片を持ちて信とした。これを木契といふ。竹符木契いづれも「わりふ」

といふ。これは各片を合すれば、その一致するか否かによりて眞僞を判しうべく、眞なれば二片完全に一致するものなれば、さやうに二者の完全に一致することをたとへて符契をあはすといふのである。が、ここはその外に、なほ意味がある。元來この符契は多く兵を發する時に用ゐらるる物であるが故に、孟子離婁下篇に「地之相去也千有餘里、世之相後也千有餘載、得レ志行二於中國一若レ合二符節一」とある。これは東西約束し合つた事もなかつたがといふ意を示す。

（筑紫の國々、陸奥出羽の奥までも同じ月にぞしづまりにける）　京都の兩六波羅の亡びたのは五月八日で、鎌倉の北條一族の自殺したのは五月二十二日である。この月に、越前の平泉寺の僧徒兵を起して賊將淡河時治を越前に誅し、能登越中の勤王の兵が越中の守護名越時有を誅し、長門探題北條時直は僧俊雅について下り、四國は、既に土居、得能によりて歸順し、九州では菊池武重が九州探題北條英時等を誅して、九州平定の旨を各地より六月十日に上奏し、陸奥出羽兩國の事は結城宗廣が、その兩國の兵を率ゐて、東國平定の功を立てた事を六月九日に上奏してゐる。

（六七千里の間、一時におこり合ひにし）　ここにいふ一里は六町を以てかぞふる一里である。日本全國の間到る處に、勤王の兵の一時に振ひ起つたことはといふ義。

（時のいたり運の極りぬるはかゝることにこそと不思議にもはべりしものかな）　時節の到來すること（これは天皇の御親政の方につきていふ）運の極りてしまつたこと（これは北條氏の運命の終をつげた方につきていふ）といふのはかやうなことをいふのであらうと不思議に思はれたことであるといふ意。

（君はかくともしらせ給はず、攝津國西の宮と云ふ所にてぞきかせまし〳〵ける）　後醍醐天皇は京都の北條氏が沒落したによりて還幸になつたので、關東の北條氏の亡びたことはまだ御存じなくて、攝津國西宮と云ふ所ではじめてその報を受けとり給うたといふ。後醍醐天皇は五月二十三日に船上山を御發輦になり、二十七日播磨の書寫山に幸し給うた。さて太平記には三十日に兵庫にやどらせ給うて、六月朔に義貞の使が兵庫に至りて捷書を上つたとある。然るに保曆間記には「先帝攝津國西宮迄御上有り」とある。されば、西宮で捷報に接せられたとする本書の說を正しいとすべきである。

六月四日、東寺にいらせ給ふ。都にある人々參り集りしかば、威儀をと

とのへて本の宮に還幸し給ふ。いつしか賞罰の定めありしに、兩院新帝をば、なだめ申し給ひて都にすませまし〳〵ける。されど、新帝は僞主の儀にて、正位には用ゐられず。改元して正慶と云ひしをも本のごとく元弘と號せられ、官位昇進せし輩も皆元弘元年八月よりさきのまゝにてぞ有りし。

（六月四日東寺にいらせ給ふ） この事は公卿補任、皇年代略記、保暦間記の一致する所であるが、太平記は五日とする。これも太平記の誤であらう。

（都にある人々參り集りしかば） 梅松論に「去程に京都には、君伯耆より還幸なりしかば御迎に參られける卿相雲客、行粧花をなせり」とある。

（威儀をとゝのへて本の宮に還幸し給ふ） 増鏡月草の花の巻に曰はく、「さて都には伯耆よりの還御とて世の中ひしめく。まづ東寺へ入らせ給ひて、事どもさだめらる。二條の前の大臣めしありて參り給へり。こたみ内裏へ入らせ給ふべき儀、重祚などにてあるべけれども、璽の箱を御身にそへられたれば、只遠き行幸の還御の儀式にてあるべきよし定めらる」とあり、又「六月六日東寺より常の行幸のさまにて内裏へぞ入らせたまひける。めでたしとも言の葉なし」とある。但しここに「六日」とあるは、公卿補任に「同五日如レ元入ニ御二條富小路皇居一自立登極、但不レ及ニ重祚禮一」とあり、皇年代略記、官公事抄、大德寺文書等にも五日とあるから、五日を正しいものと認む。

（いつしか賞罰の定めありしに） この賞罰黜陟の事は、天皇が船上山にまし〳〵た時から、既により〳〵行はれた。即ち五月十七日に關白藤原冬敎、左大臣藤原基嗣の官を停めて、左大臣藤原道平、權大納言左近衞大將藤原經通、權大納言右近衞大將藤原道敎の官を復せられた。京都にかへらせられてから賞罰の沙汰のあつた事はいふまでもない。

（兩院新帝をばなだめ申し給ひて都にすませまし〳〵ける）　後伏見花園の兩院、及北條の擁立した新帝光嚴院をば何事もなくそのまゝ都に住ませ奉られたといふのである。これはかの保元の亂に讃岐院の先例などいふやうな酷薄な態度をばこれら三院に對しては執られなかつた事を述べたのである。保暦間記に曰はく「先帝位に付せ賜ひければ後伏見院幷先御門今は新院と申何なる日をか見んずらんと思食歎せ給けれども、天照太神御計にや無二子細一て都に御座し」とある。七月には後伏見花園兩上皇及永福門院（伏見天皇の后）の御領を故の如くならしめ、尋いで播磨國を光嚴院の御料所としたまふ。而して十二月十日には光嚴院に太上天皇の尊號を上られた。

（されど新帝は僞主の儀にて正位には用ゐられず）　上の如く、三院には御優遇の御取扱はあつたが、新帝光嚴院は僭僞の君といふことで、正統の皇位に卽き給うた事としては取扱はれぬといふこと。これより先元弘三年五月二十五日に伯耆から詔書を發して新主を廢せられたが、しかも、ここには正位とは認められぬといふのである。これは北條氏が先に後醍醐天皇に神器を新帝に渡し奉られむことを强請した時、止むを得ず御渡しになつたが、神璽は御身をはなたせ給はず、止むを得ず僞器を偉り授けられた事と關係してゐると考へらるる。增鏡によれば、上にあげた文の通り、神璽は後醍醐天皇の御身を離し給はなんだことは明かである。

（改元して正慶と云ひしをも本の如く元弘とせられ）　新主の卽位禮後元弘二年四月二十八日に改元があつて正慶と云つたのであるが、元弘三年五月二十五日新帝を廢せらるる時に、その年號を停めて元弘の年號に復せられたのである。

（官位昇進せし輩も皆元弘元年八月よりさきのまゝにてぞありし）　この事は本書の說を以て典據とすべきことといふまでも無いが、皇年代私記に注して、「自二伯州一止二正慶年號一爲二元弘三年一、又去五月詔、去々年已來任官已下勅裁悉可二停廢一」とあり、又公卿補任には正慶二年の下に注して「元號復二元弘一元年九月已後任官叙位皆停廢之由被レ仰レ之」とある。卽ち本書にいふ所と一致するのを見る。

平治より後、平氏世をみだりて二十六年。文治の初、頼朝權を專にせしより父子相續ぎて三十七年。承久に義時世をとり行ひしより百十三年、

「廟」底本「苗」とす。梅本による。

都て百七十餘年の間、大宅の世を一にしらせ給ふ事絶えにしに、此天皇の御代に、掌をかへすよりもやすく一統し給ひぬること宗廟の御はからひも時節有りけりと天下こぞりて仰ぎ奉りける。

（說）以上で、幕府が倒れたから、ここにそれについての感想を述べてゐる。

（平治より後平氏世をみだりて二十六年）平治元年から平氏滅亡の壽永四年まで滿二十六年である。

（文治の初め賴朝權を專にせしより父子相續きて三十餘年）文治元年（壽永四年）に賴朝が總追捕使となつてから賴家實朝の二代を經て實朝の殺さるる承久元年まで三十五年である。

（承久に義時世をとり行ひしより百十三年。）承久三年から元弘三年の鎌倉幕府の滅亡まで百十三年。

（都て百七十餘年の間大宅の世を一にしらせ給ふ事絶えにしに）平治元年から元弘三年まで百七十五年である。この間は平家、源氏、北條氏が天下の實權を半以上握つてゐて、朝廷が天下を完全に統一して治め給ふ事が行はれずして中絶してゐたのであるがといふ意。

（此天皇の御代に掌をかへすよりもやすく一統し給ひぬること宗廟の御はからひも時節有りけりと天下こぞりて仰ぎ奉る）「掌を反すよりも易し」といふは支那の成語である。漢書枚乘傳に「易㆓於反㆒掌安㆓於泰山㆒」とあつて、物を成すことの容易いのに喩ふるのである。卽ち後醍醐天皇の兵を起されたのは元弘元年八月で、中頃に隱岐遷幸の大厄があつたが前後二年に充たずして百五十年もの積威をもつてゐた鎌倉幕府が、僅かに十五日にして義貞に亡されたといふ如きはいはば、夢の如き有樣である。かく容易く天下を一統して王政の古に復し給うたのも皇祖皇宗の御計ひである。今こそ宗廟の御計ひで天下一統の時節が到來したのであるといつて、萬民がこぞつて仰ぎ奉つたといふのである。梅松論に「保元、平治、治承より以來武家の沙汰として政務を恣にせしかども、元弘三年の今は天下一統に成しこそめつらしけれ」とあるのも同じ意である。

「侍れ」底本「侍シ」に作る。他諸本による。

「彼」底本「後」とす。他諸本による。

同き年の冬十月に先、東の奥をしづめらるべしとて、參議右近中將源顯家卿を陸奥守になして遣さる。代々、和漢の稽古を業として朝端に仕へ、政務にまじはる道をのみこそ學び侍れ。吏途の方にもならはず、武勇の藝にもたづさはらぬ事なれば、たび〳〵いなみ申しゝかど、公家既に一統しぬ。文武の道二なるべからず。昔は皇子皇孫、もしは執政の大臣の子孫のみこそ多くは軍の大將にもさされしか。今より武をかねて、蕃屛たるべしと仰せ給ひて御みづから旗の銘をかゝしめ給ひ、さま〳〵の兵器をさへくだし給はる。任國におもむく事も絕えて久しく成りにしかば、古き例を尋ねて、罷申の儀あり。御前にめして勅語ありて、御衣御馬などを給りき。猶奥のかために申し請けて御子を一所ともなひ奉る。かけまくもかしこき今上皇帝の御事なれば、こまかには注さず。彼國に付きにければ、實に奥の方ざま、兩國をかけて皆なびき隨ひにけり。

（說）これから建武中興の政治を叙し、かねて、著者が平素懷いてゐた政治論、君道論、臣道論を披瀝するので、正統記の最も精彩を發揮してゐる部分で、正統記一部の重點がこの文以下に存するものと認めらるる。

（同き年の冬十月に先東の奥をしづめらるべしとて參議右近中將源顯家卿を陸奥守になして遣さる） 元弘三年八月に叙位除目が行はれて又論功行賞が行はれ、左近衞中將北畠顯家は從三位に叙し陸奥守を兼任せしめられたのである。同年十月十日叙位除目に顯家は正三位に陞叙せられたが、同月二十日に北畠顯家は任に赴き、陸奥の外に出羽をも管理せしめられたのである。顯家は本書の著者親房の長子である。ここに卿の敬稱を加へたのは我が子に對していふにあらずして朝廷の高官を稱ふる禮である。三位以上の位階參議以上の官職を稱ふる敬稱である。この時に、東の奥を鎭めむ爲に、顯家を下されたのは、餘程重大な意義が在つたものと見え、下にもいふやうに親王を一方伴ひ奉り、又顯家の父親房も同道し、又奥州で勢力のある武士結城宗廣をも伴つて下つたのである。保暦間記に曰はく「東國の武士多は出羽陸奥を領して其力もあり、是を取放さんと議して當今の宮一所可レ奉レ下とて國司には彼親王に親く奉レ成けるにや、土御門の入道大納言親房、息男顯家卿をなして父子共に下さる。誠に關東の侍も多付てぞ下りける。彼兩國は日本半國なんど申す國なれば、如レ此計給けるも謂れあり」とある。これは如何にも實際を語つてゐるかと思はるる。

「代々和漢の稽古を業として朝端に仕へ政務にまじはる道をのみこそ學び侍れ」 これは顯家卿の事をいつたのであるが、親房自身の事ももとよりこれにこもつてゐる。北畠氏はかの具平親王並にその子師房大臣の後裔として代々學問を主として來た家柄で、朝廷に仕へ奉るにも、朝廷の大政に參與して或は詔勅とか官符とか、除目とか公事とか節會とかといふやうな政務にまじはる道を主として學び來たものであるといふこと。「朝端」といふ語は流布本に「朝家」と改めてゐるけれど、古本みなこの通りであるから、漫りに改むることは出來ぬ。この語は白氏文集卷一「哭二孔戡一」の詩中に「人言明明代、合レ置二在朝端一」とある如く、その據が明かである。「朝」は朝廷のこと、「端」は「正」の義で、六朝時代に宰相を端揆、唐代に侍御史を臺端といふ如く、その首たり正たる職をさす。されば、ここにては大臣、納言の如き重職のことをさすこと明かである。

（吏途の方にもならはず） 吏途は吏務ともいふが、文字の義は官吏の執る事務といふ事であるけれども、上に吏務の條で云つたやうに單にさやうな意味をあらはしたものではなくて地方官の事務のことである。藤原公任の北山抄は十卷であるが、第一、二は年中要抄（年中行事に關する要務を記す）第三、四は拾遺雜抄（恒例臨時の公事につきての要務

を記す）第五（御即位に關する公事一切）第六備忘（以上の卷々の公事に關する政務の補遺）第七都省雜事（太政官の政務に關する種々の件）第八大將要抄（近衞大將の執るべき政務）第九羽林要抄（近衞次將の執るべき政務）第十吏途指南と分けてゐる。而して吏途指南とした卷十にあげた項目は 國司下向早晩、罷申、計歷、延任重任等からはじめて、すべて二十四項あるが、すべて國司の執るべき政務事務である。されば、吏途は要するに地方官として行ふべき事務をさすといふ事は明かである。さやうな事務上の經驗も無いといふことである。吏途といふ語も朝端と同じく日本製の語でなく、支那で用ゐてゐたのを襲用したのである。唐の沈佺期の詩に「中年忝二吏途一」とあるのでもわかるであらう。

（武勇の藝にもたづさはらぬ事なれば） 北畠氏は武士のする如き弓馬の藝にもたづさはつた事が無いからといふこと。

（たび／＼いなみ申ししかど） 吏途の事も知らず、武勇の藝も無いから、地方官として武士の上に立ちてこれを制御することも困難であるから度々辭退し奉つたけれど許されなんだといふこと。

（公家既に一統しぬ。文武の道二なるべからず、昔は皇子皇孫もしは執政の大臣の子孫のみこそ、多くは軍の大將にもさされしか、今より武をかねて蕃屛たるべしと仰せ給ひて） これは建武中興（王政の理想を語つてゐる所である。公家は天皇であつて、天皇に於いて既に天下一統の政治を布かれたのである。從來は公家武家と分れてゐたがその弊を打破せねばならぬ。從つて文武と道を二つに分くるといふ事になると、再び、武家政治を生ずる虞れがあるによつて文武一途にして武家といふ階級を生ぜぬやうにせねばならぬ。わが國の昔を見ると、武人とか武家といふ特別の職務をもつたものは無くて、軍の大將になるものは（天皇親征の場合は別として）多くは皇子皇孫がなられた。その例は本書にもより／＼載せてある。（四道將軍、日本武尊、高市皇子など）或は又執政の大臣の子とか孫とかが軍の大將に命ぜられたのである。その例は武內宿禰の子、紀角が百濟を伐ち、葛城襲津彥が新羅を征したことなどである。それ故に、今から後はこの古の文武途を一にした政治に復して武家專權の弊を防がねばならぬからして、北畠氏も亦武をかねて、朝廷の一方の守となれよといふ仰せがあつたといふ。蕃屛とはかきであるが、蕃屛が家の外にあつて、それの擁護に當るにたとふるのである。

（みづから旗の銘をかゝしめ給ひ、さま／＼の兵器をさへくだし給はる） この旗は軍陣の用に供するものであらう。その銘として書き給うた文字は今にして知ることが出來ぬ。しかし、旗に銘をかくことは東鑑などにも見え、又後の事で

はあるが永享年中に足利持氏を追討の時に、後花園天皇が追討軍の爲に旗の銘として歌を下された事がある。それらによると、この事は虚構ではあるまい。

（任國におもむく事も絶えて久しく成りにしかば、古き例を尋ねて罷申の儀あり） 中頃朝綱衰へ平安朝の末頃から國守に任ぜらるるも多く在京して目代に國務を任せておくやうな弊が出來て、眞面目に任國に赴く國守もなくなつたが、今は王政復古の事であれば、その任國に赴くことも法令の通りに厲行せらるることになつた。それで古き例を尋ね勘へて罷申の儀を行はれた。罷とは退くことで貴所より退出することで、罷申しとは俗に御暇乞ひといふ程の意味であるが、この儀式は新儀式、侍中群要、西宮記、北山抄、江家次第、禁祕御抄等に記してあり、詳には「奏二赴任由一事」（新儀式）ともいふが多くは「罷申」とある。これは國守にかぎらず、太宰帥并に大貳、鎭守府將軍、出羽秋田城介等にも、これを申す儀式があつたのである。

（御前にめして勅語ありて御衣御馬などを給りき） これ即ち罷申の儀につきての恩賜である。罷申の時はいづれも、御前に召して酒肴を賜ひ、勅語があつて、後に祿を賜はるのであるが、その祿には幾分かの差等があつたやうに見ゆる。御衣を賜はるのは、國司では陸奧守だけでこれは特別の待遇であつたと思はるる。又御衣と御馬とを賜はるのは太宰帥大貳の罷申の儀にある。ここは太宰帥、大貳の例に准ぜられたものと思はるるが、その任務が尋常の國守よりも頗る大であつたからであらう。

（猶奧のかためにもと申し請けて御子を一所ともなひ奉る、かけまくもかしこき今上皇帝の御事なれば、こまかにはしるさず） この事上の說明に引いた通りである。この皇子が、著者が本書を記してある時吉野宮で天下所知す天皇であらせられるから、畏れ多いによつて委しく記さぬとなり。

（彼國に付きにければ、實に奧の方さま兩國をかけて皆なびき隨ひにけり） 元弘日記裏書に云はく「十月皇子義良、并顯家卿下二向奧州一、上野入道道忠（結城宗廣）奉二輔佐一之間、國中早速靜謐訖」とある。

同十二月左馬頭源直義朝臣相模守を兼して下向す。これも四品上野太守

成良親王をともなひ奉る。この親王、後にしばらく征夷大將軍を兼せさせ給ふ。直義は高氏が弟也。

（同十二月左馬頭源直義朝臣相模守を兼して下向す） 足利直義が左馬頭に任ぜられたのは元弘三年六月で、十一月八日に相模守に兼任したのである。而して同年十二月十四日に京を發して任國に下り鎌倉に鎭した。

（これも四品上野太守成良親王をともなひ奉る） 元弘日記裏書に「元弘三年十二月成良親王并左馬頭直義下向鎌倉二」とあり、又保暦間記に「同十二月、主上の宮成良親王と申に、尊氏舍弟左馬頭直義朝臣相副て關東八ヶ國爲守護下向ありけり」とある。成良親王は後醍醐天皇第七の皇子である。四品に叙し上野太守に任ぜられたのは翌建武元年正月十三日の除目の時であるが、前に回してかいたのであらう。この親王を伴ひ奉らせられた本旨は、奧州の場合と似た意味であつたものと思はるる。

（この親王後にしばらく征夷大將軍を兼せさせ給ふ） 成良親王の征夷大將軍に任ぜられたのは建武二年八月一日である。これより以前に征夷大將軍護良親王は足利高氏の讒に遭ひて官職を剝がれて、鎌倉に幽閉せられたが、建武二年七月に北條高時の遺子時行を奉じて兵を起すものありて、鎌倉に迫つたから直義は護良親王を弑し奉り、成良親王を奉じて西に走つた。高氏はこの時、自ら時行を征せむとし、征夷大將軍總追捕使たらむことを天皇に强請し奉つたが、それは許されずして遽にこの親王に兼任せしめられたものであるやうに見ゆる。即ちこの時、天下の形勢は甚だ險惡になつてゐたものと思はるる。

（直義は高氏が弟なり） これは世に周く知られた事である。

（說） この一句を以て、一轉して高氏論に入らうとする。爾下は著者の高氏論であつて、本書中でも頗る議論の高潮に達してゐる部分である。

抑、彼高氏、御方にまゐれりし其功は實にしかるべし。すゞろに寵幸有りて抽賞せられしかば、偏に賴朝卿天下を鎭めしまゝの心ざしにのみなりにけるにや。いつしか越階して。四位に叙し、左兵衞督に任ず。拜賀のさきにやがて從三位して、程なく參議從二位までにのぼりぬ。三箇國の吏務、守護及あまたの郡庄を給はる。弟直義左馬頭に任じ、從四位に叙す。昔賴朝ためしなき勳功有りしかど、高官高位にのぼる事は亂政なり。はたしてまた子孫もはやくたえぬるは高官のいたすところかとぞ申し傳へたる。高氏等は賴朝實朝が時に親族などゝて優恕する事もなし。たゞ家人の列なりき。實朝公八幡宮に拜賀せし日も地下前駈二十人の中に相加れり。たとひ賴朝が後胤なりとも、今更登用すべしともおぼえず。況や久しき家人也。さしたる大功もなくてかくやは抽賞せらるべきとあやしみ申す輩も有りけりとぞ。

(抑彼高氏御方にまゐれりし其功は實にしかるべし) これは、高氏が上述の如く歸順して、京都の六波羅を亡した事をさすのである。高氏の功は要するにこの時だけの事であつて、正成などとは比較にならぬことはいふをまたぬ。而して高氏がこの時遽に歸順した動機はもとより疑問である。

(すずろに寵幸有りて) この時高氏異數の御恩賞を蒙つた事は史乘に明かであるが、精忠を抽んでたとも見えぬのに如何なる事情で此の事が在つたのか不審である。而して寵幸のあまり天皇の御諱の一字を賜はつて名を尊氏と改めさせられた程である。本書にその尊氏の文字を使はないで、もとの高氏を用ゐてゐるのは、ただ彼を憎んでしてゐるのではない。高氏が謀反をした爲に、建武二年十一月二十六日にその官爵を褫奪せられた。この時に當然、その賜はつた尊の字も褫奪せられた筈であるから、條理を正せば、本書のやうにするのが當然である。高氏は自ら終世尊氏と書いてゐたやうであるが、それは如何なる精神であつたか、いづれ、謀反をするやうな人間であるから、常規を以て論ぜられぬ。

(抽賞せられしかば) 抽は多くの物からあるものを抽き出すこと、高氏が、他と同列でなく、特別に拔き出されて異數の賞をうけた事實をいふ。その事は下にあぐる。

(偏に賴朝卿天下を鎭めしまゝの心ざしにのみなりにけるにや) 賴朝が諸源の統領として平家を滅して天下をしづめたのと、天下勤王の士が蜂起して北條氏が既に危殆に瀕した時に高氏が歸順して源忠顯、赤松則村等と力を合せて京都を掃蕩したのとは比較にならぬ事である。しかし高氏は賴朝が天下を鎭めて幕府をたてたその通りの志にのみなつたやうだとこの著者がいふ。これはこの著者の臆測ではない。前にあげた通り、北條氏の餘黨が北條時行を奉じて鎌倉に迫つた爲に直義が成良親王を奉じて西に走り、鎌倉には北條時行が入つて據つた。この時高氏は自ら行きて時行を伐たうと請ひ奉つたことはよいとして、それと同時に、征夷大將軍總追捕使たらんことを請ひ奉つた。これを以てかれが賴朝の後繼者を以て任じてゐた事は明かに證明せらるる。この時その事勅許なくして征東將軍に任ぜられたのであるが、かれの謀反はこの幕府を開始することの望みが達せられなかつた爲である。かれが護良親王を讒言したのもその征夷大將軍の職に護良親王が居られたから、その地位を奪ふ爲であつた事はいふをまたぬ。

(いつしか越階して四位に叙し、左兵衛督に任ず) これからその抽賞せられた事實をあぐる。越階すといふのは規定の順位を經ずして、順位を超えて上階の位に叙せらるること。彼はもと(元應元年に)從五位下、治部大輔であつたが、同

二年に治部大輔を辭し、正慶元年六月八日(卽ち光嚴院の時)に從五位上に叙せられてゐたが、後醍醐天皇隱岐から還幸の後、元弘三年六月十二日に從四位下に叙し左兵衞督に任ぜられた。これは正五位下、正五位上の二階を超え三階一時に上つたのである。これ卽ち越階である。左兵衞督は左兵衞府の長官である。

(拜賀のさきにやがて從三位して)　拜賀といふのは、叙位任官の際に、その御禮の爲に參內して聖恩を謝する儀禮をいふ。その拜賀を行はぬうちに間もなく又從三位に叙せられたといふのであるが、それは同年八月五日であつて、この日に尊氏の名を賜はつたのである。

(程なく參議從二位までにのぼりぬ)　さてその翌年建武元年正月五日に正三位に叙せられ、九月十四日に參議に任ぜられ、建武二年八月三十日に從二位に叙ぜられた。この從二位は、高氏が征夷大將軍に任ぜられず、憤つて鎌倉に向つた後に彼れを宥めらるる爲に特に遙に叙せられたのであるから、姑く別として見るに、元弘三年六月以前に從五位下であつたものが、建武元年九月十四日には正三位參議までになつてゐる。(卽ち一年三ケ月の間に)、これは確に異數の抽賞といはねばならぬ。而して勤王の元勳たる楠木正成は從五位下左衞門尉に止まつたのである。

(三箇國の吏務守職及あまたの郡庄を給はる)　ここにいふ三箇國は太平記によると武藏、常陸、下總の三箇國であるが、太平記には守護とのみあつて、吏務は見えぬ。しかし、これはこの書の方が正確である。そこで吏務を賜はるといふことは如何なる事であるか、未だ詳かではないが、多分、國司の管理する事務をも委任せられ、從つて公領から奉る租税をも賜はつたものであらう。あまたの郡庄とある「郡」といふのは國郡の郡ではなくて、たゞ庄園を賜はつた事を文飾していつたものであらう。この時高氏が何程の庄園を賜はつたか明かでないが、官位の異數な點から推せば、やはり他に異なつて多かつたであらう。

(弟直義左馬頭に任じ、從四位に叙す)　直義は嘉暦元年に從五位下兵部大輔に叙任せられてゐたが、元弘三年六月十二日に左馬頭に任ぜられ、同年十月十日に正五位下に叙せられ、建武元年七月九日に從四位下に叙せられた。

(說)　以上は高氏異數の抽賞と、彼の野心とをあげたが、これからその抽賞と彼の野心とにつきて論評せむとするのであるが、先づその抽賞の異常であつた事についての評論を下すのが、次下の文章である。

(昔頼朝ためしなき勳功有りしかど、高官高位にのぼる事は亂政なり)　この論は著者の持論と見ゆる。それは勳功を賞するに官位を以てする事が誤りであるとする意見に基づくのである。この事は下に「上古には勳功あればとて官位を進

むる事はなかりき云々」といふ所に行つて明かになる。さて、ここの文章は稍略してある。こゝは頼朝は昔に例のない勳功があつた事は有つたに相違ないが、その勳功によつて大納言右近衞大將正二位といふやうな高き官高き位にのぼつたのであるが、かやうに勳功が在つたからと云つて高官高位に昇るといふことはそれは、正しい政治が行はれたのでなく、政治の亂れであるといふ意である。

（はたしてまた子孫もはやくたえぬるは高官のいたすところかとぞ申し傳へたる） 頼朝の子孫が、二世で滅亡してしまつたといふ事は、その身分にすぎた高官に昇つた爲に、果報が盡きてしまつたのではないかと世に申し傳へてゐるといふのである。

（高氏等は頼朝實朝が時に親族などとて優恕する事もなし、ただ家人の列なりき） これは高氏が源氏の正統ではないといふ事を明かにするのであらう。前に言つたやうに頼朝の後は實朝で終つてその後が絶えた。高氏は前にもあるやうに頼朝の親族にして同時に姻族上の緣もあつたが、さりとて、これを親族であると云ふ事を以て、特別に優待した譯でもなく、ただ家人（卽ち家來）の間につらなつてゐたのである。

（實朝公八幡宮に拜賀せし日も地下前駈二十人の中に相加れり） この拜賀の日は上に述べてある。この地下前駈の人名は本書の裏書にある。次にそれをあぐる。

今日扈從人々

公卿

權大納言忠信卿　左衞門督實氏卿　三位光盛卿　宰相中將國通卿　刑部卿宗長卿

殿上人

權亮中將信純朝臣　文章博士仲章朝臣　左馬權頭純茂朝臣　因幡少將高經　伊與少將實雅

伯耆前司師孝　右兵衞佐頼經

地下前駈

右京權大夫義時　修理權大夫維義　甲斐右馬助宗泰　武藏守泰時　駿河右馬助致利　藏人大夫重綱

筑後前司頼時　藤藏人大夫有俊　長井遠江前司親廣　相模守時房　足利武藏前司義氏　丹波藏人大夫忠國　前右馬助行光　伯耆前司包時　駿河前司季時　信濃藏人大夫行國　相模前司經定　美作藏人大夫

「なれ」の下底本「バ」あり。他諸本による。

公近　藤勾當頼隆　平勾當時盛

（たとひ頼朝が後胤なりとも、今更登用すべしともおぼえず云々） たとひ頼朝が後胤であるとしても、その頼朝の後胤であるといふ事で以て、今更登用すべきものとも思はれない。況んや高氏は百數十年相續いて來た源氏の家來である。

（さしたる大功もなくてかくやは抽賞せらるべきとあやしみ申す輩も有りけりとぞ） 高氏の功は上述の如くで、〓功が無いといふ事ではないが、他に抽んでた功といふ事は出來ぬ。然るにかやうに抽賞せらるることは當を得ない事であると不審に思ふ人々も有つたといふのであるが、早くから高氏の野心を看破してゐられたのは護良親王であつて、屢これを除かうとせられたが、かへつて高氏の奸策にかゝつて害に遭はれたのである。その他にはこの著者親房などもこの奸謀を苦々しく思つてゐた一人であらう。

（説） 以上で抽賞の不當を一往論じたにより、轉じて高氏の非謀に論を進むるのである。

關東の高時、天命すでに極りて、君の御運を開きし事は更に人力と云ひがたし。武士たる輩、いへば、數代の朝敵也。御方にまゐりて其家を失はぬこそあまさへある皇恩なれ。さらに忠を致し、勞を積みてぞ、理運の望をも企て侍るべき。而を天の功を盜みておのれが功と思へり。介子推がいましめも習ひ知る者なきにこそ。かくて高氏が一族ならぬ輩もあまた昇進し、昇殿をゆるさるゝも有りき。されば、或人の申されしは公

家の御世にかへりぬるかと思ひしに、中々猶武士の世に成りぬるとぞ有りし。

（關東の高時天命すでに極りて君の御運を開きし事は更に人力と云ひがたし） これは上に「高時等運命極りにければ云々」といひ、又「時の至り運の極りぬるはかゝる事にこそと不思議にも侍りしものかな」といひ、「すべて百七十餘年の間おほやけの世を一つにしらせ給ふ事絶えにしに、この天皇の御代に掌をかへすよりもやすく一統し給ひぬる事宗廟の御計ひも時節ありけりとぞ天下こぞりて仰ぎ奉りける」と云つてゐることを意味するので、それは神慮に基づくもので人力とはいひ難いといふのである。但し、全く人力が無いとはいはれぬ。護良親王や楠木正成や櫻山茲俊等の獻身的努力がなかつたならば、たとひ天運とはいふともかやうに早くは恢復しなかつたであらう。それ故に全く人の力が關係せぬといふことは公平な意見とは受け取られない。恐らくは、この頃に、到る所にその功に誇る徒輩が多かつたによりて著者が公憤の結果、反動的に出でた論であらう。しかし又全然人力であるといふ事はもとよりいふ事の出來ないのは勿論である。

（武士たる輩いへば數代の朝敵也） ここに武士たる輩といふのは一般的に概論したので、武士の中には承久の亂に勤王したものも多く、又元亨の頃に王事に死んだものも少くはない。今はそれらをさすのではなく、主として幕府に屬したものどもをさすのであらう。それらの徒輩は論じつめて行けば、いづれも數代相つづいての朝敵であるといふのである。これは足利も新田もかはりはない事である。

（御方にまゐりて其家を失はぬこそあまさへある皇恩なれ） 「あまさへある」とは「剩りさへある」といふ語で、餘分に物が加はつてゐることをいふのである。今の語では過分といふに近い。流布本に「あまりある」としたのはさかしらで、古本は皆この通りであるのみならず、それでは意味が通ぜぬ。昨今形勢非なりと見て取つて俄に勤王して、これによつてその家を失はぬといふ事だけでも、餘分に賜はつた皇恩といふべきものであるといふのである。これは眞に然りで、どこまでも北條氏に義理を立てたものは皆滅亡したので、わづか一日の差でも勤王した爲に助かつたものは少く

ないのである。

（さらに忠を致し勞を積みてぞ理運の望みをも企て侍るべき）「さらに」は「更めて」といふ意である。即ち、一旦歸順したらば家門を存續せらるるといふことが過分の皇恩であるから、それだけで滿足すべきもので、若しそれ以上に望む所があるならば、新に忠勤を致し功勞を積みて、さてはじめてその望を達せうとすべきである。理運といふのは自然の道理に基づいて導かるる運命といふこと。即ち忠勤を致し、功勞を積めば、自然に朝廷から相當の待遇も行はるる譯であるから、さやうにすべきものであるといふ意。

（而を天の功を盜みておのれが功と思へり、介子推がいましめも習ひ知る者なきにこそ）この文は支那春秋時代の晉の臣介子推が事を知らねば明かには分らない。介子推が事は春秋僖公二十四年の左氏傳に見ゆる。その文に曰はく、

「晉侯賞從亡者。介子推不言祿。祿亦弗及。推曰獻公之子九人、唯君在矣。惠懷無親、外內棄之、天未絕晉、必將有主。主晉祀者非君而誰、天實置之。而二三子以爲己力、不亦誣乎。竊人之財、猶謂之盜。況貪天之功以爲己力乎。下義其罪、上賞其姦。上下相蒙、難與處矣。其母曰、盍亦求之、以死誰懟。曰尤而效之、罪又甚焉。且出怨言、不食其食。其母曰亦使知之若何。對曰言身之文也。身將隱焉、用文之是求顯也。其母曰能如是乎。與女偕隱。遂隱而死。」

とある。介子推は晉の文公の臣で、文公が國難に居ること十九年。介子推も他の臣と共に功が有つたが、文公が國に入つて君となるに及び、從臣を賞したのに介子推に及ばなかつた。子推は上の文の如くに言つて終に隱れて死んだのである。即ち文公が十九年間も浪々の身で終に國にかへつて君主に立つたのは全く人力ではなく天運の然らしめたる所である。然るに自分らの力でかやうな事が成就しかのやうに翔ふといふことは、これは天の功を盜んで己が功であるとして誣ふるものであるといふのである。即ち、この天皇の一統の天下もいはゆる天の功で人爲では無い。それをば、人々がおのれらの功であると主張してその功を誇らうとするものは所謂天の功を盜むものである。昔の介子推が戒めておいた事蹟をも學び知つてゐる人間が無いのであらうといふのである。

（かくて高氏が一族ならぬ輩もあまた昇進し、昇殿をゆるさるるも有りき）高氏が一族といふのは直義新田義貞等をいふのであるが、高氏の一族ならぬ輩といふのは楠木正成、名和長年、赤松則村、結城親光等の恩賞にあづかつた事をいふのであらう。梅松論に「武家楠、伯耆守、赤松以下山陽、山陰兩道の輩朝恩に誇る事傍若無人ともいつつべし」と

「力」底本「事」の草體とす。他諸本による。

「えらび」同上

ある。但し武士として昇殿を許されたものは高氏一人であつたらしい。公卿補任を見るに高氏の昇殿を許されたのは元弘三年六月五日の事である。而して、他の武士は足利一族に比すれば昇進の度も遙に低い。たとへば楠木正成は建武元年二月に從五位下に叙せられたのを以てもその一斑を察することが出來る。

（されば或人の申されしは、公家の御世にかへりぬるかと思ひしに、中々猶武士の世に成りぬるとぞ有りし）　この或人とあるは何人であるか、今にしてこれを知ることは出來ないであらうが、身分のある方であつたことは、ここに「申されし」といふ敬語を用ゐてゐるのでわかるが、それも大納言であつた著者がかやうにいはるる所を以て推せば、大臣以上の人であるに相違ない。その人の仰せられたのには後醍醐天皇の討幕の御企が成就して、天皇親政の古の風に復るのであるであらうかと思つてゐたのに、却つて（中々は「却つて」）やはり武士の勢力を振ふ世に成つてしまつたと仰が有つたといふのである。梅松論に「保元平治治承より以來武家の沙汰として政務を恣にせしかども、元弘三年の今は天下一統に成しこそめづらしけれ」といひ、又「抑累代叡慮を以、關東を亡されし事は武家を立てらるまじき御爲なり。然るに直義朝臣太守として鎌倉に御座有ければ、東國の輩是に歸服して京都へは應ぜざりしかば、一統の御本意今にをいて更に其詮なしと思召ければ、武家より又公家に恨をふくみ奉る輩は賴朝卿のごとく、天下を專にせむ事をいそがしく思へり。故に公家と武家水火の爭にて元弘三年も暮にけり」とある。これにて當時の天下の有樣を想像することが出來る。

凡政道と云ふ事は所々に注し侍れど、正直慈悲を本として決斷の力あるべき也。これ天照太神の明かなる御教へ也。決斷と云ふにとりてあまたの道あり。一には其人をえらびて官に任ず。官にその人ある時は君は垂拱してましします。されば、本朝にも異朝にも是を治世の本とす。二には國

郡を私にせず、分つ所必ず其理のまゝにす。三には功あるをば必ず賞し、罪あるをば必ず罰す。これ善をすゝめ、惡をこらす道也。是に一もたがふを亂政とはいへり。

(凡政道と云ふ事は所々に注し侍れど) これから政道の論に入るのである。この政道論はこゝにいふ如く、これまで所々に論じてある。先づ、天孫降臨の條(八一頁)應神天皇の條の末(一六五頁)嵯峨天皇の條の末(二九六頁)醍醐天皇の條(三五七頁)二條院の條(四六五頁)廢帝の條(五二一頁)後嵯峨院の條(五四二頁)後宇多院(五六八頁)等に見えてゐる。

(正直、慈悲を本として決斷の力あるべき也、これ天照太神の明かなる御教へ也) これは三種の神器について下したまはつたといふ神勅をさすのである。天孫降臨の條に委しく見ゆる。

(決斷と云ふにとりてあまたの道あり) ここの決斷といふは、ただある事を決定するといふ意味ではなく、智慧の作用として行はるる決斷であつて、物の理非を明らめて、その正理と信ずるものを斷じて行ひ、不正と認むるものを決して行はぬことをいふのである。さうしてその政治上の決斷といふには多くの道があるといふ。著者はここに次の通り三をあげて説明してゐる。

(一には其人をえらびて官に任ず) 決斷の第一は適任の人を擇びてその官に任ずることである。この事は下になほ詳にしてある。列子に曰はく「治レ國之難在レ知レ賢、而不レ在ニ自賢一」と。

(官にその人ある時は君は垂拱してましします) 「垂拱」とは書經の武成篇に「垂拱而天下亂」とあるのに基づくのであるが、垂は衣を垂るゝこと拱は手を拱くことで、何事をもせず、端坐して居ることをいふ。官にその適任の人を任命してその職務を行はしむれば、天下の事は天子の手を勞せずして治まるといふことを云つたのである。

(されば、本朝にも異朝にも是を治世の本とす) 異朝といふのはここは支那をさす。我國でも支那でも、その適任の人を知

りてそれを官に任ずるといふことを以て世を治むる根本とするといふこと。帝範の求賢篇に曰はく「夫國之匡輔必待忠良。任使得其人、天下自治」と。又審官篇に曰はく「夫設官分職所以闡化宣風。故明王之任人如巧匠之制木。直者以爲轅、曲者以爲輪、長者以爲棟梁、短者以爲栱桷。無曲直長短、各有所施。明王之任人亦猶如是也」又曰はく「君擇臣而授官、臣量己而受職則委任責成、不勞而化。此設官之審也。」

（二には國郡を私にせず、分つ所必ず其理のまゝにす） ここに「私」といふは不正不公平なことをいふ。國郡卽ち土地を分ち與ふるに、私の愛憎によらずして、道理を基として處置をするをいふのであるが、この時代前後にこの愛憎によつて行はるることが少くなかつた故に、この言があるのであらう。

（三には功あるをば必ず賞し罪あるをば必ず罰す） 史記范雎の上書に曰はく「明主立政有功者不得不賞、有能者不得不官、勞大者其祿厚、功多者其爵尊。能治衆者其官大。故無能者不敢當職有能者亦不得蔽隱。」云々、語曰庸主賞所愛、而罰所惡。明主則不然。賞必加於有功、刑必斷於有罪。」孝經孔氏傳に曰はく「賞罰明而不可欺、法禁行而不可犯」これは賞罰の嚴明に行はるべきことをいふ。

（これ善をすゝめ惡をこらす道也） これは上の通り賞罰を明らかにすることは人々をして愈善に進ましめ、惡には懲りてこれを再びせざらしむる道であるといふこと。白虎通諫諍篇に曰はく「賞一善而衆臣勸、罰一惡而衆臣懼。」漢書賈誼傳に曰はく「慶賞以勸善、刑罰以懲惡」又同書韓延壽傳に曰はく「以爲賞罰所以勸善禁惡政之本也」と、これらの意である。

（是に一もたがふを亂政とはいへり） 上にいへる三要項は政務の灸所であつて、これに一でも違ふものは卽ち亂れた政であるといふ。卽ちこれを正しく行へば、其の政治正しくて天下は治まるのである。

（說） 以上は政道の要諦をあげたのであるが、これからは、それを事實の上より說きあかさうとする。先づ上古の例からはじめてゐる。

上古には勳功あればとて官位をすゝむ事なかりき。つねの官位の外に勳

位と云ふしなをおきて一等より十二等まであり。無位の人なれど、勲功たかくて、一等にあがれば正三位の下、從三位の上につらなるべしとぞみえたる。又本位ある人のこれを兼ねたるも有るべし。官位といへるは、上三公より下諸司の一分に至る、これを内官と云ふ。諸國の守より史生、郡司に至る、これを外官と云ふ。天文にかたどり、地理にのとりて各つかさどる方あれば、其才なくては任用せらるまじきこと也。名與器とは人にかさずとも云ひ、天の工に人其代るとも云ひて、君のみだりにさづくるを謬擧とし、臣のみだりに受くるを尸祿とす。謬擧と尸祿とは國家の破るゝ階、王業の久しからざる基也とぞ。

「かたどり」の下底本「キ」あり。他諸本によりて削る。

（上古には勳功あればとて官位をすゝむ事なかりき）　ここに上古といふは、大化以後大寶令の實行せられた藤原奈良二朝及び、平安朝の初期をさすものであらう。何となれば、その以前には官位の制度がなかつたからである。勳位と官位とが上古には別途の取扱であつた事は下に詳にしてあるが、官位は文武官共通の地位であるが、勳位は下にいふやうに主として、軍功あるものに賜はつた名譽の地位である。從つて、軍功あるによつて當時高位高官に進むものが多かつた事が、上古の制には背いてゐるといふことを力說しようとするのが本旨であるらしい。

（つねの官位の外に） 常の官位といふは正一位より少初位下までの普通の位をいふ。これは常設の官職に附隨する等次であつて、本來は今いふ官等に似た意味のものである。（現今賜はる位階は名目は古代のまゝであるが、性質は違つてゐる）これを文位といつて下にいふ勳位と區別した。

（勳位と云ふしなをおきて一等より十二等まであり） 勳位とはもと武勳のために設けられた位階である。この勳位十二等の事が史に始めて見ゆるは、大寶元年に新令によつて官位の名號を改め制せられた際に見ゆるが、この時の新制であるか、大化の時から在つたものかは明かでない。これが軍陣の勳功によりて賜はるものである事は、軍防令に勳位に關する一切の事務を規定してある事によつても知らるゝ。

（無位の人なれど、勳功たかくて、一等にあがれば正三位の下、從三位の上につらなるべしとぞみえたる） この事は官位令に明に示してある。卽ち「諸王諸臣、正一位、從一位太政大臣、正二位從二位左右大臣、正三位大納言、勳一等、從三位、太宰帥　勳二等（以下略）」とある。これは勳一等は正三位に相當し、勳二等は從三位に相當するといふので、その朝廷にての位次は本文にいふ通りであるが、その階級が正三位より卑なといふのではない。さうして、それと、文位との相當は次の通りである。

正三位―勳一等　從三位―勳二等　正四位下―勳三等　從四位下―勳四等　正五位下―勳五等　從五位下―勳六等　正六位下―勳七等　從六位下―勳八等　正七位下―勳九等　從七位下―勳十等　正八位下―勳十一等　從八位下―勳十二等

（又本位ある人のこれを兼ねたるも有るべし） 本位といふのは上にいふつねの官位卽ち文位をいふ。卽ち官職によりての位階を帶してゐる人が、軍功によりて勳位を賜はりてこれを帶してゐるものも、もとよりあるべきである。その一例は古事記の序に正五位上勳五等太朝臣安萬侶とあり、吉備眞備が惠美押勝の亂を平げた功によつて勳二等を賜はつたなど、古の例は少くない。

（說） 以上は勳位を主として說いたので、軍事によつての勳功はもとより賞せらるべきであるが、それは官位とは別の事であつて、武勳は武勳としてこれを賞し、これと普通の官位とを混同することはよく無いといふ事を明かにしようとするのが本旨であり、これを露骨にいへば、建武中興の武勳によりて、高氏はじめ多くの武士が高位高位に進められたことは政の亂れであるといふ趣旨となることがらである。但、著者はこれを明言せぬが、上の「亂政といふ」とい

ふ事に當ることは疑がない。さてこれから常の官位といふものの本質を說く段となる。

（官位といへるは） ここに官位といふことの說明を下さうとするのであるが、それには著者は所謂內官外官の二大別を立てて說明してゐる。

（上三公より下諸司の一分に至る、これを內官と云ふ） 三公は支那の名目であるが、ここは本邦の太政大臣、左右大臣をいふ。この三大臣が太政官の長官で、天皇を輔佐し天下の大政を統理する最高の官職である。諸司といふのは官廳中の最下級の官廳の名目に畫工司、諸陵司、造兵司、正親司、市司（以上のうちに後に改廢せられて名目の改められたものが多い。）など司といふ文字を用ゐてある故に最下級の官廳の義に用ゐてある。一分とは史生の別名である。これを一分と名づくる譯は公廨稻（これを出擧（スヰコ）即ち貸しつけて、其の利を以て官舍の用度及び、官人の俸にも充つる）を差分するに長官五分、次官四分、判官三分、主典二分、史生一分（以上は內官での規定、諸國太宰府等にて多少率は違ふが、史生の分は計算の基礎と見えていつも一分である。かやうな點から史生を一分といふやうになつたものである。）史生といふは判補の官で、今、書記とか書記生とかいふに似た官職である。內官は京城に在る諸官をいふので、又京官ともいふ。今いふ中央官廳といふに似てゐる。

（諸國の守より史生郡司に至るこれを外官と云ふ） 外官とは內官以外の諸官のことで、今いふ地方官といふやうな意味のものであるが、それには國司郡司又太宰府鎭守府等をもいふ。國司とは諸國の長官を守、次官を介、判官を掾、主典を目といひ、その下の史生に至るまでをいひ、郡司は大領（長官）少領（次官）主政（判官）主帳（主典）をいふ。

（天文にかたどり、地理にのとりて、各つかさどる方あれば） これは官制の根本義をいふ。大化以後の官制は大體支那の制度に據られたものであるが、支那での官制にも沿革があるが、その基づく所は主として周官の制度である。周官は天官冢宰、地官司徒、春官宗伯、夏官司馬、秋官司寇、冬官司空の六官を立て、六官の屬又各六十官ありて、すべて三百六十官としてゐる。その上に太師太傅太保の三公あり、三公は天の三台星にかたどるといふ。その下に九牧あり、九の州の牧民の官である。これらに基づいて立てられた官制であるによりてこのやうな說が生ずる。

（其才なくては任用せらるまじきこと也） 支那でも三公の如きは有德の賢人を登用せられたが、その以下は德行だけではなく、才能をも顧みて適材を適所に任用したのである。

（名と器とは人にかさずとも云ひ） これは春秋左氏傳成公二年に見ゆる語である。曰はく「新築人仲叔于奚救二孫桓子一、桓

子是以免。既衛人賞レ之以レ邑。辭二請曲軒（諸侯の樂器）、繁纓（諸侯の服飾）以朝一、許レ之。仲尼聞之曰、惜也、不レ如二多與二之邑一。唯器與名不レ可レ假レ人、君之所レ司也。名以出レ信、信以守レ器、器以藏レ禮、禮以行レ義、義以生レ利、利以平レ民、政之大節也。若以假レ人與二人政一也。政亡則國家從レ之弗レ可レ止也已」とある。名は名爵で、器は名爵に相當する車（ノリモノ）服（キモノ）である。この二は天子のこれを持ちて臣下を御する所であつて、決してこれを人に假りにも與ふべからざるものである。資治通鑑の首卷の論に曰はく「司馬光曰、夫禮辨二貴賤一序二親疎一裁二群物一制二庶事一。非レ名不レ著非レ器不レ形、名以命レ之器以別レ之。然後上下粲然有レ倫、此禮之大經也。名器既亡、則禮安得二獨在一哉。云々」と。この意である。

（天の工に人其代るとも云ひて）　これは尙書皐陶謨に「無レ曠二庶官一、天工人其代レ之」とあるによつた語である。この文の意は庶（モロモロ）の官は人が天に代りてその職務を行ふものであるからして、その人に非ざるものが任ぜられたならば、それを官を曠くするといひ、任にあらずしてその官に位するものを天の工を私するといふのである。

（君のみだりにさづくるを謬擧とし、臣のみだりに受くるを尸祿とす）　これは文選李注卷三十七曹子建求自試表に「夫論レ德而授レ官者成功之君也。量レ能而受レ爵者畢命之臣也。故君無二虛授一臣無二虛受一。虛授謂二之謬擧一、虛受謂二之尸祿一。詩之素餐所二由作一也」といふ文に基づいたものである。謬擧とは文字の通りその任に適せぬものを謬りて登用すること、尸祿とは其職を勉めずして、唯其祿を食むをいふ。

（謬擧と尸祿とは國家の破るる階、王業の久しからざる基也とぞ）　これは帝範に「君擇レ臣而授レ官、臣量レ己而受レ職、則委レ任責レ成而化。此設官之審也、斯二者治亂之源也」とあるに同じ心である。

（說）　以上は上古の制、文位勳位の別を立て官に任ずるに濫ならざりしを說いて治道の根源を說いた。これから中古の實例にうつる。

中古と成りて平將門を追討の賞にて藤原秀鄕正四位下に叙し、武藏下野兩國の守を兼す。平貞盛正五位下に叙し、鎭守府將軍に任ず。安陪貞任

「與」底本「勢」に作る。他諸本によりて改む。
「職」底本「識」に作る。他諸本によりて改む。
「法に」の「に」底本脱す。他諸本によりて補ふ。

奥州をみだりしを源頼義朝臣十二年までにたゝかひて凱旋の日正四位下に叙し、伊與守に任ず。彼等其功高しといへども、一任四五箇年の職也。これ猶上古の法にはかはれり。

（中古と成りて） ここに中古といふは延喜天暦から院政以前頃までをさしたものと思はるる。

（平將門を追討の賞に藤原秀郷正四位下に叙し、武藏下野兩國の守を兼す、平貞盛正五位下に叙し鎭守府將軍に任ず） 將門の事は朱雀天皇の御代の事でその條にあるが、秀郷は日本紀略、扶桑略記、百錬鈔によれば從四位下に叙せられたのである。本書の正四位下に叙せられたといふのは著者の思違ひであらう。下野武藏兩國の守に任ぜられた事は扶桑略記古事談にも見ゆる。貞盛は扶桑略記今昔物語には從五位上に叙せられたとあり、日本紀略には從五位下に叙すとあり、將門記には正五位上とあり、いづれも本書に一致せぬ。いづれが正しいかは未だわからぬ。貞盛の鎭守府將軍に任ぜられてゐた事は日本紀略に見ゆるけれど、將門追討の賞であるか、どうかは史に明記してない。而して以上二人もと六位以下であつたから、名だけ云つてある。

（安陪貞任奥州をみだりしを源頼義朝臣十二年までにたゝかひて凱旋の日正四位下に叙し伊與守に任ず） この頼義十二年の役の事は後冷泉院の御代の條下に說いてある。頼義は當時、陸奥守鎭守府將軍であつたから頼義朝臣と記してある。（朝臣は四位五位の敬稱）頼義が其の功を賞せられたのは、所謂前九年の役の終に於いての事で、康平六年二月二十七日に正四位下に叙し、伊豫守に任ぜられたのである。

（彼等其功高しといへども。一任四五箇年の職也） 秀郷貞盛頼義等はその功は高く大であるといふとも、四五年を一回の任期とする國守に任ぜられたにすぎぬといふ。國司は滿四年を以て一任とするので、足かけ五年にわたるから「四五箇年の職也」と云つたのである。

（これ猶上古の法にかはれり） 彼等の功の高いのに國守といふ甚しく高貴ともいはれぬ官職に任ぜられたといふことは功

に比して職が卑いやうにも見ゆるが、それすら上古の勳功あるものには相當の勳位を賜はりて、官職をば、かやうな賞與にはせぬといふ上古の法の精神にはかなはぬことであるといふのである。

（說）これは勿論著者の論ずる所が正しいのである。しかも、この後には一層甚しくみだれて來た。その亂れの著しいのは保元平治の頃からである。それで著者は一歩を進めてこれを論ずる。

保元の賞には義朝左馬頭に轉じ、淸盛太宰大貳に任ず。此外受領檢非違使になれるもあり。この時やみだりがはしき始と成りにけん。平治より以來、皇威事の外に衰へぬ。淸盛天下の權を盜み、太政大臣にあがり、子共大臣大將に成りし上は云ふにたらぬ事にや。されど朝敵になりてやがて滅亡せしかば後の例には引きがたし。賴朝はさらに一身の力にて平氏の亂を平げ、二十餘年の御いきどほりをやすめ奉りし。昔、神武の御時、宇麻志麻見の命の中州をしづめ、皇極の御宇に大織冠の蘇我の一門をほろぼして皇家をまたくせしより後には類なき程の勳功にや。それすら京上の時、大納言大將に任ぜられしをばかたくいなみ申けるを押而なら

「檢」底本「拾」に作る。他諸本によりて改む。

「みだり」底本「ミダレ」に作る。他諸本によりて改む。

「かたく」底本

「堅ク」に作る。梅本による。
「かたく」同上
「やみぬ」の「ミヌ」底本脱す。他諸本によりて補ふ。
「仲」底本「中」とす。他諸本によりて改む。
「相續いで」慶安本による。古寫本皆「相續て」とあり。

されにけり。公私のわざはひにや侍りけむ。其子はかれが跡なれば大臣大將に成りてやがてほろびぬ。更に跡と云ふものなし。天意にはたがひけりとみえたり。君もかゝるためしを始めさせ給ひしによりて大功なき者までも皆かゝるべき事と思ひあへり。頼朝は我身かゝればとて、兄弟一族をばかたく押へけるにや。義經五位の檢非違使にてやみぬ。範頼が參川守なりしは頼朝拜賀の日、地下の前駈に召し加へたり。おごる心みえければにや、この兩弟をも終に失ひにき。さならぬ親族も多くほろぼされしはおごりのはしをふせぎて、世をも久しく、家をもしづめんとにや有りけん。先祖經基は近き皇孫なりしかど、承平の亂に征東將軍忠文の朝臣が副將軍としてかれが節度をうく。それより武勇の家となる。其子滿仲より頼信、頼義、義家、相續いで朝家のかためとして久しく召し仕はる。上にも朝威まし〳〵、下にも其分に過ぎずして、家を全くしは

べりけるにこそ。爲義に至りて亂にくみして誅にふし、義朝又功をたてんとてほろびにき。先祖の本意にそむきけることは疑なし。さればよく先蹤を辨へ、得失を勘へて、身を立て、家を全くするこそかしこき道なれ。愚なる類は、清盛頼朝が昇進をみて、皆あるべき事と思ひ、爲義義朝が逆心をよみして亡びたるゆゑをしらず。近比、伏見の御時、源爲頼と云ふをのこ内裏にまゐりて自害したりしが、かねて諸社にたてまつれる箭にも、其日いける箭にも太政大臣源爲頼と書きたりし、いとをかしき事に申すめれど、人の心のみだりになりゆく姿はこれにて推し量るべし。義時などはいかほども有るべくやありけむ。されど、正四位下、左京權大夫にてやみぬ。まして泰時が世と成りては子孫の末をかけてよくおきて置きければにや、滅びしまでも終に高官に昇らず、上下の禮節を亂らず。近く維貞と云ひし者、吹擧に依りて修理大夫になりしをだに

「かねて」底本「兼」に作る。他諸本による。

「有るべくや」他諸本「アカルヘクヤ」とす。

「を」底本「ノ」に作る。他諸本による。

いかがと申しけるが、實に其身もやがて失せ侍りにき。父祖のおきてにたがふは家門を失ふしるし也。

（保元の賞には義朝左馬頭に轉じ、淸盛太宰大貳に任ず、此外受領檢非違使になれるもあり） 保元の亂の事は後白河院の御代の條にあり、その際の義朝淸盛の軍功の事も同じ條に見ゆるが、この二人の任官の事は、次の天皇二條院の御世平治の亂の原因を說く文の注の中（四六二頁）に述べておいた。「此外受領檢非違使になれるもあり」とあるは檢非違使源義康を藏人に補せられ、源重定が爲朝を捕へた功によつて筑後守に任ぜられた事などが、その著しいものである。

（この時やみだりがはしき始と成りにけん） 武士をば、軍功ありといふ事を以て高官に任ぜられたのは保元の亂からであるから著者のこの言があるやうに見ゆるが、單にそれだけで、かやうな事を言つたのではない。下にいふ如く、白河院の時まではやはり任官については嚴重にせられたので、白河院の院政以後即ち崇德天皇以後にはこの制がゆるみ、終にかやうな風になつたものと思はるる。即ち著者の言は一往當を得てゐるといはねばならぬ。しかし、それもやはり、前代からの積弊の導くところで一朝一夕の故であるまい。要はその積弊は勢の赴く所にまかせてこれを矯正することをせられなかつた爲に一層甚しくなつたのであらう。

（平治より以來皇威事の外に衰へぬ） この事は、上により〳〵著者が慷慨して論じてゐる。

（淸盛天下の權を盜み云々、云ふにたらぬ事にや） 淸盛の惡業は言ふまでもないといふこと。これも本書に既に論じてある。

（されど朝敵となりてやがて滅亡せしかば後の例には引きがたし） これは極端に惡事を行ひ、それに對して現然たる應報のあつた事であるから、後の例に引いて彼是と論ずるまでも無いといふこと。

（賴朝はさらに一身の力にて平氏の亂を平げ二十餘年の御いきどほりをやすめ奉りし云々、類なき程の勳功にや） この賴朝の功績の論は上、後鳥羽院の條中（五〇七頁）廢帝の條中（五二一頁）後嵯峨院の條中（五四六頁）に述べてある。「二十餘年の御いきどほり」とは平氏の專權した時期のこと。而して著者は、賴朝の平氏を亡した功績をば、神武天皇

の時宇麻志麻見の命の大和國をしづめた功績（一〇六頁）皇極天皇の時に鎌足が、蘇我氏の一門を亡して皇室を安泰に置いた事から後には比類すべきものの無い程の勳功であらうと云つてゐる。

（論）これは若し賴朝の功が神武天皇の中州戡定、皇極天皇の時の鎌足と同一であるといふ精神であるならば、それは褒めすぎてゐるといはねばならぬが、その以後には比類が無いだけと見ゆるから、まづさうとしておいてもよいと思ふが、しかも平家は專橫とはいへ、天位をうかがふといふ事はかつてなかつたのであるから、專橫二十年にわたるといふでう、將門の亂を平げたのや、蒙古襲來を反擊したに比してはまさつてゐるかどうか、公平に論ずれば疑はしくなるのである。しかし今はこれを論ぜぬ。

（それすら京上の時大納言大將に任ぜられしをば、かたくいなみ申けるを押而なされにけり） この事は後鳥羽院の條中（五〇九頁）に見ゆる。

（公私のわさはひにや侍りけむ、其子はかれが跡なれば大臣大將に成りてやがてほろびぬ云々） ここに「其子云々」とあるは實朝をさしたのであるが、實朝の事は順德院の條（五一六頁）に說いてある。さて賴朝が軍功によつて高官高位に上つたと云ふことは朝廷に於いても古の掟に違ふといふ缺點があり、源氏の私にとりても過分の昇進といふ缺點があり、いづれの方面から見ても禍であつたのであらう、その子に至りて大臣大將といふ榮譽の地位に上りてまもなく亡び、その子孫と名づくべきものも更になくなつた。

（天意にはたがひけりとみえたり） 以上の事實によりて推すに、賴朝の行動はやはり天意に違つてゐたのであらうと思はるる。

（君もかゝるためしを始めさせ給ひしによりて大功なき者までも皆かゝるべき事と思ひあへり） この事の災は源氏に限らず、朝廷におかせられてもかやうな事を始められたによりて、それを先例にとりて、さほどの大功なき者までも皆賴朝のやうに軍功によりて高官高位を賜はるべきものと思ひあふやうになつたといふ。

（賴朝は我身かかればとて兄弟一族をばかたく押へけるにや云々） 賴朝は自身高官高位に上つたからとて、兄弟一族には高官高位に上ることを嚴重に禁じたものと見ゆる。賴朝が義仲を亡し平家を平げたのは、主として弟義經範賴二人の力であるが、その義經は一谷戰の後左衛門少尉に任じ檢非違使に補せられ、從五位下に叙せられた。後平家全滅の後伊豫守に任ぜられたけれども、賴朝はこれを認めなかつた。範賴は一谷戰の後に參河守に任じ、從五位下に叙せられ

た。その範頼を頼朝拜賀の日に地下の前駈に召し加へたといふのであるが、これは建久元年十一月に頼朝が上洛して權大納言兼右近衛大將に任ぜられた時の事をさしたのであらう。この時は拜賀の際のみでなく、その入洛の行列の際にも先陣の三十一番に參河守（範頼）相模守（大内惟義）里見太郎（義基）と三騎並んでゐる。さて九日に權大納言に任ぜられ、十一日に石淸水八幡宮等に頼朝が參詣する行列の後騎に參河守範頼の名を見、廿二日に右近衛大將に任ぜられ、十二月に拜賀の爲に仙洞及び內裏に參じた時には前駈十人のうちに前參河守範頼の名が見ゆる。以上は東鑑によつたのであるが、本書の言は誤らぬのである。

（おごる心みえければにや、この兩弟をも終に失ひにき） 義經範頼は平家滅亡までは頼朝の股肱であつた。然るに、これらも奢る心が有つたかして頼朝がこれを亡してしまつた。この事は史上に著しい事であるから、委しくいふに及ばぬ。

（さならぬ親族も多くほろぼされしは） 範頼義經以外の親族も多くほろぼされたといふのであるが、それは義仲、行家をはじめ、志太三郎先生義廣などをも云つたものであらう。

（おごりのはしをふせぎて、世をも久しく家をもしづめんとにや有りけん） 頼朝が臣下の驕奢を禁じた事は有名な事であるが、彼は上述のやうにして、親族及び臣下のおごりの端緒を防ぎ、天下をも久しく鎭め、源氏の家をも久しく保たうといふことを考へて、かやうにした事であらう。

（先祖經基は近き皇孫なりしかど、承平の亂に征東將軍忠文の朝臣が副將軍としてかれが節度をうく） 源經基は既に述べてある通り、淸和天皇の御孫で、六孫王といはれた人で、源の氏を賜はつた人である。承平の亂は將門の亂のことであるが、この際の事は朱雀天皇の條中（三六六頁）に述べてある。「節度」の節とはもと支那の古代に使臣に授けて其の身分を保證するしるしとしたものの名であるが、兵を領するものの指令を節度といふこととなつた。後漢書劉虞傳に「初詔令公孫瓚討烏桓受虞節度」とある。その意味からして、軍事上の指令をいふ。

（それより武勇の家となる） 淸和源氏と云つて武人の頭目となつたのはこれから始まるのである。

（其子滿仲より頼信、頼義々家相續いで朝家のかためとして久しく召し仕はる） 淸和源氏の系統は次の通りである。

經基——滿仲——頼信——頼義——義家——義親——爲義——義朝——頼朝

「朝家のかため」とは、武人として朝廷の警護、叛賊の鎭撫として奉仕したことをいふ。即ち、滿仲から義家まで、いづれも武將として代々よくその任をつくした事をいふ。

（上にも朝威ましく〳〵、下にも其分に過ぎずして家を全くしはべりけるにこそ） 即ち義家までの間は朝廷にも威光ましまして濫賞などのこととなく、下源氏の人々もその分を守り、過分の振舞をせずして、その家を完くして無事にすごしてきたことをいふ。「こそ」の下に略語がある。たとへば、「はべりけるにこそありけれ」などいふべきものであらう。

（爲義に至りて亂にくみして誅にふし、義朝又功をたてんとてほろびにき） 源氏も義家までは無事であつたが、義家の子義親は謀反によりて誅せられ、その子爲義は保元の亂に上皇方にくみして誅せられ、（この事は後白河院の條「四四八頁」に見ゆる）その子義朝は平治の亂にその家を興さうとして、信頼にくみしてかへつて亡びてしまつた。

（先祖の本意にそむきけることは疑なし） 源氏でも義家までは家を興したが、爲義義朝は上述の有様である。これらは皆先祖の本意に反對した行動をとつたことは少も疑がなく、從つて、かやうな結果を招いたのも當然である。

（さればよく先蹤を辨へ得失を勘へて身を立て家を全くするこそかしこき道なれ） 「先蹤」とは先に行く人の足あとであるが、ここは古人の行つた實例をさす。即ち、古人の先例をよく辨へ判斷し、又その事の是非得失を勘へみて、身を立つることもし、又己が家をも全くするといふことが、賢い道であるといふ。

（愚なる類は淸盛賴朝が昇進をみて、皆あるべき事と思ひ、爲義義朝が逆心をよみして亡びたるゆゑをしらず） これは俗人はただこれらの人々の昇進のあとをのみ慕ひて、それらの人々の失敗のあとを考へないといふ弊があることを言つたのである。

（近比伏見の御時源爲賴と云ふをのこ内裏にまゐりて自害したりしが、かねて諸社にたてまつれる哥にも其日いける哥にも太政大臣源爲賴と書きたりし、いとをかしき事に申すめれど、人の心のみだりになりゆく姿はこれにて推し量るべし） これは正應三年に在つた事である。增鏡今日の日影の巻に曰はく「同じき三年三月四日五日の頃紫宸殿の獅子、狛犬、中よりわれたる、驚きおぼして御占あるに、血流るべしとかや申しければ、いかなる事のあるべきにかと、誰も〳〵おぼしさわぐに、その九日の夜右近衞の陣よりおそろしげなる武士三四人馬に乘りながら、九重の中へはせ入りて上にのぼりて女嬬が局の口に立ちてやゝといふものを見あげたれば、丈高くおそろしげなる男の赤地の錦の鎧直垂にひをどしの鎧着て、只赤鬼などのやうなるつらつきにて、『御門はいづくに御よるぞ』と問ふ。『夜のおどとに』といらふれば『いづくぞ』とまた問ふ。『南殿より東北のすみ』とをしふれば、南ざまへ歩みゆく間に、女嬬内より參りて權大納言典侍殿、新内侍殿などにかたる。うへ（天皇）は中宮の御方に渡らせ給ひければ、對の屋へしのびて逃げさせ給ひて春日

殿へ女房のやうにていと怪しきさまをつくりて入らせ給ふ。内侍劍璽を取りていづ。女孺は玄象鈴鹿とりて逃げけり。春宮をば中宮の御方の按察殿抱きまゐらせて常磐井殿へかちにて逃ぐ。その程の心の中どもいはむ方なし。この男をば淺原のなにがしとかいひけり。辛くして夜のおとゞへ尋ね參りたれども、大かた人なし。中宮の御方の侍の長景政といふもの、名のり參りて、いみじく戰ひ防ぎければ、疵かうぶりなどしてひしめく。かゝる程に二條京極のかゞりやびんごの守とかや、五十餘騎にて馳せ參りて鬨をつくるに、合する聲僅に聞えければ、心やすくして内にまゐる。御殿どもの格子ひきかなぐりて亂れ入るに、かなはじと思ひて夜のおとゞの御しとねのうへにて淺原自害しぬ。云々」とある。又保暦間記には「同三年三月十日、甲斐國小笠原一族ニ源爲頼ト云者アリ。號淺原八郎所領ナントモ得替メ强弓大力也ケレバ諸國ニテ惡黨狼籍ヲ致ス。イヅクニテモ見合ハン所ニテ可レ誅田諸國へ觸ラル。雖レ叶ニ依テ如何ナル企ニヤ有ケン、内裏へ參テ夜半ニ紫宸殿ニ籠ケリ。近キアタリノ武士等責ケレバ父子腹ヲ切了。其時射出シタリケル矢驗ニ太政大臣源爲頼ト書タリケリ。不思議佘哉ト覺ユ」とある。卽ち本書にいふ所は浮きたることではない。この人間は甲斐源氏小笠原の一族で、淺原三郎行信の孫、小三郎頼行の子である。この淺原の所行は何の故ともわからぬが、爲頼の佩きたる刀が、前參議藤原實盛の家に傳はつた鯰尾といふ寶刀であつたので、實盛に嫌疑がかゝり召捕られたといふことが增鏡に見え、それには龜山上皇が、後嵯峨上皇の遺詔が行はれぬのを憤られてゐた、その事と關係があるやうに當時世間で取沙汰したらしいので、上皇驚き給ひ、さやうな事の無い由を關東に仰せ遣されて無事にをさまつたといふことである。但し淺原の企ては明かには分らぬが、自ら太政大臣某とその矢に銘をつくる程の人間であれば、常識で論ずることの出來ぬ愚かなものであつたであらう。

（いとをかしき事に申すめれど、人の心のみだりになりゆく姿はこれにて推し量るべし） かやうに匹夫下﨟が太政大臣などいふことをその矢に書いてゐるなどは甚だ笑ふべき事であると人々いづれも申しあふ樣ではあるが、しかし人の心のみだりがはしくなりゆく姿が、かやうな事柄によつて示さるるものであるから、それによつてあさましい人心の姿を推し量るべきである。

（義時などはいかほども有るべくやありけむ、されど正四位下左京權大夫にてやみぬ） 北條義時は鎌倉幕府の實權を手にし、また天皇上皇をも左右し奉る程の事をした人間であるから、我がままは出來たかも知れず、官位なども、いくらでも昇進する事が容易く出來たであらうに、かれは正四位下左京權大夫で止まつてその上にはのぼらなんだのである。

「ほろび」底本なし。他諸本によりて補ふ

（まして泰時と成りては子孫の末をかけてよくおきて置きければにや滅びしまでも終に高官に昇らず、上下の禮節を亂らず）横暴な義時でも上の通である。まして恭儉を以て名のある泰時となつては、自己一身のことは申すまでもなく、子孫の末々にまでかたく規律を立てておいたからであらう、北條氏が滅びてしまふまでもその子孫は終に高官高位に上ることもなく、又上下の禮節をみだして僭上の振舞をしたものもなかつた。

（近く維貞と云ひし者、吹擧に依りて修理大夫になりしをだにいかがと申しけるが、實に其身もやがて失せ侍りにき）維貞は北條時政の子時房の後で、大佛宣時の孫で、宗宣の子である。正和四年九月十八日上洛して六波羅の南に居て、京都守護の職をとり、正中三年三月に鎌倉幕府の執事となつた。曾祖父朝直は武藏守正五位下、祖父宣時、及び父宗宣は共に陸奥守從五位下であつたが、維貞は高祖父時房の跡を追うて修理大夫從四位下になつた。これでは大體北條宗家の執事と同格になるから、人々が「いかが」と傾いたのであらう。維貞が、修理大夫に任ぜられたのは明かでは無いが、將軍執權次第によれば、正中元年にはまだ任ぜられてゐない。正中二年には其の名が載せてなく、翌嘉曆元年には修理大夫とあり、嘉曆二年九月七日に年四十二で死んだとある。恐らくは嘉曆元年に任ぜられて翌年死んだのであらう。「吹擧」といふのは人を上に推し薦むることであるが、ここは何人の吹擧であるか明言しては無いが、或は朝廷の朝奬であつたのであらうか。

（父祖のおきてにたがふは家門を失ふしるし也）これは說明するまでもあるまい。

人は昔を忘るる物なれど、天は道を失はざるべし。さらばなど天は正理のままには行はれぬと云ふ事うたがはしけれど、人の善惡は身づからの果報也。世の安からざるは時の災難也。天道も神明もいかにともせぬ事なれど、邪なる者は久しからずしてほろび、みだれたる世も正にかへる

「えらび」同上

「の」底本なし他諸本による

は古今の理也。是をよく辨へしるを稽古と云ふ。昔、人をえらび、もちゐられし日は先徳行を盡す。徳行おなじければ、才用あるをもちゐる。才用ひとしければ、勞效あるをとる。又徳義、淸愼、公平、恪勤の四善をとるともみえたり。又格條には朝に廝養たれども、夕に公卿に至ると云ふ事の侍るも徳行才用によりて不次にもちゐらるべき心也。寛弘よりあなたには實に才かしこければ、種姓にかゝはらず、將相に至る人もあり。寛弘以來は譜第を先として、其中に才もあり、徳も有りて、職に叶ひぬべき人をぞえらばれける。世の末にみだりがはしかるべき事をいましめらるるにや有りけん。七箇國の受領をへて、合格して、公文と云ふ事勘へぬれば、參議に任ずと申しならはしたるを、白河の御時、修理のかみ顯季と云ひし人、院の御めのとの夫にて時のきら並ぶ人なかりしが、此勞を募りて參議を申しけるに、院の仰に、「それも物書きてのうへの事」

「むる」梅本によりて補ふ。

「議」底本「誠」とす。他諸本による。

と有りければ、理にふしてやみぬ。此人は歌道なども譽ありしかば、物かかぬほどの事やはあるべき。又參議になるまじきほどの人にもあらじなれど、和漢の才學のたらぬにぞ有りけん。白川の御代まではよく官をもおもくし給ひけりと聞えたり。あまり、譜第をのみとられても賢才のいでこぬはしなれば、上古に及び難き事を恨むるやからもあれど、昔のままにては彌みだれぬべければ、譜第を重くせらるるも理也。但才も賢く德もあらはにして、登用せられむに人のそしりあるまじき程の器ならば、今とても必ず非重代によるまじき事とぞ覺え侍る。其道にはあらで、一旦の勳功など云ふ計に、武家代々の陪臣をあげて高官を授けられむことは朝議のみだりなるのみならず、身の爲もよくつつしむべきこととぞ覺え侍る。もろこしにも漢の高祖はすずろに功臣を大に封じ、公相の位をもさづけしかば、果しておごりぬ。おごりぬれば、ほろぼす。仍

「のこり」底本「ノ殘」とす。他諸本による
「すら」底本「今」に作る。他諸本による
「えらび」同前

「えらび」同前

りて後には功臣のこりなく成りにけり。後漢の光武はこのことにこりて、功臣に封爵を與へけるも其首たりし鄧禹すら封ぜらるる所四縣にすぎず。官を任ずるには文吏を求めえらびて功臣をさしおく。これに依りて二十八將の家久しく傳はり、昔の功も空しからず、朝には名士多く用ゐられて、曠官のそしりなかりき。彼二十八將の中にも鄧禹と賈復とはそのえらびに預りて官にありき。漢朝の昔だに、文武の才をそなふることいとありがたく侍るにこそ。

（人は昔を忘るゝ物なれど、天は道を失はざるべし） 人は往々昔を忘れてあらぬ事をも行ふことあるものなれども、天は所謂天行健にして、昔も今も同じやうにしてその道を失はぬものであらうといふ意。

（さらばなど天は正理のままには行はれぬと云ふ事うたがはしけれど） 天がその道を失はぬものとするならば、何故に天が正しい道理の通りその道を行はれぬのであるかと云ふ事について人智でははかられぬ點もあり、多少疑はしいといはゞ疑はしいともいはるるやうではあるけれどもといふ意。

（人の善惡は身づからの果報也） 人の身にあらはるる善惡の事は、その人の身から起つた事實を因緣としての應報で、結局その原因が本人にあるのである。

（世の安からざるは時の災難也） これは易にいふ積善積不善云々の考へとは頗る趣の異なつた思想であるが、恐らくは淮南子にいつてゐるやうな考へ方であらう。その詮言訓の終の邊に「君子爲レ善不レ能レ使二福必來一不レ爲レ非而不レ能レ使二禍無一

至。禍之至也非其所求、故不伐其功。禍之來也非其所生、故不悔其行。內修極而橫禍至者皆天也、非人也」とある。これは道教の思想であつて、禍福はその人の行の善惡と必ずしも一致してあらはるるもので無いといふことで、佛敎の因果思想よりは一段の高地を占めてゐる。

（天道も神明もいかにともせぬ事なれど） その人の自ら招く禍とか、時の災難とかいふ事は、天道もこれを左右することは能はず、神明も亦これを變ふることの出來ぬ事ではあるがの意。

（邪なる者は久しからずしてほろび、みだれたる世も正にかへるは古今の理也） この事今更論ずるまでもあるまい。

（是をよく辨へしるを稽古と云ふ） この古今を通じての道理をよく辨へ知るが、卽ち稽古といふものである。稽古のことは後宇多院の條下（五七一頁）に既に述べてあるが、ここはただの學問をいふのでなくて、學問をなす本旨がここにあるといふのである。

（說）、上に「人は昔を忘るゝ云々」といひ、又稽古といふに言及したについて、ここに古昔の政道を論ずる點に及ぶ。

（昔、人をえらびもちゐられし日は先德行を盡す、德行おなじければ、才用あるをもちゐる、才用ひとしければ、勞效あるをとる） ここに「昔」とは藤原朝奈良朝等をさすこと上におなじい。さてここにあげた事は大寶令の選敍令の文である。曰はく「凡應選者皆審狀迹。銓擬之日先盡德行（これは人物を銓衡するには第一に德行ある人を以てその採用の標準とする。德行ないものは、才用があつても候補とはせぬこと、又德行のすぐれたものを先づとることを最初に示してあるのである）德行同取才用高者（德行の上に甲乙なくしていづれを先づ採擇すべきか明かでないときに、はじめてその用ゐるに足る才能の高い者からとる）才用同取勞效多者（德行も才用も同等である場合には、その公事に奉仕した年功又は功勞の多い方をさきにするといふこと）」

（又德義、淸愼、公平、恪勤の四善をとるともみえたり） これも大寶令の規定であるが、その考課令に、「德義有聞者爲一善、淸愼顯著者爲一善、公平可稱者爲一善、恪勤匪懈者爲一善」とある。これは官人の成績を考察して黜陟を行ふ規定であるが、この四の善の外に各職掌についてその最（最上の成績）を規定してあつて、「一最以上有四善爲上上、一最以上有三善、或无最而有四善爲上中云々」といふ詳細な規定がある。德義は性得高い行があつて裁制宜しきに合するをいひ、淸愼は淸廉潔白で謹愼なるものをいひ、公平は私を去り心を平直に用ゐるをいひ、恪勤は敬みて力を盡すをいふ。

（又格條には朝に厮養たれども、夕に公卿に至ると云ふ事の侍るも） 本朝文粹巻二に載する天長四年六月十三日の太政官符に「且夫王者之用レ人、唯才是貴、朝爲二断養一、夕登二公卿一」とある文をさしたのである。今傳ふる格は零本でこの官符は見えぬが、本朝文粹の標題には「格」と注してゐる。當時格は完備してゐたであらう。「断養」とは烹炊供養の雜役をなすものをいふ。この語の意は上文の如く「王者の人を用ゐるには唯才を貴しとす」といふ意を明かにする爲のたとへである。

（說） 以上は大寶令及び、その以後の制度にして其の精神を失はざるものについて云ふ。以下は一條天皇以來の稍亂れた時代の事をいふ。

（寛弘以來は譜第を先として、其中に才もあり、德も有りて職に叶ひぬべき人をぞえらばれける） 寛弘は一條天皇の御世の年號、その頃より後は官吏登用の法稍變りて、家柄を第一として、ここに門閥を主とする習慣となり、其の中にて才用もあり、德行もあつてその職に適すべき人物を選びて任ぜられた。（譜第は元來系圖のことであるが、轉じて家柄の意になり、再轉して代々その官職を世襲する家柄の意になつた）これは既に一變したものである。當時藤原氏の專權時代であつたから自然にかやうな風になつたものと思はるる。

（七箇國の受領をへて合格して公文と云ふ事勘へぬれば、參議に任ずと申しならはしたるを） これは參議になる一の道をのべたのであるが、この事は、この同じ著者の職原抄に「任二參議一有二數道一、左右大辨幷近衞中將有二其才一者、藏人頭、及勘二七箇國公文一受領等是也」とある、その一道である。即ち「七箇國の公文を勘へたる受領」がここに述べてあるものである。ここにいふ公文とは地方官として自己の後任者の出す解由狀をいふ。これは七箇國の國守の任を過失なく、完全につくした事を證明するものである。この七箇國の公文は官職秘抄にもある。曰はく「參議　有二七道一、藏人頭、大辨、近衞中將、有二年勞一左中辨、式部大輔爲二帝王師一者、七箇國合格受領、散三位等也」とある。されば、鎌倉時代のはじめには七箇國となつてゐたことは明かであるが、今鏡や江家次第には五箇國とある。その江家次第の文は「參議、藏人頭每度闕被レ任、非參議大辨、近衞中將有二年臈一者。式部大輔爲二侍讀一者、ヨケ國舊吏政迹叶二格式一散位三位經二年勞一者」とある。又北山抄には「國司加階事。一箇國從上、三箇國正下、四箇國四位、ヨ箇國從上、七箇國可レ任二三木一（參議ノ略書）是常例也」とある。これによれば、やはり古くから七箇國の國司を經て合格すれば參議に任ずる例であつたのである。「合格」とは江家次第に「叶格式」とあると同じ意で、格式の規定に背かず、完全に職責を果したの

をいふ。

(白河の御時修理のかみ顯季と云ひし人院の御めのとの夫にて時のきら並ぶ人なかりしが) 顯季は左大臣藤原魚名の末で隆經の子である。六條烏丸に邸が在つたによつて家を六條と稱へた。修理大夫正二位までに成り、白河院の御乳母の夫として權勢が在つたのである。

(此勞を募りて參議を申しけるに) 顯季は讃岐、安房、丹波、尾張、伊豫、美作、播磨等の守に歷任した事は公卿補任、尊卑分脈に見ゆる。卽ちこの功勞を申し立てて參議に任ぜられむことを望んだものであらう。而して今鏡によれば、三位の時と見ゆるから、堀河天皇の康和六年從三位に敍せられてから後の事であらう。

(院の仰にそれも物書きてのうへの事と有りければ理にふしてやみぬ) この事は今鏡釣りせぬうら〳〵の卷に見ゆる。曰はく「人のつかさなどなさせ給ふ事も、よしありてたはやすくもなさせたまはざりけり。六條の修理大夫顯季といひし人世のおぼえありておはせしに、敦光といひし博士の、など殿は宰相にはならせ給はぬぞ。宰相になる道は七つ侍るなり。中に三位におはすめり。又いつ國(五國)治めたる人も成るとこそは見え侍れ、といひければ顯季もさおもひて御氣色とりたりしかば、『それも物かくうへの事なり』と仰せられしかば、申すにもおよばでやみにきとぞいはれ侍りける」とある。本書に「物かきてのうへの事」は今鏡の「物かくうへの事」の記憶の違ひであらう。「物かく」とは詩歌文章をつくること又、書道などをも汎くいふのであるが、ここは下にも云つてある如く、當時男子の最も晴のわざとした漢詩漢文をつくる才能をさしたのである。卽ち物かく才能が在りてさてその上に、さやうな功勞があらば參議になりうるであらうといふ意。そこでかやうな仰であつたによつて、道理御尤もなりとして拜承してその望をやめたといふこと。

(此人は歌道なども譽ありしかば、物かゝぬほどの事やはあるべき) 顯季は後拾遺、金葉、詞花、千載、新古今以下代々の勅撰和歌集にその作多く入り、又その家集も傳はり歌人として名のあつた人であり、その子顯輔、僧顯昭等は六條家の歌學者として一世に師表となつたのである。かやうな人であるから物かかぬといふ程の事は實際なかつたであらう。

(又參議になるまじきほどの人にもあらじなれど、和漢の才學のたらぬにぞ有りけん) 又この人の生れも、さほど下﨟でもなく(參議實季の猶子)又その經歷は上述の通りであり、後に正二位まで陞つた人であつて見れば、參議になることの出來ぬといふ身分ではない。大方和漢の學問が足らぬによつて白河院が上の樣に仰せられたのであらう。

(白川の御代まではよく官をもおもくし給ひけりと聞えたり) 白河天皇の御代に官に任ずるに十分に清撰せられた事は上の顯季の事でもわかるが、今鏡にはなほ藤原顯隆、大外記師遠などの任官に關しても同樣に嚴重の仰せのあつた事を記してある。卽ちこの院の御時までかくの如く任官をたやすくはせられなかつたのである。但し、この頃には既に金穀を獻ずるといふ事を以て國司其の他の官に任ぜられたことが行はれたからして、一概には論ぜられぬやうである。但し、それは地方官又その他の微官微職に限つた事で、朝廷の樞要顯貴の官職については上述の如く嚴重に清撰せられた。

(あまり譜第をのみとられても賢才のいでこぬはしなれば) 餘りに門閥家柄をのみ重んじて官に登用せられては、その範圍が狹くて、家柄がよくない中にも賢才があらうが、それらの賢才が、下にうもれて世にあらはれない事になる基であるからといふ意。

(上古に及び難き事を恨むるやからもあれど) されば、かやうな官職任用の方途は上古の大寶令の制度には及ばないといふ事を遺憾に思ふ者もあるがといふ意。

(昔のままにては彌みだれぬべければ、譜第を重くせられけるも理也) 今は人心が亂れてゐるからして、昔のやうに「朝に廝養たれども夕に公卿に至る」といふ採用の法を行はれたならば、いよ〳〵人心の混亂が甚しくなるであらうからして、譜第を重くして秩序を保たうとせらるるのも止むを得ぬ道理であるといふこと。

(但才も賢く德もあらはにして登用せられむに、人のそしりあるまじき程の器ならば今とても必ず非重代によるまじき事とぞ聞え侍る) 上述の如く今は譜第を重くせらるるといふは止むを得ぬが、しかしそれも例外を認めぬといふ事ではない。所謂德行才用が十分にあつて、何人が見ても、明らかにあの人ならば申分が無いといふ程の大人物であるならば、今日とても必ずしも彼人は譜第(重代も同意)に非ざるが故に採用せずといつて斥くるには及ぶまじい事で、さやうな器量の人は採用せられたとて何人も異存を申さぬであらうと思はるる。

(說) 以上は著者が平素抱いてゐる官吏登用についての一般論を述べたのであるが、ここで立ちかへつて再び高氏を登用せられた事に論及する。

(其道にはあらで) 官吏登用の道は、上古は德行才用を主とせられたのであり、中頃は譜第を主として才德のあるものを次とせられたのであるが、それらの道によらずしてといふ意。卽ち高氏が參議になつた事などは參議としての德行才

用があるによつた譯でもなく、又譜第によつた譯でも無いから、かやうに論ずるのであらう。

（一旦の勳功など云ふ計に武家代々の陪臣をあげて高官を授けられむことは朝議のみだりなるのみならず） 軍事上の一時の勳功など云ふだけの事で、參議などいふ高官を授けらるる事は、上に論じた如く、古の文位の外に勳位を設けられた精神にそむき、又官を任ずるには德行才用を主とするといふ規定にもはづれてゐる。而してかやうな事で武家代々の陪臣を以て直ちに公卿の高い地位を與へらるることは譜第を重くするといふ中古の制にも一致しない。しかも、それが、才も賢く德もあらはで萬人が御允であるといふ程の器でもないとすれば、さやうな人間にこのやうな高官を授けらるることは、朝廷のとり計ひがみだりであることを示してゐるのであるといはれなければならず、なほそれのみならずとの意。

（身の爲もよくつゝしむべきこととぞ覺え侍る） さてその高官に任ぜられた人の身にとつても、愼むべき事であらうと思はるるといふ。卽ち源平二氏が其の家を滅したのもみな一時の功に誇つて高位高官に昇つた爲である。さればこのやうなことは高氏自身の爲によくない事であるといふ意。

（說） さて以上は、本朝の古來の制度を說いて、みだりに高官に昇ることの不可を說いたが、次には支那の例を引いてその說を確かに示さうとする。

（もろこしにも漢の高祖はすずろに功臣を大に封じ、公相の位をもさづけしかば、果しておごりぬ。云々） 「すずろ」はしまりのないこと。「公相の位」は三公丞相の位をいふ。功臣とは蕭何、韓信、張良等であるが、高祖はこれらの臣僚の助力によつて天下を平げたにより、韓信を楚王とし、彭越を梁王とし、英布を淮南王に封じたが、いづれも後に反を謀り自立を企てたからして亡してしまつた。

（後漢の光武はこのことにこりて功臣に封爵を與へけるも其首たりし鄧禹すら封ぜらるゝ所四縣にすぎず） これは名高い話である。後漢書列傳卷十二の末にある二十八將の論に曰はく「論曰中興二十八將、前世以爲上應二十八宿、未之詳也。然咸能感會風雲、奮其智勇、稱爲佐命。亦各志能之士也。議者多非光武不以功臣任職。至使英姿茂績委而勿用。然原夫深圖遠算固將有以焉爾。若乃王道既衰、降及霸德。猶能授受惟庸。勳賢皆序、如管（仲）隰（朋）之迭升桓（齊桓公）世、先（先軫）趙（衰）之同列文（晉文公）朝、可謂兼通矣。降自秦漢世資戰力、至於翼扶王運、皆武人屈起、亦有鬻繒（灌嬰をさす）屠狗（樊噲をさす）輕滑之徒、或崇以連城之賞、或任以阿衡之地、故勢疑則隙生、力侔則亂起。

蕭(何)樊(噲)且猶、縲紲、信越終見二葅戮一不二其然一乎。自レ玆以降迄二于孝武一宰輔五世莫レ非二公侯一。遂使二縉紳道塞、賢能蔽壅一。朝有二世及之私一、下多二抱闘之怨一、其懐レ道無レ聞委二身草莽一者亦何可二勝言一。故光武鑒二前之違一存二矯枉之志一雖二寇(恂)鄧(禹)之高勳耿(弇)賈(復)之鴻烈一分レ土不レ過二大縣數四一所レ加特進朝請而已。觀二其治平臨レ政課レ職責レ咎、將所謂導レ之以レ政、齊レ之以レ刑者乎。若格二之功臣一其傷已甚。何者直レ繩則虧二喪舊恩一、撓レ情則違二廢禁典一。選レ德則功不二必厚一、舉レ勞則人或未レ賢。參任則群心難レ塞、並列則其敝未レ遠、不レ得下不レ校二其勝否一即以レ事相權上。故高秩厚禮、允荅二元功一、峻文深憲責二成吏職一。建武之世侯者百餘若二夫數公一者則與參二國議一分二均休咎一。其餘並優以二寬科一完二其封祿一莫レ不下終以二功名一延中慶于後上。昔留侯以爲、高祖悉用二蕭曹故人一、而郭伋亦譏二南陽多顯一、鄭興又戒二功臣專仕一。夫崇レ恩偏授易レ啓二私溺之失一、至公均被必廣二招賢之路一意者不二其然一乎。」とある。本書の論は主としてこれによつたものであらう。

（**鄧禹すら封ぜらるる所四縣にすぎず**）　鄧禹は後漢の中興第一の功臣であるが、それすら高密、昌安、夷安、淳于の四縣の地に封ぜられたに過ぎぬ。（支那にては郡の下に縣があるからして縣はわが國の郡のやうな程度の土地區劃である）

（**官を任ずるには文吏を求めえらびて功臣をさしおく**）　この事は上の二十八將論の中に既に論じてゐる。

（**二十八將の家**）　これは所謂二十八將であるが、王莽が漢の王室を亡して自立してから天下亂れ、光武が出でて漢を復興した。その時の功臣は必ずしも二十八人に限らぬのであるが、後漢の明帝の永平年中に前世の功臣を追感して二十八將を南宮の雲臺に圖畫せしめたのが、この名稱を確定したものと思はるる。その二十八將の名は次の通り、

鄧禹　吳漢　賈復　耿弇　寇恂　岑彭　馮異　朱祐　祭遵　景丹
蓋延　銚期　耿純　臧宮　馬武　劉隆　馬成　王梁　陳俊　杜茂
傅俊　堅鐔　王霸　任光　李忠　萬脩　邳彤　劉植

（**彼二十八將の中にも鄧禹と賈復とはそのえらびに預りて官にありき**）　後漢書賈復傳に曰はく「是時列侯唯高密、固始、膠東三侯與二公卿一參二議國家大事一」と。高密侯は鄧禹であり、固始侯は李通であり、膠東侯は賈復である。この三人はいづれも中興の功臣であるが、李通は二十八將のうちに入らないから、二十八將の中では鄧禹賈復の二人だけが、國務に參與したのである。

（**漢朝の昔だに文武の才をそなふることいとありがたく侍るにこそ**）　文武の二道をかぬることは、よほどの人でなければ出來ぬことは、昔の漢の實例で見てもわかるといふのである。

（説）以上は政要の一たる「その人を選びて官に任ず」といふ事についての委細の説明である。これから次の二件たる「國郡を私にせず分つ所必ずその理のまゝにす」といふ事と、「功あるをば必ず賞し、罪あるをば必ず罰す」といふ事とについて論ずるのである。

次に功田と云ふ事は昔は功の品に隨ひて大上中下の四の功を立て田をあかち給ひき。其數皆さだまれり。大功は世々にたえず、其下つかたは或は三世に傳へ、孫子に傳へ、身にとゞまるもあり。天下を治むと云ふ事は國郡を專にせずして、其事となく不輸の地を立てらるる事のなかりしにこそ。國に守あり、郡に領あり。一國の內みな國命の下にてをさめし故に背く民なし。かくて國司の行迹を勘へて賞罰ありしかば、天下の事掌を指して行ひやすかりき。其中に諸院諸宮に御封あり、親王大臣も亦如此。其外官田、職田とてあるも皆官符を給りて、其所の正稅をうくるばかりにて、國は皆國司の吏務なるべし。但、大功の者ぞ今の庄園などとて傳ふるが如く、國にいろはれずして傳へける。中古と成りて庄園多

「やすし」底本「安」に作る。他諸本による

「いろはれ」の「れ」底本なし。他諸本による

「の」底本「ク」とす、他諸本による。
「三」底本「一」とす。他諸本による。
「こそ」底本「ヨソ」に作る。他諸本による
「をさあ」底本「納メ」に作る。梅本による。
「庄」底本「店」に作る。他諸本による。

く立てられ、不輸の所出來しより亂國とはなれり。上古にはこの法よく堅かりければにや、推古天皇の御時蘇我の大臣わが封戶を分けて寺によせんと奏せしを終にゆるされず。光仁天皇は永く神社佛寺に寄せられし地をも永の字は一代に限るべしとあり。後三條院の御世こそ此費をきかせ給ひて、記錄所をおかれて、國々の庄公の文書を召して多く停廢せられしかど、白河鳥羽の御時より新立の地彌多く成りて國司しる所百分が一に成りぬ。後ざまには國司、任に趣くことさへ無くて、其人にもあらぬ眼代をさして國ををさめしかば、爭か亂國とならざらむ。況や文治の始、國に守護職を補し、庄園鄕保に地頭をおかれしよりこの方は更に古の姿と云ふ事なし。政道を行はるる道盡たえはてにき。適一統の世に歸りぬれば、このたびぞ、古き費をも改められぬべかりしかど、それまでは剩の事也。今は本所の領と云ひし所々さへ皆勳功に混ぜられて累家も

「をさまらむ」同前。
二の「として」底本「トテ」に作る。他諸本による。

ほと〱其名ばかりに成りぬるもあり。これ皆功にほこれる輩君をおとし奉るに依りて、皇威もいとどかろくなるかとみえたり。かかれば、其功なしといへども、古より勢ある輩をなつけらんために、或は本領也とて給はるもあり、或は近境也とて望むもあり。闕所をもて行はるるにたらざれば、國郡に付きたりし地若は諸家相傳の領までも競ひ申しけりとぞ。をさまらむとして彌亂れ、やすからんとしてます〱あやふくなりにける、末世の至りこそ實にかなしく侍れ。

（次に功田と云ふ事は、昔は功の品に隨ひて大上中下の四の功を立て田をあかち給ひき） 功田といふは國家に勳功あるものに其の賞として與へらるゝ田であるが、この事は大寶令の田令に其の規定が見ゆる。それには大功田、上功田、中功田、下功田の區別がある。「あかち」とは古語で「わかつ」といふと同じい。而してそれを賜はつた人はその田より輸する租を得るだけである。

（其數皆さだまれり） 功田の數の規定は現存の史乘には見えぬ。古來の內規があつたのであらう。

（大功は世々にたえず、其下つかたは或は三世に傳へ、孫子に傳へ、身にとどまるもあり） 田令によるに、「凡功田、大功世世不レ絕、上功傳二三世一、中功傳二二世一、下功傳レ子、」とある。それ故に、ここに「その人一身にとどまる」とあるのは誤りであり、下功でも子には傳へられ、その子までで恩賜の義が止まるのである。功田を賜はつた例は大寶三年に大寶令を定めた功により下毛野朝臣古麿に功田二十町を賜はり、延曆十七年に和氣清麿に功田二十町を賜はり、子孫に傳

へしめられた事があり、又平將門追討の賞として藤原秀鄕に功田を賜はり永く子孫に傳へしめられ、又平淸盛、源賴朝なども大功田を賜はつた。

（天下を治むと云ふ事は、國郡を專にせずして） 「國郡を專にせず」とは國郡を勝手次第に分ち與ふるといふやうな事をせぬをいふ。

（其事となく） この語は明かにそれと一々ことわるやうな事はせずして而も暗默の間に一定の方針をとりて動かぬをいふ。

（不輸の地を立てらるることのなかりしにこそ） 大寶令以來の田制に輸租田、輸地子田、不輸租田の別がある。輸租田といふは位田、職田、功田、口分田、墾田の類で、租を官に納め、其餘を己が所得とする。輸地子田といふのは、公田、沒官田、逃亡除籍口分田の類で、一年を限つて官よりその田を貸し與へその地子を徵するをいふ。不輸租田とは神田、寺田、勅旨田、公廨田の類で、租も地子も官に納めず、穫る所を悉くとるのである。卽ち功田とて賜はる所も、やはり輸租田の一種で、不輸の地ではない。不輸の地とは官に租稅を納むる義務を課せられない土地で、上述の不輸租田又後世發達した莊園の如きをいふ。

（國に守あり、郡に領あり） 國郡にはいづれも地方官がある。國の長官を守といひ、郡の長官を大領といふ。

（一國の內みな國命の下にてをさめし故に背く民なし） 國々はすべてその國司の命令の下にて治めたから、それに順はぬ人民は無かつたのである。

（かくて國司の行迹を勘へて賞罰ありしかば、天下の事掌を指して行ひやすかりき） 國司の行迹は一方考課令の規定により、一方は勘解由使によりて嚴重に考察せられた。考課令に曰はく「强濟諸事肅淸所部爲國司之最」とあり、又「凡國郡司撫育有方、戶口增益者」をば、その成迹によりて、考を進められ、「若撫育乖方戶口減損者」は又その如何によりて等を降され、更に又「其勸課田農能使農殖者」も亦考を進められ、これに反するものは降さるる。又國司解任の際、後任より事務澁滯なかりし由の解由狀をとりてこれを朝に進むれば、勘解由使これを審査し功過を明かにするのである。さやうにして賞罰黜陟を行はれたからして、天下の政事は手のひらを指して見る如く行ひ易くあつたのである。

（其中に諸院諸宮に御封あり） 諸院とは太上天皇を院と申し上げ、又皇太后をば太上天皇に準じて女院と申し上げた、その院女院を一括して諸院といふ。諸宮とは中宮、皇后宮、皇太后宮等の宮々をいふ。今皇族を申し奉る宮といふ意味と

は違ふ。御封とは正しくは食封といひ、その品は戸數によりて計算せらるる故に封戸ともいふ。院宮の御封であるによりて御封といふ。院女院の御封、中宮三宮の御封は其の時の宜しきによりて定めらるることで、令に規定はみえぬ。すべて食封の地は神田、寺田、口分田、功田等相錯りて輸租あり不輸租あるが、その封主はその租のみを得るのであり、その各戸より出す調をも得るのである。

（親王大臣も亦如此） 親王にも大臣にも食封があるをいふ。祿令に曰はく、「凡食封者一品八百戸、二品六百戸、三品四百戸、四品三百戸、内親王減半」とある。これは親王の食封の規定である。大臣以下に對して同じく上文のつゞきに曰はく「太政大臣三千戸、左右大臣二千戸、大納言三百戸」即ち中納言以下には食封を給せられぬのである。又曰はく「正一位三百戸、從一位二百六十戸、正二位二百戸、從二位一百七十戸、正三位一百卅戸、從三位一百戸」而して四位以下には食封を給せられぬのである。

（其外官田職田とてあるも） 官田は古の「みた」で天皇の供御田であるから、ここにいふ所のものではない。ここの官田は位田の誤であらう。位田は品位ある親王及び、五位以上の諸王諸臣に品位の差によりて賜ふ田である。田令に「凡位田、一品八十町、二品六十町、三品五十町、四品四十町、正一位八十町、從一位七十四町、正二位六十町、從二位五十四町、正三位四十町、從三位卅四町、正四位廿四町、從四位廿町、正五位十二町、從五位八町女減三分之一」とある。職田とはその官職によつて給する田であるが、これを賜ふ者は内官では太政大臣、左右大臣、大納言及び、諸道の博士、直講、坊令で、外官では太宰府諸國の長官から史生までに給せらるる。その數は太政大臣は四十町、左右大臣は卅町、大納言は廿町等である。

（皆官符を給りて其所の正税をうくるばかりにて國は皆國司の吏務たるべし） 御封も位田、職田、功田いづれも、太政官符（太政官の命令書）を賜はりてこれを證としてその所の正税即ち（田から出す租米）を受くるだけに止まつて、國土の支配權はもとより國家にあれば國司の吏務として、それらの事を掌つたのである。要するに上の食封位田職田功田すべて經濟上の事で統治の權力にまでは關係しないのである。

（但大功の者ぞ今の庄園などとて傳ふるが如く國にいろはれずして傳へたり）「いろはれず」とは干渉を受けぬことをいふ。大功田は上にいふ通り、子孫に世々傳ふるものであるからして、それの經濟上の事項については全く國司の干渉を受くることはないやうに思はるるが、しかし、その土地の支配權をもつてゐるのでなくして、租税を收納する權だけで

あるからして國司の支配を受くることは當然にして又必然の事である。本書の說は少しく誤つてゐると思はるる。

（中古と成りて庄園多く立てられ、不輸の所出來しより亂國とはなれり）　大化の改新は主として不輸租の地を立てないといふ方針であつたらしいが、後自然に莊園といふものが出來した。莊園は字義からいへば、田莊と園地とである。田を外に有するものは收穫等の爲に其の地に屋舍を置く必要がある。この屋舍が田莊である。園地は桑漆等を植うる爲に各戶に給せらるるもので、その戶口が絕えぬ限り子孫に傳ふることを令に許してある。そこで、その莊園をば私有不輸の地の名目にかりて禁を犯したのが後世いふ莊園のはじまりであらう。この事はいつ頃より起つたか明確にはわからぬが、醍醐天皇の延喜二年に太政官符を以て、新立の莊園を禁ぜられた事があるが、その頃に旣に弊を生じた事と思はるる。花山天皇の時またこれを禁ぜられた事があるが、これはその弊の段々烈しくなつた事を告ぐるものである。かやうにして莊園が多く立てられ、租稅を公に納めぬ地が多く生じたのであるが、この事からして日本國は亂れたのである。

（上古には、この法よく堅かりければにや推古天皇の御時、蘇我の大臣わが封戶を分けて寺によせんと奏せしを終にゆるされず）　多くの莊園の中には自己の封戶とか功田とかを神社佛寺に寄附して莊園としたものもあり、中には名義上寄附してなほもとの持主がそれの實權を握り、これによりて公の支配を脫せうと企てたものもあつたが、かやうな方法を行ふことは上古には全く難かつたものと思はるるといふのであるが、これは全く著者のいふ通りである。但し、推古天皇の御時に蘇我の馬子が、わが封戶を分けて寺によせんと奏したといふ事は史乘に所見が無い。これは或は日本紀推古天皇三十二年冬十月の條に馬子が奏請して「葛城縣者元臣之本居也、故因二其縣一爲二姓名一。是以冀下之常得二其縣一、以欲上臣之封縣上。」と願ひ奉つたが天皇が許されなかつた事が委しく出てゐるが、それを誤り傳へたのでなからうか。

（光仁天皇は永く神社佛寺に寄せられし地をも永の家は一代に限るべしとあり）　この事は續日本紀に見ゆる。寶龜三條天六月の條に曰はく「勅、封一百戶永施二秋篠寺一。其權入二食封一限立二令條一。比年所レ行甚違二先典一。天長地久帝者代襲物天下物非二一人用一。然緣レ有レ所レ念永入二件封一。今謂レ永者是一代耳。自今以後立爲二恒例一。前後所レ施一准二於此一」と。かやうにして「永く」といふは寄附せられた人の一代限りで、その後には及ばないといふことに規定せられたのである。

（後三條院の御世こそ此費をきかせ給ひて記錄所をおかれて國々の庄公の文書を召して多く停廢せられしかど）　後十一年皇の記錄所をおかれた事は上に述べてある。（四一七頁）この記錄所は記錄莊園劵契所とも莊園記錄所とも云つて、莊

園の劵契の理非を勘決して記錄する役所である。「庄公」とは庄園と公田とにして、公田とは莊園以外國司の管轄に屬する田地を總稱する。卽ち國々の庄園又公田に屬する文書を召し寄せて、仔細に調査して、多くの不當の莊園を停廢せられたことをいふ。

（白河鳥羽の御時より新立の地彌多く成りて國司しる所百分が一に成りぬ） この御時に庄園を新に立てられた事の多いことは既に述べてある。かやうにして公領は日に〳〵減じて國司の治むる所百分一になつたといふ。

（國司任に趣くことさへ無くて、其人にもあらぬ眼代をさして國をさめしめしかば爭か亂國とならざらむ） 眼代又目代ともいふ、國司の代官にしてその人の耳目に代る意。「其人にもあらぬ」とはその人柄でもないの意。かやうに國司の治むる所も少くなつたからして、後々には然るべき人物でもない如何はしい人間を眼代と名づけて、その國に差し下して國を治めたから、亂國となるのが當然である。亂國とならぬ筈がないといふ意。これは國政をば一種の請負の如くにしたので、亂政の甚しいものである。（つまらぬ人間が目代になつた話は今昔物語などに見ゆる。）

（況や文治の始、國に守護職を補し、庄園鄕保に地頭をおかれしよりこの方は更に古の姿と云ふ事なし） この事は後鳥羽院の條に述べてあるが、かやうになつては國司といふものは全く無用の物のやうになり、天下には公領といふべき地が殆どなくなつて、古の姿といふものは更になくなつてしまつた。

（政道を行はるる道盡たえはてにき） 君は官を任じ、それによつて地方をも治めらるるものであるに、上のやうになりては、政治を行はるる方法が、無くなつてしまつたのであるから、帝王の統治といふ事は行はれなくなつてしまつた。

（說） 以上は古から當時までの土地制度地方政治の有樣を述べて、國郡につきての上の說につぎての意見を敷衍したのであるが、これからは建武中興の政治に論及する。

（適一統の世に歸りぬれば、このたびぞ、古き費をも改められぬべかりしかど、それまでは剩の事也） 今後醍醐天皇の御代にたま〳〵天下一統して天皇親政の世に復つたのであるからして、今度は古來の弊政をも改めて、古の正しい政道に復してしまはるべきであつたけれど、そこまで望んだのは餘り望みすぎた事であつた。卽ち實際はそこまで徹底した政治が行はれなんだことをいふ。

（今は本所の領と云ひし所々さへ皆勳功に混ぜられて累家もほと〳〵其名ばかりに成りぬるもあり） 莊園には幾重にも所有權が行はれてあるやうに見ゆる。公卿豪民等にしてこれを領してゐるものを領家又は領主といひ、更にその上に在

りて、その租入を受くるものを本家又は本所といふ。その本家又は本所は主として、院宮攝關であつて、その莊園に對しての一切の權力を掌握してゐるのである。これらの關係は「本家御敎書領家御下知之狀進候」といふ文句のある文書（京都革島文書、正和元年十一月十九日の預狀など）に見ゆる。本所と領家とを一にする說もあるが誤であらう。今は本所の領といつた所々までが、皆勳功の賞としてその方に與へられ、累代の名家も、經濟の基礎を奪はれて殆どその名ばかりに成つてしまつたものもあるといふこと。

（これ皆功にほこれる輩君をおとし奉るに依りて皇威もいとゞかろくなるかとみえたり）「君をおとし奉る」は君を輕んじあなどり奉ること。

（かゝれば其功なしといへども、古より勢ある輩をなつけられんために、或は本領也とて給はるもあり、或は近境也とて望むもあり）　古から勢力あるものを懷けられむが爲には、さほどの功がなくとも何とかかとか名目をつけて土地を與へたまうたものもある。これは高氏の如き輩を主としていふ。さてその口實は或は本の領地であるとか、或は自分の住所に近い場所であるとか云つて望むと、それに對して賜はるといふのである。

（闕所をもて行はるるにたらざれば）　闕所といふのは官に沒收せられた地所をいふ。ここにては北條氏及びその一黨の所領の沒官せられたものを主としてさすのであらう。それらを以て、今の所望の者に下賜せらるるに不足であるによつての意。

（國郡に付きたりし地、若くは諸家相傳の領までも競ひ申しけりとぞ）　國郡に付きたりし地とは國司郡司の支配すべき公領の土地をいふ。諸家とは院宮攝關等の諸の本家をいふ。これらをも與へられむことを要望したといふ。

（をさまらむとして彌亂れ　やすからんとしてます〳〵あやふくなりにける末世の至りこそ實にかなしく侍れ）　梅松論に「爰に京都の聖斷を聞奉るに記錄所決斷所をおかるるといへども近臣臨時に內奏を經て非義を申斷間綸言朝に變じ暮に改りしほどに、諸人の浮沈掌を返すが如し。」といひ、又建武年間記に載する二條河原落書といふものの語中に「俄大名迷者、安堵恩賞虛軍、本領ハナルル訴訟人、文書入タル細葛、追從讒人禪律僧、下克上スル成出者、器用ノ堪否沙汰モナク、モルル人ナキ決斷所」といひ、「朝ニ牛馬ヲ飼ナガラ、夕ニ變アル功臣ハ、左右ニ及ハヌ事ソカシ、サセル忠功ナケレトモ、過分ノ昇進スルモアリ、定テ損ソアルラント仰テ信ヲトルハカリ、天下一統メツラシヤ」とある。これらいづれも時世の姿の一端を示したものと見らるる。

（說）　ここに當時の人心の險惡になつてゐたことにつれて、それを誡め、その反省をうながさむが爲に、次に臣下の道を論ずる。その文は痛切直ちに肺肝に迫り、熱烈ことに賊子の膽を奪ふに足るものである。本書中最も熾烈なる熱誠を披瀝せる大文章である。

凡王土にはらまれて忠をいたし、命を捨つるは人臣の道なり。必ず、これを身の高名と思ふべきにあらず、しかれども後の人をはげまし其跡をあはれみて賞せらるるは君の御政也。下として競ひ諍ひ申すべきにはあらぬにや。ましてさせる功なくして過分の望をいたす事みづからあやぶむるはしなれど、前車の轍をみることは實に有りがたき習也けむかし。

「いたし」底本「至し」とす。他諸本による

「いたす」同前

（凡王土にはらまれて忠をいたし、命を捨つるは人臣の道なり）　王土は帝王のしろしめす土地をいふ。人はこの王土に孕まれて生れ出でたるものである。その人間が君に忠を致し命を捨つるは、これは人臣として當然の道をつくしたまでの事である。

（必ずこれを身の高名と思ふべきにあらず）　王事に力を盡すは當然の本務を遂行しただけの事で、身の高名手柄と思ふべきではないといふこと。これは千古の金言である。

（しかれども、後の人をはげまし其跡をあはれみて賞せらるるは君の御政也）　王事に身命を拋つは臣子の本分で當然の事

ではあるが、しかし、後の世の人を奬勵し、又その子孫をあはれみて賞せらるることは、それは君の行はるる政といふものである。

（下として競ひ諍ひ申すべきにはあらぬにや） これは當然の事である。臣子が國家の爲に身命を投出してはたらくのは當然の事であつて、それを一々申し立てて、賞を競ひ望み、功を諍つて申し立つるが如きことはあるべき事ではない。

（ましてさせる功なくして過分の望をいたす事みづからあやぶむるはしなれど） 相應の功勞を立てたとても自ら競望すべきでないのに、ましてさほどの功もなくして身分にすぎた望をする事は、かへつて己が身を危くする基であるけれどもといふ意。

（前車の轍をみる事は實に有りがたき習也けむかし） 轍は車の輪の迹をさすが、「アト」とよむがよい。前車の轍をみるといふ事は漢書の賈誼傳に「前車覆後車誡、秦世所レ以亟絶レ者其轍迹可レ見。然而不レ避、是後車又將レ覆也」とあるのによつた語で、前に行く車の覆つた轍の迹を見て、後に行く車が警戒すべきであるが、さやうに古人の行迹をかんがみて我が身を顧み、その失敗の二の舞をせない樣にするといふ事は、實地には行ひ難い事であるのであらうといふこと。

中古までは人のさのみ豪強なるをば誡められき。豪強に成りぬれば、必ずおごる心あり。果して身を亡し、家を失ふためしあれば、誡めらるるも理也。鳥羽院の御代にや、諸國の武士の源平の家に屬することを止むべしと云ふ制符度々有りき。源平久しく武を執りて仕へしかども、事ある時は宣旨を給はりて諸國の兵を召し具しけるに、近代と成りて、やがて肩を入るる族多くなりしに依りて、此制符は下されき。果して今まで

の亂世の基なれば、云ふかひなき事に成りにけり。

（中古までは人のさのみ豪强なるをば誡められき）「中古」は先にもいふ通り平安遷都以後一條天皇の頃までをさしたものであらう。「豪强」とは權勢のあり、武力をもつてゐること。その中古までは人々が豪强になることをば誡められたといふ。これは一方には權力の下にうつらむことを防ぎ、一方には勢力の一方にかたよることをも防がれたのであらう。

（豪强に成りぬれば、必ずおごる心あり） これはいふまでもなく、かくなり易いものである。

（果して身を亡し家を失ふためしあれば誡めらるるも理也） これは多くの叛臣に常に見ることである。それ故に、豪强にならぬやうに誡めらるるも尤な譯である。

（鳥羽院の御代にや諸國の武士の源平の家に屬することを止むべしと云ふ制符度々有りき） 鳥羽院の御代に此の禁令が在つたといふことは未だ所見が無い。堀河天皇の寛治五年六月十二日「給₂宣旨於五畿七道₁停₃止前陸奥守源義家隨₂兵入₁京並諸國百姓以₂田畠公驗₁好寄₃義家朝臣₁事₄」といふことが百錬鈔に見え、翌六年五月五日に義家の構へ立てた諸國の莊園を停止せしむる由の宣旨を更に下された事を後二條師通記に載せてある。これらは諸國の住人が、その所有の莊園等を義家に寄附してその家人となるといふ事が盛んに行はれた事を反證するのであるが、恐らくはかやうな事をさしたのであらう。而してここには堀河天皇の御代の事は少しも言はないで、次の御代の鳥羽天皇の御代と明言し、又度々制符が在つたとあるから、勿論上述の事以外にその事實が存したので、著者が決して勝手に言つたのではなからう。たゞ、今、その史料が傳はらぬ爲に明かにはわからぬのであらう。

（源平久しく武を執りて仕へしかども、事ある時は宣旨を給はりて諸國の兵を召し具しけるに） さて上の如き制符を下された譯は、昔から源氏も平家も久しく武人として奉仕しては居たが、それも平素、兵を養うてゐた譯でもなく、又勝手に兵を集めた譯でもなく、一朝事ありて兵を動す必要の在つた時に、その度毎に宣旨卽ち勅命を下し賜はり、その宣旨によりて諸國の兵を召しつれて、戰爭にも出かけたのであつたのにといふ意。

（近代と成りて、やがて肩を入るゝ族多くなりしに依りて此制符は下されき） 然るに近代になつては宣旨にもよらず、私に勝手に源平二氏に肩を入るる（方人をすること、味方となること）者が多くなつたによりて、この制符を下されたのである。卽ち、これが、源平二氏の家人とか郞等とかいふものが多くなり、武士といふ一社會の生じた基である。

（果して今までの亂世の基なれば、云ふかひなき事に成りにけり）　源平二氏に武士が屬して、その家人になり、武門といふものが生じた爲に、保元平治以後近世までの亂世といふものがあらはれたのであることはいふまでもない。

此比のことわざには一たび軍にかけあひ、或は家子郎從節にしぬる類あれば我功におきては日本國を給へ。若は半國を給ひてもたるべからずなど申すめる。實にさまで思ふ事はあらじなれど、やがてこれよりみだるるはしともなり、又朝威のかろ〳〵しさも推しはからるるものなり。言語は君子の樞機なりといへり。白地にも君をないがしろにし、人におごることはあるべからぬことにこそ。先に注し侍りし如く、堅氷は霜を踏むよりいたる習なれば、亂臣賊子と云ふものは其始心ことばをつつしまざるより出で來るなり。世の中のおとろふると申すは日月の光のかはるにもあらず、草木の色のあらたまるにもあらじ。人の心の惡しくなり行くを末世とはいへるにや。昔、許由と云ふ人は帝堯の國を傳へんと有りしを聞きて潁川に耳を洗ひき。巢父は是を聞きてこの水をだにきたながり

「給へ」底本「給り」とあれど、誤ならむ。他寫本「給」一字に作る。慶安本によりてよむ。

「出で來る」底本「出來」に作る。梅靑諸本によりてよむ。

「潁」底本「顯」とす。梅靑二本による。

「あさまし」底本「淺猿」に作る。他諸本によりて改む。

「顧みざらむ」底本「顧ラム」に作る。他諸本による。

二の「反」諸本「叛」とす。誤著しきによりて改む。

てわたらず。其人の五臟六腑のかはれるにはあらじ。よく思ひならはせる故にこそあらめ。猶行末の人の心思ひやるこそあさましけれ。大方おのれ一身は恩にほこるとも、万人の恨を殘すべきことをば、などか顧みざらむ。君は万姓の主にてましませば、限ある地をもちて、限なき人にわかたせ給はむことはおしてもはかり奉るべし。若、一國づつのぞむならば六十六人にてふさがりなむ。一郡づつと云ふとも、日本は五百九十四郡こそあれ、五百九十四人は悅ぶとも、千万の人はよろこばじ。況んや、日本の半を心ざし皆ながらのぞまば、帝王はいづくをしらせ給ふべきにか。かかる心の萠して、ことばにも出で、面にはづる色のなきを謀反の始と云ふべき也。昔の將門は比叡山に登りて大内を遠見して、謀反を思ひ企てけるもかかる類にや侍りけむ。昔は人の正しくておのづから將門に見もこり、聞もこり侍りけむ。今は人々の心かくのみ成りにたれば、

「せ」底本脱す他諸本によりて補ふ。

「給はり」底本「給」一字とす梅本による。

此世はよくおとろへたるにや。漢の高祖の天下をとりしは蕭何、張良、韓信が力也。これを三傑と云ふ。万人に勝れたるを傑と云ふとぞ。中にも張良は高祖の師として、はかりごとを帷帳の中にめぐらして勝つ事を千里の外に決するはこの人なりとの給ひしかど、張良はおごることなくして留といひてすこしきなる所をのぞみて封ぜられにけり。あらゆる功臣多く亡びしかど、張良は身を全くしたりき。近き代の事ぞかし。頼朝の時までも文治の比にや、奥の泰衡を追討せしに、みづから向ふ事ありしに、平重忠が先陣にて其功すぐれたりければ、五十四郡の中、いづくをものぞむべかりけるに、長岡の郡とてきはめたる小所をのぞみ給はりけるとぞ。これは人にひろく賞をも行はしめむがためにや、かしこかりけるをのこにこそ。又直實と云ひける者に一所をあたへたまふ下文に日本第一の剛の者也と書きて給ひてけり。一とせ彼下文をもちて奏聞する

「と」底本なし。他諸本によりて補ふ。

「國」字底本なし。他諸本によりて補ふ。

「儀」底本「に」とす。他諸本によりて改む。

人の有りけるに、褒美の詞の甚しさに與へたる所のすくなさ、まことに名を重くして利を輕くしけり、いみじき事と口々にほめあへりける、いかに心得てほめけむといとをかし。これまでの心こそなからめ。事に觸れて君をおとし奉り、身を高くする輩のみ多くなれり。ありし世の東國の風儀もかはりはてぬ。公家の古き姿もなし。いかになりぬる世にかと歎きはべる輩もありときこえしかど、中一とせばかりは實に一統のしるしおぼえて天の下こぞり集りて都の中はえ〳〵しくこそはべりけれ。

（此比のことわざには一たび軍にかけあひ、或は家子郎從節にしぬる類あれば我功におきては日本國を給へ若は半國を給ひてもたるべからずなど申すめる）「軍にかけあひ」は軍陣にて敵と戰ふこと。家子はその一族の者ども。郎從は俗にいふ家來のこと。「ことわざ」とは常の言ひぐさである。

（實にさまで思ふ事はあらじなれど） 微しばかりの功を申し立て、これだけの事をしたから、日本國を賜はらう、若し日本半國を給はるといふ事では足らないなどと眞實に思うて言ふ事はあるまいと思はるるがといふ意。

（やがてこれよりみだるゝはしともなり） しかし、やはりかやうな事を言ひちらすといふことは、世の亂れを導く端緒ともなるものである。

（又、朝威のかろ〳〵しさも推しはからるるものなり） かやうなことばを吐き散らすものがあるといふ事は、朝廷の威光のかろくなつてしまつてゐるといふこともこれから推量らるるものである。

（言語は君子の樞機なりといへり） これは易經にある語である。その上繫辭傳に曰はく「言行君子之樞機。樞機之發榮辱之主也。言行君子之所ニ以動ニ天地一也、不レ可レ愼乎（中略）亂之所レ生也則言語以爲レ階。君不レ密則失レ臣、臣不レ密則失レ身。幾事不レ密則害成。是以君子愼密而不レ出也」とある。樞は扉を動かすくるゝであり、機は弩をはじく本となる所で、いづれも、その形とそのはたらきとは些細な樣で、大なるものを動かす基である。これは言語を愼むべきことをいつて、上の漫言放語を戒めたのである。

（白地） はあからさまとよむ。ここはかりそめの意である。

（先に注し侍りし如く堅氷は霜を踏むより至る習なれば） 「先に注し云々」は應神天皇の條（一六六頁）である。易經坤卦に「初六履霜堅氷至ラントス」とある。その上象傳に曰はく「履レ霜堅氷陰始凝也。馴ニ致其道一至ニ堅氷一也」とある。霜のおくのはやがて堅き氷の生ずるはじめであるといふので、何事もはじめは微々たるやうで、後にはそれがつもり〳〵て大事件になるといふことを示したものである。

（亂臣賊子といふものは其始心ことをばつゝしまざるより出て來るなり） 「亂臣賊子」は亂賊の臣子といふことで、臣たり、子たる道を亂り賊ふものをいふ。孟子に「孔子成ニ春秋一而亂臣賊子懼」とある。さやうな亂臣賊子といふものも生れながらの亂臣賊子といふものはないので、ただ、かれらはそのはじめに心をつゝしみ、言語をつゝしまなかつた事よりして昂じ來た結果、そのやうなものになりはてたのである。

（世の中のおとろふると申すは日月の光のかはるにもあらず、草木の色のあらたまるにもあらず、人の心の惡しくなり行くを末世とはいへるにや） これは如何にも偉大な語で、この人にしてはじめて道破しえた千古の金言である。深く味ふべき言である。

（說） ここに人心の惡しくなりゆくを末世のさまといつたにつけて、心の淸かつた支那の古人の話を次に述べてある。

（昔許由と云ふ人は帝堯の國を傳へんと有りしを聞きて潁川に耳を洗ひき） この事は高士傳に見ゆる。曰はく「許由字武仲、陽城槐里人也（中略）堯讓ニ天下於許由一、許由不レ受而逃去。於是遁ニ耕於中岳潁水之陽、箕山之下一、終身無ニ經ニ天下一色一。堯又召爲ニ九州長一。由不レ欲レ聞レ之、洗ニ耳於潁水濱一（下略）」とある。

（巢父は是を聞きてこの水をだにきたながりてわたらず） 巢父は許由の友人の名である。許由の一名といふ說もあるが、別人とする說が普通である。高士傳に前文のつづきに「時其友巢父牽レ牛欲レ飲レ之、見ニ由洗一レ耳問ニ其故一、對曰堯欲レ召レ我

爲ニ九州長ニ惡レ聞ニ其聲一、是故洗レ耳。巣父曰、子若處ニ高岸深谷一人道不レ通、誰能見レ子。子故浮游欲ニ聞ニ求其名譽一汙ニ吾犢口一。牽ニ犢上流一飮レ之」とあるによつたものであらう。

（其人の五臓六腑のかはれるにはあらじ） かやうに高潔な人もあるが、さてその五臓六腑（五臓は脾、肺、腎、肝、心の五をいひ、六腑は大腸、小腸、膽、胃、三焦、膀胱の六をいふ。總じて身體内部の構造をいふ）が普通の人とちがつてゐるといふ譯ではあるまいといふ意。

（よく思ひならはせる故にこそあらめ） これらは千字文に「克念作レ聖」といふ如く、その心の持ち方如何によるものであつて、その人々は思慮が高尙であるによることであるが、それも自らかやうに思慮を練つた結果であらうといふ意。

（猶行末の人の心思ひやるこそあさましけれ） かやうの事につけても、なほ將來人間の心が如何様になり行くかと考へてみれば、まことに慨かはしいことであるといふ。

（大方おのれ一身は恩にほこるとも万人の恨を殘すべきことをばなどか顧みざらむ） 先、概括的に論ずれば、その賞を受くる人間その一身は、如何にも特別の恩顧を受けて、それを自己の榮譽なりとしてほこるといふことはそれでもよいとして、さて考へて見れば、それが爲に他の多くの人の恨みといふものが、それのかげに殘つてゐる筈である。即ちある人が、分不相應に恩賞を受くれば、その反對に分不相應に恩賞を受けない人間が存し、なほ又分相應に恩賞を受けた人間も、その不相應に特恩を蒙つた人間に比ぶれは、不足の感が生ずる。さやうにして多くの人々をして種々の點で恨を生ぜしむるといふことを、何故に顧慮せぬのであるか。

（君は万姓の主にてましませば、限ある地をもちて、限なき人にわかたせ給はむことはおしてもはかり奉るべし） 天皇は天下萬民の主でましますのであるから、その萬民から勝手な事を望み申す時に、その望みを一々御採用になりうる事かどうかよく考へてみるべきである。上に述べたやうに、わが功におきては日本國をたまへなどいふ族が多かつたとして、それが可能の事かどうかを考へてみるがよい。國家の土地には限がある。その限りある土地を以て、その限りなき人間の限りなき望の通りに分たせ給ふ事が出來る事か出來ぬ事か、こと〳〵しく論じなくてもわかりきつてゐる筈だといふ意。

（一郡づつと云ふとも、日本は五百九十四郡こそあれ、五百九十四人は悦ぶとも、千万の人はよろこばじ） 日本は五百九十四郡といふことは何によつたか明かでない。延喜式には總計五百九十郡であり、和名抄では五百九十二郡である。

而して室町時代に出來た拾芥抄には六百五郡となつてゐる。ここのは和名抄以後二郡の增加であるが、これは、いづれかの二郡が、各二郡づつに分たれたのであらう。この文意は、今かりに一郡づつ賜はるといふことにしても、五百九十四人で、全國が分たれてしまひ、その以上は賜はる餘地はないのであるから、さすれば、その五百九十四人は悦ぶことであらうが、その他の千萬の人は決して滿足しないであらうといふ意。

（況んや日本の半を心ざし、皆ながらのぞまば、帝王はいづくをしらせ給ふべきにか）　一郡づつと云つても不可能の事は上述の通りであるのに、況んや日本の半を心ざし、又全國をそつくり下されたいといふ事であるとすれば、帝王の統治せらるる所が何處にあるといふ事になるか、さやうな事の行はるべきでない事はいふまでもない。

（かゝる心の萌してことばにも出で、面にはづる色のなきを謀反の始と云ふべき也）　これ卽ち上にいふ霜を履みて堅氷至るといふことの所以である。

（昔の將門は比叡山に登りて大內を遠見して謀反を思ひて企けるもかゝる類にや侍りけむ）　將門が比叡山に登りて大內を遠く望みて謀反を思ひ企てたといふ事は現存の書では本書より古きものには見えぬ。然し、これは古からその傳說があつたのを本書に記したものであらう。

（昔は人の正しくておのづから將門に見もこり、聞もこり侍りけむ、今は人々の心かくのみ成りにたれば此世はよくおとろへたるにや）　これは著者の感慨を述べたのであるが、この感は古今を通じていつも存する所である。

（說）　これから又古に過分の望をせなんだ賢い人々の例を引いて前の意見を確證せうとする。それについては支那の古代とわが國の近代との事をあげてゐる。

（漢の高祖の天下をとりしは蕭何、張良、韓信が力也、これを三傑と云ふ。万人に勝れたるを傑と云ふとぞ）　この三人を三傑といふことは元來高祖の言に基づく。史記の漢高祖本紀に曰はく「高祖曰、夫運籌帷帳之中決勝於千里之外、吾不如子房（張良の字）。鎭國家撫百姓給餽饟不絕糧道吾不如蕭何。連百萬之兵戰必勝、攻必取吾不如韓信。此三者皆人傑也。吾能用之、此吾所以取天下」とある。

（万人に勝れたるを傑と云ふとぞ）　英雄とか豪傑とかいふも皆多くの人にすぐれた人をいふのであるが、萬人にすぐれたのを傑といふことは漢の班固の白虎通に禮別名記を引いて云つてあるのが出典である。

（中にも張良は高祖の師としてはかりごとを帷帳の中にめぐらして勝つ事を千里の外に決するはこの人なりとの給ひしか

ど）張良を帝王の師といふことは史記にいふ所である。留侯世家に張良が言として曰はく「今以三寸舌爲帝者師封萬戸位列侯、是布衣之極、於良足矣」とある。その「はかりごとを云々」の事は高祖の語で上に引いた通りである。張良は攻城野戰の實際には長じては居なかつたが、大本營の中にありて謀をめぐらして兵を指揮することはその得意とする所であつた。

（張良はおごることなくして留といひてすこしき所をのぞみて封ぜられにけり）「留」といふは支那河南省開封府陳留縣である。漢が天下を一統して功臣を封じた時に、高祖が張良の功を賞して齊の三萬戸に封じようとした時に「留」に封ぜられたら十分であると云つてこれを望んで留侯となつたのである。

（あらゆる功臣多く亡びしかど張良は身を全くしたりき）漢の高祖の功臣が、大きに封ぜられた爲に侈りて終に亡ぼされた事は上にも述べてある。それらのうちで張良だけ身を全くして終つたのは過分の事を望まなんだ爲であらう。

（近き代の事ぞかし）上に支那の古の事を述べたから、ここにそれに對して、本邦の近代の事を次に述べたのであらう。

（頼朝の時までも）頼朝の時まで古の風が傳つて、功に誇ることがなかつたとして、次に畠山重忠、熊谷直實の例をあげたのであるが、この一句は上の六六八頁の「いとをかし」までにかゝる。

（文治の比にや奥の泰衡を追討せしに、みづから向ふ事ありしに）頼朝は陸奥の藤原泰衡が義經をかくまうてゐたのを罪としてこれを討つことにして、文治五年七月十七日に部署を定め三道より進むこととし、畠山重忠を中軍の先鋒とし、十九日にみづから中軍を率ゐて鎌倉を出發し、道々泰衡の兵を破り、八月二十二日平泉に入り泰衡は平泉をのがれたが、九月三日に郎從に殺され、頼朝は九月十八日に悉く奥羽を平げた。

（平重忠が先陣にて其功すぐれたりければ、五十四郡の中、いづくをものぞむべかりけるに、長岡の郡とてきはめたる小所をのぞみ給はりけるとぞ云々）さて頼朝は九月二十日に諸將士の勳功を論じて賞賜を行うた。この時に本文に言つた事があつたのである。平重忠は卽ち畠山重忠で、この人が中軍の先鋒であつて、大なる軍功のあつた事は吾妻鏡に載せて紛れもない事である。さてその時の事を吾妻鏡で見るとまさしく本書にいふ所と趣旨が一致する。曰はく「畠山次郎重忠賜葛岡郡、是狹少之地也。重忠語傍人云、今度重忠雖奉先陣、大木戸之合戰先登爲他人被奪畢、于時雖知子細、重忠敢不確執、是爲令周其賞於傍輩也。今見之、果而皆預數箇所廣博恩、恐可謂重忠芳志歟云々」とあり。なほ大木戸の戰に畠山を出し抜いた武士七騎についても八月十日の條に畠山が本意をのべてゐる。又十一日には

和田義盛に功をゆづつてゐる。その精神はここにいふやうに「人にひろく賞を行はしめむがため」であつたことは吾妻鏡にも明かにしるしてある。但しここに長岡郡とあるを吾妻鏡に葛岡郡と書いてある。而して葛岡郡の名は他の所にも見ゆる。然らば、本書にいふ長岡郡は吾妻鏡にいふ葛岡郡と同じいのであるか、若くはいづれかが訛つたものであるか。長岡の郡名は延喜式等に見ゆるが、葛岡の郡名は見えない。しかしここに葛岡とある地、今玉造郡内に村の名として傳はつて、そこが畠山の采邑であつたといふ。

（これは人にひろく賞をも行はしめむがためにやかしこかりけるをのこにこそ） この事は上の文に云つた。重忠は眞にその當時から賢人を以て稱せられた男であつて、鎌倉武士中稀なる人物であつたことは疑がない。

（又直實と云ひける者に一所をあたへたまふ下文に日本第一の剛の者也と書きて給ひてけり） 直實は熊谷直實である。この下文は如何なるものであつたか、本書以外にこれを傳ふるものが無い。

（一とせ彼下文をもちて奏聞する人の有りけるに云々） これは何時の御世の事であるか明かでない。しかし、親房が親しく見聞した時の事に相違ないと思ふから、先づは後宇多院の時か、後醍醐天皇の御世かであつたであらう。

（まことに名を重くして利を輕くしけり云々） この事は實に名を重しとして、利を輕しとしたもので感ずべき事であると御前にあつた人々がいづれも異口同音にほめあつたといふこと。

（いかに心得てほめけむといとをかし） 賴朝がかやうな下文を與へたのは如何なる心もちであつたであらう、と甚だ感心したといふこと。

（これまでの心こそなからめ、事に觸れて君をおとし奉り、身を高くする輩のみ多くなれり） 賴朝のやうな心、畠山重忠のやうな心まで有れば申分ないのであるが、しかしそれまでの心は容易にありがたいものだが、今はそこどころでなく、よるとさはると、君を輕んじ奉り、わが身を高ぶるものどもだけが多くなつた。

（ありし世の東國の風儀もかはりはてぬ、公家の古き姿もなしいかになりぬる世にか） 賴朝時代の關東武士の風儀も今は全くかはつてなくなつてしまつたし、又朝廷の古代の樣子もなくなつた、かやうな事では一體この世の中は如何樣になつてしまふであらうかといふ意。

（云々と歎きはべる輩もありときこえしかど） 歎く人々もあるといふ事であつたがの意。

（中一とせばかりは實に一統のしるしおぼえて、天の下こぞりて集りて都の中はえ〳〵しくこそはべりけれ）「中一年」と

「反」底本その他「叛」とす、誤なること著しきによりて改む。

「かねて」同前

いふは後醍醐天皇が、隱岐から還幸せられたのが元弘三年六月の頃で、建武二年七月に北條時行が兵を起して又天下が亂れ出したので、天下の靜かであつたのはその中間建武元年一年間位のものであつたから、かやうにいふのであるが、これが所謂建武中興で、その際には實に天皇親政の下に天下一統したしるしが見え、京都が、日本國の事實上の中心地として、四方からあらゆる階級のものが集りて、京都の中が繁昌して光彩まばゆい程の事であつた。

（說）この最後の一節で、上來の諄々說き來つた論を統べくくつて、また歷史上の事實を敍する方面に展開するのである。

建武乙亥の秋のころ、ほろびにし高時が餘類謀反をおこして鎌倉にいりぬ。直義は成良の親王を引きつれ申して參河國まで遁れにき。兵部卿護良の親王、こと有りて鎌倉におはしましけるをば、つれ申すに及ばず、うしなひ申してけり。亂の中なれど、宿意をはたすにや有りけん。都にもかねて陰謀のきこえありて嫌疑せられける中に、權大納言公宗卿召しおかれしも此まぎれに誅せらる。承久より關東の方人にて七代になりぬるにや。高時も七代にて滅びぬれば、運のしからしむるかとはおぼゆれど、弘仁に死罪をとどめられて後、信賴が時にこそめづらかなる事に申しはべりけれ。戚里のよせも久しくなり、大納言以上に至りぬるに、同

じ死罪（シザイ）なりとも、あらはならぬ法令（ハウレイ）もあるに、承り（ウケタマハ）行ふ（オコナ）輩（トモガラ）のあやまりなりとぞきこえし。

（建武乙亥の秋のころ、ほろびにし高時が餘類謀叛をおこして鎌倉に入りぬ） 後醍醐天皇還御の翌年甲戌正月廿九日に建武と改元せられ、乙亥はその翌、建武二年である。その年秋七月に信濃の諏訪賴重父子が、北條氏の遺臣を語らひ北條高時の二男時行を奉じて兵を起し、武藏に入つたが、足利直義がこれを拒いで利あらずして鎌倉をのがれ出でたから、七月廿五日に時行等は鎌倉に入つた。

（直義は成良の親王を引きつれ申して參河國まで遁れにき） 足利直義が成良親王を奉じて鎌倉に居たのは、かやうな騷亂を鎭撫するを職務としてゐたのであるから、上にあげた如く武藏に出でて女影原、小手指原等で拒いだけれどもいつも敵兵に敗られて、到底かなはじと見たものと見え、七月二十三日に成良親王を奉じて鎌倉をのがれ出で、京都をさして退却したのである。

（兵部卿護良親王こと有りて鎌倉におはしましけるをば、つれ申すに及ばず、うしなひ申してけり） 護良親王は建武中興の元勳として兵部卿征夷大將軍に任ぜられておはしましたが、かねて足利高氏の逆謀をさとりてこれを除かうとせられた事が度々有つたが、いつも其の事を成就し得られなかつた。高氏は又この親王の世にいらせらるることは自分の非望をとぐるに妨げあるによりて、これを除かうと企て、終に廢立を謀らるる由を讒奏して、これを捕へ鎌倉に下して土窟の内に幽閉し、弟直義をして監視させておいたのである。然るにこの時直義が鎌倉をのがれ去らうとした時に、腹心の逆徒淵邊義博といふものをして親王を弑せしめたのである。

（亂の中なれど、宿意をはたすにや有りけん） 宿意とはかねてから企てたくんでおいたことをいふ。即ちかやうな戰亂の中ではあるが、かねてから護良親王を除かうといふ方針であつたから、このどさくさまぎれにその既定の方針を實行したのであらうといふ意。

（都にもかねて陰謀のきこえありて嫌疑せられける中に權大納言公宗卿召しおかれしも此まぎれに誅せらる） 權大納言公

宗卿とは西園寺公宗である。この西園寺家は下にもある通り、代々北條方であつたのであるが、この公宗は北條氏が亡びて後も何事か計畫してゐたものと見え、建武二年六月二十二日に、天皇に奏請して、己が北山の第に臨幸を仰ぎそこにて穽を設けて天皇を弑し奉らうといふことを企ててゐたが、公宗の弟公重が變を奏し奉つたからして途中から遽に還幸あつて、中院忠平、結城親光、名和長年等を遣はして、公宗及びその黨與を捕へられて、これを鞠問して實を得た。而してこれは確かに、北條時行の擧兵と呼應するものであつた事が明かになり、これを拘禁せられてあつたが、七月に時行の擧兵で、天下再び大亂にならうとするやうに覺えたためでもあらうか、八月二日に公宗及びその黨與を誅せられたのである。

（承久より關東の方人にて七代になりぬるにや）西園寺の祖公經は承久の時に義時に内通して朝廷の企を洩してから、この家は關東の幕府の荷擔人で、いつでも幕府の爲によい樣に取計つた家柄であるが、蓋し、これは北條氏と結托して己が家に政權を壟斷しようとして、それが、代々の家風のやうになつてしまつたものであらう。七代になつたといふのは次の系圖で見ればわかる。

公經（従一位太政大臣）—實氏（同）—公相（同）—實兼（同上）—公衡（従一位左大臣）—實衡（正二位内大臣）—公宗

（高時も七代にて滅びぬれば）北條氏も義時から高時まで七代で滅びたことは上にあげてある。その系圖を次に示す。

義時——泰時——（時氏）——時頼——時宗——貞時——高時

（運のしからしむるかとはおぼゆれど）承久の亂に非道の事を行つた義時がその子孫七代で亡び、その義時と内外相應じて皇室を窮地に陷れた西園寺家も七代目の公宗に至つて、大逆を企て誅せられたといふことは、天下一統の時勢が運りきたと同じ樣に、北條氏と同樣の事になる天運の然らしむる爲であるかとも思はるるが、しかし、かやうに公卿を誅せらるることは穩かな處置でないといふことを次に述べてゐる。

（弘仁に死罪をとゞめられて後、信頼が時にこそめづらかなる事に申しはべりけれ）嵯峨天皇の御代に死罪を實施することを停められてから永くこの内規を守られて、日本國に死刑を實施せられなかつた事が、ここに三百四十年許、平治の亂に信頼が誅せられた時に、世に希なる事と云つてゐたのである。然るにここにまた死罪を實施せられたのである。

（戚里のよせも久しく）戚里は支那漢代に天子の外戚の住居すべき地域を長安城内帝宮の東に設けたその地の名目。「よせ」は心を寄することを體言化したもの、信頼とか人望とかいふに近い。西園寺家は皇室の外戚として幾代もつゞき、

身分の高い家柄であることをいふ。即ち實氏の女が大宮院(後嵯峨の后、後深草、龜山二帝の母)東二條院(後深草の后)であり、公相の女が今出川院(龜山の后)であり、實兼の女が永福門院(伏見の后、後伏見の養母)昭訓門院(龜山の妃)禮成門院(後醍醐の后)であり、公衡の女が廣義門院(後伏見の后、光嚴の母)である。

(大納言以上に至りぬるに) 大納言以上に至つたものに對してはの意。

(同じ死罪なりともあらはならぬ法令もあるに) 死罪とは死を以て斷ぜらるる罪である。公宗は弑逆をはかつたのであるから律に所謂八虐の第一たる謀反であつて死罪が當然である。しかし大納言以上のものにはあらはならぬ法令もあるといふ。あらはならぬ法令とは所謂内規のやうなものの意味であるが、ここは所謂六議をさすのであらう。六議とは一に議親、二に議故、三に議賢、四に議能、五に議功、六に議貴と云つて、これらの箇條に該當するものが死罪を犯したものはすべて上奏して裁可を經ざれば、これを決定することを得ず、又流罪以下は一等を減ぜらるる内規が存する。但し八虐を犯したものはこの六議の律を適用せぬとある。本著者はここにこの六議の規定によりてどこまでの事を考へてゐたかは今にして知ることが出來ぬが、公宗は先づ第一の議親に該當する。議親には律條に「謂皇親及皇帝五等以上親、及太皇太后皇太后四等以上親、皇后三等以上親」とあるからである。次には第六の議貴に該當する。それは「謂三位以上」とあるからである。しかし律條によると、八虐には減刑がないから死罪は當然といふ事になる。そこでこの六議の條文通りに見て、それの適用を十分にしなかつたことは「議定奏裁」を經ずして死刑を實行した事だけになるのであるが、著者は單にそれだけでなく死罪を宥せらるべきであつた事を述べてゐるのであらう。この事は次にのぶる。

(承り行ふ輩のあやまりなりとぞきこえし) これより前、公宗が捕へられてから罪を勘當せられたが、天皇は死刑を優して、出雲國に流罪せらるべしと議定せられてゐたのである。然るに、その流罪に行ふべき命を受けてゐた名和長年等が、遽にこれを斬つたのである。これは勅命を矯めて行つたもののやうに思はるる。その事をここに述べてゐるのであらう。

高氏は申しうけて、東國に向ひけるに、征夷將軍ならびに、諸國の惣追

「東」底本「夷」とす。他諸本による。「反」同上。

捕使を望みけれど、征東將軍になされて悉くはゆるされず。程なく東國はしづまりにけれど、高氏のぞむ所達せずして謀反をおこす由聞えしが、十一月十日餘にや、義貞を追討すべきよし奏狀を奉り、則うつてのぼりければ、京中騷動す。追討のために、中務卿尊良親王を上將軍として、さるべき人々もあまたつかはさる。武家には義貞朝臣を始めて、多くの兵を下されしに、十二月に官軍引き退きぬ。關々を堅められしかど、次の年丙子の春正月十日官軍又破れて朝敵すでに近付く。仍りて比叡山東坂本に行幸して日吉の社にぞまし／＼ける。内裏も則やけ、累代の重寶も多く失せにけり。昔よりためしなき程の亂逆なり。

（高氏は申しうけて東國に向ひけるに征夷將軍ならびに諸國の惣追捕使を望みけれど、征東將軍になされて悉くはゆるされず）　足利直義が鎌倉をのがれ出で關東が亂れたによりて、高氏は自ら往いて北條時行を討たうといふ事を奏請し、なほ征夷大將軍並に諸國の總追捕使たらむことを望んだのである。これによつてかれが、賴朝の後繼者として幕府を再興せうと企てゝゐた事が判然とわかり、又自己が征夷大將軍とならうとするには護良親王を除かねばならなかつた事情もわかるのである。とにかく、高氏はこのまぎれにかねての計畫を實行しようとした事は明かである。しかもそれは王政復古の御本志に反するのみならず、再び幕府を設くる程ならば、承久以來皇室に於いて慘憺たる御苦心も遊ば

されなかつた筈であるから勅許のないのは當然である。然るに尊氏はかやうの事を申し捨て、勅許をも待たずに勝手に八月二日に進發したのである。そこで、朝廷は止むを得ず、八月九日に征東將軍に任ぜられたが、征夷大將軍諸國の總追捕使たることは許されなかつた。

（程なく東國はしづまりにけれど） 高氏は八月十八日北條時行の兵を相模川に破り、十九日に鎌倉に入り、東國は間もなくしづまつたのである。しかしこれからして高氏の謀反が事實としてあらはれた。

（高氏のぞむ所達せずして謀反をおこす由聞えしが） 高氏が、征夷大將軍、總追捕使たることを得ないのを恨み謀反を企つる由天下に評判頗りであつたからして、八月三十日には特に從二位に叙せられ、十月十五日には藏人頭中院具光を鎌倉に遣してこれを慰め、上京すべき由を仰せられたが、高氏は應ぜずして、鎌倉に於いて幕府の舊址に邸を構へて幕府再興の企を武士に示した。それのみならず、八月三十日にはやくも一族斯波家長を奥州の管領として反謀をさをさ怠りなかつたのである。

（十一月十日餘にや義貞を追討すべきよし奏狀を奉り、則うつてのぼりければ、京中騷動す） 十一月某日に高氏は新田義貞を討つといふ奏狀を上りて、直ちに兵を率ゐて京に向つた。これは兵を起して京都を責むる爲の口實であつた事は明かである。この奏狀が十一月十八日に京都に達して京中大に騷動したのであるが、これは著者自らの見聞を記したものであらう。

（追討のために中務卿尊良親王を上將軍としてさるべき人々もあまたつかはさる、武家には義貞朝臣を始め多くの兵を下されしに十二月に官軍引き退きぬ） 十一月十九日にこの任命があつた。尊良親王は後醍醐天皇第一の皇子である。この親王を將軍の上首とし武家には新田義貞をはじめ多くの人々がこれに從ひ奉つて、高氏追討の爲に下された。官軍は道々賊軍を破りて駿河に入り、十二月十一日に相模の竹下、箱根等で戰つたが、大友貞載が高氏に内應した爲に官軍が敗れて退却し、高氏はその後を追うて上京を企てたのである。

（關々を堅められしかど、次の年丙子の春正月十日官軍又破れて朝敵すでに近づく） 官軍は退却しつつ、所々でこれを喰ひ止めようとしたが叶はず、翌三年（延元元年）正月一日には千種忠顯、名和長年、結城親光等が勢多を守りて賊軍と對峙し、七日には楠木正成が宇治を守つたが、八日には高氏が八幡を攻めて取り、義貞と大渡に戰つた。十日には脇屋義助等の守つてゐた山崎の軍が破られて、高氏の徒細川定禪等が、終に京師に入つたのである。

「親」底本「新」に作る、他諸本による。

「奉りて」底本なし、梅本による。

「万歳々々と」他諸本「万歳を」とせり。

（仍りて比叡山東坂本に行幸して日吉の社にぞましましける） それで一月十日遽に神器を奉じて天皇東坂本に行幸あらせられ、日吉神社の大宮彼岸所を行在とせられたのである。

（内裏も則やけ累代の重寶も多く失せにけり、昔よりためしなき程の亂逆なり） この時内裏のやけたのはこの時打ち入つた細川定禪の手兵の放火したのであつた。かやうに内裏に漫りに放火するなどいふことは古來なき所である。著者が「昔よりためしなき程の亂逆なり」といつたのは尤もな事である。かくて翌十一日に高氏が都に入つたのである。

かかりし間に陸奧守鎭守の將軍顯家の卿、この亂れを聞きて親王をさきだて奉りて、陸奧出羽の軍兵を卒して責めのぼる。同十三日近江國に付きてことのよしを奏聞す。十四日に江をわたりて坂本にまゐりしかば、官軍大に力を得て、山門の衆徒までも万歳々々とよばひき。

（かゝりし間に陸奧守鎭守の將軍顯家の卿この亂れを聞きて親王をさきだて奉りて陸奧出羽の軍兵を卒して責めのぼる） 顯家卿が、義良親王を奉じて陸奧の任所に居た事は上に述べてある。所で、この高氏の反亂により詔を承つて顯家卿が、親王を奉じ、陸奧出羽の軍兵を卒して高氏を責めようとして上つてきた。その出發は建武二年十二月二十二日であつたが、高氏が奧州管領としておいた斯波家長が、又その後を追うて責め上つたのである。この時著者親房も同じく軍中に在つたらうと思はれる。

（同三日近江國に付きてことのよしを奏聞す云々） この事はこの著者の實歷を書いたものに相違ないが 梅松論にも次のやうに見ゆる。「去程に正月十三日より三箇日の間山田矢橋の渡船にて宮井北畠禪門（即ち本書の著者）出羽陸奧兩國の勢ども雲霞のごとく東坂本に參著しければ頓て大宮の彼岸所を皇居として三塔の衆徒殘らず隨ひ奉る」とある。

（十四日に江をわたりて坂本にまゐりしかば云々） これも上の梅松論で、明かにわかる事である。

「落ちにけり」上に「なむ」あれば「落ちにける」とあるべきなり。諸本かくの如し。この比すでに誤れるか。

「任」底本「住」とす。他諸本による。

（官軍大に力を得山門の衆徒までも万歳々々とよばひき） 山門は延暦寺のこと、衆徒はもと寺にて持戒の清僧の總稱であるが、源平の頃からは兵甲をとつて戰鬪にも從事したと見ゆる。萬歳は長壽を祝して慶賀の辭として支那に用ゐたのをかりたもので、本邦の古制にては主として武人の上る祝賀の辭とせられたので、ここにはふさはしいのである。

同十六日より合戰はじまりて、三十日終に朝敵を追ひ落す。やがて其夜還幸し給ふ。高氏等猶攝津國に有りと聞えしかば、重ねて諸將をつかはす。二月十三日又是を平げつ。朝敵は船に乘り、西國へなむ落ちにけり。諸將および官軍はかつ〳〵歸りまゐりしを、東國のことおぼつかなしとて親王も又歸らせ給ふべし、顯家卿も任所に歸るべきよし仰せらる。義貞は筑紫へつかはさる。

（同十六日より合戰はじまりて、三十日終に朝敵を追ひ落す） 同年正月十六日に足利高氏が、細川定禪等を遣して園城寺を援けさせたが、義貞、顯家等が園城寺を攻めてこれを破り、進んで高師直等と戰つたが、賊兵防ぎかねて京都に退いたからして、義貞等追擊して京都に至り、高氏直義等と對陣したが、廿七日、廿八日、三十日と數日にわたりて交戰した結果、賊徒終に敗れて高氏は丹波にのがれた。

（やがて其夜還幸し給ふ） 後醍醐天皇は高氏の敗走した正月三十日の夜に京都に還幸したまひ、先づ成就護國院におはしまし、後に花山院の亭に入らせられたものと見ゆる。これは先に賊軍が内裡を焚いたからである。

（高氏等猶攝津國に有りと聞えしかば重ねて諸將をつかはす） 高氏は丹波よりうつりて攝津に居るといふ聞えがあつたか

らして、更にそれを追ひ討つ爲に諸將をつかはされた。即ち楠木正成、新田義貞等が勅命を受けてこれを討つたのであるが、二月十日の戰に再び高氏を攝津で敗つた。

（二月十三日又是を平げつ） 高氏が、正成義貞に破られて兵庫に走つたのは二月十日の事である。而して高氏の西に走つたのは、梅松論によれば二月十二日である。本書に二月十三日とあるはその高氏の西走の日をさしたのであらうが、これは本書を正しいとせねばなるまい。

（朝敵は船に乘り、西國へなむ落ちにけり） 高氏直義等は兵庫から船に乘りて九州をさして落ちて行つた。

（諸將および官軍はかつかつ歸りまゐりしを東國のことおぼつかなしとて親王も又歸らせ給ふべし、顯家卿も任所に歸るべきよし仰せらる） この年二月二十九日に延元と改元せられたが、三月十日にこの勅命が下つたのである。

（義貞は筑紫へつかはさる） これも同日の勅命である。

かくて親王元服し給ひ、直に三品に叙し、陸奧の太守に任じまします。此國の太守は始めたることなれど、たよりありとて任じ給ふ。勸賞によりて同母の御兄、四品成良のみこをこえ給ふ。顯家卿は態と賞をば申うけざりけるとぞ

（かくて親王元服し給ひ、直に三品に叙し、陸奧の太守に任じまします云々） 即ちこの日に花山院内裏で義良親王元服せられたのであるか、後にその折を思ひ出でて詠ぜられた御製が新葉集に見ゆる。

建武の比花山院を內裏になされて侍ける時御元服ありし事などおぼしめし出てよませ給うける　後村上院御製

花山の初もとゆひの春の庭わかたちまひし昔戀つゝ

（直に三品に叙し） とは親王の位階は四品までであり、順序よりいへば先づ四品に叙せらるべきであるが、それを越えて直

「播」底本「幡」に作る。他諸本による。

ちに三品に叙せられたことをいふ。「太守」とは親王が、國司の長官となられた時の官名であつて、古來親王の任國は上總、上野、常陸の三國に限られてゐたものであつたが、この時便宜によりて陸奥の太守の新例を開かれたのであつた。この品位及び任官はこの度朝敵追討の勸賞のためで、同母の御兄四品成良親王を超えられたのである。

（**顯家卿は態と賞をば申うけざりけるとぞ**）これは親房の主義として本書に述べ來た如くであるから賞をうけなかつたのであらう。

義貞朝臣は筑紫へくだりしが、播磨國に朝敵の黨類有りとてまづ是を對治すべしとて日をおくりしほどに、五月にもなりぬ。高氏等西國の凶徒を相語らひて、重ねて責めのぼる。官軍利無くして都に歸參せし程に、同廿七日に又山門に臨幸せしめ給ふ。八月に至るまで度々合戰ありしかど、官軍いとすすまず。

（**義貞朝臣は筑紫へくだりしが、播磨國に朝敵の黨類有りとて是を對治すべしとて日をおくりしほどに五月にもなりぬ**）義貞は勅命を奉じ、九州へ下向したが、播磨國に赤松則村が白旗城に兵を起して高氏に應じて義貞の西下を妨げたによつて、これを對治せうとて日を送つてゐるうちに五月になつてしまつた。「對治」は佛教の語で、もと、煩惱を斷ち破ることをいふのを轉用したものである。

（**高氏等西國の凶徒を相語らひて重ねて責めのぼる**）高氏はさきに攝津で官軍に破られ、舟にのりて九州さして落ちたが、足利氏の名だけでは非望を遂げ難い事をさとり、元弘の時の新主、今は院としてゐさせらるる光嚴院に内々に奏請して、その院宣といふを申しうけて、持明院統と大覺寺統との御位爭の體にして人心を收攬しようとしたのであるが、

その院宣をば高氏は、備後の鞆津で受けとつたのである。これからしてその院宣なるものをかざして九州に下り大兵を集めて、四月三日に博多を發し五月五日に鞆につき、つづいて京をさして責め上るといふことであつたからして、朝廷は新田義貞を召しかへして、又楠木正成等を遣はし、力をあはせてこれを防がせられた。

（官軍利無くして都に歸參せし程に） 五月二十五日に義貞正成が、高氏直義の兵を攝津湊川で逆へ討つたが衆寡敵せず、正成は戰死し、義貞は兵を率ゐて京都に退いた。

（同廿七日に又山門に臨幸せしめ給ふ） そこで、高氏はその後を追うて京に責め上る由聞えたから、五月二十七日に後醍醐天皇は又神器を奉じて比叡山に行幸あらせられ、前と同じく東坂本に行在を定められた。

（八月に至るまで度々合戰ありしかど官軍いとすゝまず） 高氏は先づ弟直義を京都に入れて比叡山を攻めさせ、己れは形勢を見て、六月十四日に入京した。これからは官軍と賊軍との間に屢交戰があつたのである。六月五日には千種忠顯が戰死し、同月三十日には官軍大擧して京都を攻めたが、名和長年がこの時に戰死し、爾來八月まで、京都附近に屢戰あつて多少の勝敗があつたが、官軍は有利に發展しなかつたのである。

仍りて都には元弘僞主の御弟に三の御子豐仁と申しけるを位につけ奉る。十月十日の比にや主上都に出でさせ給ふ。いとあさましかりしことなれど、又行末を思食す道有りしにこそ。東宮は北國に行啓あり。左衛門督實世の卿以下の人々、左中將義貞朝臣を始めてさるべき兵もあまたつかうまつりけり。主上は尊號の儀にてまし〱き。御心をやすめ奉らん爲にや、成良親王を東宮にすゑ奉る。

（仍りて都には元弘僞主の御弟に三の御子豐仁と申しけるを位につけ奉る）高氏は朝敵の名をうけては到底望みを達せられぬことを思つて、持明院、大覺寺兩統の御國爭の體にして人心を收攬しようとして、光嚴院の院宣をかざして兵を集めたのである。五月二十七日に天皇山門に行幸の際、光嚴院は病と稱して京都に止まられたが、足利高氏の沙汰として俄に六條殿に迎へ入れ奉り、六月三日高氏が八幡に入つた時に光嚴院及び御弟豐仁親王を同所に迎へ奉り、十四日に院及び親王を奉じて京都に入り、その當時暫くは光嚴院の院宣で萬事の指揮をしてゐた。しかしそれでは名分が立たぬ事であるからであらう、終に八月十五日に豐仁親王をして御踐祚あらしめ奉つた。後伏見天皇第三の皇子であつて、光嚴院の御弟である。この時に、三種の神器はすべて、後醍醐天皇の御許に有り、しかも、天皇の御意に反しての踐祚である。これは何等合法の手續といふものが無い。結局高氏が、己れの非望を逞くするのに名義がなくて不便であるから立てたのである。元弘の僞主は光嚴院をさす。

（十月十日の比にや主上都に出でさせ給ふ）その八月九月十月にわたりて官軍と賊軍との戰はやまなんだが、後醍醐天皇は京都に還幸を仰せ出され、十月十日に花山院の亭に入らせ給うた。

（いとあさましかりしことなれど、又行末を思食す道有りしにこそ）この時の還幸の事情は今日よりしては十分に分らぬ。高氏が太平記の說の如く、天皇重祚の議を申し且つ歸順したによりて還幸あらせられたとも考へられず、さりとて後醍醐天皇が、高氏の處置を是認せられたとはもとより考へられぬ事であるが、恐らくは官軍不振の結果、窮餘の策として局面を打開する爲に、高氏に乘ぜられたる如くに見せて、第二の方案をめぐらされたのであらう。本書の文面はその意をほのめかしてゐるやうに思はるる。「行末を思食す道」といふのは、その局面打開の策をさすのであらうか。

（東宮は北國に行啓あり、左衛門督實世の卿以下の人々左中將義貞朝臣を始めてさるべき兵もあまたつかうまつりけり）東宮は恒良親王である。この時にこれらの人々を北國に遣はされたのは、かの「行末を思食す道」の一端であらう。即ち、これらの人々を北國につかはして、そこの兵を糾合してやがて再興をはからうが爲の御企と思はるる。この事はかの義良親王を奉じて北畠氏が、奥州に鎭した事と同樣の御精神であつたと考へらるる。この一行は車駕の京都に向はせらるる前日、十月九日に出發して越前に向つたのである。その路次の事は太平記に敍してある。

（主上は尊號の儀にてましく〳〵き）この時の高氏の提出した條件の如何なるものであつたかは今知るを得ないが、天皇が

花山院亭に入らせらるるや、武士共これを警固し奉つて恰も幽閉せられた如くであつた事は梅松論に述べてゐる。さて高氏は、天皇に迫りて神器を新帝に讓られむことを請うた。天皇止むを得ず、これを許され十一月二日にこれを渡されたが、かねて計畫のあつた事か、それらは皆僞のものであつたといふ。それ故に本書にはこの神器授受の事には一言も及んでゐないのであらう。この時のはすべて僞器であつた事は正平六年十二月二十三日に北朝の神器を南都に收められた時の事を記した園太曆の文に明かである。しかしながら、新主の方では知りてか知らずてか、恐らくは高氏の政略上からであらうが、十二月二日に神器授受の儀をば行はれ、同日後醍醐天皇に太上天皇の尊號を上られた。

（御心をやすめ奉らん爲にや成良親王を東宮にすゑ奉る） 高氏はなほ後醍醐天皇の御心を安め奉らうといふ譯であるか、十一月十四日に成良親王を新帝の皇太子に立て奉つた。この親王は前々より高氏直義の奉じてゐた御方でもあり、かたがた立て奉つたものであらう。

同十二月に忍びて都を出でまし〳〵て河内國に正成といひしが一族等を召し具して、芳野にいらせ給ひぬ。行宮を造りてわたらせ給ふ。もとのごとく在位の儀にてぞまし〳〵ける。內侍所もうつらせ給ひ、神璽も御身に隨へ給ひけり。實に奇特の事にこそはべりしか。

（同十二月に忍びて都を出でまし〳〵て河內國に正成といひしが一族等を召し具して芳野にいらせ給ひぬ） 延元元年十二月二十一日に後醍醐天皇はしのびて花山院亭を出でまし〳〵て大和國芳野山に入りまして、そこに行在を占めてましました。如是院年代記に「帝從楠木一類潛入芳野」とある。卽ち楠木正成の遺族たる正行已下が帝を奉じて芳野に入れ奉つた事は明かである。保曆間記には「然るに顯家卿舍弟顯信朝臣伊勢の國にて義兵を擧、內々申通ずる事有て秘に先帝都を出させ給て又同十二月に三種の神器を奉具、吉野山へ入せ給ふ」とある。然れば、これには北畠氏の謀策

が大關係があるやうに思はるるが、本書にこれをいはぬ。恐らくは己が功にほこるやうにとらるるのを憚つたのであらう。

（行宮を造りてわたらせ給ふ、もとの如く在位の儀にてぞましくける云々）後醍醐天皇は太上天皇の尊號を用ゐられず、もとの如く在位の儀であらせられた事は大乘院日記目錄に「十二月廿日先帝後醍醐院吉野潛儀也、帝位如元、年號如元延元也。所詮吉野は延元々年、京都は建武三年也。一天兩帝南北京也」とあるのが、本書と同じい。この時三種の神器を安全に奉ぜられた事は疑がない。さなくば、この偏地で、皇位を稱せらるる道理がない筈である。この點を以て著者が

（實に奇特の事にこそはべりしか）と感歎してゐるのであらう。

芳野のみゆきに先立ちて義兵をおこす輩も侍りき。臨幸の後には國々にも御志ある類あまたきこえしかど、次の年も暮れぬ。又の年、戊寅の春二月鎭守大將軍顯家卿又親王を先立て申し、重ねて打のぼる。海道の國々盡く平らぎぬ。伊勢伊賀を經て大倭にいり、奈良の京になむ付きにける。それより所々の合戰あまたたび互に勝負侍りしに、同五月和泉國にてのたたかひに、時やいたらざりけむ、忠孝の道ここにきはまりぬ。苔の下にもうづもれぬものとてはただ徒に名をのみぞとごめてし。心うき世にも侍るかな。官軍猶心をはげまして男山に陣をとり、しばらく合戰

ありしかど、朝敵しのびて社壇を燒拂ひしより事ならずして引退く。北國に有りし義貞もたびたびめされしかど、登りあへず、させる事無くて空しくさへなりぬときこえしかば、云ふばかりなし。

（芳野のみゆきに先立ちて義兵をおこす輩も侍りき） 延元元年に足利高氏が、西國から攻め上つた當時からして、諸國に勤王の兵が起つて足利黨と戰つてゐたものが少くなかつた。天皇が、京都に還らせられてからも、同じく所在に義兵が起つて足利黨と戰つてゐた。それらは今一々これをあげぬ。

（臨幸の後には國々にも御志ある類あまたきこえしかど、次の年も暮れぬ） 天皇が吉野に臨幸のあつた後には、更に諸國の義兵が多く起つた。而して天下は勤王方武家方にわかれて所在に戰鬪が絶えなかつたが、形勢は大體同じでいづれにも展開せずして、延元元年はもとより延元二年も同じやうな有樣で年が暮れてしまつた。

（又の年戊寅の春二月鎭守大將軍顯家卿又親王を先立て申し、重ねて打のぼる云々） 天皇は延元元年十二月廿五日に勅書を北畠顯家に賜はり、吉野に幸し給うたことを告げ、坂東諸國を徇へて上京すべき旨を傳へ給うた。然るに陸奥にも足利黨が蜂起して、合戰度々であつて直ちに上京することを得ず、延元二年正月廿五日に勅書に奉答して東北の形勢を奏し同年八月十一日に義良親王を奉じて陸奥靈山を發し、下野から上野武藏を經て、十二月に鎌倉に入り、延元三年（戊寅）正月二日に鎌倉を立ち東海道を攻め上り、美濃國に入り、青野原に戰ひ、轉じて伊勢に入り、伊賀を經て、二月二十一日に奈良に入つたのである。

（それより所々の合戰あまたゝび互に勝負侍りしに、同五月和泉國にてのたたかひに時やいたらざりけん、忠孝の道ここにきはまりぬ） さて、それから足利黨と顯家の軍とが、度々所々で合戰したが、五月二十二日に足利の臣高師直と和泉國堺浦及び石津で戰つて顯家が討死した。この時顯家は年二十一であつた。「忠孝の道ここにきはまりぬ」とは薨去の事を述べたのであるが、萬事休矣の意がよくあらはれてゐる。忠を盡し孝を盡す道が、ここに終をつけたといふのであるが、その人の父としての悲愴の情を察すべきである。

（苔の下にもうづもれぬものとてはただ徒に名をのみぞとどめてし）　これは和泉式部がその女小式部内侍の死を悼んでよんだ歌「もろともに苔の下には朽ちずして埋れぬ名を見るぞかなしき」（金葉集に見ゆる）に基づくものであるが、それは、親が子の死を悼んだ歌で上句は己が、後に殘つてゐるといふことをいつたのであるが、ここでは己が、子に先だたれたといふ意ではなくして、ただこの歌の下の句の意を主として、身は死して名のみが殘つたといふことをいふのであらう。

（心うき世にも侍るかな）　上の「忠孝の道ここに極りぬ」と相照應して考ふるに、著者の悲痛の心をあらはしてゐるが、それにつけても、皇室興復の道が、ここに一つ失はれたといふ公の憤も深く動いてゐたと思はるる。

（官軍猶心をはげまして男山に陣をとりしばらく合戰ありしかど、朝敵しのびて社壇を燒拂ひしより事ならずして引退く）　これより前延元三年三月十三日に北畠顯家の弟顯信、男山に據り、足利の黨と對抗してゐたが、顯家戰死の後には、中將源持定と源家房、春日顯國等殘兵を集めて、男山に據つた。六月十八日に朝敵高師直、師泰等が兵を合せて攻めて來たが、よくこれを防いだ。七月五日に再び攻め來り、其夜賊軍が石清水八幡宮の社に放火してこれを焚き、なほ合戰が有つたが、十一日に終に兵糧盡きて官軍引き退いた。

（北國に有りし義貞もたび〱めされしかど登りあへず、させる事無くて空しくさへなりぬときこえしかば云ふばかりなし）　新田義貞は延元元年十月天皇京都に還御の前に北國さして行き、越前國金ヶ崎城に據つてゐたが、延元二年三月六日に金崎城陷り、皇太子恒良親王捕へられ給ひ、尊良親王自殺したまひ、一條行房、新田顯房等死し、義貞はその前に出でて杣山城に在つた。それより後所在を攻めて、合戰の絶え間がなかつた。天皇は宸筆の勅書を下して義貞を召されたが、北國にての攻戰に暇なくて、上京することを果さず、延元三年閏七月二日に斯波高經と越前藤島で戰ひて討死してしまつた。かやうにして官軍の勢力漸々に衰ふる有樣であつたによりて、著者は「云ふばかりなし」（言語道斷の意）と慨歎してゐる。

さてしもやむべきならずとて陸奥（ミチノク）のみこ又東（マタアヅマ）へむかはしめ給（タマ）ふべきさだめあり。左少將顯信朝臣（サセウシヤウアキノブノアツソン）中將（チウジヤウ）に轉（テン）じ、從三位（ジウサムミ）に叙（ジヨ）し、陸奥介（ミチノクノスケ）、鎭守將軍（チンジユシヤウグン）

「あらはさせ」底本「さ」なし梅本による。

「こえさせ」底本「こさへさせ」に作る。梅本による。

「ただよはれ侍りし」底本「タヽヨハセシ」に作る。他諸本による

を兼ねてつかはさる。東國の官軍悉く彼節度に隨ふべきよしを仰せらる。親王儲君にたたせ給ふべきむね、申しきかせ給ひ、道のほどもかたじけなかるべし、國にてはあらはさせ給へとなん申されし。異母の御兄もあまたまし〳〵き。同母の御兄も前東宮恒良親王、成良親王まし〳〵しにかくさだまり給ひぬるも天命なれば忝し。七月の末つかた伊勢にこえさせ給ひて神宮にこのよしを啓して御船のよそひし、九月の始、ともづなをとかれしに、十日比の事にや、上總の地近くより空の氣色おどろ〳〵しく海上荒くなりしかば、又伊豆の崎と云ふ方にただよはれ侍りしに、いとど浪風おびただしくなりて、あまたの船行方しらず侍りけるに、御子の御船はさはりなく、伊勢の海につかせ給ふ。顯信朝臣はもとより御船にさぶらひけり。同じ風のまぎれに、東をさして、常陸の國なる内の海に付きたる船侍りき。方々にただよひし中に此二の船同じ風にて東西に吹き

「わけける」底本「亂ケル」に作る。梅本青本による。

「ぞ」底本「コソ」に作る。他諸本による

「侍りにき」底本「に」なし。他諸本により て補ふ。

わけける、末の世には珍らかなるためしにぞ侍るべき。儲の君にさだまらせ給ひて、例なきひなの御すまひもいかがとおぼえしに、皇太神のとどめ申させ給ひけるなるべし。後に芳野へいらせまし〳〵て御目の前にて天位をつがせ給ひしかば、いとど思ひ合せられて貴くも侍る哉。又常陸はもとより心ざす方なれば御志ある輩あひはからひて義兵こはくなりぬ。奥州野州の守も次の年の春かさねて下向して各々國に付き侍りにき。

（さてしもやむべきならずとて） かやうな事情になつたとて、それでそのままにさしおくべきでなく、善後策を講ぜねばならぬとの意。

（陸奥のみこ又東へむかはしめ給ふべきさだめあり） 陸奥のみこは陸奥太守義良親王である。この親王又東國に下向せらるべき事に評定があつた。

（左少將顯信朝臣中將に轉じ、從三位に敍し陸奥介鎭守將軍を兼ねてつかはさる） 顯信は親房の第二子で、兄顯家の職を襲いだのである。この任官敍位はその月日は明白ではないが本書を據とすべきものである。

（東國の官軍悉く彼節度に隨ふべきよしを仰せらる） この勅は延元三年閏七月廿六日に下されたのである。「節度」の語義は既に（六四一頁）のべた。

（親王儲君にたたせ給ふべきむね申しきかせ給ひ） これは義良親王の皇太子にたたせ給ふべき由の勅諚があつたのを記したのであるが、本書は、その點に於いて根本の史料である。

（道のほどもかたじけなかるべし、國にてはあらはさせ給へとなん申されし） 彼の國に降ります道中にこの事を公にせら

れむことは憚ある故、姑く、これを秘密にせられ、陸奥國に降り着き給うてからこれを發表せられよといふ勅諚であつたことを示す。

(異母の御兄もあまたましく〱き、同母の御兄も前東宮恒良親王成良親王ましましに、かくさだまり給ひぬるも天命なれば忝し)　異母の御兄は尊良親王、宗良親王、護良親王、世良親王等である。(僧になられた方は除く)而して尊良親王は金崎で自殺せられ、護良親王は直義に殺され、世良親王は早世せられ、宗良親王だけがのがれ給うた。この親王の御母は新待賢門院で、御兄弟は三人ましましたが、恒良親王は成良親王と共に京都に幽閉せられてゐ給たうが、足利高氏に毒殺せられ給うた。かやうに多くの兄の親王があらせられたうちからこの親王が、かやうに東宮にさだまられた事はこれも天命であるといふ意。

(七月の末つかた伊勢にこえさせ給ひて神宮にこのよしを啓して御船のよそひし、九月の始ともづなをとかれしに)　この時には著者親房が御同行申しあげたのであるから、この記事はこれを第一の證とすべきものである。

(十日比の事にや、上總の地近くより空の氣色おどろ〱しく海上荒くなりしかば、又伊豆の崎と云ふ方にたゞよはれ侍りしに、いとど浪風おびたゞしくなりてあまたの船行方しらず侍りけるに御子の御船はさはりなく伊勢の海につかせ給ふ云々)　これも本書を第一の史料にすべきであるが、元弘日記裏書にも見ゆる。「八月十七日解纜．九月十一日於伊豆崎遇大風、數船漂沒、親王顯信卿等船歸著勢州、上野入道々忠(結城宗廣)纔此御船云々」とある。

(同じ風のまぎれに東をさして常陸の國なる內の海に付きたる船侍りき)　この船は著者親房の乘つたる船である。それ故にこれ亦これを第一の史料とすべきであるが、元弘日記裏書には上の文のつゞきに「入道一品(親房)船著常陸國訖。尊澄法親王(宗良)尊良親王第一宮著遠江國、井伊城。花園宮著御四國、牧宮同著御四國、可有御下向鎭西」とある。

(方々にたゞよひし中に此二の船同じ風にて東西に吹きわけける、末の世には珍らかなるためしにぞ侍るべき)　この事實につきて著者は一種の奇蹟と信じてゐたものであらう。その意を次にのぶる。

(儲の君にさだまらせ給ひて、例なきひなの御すまひもいかがとおぼえしに)　皇太子に定らせ給うた方が田舍に住ませ給ふといふ事は古來例もなく、又あるまじき事のやうに思はれていかゞであらうかと恐れ多く思つてゐたがといふ意。

(皇太神宮のとどめさせ給ひけるなるべし)　即ち皇太子の田舍に住ませ給ふことあるまじい事として天照皇太神の御とど

めあらせられたのであらうといふこと。新葉集神祇歌に前大僧正頼意の歌の詞書にこれに同じ意を記してゐる。曰はく「延元三年秋、後村上院かさねて陸奥國へくだらせまし〳〵けるに、いく程なく、御船伊勢國篠島（今、尾張國知多郡とす）といふ所へつきたるよしきこえしかば勅使としてまいりたりけるに、このたび大風なのめならずして、御ともなりける船どもおほくそんじけるをおなじ風のまぎれに御船ばかりはことゆへなくこの國へしもつかせ給事しかしながら太神宮の御はからひたるよし神つかさどもよろこび申ければ、やがてこのよし奏し侍ける次に」とある。

（後に芳野へいらせましまして御目の前にて天位をつがせ給ひしかば、いとど思ひ合せられて貴くも侍る哉） 下文にこの親王、翌年三月に芳野に入らせ給ふと見ゆる。而して、後醍醐天皇崩御の前に御讓位あらせられ、後醍醐天皇の御目前で天皇として卽位ましましたのである。これによりて思ふに、このやうに暴風の爲に芳野に引きかへされたのは天位をつがせ給ふべき爲であつたと、後に至りて思ひ合せられて貴く思ひ奉つたといふのである。それは延元四年三月に芳野にかへり入らせ給ひ、その年の八月に後醍醐天皇崩御の事が在つたので、若しこの時に、親王が東國に在しましたならば、後醍醐天皇大漸の時如何なる事になつたかも知られなかつたと思はれて、甚だ際どい事であつた。著者が「貴くも侍る哉」と思つたのは眞實ほつとした心持をあらはしたもので今に於いてもその意を推して共鳴しうる所である。

（又常陸はもとより心ざす方なれば御志ある輩あひはからひて義兵こはくなりぬ） 親房の船は常陸國の内の海とあるから霞浦の或る湊についたのである。烟田文書によると東條庄についたとある。ここに「常陸はもとより心ざす方なれば」とあるは親房の强がりを云つたのではなく、眞實に常陸をさして船出したのである。それはかの顯家が再び陸奥國に下向した時に、「本の兩國に常陸下野を賜ふ」といふことが保曆間記に記してある。これはこの二國が陸奥に隣りしてゐるから便宜その支配にうつされたのであらう。されば海上よりしてはこの常陸に着することが目的であつたのである。この意味を考ふれば、上に「この二つの舟同じ風にて東西に吹きわけらる」と云つた語の本義が考へらるる。かやうに本來の目的地に親房が着いたからして勤王の兵が力を得た事は當然である。これを「義兵こはくなりぬ」といつた。

（奥州野州の守も次の年の春かさねて下向して各々國に付き侍りにき） 次の年は延元四年である。奥州の守は陸奥守であるが、この時太守義良親王おはしまし、陸奥介が北畠顯信であつた。されば嚴密な意味にての陸奥守は當時任命のなかつた事であるが、太守の任ぜらるる時には介が守としての實務をとるので往々通俗的にその介を守と唱へたのであ

るが、ここも恐らくはさうであらう。さうすると顯信が、延元四年の春にその任國に下つた事と思はるるが、その事は本書以外にはその證を見ぬ。元弘日記裏書には興國元年五月十九日に「顯信卿下ニ着白河城ニ」とある。この裏書を正しとすれば、本書は誤となり、本書を正しとすれば、裏書は誤であると見らるる。然るに、結城文書に收むる親房の六月廿九日(興國元年と認めらるゝ)の書狀に去十一日將軍被向奥候ける云々」とある。これは顯信が、この日に多賀國府に向つた事を示したものであつて、その前に東國に下向してゐたことは思はざるを得ない。結城文書に見ゆる延元四年二月廿二日に親房が結城親朝に與へた書狀の中に春日中將といふ人の下向を告げてゐるが、更に三月廿日の同樣の書狀にはその春日中將が、下野に入りて諸城を陷れたる由を報告して奥州の路を開くべき事を請求してゐる。關城書考にはこの春日中將を顯時であるとしてゐるが、それは誤で、恐らくは顯信であらう。顯信を春日少將といつた事は北畠系圖にも太平記にも見ゆる。而して、顯信がこの時に中將であつた事は明かである。然らば、春日中將は顯信であつて、この年の二月に常陸に下向し下野常陸に轉戰して、翌年五月十九日にその鎭所たる白川城に入つたものであらう。然らば、本書も裏書も誤を傳へたものでないといはねばならぬ。次に野州の守は下野守の事であるが、その人は誰であつたか。結城文書に某年十一月三日に左中將道世といふ人が、結城親朝に贈つた書狀がある。それには「下野留守事云々」と見ゆるが、關城書考には、この文書についてこの人を「下野國司にていまだ下向せず吉野に在りし人と見えたり」といつてゐるが、その文書の文面でかやうに解釋するを當つてゐると見るが、その日附をば大日本史料に延元四年としてゐる。さうすると本書にこの年の春に下野守が下向したといふ文と一致せぬ。恐らくはこの書は延元三年十一月に吉野から發したので、この人と顯信と相伴つて延元四年の春に下向したのであらう。本書の著述が、延元四年の秋に成つたのであるから、すべてはその前の事でなければならぬ。

さても舊都には戊寅の年の冬改元して曆應とぞ云ひける。芳野の宮にはもとの延元の號なれば、國々も思々の號也。もろこしにはかかるためし多けれど、此國には例なし。されど四とせにもなりぬるにや。大日本島

「の」梅本白本によりて補ふ

根(ネ)はもとよりの皇都(クワウト)也(ナリ)。内侍所(ナイシドコロ)神璽(シンジ)も芳野(ヨシノ)におはしませば、いづくか都(ミヤコ)にあらざるべき。

(さても舊都には戊寅の年の冬改元して曆應とぞ云ひける) 舊都は平安城で、これは建武の年號のまゝで進んできたが、高氏の擁立した光明院が、元弘日記裏書の如く高氏の取計によりて延元三年八月二十八日に改元して曆應とせられたのである。然るに本書には冬とあるのは、著者が、反對してゐる側の事で、しかも常陸で傳聞した事であるから、かやうな誤もあつたであらう。かやうな誤はかへつて著者の立場を正しく推量さする材料となる。元弘日記裏書には「十月尊氏卿改建武五年爲曆應元年」とある。されば、この書も冬と認めて居た譯である。

(芳野の宮にはもとの延元の號なれば　國々も思々の號也) 即ち、芳野朝廷の正朔を奉ずるもの、足利氏の鼻息を窺ふものとまち〳〵になつたのである。

(もろこしにはかかるためし多けれど、此國には例なし) 支那には主權者と稱する者が、あちこちに爭ひ立つて年號がいくつも行はれたといふやうな事も度々あるが、わが國には先例のない亂國となつたのである。

(されど、四とせにもなりぬるにや) かやうな狀態を呈して甚しい混亂の世となつたが、それもはや四年になつたといふのである。

(説) これは吉野に入らせ給うてから四年になつたといふ事であらう。然すればまさに延元四年の秋に草された事となる。さてかく吉野におはしまして四年になつた事をここに述べたのは、この年に後醍醐天皇崩御の事があり、今まさにその事を叙せむとして回顧して感慨に堪へぬのであらう。それ故に筆は一轉して次の言になる。

(大日本島根はもとよりの皇都也) 大和國は神武天皇以來奈良朝までの舊き皇都のあつた土地である。されば吉野もその大和國のうちであるから皇都とするに何等の憚る所が無いといふ言を含めてゐるのであらう。

(內侍所神璽も芳野におはしませばいづくか都にあらざるべき) これは天皇が內侍所神璽を帶しておはします所ならばいづくでも都でないといふ所はないので、いづくでも都である。今天皇もおはしまして內侍所神璽も芳野におはしませば、芳野は正しい帝都である。何人がこれを否定しうべきものであるか。といふ意を語を簡にして言つたのである。

「いまに」底本なし。他諸本によりて補ふ。

「して」底本「ノ」とす。梅白二本による。

「皇」底本脱す。他諸本によりて補ふ。

さても八月の十日餘六日にや、秋霧にをかされさせ給ひて、かくれましましぬとぞきこえし。ぬるが中なる夢の世はいまにはじめぬ習とは知りながら、かずかず目の前なる心地して老の涙もかきあへば、筆の跡さへとどこほりぬ。昔仲尼は獲麟に筆をたつとあればここにてとどまりたく侍れど、神皇正統の横しまなるまじき理を申し演べて素意の末をもあらはさまほしくて、しひて注しつけ侍る也。

（さても八月の十日餘六日にや秋霧にをかされさせ給ひてかくれましましぬとぞきこえし） これは親房が天皇の崩御を常陸の軍陣内で傳へ承つた事を述べたのである。「秋霧にをかされさせ給ふ」とは八月の上旬より御病に冒され給うたことを言つたものであらう。天皇は延元四年八月十六日に吉野宮に於いて崩御あらせられたのである。

（ぬるが中なる夢の世はいまにはじめぬ習とは知りながら、かずかず目の前なる心地して老の涙もかきあへねば筆の跡さへとどこほりぬ） 娑婆世界は寢ぬる中に見る夢の如き世であることは佛敎のいひふらした事で、その事はいまさら驚くべき事ではないといひはするものの、この天皇御在世の間の種々雜多の事が、いづれも目の前にある如く思はれて追憶の念に堪へず、老の涙（時に親房四十六歳か）もとどむることが出來ぬからして、文字さへ書き得ぬ程になつたといふ意。

（昔、仲尼は獲麟に筆を絕つとあれば） 仲尼は孔子の字である。孔子が春秋を記して魯の「哀公十有四年春西狩獲麟」といふ所で筆をとどめて、あとを書かなかつた。その心もちでいへばの意。

（ここにてとどまりたく侍れど） この天皇崩御の事を記した所で記事をとめたいとは思ふけれどもの意。

（神皇正統の橫しまなるまじき理を申し演べて素意の末をもあらはさまほしくてしひて注しつけ侍る也） 神皇正統といふことは本書のはじめに述べてある。その神皇の正しい位が、橫しまであつてはならぬ道理を十分に申しのべて、自分が、もとより思つてゐることの結果の點までを明かにしたく思うて、進まぬながら心を勵まして、しひて注しつくるのでありますの意。

かねて時をもさとらしめ給ひけるにや、まへの夜より親王をば左大臣の亭へ移し奉られて三種の神器を傳へ申さる。後の號をば仰のままにて後醍醐天皇と申す。天下を治め給ふ事二十一年。五十二歲おましまし〳〵き。

（かねて時をもさとらしめ給ひけるにやまへの夜より親王をば左大臣の亭へ移し奉られて三種の神器を傳へ申さる） あらかじめ崩御になるべき時日をさとつてゐらせられたのであらう、崩御の前の夜即ち八月十五日の夜からして、左大臣近衞經忠の邸へ皇太子義良親王を迎へ奉られて、御讓位の事があり、從つて神器を傳へられたのである。

（後の號をば仰のままに後醍醐天皇と申す） 遺詔に依りて後醍醐天皇と申し上げたのである。本書にはここに明に天皇とあり、又この天皇の條の最初にも後醍醐天皇とありて、さき〳〵の某院と申し奉つたとは趣が全く違ふことを注意せねばならぬ。これを輕々しく見すごすやうでは、この天皇の卓識又親房のこれを奉承した忠誠の心を認めぬやうになるであらう。

（天下を治め給ふ事二十一年） 文保二年二月二十六日の踐祚から、この崩御まで滿二十一年をこゆること約六ケ月。その間はじめ十五年間は、鎌倉幕府の在つた時で、その後の六年間は建武中興の一年を除き他は全國が戰亂の巷と化した御世であつた。

（五十二歲おましましき） 御齡には異說はない。

「さり」底本「ナリ」とす。他諸本による。

「さだめ」底本「サメ」に作る他諸本によりて補ふ。

「なき」底本「ナク」に作る梅本による。

昔、仲哀天皇熊襲を責めさせ給ひし行宮にて神さりましましき。されど神功皇后程なく三韓を平げ、諸皇子の亂をしづめられて、胎中の天皇の御代に定りき。此君聖運ましましかば、百七十餘年、中絶えにし一統の天下をしらせ給ひて、御目の前にて日嗣をさだめさせ給ひぬ。功もなく、徳もなきぬす人世をとりて四とせあまりが程宸襟をなやまし、御世をすぐさせ給ひぬれば、御怨念の末むなしく侍りなむや。いまの御門又天照太神よりこのかたの正統を受けまし〳〵ぬれば、この御光にあらそひ奉る者やはあるべき。中々かくてしづまるべき時の運とぞ覺え侍る。

（昔、仲哀天皇熊襲を責めさせ給ひし行宮にて神さりましましき） この事は上、仲哀天皇の條に見ゆる。ここにこれを説くのは、同じく賊徒を討たうとして行宮で崩御あらせられた例と見てあげたのであらうが、下にその崩御後天下定まつた事をあげてあるのは微意があると思はるる。

（されど、神功皇后程なく三韓を平げ諸皇子の亂をしづめられて胎中の天皇の御代に定りき） 仲哀天皇は行宮で崩御になつたが、神功皇后はその後をうけて、間もなく三韓を平げ、麛坂忍熊二皇子の亂をしづめられて、胎中天皇卽ち應神天皇の御代に確定したといふのであるが、今も、亦そのやうに、御聖運が後にひらく　あらうといふ微意を示してゐる。而してこれはこの段の末の「中々かくてしづまるべき時の運とぞ覺え侍る」に照應する意があると見ゆる。

（此君聖運ましましかば、百七十餘年中絶えにし一統の天下をしらせ給ひて） この天皇の一統の天下をしらせ給うた事

はここに「聖運まし〳〵しかば」とあるが、それだけではなく、實際英明で在らせられた事は疑がない。北朝の臣下もこれは十分に認めてゐたことは中院一品記に、この天皇崩御の報を傳承して記した語に「天下之重事、言語道斷之次第也。公家之衰微不能左右。愁歎之外無他事。諸道再興偏在彼御代。賢才卓爍于往昔。衆人不可不悲者歟」と云つてゐる。

(御目の前にて日嗣をさだめさせ給ひぬ)　これはかくの如き英主が天命を受けていらせらるる。その英主が、目前に定められた天日嗣であるからして、これ卽正統の君であるといふことを强調したのである。

(功もなく德もなきぬす人)　これはいふまでもなく足利高氏をさす。

(世をとりて四とせあまりが程宸襟をなやまし、御世をすぐさせ給ひぬれば)　さやうなぬす人高氏が世の大政を私して、四年餘の間天皇の御心をなやまして御一期を終らせ給うたからといふ意。

(御怨念の末むなしく侍りなむや)　天皇の殘念に思召しなされたその御恨の結果は無いといふ事はなからうといふ意。太平記にこの御意中を記して曰はく「只生々世々の妄念とも成べきは朝敵を悉く亡して四海を泰平ならしめんと思ふ計なり。(云々)玉骨は縱南山の苔に埋るとも、魂魄は常に北闕の天を望まんと思ふ。若し命を背義を輕ぜば君も繼體の君に非ず。臣も忠烈の臣に非じと委細に綸言を殘されて左御手に法華經の五ノ卷を持せ給ひ、右御手に御劔を按じて八月十六日ノ丑ノ刻に遂に崩御なりにけり」とある。卽ちこの御怨念のはるる時が來るであらうといふ意。

(いまの御門又天照太神よりこのかたの正統を受けましましぬれば、この御光にあらそひ奉る者やあるるべき)　いまの御門は後村上天皇をさす。後村上天皇は本書に述べ來つた如くに天照太神からの正しい皇統をうけて、正しい道理によつて皇位につかせられたのであるから、この皇位の御威光に何人が爭ひ得るであらうか、さやうの事の出來る者は一人も無い筈である。

(說)　この一句が、本書最後の斷案である。卽ち天照太神の正しい皇統をうけて、皇室の正統にましまして、正しい道理に從つて三種の神器を受けましますことが、大日本國の皇位の根本である。而して後村上天皇はこの根本條件を完全に具へてゐらるるからして、神皇の正統はまさしくこの天皇に傳はつてあるといふことが、この正統記の結論である。而してこれ實にわが國體の根本である。この一句を眼目と考へずしては神皇正統記の結末は無いことになる。讀者に三思を希ふ所である。

（中々かくてしづまるべき時の運とぞ覺え侍る）「中々」は却りての意。「覺え侍る」は「思はれます」の意。かやうに唯今は亂世のやうではあるが、かへつてこれが世の治るべきやうになる時運として一時かやうのさまになつたのであらうといふ意。

（說）著者はここにかやうに前途を祝福するやうな言を述べたが、實際は何人も知る通り容易に天皇親政の時代を實現しえずして、爾來五百年の間武家專權の世を實現した。これは、上、二條院の條に「保元平治より以來天下亂れて武用さかりに王位輕くなりぬ。いまだ太平の世にかへらざるは名行の破れそめしによれる事とぞみえたる」と論じた通り、德教地に委した結果がここにかやうな世相を實現したのであつて、これを一朝一夕の政治で恢復しようとすることは不可能であつたのであらう。而して德川氏執權のはじめから文教を盛んにして、以て自己の政權を永遠に傳へようとした事が、わが國體に對する自覺を復活せしめて、その結果として天皇の親政がはじめて實現した。名教の興廢は遠く三百年五百年の末をも支配するものである。而して明治の皇政復古を指導した原動力のうちの最も著しいのはこの書である。然らば、著者のこの著は、當時に於いて直接の效は無かつたかも知れぬが、やはり、後醍醐天皇の中興の御精神をよく後世に傳へて、終にその貫徹を致したものといふべきであらう。

第九十六代第五十世の天皇、諱は義良、後醍醐天皇第八御子。御母、准三宮藤原の廉子。此君はらまれさせ給はむとて、日をいだくとなむ夢に見申させ給ひけるとぞ。さればあまたの御子の中にただなるまじき御事とぞかねてきこえさせ給ひし。元弘癸酉の年、あづまの陸奥出羽のかためにておもむかせ給ふ。甲戌の夏立親王。丙子の春、都にのぼらせまし

「させ」梅本によりて加ふ。

「天日嗣」底本「天ノ日嗣」とす。梅本青木其他による。

まして內裏にて御元服、加冠左のおとど也。卽ち三品に叙し、陸奥の太守に任ぜさせ給ふ。同戊寅の年春、又のぼらせ給ひて芳野の宮にましまししが、秋七月伊勢にこえさせ給ふ。かさねて東征ありしかど、猶伊勢に歸りまし、己卯の年三月又芳野へいらせ給ふ。秋八月中の五日ゆづりを受けて天日嗣をうけ傳へおまします。

(**第九十六代第五十世の天皇**) ここに天皇とのみあるは、當今の天皇でましますによつてのことである。後村上天皇と申すは崩御後のことである。

(**御母准三宮藤原の廉子**) 廉子は右近衛中將藤原公廉の女、太政大臣藤原公賢の養女である。後醍醐天皇の後宮に入り、皇太子恒良親王、成良親王及びこの天皇を生み奉られた。建武二年に三宮に准ぜられ、正平六年に新待賢門院の尊號を上られた。

(**此君はらまれさせ給はむとて云々**) この事は本書以外には見えぬが、本書は僞をかく筈がないから信ずべきである。

(**元弘癸酉の年あづまの陸奥出羽のかためにておもむかせ給ふ**) この事は上に述べてある通りで、元弘三年冬の事である。

(**甲戌の夏立親王**) 建武元年五月に親王の宣下があつた。

(**丙子の春都にのぼらせましまして內裏にて御元服、加冠左のおとど也**) 延元元年陸奥より上京して高氏を討ち退けられた際の事である。その三月十日に內裏で元服せられたのであるが、加冠の役は左大臣藤原公賢がこれを奉仕した。これは御母廉子の養父である。

(**卽ち三品に叙し陸奥の太守に任ぜさせ給ふ**) この事は上(六八二頁)に述べてある。而して、再び陸奥に下向あらせられたのである。

（同戊寅の年春又のぼらせ給ひて芳野の宮にましましが） これは元弘三年に顯家がまた京に上つた時の事であるが、この時顯家が奈良に着いてから所々に轉戰したが、その間、芳野の宮にましましたものと見ゆる。その事は元弘日記裏書にも見ゆる。

（秋七月伊勢にこえさせ給ふ云々） この事も上に述べてある。

（己卯の年三月又芳野へいらせ給ふ） 延元四年三月に伊勢から芳野にかへり入らせ給うたのである。

（秋八月中の五日ゆづりを受けて天日嗣をうけ傳へおまします） 延元四年八月十五日に受禪ありて、天皇の位を踐ませ給ふ。その事も上に述べてある。

丁帖

附録

北畠親房卿系譜略

村上天皇
具平親王
源師房 右大臣 賜姓
俊房 左大臣 堀河
顯房 左大臣 六條
雅實 太政大臣 久我
顯子 白河中宮 堀河國母
顯通 大納言 久我
明雲 天台座主
雅定 右大臣 中院
雅通 內大臣 久我(實顯通子)
通親 內大臣 土御門
通光 太政大臣 久我
(中院正統)
通方 大納言 土御門
雅家 權大納言 北畠
師親 權大納言
師重 權大納言
親子 護良親王母
親房
女子 護良親王妃
顯家 中納言 北畠
顯信 右大臣 土御門
顯能 右大臣 北畠
顯雄
顯子 後村上中宮
顯俊 中納言
顯泰 大納言 伊勢守
滿泰 左中將
滿雅 左中將 伊勢守
敎具 權大納言 伊勢守
政鄉 左中將 伊勢守

材親 權中納言 伊勢守
晴具 權中納言 伊勢守
具敎 權中納言 伊勢守
具房 左中將 伊勢守

北畠親房卿年譜略

大納言師重卿長男。母は入道左少將藤原隆重朝臣女なり。
祖父入道權大納言師親卿養ひて子となす。

(天皇) (年號) (月 日) (年齡)
伏見、正應六、正、廿九 生る。(准后傳) (一)
六、廿四 叙爵(從五位下)
(永仁元)(八、五、改元)
二、正、六 從五位上 (三)
五、二、廿八、正五位下 (五)
六、五、廿三 從四位下 (六)
後伏見、正安二、正、五 從四位上(新院當年給) (八)
閏七、十四 兵部權大輔 元服(准后傳)

後二條、嘉元元、　正、　廿　　左近衞少將　（十一）
　十二、十七　正四位下
　十二、卅　右近衞中將
三、　十二、卅　權左少辨（父師重權大納言を辭して申し任す。）（十三）
　（月日、准后傳による。　師重の辭任に符合する故）
德治元、　十二、廿二　左少辨　（十四）
二、　七、　廿八　家督に立つ。（父師重出家に因る。　准后傳）（十五）
　十一、　一　左少辨を辭し、彈正大弼に任ず。（賴俊朝臣、辨に加
　はる間腹立之餘云々）
花園、延慶、元、　十一、　八　從三位　（十六）
三、　三、　九　正三位　（十八）
　十二、十一　參議に任ず、彈正大弼故の如し。
四、　正、　十七　兼左近衞中將　（十九）

三、卅　　彈正大弼を止め、備前權守を兼す。

（應長元）（四、廿八改元）

七、二十　兼左兵衞督を兼し、檢非違使別當に補す。

十二、廿一　權中納言に任ず、別當、督故の如し。

二、三、十五　別當、督を止む。　（二十）

（正和元）（三、廿、改元）

八、十　從二位

四、四、十六　服暇（祖父入道權大納言師親卿薨ず、父喪に準じて籠り服解す。）（月日は尊卑分脈准后傳によ る）　（廿三）

四、十七　權中納言を止む。

五、正、五　正二位　（廿四）

後醍醐、文保二、十二、十　權中納言に還任す。　（廿六）

（此歳）　世良親王を養君として預けらる。（准后傳）　（廿七）

元應元、八、五　中納言

二、十、廿一　淳和院別當に補す。　（廿八）

元亨二、正、十三　父入道大納言師重卿の喪に遭ふ。　（三十）

（但、亡祖父の命に依り、重喪の儀に非ず、然而五旬中籠居。）

三、六　除服出仕宣下。

四、五　右衞門督に任じ、檢非違使別當に補す。

三、正、十三　權大納言に任ず、淳和院別當故の如し。　（卅一）

五、　奬學院別當に補す。

六、十五　陸奥出羽按察使を兼す。

六、　中殿詩御會、詩人卅餘輩を召す、親房卿共隨一なり。（准后傳）

十二、廿三　拜賀答陣に大納言七人を越えたり。（准后傳）

四、三、廿　八幡行幸、親房卿事を行ふ。（卅二）
大納言に任ぜられし事此年に在らむ。（公卿補任此年佚す、而して明年既に大納言としてありて任日を注せざればなり。）

（正中元）（十二、九改元）

二、正、七　內敎坊別當に補す。（卅三）

三、二、九　按察使を辭す。（息顯家を右左衞中將に申し任ず。）（卅四）

（嘉曆元）（四、廿六改元）

二、閏九、卅　法勝寺上卿。（卅五）

元德二、二　中殿歌御會、親房勅を奉じて和歌序を書く。（卅八）題は契花萬春（准后傳）

九、十五　太宰帥世良親王薨ず、親房卿之を歎いて出家せんとす。天皇其の志を感じ給ふ。（准后傳）

九、十六　從一位(准后傳。諸書、親房卿の一位に叙する年月を記せず。されど出家のまゝ叙位の事あるべからず、必ず出家前にあるべきなり。故に准后傳によりてここに掲ぐ。)

九、十七　官を辭して出家す。法名宗玄又覺空

元弘元、八、廿四　(天皇笠置に潜幸す。)　(卅九)

二、四、　(北條高時、天皇を隱岐に遷す。)　(四十)

三、五　(北條氏亡ぶ。)　(四十一)

六、五　(天皇京都に還幸、親政あり。)

十、二十　顯家を陸奥守に任じ、義良朝臣を奉じて、陸奥出羽を鎭せしむ親房共に赴いて之を輔す。

建武二、十一、　(足利尊氏叛す。)　(四十三)

十二、廿二　顯家、親王を奉じて陸奥を發して行々賊を破りて鎌倉に入り、遂に尊氏を追うて西上す。

三、正、十　（尊氏京都を侵す、天皇東坂本に幸す。）　（四十四）

正、十三　顯家、親王を奉じて行在に詣る。　親房卿行を俱にして至る。（梅松論による、准后傳は十月に親房卿上洛とす。）

正、三十　（官軍尊氏を敗り、天皇京都に還幸。）

二、十二　（尊氏、鎭西に走る。）

（延元元）（二、廿九改元）

三、十　顯家再義良親王を奉じて任國に赴く。

五、廿五　（尊氏東上し、官軍この日兵庫に拒ぎて利あらず、楠正成戰死し、新田義貞退いて京都に入る。）

五、廿七　（天皇再山門に行幸。）

時に親房卿病みて宇治に在り。（准后傳）

六、　親房卿伊勢國に赴き、次男顯信以下從ふ、愛洲矢野等を催して山門を援けんと欲す。（准后傳）

十、十　（天皇京都に還幸あり、尊氏花山院亭に幽し奉る。）
十一、二　（尊氏、天皇に逼り、神器を其の主に授けしめ奉り、強ひて太上天皇の號を上る。）
十二、廿一　（天皇神器を奉じて吉野に潛幸す。）
親房卿、伊勢光明寺をして祈禱せしむ。
二、正、一　親房卿、書を結城宗廣に與へ天皇の南狩（四十五）を告げ、且つ陸奥の事を囑す。
春　天皇親ら年中行事三巻を撰し、又親房卿に命じて延元禮節三百六十箇條を撰せしむ。（准后傳）
八、十一　（顯家、親王を奉じて陸奥靈山を發し、後鎌倉に入る。）
九、廿六　親房卿志摩の軍勢を催す。
三、正、二、（顯家、親王を奉じ、鎌倉を發し西上す。）（四十六）
二、廿一　（顯家、奈良に入る賊軍逆へ撃ち、顯家敗れて廿八

日河内に走り、義良親王吉野に入り給ふ。)

五、廿二　顯家、和泉に戰死す、年二十一。

閏、七、廿六　顯信、陸奥介鎭守府將軍に任じ、義良親王を奉じ、往きて陸奥に鎭し、親房卿をして之を輔けて行を俱にせしむ。

八、十七　義良親王、宗良親王、伊勢を發して東國に航せらる。　親房、顯信等從ふ。

九、十一　海上颶に遇ひ、義良親王、顯信は共に伊勢に還り、宗良親王は遠江に、親房卿は常陸に著く。(月日準后傳)これより後親房卿、常陸小田城に在り。

四、春　(義良親王吉野に歸り東宮に立ち給ふ。)　(四十七)

八、十五　(天皇讓位)

八、十六　(後醍醐天皇崩ず。)

後村上、

秋　神皇正統記を著す。(常陸小田城に在りて草す。)

五、　二　職原抄を著す。(同上)　(四十八)

五、　十六　親房卿、奥方の諸氏の請に依り、一重將をして己
に代りて赴かしむ。

(興國元)　(四、廿八、改元)

一、　六、　十六　(高師冬、小田城に逼る、爾後屢戰あり。)　(四十九)

十一、　十　小田城主小田治久、賊に通ず、親房關城に移る、高
師冬轉じてまた之に逼る。

四、　八、　十九　是より先、親房卿小田城に入りてより屢　(五十一)
書を結城親朝に贈り、その父兄の功勳を告げ、來
り援ふことを促ししかど、親朝依違して應ぜず、
ここに於いて終に賊に通じて叛す。

七　神皇正統記を再び修治す。(關城に在り)

十一、　十一　常陸關大寶の二城陷る。　親房卿以下伊勢に還
る。(但その月日未詳)

五、春　（この頃吉野に還るか、准后傳には准三宮の宣旨を下し和州宇陀郡を領せしむとあり。されど、この後興國七年の日本紀正平三年の願文に儀同三司（准大臣の唐名）の自署あれば、未だ准后たらざること明かなり。而して准大臣の宣ありし年月また明かならず、恐らくは准后傳、准大臣と准三宮とを混同せしならむ。然らば准大臣の宣或はこの時の事か。）　（五十二）

是歲　元元集七卷を撰す。（准后傳）

六、是歲　熱田本記一卷を撰す。（准后傳）　（五十三）

七、十一、十三　日本書紀を寫して顯能に授く。（宮內省藏本奧書）　（五十四）

（正平元）（十二、八改元）

是歲　東家祕傳、神敎祕傳各一卷を撰す。（准后傳）

二、春　天皇、親房卿に命じて古今集新注二卷を　(五十五)
撰せしむ。
三、二、廿四　(高師直、吉野を侵し行宮を燒く、天皇紀伊　(五十六)
に幸し、尋いで大和賀名生に遷幸して皇居とす。
八、廿二　願文を觀心寺に納めて興隆を祈る。
十一、十一　(花園法皇崩ず)
五、　河内國網代莊地頭を領せしめらる、十二　(五十八)
月にこれを河内教興寺に寄附す。
六、四、四　醍醐寺僧房玄、賀名生に參り、親房卿に面　(五十九)
して事書を進す。(此事書は蓋し南北講和の條件
か。)
五、十五　朝廷、足利氏進する所の事書を郤く、親房卿等の
之を非とするに依る。　和親の議止む。
十、廿四　(尊氏、義詮の降を許す。)

十一、七　(北朝の天皇及皇太弟直仁親王を廢す、延元元年より十五年にして天下一統す。)
十二、廿三　(北朝の神器を賀名生行宮に收む、親房卿この事に關る。)
(准三后宣下この前にあるべし、園太曆この時の記事に准后と記す。)
七、二、廿八　(天皇、住吉に幸す。)　(六十)
閏、二、十九　(天皇、八幡に幸す。)
二、廿四　親房卿、京都に至り、顯能に代りて京都の事を行ふ。
四、一　安藝海莊地頭職を高野山に寄附して祖考及子顯家の冥福を祈る。
五、十二　(是より先、義詮反し、八幡を攻むること急なり、此日八幡陷り、官軍退き、天皇賀名生に還幸す。)

冬　親房卿に勅し、先帝御撰の年中行事を書寫せしめ、親ら校合し給ふ。

八、六、九　(官軍京都を復す。)

九、二十一　(尊氏義詮率兵京都に入る。)

是歳　賀名生行宮千首和歌御會、親房卿亦詠進す。

九、九、十五　大和宇陀郡福西莊灌頂寺阿彌陀院に閑居して薨ず。(准后傳)(常樂記に四月十七日……於紀州賀名生圓寂と記す。然れども、此書尊氏の母の死を二月も先だちて記せる如き、杜撰往々あれば、必ずしも信ずべからず、ここにも賀名生を紀州とせる杜撰あり。)

右年譜、北畠准后傳に據る所少からず。この書、その時代を明かにせねど、室町時代の著なるべく、中に親房の日記などを材料とせるあり、悉く信ずべ

からずと雖も、全然無稽のものにあらず。この書傳本稀なりといふ、余が藏するものは故男爵北畠治房氏の特に手づから寫して余に與へられしものにして、その原本は田中勘兵衛氏の藏書といふ。その福西莊灌頂寺にて薨ずといふ傳の如きは無稽の話にあらざらむ。この寺と親房卿との關係は瑚璉集の奥書にても推知しうべし。又卿の著書に就いて僞書説行はるれども、確證なき限り、漫然否定するは學者の道に非ず。故に、今これを收錄して後の研究に待つ。

昭和七年四月十二日

山田孝雄

神皇正統諸本解説略

今ここに述ぶる所は、本述義著述の際に實査せしものを主としたるものにして、余の實見せざるものは、ただそを略述し、且つその由を明言しおけり。

第一　白山本

一　白山比咩神社藏本（國寶）　四冊　（完本）

美濃判袋綴にして、竪八寸八分横約六寸。　墨書片假名交りにして宣命書に似たる所少からず。　一頁八行に書く。

第一冊は表紙に（これらの表紙は後に加へしならむ）

　神皇正統記一

と記し、内題なし。　紙數三十六枚。　神代にて終る。　第二冊は表紙に

　神皇正統記二

とあり、次の紙に

神皇正統記皇世第一

と記し、その紙の末行に

神皇正統記二

と記し、次の紙より本文を書く。本文は四十五枚、文武天皇にて終る。第三册は表紙に

神皇正統記三

とあるのみにして、次の紙より直ちに本文を書く。本文は四十四枚、堀河天皇にて終る。第四册は表紙に

神皇正統記四

とありて、本文は直ちに書きつゞく。五十七枚ありて、鳥羽天皇よりはじむ。かくて第五十枚裏四行にて後村上天皇の條を終へ、次の行より、次の文を書く。

此記者去延元四年秋爲示或童蒙所馳老筆ヲ也旅宿之間不審。一巻之文書纔ニ尋最略皇代記任彼篇目粗勅子細畢　其後不能再見已ニ及五稔不圖有展轉書寫之輩云々驚而披見之處錯亂多端癸未秋七月聊加修治以此可爲本以前披見(覽)之人莫嘲哢聞(耳)

この文は德富氏應永本、梅小路本、清家本の巻首、藤田氏青蓮院本の巻末にあると同じ文にして、一二字の異同あるに止まるものなり。かくて、この文よりかきつづけにして次の文あり。

右本兩帖者北畠源准后(法名宗玄)御筆也延文元年之比大和國信貴山居住之時以彼家僕瀧口左衞門尉基

邦之本令寫畢

とあり。この延文元年は北朝の年號にして著者親房卿の薨ぜし正平九年より二年の後(正平十一年)なるが、正統記寫傳の奥書としては現今知られたる中に於いて最も古きものなり。加之北朝側の人の早くもこれを書寫し傳へたることは本書の歴史上の位置を考ふるものにとりては重要なる事實たり。

本書にはなほこの次に行を改めて、

第九十六代光嚴院云々(三行)

第九十七代後醍醐還着云々(二行)

第九十八代光明院云々(二行)

第九十九代祟光院云々(三行)

第百代後光嚴院云々(三行)

第百一代後圓融院云々(三行)

第百二代後小松院云々(三行)

第百三代稱光院云々(三行)

の記事ありて終る。この增補の部は續神皇正統記の源をなせるものと認めらる。

本書は上述の如く四冊に分ちたれど、その內部には卷を分つことと九なるが、その分ち方は何によるものか詳ならざるのみならず、その境目の不明瞭なるものあり。

本書には處々に奥書の如きもの又樂書に似たる記入あり。その文を見れば頗る無稽の語を弄するものあり。今憚る所あれば、一々これをのせず。ただその書寫の年代を知らむ料として數個をあぐべし。第一册の末の文には二行の文ありて、

永享十年初夏書寫之

同校了

とあれど、それの筆者の名なし。第二册の末にも

永享十年孟夏天書寫之

同校合了

と記し、第四册の末には

享祿十年五月　桜原親王御子孫

白山神主

と記せり。この桜原親王とあるは第四册の將門亂の邊の記入に

葛原新王十五代後胤

上道氏

とあるを以て見れば、葛原親王の末なる上道氏といふが白山神主たりしものありて、その某が、永享十年に書寫せしことと考へらる。本書には、この外に又第一册の末に、上の奥書の次に、

享祿二年三月廿五日行年五十九歳
白山西神主上道氏榮

の識語ありて、これを抹消せり。而してこの筆蹟を以て本文に比するに異筆とすべからざるに似たり。恐らくはこれ永祿の傳寫本にあらざるか。なほこの外第三冊の內部の「神皇正統記六」と記せる次に

寛政六甲寅年五月下旬受之
上道相傳東建氏

と記せり。これは本書の傳來を語るものならむ。卷末に嘉永元年七月廿三日の森田良見の跋文三枚を加へて、その傳來を考證せり。本書には本文に假名をつけたれど、杜撰多し。而して全體にわたりて誤脫頗る多く、學術上の價値多からず。ことに花園院の條に

第四十九代花園院……五十一歳ヲマシ〱キ

と書ける如きは決して原本のまゝにあらずして、正平三年花園院崩御の後の改竄なること著しきものなり。されどその延文の奥書は本書の爲に重要なる史料たりといふべし。

第二 應永本

一 德富氏藏應永本　二册（完本）
美濃判袋綴、上、六十五枚、下、五十八枚

一面十一行、漢字片假名交りにて書く。

各冊、卷末表紙内面に「登壽院藏」とよまるゝ朱長方印を捺す。

上冊は第一枚に「神武天皇」乃至「陽成天皇」の御名を記す。蓋し目次ならむ。第二枚に

一本奥ニ有之

此記者去延元四年秋爲レ示二或童蒙一所レ馳二老筆一也。旅宿之間不レ蓄二一卷之文書一纔尋二得最略之皇代記一任二彼篇目一粗勒二子細一畢。其後不レ能二再見一已及二五稔一不レ圖有二展轉書寫之輩一云々驚而披見之處錯亂多端。癸未秋七月聊加二修治一以レ此可レ爲レ本。以前披覽之人莫二嘲哢一可耳

自天祖至地神五代爲甲帖

自神武至淳和爲乙帖

自仁明至安德爲丙帖

自後鳥羽至當―爲丁帖

の文をその表面に書き、第三紙より本文を記す。そのはじめは第一行に

神皇正統記一甲帖

とあり、次行より本文となる。

上冊本文はその目錄の如く陽成天皇の記事を以て終れるが、それは第六十四枚の表第二行にて終り、その次一行空白にしてその次に

　日本紀八仲哀云々(四行)

　又云筑紫、伊都縣主祖云々(六行)

　　愚案云々(二行)

　伊勢御祭 九月十六日外宮 同十七日内宮 熱田大神事 二月午日 十一月卯日

の文を載せ、次二行空白にして、その次に

　日本紀云々

　續日本紀云々

　日本後紀云々

の文を記し、最後の一行には四行にわたりて

　續日本後紀云々

　文德實錄云々

　三代實錄云々

　外記番記云々

の文を記し、以下空白なり。その裏に貼紙ありて、それに

「勞ヲツミテ」云々より「常ノ官位上ルニ」までの下卷の末つ方にある文を記せり。

下冊第一枚には上冊の如く、目次として「光孝天皇」乃至「後村上天皇」の御名を記す。第二枚に

神皇實錄云々（三行）

神皇系圖云々（三行）

天口事書云々（三行）

の文ありて、以下空白なり。第三紙の第一行には「神皇正統記」とのみありて、第二行より本文をかく。その次第は目次に一致す。本文は第五十五枚表第九行にて終り、以下空白なり。第五十六枚には「關白始事」とかきはじめ、その文は第五十八枚表第二行までつづく。その裏に

應永四年丁丑十二月上旬書之。此本少年之時書

寫僻字落字等可在之。此記者北畠大納言親房

卿於南方書進　後村上院云々深秘于函內輙勿出

四旬老士實位

の奥書あり。本書には往々誤寫ありて、これを朱にて訂せると墨にて訂せるとあり、又藍にて訂せるあり。朱にて訂せるには、ただ訂せるものと「イ」と注せるとあり。

この書、下冊第四十二枚の表第七行より第四十八枚裏第一行までの間錯簡たり。その復舊せるさまを

記せば次の如し。

自四十七枚裏十一行「勞ヲ積テソ理運ノ……（約十二行）
至四十八枚裏一行 ……位ノ外ニ」

自四十七枚表八行「動位ト云シナヲ ………（約十四行）
至四十七枚裏十一行…………ニハ義朝左馬」

自四十六枚裏五行「頭ニ轉シ淸盛………………（約十五行）
至四十七枚表八行 ………檢非違使ニテヤ」

自四十六枚表二行「範賴カ參川守 ……………（約十四行）
至同裏五行 ……諸社ニ……箭ニモ其日」

自四十五枚表十一行「イケル箭ニモ…………（約十四行）
至四十六枚表二行 …………才用ヒトシケ」

自四十四枚裏七行「レハ勞效アルヲ…………（約十四行）
至四十五枚表十行 ……上古ニ及難キ事ヲ恨」

自四十四枚表四行「ヤカラモアレト…………（約十五行）
至同裏七行 ……大上中下ノ四ノ功ヲ立テ」

自四十三枚裏一行「田ヲアカチ給キ………

至四十四枚表四行　…………此費ヲキカセ」　（約十四行）
自四十二枚裏十行「給テ記錄所ヲ…………
至四十三枚裏一行　…………モ競申ケリ」　（約十三行）
自四十二枚表七行「トソ納マラムトテ……
至同裏十行　…………コトワサニハ」　（約十四行）
自四十八枚裏一行「一タヒ軍ニカケ…………

今これを以て考ふるに、その錯簡は十箇にわかれ、それが後より次第に逆に連絡する所を以て見れば、これはその原本胡蝶裝の本なりしならむが、そのうちの五紙一折（木口十枚）をば逆に折り違ひて綴ぢたるものをば、復寫の際に、そのまゝ書き延べたるが爲にかゝる姿を呈せしものと考へらる。ここにこの應永本の原本は胡蝶裝のものなりしこと疑なき事となる。

二　池田龜鑑氏藏青蓮院本　三冊（殘闕）

美濃判斐紙袋綴丁子引紙表紙。外包の疊紙あり。それに

青蓮院尊純法親王奥書

神皇正統記　三冊

と記す。然れども、然見ゆる奥書は無し。或はこの本の原本にありしものか。

本文は行草體漢字平假名交りにて書く。

上卷には

神皇正統記自神武至尓（ここに稱德の二字あるべきなれど、字形頗缺く）

の外題簽ありて、その下に「上」の文字を記せり。この題簽は本文の同筆と見ゆ。禮紙一枚、次に目次一枚。この目次の表に「青蓮王府」の朱方印あり。本文は初行より

人皇第一代云々

と書きて內題なし。目次にある通り稱德天皇の條にて終る。本文終りて後附錄として

日本紀曰云々（これ德富應永本の附錄十二行の文に略同じ）

の文一枚。

當帖篇目條々事

と題する文二枚ありて次に禮紙一枚あり。その附錄第一枚の餘白に、德富本附錄の

伊（イ本）勢御祭云々より

「外記番記光孝以後」まで

の文を記し、「イ本」と肩書せり。又末の禮紙に

イ本神皇實錄曰云々

の記入あり。末に朱にて「一校了」と記す。又「源隨印」の朱方印を捺す。

中卷も體裁略同樣にして、これには外題に「自光仁至安德」と記し、本文これに一致す。目錄の紙に靑蓮王府の朱印あり。末には

當帖篇目條々事

と題して記せるもの二枚あり。禮紙一枚、その表の端に近く

寬永第七臘十有七校合了

の朱書及び「源隨印」の朱印あり。

下卷も略同樣にして後鳥羽天皇の記より後村上天皇の記に至る。はじめに禮紙一枚、目錄一枚あることと上に同じ。但し、この目錄には印なし。本文第一枚の表に「靑蓮王府」の朱印あり。本文の後に

當帖篇目條々事

と題しての記入一枚、次に奧書を記せるもの一枚。これには表面に、德富氏應永本の上冊第二枚にある

此記者……………莫嘲呀耳

の文を記す。これは「最略之皇代記」「書寫之輩」の「之」字なきと「披覽之人」の「覽」字が「見」字になれると、末の「耳」の字が正しく書かれたるとの異あり。次にその裏面に德富本の下冊の末にある奧書と同じ文を載せ、それに「本云」と肩書せり。その文は略同じけれど、これには末を

勿出閫外

と記せり。蓋しこの「閫外」は「閫外」の訛寫にして、德富本は書寫の際に、これを脫し、この本はこれを誤れる

ものならむ。この次に禮紙ありて、これには表の初に

或本イ

押帋云親房卿制作伊勢國司先祖也神風和氣同作

本云清外記以本朱點校合等畢後伏見院以後不見又甲一帖神代之儀今度寫之加之也

慶長十二年七月九日

と記し、このうち「或本イ」と「本云清外記云々」以下とは朱なり。又表の端に稍近く

寛永七年臘月十有一校合了

と記し、前の奥書の下に近く「源隨印」の朱印あり。これによれば本書は後にいふ清家本を以て寛永七年に校合せしものたること明かなり。本書は上の如く神代卷を缺けるものなり。慶長の奥書にこれを寫し加へたる由に見ゆれど、今存せず。本文には朱にての校合と墨字にての校合とあり。朱にてのものは慶長の時の清家本との校合ならむ。本文はこの校合の外に誤字脱行ある點まゝあり。

この本は正統記研究史上名高き本にして、明治時代に出でし正統記の善本と目せられしものすべて本書を准據とせり。されど、そはいづれも秘閣に存する寫本よりの傳寫によれるものなり。しかもそれらの寫本は決して善本とたたへつべきものにあらずして吾人をして、失望せしむること久しかりしが、偶池田龜鑑氏の藏にその原本の存するを知りて、はじめて、こゝに青蓮院本の正しきものを見得たり。

この本は德富氏本と略一致するものなるが、德富本の如き錯簡の存せざるを見れば、その源とする本は、

同一にあらずして、應永以後各別の傳本ありて各それらより傳寫せしものの如し。

附

三　彰考館藏應永本　四册　(完本、未見)

袋綴　漢字片假名交りにかく。

第一册　神代より允恭天皇まで

第二册　安康天皇より陽成天皇まで

第三册　光孝天皇より四條院まで

第四册　後嵯峨院より後村上天皇まで

二種の奥書は靑蓮院本に同じ。而して後醍醐天皇の條の錯簡は德富本に一致す。なほこの本には六藏寺本を以て校合せし朱の記入あり。

(右文學士永井行藏氏報を略取す。)

四　平松家本神皇正統記(京都帝國大學圖書館寄託)　二册　(完本)

德富本に略一致し、後醍醐天皇の條の錯簡も一致す。(永井行藏氏報告)

第三　梅小路本

一　德富氏藏梅小路本　三册　(完本)

本書は卷頭上部に「梅小路府」の方形朱印及び、下部に「定福」の白字朱印あるによりて名とす。

大美濃判紙袋綴。外題なし。本文一頁十二行、漢字片假名交に記す。

上卷には先、禮紙一枚、次に德富氏應永本の第二枚にある

此記者……

自後鳥羽至當一爲丁帖

と記せるもの一枚あり。これには明かにその文の末を「莫嘲耶可」と記せり。本文は初行より書きはじめ、その初行の上旁に

神皇正統記 イイ甲帖 (朱)

と小く書けり。宣化天皇の條にて終り、別に一枚の紙を加へて、

諸神秘抄之事

熊野神靈驗新ニ坐ス……

の文を記す。

中卷は禮紙一枚、本文四十枚。欽明天皇にはじまり、堀河院に終る。下卷は本文四十枚、鳥羽院よりはじまる。終に禮紙二枚、その初の禮紙表に次の奧書あり。

官本云
本云

此記上中下三卷北畠大納言入道 親房卿建武三年叡山臨幸時於行宮叙一位出家之後云々其後於南朝芳野殿蒙准三宮宣旨云々 於南山述作之

この本には墨のかなつけあり。朱の校合あり。誤寫と思しきもののまま見ゆ。

本書下卷の禮紙に德富蘇峯氏が昭和三年一月二十日御進講の際にこの書を用ゐし旨の識語あり

二　猪熊氏藏聖護院舊藏本　三冊（完本、未見）

この本は內容及びその體裁すべて梅小路本に同じものなれど、書込みなく、書寫は室町時代の中期頃ならんといはる。「聖護院藏書記」の文字ある圓形朱印あるによりてその舊藏者を知るべし。この本には別に「樟陰山房」の朱方形印あり。卷末の奧書には

本云

の肩書のみありて、「官本云」の肩書なし。これを梅小路本に比するに時代の上よりしてもこの奧書の上よりしても梅小路本の原本にあらずやと疑はる。（永井行藏氏報告）

三　なほこの外に同じ系統の本新しきものとして京都伏見稻荷神社に委託せられたる森本本（袋綴四冊）ありとこれも永井氏の報告にあり。

四　宮內省御藏神宮八神主舊藏本　五冊（完本）

これは伊勢神宮八神主の藏せしものを宮內省に獻ぜしものといふ。

卷五の末に

此一二之卷足代草春寄附也北畠准后御筆下三札後に書加　度會朝臣朝貞書

とありて、一二の二冊は「北畠准后親筆」といふ一樂軒の極札ありといふ。その一卷は神代にして二卷は齊明天皇に至るといふ。

その巻頭に應永本などの巻頭にある文あり、それ即ち著者の自筆の序文なりといふ。これは佐伯三木兩氏の標注神皇正統記の巻頭に模刻を載す。北畠治房氏はこれ親房の筆に非ずと斷ぜり。恐らくは然らむ。

本書は未見の書なれど、故井上頼圀氏が、群書類從本にその異同を注記しおかれしもの無窮會に藏す。今その校合によりて推考するに、この書は群書類從本白山本の系統にあらずして、應永本梅小路本の系統に屬し、特に梅小路本に最も近きものと思はる。この故に姑くここに附説す。

第四　清家本

一　村岡典嗣氏藏清家本　壹冊（殘闕）

美濃紙袋綴。中味八十八枚。澁紙表紙。

外題に

（慶長二年十月寫）朱書

神皇正統記　全

とあり。第一枚に應永本白山本梅小路本の首書と同じ文を載す。但そのうちの「癸未」の文字を「矣未」に作れり。

一頁十三行漢字片假名交りに書けり。但雄略天皇の邊には平假名をも用ゐる。さて第一枚初行に

神皇正統記一甲帖

と記し、第二行より本文を書きつづく。處々假名付あり。又朱にて旁に書き入れたる部分あり、墨にての異本の校合あり。第十八枚裏にて神代を終る。その第十二行に

甲帖終

と記し、「諸神秘抄之事」と題し、次一枚半にわたり、梅小路本第一冊の末の文と同じ文を載す。その次半枚空白。第二十枚初行に

神皇正統記二乙帖

と記し、第二行より神武天皇の條を記す。孝安天皇の條中注文「說文云々」の末「若取此義歟」の次に

快賢ム云从大从弓者夷此文字之叓窮之了見者僻案也

とあり。この快賢といふ人は本書の傳來に關係ある人ならむ。第五十四枚裏第六行にて淳和天皇の條を終ふ。その六行と七行(仁明天皇の條)との間の上欄に

丙帖

と記せり。それより三枚(第五十七枚)裏五行にて陽成天皇の條を終へ、以下空白。次の一紙に應永本第一冊の末にあると同じ文を記す。この次に白紙一枚ありて半面空白なり。これを以て推すに、以上は應永本上冊に大體一致するものなり。

かくて上の白紙の裏面に

神皇實錄云々

の文あり。これは應永本下册第二紙なると同じ。第六十枚第一行に

神皇正統記

とのみありて、「三」とも「丙」ともなく、次行より光孝天皇の條をかきはじむ。この點も應永本に似たり。第七十七枚裏五行にて安德天皇の條を終へ、六行より後鳥羽天皇の條にうつる。その五行六行の間の上欄に

丁帖

と記入せり。第八十七枚裏第九行は

第九十二代後伏見院諱ハ胤仁伏見第一ノ子御母(以下五六字分空白)

と書きさしてその下は書かず。(この紙、以下四行分空白)これ卽ち本書を殘闕と目する所以なり。最終の紙の第一行に

押帋ニ云親房卿制作伊勢國司先祖也神風和氣同作

と記し、その裏の第一行より

右一册〔青松軒 墨ケシ〕之御本於神護寺令書寫畢

慶長二年十月　日　少內記賢好

と記せり。その墨消の下を透し見れば「國賢朝臣」とよまる。これは蓋し淸原國賢をさせるならむ。國賢は慶長十二年十一月廿七日從三位に叙し、廿八日に薙髮の爲高尾に登山する由慶長日件錄にみえ、慶

長十九年十二月十八日に歿す。時に年七十一歲。この筆者少內記賢好といふ人は系統未だ精査せねど、國賢の一族なるべし。本書を書寫せし慶長二年の頃は國賢は五十四歲にして從四位上たり。この時にその藏書を高尾山神護寺に於いて書寫せしとは如何なる事情によるか。國賢が薙髮の際に高尾山に登りしを見れば、この寺と國賢とは特別の由緒ありしこと推察せらるべきが、それの最も著しく見ゆるは國賢の弟眞海が、高尾山法身院權僧正としてそこに住せしことなり。或はこの書の原本がその眞海の許に保管せられてありし時に書寫せしにあらざるか。

この本に、後伏見院のはじめを記して以下を記さざるは如何なる理由なるか、今にしてこれを知るを得ざる次第なれど、これにつき考へらるべき事情は二あるべし。一は以下が原本に缺けてなかりしか、一は以下が、錯亂ありて、書きつづくるに堪へざりしか、この兩者の一を出でざるべし。若し、その錯亂の爲とあらば、これはその原本が、德富氏應永本の如き錯亂ありし爲なるべきか。しかも德富氏本の錯亂は後醍醐天皇の條の中頃よりなれば、その錯亂によりて、この邊より書寫を中止すべき理由なし。然るに德富氏應永本は、恰もこの邊の處より筆蹟を異にして、他の本を以て補ひしかの疑あり。かたがたかの本とこの本とは或る種の深き關係ある本なりといふことを知らる。

本書の奧書は又池田氏靑蓮院本とも關係深きものなり。彼の本の奧書にある

押帋[或本イ]云云々

は本書の「押帋云云々」の同じ文なり。而してその次の「本云淸外記以本云々後伏見院以後不見云々」とあ

る慶長十二年七月九日の奥書に見ゆる淸外記の本といふものは、本書若くはその原本たる靑松軒本をさせること明かなり。而して、本書を以て、靑蓮院本の朱字の校合に照すに、多少齟齬する所あれど、大體一致するなり。卽ちその齟齬は校合の粗漏より生じたるものと推せらる。

本書と同じ性質の本は從來花山院本と稱せられたれど、本書が最も基礎的のものなれば、今淸家本の名を以てよぶこととせり。

二　靜嘉堂文庫藏淸家本　壹册（殘闕）

美濃紙袋綴

この本、大體一の村岡氏藏本におなじ。ただ、最後の奥書は

押帋ニ云親房卿制作伊勢國司先祖也神風和氣同作

とあるのみにして他になきことのみなり。この書には卷首に「高崎文庫」の印あり、末に「瑞乾家藏」の印あり。書寫は村岡本より下らず、或はやゝ古からむか。

三　無窮會藏花山院本　壹册（殘闕）

美濃紙袋綴

この本、大體村岡氏本におなじ。

この本には次の奥書あり。

右册者以花山院殿之本於城都令書寫畢但後伏見以下者以異本可寫者也一校合畢

慶安元年三月吉辰　加茂清雄(花押)

卽ち、その慶安の書寫本なり。原本たる花山院家の本今ありや無しや。その原書の如何を知らず。この故に、今、同系統の本をその來歷の明かなる本によりて淸家本と稱し改めたり。內容に於いては三本同一といひても差支なき程度のものなり。

この本井上頼圀氏の舊藏にして世に名高き本なるが、今無窮會に藏せり。

四　久原文庫本　二冊　(完本)

五　刈谷文庫本　一冊　(完本)

この二種は未見。永井行藏氏の報告によりこの種なるを知る。

第五　小槻本

一　帝國圖書館藏小槻本　四冊　(完本)

この本は末に續神皇正統記を併載す。

第一第二冊は二卷本の上卷に當り、第三第四冊は下卷に當る。第四冊の後村上院にて終り、次に

神皇正統記終

と記し、次に

古語拾遺記云第七伊弉諾陽神云々

の文ありて、末に「詳在師錬師釋書」と記し、次に

神皇實錄曰云々
神皇系圖曰云々
天口事書曰云々

の文あり。これらは前述の諸本のにおなじ。次に

第九十六代光嚴院云々

の文より

第百代後花園院云々

の條までを書き、末に

當今

神皇正統記至
後醍醐院令錄之全部也
光嚴院以來繼嗣奉加載之爲老後之忘氣也
匪敢吾續集矣　小槻宿禰判
右慶長壬子夷則下澣以仙洞御本令謄寫者也
中大夫　清原朝臣

と標記せり。これらの部分は卽ち續神皇正統記の文なりとす。かくて最後の奥書は

とありて慶長書寫の實物と考へらる。慶長壬子は十七年にして中大夫は從四位下なり。而してこの時清原氏にして從四位下たる(秀賢この年正月に叙す)ものは秀賢なれば、この人の書寫と認めらるべきものなり。

この本の小槻宿禰の奧書は本書と續神皇正統記とにわたりたるものにして、その原本たる仙洞本の奧書なり。これによりて考ふれば、この本の原本は既に小槻家に傳へしなり。續神皇正統記は後土御門天皇の御宇に著したること著しく、その著者は三條西實隆公記には小槻宿禰晴富作とせり。今本書を見るに、原本以外の文の記入と覺しきもの少からず。たとへば各天皇の記事の末に往々「或本云」と題して帝皇退位御出家崩御等の年月、山陵の所在等を注するが如し。而して文章も稍亂れて確證とはしがたく見ゆ。

本書は又後嵯峨院の條よりして世數をかぞふることを除き、まま「亦曰云々」として天皇の名の下に世數を加へたり。これを摘出すれば次の如し。

第八十七後嵯峨院(第四十六世を除く)
第八十九龜山院亦曰第四十七世
第九十代後宇多院亦曰第四十八世
第九十五代後醍醐天皇亦曰第四十九世
第九十六代後村上院天皇

即ち、これは南朝の正統なる由を著者が世の次第にて示さむとせるを北朝の正統をいはむとて、試に除きしが、さりとて除きも了せずして「亦曰云々」として加へしものにして、本書が、著者の原本のままのものにあらざること火を睹るよりも瞭かなり。なほこの外に

第九十四代の天皇

とあるを

第九十四代荻原院

とし、

第九十六代第十五世の天皇

とあるを

第九十六代後村上院天皇

とせるなどは、いづれも後人のさかしらなり。本書の正しからぬことは其の他の點にも少からず存す。然れどもなほ古體を存し、群書類從本の如き甚しき杜撰はなきものなれば、參考とする價値あり、

二　故北畠治房氏藏中原本　二冊（完本）

美濃判袋綴。

外題は各

「北畠一畝乾」「北畝一畝坤」

と記し、禮紙に一畝と記す。卷首に〈納忠〉の印と「中原」の文字ある欵防あり。卷末に[納忠][職忠]の印あり。即ちこれもと中原職忠の所藏たりしこと知らる。職忠は萬治三年に八十一歳にて歿したる人なるが、この本の書寫の時代はそれよりも古く、慶長以前かと思はる。

この本は文章を省略せる所少からず。村上天皇の條中の「皇孫にはあまたあり」より「愼み思ひ給ふべき事也」までの文、冷泉院の條の末の尊號論の文章、後三條院の條の天皇の賢明にまします事、鳥羽院の條の大部分、後白河院の條の大内の事等、土御門院の條の「太弟にゆづりて」より「玉石ともにこがれて」まで、後堀河院の條の異例の院政の事、後嵯峨院の條の御生立の事、政道論の部分、末の院政の記事、後宇多院の條の帝皇の學問の論、伏見院の條の記事の大部分、後醍醐天皇の條の政道論の後半「人をえらびもちゐられし日、云々」より「有かたきならひなりけんかし」まで臣道論の末の「又直實といひけるものに云々」より「都の中はえ〳〵しくこそはべりけれ」までを脫せり。これらは決して原本に無かりしものにあらずして、この本に省略せしものなることは疑ふべからず。

この本は應永本以下の諸本に似たる點少からねど、帝國圖書館藏の小槻本に最も近きものと認めらる。その宣化天皇の條を終へたる後に應永本の卷首にある文をば、

寫本云此記者云々

と記しはじめて載す。然らばその本はここを以てある卷の末とせるものにして、梅小路本のここを以て卷上の末とせるに一致す。この本が小槻本の一類なる事はかの後嵯峨院以下の世數を除きたる點

なり。而して少しく異なるは

第九十六代後村上院天皇 亦曰第五十世

とある點のみなり。且つ又「第九十四代荻原院」「第九十六代後村上院天皇」とある點も一致せり。なほその他の仔細の點に於いても二本一致せる點にして上述の他の諸本になきもの少からず。この故に、この本は小槻本の一類と認むべきものなり。

三　朝事片玉所收大慈峰本　二冊　（完本）

これは帝國圖書藏朝事片玉と題する叢書中に收むるものにして上下二卷の本なり。上卷卷頭に序文あり、これは應永本等にあるもの、二三の異同あれど同文なるが、それには

神皇正統記序

と題せり。奥書には

延德貳庚戌夏五廿有三於防州大慈峰書之

此本上卷之端五六枚定林寺昏湖西堂之墨跡也其餘當國之僧侶書之以證本再三令校合而已

延德二年季冬日

とあるなれど、その書寫は寛文頃のものなり。

この本は北畠家中原本と甚しく似たるものなれば、その系統に屬すべきものなり。

下卷の終りに「父母」「兄弟」等の文字凡二十一語を記してよみ方をつけたり。

四　故大澤清臣氏藏本　（未見）

この本實見せざれど、佐伯三木兩氏の標注神皇正統記の例言に

大澤清臣氏の所藏に係る古寫本なり。奥書なし。故に其年代を詳にする事能はざれども頗る善本なり。

といへり。故男爵北畠治房氏曰はく「大澤本正統記は壬生官務の本にして同氏藏本に似たり」と。これによりて思ふに、北畠家の中原本に似たるものならば、小槻本の系統に屬すべき筈なり、而して壬生官務家は卽ち、小槻氏なれば、かの續神皇正統記の著者の家に傳へたる本なること明かなれば、この類に入るべきものなり。

第六　群書類從本

一　群書類從本　參册　（完本）

この本は塙保己一編の群書類從卷第廿九に收めたるものにして世の熟知せる所なれば、ただ必要の點のみを說く。

この本に注意すべきは、その奥書なり。曰はく

明德五年甲戌三月十二日於坂本田中宿所書寫畢點校了輙不可流布之敢不可處聊爾者也

法橋春全蔄四八判

大永八季戊子六月廿三日書之惠潤廿三歲

とありて、その末に

右神皇正統記以常陸國六段田六地藏寺本書寫校合

とあれば、この群書類從本はその六地藏寺本を刻せしものと見らるるなり。然るにその六地藏寺本の原本は今存否を知らずといへば、本書が六地藏寺本のそのまゝなりや否やを詳かにすること困難なり。この本如何なる理由を以て群書類從に收めしか明かならずといへども、蓋し善本と認めしが爲なるべし。然れども、本書には杜撰なる事少からず。その最も甚しきは後深草院を

第八十八代第四十七世後深草院

と記し、龜山院の第四十七世を削りて、單に

第八十九代龜山院

と記せることとなり。若しこれを追ひて行かば、後宇多院の「第四十八世」後醍醐天皇の「第四十九世」及び、第九十六代の天皇の「第五十世」の文字を削り、伏見、後伏見の御世數を記すべきに、かゝる事をもせず。然らば、何の爲に龜山院の世數を削り、後深草院の上にのみ世數を加へたるか殆どその理由を知るに苦むものなり。これ恐らくは、小槻本と精神同じくして方法反對に出で、北朝の正統を世次にて示さむとて先づ、その源たる後深草院の條に世を加へたれど、その次々を動すこと能はず、そのまゝにせしものなるべし。次に杜撰なるは白山本と同じく

第九十四代花園院……五十一歳をましましき

とあることにして、これは白山本と同じく後人のさかしらなり。その他の杜撰は一々あぐることをせず。世人のこの本を善本と信ずるは痛ましきことなりとす。諸傳本中の最も惡しき本なり。

第七　慶安版本

版本としては慶安本を最も古しとす。群書類從本も版本たれど、既に述べたれば、これを除き、その他のものをあぐ。

一、慶安二年風月宗知刊行本　六册

誤脱少からねど、群書類從本の杜撰なるにはまされり。

二、標註校正神皇正統記　川喜多眞彦注　六册

慶安本を底本として評注を頭に加へ、慶應二年九月に出版したるものなり。この本は美濃判なるを明治十五年に半紙判六册に複刻せるものあり。大阪人の伊藤猪次郎といふ者の飜刻なり

以上の外に

守矢氏藏本　神代卷のみの殘闕　一册

阿刀氏藏本　神代卷及神武天皇までの殘闕一册あり。

これはいづれも室町時代の古寫本にして、零本なりといへども、神皇正統記の研究上重要なるものなり。これが寫本は永井行藏氏の好意によりて見るを得たれど、實物は未見のものなるのみならず、本述義には參照せざりしものなれば、說き及ぼさず。

神皇正統記論

一

神皇正統記の如何なる書なるかは世の熟知する所にして、ここに事々しく論ずるを要せざるものの如し。然れどもその本旨と特色とについてはなほ論ずべき餘地ありと思ふが故に、ここに管見を叙して世の教へを請はむと欲す。

世には本書を以て、歴史の一なりと說くもの少からず。如何にも國家創生のはじめより當代までの天皇を標出して、その時代にかけて意見を述べてあるが故に、その體裁より見れば歴史といはばいはれざるものにあらずといへども、これを歴史として見る時は頗る粗略にしてしかも往々誤謬あるものなり。その誤謬の點は著者匆卒の起稿なれば記憶の誤に出でたるものにして深く咎むべからざるものなるべしと思へども、歴史といふものの性質より見れば、かくの如きは看過し得べからざるものなり。かくの如く粗略にしてしかも誤謬あるものは果して歴史として十分の價値を與へうべきものなるか。然るにも拘らず、本書の信用と價値とは依然として千古に輝くものあり。これは單に歴史たりといふ事の爲にあら

ずして、本書の本領他に存するが故なることといふまでもなし。多少の錯誤はもとより瑕瑾として惜むべきことなれど、その本領とする點に照して考ふれば、その錯誤は大なる累をなすものにあらざるによりて本書は燦然たる光輝を以て千古を照すものにあらずや。本書を以て歴史なりとするものは一を知りて未だ二を知らざるものといふべし。

世には又この書を以て所謂文明史なりと說く者あり。而してこれを本邦に於ける文明史の嚆矢なりと論ずるなり。然れども本書は果して文明史なりといひうべきものなりや。如何にも本書には多少文化の由來を說き、文明の源委を述べたる點なきにあらずといへども文明史、文化史を以て目すべき一貫の理路は決して見るを得べきにあらざるなり。本書を目して文明史なりといへる論者は著者親房の偉大なる識見を賞揚せむが爲なるべからむとも思はれざるにあらねど、かくの如く見られては著者は寧ろその本旨の沒却せられたるを遺憾とすべきなり。

或は又本書を以て、史論となすものあり。如何にも本書は一面は歴史の如くにして到る所に自家の所見を披瀝してその史實を論じてあれば、史論といふ名目は毫も該當せずといはれざるなり。されど、史論とは何ぞや。世相一般につきてその推移の流れを論ずるものにあらずや。今この意を以て本書を見れば本書は如何にも治亂興敗の迹を論ずる點多きを以て一種の史論といはばいはれざるが如きものにあらず。然れどもこれを史論として見れば、本書は頗る不十分のものたりといふを免れず。たとへば大化の改新の如きは一言これを說かず、又その改新を誘ひたる源と目すべき氏族制度より官職制度にうつり

行く世相の一大變更の如きも亦これに觸れたる點を見ざるにあらずや。若し史論として本書を見るときは、その價値甚だ高きものとはいふべからず。しかも本書はその偉大なる識見を盛りたるが爲に燦然として千古を照すものなり。

されば、これを歷史とし、文明史とし史論として見るが如きは未だ本書の本旨と本領とを十分に認めたるものにあらずといふべきなり。

二

この書の本旨と本領との世に十分に認められざる事は上に述べたる如きさまなり。果して然らば本書は何を本旨とし、本領とするものなるか。

世には本書を以て皇統の正閏を論ずるものとし、これを以て本領と認むるもの少からず。この論をなす人のその精神は諒とすべきものあり。然るに本書一部を通じてこれを見るに皇統の正しき事と當に正しかるべき事とは到る處にこれを論說すれども、正と閏とを分つが如き相對的態度をとれる點は一も存することなし。著者の態度は皇統の正を闡明するにありて、閏と正とを甄別せよといふが如き、薄弱なる言論は一毫もこれを見ず、徹頭徹尾堂々たる絕對的態度を以て臨めり。されば、後人がこの書の說く所を以て皇位の正閏を識別する尺度としてこれに準據せしはこれもとより當然にして然るべき事なれども、本書を以て正閏を論じたりといふは、その見甚だ徹底せざるものなり。たとへば、これを卑近なる一例

を以てせむか。ここに一の定規あり。この定規を以て吾人はある線の曲直を檢する標準とするを得む。然る時にその定規を用ゐて曲直を檢したりといふ事は考へらるれども、定規そのものが、曲直を檢したりとはいひうべきにあらず。それと同じく、本書の說く所によりて吾人は皇統の正と閏とを判別することを得べし。されど、それと本書自身が正閏を判別したりといふこととは同一にあらず。今本書を見るに先にもいふ如く、皇統の正しき事と常に正しかるべき事とは直言憚らざるものなれば、若し、著者が、相對的態度を以て臨めるものならば、決してその閏なるものにつきて論破するを辭せざりしならむ。たとへば安德天皇の末と後鳥羽天皇の初との間には大いに論議すべき餘地あるに關せず、著者はこれを論ぜず。或る點より見れば、ここに著者に對して異議を呈すべき餘地の存するものなり。然るに著者はこれに論及せざるなり。これ蓋し最初より正統といふことを主眼として、その他を顧みるが如きことはもとよりその胸中に無かりしものならむ。これ一は著者の信念の確乎不拔にして他を顧みるが如き、薄弱なる思想の存せざりしが爲なるべく、一はもとより純一なるわが皇統の本質必ずかくあらざるべからざるが爲なりしなるべし。この故に皇統の正閏を論ずるを目的としたりといはば、著者は地下に於いてなほその本旨の十分に認られざるを遺憾とすべきなり。

然らば本書の本旨と本領とは如何なる所に存するか。この事は著者が、その著の中に明かに言へる所なり。曰はく、

神代より正理にて受傳ふる謂を述べん事を志して常に聞ゆる事をば載せず。然れば神皇の正統

記とや名け侍るべき(三八頁)

と。これ卽ちこの著作の精神なり、はた目的なり。卽ち著者は皇統の正しく繼承せらるるいはれを宣べんことを志して、普通に知られてある事實は載せずと明言せるなり。卽ち本書は史實を詳かに述ぶるを目的とせるにあらず。況んや、博識を衒ふが如きをや。當時兵馬倥偬、矢石の間に死生を賭せる際、あに閑人の閑事業に類する如きことを敢へてすべき餘裕あらんや。されば、本書ははじめより歷史として著したるものにあらざるや明かなり。これを文明史といはむも史論といはむも論ずる人の心々にまかすべき事ならむが、著者の本旨は然るものにあらざるはいふまでもなし。

惟ふに著者の一意心ざしたる所は、皇統の正しき事實と正しく繼承せらるべき道理とを明かにせむとするにありしならむといふことは、本書を熟讀せばおのづから領會せらるべきなり。

三

本書著作の精神はた目的は上の如くに明かなり。これを具體的に實現せむが爲に著者は如何にその說を述べしか。今これらの點につきて考察を試みむとす。

著者が、本書に於いて說かむとしたる要旨は一言すれば、皇位の繼承は神代の昔より一に正理によりて行はれたりといふにあり。ここに直ちに考へらるべきことは、この尊嚴なる皇位のよりて起る所の國體と、その皇位繼承の正しといふことの事實と道理とにあり。ここに問題は大局より見て國體論と皇位繼

承論との二方面に展開すべし。今まづ著者が國體について如何なる說を下ししかを見む。

著者の國體觀は本書の最初に喝破せる、

大日本者神國也。

の一言に盡きたりといふべし。この言簡にして要を得たりといへども、これを明細に示すにあらずば人をして首肯せしめ難かるべし。即ちこの意を明細に示せるもの、この一卷の書なりといはばいはるべし。しかも、そがうちに國體の尊嚴に主力を注ぎて說けるは初頭の數章なり。著者はわが國體の特色はわが國家が神成のものにして人爲にあらず、從つて他の諸國と建國の初より異なりといふことを力說せりこれ本書の初頭數章を費して印度及び支那の創世說をあげたる所以なり。然るにその印度の創世說を比較的に詳細に說けるを以て、著者を目して佛敎思想に惑溺せりと批議せるもの往々字す。然れどもこれ本書を熟讀せざるによるの罪に屬す。かく印度支那の創世說をあげたるものはこれを以てわが國家の創生と彼れらの創世說との區別をあげて內外國體の差異を示し、よりて以てわが國體の特色を明かにせむとの用意に出でたるものなるが、支那には創世說といふべき程のものなければ說くこと委しからぬなり。而してこれらの說をなさむとして先づ揚言して、

天地開闢の始は何くもかはるべきならねど三國の說各異也。(三國とは日本、支那、印度にして、當時知られたる世界のすべてなり)

といひ、わが國體と印度とを比較しては

我朝の始は天神の種を受けて世界を建立する姿は天竺の說に似たる方も有るにや。されども是は天祖より以來繼體違はずしてただ一種ましますこと天竺にも共類无し。

といひ、支那の國體に對しては一言を以て

伏犧氏の後天子の氏姓を替へたる事既に三十六、亂の甚しさいふに足らざるものをや。

と斷じたる所を見ても著者の本意は知らるべし。かくて神代の卷の最終に

窮あるべからざるは我が國を傳ふる寶祚也。仰ぎて尊み奉るべきは日嗣を受けたまふ皇になんおはします。

といへる、その本意の存する所甚だ明かなりといふべし。然るにこの周到なる用意を認むること能はずして印度思想に惑溺せりと論ずるは、これ實に本書をよく讀めりとはいふべからざるなり。

按ずるにかく、支那印度の國體と比較してわが國體の特色を說くことは、本書にはじまるにあらずして、本書よりも約二十年前に成りて乙夜の覽に供せし元亨釋書に既に存するところなり。その王臣篇の小序中に

予博見印度支那之諸籍未有此方之醇淑也。何者神世一百七十九萬二千四百七十餘歲、人皇二千年。一刹利種系聯禪讓未嘗移革。相胤亦然。閻浮界裏豈有如是至治之域乎。

といひ、篇末の論の中にも

吾讀國史邦家之根基根於自然也。支那之諸國未嘗有矣。

といひ、支那は中國といひ文物の國といふともわが國に及かざるを論じ、又印度の國體を論じて

天竺者閻浮之本邦也。猶有二此等簒亂一。況諸夷乎。

と斷じ、

夫有レ國以來不レ嬰二蠻夷之攘奪一者未レ有レ如二吾國之純全一矣。

といひ、或は

我見二竺支之事一如二我國之渾厚一者未二之有一矣。

といへり。されば、かく比較して論ずることは著者の獨創にあらずといへども、この方法はその意見が獨斷にあらざるを示すと共に、認識の基礎は差別に存すといふ理法にかなへるを以て、その論の內容は時世につれて進展すべしといへども、この論證の方法は今日に於ても合理的の方法として批難を加ふべき餘地なきものなり。

四

著者の國體論の方法につきては一往の論を經たり。次に論ずべきはその內容なり。

按ずるにわが國を神國なりとする思想は日本紀に既に見え、降りては貞觀十一年に伊勢大神宮石淸水八幡宮の二神宮に獻られし告文にも見え、又長元四年八月の宣命(小右記)等にも見え、その他、太神宮諸雜事記、東大寺要錄、平戸記、玉葉、玉蘂、吾妻鏡、平家物語等にも見えたれば、新らしきことにはあらず。然れども從

來の神國といふ觀念は茫漠たるものに止まりて、要するに神明の擁護したまふ國といふ程の意に解せられたりしが如し。然るに著者のいふ所の神國の意義はさる淺薄なるものにあらずして、

天祖始て基を開き、日神長く統を傳へ給ふ。我國のみ此事有り。異朝には其類无し。此故に神國と云ふ也。

と説明し、又これを要約して、

神明の皇統を傳へ給へる國也。(一九頁)

と説けり。これ實に著者が主張せる神國の意義にして、この神國たりといふこと即ちわが國體の特色たりといふことに歸す。おもふに、神國といふ思想の中核はまさに著者の說ける所の如きものにして、古來の人々も、これを感じてはありしならむ。若し然らずして神明の擁護したまふといふ程の意のみならばいづれの國か神國といひ得ざらむ。然るに古來わが國を神國なりと自重し來りし所以は、その根柢にこの思想が存したりしによるものならむ。然れども、これを明かにするもの一人も無かりしが、ここに著者の喝破によりてはじめて神國といふことの眞意をさとるに至りしならむ。この點より見れば、恐らくは著者は國體學の史上空前の境地を開拓せしものといひて可なるべし。

著者が國體學史上空前の境地を開拓せしものなりといふことはそれが先蹤をなすもの無きにあらずといふにあらず。たとへば、比較研究によりてわが國體を正當に認識せむとするが如き方法は、恐らくは元亨釋書の蹤をふめるものなるべし。されど、釋書に於いては神國の說明を見るを得ざるなり。これ吾

人が先蹤あるべきを認めつつも、かの神國の意義に於いては著者がはじめて喝破したるものと信ずるものなり。

この先蹤につきて事の序に一言すべきことは、世には本書を目して日蓮の影響を受けたりとか、若くはその後繼なりと論ずる點なり。本書の說く所は日蓮の說く所などとは日を同じうして語るべき程度のものにあらざるのみならず、日蓮が如何程わが國體の眞義を知りて在りしかは一の疑問なれど、今は之を論ずべき際にあらねば默すべきが、この著者が、日蓮といふ人物の存在を知りしか否かは一の疑問なり。假りにその人の存在を知りたりとしてもこれを認めしか否かは明かに疑問なり。著者の主義として佛敎の盛衰の大綱は洩すことなくこれを記せる筈なるに、日蓮の名も主張も宗義も更に言及せるを見ず。この故に、大町桂月はこれらの點を評して、

佛臭の親房が傳敎弘法を力說するはさもあるべし。傳敎の天台、弘法の眞言を說くついでに傳來せる諸宗を說いてその要を得たり。獨り怪む、傳來の諸宗のみを說いて一言も淨土、眞、日蓮の三宗に及ばざるは、知らざりしか、輕視したりしか、ひろく諸宗を容れよと說きながら自家撞著に陷る、惜むべき哉。

とまでいへるなり。然れども、これも今を以て古を論ずるものにして、本書よりも約二十年前に成れる佛敎史專門の書たる元亨釋書にもこれらの三宗を認むることなく、その祖たる三人のうち、法然のみは傳もあれど、他の二人は傳だになきなり。されば、これらは當時未だ勢力微弱にして一部の信者間には傳りた

れど、弘く世に認められざりしものならむ。これを以て親房を責むるはもとより酷に過ぐるが、それはさておき、本書を讀まむものは、その日蓮の思想が本書に影響したりといふべき餘地の存せぬを認むるをうべし。

要するに著者の神國の說明はこれ獨特のものにして又破天荒ともいひつべきものなるが、それど同時に最もよくわが國體の特色を發揮したるものといはざるべからざるなり。

五

著者の國體論は「神國」の一語に盡くともいひうべきことと上に說ける如し。而してこの神國といふ思想の一方面は神道にあり。ここに國體と神道とは二にして一なる關係の存するを認むべし。この故に國體論はその源に溯れば勢、神道論に入らざるべからず。これを以て著者は到る所に神道論を說けり。これ決して好事の爲にも、博識を衒ふが爲にもあらずして必至の勢なればなり。この故に著者曰はく、

是、併ら神明の御誓新にして餘國に異なるべき謂れ也。抑、神道の事は容易く顯はさずと云ふ事有れども、根元を知らざれば、叨しき端とも成りぬべし。其の弊を濟はん爲に、聊か勒し侍り。(三八頁)

と。これ即ち國體の基は神道にありて、神道を知らざれば國體の根元を知るを得ずとするによるなり。

然らば、本書に說く所の神道は如何なるものぞ。

今この問題を提げて本書を檢するに、その說、隨處にあらはれてあれど、一系統をなしてこれを明かにせ

りとはいひうべからず。されど、著者の神道に關する識見は、元々集、東家秘傳、廿二社註記によりてこれを具體的に見るをうべく、而してそれらに說く所と本書に說く所と一致する點を見れば、著者の神道觀は本書に就かむよりも上の諸書に就くを捷徑とすべきなり。然れども、今ここに一二の要點をいはむか、著者の奉ぜし神道は所謂度會神道にして外宮の祭神につきては通說と異なる說あるものなり。本書雄略天皇の條にこの異說をあげたり。かくの如きはもとより採るべき說にあらず。然れども、當時最も進步せりと思はるる神道はこの度會神道なれば、著者がこれを學び、それを學びたるによりて多少偏する點ありしことは勢已むを得ざることとなりとす。

次に當時の神道は所謂純神道にあらずして佛法に習合せるところあり。度會神道の基づく所の神道五部書をはじめ、親房が親しく披閱したる類聚神祇本源の如きみなこの傾向あり。ことに八幡大菩薩に關する種々の事項の如きは佛教の思想を以て神道に附會したるものたるは顯著なりとす。その八幡の名稱を八正道に融合せる點など附會の說たることは疑なしといへども、それやがて八正の道德修養に資する點大なりしことを思へば、この附會は無意義無效力のものにはあらざりしなり。なほ又この度會神道は同時に支那傳來の陰陽五行說、及び宋學の理氣說にも影響を受くること少からざるものなり。而して度會神道は後世の所謂純神道に比ぶれば、甚だ雜駁なるものなれど、佛教、道教、儒教を包含して、その長をとりて以て自家の藥籠中のものとせむとするその態度は、全然排斥すべきにあらず、一面よりいへば、神道が學的組織をなさむとする當初に於いては已むを得ざりしものなるべく、又汎く思想的に見れば、かくの

如き包容的の態度は自ら大に至らむと欲するものゝとるべき態度なるべきか。

かくの如くなれば、著者の神道說は一見甚だ雜駁なりといふべきなり。然れども、その中心思想は儼然として動かざるを見る。この神道は佛敎に習合し、本地垂迹の思想も明かに存し、佛を抑へて神道を揚ぐる思想は未だ見ずといへども、然も佛を主にして神道を抑ふることは毫もこれを見ず。はた愚管抄の如く佛法を主とし王法を客とする思想は全くこれを見ず。いづこまでも國體と神道とを中心とせることは明かなり。ただその神道といふ、內部に佛敎の或るものが要素として含有せられてありといふに止まり、佛法の思想を以て國體に逼るが如き態度は一毫もこれを見ざるなり。道敎儒敎とても大體かくの如き關係にあるものなり、されば、この神道はその內包には佛、道、儒の三敎の或る要素を含むといへども、神道がその中心となり、主となりてそれらを補助分子として含めるものなれば、主客を顚倒せるが如き錯誤は無しとす。又當時もさま〴〵の神道說ありしなるが、著者はそれらの雜說に惑はされず、一意純正なるものに就かむとせしことは次の言にてこれを推知すべし。曰はく、

凡神書にさま〴〵の異說有り。日本紀舊事本紀古語拾遺等に載せざらん事は末學の聟偏に信用し難かるべし。彼の書の中に猶一決せざる事多し。況や異書に於きては正とすべからざる歟。（四八頁）

ここに舊事本紀をあげて、古事記をあげざるは遺憾なきにあらずといへども、それは時世の未だ到らざるものとして、著者を責むるに躊躇せざるべからず。とにかくに著者が正しき古典以外に據るべからずと

せる態度は、學問的に見て正々堂々たるものにして、その精神に於いては後世の純神道家と一毫も讓らざるものあり。

以上の如き態度をとれる神道說、以上の如き精神によれる神道觀をもつてして臨めるものなれば、その說雜駁なるが如しといへども毫も國體に累を及ぼすことなく、よく國體の本源を明かにし得たるものとす。

さて又その神道論は一面に於いて下に論ずべき神器論に密接の關係を有し、一面に於いてこれも下に論ずる君德論、政治論と關係を有するものなり。かくの如くにして著者の本書に說く所は思想的には結局一丸となるべきを豫想しうべし。

著者の國體觀とその基たる神道觀とは大略上の如し。次に論すべきは皇位繼承論なり。

六

皇位繼承論は本書にいふ神皇正統の論なり。而してこれが本書の本領にして書の名もこれによりて起れり。この事は既に上に引ける著者の語にて明かなるが、後醍醐天皇崩御の事を記したる後に、

昔仲尼は獲麟に筆をたつとあれば、ここにてとどまりたく侍れど、神皇正統の橫しまなるまじき理を申し演べて素意の末をもあらはさまほしくてしひて注しつけ侍る也。（六九六頁）

かく首尾一貫して、

天地開けし始めより今の世の今日に至るまで、日嗣を受け給ふ事邪ならず。（三八頁）

といふ事を事實上より證明し、又理論上より說明せむと企てたるもの卽ち本書なりといふべきなり。要するに、本書一部の本旨、本領はここにありといふべきなり。

ここに考ふべきは、わが國の古より皇位の繼承につきて時には多少の問題も在りしならむに、正統といふ語を以て論をなししものを見ず。かの持統天皇朝の葛野王の論(懷風藻を見よ)稱德天皇朝の和氣淸麿の復奏等はもとより皇位繼承の本義につきて千古に輝く正論なれども、未だ正統の語を以てこれを論ぜしを見ず。今著者はこれを以て一書を著せり。これは何によるか、その理由と考ふべきものありや如何。從來、本書の著者を論ずる人々、著者が程朱の學をまなび、又資治通鑑宋朝通鑑等を繙きしこと(尺素往來による)の傳說あるに基づきて、本書を目し、宋の儒學及び朱熹の通鑑綱目にあらはれたる史學に由來する正統論などの感化を受けたる結果として生じたるものとせり。この論一往は首肯すべきが如くにして實は必ずしも當らざるなり。

抑も通鑑綱目は宋の朱熹が春秋の義に本づき舊史の書法を正して前代君臣の事蹟を褒貶せむと欲し、資治通鑑によりてつくりしものにして、その二三朝併立せるものにつきては正と不正とを區別し、正統を立てて綱とし僭と僞とはこれを分注するに止めて、一目瞭然たらしめたるものなり、その書法嚴密にして深く春秋の法に合するものとして朱學に於いてはこれを尊ぶこと經典に異ならざるものなり。しかも、これは朱熹にはじまるものにあらず。ただ朱熹に於いてこの事顯著嚴正にせられたりといふに止まるものにして、その基づく所の資治通鑑が、春秋左氏傳の續編として編纂せられしを見ても思半にすぐべ

きなり。

今本書を見るに、その正統といふ語及びそれに該當する觀念は或はこれらより得たりしならむ。然れども、朱熹の所謂正統なるものは、帝王の血統の連續にもあらず。又帝王の位の正しき授受をいふにもあらずして、天下一統の世をさし、若くは數朝併立の際に正朝と立つべきものを論定したるに止まりて、たゞ理論上の事に止まり、わが國の如く一系相うけて永く正統を傳へらるるものとは全然異なるものなれば、若し朱熹の正統論の影響をば本書が受けたるものとせば、そはたゞ「正統」といふ語と、これを强調すべきことを學びたりといふべき程度のものなり。而してその精神とする所を按ずるに、本書は朱熹若くは司馬光の末流を汲むにあらずして直ちにそれらの源頭たる春秋の精神によれりといふを妥當なりとす。もとより本書に載する秦漢以後の事蹟等は司馬光、朱熹等の著書より學び得し所も少からざりしならむが、精神は寧ろ春秋に在りしことは疑ふべからず。大義を明かにし、名分を正すこと、內を尊び外を卑むこと、王を尊び覇を賤しとすることと、これ明かに春秋の精神にして通鑑綱目によりてはじめ明かになりしものにあらざるはいふまでもなし。ただそれらを以て、これらを强調すべき模範とせしことは必ずしも無かりきとはいふべからず。

以上の外正統論を强調せしことはこれ時世の急調に迫られし結果なりしならむ。本書が皇位の正閏を論定せむといふ如き薄弱なる精神にあらざることに既に述べたる所なるが、當時足利高氏が、正統を無視して逆を以て世を隨へむとせしによりて正統の天皇ここにましますといふことを强調すべき必要て

迫られしが爲にこの論をなすに至りしならむ。この故に本書は正統論に言及する每に光輝萬丈、あらゆる邪說僻見を燒き盡さずんばあらざる槪あり。其の言壯烈、千歲の後、人をして感奮興起せしめずんばおかざるものあり。明治維新の原動力この一書に存すといはるることもとより當然にして、その原動力のやどるところこの正統論にありといふべきなり。

七

さてここに考ふべきはその正統といへるは如何なる意義あるかといふことなり。これには皇位の繼承といふ事とその繼承の正しかるべき事といふ二の觀念を含めるものなり。然らば、この皇位繼承の正しと目せらるべき點は如何なるものか。

わが皇位の尊嚴なることは本書にも引けるかの天壤無窮の神勅によりて明かなることとなるが、これを演繹すれば、その神勅の本旨によりてこれが無限に開展し行くべきもの、これその天壤無窮の本旨なりといふべきなり。されば、歷代の天皇はこれ天照大神の無窮の延長の其の一節にましまし、天祖の神意を體してこれを實現せらるべき方々にますといふことは明かなり。ここに於いて正統といふことは血統の上にては天祖の純なる尊嚴崇高なる血脈をうけられ、精神の上には天祖の神意を受けて、これを基として國家を統治せらるべきことをさすといふこと明かなり。ここに於いて正統といふことは、これ天照大神の御本意の發露といふことなりといふべき論を生ずべし。然もこの正統の論は、その正統が、事故なくして繼承せらるる時には一毫もこれを論ずる必要を感ぜず。この故に本書も亦この正統の論をなせる所

は繼體天皇、光仁天皇、光孝天皇の如く、皇位繼承の上に重大事件の存したりし時に關してのみいへり。たとへば繼體天皇の條に

但、皇胤絕えぬべかりし時群臣擇ひ求め奉りて賢名に依りて天位を傳へ給へり。天照大神の御本意にこそと見えたり。

といひ、光孝天皇の條に、

我國は神國なれば、天照大神の御計ひにまかせられたるにや。

といへり。これによりて考ふれば著者が正統といへることは祖神の神慮によりて定まるものといふに似たり。然れどもわれら凡人は神慮をはかり知ること能はず。凡人として皇統の正しく繼承せらるることを明かにせむには如何にすべきか。ここに著者はその神慮にかなはせらるべき條件として、道德を修め政治を正しくせらるべきを强調せり。たとへば、武烈天皇の條に、

仍りて天祚も久しからず、仁德さしも聖德御座しか共此皇胤爰に絕えにき。……先祖大なる德ありとも不德の子孫宗廟の祭をたゝん事疑なし。

といへり。これによれば、天祖の神慮を體して聖德を世々につぎたまはば天壤無窮の神勅にかなひてここに萬世に傳はらむといふに似たり。果して然らば、著者は支那流の有德爲君の思想を以てわが皇統繼承の第一義とせるものなるか。

今著者の論を見るに、到る處に帝德論、道德政治論を鼓吹して、皇位の實質としては、天皇に道德ありて、よ

く道德政治を實現するに在りと主張するものの如し。もとより不德の君主不德の政治にては君主も國家も存續しうべきものにあらざれど、これが唯一絕對の條件ならば、わが特異の國體の尊嚴も支那の政治思想と何等の差異なきに到らむ。著者は果してかゝる思想を主張せしかといふに必ずしも然らず。繼體天皇の條に曰はく、

皇統に其人ましまさん時は賢き諸王おはすとも爭か望を成したまふべき。皇胤絕え給はんにとりては賢にて天日嗣にそなはり給はん事則又天のゆるす所也。

と。これによれば、皇胤を根本の條件とし、その正統にてつぎ給はむときは、賢さの度を以てこれを次第し奉るべきにあらずとせり。ここに於いてその皇統の正とは何をさすかといふ問題生ず　これにつきて著者は如何に說けるか。著者曰はく、

只我國のみ天地開けし始めより今の世の今日に至るまで、日嗣を受ふ給ふ事邪ならず、一種姓の中に於ても自傍より傳へ給ひしすら猶正に歸る道有りてぞ持ちましましける。(三八頁)

といへり。ここに傍より正に歸る道ありといへるは如何なる事をさすか。これはたとへば、光仁天皇の卽位を論じて、

天武世をしり給ひしより爭ひ申す人なかりき、然れども天智御兄にて先日嗣をうけ給ふ。當初逆臣を誅し、國家を安くし給へり。此君のかく繼體に備り給ふ猶正に歸るべき謂なるにこそ。

といへる如く、一時旁系にうつる事ありとも、所謂天定まつて人に勝つの理にていつしか正系にかへると

いふ意なるが如し。而してかの景行天皇の次に日本武尊立ち給ふべきに早世ありしかば、成務天皇傍より立ち給ひしかど、その次に日本武尊の御子仲哀天皇の立ち給ひしが如きをさせり。著者はかく傍正の系統を明かに示さむが爲に、仲哀天皇の時より以後天皇の代數と世數とを區別せり。これ一はその所謂正統こゝに在るを一目瞭然たらしめむが爲の用意と思はれたり。

かくて考ふべきはその系統の正と傍とは何によりて判別せりやといふ事なり。著者が後一條天皇の條に、

冷泉は兄にて御末も正統とこそ申すべかりしに云々。

といへるを見れば、正統といふは主として皇長子とその直系の方々との相繼がることにありとするを原則とするものゝ如し。この原則は實に萬世一系の皇統を永遠に持續せしむる根本原理にして、時に變ありて止むを得ざる場合の外はこの原則は嚴重に守らるべきものなり。然るにこの原則をば著者が嚴重に考へたりやといふに、必ずしも然らざるの疑あるを見る。これ余輩が、著者の偉大なる識見と功績とをば讃嘆するに於いて人後に落ちざらむことを期しつつも、この點に就いて少しく異論なきこと能はざる所以なり。

凡そ系統の傍と正とは、それが直系相續ぐか、兄弟相及ぼすかによりて區別するを根本義とすべきは著者をまたずして明かなり。今わが國が萬世一系の皇統を戴きたりとするはわれらの世界萬國にむかつて誇りとする所なるが、若し直系の子孫ましますに兄弟相及ぼすに及ばば、二系より三系に及び、こゝに動

の階となるべきなり。　事實上、わが國史を見るに、兄弟相及ぼされたる後には必ず國威を墜せるを見る。今少しくこれを說かむ。　仁德天皇の後、履仲、反正、允恭三帝兄弟を以て相及ぼされてより後、紛亂の端を開き、骨肉相殺すの悲劇を演ずること一再ならずして、皇統漸く微にして、遂に、越前の田舍より繼體天皇を迎へ奉るの一大事件を呈せり。　しかも繼體天皇の後また、安閑、宣化、欽明の三帝、兄弟を以て相及ぼされ、欽明天皇の後又敏達、用明、崇峻の三帝兄弟を以て相及ぼされ、內亂相つぎ國威漸く縮まり、天智天皇の時三韓を放棄する端既になれり。　天智天皇一旦、皇太弟を立てらるゝや、壬申の亂階こゝに生じたりといふべし。　桓武、天皇の後平城、嵯峨、淳和の三帝また兄弟を以て及ぼしたまひしかば、その間に藥子の亂あり、又皇太子の廢せらるゝもの二人、この間に立ち漁夫の利を占むる藤原氏既に專權の端を得て、終に陽成天皇の廢立を斷行する如き勢に至れり。　村上天皇の後は兄弟相及ぼさるゝこと恒例の如くなりて、皇統の純一こゝに保たれず、藤原氏の專橫その極に達せり。　後三條天皇より四代一系相續がれしによりて天下暫く平かなりしが、崇德、近衛、後白河三帝相及ぼされて、終に保元平治の大變を起して皇威ますます衰へ、土御門、順德二帝又兄弟を以て相つがれしが爲に朝廷に二黨を生じ承久の一擧かへりて皇威を失墜せしめ、後嵯峨天皇の後又後深草、龜山の二帝兄弟相及ぼされて、こゝに南北朝の大亂を誘ふ因となれり。　これを以て見れば、正統を論ずるものは第一に先づ直系繼承を根本義とすべく、その他のものは第二義とすべきなり。　然るに著者はこの根本義を嚴密に認めたりやといふに、余は未だこれを知らざるなり。　著者の說く所を見るに、かへりてこの兄弟相及ぼされたるを以て謙讓の美德を發揮せられたりとするものの如し。　たとへば、

嵯峨天皇の淳和天皇に讓位ありし際の事を叙して、

一旦國を讓り給ひしのみならず、行末までも授けましまさんの御志にや、新帝の御子恆世親王を太子に立て給ひしを親王又固く辭退して世を背き給ひけるこそ有難けれ。上皇深く謙讓しましけるに、親王又かく遁れ給ひける、末代までの美談にや。昔仁德兄弟相讓り給ひし後には聞かざりし事也。

（三〇五頁）

といへるにてもその一端を知るべし。もとより謙讓は、兄弟相爭ふに比すれば、倫を絕する美德なれど、皇位の繼承は國家の絕大公事にして區々たる私德を以て律すべきものにあらず。はた又皇位の繼承は天皇の祖宗に對せらるゝ第一の本務にして、私的の權利にあらず。然るに著者はこの根本義にふれず、區々たる私德を以て、この一系相承の道の亂れむとする階梯を讚美するは何ぞや。余はこの點に於いて、著者の正統論は第一義に於いて正鵠を失へるものなりと認め、深く惜むべきものなりと思ふ。

八

正統記の名を標榜せるこの書が、正統の第一義に於いて當を失せりと認むることと上の如し。然れどもこれ或はこの論をなす余輩の偏見にして著者の譏を受くべきならむも知られず。今ここに方向を轉じて、その正統を繼がれたることを如何にして表明するかといふ問題にうつらむ。

わが皇位の尊嚴なるは、神代以來天祖の神勅のまにまに一系相承けて、かつてあやまらざるにあり。而してその尊嚴にして一系相承けてかはらざる事實を表明するものは實に三種の神器にあり。道理を以

て皇位を繼承せられたる天皇は必ず、その皇位繼承の實を證する爲に道理を以てこの神器を受けらるゝ事がわが國家創生以來かつてかはらざる事實なり。神國の實を目前に標示するものは實に神器にあり。この故に、著者は、

天地も昔にかはらず、日月も光を改めず、況や三種の神器世に現在し給へり。窮り有るべからざるは我國を傳ふる寶祚也。

といひ、又、

此國は三種の正體を以て眼目とし、福田とする事なれば日月の天を廻らん程は一も缺け給ふまじき也。天照大神の勅に寶祚のさかえまさん事天地と極りなかるべしと侍れば、爭か疑ひ奉るべき。今より行くさきもいと憑敷くこそ思ひ給ふれ。（五〇〇頁）

といひて、神器に就いて論議する所頗る詳かなり。

今著者がこの神器に關して說く所を觀察するに、まさしくその史實の記述と著者の神器觀との二方面ありと考へらる。

神器は皇位繼承の標識として傳へられしものなれば、この神器の由來を明かにせば、自然に皇位繼承の事實と皇位の尊嚴と同時に正統觀の誤らざるものとを得べきは見やすき理なり。この故に著者は論より證據の態度を以てこの史實を明確に傳へむと企てたるものゝ如し。

即ちその三種につきて各その起原と由來とを明かにし、これが、皇位の標識として授受せられしこと、崇

神天皇の御世に鏡劍を模造せられしことよりして、その一方は伊勢神宮、熱田の神と開展し行く次第、又その神器の神代以來今に儼然と傳はれる所を叙し、一方は宮中なる內侍所及び劍璽の史上の事實を叙して毫末もそれらを曲筆して人を誤るが如き事なきは、眞に偉大なる見識といふべし。たとへば、天曆の時內裏炎上ありて神鏡災にかゝらせられし事を叙してこの時神鏡が南殿の櫻にかゝらせ給ひたるを小野宮右大臣が歎き申しければ、その袖にとび移らせ給ひたりといふ俗說の以前より行はれたりしを僻事なりと否定するが如き、公平なる態度といふべし。かくして叙し來りて、著者の當時この神器が後醍醐天皇より後村上天皇に正しく傳へられて芳野の宮に存すといふことを明かにし、よつて以て芳野の朝廷が正統たることを斷ぜり。本書の最後の到達點正しくこゝに存す。

神器の重きこと、又重んずべきことはもとより著者をまちてはじめて知らるべき事にはあらねど、著者がこの神器につきて本書に說く所は詳細にわたれり。これもとより然るべきことにして、この神器なくんば、何によりて皇位の正統を明かにし得べけむや。而して著者が神器の正しく授けられたるか否かを見てその皇位を正しく繼承せられたるか否かを判別すべきことを明かにせるは、かの天壤無窮の神勅を受けられたる瓊々杵尊の條に論ずる所に明かなり。

吾勝尊下り給ふべかりし時は天照大神三種の神器を傳へ給ふ。又後に瓊々杵尊にも授けましまししに饒速日尊は是を得給はず。然れば日嗣の神にはましまさぬなるべし。(七二頁)

これ、瓊々杵尊と饒速日尊とのいづれが正統にましますかを三種の神器を傳へられたるか否かによりて

判別したるものにして、皇統のはじめに於いて先づこの論をなす所のもの眞意まことに明かなりといふべし。

抑も著者のこの論はその源、舊事本紀に饒速日尊を以て瓊々杵尊の兄たりとするに基づくものにして、舊事本紀を信じたる點に於いて著しき弱點あるなり。然るに、著者かく饒速日尊を以て皇兄なりと信じつゝもなほ三種の神器を授けられぬを以て天日嗣にあらずと斷ぜる、その確乎たる識見は實に偉大なりといふべく、この精神即ちこの著一卷の精神といひて決して過言にあらざるべく、神皇正統の實はこの神器の授受によりて、はじめて明かに示されたるものなり。されば著者が、この神器に關する事實の記述に力をこむることもとより然るべきことなり。

要するに、神器の授受を正しくすることこれ神皇正統の根本義たるを儼然たる態度を以て宣言せるものの即ち本書なりとす。

著者は上の如く神器の由來と尊嚴とを明かにして世の蒙を啓かむとせるが、他面に於いてこの神器によりて示されたる思想をあげ示せり、これを著者の神器觀とす。

この三種の神器は皇位の絶對標識なると同時に、これは天皇の德と道とを示されたるものなりとすることこの著者の意見なり。即ち著者はこの三種の神器を以て儒教の所謂知仁勇の三德に該當するものを表象せられたりとしてこれを說くこと詳かにして、事に觸れてこれを述べざるなし。而して同時にこれを以て道德政治を行ふべき規準を示されたるものとせり。著者のこの論に似たるもの、むしろこの種

の見解の萠芽ともいふべきものは日本紀に既に見えたるものにして、これは決して著者の附會にあらざるべしといへども、これをかくの如く明かにせるは著者を以て著しとす。僧師錬の著したる元亨釋書中三種神器を論ずることありて、これが神聖を說くこと力めたりといへども未だ著者の如き論に觸れず。この點に於いて又著者は破天荒の地位に立てりといふべし。

顧みれば、この神器觀は一面著者の神道論に基づくものなるべきは疑ふべからず。而してその神道論は國體論と表裏の關係にあり、又この神器觀は神道論に基づき、その神器の神聖なるは國體の第一義たる皇位繼承の上に絕待的の關係あるものなれば、ここにこれらの意見はすべて渾然として一となるべきものなり。

かくしてこの神器觀として述ぶる所は帝德論となり、皇道論となり、更にこれを敷衍すれば、一般の道德論となり、臣道論となり、又一般の政治論ともなる。こゝに於いて著者の意見は一面に於いて國民道德論の源をもなすに至れり。

九

抑も著者の道德觀政治觀その要をとへばすべて三種の神器によりてこれを表明せられたるものとするを見る。著者は先づ神器の道德的意義を說きて曰はく。

鏡は一物を貯へず、私の心无くして萬象を照すに是非善惡の姿彰はれずと云ふ事无し。其姿に順ひて感應するを德とす。是れ正直の本源也。玉は柔和善順を德とす。慈悲の本源也。劒は剛利決

断を徳とす。智慧の本源なり。此の三徳を翕せ受けずしては天下の治らん事誠に難かるべし、(八一頁)

これは一面は著者の抱ける徳治主義の一端を説けるものと見らるれど、主とする所は著者の神器観即ち道徳観を表明せりとも見らる。かくてこの三徳中いづれが最も重きかといふに、著者は、

中にも鏡を本とし、宗廟の正體と仰がれ給ふ。鏡は明を形とせり。心性明らかなれば、慈悲決斷は其中に有り。

といへり。これ鏡の徳たる明卽ち正直を其の中心とすることを明言せるなり。この事は著者が、本書に反復して說ける所なり。たとへば應神天皇が八幡の神とあらはれ給ひて八正道を説き給ふとせるがそれにつきても

凡そ心正なれば、身口は自ら淸まる。三業に邪なくして內外眞正なるを諸佛出世の本懷とす。神明の垂迹も又是が爲なるべし。(一五九頁)

といひ、

天照大神も只正直をのみぞ御心としたまへる。(一六三頁)

といひ、更に又この正直の教は神道の極致とする所以を切言せり。曰はく、

されば二所宗廟の御心をしらんと思はゞ只正直を前とすべき也。大方天地の間ありとある人陰陽の氣を受けたり。不正にして立つべからず。殊更に此國は神國なれば、神道に違ひては一日も日

月を戴くまじき謂れ也。

といへり。

然らば、その正直とは如何なる事をいふか。　著者曰はく、

　但、其末を學びて源を明めざれば、事に望みて覺えざる誤あり。　其源と云ふは、心に一物を貯へざるを云ふ。　然も虚無の内に留るべからず。　天地あり、君親あり、善惡の報影響の如し。　己が欲をすて、之を利するを前として境に對する事鏡の物を照すが如く明々として迷はざらんを誠の正道と云ふべきにや。(一六六頁)

と。　誠を說きて、かくの如く、切實周到なるもの蓋し稀なり。　まことに至言といひつべし。

然らば、その正直の德を養ふ道如何。　著者曰はく、

　少しの事も心にゆるす所あれば大きに誤まる本と成る。　周易に霜を履て堅氷に至ると云ふ事を孔子釋しての給はく、　積善の家に餘慶あり、積不善の家には餘殃あり。　君を殺し父を殺す事も一朝一夕の故に非ずと云へり。　毫釐も君をいるかせにする心をきざす物は必ず亂臣となる。　芥蔕も親をおろそかにする形在る者は果して、賊子となる。　此故に古の聖人、道は須臾も離るべからず、離るべきは道に非ずと說けり。(一六六頁)

と。　修德の心得としてはこれ亦間然する所なし。　而してその修德のはじめとして言語を愼むべきことを論ぜるは誠に肯綮にあたれりといふべし。　曰はく、

言語は君子の樞機なりといへり。白地にも君をないがしろにし、人におごることはあるべからぬことにこそ、先に注し侍りし如く、堅き氷は霜を踏むよりいたる習なれば亂臣賊子と云ふものは其始心ことばをつつしまざるより出で來るなり。(六六五頁)

といへり。

凡そ著者のこれらの論、道德の根柢、修德の心得として、言は簡なりといへども、よく要を得て、今日といへども、これ以上の理なく、又これを用ゐて盡くることなきなり。ことに臣たるものの道を論じて、

凡そ王土にはらまれて、忠をいたし命を捨つるは人臣の道なり。必ずこれを身の高名と思ふべきにあらず。(六六二頁)

と述べたるところ、道德の本性たる、道たるが故に行ふといふ眞理を一言にして喝破せるものにして火焰萬丈、千古を照すといふべし。これを以ても著者が優越せる道德觀を有せしを見るべし。

更に又道德を以て世の善惡を判斷すべき原理とせることは著者が屢所謂末世といふものの意義を說けるにて知らる。曰はく、

世の中のおとろふると申すは日月の光のかはるにもあらず、草木の色のあらたまるにもあらじ。人の心の惡しくなり行くを末世とはいへるにや。(六六五頁)

といへり。至言といふべし。然り而して、世の治亂は畢竟この德敎の行はるるか否かによるといふことを著者は信ぜり。故にかの保元平治の亂の際に朝廷よりして義朝に命じて爲義を斬らせられしことを

論じて、後

保元平治より以來、天下亂れて武用さかりに、王位輕く成りぬ。未だ太平の世に歸らざるは名行の破れ初めしに依れる事とぞ見えたる。(四六六頁)

といへるはこれ亦至言にして、治亂の機、一に德敎にかかりて存することを知れるものにあらずばいひ得ざる所なり。

以上の如くなれば、著者はその當時の世相に對してはその道德の敎の地におちたることをいたく憤りもし、又憂へもしたることは明かなるが、然らば著者はこれを悲觀せしかといふに、決して然らず。

代下れりとて自賤むべからず。天地の初は今日を初とする理あり。加之ず、君も臣も神を去る事遠からず、常に冥の知見を顧み、神の本誓を覺りて正に居せん事を志し、邪なからん事を思ひ給ふべし。(一六六頁)

と。これ豈に悲觀論者の言ならんや。又、後村上天皇の御世を申すとて、

いまの御門又、天照大神よりこのかたの正統を受けましく〳〵ぬれば、この御光にあらそひ奉る者やはあるべき。中々かくてしづまるべき時の運とぞ覺え侍る。(六九八頁)

著者のこの信念は短日月の間に容易に實現することを得ざりしが如くなれど、數百年を經て、今日の聖世を導き出したる、その原動力は著者のこの思想の力なれば、決して著者の勞は效なくして終れりといふべからざるなり。

以上述べ來りて、著者の論の根柢とする部分は略これを窺ひたり。然れども上述の目的の外に加へて帝王の學と道とを說き、又政治の要道を述べ、又臣たるものの道を論ぜり。今これらの方面につきて一往の觀察をなさむとす。而してこれらのうちに於いて帝王の學と道とを說くことは特に丁寧なりと思はるるが、先その點より說かむ。

惟ふに帝王學といふものありや否や、われこれを知らず。然れども、帝王をして君たる德を備へしめ、帝王をして帝王たる道を行はしめむことを說くものあらば、これを帝王學といひても可ならむ。かくの如き意を以てすれば、本書は帝王學の教科書といひても可ならむ。

先づその國體と皇位繼承との重大なる所以と事實とを知ること、もとより帝王に絕待的必要の事件なり。本書はこれを明かにするを目的とせること既に說ける所の如し。更に進みては本書は帝王たるものの德を修むべきことを力說せり。この事はかの三種神器の條にも力說せるが、更に、八幡大神の條の八正道の說明に於いてもこれを強く說けり。曰はく、

又此鏡の如くに分明なるを以て天下に照臨し給へ。八坂瓊のひろがれるが如くに曲妙を以て天下をしろしめせ。神劍を提げては不順る者を平げ給へと勅しまし〳〵けるとぞ。此國の神靈にして皇統一種正しくまします事誠に是等の敕に見えたり。(七八頁)

又曰はく、

此三種に就きたる神敕は正しく國を持ちましますべき道なるべし。(八一頁)

かくの如くにして祖宗の御精神を體してこの國に君臨せらるべきものなりとするが、著者の本旨なりと觀察せらる。著者曰はく、

我國は神國なれば天照大神の御計ひにまかせられたるにや。され共、共中に御誤あれば、暦數も久しからず、又終には正路に歸れ共一旦も沈ませ給ふためしもあり。是は皆自らなさせ給ふ御科也。(三三七頁)

と。又曰はく、

十善の戒力にて天子とは成り給へども、代々の御行迹善惡又まちまち也。かゝれば、本を本として正に歸り、元を元として邪を捨てられん事ぞ祖神の御心には叶はせ給ふべき。(三三七頁)

といへり。かくの如く、帝王たる實をあげられむにはその德を十分に供へられむことを必要とせり。この故に

聖德は必ず百代にまつらるとこそ見えたれ共、不德の子孫あらば、其宗を滅すべき先蹤甚多し。(一八八頁)

といひ、

かゝれば、先祖大なる德ありとも不德の子孫、宗廟の祭をたたん事疑なし。(一九〇頁)

といひて、反省を王者に求むること切實なり。

かくの如くにして著者は帝王の學の第一として修養を勸むること丁寧到らざるなし。然らば、この修むべき德は如何なるものかといふに、汎く人としての德すべてこれ帝王も修むべきものにして、その一般性につきていはゞ、特に帝王の德といひて狹くすべきにあらねど、帝王の帝王たる所以はその廣大覆はざるなき絕大なる地位にあれば、この德の大、その道の大は臣民などの局部に偏せるものと同日にして論ずべきにあらず。これ著者が、その帝王の德の修養にことに力を注げる所以なるべし。然らば帝王の德の修養は如何。

この事も亦一般の修養と同一にして特に帝王の修養としてあぐべき點なきが如しといへども、しかも帝王がその地位よりして往々陷り易き點あるにつきて著者は頗る力を致してこれを說けり。それは何ぞといふに、往々にして臣下の爲にその明を蔽はるゝが如き弊あることなり。この點につきては著者は頗る苦心せる所ありと見らる。應神天皇が讒を信じて武內宿禰を誅せむとしたまひし事を叙しては、

上古神靈の主猶かゝるあやまちまし〳〵しかば末代爭かつゝしませ給はざるべき(一五五頁)

といひ、又菅公左遷の事に關しては、

猶御幼年の故にや左相の讒にも迷はせ給ひけん。聖も賢も一失は有べきにこそ、其趣經書に見えたり。されば曾子は吾日三省吾躬と云ふ、季文子は三思とも云ふ。聖德の譽御座さんに付ても彌愼みますべき事也。(三五七頁)

といひ、到る所に帝王修德の心得を說けり。然してその具體的の御訓としては主として宇多天皇御遺誡

をあげたり。これ亦もとより當然の事として用意周到間然すべき所なしといふべし。

帝徳論に次いでは帝王の學問の必要を論ずること頗る丁寧なり。これも亦寛平の遺誡を基として論ぜるが、後宇多天皇の條に於いて、最も詳かにこれを痛論せり。ことに、

唐に仇士良とて近習の宦者にて內權を取り、極めたる奸人也。其黨類に敎へけるは人主に書を見せ奉るな。はかなき遊び戯れをして御心を亂るべし。書を見て此道を知り給はば、我輩は失せぬべしと云ひける、今も在りぬべき事にや。(五六八頁)

といへる、その言痛烈、奸佞の徒をして膽を寒からしむるものあり。ことに末の一言は千古にわたりて人主たるものの顧るべき要點たり。而して又帝王輔佐の大臣の恒に紳に書して忘るべからざる金言たり。かくの如くにして著者は帝王の學問の必要を到る處に力說せるが、その學問が一に偏するを不可として諸道を弘く知らるべきを論ぜり。この事は嵯峨天皇の條に說く所最も著しとす。その中に曰はく、

且は佛敎にかぎらず儒道の二敎乃至諸の道賤き藝までもおこし用ゐるを聖代と云ふべき也。(二九六頁)

この事は單に帝王の學たりといふに止まらず、王道としてかくあるべきを、その本源たる神道の精神よりしても著者は信ぜるなり。著者は神皇正統の道を說きて、さて曰はく、

此理を覺り、其道に違はずば內外典の學問も此に窮まるべきにこそ。されど此道の弘まるべき事は內外典流布の力也と云つべし。魚を得る事は網の一目によるなれど、衆目の力无ければ、是を得る

事難きが如し。應神天皇の御代より儒書を弘められ、聖德太子の御時より釋敎をさかりにし給ひし、是皆權化の神聖にましませば、天照大神の御心を受けて我國の道を弘め深くし給ふなるべし。（八二頁）といへり。これ卽ち儒佛二敎を以て皇道の羽翼とすべきことを主張せるものにして、帝王の學もまたこの態度に出づべきを精神とせり。かくてその學問は儒敎のみならず、佛敎にもわたるべく、佛敎に於いても諸宗を洽く知りたまはずば、帝王の道にたがふとして、これを說くこと一斑ながら、諸宗にわたれり。從來の學者、著者のこの用意を顧みずして、著者が佛道に偏せりとなす。余惟ふに、これ決して偏せるにあらず。當時人心のつながる所主としてこの佛敎各宗にあれば、それらの宗敎の如何を知らずしてわが國を治めむこと難かりしならむ。著者の見る所は單に信仰よりのみいふにあらずして、平々蕩々たる帝王の一視同仁の精神よりして洽く諸宗にわたり、諸道に通じてましますべきを主張とせるが爲なり。

著者は上の如き精神を以て音樂よりはじめ諸藝諸能につきても決して疎にせらるべからざるを論ぜり。かくの如き見地より見れば、著者が、支那の歷代を槪說せること、又儒敎佛敎道敎の祖とその敎の大旨を說くこととの如きは神皇正統の本旨より見れば、殆ど無用の言の如く見ゆることとなれども、實は帝王の學として必要の事たることを知るべきなり。著者のこの精神を酌まざるものは、又上述の支那歷代の興亡の如きは無用の言を弄するが如くに見ゆべきなり。

かくの如く支那歷代の興亡につきて注意を怠らざる著者が、わが國の政治上の治亂興敗に注意を怠らずしてその要をあげてこれを論ずることあるはもとより當然の事といふべし。これ一面より見れば、政

治史、文明史の如く見ゆる點にして、最初に論ぜし如く、本書が歴史なりと論ぜられたる點ここにあれど、これはもとより史論をなさむが本旨にあらずして、この治亂興敗の跡を論じて以て君德輔導の一端に供せむとせしものと見らる。この故にその論は單なる放言にあらずして、この治亂興敗の跡を顧みて以て政治を行はるべきを到る處に切言せるなり。

十一

この治亂興敗の跡を論ずるは上述の如く帝王學の一端として述べたりと考ふべきものなれど、その言を見るに、同時に執政輔佐の任に當るものの鑑戒とせよと論ずるところ少からす　これこの書が、帝王のみならず、執政輔佐の任に當るべき人にも參考になれかしと冀ひて編せるが故なるべし。而してその治亂興敗の迹を論じてこれを判ずるには一定の標準なかるべからず。ここにこれが標準としたる著者の政道論を一瞥せむとす。

先づ著者が政道の指針をいづれに求めたるかといふに、既にも述べたる如く、これを三種の神器によりて示されたりとするなり。そはかの正直慈悲智慧の三德を叙したる後に、

此の三德を翕せ受けずしては天下の治まらん事誠に難かるべし。神敕明かにして詞約かに旨廣し。剩へ神器に彰れ給へり。いと忝なき事にや。(八二頁)

といひ、又、

凡、政道と云ふ事は所々に注し侍れど、正直慈悲を本として決斷の力あるべき也。(六二八頁)

といへり。言簡なれど、政道の要をつくせり。正直は誠なり。誠ならざれば、すべての行動一切虚僞なり虚僞にして天下の治まるべき筈なし。されど、誠は一切の道の根柢にして特に政治の道にかぎるべからず。政治の道としてはその決斷にあることいふまでもなし。決斷なくして何の政治あらんや。著者の言簡にして要を得たりといふはこの故なり。

さてその決斷卽ち政道の要諦は何かといふに、著者は曰はく、

決斷と云ふにとりてあまたの道あり。一には其人をえらびて官に任ず。官にその人ある時は君は垂拱してましします。されば本朝にも異朝にも、是を治世の本とす。二には國郡を私にせず、分つ所必ず其理のままにす。三には功あるをば必ず賞し、罪あるをば必ず罰す。これ善をすゝめ惡をこらす道也。是に一もたがふを亂政とはいへり。(六二八頁)

と。これ卽ち政治の實地の方途を示せるものにして、一國の治亂興亡は一にこの三者の正しく行はるるか否かにかかりて存す。かくしてそれの詳細にわたりて論ずる所反覆丁寧にして治國の要諦をつくし、ことにかの建武中興の成敗に論及せる所、爲政者の服膺して常に鑑むべき所たるやいふまでもなし。ただその言頗る委しくして一々これを引用し得ざるを遺憾とす。しかも謬擧と尸祿とを戒むること痛切に、功を賞すると官に任ずるとを峻別すべきことを論じて濫賞を戒めたる如き、現代に於いてもまさしく服膺せらるべき金石の言たりとす。

以上叙する所は主として政治の形式なり。ここに其政治の實質につきて著者の論ずる所を見む。こ

の政治の實質は卽ち三種の神器の德の一として示されたる慈悲の政にあり、仁政にあり、この故に曰はく、

かくのごとく様々なる道を用ゐて民の憂を息め、各の諍なからしめん事を本とすべし。民の賦歛を厚くして自の心を恣にする事は亂世亂國の基也。我國は王種のかはる事はなけれども、政亂れぬれば、暦數久しからず、繼體も違ふためし所々に注し侍りぬ。(二九七頁)

といひ、

神は人を安くするを本誓とす。天下の萬民は皆神物也。君は尊くましませど、一人を樂しましめ萬民を苦むる事は天も許さず、神も幸せぬ謂れなれば、政の可否に隨ひて御運の通塞在るべしとぞ覺え侍る。(五四七頁)

といへり。

かくの如き見地に立てる著者の興亡史論は、そのかゝる所の一半はこの仁政如何によりて歸趨する所を示すものなり。この故に武家の政治につきても、著者は一概に否認することと能はざるなり。かの建武中興の成敗を論ずるうちに於いて曰はく、

凡保元平治より以來の亂りがはしさに賴朝と云ふ人もなく、泰時と云ふ物なからましかば、日本國の人民いかゞ成りなまし。此謂を能く知らぬ人は、故もなく、王威の衰へ武備のかちにけると思へるは誤也。(五四六頁)

といひ、さて、王政の復古につきて、それに該當すべき實績あるべきを主張せり。卽ち、

所々に中し侍る事なれど、天日嗣は御讓に任せ、正統に歸らせ給ふに取りて用意在るべき事の侍る也。（五四七頁）

といひ、

我國は神明の誓ひ掲焉くして上下の分定れり。然も善惡の報明かに、因果の理り空しからず、且は遠からぬ事共なれば、近代の得失を見て將來の鑑誡とせらるべき也。（五五二頁）

といふなり。この用意は如何なる事かといふといふに、著者が承久の變の論の中にいへる言に、

先、誠の德政を行はれ、朝威をたて、彼を尅する計の道在りて其上の事とぞ覺え侍る。且は世の治亂の姿をも能く知らせ給ひて私の御心なくば、干戈を動かさるる歟、弓矢ををさめらるるか、天の命に任せ人の望に隨はせ給ふべかりし事にや。（五二三頁）

とあり。卽ち民政に於いて眞に民心の悅服する所無くば、決して、眞の王政復古は得られずとするものたるや明らかなり。

かくの如き見地に立ちては勢やむを得ず、賴朝泰時が民政上の功を認めざるを得ざりしならむ。古來著者の賴朝泰時論は、識者の論議する所にして、かの伴蒿蹊の如き人をして「あやしぶに足れり」と評せしむるにまで至れるなり。神皇正統の記にして、又上下の分を正しくせむを本旨とする本書にして、上の如く、不臣の賴朝、泰時等を謳歌する如く思はしむる言議あるは、恐らくは著者の本旨にあらざるべし。然れど、時世の變、若し、これらの人々なくば、「日本國の人民いかにかなりなまし」と思ふ時に、自然にこの論に出でざ

るを得ざりしなるべし。而してこれは實に王者たるもの、又その輔佐の重臣に仁政を施すにあらずば、決して君主たるの實を完くするものにあらざるを教導せむが爲の苦衷より出でたる微言に外ならじ。その苦衷の微言を察せず、表面の語のみにて著者を論ずるが如きは、未だ著者の本旨をさとらぬものにあらざるか。この見地よりして余は大町桂月の見を以て群を絕せりとす。曰はく、

この一節仁政を力說す。賴朝泰時は虛にして仁政は實也。親房の賴朝泰時を褒むるは卽ち仁政を褒むる也。千古の公論也。

と。余曰はく桂月の論も亦千古の公論なりと。

抑も武家政治はわが國體よりして見れば、決して容認すべからざる變態なり。建武の中興はこの變態を正にかへされしなり。然れども、それに相當する實質を政治の上に具へずして失敗せるなり。目のあたりこの事實に直面せる著者の胸裡果して如何なるものなりしか。今よりして想像すること能はざる程の苦悶ありしならむ。而してこの變態を惹き起せる史觀は著者をして如何なる意見をはかしめたるか。

抑も、天皇親政の政治の上に著しき變態を生じたるは藤原氏の攝關政治を以てはじめとす。著者はこれを如何に觀じたるか。著者は淸和の御時藤原良房が人臣にして攝政たることの始を叙したる條に、

此天皇の御時良房大臣の攝政よりしてぞ、正しく人臣にて攝政する事は始りける。

とはいひたれど、これにつきては何等の批評を下さず、藤原氏が國政をとるは神代以來の宿命なりとするものの如し。されど、かくの如きはもとより藤原氏一家の言にして公論にあらず。著者がこれを議せざ

るものは時世上已むを得ざりし事なるべけれど、もとより公論にあらざるなり。更に又基經が廢立を決行したるが如きも決して臣節を盡したりといふを得ざるなり。しかも著者また「いと目出度し」と贊せり。かくの如くにして著者の攝關政治に對する議論は公正なりといふことは躊躇せざるべからざるなり。

かくてこの攝關政治の弊に堪へずしてこれを打開せむとせられしが後三條天皇なり。天皇はよく藤原氏の專横を抑へ給ひしかど、不幸にして世を早くしましまして、親政の基をかたくし給ふ遑あらざりき。白河天皇その後をうけて親政の實をあげられしかど、讓位の後院中にて政を知り給ふこと四十餘年。ここに前代未聞の院政といふ變態を起されたり。

院政についての著者の評論は肯綮にあたれり。曰はく、

增して此御代には院にて政をきかせ給へば、執柄は只職に備りたる計に成りぬ。されども、是より又古き姿は一變するにや侍りけん。執政世を行はれしかども、宣旨にてこそ天下の事は施行せられしに、此御時より院宣、廳下文を重くせられしに依りて在位の君又位に備り給へる計也。世の末になれる姿なるべきにや。(四二五頁)

と。この言、僅かに一二言せるに止まるやうなれど、能く味へば、千萬の言を費せるよりも有力なる批難なり。抑も攝關の政治は如何にも大權を干せる如くなれど、それは內部にての事にして、その行ふ所は一々悉く勅命及び、勅命によりて委任せられたる太政官の公式によりて執行せるものなれば、法規上一點の批議すべきものなし。これ著者がこれを容認するを得し所にして、この點より見れば、われらも亦同じく然

りといふに躊躇せず。即ちその頃は藤原氏專橫の實ありといへども、勅命を經るにあらざれば、一毫も自由にこれを行はざりしなり。即ち藤原氏は專橫なりといへども一天の君の主權を干犯することなかりしなり。

凡そ國家の主權が絕對最高唯一のものなる以上、在位の天皇の上にありてこれを左右するものの存すべき理なし。この故に、天皇讓位の後は、當代の天皇は血統上卑屬にましますといへども唯一最高の天位にましまする以上、法理上、上皇、法皇は臣下の地位にありといふべき關係にあり。この故に宇多法皇の如きは當代の君に上表して臣某と稱せらるるに至れり。かくの如きは臣民たるものより彼是の論議を加へ奉るべきものにあらざるべしといへども、法理の上より論ずればまさしく然るべきなり。隨つて遜位の上皇が政治に喙を容れらるるが如きことは存すべからざるものとせり。然れば著者は曰はく、

おりゐにて世を治らせ給ふ事昔はなかりし也。孝謙脫屣の後にぞ廢帝は位に居給ふ計と見えたれども、古代の事なれば確ならず。嵯峨、淸和、宇多の天皇も只讓りてのかせ給ふ。圓融の御時はやうやう知らせ給ふ事も在りしにや、院の御前にて攝政兼家のおとど承りて源の時仲の朝臣を參議になされたるとて小野宮實資大臣なんどは傾け申されけるとぞ。(四二四頁)

と。これ在位の天皇の上に加ふるものある時は天皇の神聖はここに害せられ、主權の最高絕對の地位は保たれざるが爲にして天皇を至上とすることは千古不磨の公規たり。然るに、この院政は天皇の上に院といふ實權者ありてこれを左右し、勅宣、太政官符の上に院宣、院廳の下文といふものあり、その勢力これを

左右するものあり、ここに天皇以上の實權者あらはれたることとなる。これもとより攝關の專横を抑へて、皇室に政權を回收せられむが爲の擧なることは明かなりといへども、天皇の法理上の大權が害せられたることとこれより甚しきはなし。これ著者が、

世の末に成れる姿なるべきにや。

と浩嘆せる所以なり。この弊政は、著者の時まで繼續せり。この故に本書を見ても、往々、

戊午の年卽位。巳未の夏四月に改元、元應と號す。始つかたは後宇多院の御政なりしを中二とせ計有りてぞ讓り申させ給ひし。(後醍醐天皇の條)

とあるが如く、御卽位と、御政とは別途になりしなり。かくの如きは、これ豈に變態といはざるべけむや。而してこの始は白河天皇の院政にはじまる。わが皇位の輕くなりしはまさしくこの時にあり。著者がこれを極言せしはもとより當を得たりといふべきなり。

かくの如き變態政治の行はれたるはこれもとより著者の主張する如く、人心の惡しくなれる結果に外ならず。論ずるまでもなく、この白河院の時よりわが國家は有形無形に變態を起したりしなり。これが爲に一轉して保元平治の亂となり、ここに平氏專權のはじめをなし、平氏の專權が因となりて反動的に源氏の勃興を促し、ここに武家政治といふ一大變態を生じ、公家の院政と內外相應じて、わが國家をば未曾有の變態政治に導きたるなり。この變態政治はもとより天皇親政の根本義に牴觸すること甚しといへども、勢蓋し已むを得ざるものありしならむ。

武家政治につきては著者はその創始に關して、

平氏滅亡してしかば、天下本の如く、君の御まなるべきかと覺えしに賴朝勳功誠に様なかりければ自らも權を恣にす。君も又打任せられにければ、王家の權は彌々衰へにき。

といひて一旦はこれを批難せるが、しかも勢の已むを得ざる所ありとしてこれを認めざるを得ざることをいへり。その承久の亂の論の中に曰はく、

賴朝勳功は昔より類無き程なれど偏へに天下を掌にせしかば、君としてやすからずおぼしめしけるも理也。況や其跡絶えて、後室の尼公、陪臣の義時が世に成りぬれば、彼跡を削りて御心のままにせらるべしと云ふも一往の謂なきに非ず。然れども白河鳥羽の御代の比より政道の古き姿やうやう衰へ、後白河の御時兵革起りて姦臣世を亂る。天下の民ほとほと塗炭に落ちにき。賴朝一臂を振ひて、其亂を平げたり。王室は古に復るまでなかりしかども、九重の塵も治り、萬民の肩も息まりぬ。上下堵をやすくし、東より西より其の德に伏せしかば實朝なく成りても背く物ありとは聞えず。是にまさるほどの德政なくして爭でたやすく覆さるべき。（五二一頁——五二二頁）

著者の武家政治に對する態度はまさにかくの如し。要するに武家政治は名教の廢れに因するものとして著者の根本主義よりいへば、もとよりこれを否認するものなりといへども、その民政は、當時の公家政治よりも遙にまされりとするものなり。この故に實際上、これにとりてかはるべきものの存在せぬ以上、王政復古の實はあがるべからずとするものこれ著者胸中の積鬱なりしならむ。しかもこれを建武の中興

に實現することを得ずして空しく言に寓して後代の知己を待てる、著者の苦衷を思へば、感慨無量なるものあり。然れども、著者のこの苦衷は六百歳の後にしてはじめて報いられたり。然らば著者のこの書を著しもの決して徒勞に終らざりきといふべきなり。

十二

著者の政治論は一面帝王の參考に供せむが爲のものにして、一面は執政輔佐の任に立つ者の訓誡とせるものあり。ここにその臣道を說ける方面につきてなほ一往の觀察を施さむ。

著者は政治論を說く每に、この執政の臣に注意を與ふることをば決して忘れざるなり。曰はく、

國の主ともなり、輔政の人ともなりなば、諸敎を捨て機を漏さずして得益のひろからん事を思ひ給ふべき也。且は佛敎にかぎらず、儒道の二敎乃至諸の道賤しき藝までもおこし用ちゐるを聖代と云ふべき也。(二九五頁—二九六頁)

といひ、又、

我國は王種のかはる事はなけれども、政亂れぬれば、曆數久しからず、繼體も違ふためし、所々に注し侍りぬ。況や人の臣として其職を守るべきにおきてをや。(二九七頁)

といへるが如きこれなり。

かくて一般に人臣の道を說けるは後嵯峨天皇の條下にあり。曰はく、

增して人臣として、君をたふとみ、民を哀み、天にせくぐまり、地にぬき足し、日月の照すを仰ぎても心

の黑くして光に當らん事をおぢ、雨露の施すを見ても、身のただしからずして惠に漏れむ事を顧るべし。朝夕に長田狹田の稻の種をくふも皇恩也。晝夜生井榮井の水の流を呑むも神德也。これを思ひも入れず、在るに任せて慾を恣にし、私を前として公を忘るる心在るならば、世に久しき理侍らじ。況んや國柄を取る仁に當り、兵權を預る人として、正路を踏まざらむにおきてはいかでか其運を全くすべき。(五四九頁——五五一頁)

と。更に後醍醐天皇の條に至れば、人臣の道を說くこと反覆丁寧にして一々これをあぐるに遑なし。今その要を摘めば、

されば よく先蹤を辨へ得失を勘へて身を立て家を全くするこそかしこき道なれ。愚なる類は淸盛賴朝が昇進をみて皆あるべき事と思ひ、爲義義朝が逆心をよみして亡びたるゆゑをしらず。(六三八頁)

といひ、

中古までは人のさのみ豪强なるをば誡められき。豪强に成りぬれば、必ずおごる心あり。果して身を亡し家を失ふためしあれば誡めらるるも理也。(六六三頁)

といへるが如き、いづれも、人臣の心得を說けるものなるが、そのうちにも、著者の一門たる源氏の論にその適切なる言の多きを見る。

皇胤の貴種より出でぬる人、蔭を憑みて、いと才なども無く、あまさへ、人に驕り物に慢ずる心も在ろ

べきにや。人臣の禮に違ふ事在りぬべし。寛平の御記に其端の見え侍りしなり。後をも能々鑑みさせ給ひけるにこそ。皇胤は誠に他に異なるべき事なれど、我國は神代よりの誓にて君は天照大神の御末國をたもち、臣は天兒屋の御流れ君を助け奉るべき器となれり。源はあらたに出でたる人臣也。德もなく功もなく高官に昇りて人に驕らば、二神の御とがめ在りぬべき事ぞかし。(三八〇頁)と。これ己が一族にさとすを主としたる言なるべきが、一般に人臣として心得べき事なるはいふをまたず。

著者自らがその一族をさとす上述の言を見ても、著者が如何に敬虔忠誠の人たりしかを見るに足るべし。かかる敬虔忠誠にしてはじめて言々句々人の肺腑に入ることをうるなり。

十三

以上、略本書の所說につきて論議を加へたり。ここに著者その人の識見、態度等につきてなほ一往の考察を試みむとす。

著者の國體觀、道德觀、政治觀は略これを述べたり。而してそれらの源泉たるべき著者の思想を考ふるに、その內容甚だしく多樣にして包容力の大なることは、蓋し比類稀なるものなるべし。

著者の思想は既に述べたる如く、神道佛敎儒敎道敎諸般の學藝一切を攝取してすてざらむとする態度に出でたるものなれば、その內容の多樣なると共に雜駁の弊を生じ易きなり。而もその思想を見るに、多少不純の嫌なきにあらざるは時世の罪としてこれを看過すべきものなるべし。而してその內容をなす

主たるものは神道と佛教と儒教との三者たりとす。かくてこの三者の關係を見るに、著者は能くその主客の別を心得てありきと思はる。

佛教と著者との關係は甚だ深く、著者は壯年にして既に佛門に歸し、爾來世を終ふるまでこれを棄てざりき。而して佛教につきての造詣の深きことは本書を一閲しても知らるべし。この故に論者往々著者を目して佛に佞せりとするものあり。然れども、余輩を以て見れば、著者が佛に佞せりとする處は一も發見せざるのみならず、かへりて反對の現象の存するを見る。この事は慈鎭和尙の愚管抄と比較する時に最もよく了解しうべし。

本書と愚管抄との關係につきては世に往々本書を以て愚管抄の亞流若くは後繼者の如くに說く者あり。然れども愚管抄の本旨と本書の本旨とは本質的に相容れぬものあれば、この說は決して當らざるものなり。もとより博覽なる著者が愚管抄を見ずとはいひ難く、强記なる著者が讀みたらば、その要を記憶したりしなるべく、又その襟度の廣き著者が、その意見の贊すべきはこれをとるに躊躇せざりしならむ。この故に愚管抄の言に似たる點の往々存するはもとより否定すべきにあらねど、本質的に異なること、下におのづから論及する如くなれば、これが後繼者たりといふは愚管抄をも本書をも味讀せざるものの臆斷に止まれり。

愚管抄と本書との思想上の著しく別なる點をいはゞ、愚管抄は王法佛法相互に助くるものとせるが、寧ろ佛法を重くし、それを以て王法を第二位におきて論ずる所少からず。本書が佛法を輕視せざるは勿論

なれど、それはもとより神道を助け、皇道の羽翼たるものとして、皇道が主となりて佛法を攝取すといふ態度に出でたり。この故に一毫も佛法の理によりてわが神皇の道を曲解せむとしたる態度を見ず。次ぎに愚管抄は佛者の所謂末世思想を以て當代に臨み、著しく悲觀的退嬰的なり。本書の末世の解釋の如き又、

代下れりとて自賤むべからず。天地の初は今日を初とする理あり。(一六六頁)

といへるが如きは、佛者の所謂末世末法の思想よりは夢想だにし得ざる堂々たる態度たり。又、

葺不合尊八十三萬餘年ましましゝに、その御子磐余彦尊の御代よりにはかに人王の代となりて暦數も短く成りにける事疑ふ人も有るべきにや。されど神道の事押して計り難し。眞に磐長姫の詛ひけるまゝに壽命も短く成りしかば、神の振舞ひにもかはり、軈て人の代と成りぬるにや。天竺の說の如く、次第有りて減じたりとは見えず。(九六頁)

といへるが如きは、毫も印度の創世說に累せられてあらぬを知るに足るべし。又、

又百王ましますべしと申める、十々の百には非ざるべし。極りなきを百と云へり。百官百姓など云ふにて知るべき也。(九六頁)

といへる所は、愚管抄の退嬰的悲觀的限定的の百王の解釋とは明白に對角線的に反對せりといふべきなり。加之、その名分論に於いて愚管抄は頗る模糊たるものありて、本書の公明正大なるものにはかけても及ぶべからず。更に又愚管抄は「道理」といふ曖昧なるものを捻出して時世變遷の解釋の原理とせるが、本

書が正統と神慮と仁政とを以てこれを論ぜるものと同日を以て論ずべきにあらざるなり。

次に儒教との關係如何。著者が儒教の影響を受けたることは著しきものあり。ことに宋學の影響を受けたることはその神道說の上にも見えたるが、春秋の本旨を體して大義名分を正しうし、內を尊び、外を卑むこと、王道を尊び、覇道を斥くるが如きは朱熹の學風によれる點もなしとせず。しかも朱學よりはその長を採れるものにして、その學風の陷り易き繁文縟禮の弊を受けざりしは多とすべきなり。抑も儒學をなすものの最も陷り易き弊はその學を貴ぶあまりに支那を尊び、わが國を輕んずることにあり。今著者はかゝる弊なく、よく內外の輕重を知れり。たとへば、孝靈天皇の條に、

異國には此國を東夷とす。此國よりは又彼國をも西蕃と云へるが如し。(一一九頁)

といへる如き一言にして、よく內外の別を明かにせりといふべし。

以上說く所の如く著者のわが國體を失墜せざらむ用意到る處に瞥見するをうべし。然りとて著者は自國を故らに誇大する精神は決して有せざりしなり。たとへば、扶桑の名につきて、

又扶桑國とも云ふ名もあるか。東海の中に扶桑の木有り。日の出る處也と見えたり。日本も東に有れば、よそへて云へるか、此國に彼木ありと云ふ事聞えねば確なる名には非ざるべし。(一四頁)

といへるが如き、その公平なる態度を見るべきなり。

この國名につきてなほ一言すべきことあり。本書のはじめにわが國の名につきて縷々述ぶる所ありてその言頗る委し。これ何の爲ぞといふに、儒教に所謂正名の精神より出でたるものにして、名の義を正

しくすることは、一面、古の精神を正しく傳ふることとなればなり。かくてかの百王の解釋の如き、愚管抄などの佛教惑溺者流の言と相距ること天地の差あるに至れるなり。

この正名につきては吾人はなほ一二論ずべき點あるを思ふ。本書を繙くものはわが國の主權者の名目として神代よりは「神」を以て標とし、神武天皇以降は「天皇」を以て標とせるが、その間に「神功皇后」を一代として加へたることは既に論ずる如く不徹底なり。されど、天皇として即位せられたるにあらねば、これを「皇后」として標出せることは當を得たりといふべし。かくて、村上天皇までは皆「天皇」を以て稱し奉るに、次代よりは冷泉院、圓融院の如く院を以て稱し奉り、天皇を以て稱し奉れるものは安德、後醍醐の二帝に限れり。これ著者の私意にあらずして、その頃よりの稱謂かくの如くにありしなり。この故に著者は冷泉院の條下に

此御門より天皇の名を申さず、又宇多より後諡を奉らず、遺詔在りて國忌山陵を置かれざる事は君父の賢き道なれども、尊號をとどめらるゝ事臣子の義に非ず。神武以來の御號も皆後代の定也。持統元明より以來遜位或は出家の君も諡を奉る。天皇とのみこそ申すめれ。中古の先賢の議なれども、心の得ぬ事に侍る也。(三九二頁)

と痛論せり。これ亦至當の論にして、名教の廢せむとするや先づ、名の正しからざるよりはじまる。而して、又名教を興さむとするや、先づ名を正しくするよりはじめざるべからず。かく、天皇の名稱を以て標出し奉れる安德天皇は御生前、院に在しまさず、又某院と稱すべしとの御遺詔も在しまさず。これによりて

諡號に基づきて、安德天皇と申し奉りしことは著者の記したる事にて明かなり。後醍醐天皇に至りては、かく天皇と稱し奉るべきことはこれ御遺詔に基づくものなること著者の告ぐることにて明かなり。ここにまた五六百年間の名分の紊れを矯正せられしことを見て、吾人は欣喜の情に堪へざるなり。この天皇にしてはじめて、王政復古の眞義を名に於いて正したまひたりといふべく、この臣にしてよくこの正名を千古に傳へたりといふべし。本書を讀まむ人ここの重大事を輕視することなかれ。

著者の正名の態度は、臣下の名を記す上に於いて嚴肅なり。今、後醍醐天皇の條について例をあげむか、四位五位の人につきては某朝臣といひ(義家朝臣、平義時朝臣等)三位以上の人につきては某卿(賴朝卿、源顯家卿)といふ。これ皆朝廷の公式に基づくものなり。かの己が子を源顯家卿といふが如きは、名分を心得ざるものには或は異樣の感を與へむか。されど、これは朝廷の公事にして家庭の私事にあらず。官職の尊重すべき事を知らば、この公と私との差別によることを正しく認識すべきなり。さればかの新田義貞の如きも、そのはじめには源義貞と記し、官位進みて後には義貞朝臣と記す。すべてかくの如し。されば足利高氏の名をば決して尊氏と書かざりしことは、これ亦かれが謀反せし以上、後醍醐天皇より賜はりし「尊」の字は當然召しかへされたるによるものなり。その記述に名分を正したりしこととこれらの例にて知るべきなり。而してこれまた一面、春秋の名分を正す精神に基づく所ありといひて可なり。

十四

要するに著者が儒教より受けたる所も概してその長を採りて短を棄てたりといふべきが、ただ一事、た

とへばかの嵯峨天皇の條に見ゆる、皇位を相讓らるゝことを以て美徳とするが如きは、かの泰伯の三讓を義なりとする精神より出づるものにして、王位を私物と見る支那には美徳とせるならむが、要するに私徳にして國家の大位をこれにて律するは不條理にして、わが國體の根本主義と容れざること既に論ずる所なり。然るに著者はこれを贊美せり。さればこの點に於いて著者また支那思想に累せられたる點なしとせざるなり。

なほこれらの外著者の態度に吾人の慊らざるものをあげむか。たとへば、神功皇后を攝政としたるは(淸和の條)もとより當然なるが、かくいひながら、これを第十五代としたるは矛盾と評する外なく、後鳥羽天皇の神器なくして踐祚ありしを是認するが如き、仲恭天皇をば代數にかぞへ奉らざるが如き、いづれも神皇正統の本義より見れば、著者の態度は不徹底と評するの外なし。

著者の論ずる所は槪していはば、包括的積極的にして、それが爲に多少不純の嫌はあれど、排他的消極的の弊なく、槪して日本思想の正系を得たるものと評しつべきなり。ことに如何に苦境に陷るとも悲觀を抱かず、自暴自棄に陷らず、あくまでも罪惡と戰ひて、正義の勝利を前途に認むるもの、これ眞に日本思想の正系たり。著者は、その正義の一行時はれざるさまに見ゆることにつきて說いて曰はく、

人は昔を忘るゝ物なれど、天は道を失はざるべし。さらばなど、天は正理のまゝには行はれぬと云ふ事うたがはしけれど、人の善惡は身づからの果報也。世の安からざるは時の災難也。天道も神明もいかにともせぬ事なれど、邪なる者は久しからずしてほろび、みだれたる世も正にかへるは古今の

理也。(六四四頁)

と。これまさしく正義が終局に勝利を占むべきを確信せるものにして、やがて王政の復古を導く原動力となれるものなり。

以上論ずる如く、著者に對しては吾人は徹頭徹尾讚辭を呈しうるものにあらずといへども、その功績はこれを缺陷に比較すれば、もとより論ずるまでもなく偉大にして、その偉大なる功績は永く感化を後世に及ぼして人心をして國體につきて純正なる觀念に目を醒さしむるに至れるその原動力まさしく本書にあり。

要するに、本書は國體の尊嚴を明かにして、これに對して正しき判斷を加へ、確かなる信念を樹立するを目的とせるものといふべく、わが國體思想の發達に一大時期を劃したる大著と評すべきものにして、著者のこれを著せる事情を見れば、昔、孔子が、天下を周遊して、その道の容易に行はれざるを見て、退いて七十子の徒と、五經を修め、春秋を筆削して天下萬世の嚮ふ所を知らしめたるにも似たりといふべし。

十五

按ずるに著者がこの著をなしゝは常陸國小田城に在りて、死生の衢に馳驅せし時にして、同時に芳野朝廷より後醍醐天皇晏駕の悲報の到りし時に在り。これを草しつゝ在りし當時の著者の胸中果して如何ぞや。內には絕世の英主と仰ぎし天皇に別れ奉り、新帝輔佐の大任を果しうべき臣僚果して誰ぞやの懸念あり。外には足利一黨のますく\跋扈せむの俱ありて、神皇正統の大義殆ど地に墜ちたるかの觀あり

し時にこの一篇を草せしものなり。吾人が多少の缺陥をとりて本書の批評をなすが如きは思へば僣越の事といはざるべからず。あゝ若しこの時に於いて本書出でずんば、わが國體は果して如何なる事になりたりしぞや。

本書一たび世に出で、天下の少しく良心あるものみなわが國體の本義をさとりしなるべく、北朝の臣僚將士、外面强硬なる如く裝ふものも內心、自ら疚しとせざるもの無かりしならむ　かくの如くにして南朝は漸く勢威を失ひたるが如くなれど、神皇正統の大義は本書によりて漸くに世に明かになりしその事證は歷々として存す。

今加賀國白山比咩神社に傳ふる神皇正統記を見れば、著者の薨後二年に北朝方の某なるものが、著者の家臣よりこの書を借りて傳寫せることを知る。本書がかく北朝側に傳へられしに及びては、早くもこれに對抗せむといふ企てのありしものゝ如し。かの群書類從本の神皇正統記の如きは龜山院の上なる第四十七世の文字を削りてこれを後深草院の上に加へたるものの、その後を如何ともすること能はずして止める滑稽を演出せり。又かの白山本の末には「光嚴院」乃至「稱光院」の略記を加へたれど、本書の文を如何ともすること能はざりき。又後土御門院の時に小槻晴富が編せる續神皇正統記は白山本の追加の順序を追ひて後花園院を加へて記事稍細かに、後土御門院を「當今」と標記せるものなるが、正閏を論ずることなし。

かくの如く北朝の系統に於いて種々の企てを行へりといへども結局は本書の主張を左右すること能

はざりしなり。これもとより當然の事にして、本書の說く所は天理の當然をいへるに止まりて、人爲の事にあらざればなり。かくの如くにして本書は結局、足利氏の幕府時代を通じて天下人心の標準となりしは甚だ奇異なる現象といふべきに似たり。たとへば彼の文安年中に撰せし太子傳玉林抄の如き、又同じ頃に觀勝寺の僧行譽が撰せし壒囊抄は室町時代の常識敎科書といふべきものなるが、それに本朝の史籍として主として引けるが本書なりしこと、又彼の生前自ら菅公にまされりと傲語せし一條兼良が將軍足利義尙の爲に治道を說ける樵談治要の如き本書の影響を蒙れりと認むべきなきにあらざるは人の知る所なるが、吾人が最も奇異に感ずるは本書と善隣國寶記との關係なり。

善隣國寶記は我國の外交史の最初のものにして、後土御門天皇の文正元年に僧周鳳の編せしものなり。その序の中に曰はく、

或問、此記之首略述神代事何也。曰、此方學徒讀震旦書者知其國山川人物、讀天竺書者亦然。吾國雖有六國史等書而讀者鮮矣。故知本國事者幾希矣。捨近取遠無乃左乎。今錄兩國相通之事、先當令人知吾國之爲神國之由故述十一二耳。此皆神皇正統記中所載也。其記過半倭字今改作漢字矣。

とあり。この言恰も現代人の弊を論ずるに似たれば、さる方にても讀者の一顧をわづらはすべき價値ありとす。かくてその首章は本書の國家の創始と國號の說明とを漢文に譯出したるものなり。而して曰はく、

右神皇正統記所載大概如斯。

と。かくて、本書を引用せる所、なほ少からず存す。

周鳳は瑞溪と號し臥雲山人の名を以て世に知られたる五山の名僧なり。足利將軍義敎の歸依をうけ永享十二年に相國寺に住持たり。嘉吉元年には將軍義政の請に應じて鹿苑寺(卽ち俗稱金閣)に住して僧錄司となり、翌年これを罷め、康正二年再び鹿苑に住して僧錄司となり職に在ること五年。應仁元年、また僧錄司となる。時に年七十七。文明三年後土御門天皇の召によりて戒法を授け奉れり。之を以て見れば、周鳳は一代の宗師として世に重んぜられし事を見るべし。而してその僧錄司の職たるや、天下の僧侶をすぶる所にして、同時に當時の外交文書を管理する職たり。これこの善隣國寶記の著ありし所以なり。當時僧侶は智識階級の第一に位したるものにして、五山はまさにその首位にあり。而して周鳳の地位はその最上にあり。かくの如き當時の思想界の第一人者にして宛然正統記の著者の更生せる如き態度をとれるを見れば、本書の思想が、室町時代の思想界の主位にすゑられてありしを見るべきなり。卽ち世相はますく甚しく亂れたる如しといへども、思想界の歸趨點は著者の時代よりもかへりて明かに示されたりといふべきに似たり。而してこれらの思想が、かの五山の使僧又倭寇の徒をして孟子を舶載することを拒ましめ、又豐臣秀吉をして「わが國は神國なり」と外交文書の冒頭に喝破せしめたるものなるべきなり。

かくの如くにして著者の國體論は漸くに世に認められて、進んで大日本史となり、明治の維新の原動力

ともなりじなり。更に又著者の神道論も一條兼良等によりて繼承せられて、漸次に改善せられ、著者の道德論も亦林羅山、熊澤蕃山、雨森芳洲等によりて繼承せられ、漸次に改善せられて今日に至れり。されど、それらの事は今一々說く遑を有せず。

顧みて、著者が室町幕府時代の思想界に於ける待遇を見るに、三光院內大臣(三條西實枝)が北畠具房に、著して與へたる三內口訣を見るに、曰はく、

於南朝昇進之人一切不用之候。然處此親房卿計北畠准后天下稱之候。御家規模無比類事候。廣才博覽所世之推候。

といひ、又、小槻晴富の著したる續神皇正統記にも

抑此記は北畠准后親房卿(當朝までも准后の號ゆるされしなり)南朝の寵臣として錄出せり。

といひたり。これは南北合一後南朝にての官位は一切認められざりしが、たゞ親房一人のみは、これを認めたることをいふにあるが、三內口訣も續神皇正統記もその理由をいはず。按ずるに、これたゞ、著者が博學廣才なるによるのみにあらずして、著者の主張は、如何にしてもこれを否定すること能はずして、實に當代の指南たりしが故なるべし。果して然らば、著者の主張は既に一世を風靡したるものにして、著者はまさしく國體思想上の宗師たりしものなりといふべきなり。

著者は、かの保元平治の亂を叙して後歎じて曰はく、

未だ太平の世に歸らざるは名行の破れ初めしに依れる事とぞ見えたる。

と。名教が、正義の勝利を導くべき唯一の指導原理たることといふをまたざる所なるが、この保元平治の亂もその源は攝關政治の創始の頃より萠せるものなれば、まさしく著者の時代より五六百年の昔に發せしものなり。かくて著者の時より五六百年の後にしてはじめて、眞正の意義に於いての皇政に復古し、國體の觀念も明かになれり。これを以て見れば、わが國史はこの前後一千年許の間に於いてこの一卷の神皇正統記を樞機として一大回轉をなせりといふべきに似たり。この書を讀まむ人宜しく眼を高處に置きて、この理を達觀し、名敎の興廢が如何に偉大なる力を有するかを鑑むべきなり。

昭和七年九月二十日　印刷
昭和七年十月一日　發行

神皇正統記述義

定價　六圓

著者　山田孝雄

東京市京橋區銀座西八丁目九番地
發行者　矢野國太郎

東京市京橋區銀座西八丁目九番地
發行所　民友社
電話銀座(57)二三〇〇
振替東京一四三四一〇〇〇

東京神田・明章印刷